國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
JUN 0 1 1993
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

毗曇部 二十六

西義雄譯

目次

（本丁）（通頁）
阿毘達磨倶舍論（全三十卷中自卷第八至卷第十六）……〔三四〇――六九四〕……一
分別世品第三の一（卷八）……〔三四〇――三七八〕……一
本論第三編　世間品……一
第一章　有情及び器世間論……一
第一節　三界……一
第一項　總說……一
第二項　欲界……一
第三項　色界……二
第四項　無色界……四
第五項　三界の名義……六
第六項　三界の數……九
第七項　三界の住相……九
第二節　五趣……一〇
第三節　七識住……一四
第四節　九有情居……一九
第五節　四識住……二〇
第二章　有情の種類と其の轉生論……二三

第一節　四　生……三三
第二節　中　有……三六
第三節　中有實有説の論據……三七
分別世品第三の二（卷九）……〔三七九——四二三〕……四〇
第四節　中有の形狀……四〇
第五節　中有の九門分別……四三
第六節　中有と四種の入胎論……四九
第七節　無我と中有及び輪廻相續論……五三
第三章　特に十二因緣と輪廻轉生論……五七
第一節　十二支の三際又は二際分別……五七
第二節　十二支の體……五八
第三節　四種緣起と佛陀の聖意としての分位緣起……六一
第四節　十二因緣を經が唯有情に約してのみ說く所以……六三
第五節　十二因緣と三世兩重因果の組織……六四
第一項　十二因緣の略攝としての惑・業・事……六四
第二項　惑と業と事との無始よりの相互相生關係……六五
第六節　緣起法と緣已生法との意義に就きて……六九
第七節　特に世親の十二因緣觀……七九
分別世品第三の三（卷十）……〔四二四——四六四〕……八五
第八節　特に、無明に就きて……八五
第一項　無明體實有論……八五

第九節　名色に就きて……八九
第十節　觸に就きて……九〇
第一項　六觸と其の體有無論……九〇
第二項　有對增語二觸……九二
第三項　八觸及び三觸……九三
第十一節　受に就きて……九四
第一項　六　受……九四
第二項　特に、受と觸との生起に關する時間的關係……九五
第三項　十八意近行……一〇〇
第四項　十八意近行の界繫分別……一〇三
第五項　十八意近行に關する諸問題と三十六師句……一〇四
第十二節　餘の支を略述する理由……一〇六
第十三節　惑業事としての十二因緣の喩說……一〇七
第十四節　四有と其の染・不染及び其の三界に於ける有無……一〇九
第四章　特に有情の住・沒及び三聚分別論……一一〇
第一節　有情の住と四食……一一〇
第二節　有情の沒時に於ける意識等に就きて……一一九
第三節　有情世間の生・住・沒に於ける三定聚に就きて……一二三
分別世品第三の四（卷十一）……〔四六五――五〇〇〕……一二六
第五章　器世間の構造並に有情の身量壽量論……一二六
第一節　三界の根本たる三輪安立に就きて……一二六

第二節　九　山……一二八
第三節　八　海……一三〇
第四節　四大洲……一三一
第五節　贍部洲の山河……一三三
第六節　地獄(捺落迦)……一三四
第一項　八熱地獄……一三四
第二項　八捺落迦の十六增……一三五
第三項　特に獄卒に就きて……一三八
第四項　八寒捺落迦及び孤地獄……一三九
第七節　傍生と鬼との住處……一四〇
第八節　日と月……一四〇
第九節　天器及び諸天……一四三
第一項　總　論……一四三
第二項　妙高山の四層級……一四三
第三項　三十三天……一四四
第四項　空居天……一四八
第五項　六欲天行婬の相……一四八
第六項　諸天の初生と其の形量及び言語……一四九
第七項　欲生と樂生……一五〇
第八項　天器の遠近……一五一
第九項　下天有情の上昇……一五三
第十節　特に諸天宮の量と三千世界……一五三
第十一節　有情の身量……一五四
第十二節　有情の壽量……一五八

第一項　善趣の有情の壽量……一五六
第二項　惡趣の有情の壽量……一五八
第三項　中　夭……一六〇

分別世品第三の五（卷十二）……〔五〇一――五三七〕……一六二

第六章　空間・時間等の量及び世間の成・住・壞・空等の論究……一六二
第一節　色（空間）と時との算定法……一六二
第一項　色・名・時の最少限界……一六二
第二項　空間（色の量）……一六三
第三項　時間の量……一六四
第二節　劫及び四劫……一六五
第一項　總　論……一六五
第二項　壞　劫……一六六
第三項　成　劫……一六八
第四項　住　劫……一六九
第五項　劫……一七一
第三節　諸佛菩薩……一七三
第一項　菩薩の長時を期して佛果を希望する所以……一七三
第二項　諸佛獨覺の世に出現する時……一七五
第三項　輪王輪附十方界一佛多佛論……一七八
第四節　劫初の有情と國王の協立……一八四
第五節　劫滅時の大小の三災……一八七
第一項　小の三災……一八七
第二項　大の三災……一九〇

分別業品第四の一（卷十三）

分別業品第四の一（卷十三）……〔五三八——五七九〕……一九九
本論第四編　業品……一九九
第一章　業……一九八
第一節　業論總説……一九九
第二節　身語二業の自性……二〇一
第三節　身・語の表業論……二〇一
第一項　表業に關する有部正量部勝論の主張……二〇一
第二項　經量部の形色非實有論……二〇六
第三項　經量部の表無表論……二〇九
第四項　有宗の表業論歸結……二一〇
第四節　無表業……二一〇
第一項　序説——經量部の假有説……二一一
第二項　有部の實有論……二一一
第三項　經部の有部無表實有論の論破……二一五
第四項　無表色に就きて毘婆沙師の正説……二二〇
第五節　業と大種……二二〇
第一項　表・無表の性としての大種……二二〇
第二項　無表と大種との前後……二二一
第三項　業と大種との地的關係……二二一
第六節　表・無表の類及びその大種……二二三
第七節　表・無表の性・界・地分別……二二四

第一項　總説……二二四
第二項　表・無表の三性分別……二二四
第三項　表・無表の界地分別……二二五
第八節　三性の根據……二二七
第九節　表業を發す心と二種の等起……二三〇
分別業品第四の二（巻十四）……〔五八〇――六二八〕……二四一
第十節　無表の三種……二四一
第十一節　律　儀……二四一
第一項　律儀の種類……二四一
第二項　別解脱律儀……二四二
第三項　近事・近住・勤策・苾芻等の律儀の安立……二四二
第四項　別解脱律儀の異名……二四五
第五項　機根と律儀との關係……二四七
第六項　斷律儀……二四八
第七項　意律儀と根律儀……二四九
第十二節　表・無表律儀・不律儀の成就……二五〇
第一項　無表の律儀と不律儀との成就……二五〇
第二項　處中に住する者の非二律儀の成就……二五一
第三項　律儀・不律儀者と處中の善惡の無表との成就關係……二五二
第四項　表業の律儀・不律儀の成就……二五三
第五項　不律儀の異名……二五四

第六項　表業と無表業との成就關係……二五五
第十三節　得戒の緣……二五六
第十四節　受戒に際しての戒の接續に對する要期……二五七
第一項　別解脫律儀……二五八
第二項　不律儀の期限……二五九
第十五節　近住律儀……二六一
第一項　近住戒を受方……二六一
第二項　八支具足の理由……二六三
第三項　近住戒を受くる者の資格……二六五
第十六節　近事と近事律儀……二六六
第一項　三歸依と近事……二六六
第二項　近事發戒の時……二六六
第三項　特に、律儀の上・中・下三品の差別的基礎……二七〇
第四項　特に、三歸依の體用……二七〇
第五項　特に、近事律儀と欲邪行……二七五
第六項　特に、近時律儀と虛誑語・離間語等……二七五
第七項　近事と遮罪……二七六
分別業品第四の三（卷十五）……〔六一九——六五八〕……六一九
第十七節　律儀・不律儀の得……二八〇
第一項　別解脫・靜慮・無漏三律儀の得し方……二八〇
第二項　律儀の得の範圍と動機……二八一
第三項　不律儀の得し方……二八五

第四項　經量部と毘婆沙師との律儀・不律儀の得に關する論難……二八六
第五項　不律儀等の無表を得する條件……二八八
第十八節　律儀・不律儀の捨……二八九
第一項　別解脱律儀の捨……二八九
第二項　靜慮律儀・無漏律儀の捨……二九四
第三項　不律儀の捨……二九五
第四項　處中の無表の捨……二九六
第五項　非色なる善・染汚法の捨……二九七
第十九節　三界五趣の有情と善・惡律儀の成就……二九八
第二章　經所説の諸業……三〇一
第一節　三性業……三〇一
第二節　福等三業……三〇一
第三節　順樂受等の三業……三〇三
第四節　三時業・四業・五業・八業説……三〇六
第五節　特に、四業説に基く諸種の業論……三〇八
第一項　四業倶時作と引業……三〇八
第二項　四業と三界五趣の有情の造業……三〇九
第三項　特に、欲界の中有の造業に就きて……三一〇
第四項　特に、定受業の相……三一一
第五項　順現報受の業……三一二
第六項　現生に造りて現生に受果する業……三一五

第六節　心受業と身受業……三一五
第七節　心狂業……三一六
第八節　曲・穢・濁の三業……三一八

分別業品第四の四（巻十六）……〔六五九――六九四〕……三二〇

第九節　黒等の四業……三二〇
第一項　黒白の四業……三二〇
第二項　無漏業と黒等三業との關係……三二二
第三項　黒等四業に關する異說……三二三
第十節　三牟尼業と三清淨業……三二四
第十一節　三惡行と三妙行……三二五

第三章　特に、十業道に就きて……三二六

第一節　善惡の十業道と妙行惡行との關係……三二七
第二節　十善道及び加行・後起と表・無表……三二八
第一項　根本業道と表・無表……三二八
第二項　加行及び後起と表・無表……三二九
第三節　特に、加行根本後起に就きて……三三〇
第一項　三者の差別と意義……三三〇
第二項　殺生業道と所殺生者の死時との關係……三三一
第四節　業道の加行等の三位と善・不善の三根との關係……三三四
第一項　不善業道と三不善根……三三四
第二項　善業道と三善根……三三八
第五節　惡業道の處……三三九

第六節　特に、殺生業道と得罪……三四〇
第一項　能殺者が所殺者の同時又は前時に死する場合……三四〇
第二項　能殺者が團體なる場合……三四一
第七節　業道を成ずる相……三四二
第一項　殺生業道の相……三四二
第二項　偸盗業道の相……三四四
第三項　欲邪行の業道の相……三四五
第四項　虚誑語の業道の相、附、見聞覺知論……三四七
第五項　雜間語麁惡語雜穢語の業道の相……三五二
第六項　貪・瞋・癡の業道……三五四

〔阿毘達磨倶舍論〕卷の第八〔分別世品第三の一〕[一]

本論第三編　世間品

第一章　有情及び器世間論

第一節　三界

第一項　總說

三界

已に三界に依りて心等を分別したり。今、次に説くべし、「三界は是れ何ぞや。各、其の中に於いて處の別に幾く有るや」を。[二]頌に曰はく、

[三](1)地獄と[四]傍生と[五]鬼と、[六]人及び[七]六欲天とを、
　欲界と名け、二十あり。地獄と洲との異なるに由る。
(2)此の上に十七處あり。色界と名く。中に於いて、
　三の靜慮に各三あり。第四靜慮には八あり。
(3)無色界には、處無し。生に由りて四種あり。
　同分及び命に依りて　心等を相續せしむ。

第二項　欲界

欲界

論じて曰はく、地獄(naraka)[八]等の四と及び六欲天と并びに

【一】分別世品。舊譯には分別世間品といふ。世又は世間(loka)とは界品の所說の如く、毀壞す可き(lujyate)無常の意あり。

【二】婆沙一九三、(毘曇部十七、二三頁以下)及び婆沙一三四卷(毘曇部十三、三七四頁以下)、舊譯卷六、一九八頁上以下、正理卷二一、光記卷八、一四八頁上以下參照のこと。

【三】(1) narakapretatiryañco
　mānuṣā ṣaḍ divaukasaḥ
　kāmadhātuḥ, sa narakadvīpabhedena viṃśatiḥ.
舊譯―地獄鬼畜生、　人道及六天、
名₌欲界二十₁、　由₌地獄洲異₁、
(2) ūrdhvaṃ saptadaśasthāno
　rūpadhātuḥ, pṛthak pṛthak
　dhyānaṃ tribhūmikaṃ,
tatra caturthaṃ tv aṣṭabhūmikaṃ.
向ㇾ上十七處、　名₌色界₁各各、
定三地於ㇾ中、　四定有₌八地₁
(3) ārūpyadhātur asthāna
　upapattyā caturvidhaḥ,
　nikāyaṃ jīvitaṃ cātra
niśritā cittasaṃtatiḥ.
無色界無ㇾ處、　由ㇾ生有₌四種₁、
衆同分及命、　依₌此心₁相續。

此の中、三界とは欲界色界無色界をいふ。之を細別すれば、地獄、傍生、餓鬼、人間、及び四天王衆天等の六欲天を欲界に攝し、更に地獄に八種の別有り、人趣に四洲の別有りて合計二十處に分つ。次に初天より第三禪天に至る各天に各三處の別有り。第四禪天には八處の別あり。合計十七處を色界と名く。

[九]器世間と、是れを欲界と名く。

六欲天

六欲天とは、[一〇]一に四天王衆天 (Cāturmahārājakāyikā-devā)、[一一]二に三十三天(Trāyāstriṃśā devā)、[一二]三に夜摩天(Yāmadeva)、[一三]四に覩史多天(Tuṣitadeva)、[一四]五に樂變化天(Nirmāṇarati deva)、[一五]六に他化自在天(Paranirmitavaśa vartinadeva)なり。

欲界の處の別

是の如き欲界の處の別に幾く有るや。

地獄と洲とに異あるが故に、二十と成る。

八大地獄

八大地獄を地獄の異と名く。一に[一六]等活地獄(Saṃjīva naraka)、二に[一七]黑繩地獄(Kālasūtra naraka)、三に[一八]衆合地獄(Saṃghāta naraka)、四に[一九]號叫地獄(Rauravanaraka)、五に[二〇]大叫地獄(Mahārauravanaraka)、六に[二一]炎熱地獄(Tapananaraka)、七に[二二]大熱地獄(Pratāpanānaraka)、八に[二三]無間地獄(Avīci)なり。

四大洲

[二四]洲の異と言ふは、謂はく、四大洲なり。一に[二五]南贍部洲(Jambudvīpa)、二に[二六]東勝身洲(Pūrvavideha)、三に[二七]西牛貨洲(Avaragodānīya)、四に[二八]北倶盧洲(Uttarakuru)なり。

是の如き十二と、并びに六欲天と傍生と餓鬼とにて、處は二十と成る。[二九]若し有情界をいはゞ、自在天より無間獄に至り、若し器世界をいはゞ、乃至風輪まで、皆、欲界に攝す。

第三項　色　界

色界十七天說

此の欲界の上の處に十七有り。謂はく、〔下〕三靜慮處には、

無色界には色法無きを以て處の別無きも異熟生の差別に四有り。此の四は唯生に由りて勝劣あるのみにして、處の上下あるには非ず。

此の無色界の有情は、有色二界(欲色)の有情が色身によりて心心所の相續するが如く、衆同分及び命根により相續す。

【四】傍生(tiryag-yoni)とは此の趣の有情の身は形傍形にして、行も亦多く傍行するものなるが故にかく名く。舊には畜生と譯す。(婆沙一七二毘曇部十五、三八二頁參照)。

【五】鬼(preta)。鬼とは婆沙論所說の二三に依れば、飢渇增し百千歲を經るも水の名を聞かず、或は腹の大なること山の如く、咽は針孔の如くなるが故に飲食に遇ふも、受食すること能はざるものなりといはれ、又、諸天の爲めに常に驅役せらるゝが故に鬼と稱せらるとも言はる。贍部洲の下五百踰繕那にある琰魔王界は一切の鬼の本の所住處にしてそれより流轉して處々に在り。此の洲中にも鬼あり、有威德なるは樹上等に在り、無威德なるは、厠、水竇、坑塹等にも居ると稱せらる。

【六】人(manuṣya)。彼れは增上の慢有り、或は思慮多し。故に名けて人といふと稱せらる。

【七】六欲天(ṣaḍ divaukasa) とは尊高明德熾にして、神用自在光明ありて晝夜を照すと稱せらる。而して、其の欲界にあるもの六を、六欲天と名く。

【八】等とは餓鬼畜生(傍生)人間の三を等取す。

【九】器世間(bhājana-loka)とは有情の所依たる世界なり。

【一〇】四天王衆天とは增上、廣目、持國、毘沙門の四天王の所領の天なり。

【一一】三十三天とは八の婆藪(vasava)と二のアシュヴ

各三有り、第四靜慮處には、獨り八有り。器と及び有情とを、總じて色界と名く。

初禪天

第一靜慮處に三有りとは、一に[三〇]梵衆天(Brahmakāyikadeva)二に[三一]梵輔天(Brahmapurohitadeva)、三に[三二]大梵天(Mahābrahmaāṇadev)なり。

第二禪天

第二靜慮處に三有りとは、一に[三三]少光天(Parīttābhadeva)、二に[三四]無量光天(Apramāṇābhadeva)、三に[三五]極光淨天(Ābhāsvaradeva)なり。

第三禪天

第三靜慮處に三有りとは、一に[三六]少淨天(Parīttaśubhadeva)、二に[三七]無量淨天(Apramāṇaśubhadevn)、三に[三八]遍淨天(Śubhakṛtsnadeva)なり。

第四禪天

第四靜慮處に八有りとは、一に[三九]無雲天(Anabhraka deva)、二に[四〇]福生天(Puṇyaprasavadeva)、三に[四一]廣果天(Bṛhatphala deva)、四に[四二]無煩天(Avṛhadeva)、五に[四三]無熱天(Atapadeva)、六に[四四]善現天(Sudṛśadeva)、七に[四五]善見天(Sudarśanadeva)、八に[四六]色究竟天(Akaniṣṭha deva)なり。

色界十六天說

[四七]迦濕彌羅國の諸の大論師は、皆、言ふ、色界の處は但だ十六有るのみなりと。

彼れ謂へらく、「即ち梵輔天處に高臺閣有り、〔是れを〕大梵天と名け、一主の居る所にして、別地有るに非らず。〔恰も世〕尊

イン(aśvin)と十一の魯達羅(rudra)と十二の阿提觀耶(āditya)なり。正法念經二十五(大正十七、一四三頁下)によれば所謂三十三天には次ぎの諸天ありといふ。(一)住善法堂天、(二)住峯天、(三)住山頂天、(四)善見城天、(五)鉢私陀天、(六)善俱吒天、(七)雜殿天、(八)住歡喜園天、(九)光明天、(十)波利耶多樹園天、(十一)險岸天、(十二)住雜險岸天、(十三)住摩尼藏天、(十四)施行地天、(十五)金殿天、(十六)鬘影處天、(十七)住柔軟地天、(十八)雜莊嚴天、(十九)如意地天(二十)微細行天、(廿一)歌音喜樂天、(廿二)威德輪天(廿三)月行天、(廿四)閻魔娑羅天、(廿五)速行天、(廿六)影照天、(廿七)智慧行天、(廿八)衆分天、(廿九)住輪天、(三〇)上行天、(卅一)威德顏天、(卅二)威德焰輪天、(卅三)淸淨天。

【一二】 夜摩天とは、舊譯唱樂天といふ。寶師光師共に時分天と譯す。蓋し彼の天には時時多分に快樂なるかなと稱するが故なり。

【一三】 覩史多天とは、舊譯善知足天。喜足と譯す。此の天には、その受くる所に對して喜足の心を起すが故に。

【一四】 樂變化天。舊譯化樂天といふ。自ら欲境を化し、其中に於て娛樂するが故に名く。

【一五】 他化自在天。他の所化の欲境に於いて、自在に樂を受くるが故に此の名有り。

【一六】 等活地獄とは、舊譯更生といふ。衆苦身に逼り悶ふること死するが如く、尋いで蘇ること本の如し。前に等しく活くるが故に等活と名く。

【一七】 黑繩とは、舊同、先づ黑索を以て支體を縛り、後に斬鋸さるるが故に黑繩と名く。

【一八】 衆合(舊、衆礚)とは、衆多の苦具俱に來りて身に逼り相殘ふが故に衆合と名く。

の坐する處を、[四八]「四衆が圍繞する如し」と。

第四項　無色界

無色界

無色界の中には、都べて處有ること無し。色法無きを以て方所有ること無し。[四九]過去と未來と無表と無色とは、方所に住せざるの理、決(定)して然るが故なり。但だ[五〇]異熟生の差別に四つ有り。一には[五一]空無邊處(ākāśānantyāyatana)、二には[五二]識無邊處(vijñānānantyāyatana)、三には[五三]無所有處(ākiñcanyāyatana)、四には[五四]非想非非想處[五五](naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana)なり。

四異熟生處

是の如き四種を無色界と名く。此の四は、處に上下有るに由るに非ずして、但だ生に由るが故に勝劣の殊有るのみなり。

無色界に方所無き所以

復た、如何んが、彼れに方處無きことを知るや。謂はく、[五六]是の處に於いて[五七]彼の定を得する者は、命終して即ち是の處に生ずるが故なり。復た[五八]彼より沒して欲・色に生ずる時は即ち是の處に於いて、[五九]中有起るが故なり。

無色界の心相續の所以に關する論攻

問　[六〇]有色界の一切の有情の如きは要ず色身に依りて心等が相續するに、無色界に於て生を受けたる有情は、何を以て依と爲して、[六一]心等相續するや。

答　[六二]對法の諸師は說く、「彼れの心等は、衆同分と及び命根とに依りて相續することを得」と。

世親破す　若し爾らば、有色の有情の心等も、何んぞ但だ[六三]此の二のみ

【一九】號叫(舊、叫喚)とは、衆苦に逼られて異類悲號し叫聲を發するが故に號叫と名く。

【二〇】大叫(舊、大叫喚)とは、劇しき苦に逼られて大酷聲を發し悲叫稱怒するが故に大叫と名く。

【二一】炎熱(舊、燒燃)とは、火、身に隨て轉じ、炎熾に、熱苦任へ難きが故に炎熱と名く。

【二二】大熱地獄(舊、大燒燃)とは、內外自他の身、共に猛火を出して互に相燒害し、熱中の極なるものなるが故に大熱と名く。

【二三】無間(舊、同)。苦を受くること、無間なるが故に、又は樂の間じること無きが故に、無間と名く。

【二四】洲(dviud)。須彌山を中山として九山八海ある中、最も外側にある。即ち外海中に、須彌山の四方に當りて一洲づつあるをいふ。之を四洲世界(Cātvārodvipakutoka-dhātavaḥ)と名く(本論第十一卷參照)

【二五】南贍部洲とは、舊に剡浮洲といふ。林に隨て名を立つ。吾等の住む世界は即ち之なりといふ。

【二六】東勝身洲(舊、同)とは、身形の南贍部洲の人に比して勝れたるが故にかく名く。

【二七】西牛貨洲(舊、同)とは、牛を以て貨幣に易ふるが故に名く。

【二八】北俱盧洲(舊、北勝生)とは、譯して勝處と云ふ。四洲の中最勝なるが故にかく名く。

【二九】若し云云。有情といふ立場よりすれば上は他化自在天より下は地獄までを欲界の有情といひ、器世間といふ立場よりすれば欲界の頂上即ち他化自在天の頂上より、下は器世界の最底とせらるる風輪までを欲界と名くといふ義。

【三〇】梵衆天とは、大梵天の所有の所化の領する所の故にかく名く。

【三一】梵輔天とは、舊、梵先行天といひ、大梵天の

に依りて相續せざるや。

有部の答 [64]有色界の生にては、此の二が劣なるが故なり。

世親の問 無色の此の二は、何に因るが故に強きや。

有部の答 彼の界の[65]二は、勝定に從りて生ずるが故なり、[66]彼の等至に由りて、能く色想を〔調〕伏すればなり。

世親難絶 若し爾らば[67]彼れに於いて心等の相續するは、但だ勝定にのみ依るべし。何ぞ別の依を用ひんや。

又　問 [68]また、今、應に說くべし。「如、有色界に生を受けたる有情の同分と命根とは、色に依りて轉ずといふ。無色の此の二は、何を以て依と爲すや」を。

有部の答 [69]此の二は、更互に相依りて轉ずるなり。

世親の問 有色の此の二は、何ぞ相依らざるや。

有部の答 有色界の生にては、此の二が劣なるが故なり。

世親の問 無色の此の二は何に因るが故に強きや。

有部の答 彼の界の此の二種は、勝定に從りて生ずるが故なり。前に說かずや。「彼の定は、能く色想を〔調〕伏す」と。

世親難絶 [70]是のごとくんば則ち還つて心相續の難に同じ。[71]或は心と心所と、唯、互に相依るが故なり。

經部の無色界心相續說 經部の師は說く、「無色界にて、心等の相續するに、別の依有ること無し。[72]謂はく、若し因が、未だ色の愛を離れずして、心

前に行列して侍衞するが故に梵輔と名く。

〔三二〕大梵天とは、廣く善の生ずる所の故に梵と名け梵卽大の故に大梵と名く。彼が中間定を獲得するが故に、成劫の最初に初禪中に生ずるが故に、又、最後に沒するが故に、威も德も等しく勝るが故に、名けて大となすなり。

〔三三〕少光天とは、自地卽ち第二靜慮天の中にて、光明最少なる故に少光と名く。

〔三四〕無量光天とは、光明の轉た勝にして、測り難きが故に名く。

〔三五〕極光淨天とは、舊、遍光天といひ、淨光の遍く自地の處を照すが故にかくいふ、又之を光音天とも名く。

〔三六〕少淨天とは、意地の樂受を淨と名け自地卽ち第三靜慮の中にて、此の淨の最小なるが故に小淨と名く。

〔三七〕無量淨天とは、此淨の轉た增して量の測り難きが故に名く。

〔三八〕遍淨天とは、此の淨の周普せるが故に遍淨と名く。

〔三九〕無雲天とは、所居の天の、雲の密合するが如くなる故に雲と名け、此の天以上には雲無きが故に無雲と云ふ。

〔四〇〕福生天とは、異生の勝福有りて、往いて生ずべき所の故に名く。

〔四一〕廣果天とは、異生の果の中、最も殊勝なるが故に名く。

〔四二〕無煩天とは、舊、無大求天といふ。此より以上を五淨居天といひ、專ら聖者のみの往生する處なり。此の中、無煩天とは、煩雜なく、而も五淨居中の最下に在るを以て、唯、無煩天と名く、亦、無大求天と稱するは、此の五淨居天に生ずる聖者は無色界に趣く

等を引起すること有らば、所引の心等は色と倶生して而も色に依りて轉ずるも、若し因が色に於て已に愛を離るゝことを得ば、色を厭背ずるが故に、所引の心等は色と倶生するに非らざるをもつて、色に依りて轉ぜざるなり」と。

[七三]第五項　三界の名義

三界の釋名　第一説

[七四]何が故に名けて欲等の三界と爲すや。能く自相を持するが故に名けて界と爲す。或は〔界は〕種族の義なること、[七五]前に已に釋するが如し。

[七六]欲の所屬の界を説きて欲界と名け、[七七]色の所屬の界を説きて色界と名く。中の〔所屬といふ〕言を略し去るが故に是の説を作すなり。[七八]胡椒の飲の如く、金剛の環〔と言ふ語〕の如し。〔而して〕彼の界の中に於いて色有るに非ざるが故に、名けて無色と爲す。言ふ所の色とは、是れ[七九]變礙の義或は[八〇]示現の義なり。彼の體の色に非ざるに、無色の名を立つるも、彼れは但だ色無きを用つてのみ、體と爲すには非ず。

無色所屬の界を説きて無色界と名く。中の言を略し去るの喩は前に説くが如し。

第二説

[八一]又、欲の界なるを名けて欲界と爲す。此の界の力が能く欲を任持するが故なり。色と無色との界も、應に知るべし、亦然ることを。

ことを求めざるが故に、かく無大求天とも名くるなり。

【四三】無熱天とは、意樂調柔にして煩惱を離るるが故にかく名く。

【四四】善現天とは、五品雜修の靜慮を得て果德の現はれ易きが故にかく名く。雜修靜慮に就きては本論卷第二十四を見よ。

【四五】善見天とは、雜修靜慮の障の、餘品が微となりて、見ること淸徹するが故にかく善見と名く。

【四六】色究竟天とは、嶽、無下といひ、此以上の有色の天あること無きが故に或は衆苦の所依身の最後の邊際なるが故に、色究竟と名く。

【四七】以下の色界十六處説は、初靜慮中の三處中、大梵天處と梵輔天處とを一處と見るが故に、初靜慮は二處となるに基く、然もこは亦、婆沙論の正説なり。

【四八】四衆とは、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷をいふ。

【四九】過去と未來云云とは、過去法、未來法、無表色及び無色界は、空間を占領せざる事は疑ふべからざる眞理なりとの義。ここに斯く言へるは、最後の無色に方處なきことを表さんが爲に、過去未來、無表などをも引合に出したるに過ぎず。

【五〇】異熟生云云。異熟業に空無邊處等の果を引く別有るが故に、異熟生に四の差別ありと記するなりとなり。

【五一】空無邊處とは、色を厭ひて無邊空を思ひ空無邊の解を作す處。

【五二】識無邊處とは、外空を厭ひて內識を思ひ識無邊の解をなす處。

【五三】無所有處とは、識も亦厭ひて無所有を思ひ無所有の解を作す處。

【五四】非想非非想處とは、下七定(四解及無色三定)の

欲の意義

此の中、欲と言ふは何の法を說くと爲んや。
[八三]略して說かば〔それは〕段食と婬との引く所の貪なり。[八四]經の頌に言ふが如し。

世の諸の[八五]妙境は眞の欲に非ず。
眞の欲は、謂はく 人の分別する貪なり。
妙境は本の如く、世間に住するも。
智者は、中に於いて已に欲を除く。

[八六]邪命外道、便ち尊者舍利子を詰つて言はく、
「若し世の妙境は眞の欲に非らず、
欲は是れ人の分別する貪なりと說かば、
[八七]苾芻は應に受欲人と名くべし。
惡分別の尋思を起すが故に」と。

[八八]時に舍利子、彼れに反質して言はく、
若し世の妙境が、是れ眞の欲にして、
欲は人の分別する貪に非ずと說かば、
[八九]汝の師を受欲の人と名くべし。
恒に可意の妙色を觀ずるが故に」と。

界繫と貪との意義

[九〇]若し法あり、彼の三界に於いて現行せば、此の法を卽ち三界繫と說くや不や。

爾らず。

如き麁想に非ざる故に非想と云ひ、無心に同ずるに非ざるが故に非非想といふ。

【五五】此の場合に於ける處（āyatana）とは光記によれば有情の生長する處の意にして、亦、無色の前の三處の名は、空無邊を思ひ、識無邊を思ひ、無所有を思ふといふ其の加行に從ひて名を立せしものなるが、非想非非想處は其の當體が昧劣なるに從いて其の名を立せしものなりと言ふ。

【五六】是の處とは、欲色界の何の處に於ても、彼の無色の四定を得せし處を是の處と言ふ。

此の意は、欲色界の何處にても彼の無色の定を得し處にて命終せば、其の處に於て、無色に生ずると言ふ意なり。若し無色に別處あらば、此處に沒して、彼處に往いて生ずと言ふべきも沒せし是の處と言ふが故に無色に方處なしとなり。換言せば、無色は其の定を得せし者には、欲界にても得られ、色界にても得らるゝが故に、器世間中欲界の二十處、色界の十七處に、上中下の區別あるが如き處の別なく、從つて無色に方處なしとの義なり。

因みに、大衆部は方處ありとす。

【五七】彼の定とは、無色の定。

【五八】彼よりとは、無色界の意。

卽ち以下、若し無色に方處あらば、無色より沒して、卽ち是の處にて中有を生ずとは言ひ得ず、必ず、欲界又は色界に往いて又は下りて、中有を生ずと言ふべきにかく言はざるは無色に方處なきなり。

【五九】中有(antarābhava)とは、死してより次生に生るゝ迄の中間的生命の存續態なり。
詳しくは此の卷の末を見よ。

【六〇】有色界とは、無色界に對して欲色二界の色ある界をいふ。

云何。

九一 中に於いて、三界の貪を隨增するものは、是れ三界繫〔の法〕なり。

問 此の中、何の法を三界の貪と名くるや。

答 謂はく、九二 三界の中にて各隨增するものなり。

難 九三 今、此に言ふ所は、縛馬の答に同じ。猶ほし馬を縛するは誰ぞと問ふ者あらんに、答へて馬主なりと言ひ、即ち彼れ復た馬主とは是れ誰ぞと問はんに、答へて〔馬を〕縛する者なりと言ふがごとし。〔今、言ふ所も亦、猶ほし是の如き而耳。然も〕、是の如き二の答は、皆、解せしめず。

答 今、此に云ふ所は、彼の答と同じからず。

九四 謂はく、前說の欲界の諸處に於いて未だ貪を離れざる者の貪を欲貪と名け、此の〔貪を〕隨增する所〔の法〕を、欲界繫と名く。前所說の色、無色の中に於けるも、其の所應に隨ひて當に知るべし亦、爾ることを。

異說 或は不定地の貪を欲貪と名け、此れを隨增する所のものを欲界繫〔の法〕と名く。諸の靜慮地の貪を色貪と名け、此れを隨增する所のものを色界繫と名く。諸の無色地の貪を無色貪と名け、此れを隨增する所のものを無色界繫と名く。

問 九五 欲の〔能變〕化心の上に於いて、如何にして、欲貪を起すや。

ここの疑問は、欲色二界にありては、衆生はその色身によりて生命を相續するに、無色界には無色身なしとすれば、何に依りてその生命の活動あるを得るやといふなり。

【六一】 心等の等とは、心所を指す、

【六二】 對法の諸師とは、主として大毘婆沙論に表はる正統有部一般諸師のこと、

【六三】 此の二とは、衆同分及び命根なり。世親は經部に同じて命根衆同分を假立として實體無しとするが故に有部の義を排してこの二の假有なることを立證せんとして此の問をなす。

【六四】 有色界云云。無色界の衆同分と命根とは、勝れたる無色定力に因りて得たる果なれば、共に有色定の衆同分・命根より強くして能く心々所の相續の役目を果し得るも、欲色界の二は、其力勝れず劣なるが故に、心々所の相續は色身に依りて相續すと說くなりとなり。

【六五】 二はとは、上の衆同分と命根なり。

【六六】 彼の等至云云。無色定の力によりて色想を征伏したる位なればその命根衆同分も色想を調伏し得ざる有色界のそれよりも、強しといふ答なり。

【六七】 彼れとは、無色界。

【六八】 又云云。前には無色界の心々所は何を所依として、自らを相續するやとの問を出したるが、今回は、更に其所依自身は亦何に依りて活動するやを問へるなり。

【六九】 此の二云云。命根は衆同分を所依とし、衆同分は命根を所依として、互に相依りて活動すとの義。

【七〇】 是のごとくんば則ち還つて云々とは、若し無色界の命根衆同分が互に相依りて活動すと說くならば、無色界の心々所も亦、同じく互に相依りて轉じ別に命

答

[九六]他より聞く所において、[九七]或は自ら退失して〔化心に於いて〕、彼の愛味を生ずるが故なり。[九八]或は化者の自在なる勢力を觀て、彼の化心に於いて、貪愛を生ずるが故なり。

[九九]若し心が能く香味二法を化すれば、此の能化心は是れ欲界繫なり。色界の心は、香味を化作すること能はざるが故なり。

第六項　三界の數

三界の數　問

是の如き三界は、唯、一のみ有りや。

答

三界は無邊なること、虛空の量の如し。故に[一〇〇]始起の有情有ること無しと雖も、[一〇一]無量無邊の佛の世に出でて、一一、無數の衆生を化度し、無餘の般涅槃界を證せしむるも、而も〔衆生の〕窮盡せざること、猶ほし、虛空の若きなり。

第七項　三界の住相

世界の住相

[一〇二]世界は、當に云何にして安住すと言ふべきや。

答

[一〇三]當に傍に住すと言ふべし。故に、[一〇四]契經に言はく、「譬へば天雨の滴ること、[一〇五]車軸の如くにして無間、無斷に空より下り澍ぐが如く、是の如く、東方にて、無間、無斷に無量の世界が或は壞し、或は成ずるあり、東方の如く、南西北方も亦復た是の如し」と。[一〇六]上下〔に住すと〕は說かざるなり。

異　脱

有るが說く、「亦、上下二方にも有り、[一〇七]餘部の經中には、十方と說くが故なり。〔故に〕、色究竟の上に、復た、欲界有り。

根衆同分に依ると說くを要せざるべしとなり。

【七一】或は云云。同分命根は勝定に依りて生ずるが故に相依るとす可くんば、心心所も亦、勝定に依りて生ずるが故に、又互に相依るとす可しとなり。

【七二】謂はく。以下は有色界の心等の相續は色(身體)に依り轉ずるも、無色界に於ける心等の相續には別の所依なくして轉ずる理由を明にす。其意に謂ふ。因位に於て色の愛を離れざるものは、生を易ゆるも同じく色に依らざるべからずと雖も、已に因位に於て色の愛を離れたるものは他生に於ても色を所依とすることなくして、而も心等を相續することを得るなり。無色界は實に、因位に於て色を調伏したるものの生ずる所なれば、心等の外に別に所依を要せずといふにあり。

【七三】婆沙一九三(毘曇十七、二三頁以下)、舊譯卷六、一九八頁下、正理卷二一、光記八、一五〇頁上、參照。

【七四】何が故に云云。三界の名義を明にす。

【七五】前とは、本論卷一第三節參照。

【七六】欲の所屬とは、欲のある所と言ふ程の義にして、欲界とは欲强きが故に、特に欲界と言ふなり。

【七七】色の所屬とは、色のある所といふ義なれど、こは前の欲界の命名とは、些か立場を異にするものにして、寧ろ次の無色界に對する命名と解するを至當とす。即ち無色界とは全く色のなき世界なれど、ここには侚ほ色のある世界といふ義なり。

【七八】胡椒云云。欲所屬界、色所屬界ともいふべきを、所屬の言を去りて欲界色界といへるは、恰も飲物の中に胡椒を入れたるを胡椒飲といひ、環の上に金剛石あるを金剛環と名くるが如しとなり。

【七九】變礙の義は五根五境の十に通ず。

【八〇】示現は色處の一に局る。

【八一】彼の體云云。四無色の體は、色に非ず、即ち變

欲界の下に於て、色究竟有るなり」と。

諸世界と離欲

一〇八 若し、一の欲界の貪を離るゝことある時は、諸の欲界の貪も皆、滅離することを得、色無色のを離るゝことも應に知るべし亦、爾ることを。

諸世界と神通

一〇九 初靜慮に依りて、通慧を起す時に發する所の神通は、但だ能く自の一一〇所生の界と梵世とにのみ住至するも、餘にはあらず、

一一一 所餘の通慧も應に知るべし亦、爾ることを。

一一二 第二節　五趣

五趣

已に、三界を說きたり。五趣とは云何。

頌に曰はく、

一一三 中に於いて、地獄等の自名を五趣と說く。

唯、無覆無記のみなり。　有情なるも中有に非ず。

五趣の名

論じて曰はく、三界の中に於いて一一四五趣有りと說く。卽ち地獄等にして、自名の如く說く。謂はく、前に說きたる所の地獄と、傍生と、〔餓〕鬼と、及び人と、天と、是れを五趣と名くるなり。

三界と五趣との相攝

一一五 唯、欲界に於いてのみ、四趣の全有り。三界には、各、天趣の一分有り。

趣は唯無覆無記なるに就きて

一一六 三界にして趣の所攝にあらざるもの有るも、而も界の中に於

礙もなく示現することも能はざる世界といふ意味にて無色界の名を立てたるものにして、色のなき所、卽ち無法を以て無色界と名けしにあらずとなり。

【八二】又云云。前には欲の屬する世界といふ意味にて欲界を解したるが、この說は、所屬の字を略したるに非ずして直に欲の界を解するなり。

【八三】略して云云。欲の本質が內心にあることを明す。從つて欲界といふは、所詮、內心に貪欲を有して、そを縱にする有情の住所といふことに外ならずとなり。

【八四】經とは、雜阿含十九、(大正二、一二七頁、中)及び雜阿含第二十八、(大正二一一九九頁上)法蘊足論卷六及婆沙一七三卷等を見よ。

こは外的方面に重きを置く、邪命外道の敎に對して內面生活を主とする佛敎の立場を舍利弗が明にしたるものなり。

【八五】妙境の境は五境なり、而も、此の五境は、眞の欲の體に非ず、眞の知の體は此五境を緣じて生ずる分別の貪なりとなり。

舊譯―世間希有不レ名レ欲、　於レ中分別愛名レ欲
　　　世間希有住不レ異、　智人於レ中唯除レ欲。

【八六】邪命外道(Ājīvika)。舊譯には尼乾子外道と翻す。

舊譯―世間希有若非レ欲、　汝說分別愛名レ欲
　　　比丘恆應受塵欲、　若起染汚塵覺觀。

【八七】苾芻云云。欲を外的に見ればこそ、外的妙境を厭離せんとする生活法をとれる苾芻卽ち乞士(比丘)を離欲者と言ひ得べけんも、內的生活を主として言はば比丘も亦受欲の人と言はざるべからず。何んとなれば

界に攝するも趣に非ざるもの

いて五趣有りと說くとせんや。

[一二七]有り。謂はく、善と染と外器と中有とは、是れ界の性なりと雖も、而も趣の攝にはあらず。五趣の體は唯、無覆無記のみなり。[一二八]若し此れに異らば、趣は相雜るべし。一趣の中に於いて具さに五趣の業と煩惱とを有するが故なり。

特に、五趣と中有との關係

[一二九]五趣は唯、是れ有情數にのみ攝するも、體、[一三〇]中有にはあらず。施設足論に是の如き說を作す。[一三一]「四生に五趣を攝すれども、五〔趣〕には四生を攝せず。攝せざる者は何ぞや。所謂中有なり」と。

[一三二]法蘊足論にも、亦、是の言を作す。「眼界は云何。[一三三]謂はく、四大種と、所造の淨色との、是れ眼、眼根、眼處、眼界にして、地獄と、傍生と、鬼と、人と、天との趣と、修成と中有とのものなり」と。

契經にも、亦、中有を簡んで、趣と異なるとす。

是れは何の契經ぞや。

謂はく、[一三四]七有經なり。彼れ、七有を說く。謂はく、地獄有と傍生有と餓鬼有と天有と人有と業有と中有とにして、彼の經中には、五趣と及び[一三五]因と幷びに[一三六]趣の方便とを說けるなり。

故に趣は唯、是れ無覆無記のみなること、其の理極成す。[一三七]業有の因を簡んで、諸趣に異するが故なり。

比丘の中にも內心には時としては惡分別の貪を起すものあればなりといふ義。

【八八】 舊譯―
世間希有若是欲、　分別愛著若非ㇾ欲、
汝師恆ㇾ受ニ塵欲一、　若ㇾ見ニ可愛色等塵一。

【八九】 汝師云云。欲の體は外的なりとせば、汝の師も、亦外的欲境を見るが故に同じく欲を受くる人と言はざるべからざるに到らんとなり。

【九〇】 若し法云云。苟も三界に於て起る現象法ならば凡て之を三界に繫屬するものと名くるや否やとの問なり。

【九一】 中に於いて云云。三界にて起る現象の凡てを三界繫と名くるにあらず、その中にて、特に三界の貪欲を隨逐し增長せしむるもののみを三界繫とはいふなり。無漏法の如きは、假令、三界にて起るとも三界繫にあらざればなり。因みに、隨增とは隨順し增長するの義にして、相互に力となりあひて、その染汚をまし盛ならしむるの意なり。

【九二】 三界の中に於て、云云とは、三界の中にて、各別に有漏法を隨增せしむるものを、三界の貪といふとなり。

【九三】 今此に云云。三界の貪を隨增するものは三界繫なりといふが故に、然らばその三界とは何ぞやと問へば、三界の中にて各隨增する者なりと答ふ。斯の如きは、卽ち循環論的返答にて、喩によせて云へば、所謂縛馬答といふものなりとの難なり。

【九四】 謂はく云云。欲貪とは、欲界の有情にして、未だ欲貪を離れざるものゝ身中にある貪をいふものにして、欲界繫の法とはその貪を隨逐し增長せしむる法を指すものなれば、循環的返答にあらず、欲貪の分は狹く欲界繫の方は廣し、色無色の場合も亦然り。故に先

迦濕彌羅國の經

[一二八]迦濕彌羅國にては是の如きの契經を誦す。「尊者舍利子は此の言を作す。〔謂はく〕、具壽よ、[一二九]若し地獄の諸漏の現前すること有り故に、順地獄受業を造作し增長せば彼の身・語・意は、[一三〇]曲・穢・濁するが故に、那落迦の中に於いて五蘊の異熟を受く。異熟の起り已るを、[一三一]那落迦と名く。[一三二]五蘊の法を除きては彼の那落迦は都べて得可からず」と。

難

故に、趣は唯、是れ無覆無記のみなるなり。

若し、是の如くんば、[一三三]品類足論をば、當に云何が通ずべき。彼れには、「五趣は、[一三四]一切の隨眠の隨增する所なり」と說くが故に。

答

[一三五]彼れは、五趣の續生の心の中に五部の一切の煩惱の有る容きことを說くものにして、趣と及び入心とを總じて說きて趣と爲す〔が故に〕、相違の失無し。譬へば、村落と及び村落の邊とを總じて村落と名くるが如し。

特に、趣は三性に通すとの異說

[一三六]有るは說かく、「趣の體は、亦、善と染とに通ず。然るに七有經に業有を簡ぶも、別に說くが故に定んで彼れの攝に非ずといふには非ず。〔是れ恰も〕[一三七]五濁中に煩惱と見とを別に說きて濁と爲るも、別に說くが故に彼の見は定んで煩惱の所攝に非ずといふには非ざるが如し。是の如く業有も亦是れ趣なりと雖も、趣の因を顯はさんが爲に、是の故に別に說きたるなり」と。

きの答は正當なりとなり。

【九五】欲の化心云云。欲界の能變化心を得るは、欲食を斷じて色界の根本定を得たるものに限る。然らばこの能變化心に對して欲貪を起すべき筈なきに、起すは何故なりやとの問なり。

【九六】他より云云。未來の化心の上に欲貪を起すことにして、未だ根本定を得ぬものが、他より欲界化心を起すことをききてその化心に對する欲愛を起すこと。

【九七】或は云云。自ら退失して、自已の過去の化心の上に欲貪を起すことを示す。

【九八】或は云云。或は他人の起す化心に對して、其の自在勢力を羨ましと感じて之に欲貪を起す。即ち何れにしても化心に對する欲貪は間接に起るものにして、直接に自ら能變化心に對し欲貪を起すことなしとは論主の答なり。

【九九】若し云云。序での說明にして、能變化心は元來色界定より得たるものなれど、欲界に香味を變作する際は、その心は欲界繫なり、何んとなれば色界には香味なければなり。

【一〇〇】始起の有情云云。有部及び大乘は有情無始とし、化地部は任運始起の有情ありと許す。今論に始起の有情なしと雖も云云と云へるは、この化地部の說に對する言ひ分なり。文の意は、始起即ち新しく生起する有情はなくして皆、何處かの世界にて嘗て無始以來生存し輪轉し來れるもののみなるも、其の世界が無邊なるが故に、無量の佛が無數の濟度により涅槃せしめ再生せざらしむるものあるも、餘りに衆生の數が多くして、全部を盡すこと能はずとなり。

【一〇一】三界の數無邊なるに應じ、衆生も無邊なるを言ふ。

【一〇二】世異は云云。かく無量の三界ありとすれば、其

難　若し爾らば、中有も亦、是れ趣なるべし。

答　爾らず。趣の義と相應せざるが故に。趣とは謂はく往く所なり。〔然るに〕中有を説きて是れ往く所とは言ふ可からず。[一三八]〔是れは〕即ち死する處に生ずるが故なり。

難　若し爾らば、無色も亦、趣に非ざるべし。即ち死する處に於いて生を受くるが故に。

轉計　既に爾らば、中有は中有と名くるが故に、趣とは名くべからず。

二趣の中なるが故に名けて中有と爲す。此れを若し趣に攝すとせば、中間に非ざるが故に、是れは則ち説きて中有とは名くべからず。然れども、彼の尊者舍利子が「異熟の起り已れるを地獄と名く」と説くは、異熟の起るを方(あらた)めて地獄と名くと説くものにして、地獄を唯、是れ異熟のみなりと説くには非ず。然も復た説きて「五蘊の法を除きては、彼の那落迦は得可からず」と言へるは、[一三九]實に能く諸趣に往く補特伽羅あることを遮せんが爲めの故に是の説を作すのみにして、[一四〇]餘の蘊を遮せんがための故に、是の言を作すには非ざるなり。

趣に就きての有部正説

毘婆沙師は説く、[一四一]「趣は唯是れ無覆無記のみなり」と。

有るは説く、[一四二]「一向に是れ異熟生なり」と。

有餘師は言ふ、[一四三]「亦、長養にも通ず」と。

等はいかなる工合に地位を占むるかとの問なり。

【一〇三】當に云云。下地獄界より上色究竟天までは、大體、縱に並びうるも、之を一單位と見ての無數の三界（實は欲色の二界）は凡て橫に並立し居るといふ考なり。

【一〇四】契經。雜阿含第三十四卷、第九四〇經、（大正二、二四一頁中）。

【一〇五】雨滴の大きさを車の軸に喩へたるなり。

【一〇六】上下云云。經文には東西南北に無數の世界ありて、其等が間斷なく或は成じたり、或は壞したりして居ると説くも、上下にも無數の世界がありとは説かざる所より判ずれば、その安布は橫にして、縱にあらずとなり。

【一〇七】餘部とは、光師寶師共に法密部即ち法藏部(Dharmaguptaka)の所説とせり。されど、法幢は之を否定して、この經は、飲光部の所傳なるが故に、餘部とは飲光部なりと斷ぜり、研究を要す。（阿毘達磨俱舍論稽古卷上、大正六四、四四六頁上參照）。

【一〇八】若し云云。かく無數の世界あるもその性質は凡て同じきを以て、一の三界を解脫すれば、同時に凡ての三界を解脫し得るなり、こは恰も同じ程度の學校は澤山にあるとも、其一を卒業すれば、他の校の科目をも卒業すると同理なり。

【一〇九】通慧のときは離欲が、一切の世界に共通なると異りて、その發す神通は、自已の所屬の一梵王の支配下に於てのみ自在なるも他には通ぜずとなり。

【一一〇】所生の界とは、千世界の界にして欲界等の界には非ず。同一日月の照す所を一界といひ、千界に一梵王ありといふ。

【一一一】所餘云云。光には二解あれど、その第一義によれば、第二定等による通慧との義なり。但し、六神通

第三節　七識住[一四三]

識住總說

即ち、三界と及び五趣との中に於いて、其の次第の如く、[一四四]識住に七有り。

其の七とは何ん。

頌に曰はく、

[一四五]身異と及び想異と、身異にして同一想なると、
此れに翻ずると、身想の一なると、幷びに無色の下三となり。

(6)故に[a]、識住に七有り。　餘は非なり。損壞有ればなり。

論じて曰はく、[一四六]契經の中に說く、「有色の有情の、[一四七]身異り想異ること、人と一分の天との如きは、是れ第一識住なり」と。一分の天とは、謂はく欲界の天及び初靜慮なり。[一四八]劫初に起るは除く。

第一識住

身異

「身異」と言ふは、謂はく、彼の〔人及び一分の天の〕色身は、種種、顯形・狀貌の異るが故に、彼れは身の異るに由り、或は異れる身を有するが故に、彼の有情を說きて身異と名く。

想異

「想異」と言ふは、謂はく、彼の苦・樂・不苦不樂の想の差別せるが故に、彼の想の異るに由り、或は異れる想を有するが故に、彼の有情を說きて想異と名く。

中の漏盡通は之を除く、離欲と同じく、一切世界に通ずればなり。

【一二二】婆沙卷第一七二、(毘曇部十五、三七五頁以下)舊譯卷六、五道說(一九九頁中)正理卷第二一、光記卷八、一五一頁中以下參照。

【一二三】(4) narakādisvanāmoktā gatayaḥ pañca teṣu tāḥ
akliṣṭāvyākṛtā eva sattvākhyā nāntarābhavaḥ.

舊譯—於ㇾ中地獄等、名說ㇾ有二五道一、
是無覆無記、衆生非二中陰一。

上の如き三界の中に有情の輪廻する處、即ち範圍を分ちて五處所謂地獄、餓鬼、傍生、人、天となせしが其の五處の夫々の名をそのまゝ、其處に住する、又は生ずる有情の名とするとき、之を地獄趣、餓鬼趣、傍生趣、人趣、天趣の五趣と名く。蓋し趣(gati 舊譯、道)とは元來衆生の趣く所の意なるも、一切有情の輪廻する所を依身の相等によりて五別したるものに外ならざればなり、故に之れは一樣に異熟にして無覆無記なれば此の中には、中有を攝せず。

【一二四】五趣云云。阿含中には五趣と說くこともあれば六趣と說くこともあり、六趣の際は阿修羅(Asura)を加ふ。智度論第十(大正二五、三五頁下)によれば五趣說は有部の主張する所にして犢子部は六趣說を主張すといふ。又、論事(Kathāvatthu)によれば、上座部は五趣說を正義とすれど、案達羅派(Andhaka)及び北道派(Uttarāpathaka)は六趣說を正義なりと主張すといふ。(K. V. 8. 1 を見よ)

【一二五】唯欲界云云。地獄、餓鬼、傍生(畜生)人間の四趣は凡て欲界の攝なり。天趣は欲界にもあり(六欲天)色界、無色界も天趣なるが故に、三界に各天趣の一分

第二識住

有色の有情には、身異りて想の一なること梵衆天の如きものあり。謂はく、[149]劫初に起るものにして、是れ第二識住なり。

想一

所以は何ん。

[150]劫初に起れるを以て、彼の諸の梵衆は是の如きの想を起す。「我れ等は皆是れ大梵の生ずる所なり」と。大梵も爾の時に亦、此の想を起す。「是の諸の梵衆は皆、我が生ずる所なり」と。〔かく〕同じく〔大梵の〕一因を想ふが故に、想一と名づく。

身異

大梵王の身は、其の量高く廣く、容貌・威德・言語・光明・衣冠等の事、一一、皆、梵衆と同じからざるが故に、身異と名く。

特に、梵衆が梵王を見たる處

[151]經に說かく、「梵衆、是の念を作して言はく、「我れ等曾て是の如き有情あり、壽長くして久しく住するを見たり、乃至、〔彼れ〕願を起すらく、云何にしてか、當に[152]諸餘の有情をして[153]我が同分に生ぜしむるや」と。彼れが正しく此の心願を起せる時に於いて、[154]我れ等は便ち彼れの同分の內に生れぬ」と。

梵衆は何れの處に曾て梵王を見たるや。

第一説

有餘師の言はく、「極光淨〔天〕に住し、彼の天より沒し來りて、[155]此に生ずるが故なり」と。

世親雖

[156]云何にして、今時に第二靜慮を得せずして、能く彼の地の宿住の事を憶念するや。若し彼れにして已に第二靜慮を得したりとすれば、云何ぞ大梵を緣じて猶ほ[157]戒禁取〔見〕を起さんや。

ありといふなり。

【一一六】三界云云。三界の範圍と五趣の範圍の間に於ける廣狹の關係を問題としたるものなり。

【一一七】有り云云。三界の中には五趣にあらざるものあり。五趣の體は、異熟果なるを以て三性門よりすれば無覆無記なり。然らば三界中に於ける善染と有覆とは、有記なるを以て趣の中に入らざるべく、又五趣は有情の身分なるを以て、非有情たる外器も此中に入らざるべく、最後に五趣は已に定まれる位なれば未定の中有はこの中に入らざるべし。かく界の中には趣の中に入らざるものありといふなり。

【一一八】若し云云。五趣の體を無覆無記なりとせざれば、五趣の區別が立たざることにならん。何んとなれば、有記をとるとすれば、一趣の中にも異熟果なる五趣に趣くべき因たる煩惱業を具備すればなり。

【一一九】五趣云云。中有は五趣に入らざる理由を明にす。

【一二〇】中有云云。趣は所往なれども中有は趣への方便、過程なればなり。

【一二一】四生とは、胎卵濕化の四生にして、その中、中有は化生に攝す。

【一二二】法蘊足論云云。第十卷（大正二六、四九八頁、中、下）の眼根の果及び、五〇二頁下の眼界の條參照。法蘊足論卷十（大正二六、四九八頁、中、下）には

「云何眼根……………謂四大種所造淨色、或地獄、或傍生、或鬼界、或天、或人、或中有、或修所成……………謂名眼、名眼處、名眼界、名眼根……如是眼根是內處攝」

とあり、卽ち此の中にも、五趣の外に中有をとき、別なるを明にせり。

第二說

[一五八]有餘師は說かく、「[一五九]中有の中に住するとき〔見たる〕なり」と。

世親破

彼れの[一六〇]中有の中に住するや、長時住するの義無し。[一六一]受生に於いて障礙無きを以ての故なり。〔爾れば〕如何にしてか梵衆は念を作して、「我れ等、曾つて、是の如き有情の壽長くして久しく住したるを見たり」と言ふ可きや。

正解

是の故に、梵衆は卽ち、[一六二]自天に住して此の生の前に更る所の事を憶念せるなり。[一六三]謂はく、先に彼れの壽長くして久しく住せるを見、後に重ねて見し時、是の如き念を起せしなり。

第三識住

有色の有情の身一にして想異なるは、極光淨天の如し。是れ第三識住なり。〔但し〕[一六四]此の中には、後を擧げて兼ねて以て初を攝するなり。知るべし、具さに第二靜慮をも攝することを。若し爾らずんば、彼の少光天・無量光天は、何れの識住にか攝せん。

身一想異

彼の天の顯形・狀貌は異らざるが故に、[一六五]身一と名づけ、[一六六]樂と非苦樂との二想が交ゝ參るが故に想異と名くるなり。

特に、想異に就きて

[一六七]傳說すらく、「彼の天は、根本地の喜根を厭ひ已りて近分地の捨根を起して現前し、近分地の捨根を厭ひ已りて根本地の喜根を起して現前す。富貴の人の欲樂を厭ひ已りて便ち法樂を受け、法樂を厭ひ已りて復た欲樂を受くるが如し」と。

難 [illegible]

豈に、[一六八]遍淨〔天〕の想も亦然るべきにあらずや。

【一二三】この文中に五趣の眼の外に、別に中有の眼を數へ擧げたる一事は、中有を五趣以外と見たるの證にして、然らざればかかる數へ方をなすまじとなり。

【一二四】七有經。長阿含十報法經(大正一、二三六頁、中)に曰、「當レ知ニ七有一、一爲ニ不可有一、二爲ニ畜生有一、三爲ニ餓鬼有一、四爲ニ人有一、五爲ニ天有一、六爲ニ行有一、七爲ニ中有一」と。

【一二五】因とは、五趣の因としての業有をいふ。蓋し不可有とは、地獄にして、不可樂の義によつて不可といふなり。

【一二六】趣の方便とは、五趣に趣く爲めの方便位としての中有をいふ。

【一二七】業有云云。五趣を業有と區別する所より判ずれば、善惡を性とする因たる業の共果としての五趣は異熟にして無覆無記性たるや明白なりといふなり。

【一二八】婆沙卷一七二、(大正二七、八六五頁、上)に同經を引用すれど、其の出據未だ審かならず。

【一二九】若し云云。地獄の果を受くべき煩惱の現行するによりて、正しくその果を受くべき業を造作し、之によりて地獄の異熟果を感ずといふは經文の大要なり。

【一三〇】曲穢濁とは、卽ち諂瞋貪にして、發業の煩惱なり。詳しくは、身曲、語曲、意曲と身穢、語穢、意穢と、身濁、語濁、意濁とに分たる(婆沙一一七、毘曇部十三、十八頁參照)。舊譯には、諂曲憎恚麁澁業。云云と翻ず。

【一三一】那落迦(naraka)は地獄に在るもの、今は地獄の有情なり。

【一三二】五蘊云云。右引用の經中に於て、今の目的とする所は「五蘊の異熟を受く。異熟の起り已るを那落迦と名く」といふ所にあり。つまり異熟果たる五蘊法が地獄といふ意なれば、地獄の體は異熟無記ならざるべ

有部の答

[一六九]遍淨天には曾て樂を厭ふこと有るにあらず。樂は寂靜なるを以て、曾て厭ふ時無ければなり。喜は、則ち、然らず。心を擾動するが故に。

經部の說

經部の師は說く、『有る餘の[一七〇]契經に、[一七一]「彼の天の中に、想異の義有ることを釋して謂はく、「極光淨〔の中〕に天の新に生ぜるもの有り。未だ善く世間成壞のことを了知せず。[一七二]彼れ下地の火焰の洞然たるを見、見已りて便ち驚怖・厭離を生じて〔謂はく〕、彼の火焰は梵宮を燒盡し、彼をして皆空ならしめ、上りて我が處を侵すこと勿らんやと。〔爾の時に〕、彼の極光淨に舊くより生ぜる天あり。已に善く世間成壞のことを了知し、便ち彼の驚怖せる天を慰喩して言はく、淨仙よ、淨仙よ、怖るること勿れ、怖るること勿れ、昔、彼の火焰は梵宮を燒盡し、其をして皆空ならしめしのみにて、即ち彼に於て滅せり」と。〔是の故に〕、[一七三]彼れには火焰に於いて、來と不來との想〔の異〕及び怖と不怖との想〔の異〕有るが故に、想異と名く。樂、非苦樂の想有り交參することと有るに由るが故に、想異の名を得るには非ず』と。

第四識住

有色の有情の、身一にして想一なるものは、[一七四]遍淨天の如し。是れ第四識住なり。唯、樂の想のみ有るが故に想一と名く。

特に、想一想異に就きて

[一七五]初靜慮の中には[一七六]染汚の想のみなるに由るが故に、想一と言ひ、第二靜慮には、[一七七]二の善の想あるに由るが故に相異と言ひ、

からずと主張する所にあり。

【一三三】品類足論第九(大正二六、七三〇頁、上)に云く、「地獄趣十八界十二處五蘊攝、七智知、除二類・滅・道智一、六識識、欲界、一切隨眠隨增。傍生趣・鬼趣・人趣亦爾、天趣十八界・十二處・五蘊攝、八智知、除二滅道智一、六識識、三界一切隨眠隨增云云と、但し、婆沙卷一七二、所引の文は、この俱舍の文の如し。

【一三四】一切の隨眠の隨增するとは、これ五部の法が趣の自性なるを顯するが故なり、若し果して唯無覆無記のみが趣の自性ならば唯だ修所斷と遍行隨眠とのみが隨增すと說くべしとなり。

【一三五】彼れ云云。品類足の立論は五趣に入る時の心の中に四諦修道の五部の煩惱が具足され得べきを、趣自身と合して說けるものにして、單に趣自身に就て言へるものにあらざれば、趣は無記なりとの理趣に違はずと會通したるなり。

【一三六】有るは云云。光師實師に據れば、これ大衆部の說なりと。この說に從へば、七有經に五趣と業有とを別に說きたりとて、必ずしも五趣中に業有を攝せずといふ義にあらず。業有も五趣中に攝せらるれど、因として重き意味を有することを顯さんが爲めに特に別立したるに過ぎず。これ恰も五濁中に於て、煩惱濁、見濁……といひて、煩惱と見とを別說するも、見を以て煩惱以外のものとせぬと同樣の說明法なりと。

【一三七】五濁とは、劫濁・命濁・有情濁・煩惱濁・見濁なり。

【一三八】〔是れは〕即ち云云。中有は死と同時に同處に生じ、五趣に趣く途中の位なれば、往き着くべき所といふ意味を有する趣とは名くべからずとなり。

【一三九】實に能く云云。外道の如く補特伽羅即ち五蘊以外のものとしての實我ありて諸趣に行くといふことを遮せんが爲めに斯く言へるなりといふ義。補特伽羅

一七八第三靜慮には、異熟の想のみなるに由るが故に、想一とは言ふなり。

無色の三識住

一七九下三無色の名の別は、經の如し。即ち〔是れ〕三識住なり。是れを名けて七〔識住〕と爲す。

識住の名義

此の中、何の法を、名けて識住と爲すや。謂はく、一八〇彼の所繫の五蘊〔及び〕四蘊は其の所應の如く是れを識住と名く。

所餘識住に非ざる所以

一八一所餘は、何が故に識住に非ざるや。餘の處に於いては皆、識を損壞する法有るが故なり。餘の處とは何ぞや。謂はく、諸の惡處と第四靜慮と及び有頂となり。所以は何ん。彼の處には識を損壞する法有るに由るが故に、識住に非ず。

識を損壞する法

何等を名けて、識を損壞する法と爲すや。謂はく、諸の惡處には重き苦受有りて能く識を損じ、第四靜慮には無想定、及び無想事有り、有頂天の中には滅盡定有りて、〔何れも〕能く識を壞し、〔其の〕相續をして斷ぜしむるが故に、識住に非ざるなり。

異說

復た說くものあり。「若し餘の處る有情は心に來止せんことを樂ひ、若し此に至れば更に出でんことを求めざるを、〔乃ち〕說

(pudgala)とは數取趣と翻じ、人又は我の義なり。

【一四〇】餘の蘊云云。地獄の五蘊はただ無覆無記のみにして、他の善染等の有記の五蘊なしといふ義にはあらずとなり。

【一四一】一向に云云。地獄の體は飮食・資助・隨眠等に益すらるるも、即ち前生の異熟因の結果としての異熟生果にして、等流生、長養生等なしと。

【一四二】亦云云。亦後天的に養成され得る部分もあり。

【一四三】識住云云。識住(vijñānasthiti)とは識の安住する所といふ義にして、今はその安住の仕方の相違によりて三界五趣の中に於て下より數へて七種とす。之を七識住といふ。

【一四四】婆沙卷第一三七(毘曇部十四、五四頁以下)、舊譯、卷六、一九九頁下以下、正理卷第二十二、光記卷八、一五二頁中以下參照のこと。

【一四五】（5） nānātvakāyasaṃjñāś ca nānākāyaikasaṃjñinaḥ
viparyayāc caikakāya-
saṃjñāś cārūpiṇas trayaḥ
(6a) vijñānasthitayaḥ sapta
śeṣaṃ tatparibhedavat.

舊譯—身異及想異、　身異同一想、
翻レ此身想一、　復有二三無色一、
故識住有レ七、　所餘有二變異一。

第一識住とは、身も異り、想も異るものをいふ。人趣と欲界の天と初禪天とを攝す。第二識住は、劫初起の有情にして、之れは身は異るも想は一なり。第三識住には、身一にして想の異るものを攝し、第二禪天を總括す。第四識住には、身想共に一なる遍淨天を攝し、下三無色の天を第五、第六・第七識住と名く。此れ等の他の諸の惡處、第四禪天、及び非想非非想處

きて識住と名く。(而して)諸の惡處には、[一八二]二の義倶に無し。[一八三]第四靜慮の心は恒に出でんことを求む。謂はく、諸の異生ならば無想に入らんことを求め、若し諸の聖者ならば、[一八四]淨居或は無色處に入らんことを樂ひ、若し淨居天ならば、寂滅を證せんことを樂ふ(を言ふ)。有頂は昧劣なるが故に、識住に非ず」と。

第四節 [一八五]九有情居

九有情居

是の如く、七識住を分別し已りたり。玆に因りて、復た[一八六]九有情居を說かん。

九とは云何

其の九とは何ん。

頌に曰はく、

(6b)[一八七]應に知るべし、有頂と　及び、無想の有情とを兼ねて、

是れ、九有情居なり。

(7a)餘は非なり。樂住せざればなり。

論じて曰はく、前の七識住と及び[一八八]第一有と無想の有情と、是れを名けて九と爲す。諸の有情類は唯、此の九に於いてのみ、欣樂して住するが故に、有情居と立つ。餘處は皆非らず。樂うて住せざるが故なり。

有情居に非ざる處

餘處と言ふは、謂はく、諸の惡處なり、有情類の自ら樂うて中に居るに非ず。惡業の羅刹の之れに逼りて、(中に)住せしむ

(有頂天)等は識を壞損する所あるが故に識住とは名けず。

【一四六】契經とは中阿含廿四、大因經(大正一、五八一頁、中)二、長阿含八、衆集經(大正一、五〇頁、上)等を參照せよ。

【一四七】身異り云云。三界の有情中には、相互に外形も異ればその思想も異るものあり、外形は異りながらも、同一想に化するものあり、外形は同一ながらも、その思想の異るものあり、七識住中、有色界に關係するものは、全く右三通りの立場を基礎として分類したるものな。今は其中、身異想異を第一識住と立つ。

【一四八】想異といふ中、欲界の有情は、苦・樂・捨の三想皆あるに、初靜慮のものには、苦想なきが故に、體に約して、想異を明し、又、欲界の三想又は初靜慮の二想も、有情が成就すると然らざるとによりても、想の異なるものあるが故に、想異と言ふなり。

【一四九】劫初云云。劫初起の有情は第二識住に攝するが故なり。

【一五〇】劫初に云云。こは婆羅門教の世界觀を佛教的に解釋しての說なり。謂はく、劫初に大梵王ありてただ一人住したりしが、後その侍衛を欲して發願したるに、第二禪の極光淨天(光音天)之を憐みて自ら初禪に下りて梵衆天となれり。ここに於いて大梵天王は是等の梵衆天を目して自らの生ずる所なりと思へば、亦、梵衆天も、大梵天によりて吾等はここに生ぜしめられたりと思ふに到りて、即ち諸天が同一想となれるなり。然れども大梵天の威德は重大にして梵衆天と異るものあるを以て、形の同じからざる點に於て身異と稱せらる。(婆羅門教の世界觀に就ては印度哲學宗教史二四四—二四五。同三四七—三四八及び小乘佛教思想史等を見よ)

るが故なり。彼れは牢獄の如くなれば有情居と立てず。第四靜慮は、無想天を除いて、餘は有情居に非ず。識住の中に釋するが如し。

[一八九]第五節　四識住

四識住

前に引く所の經には七識住を說く。復た有る餘の經には、四識住を說く。

其の四とは何ん。

頌に曰はく、

[一九〇](7)b(8)a四識住は、當に知るべし、　四蘊なり。唯、自地なり。

獨り識のみは住に非ずと說く。　有漏にして、四句の攝なり。

經說四識住

論じて曰はく、[一九一]契經に言ふが如し。「識は色に隨ひて住し、識は受に隨ひて住し、識は想に隨ひて住し、識は行に隨ひて住す。是れを四種と名く」と。

四識住の體

是の如き四種は其の體云何。

謂はく、[一九二]次第に隨ひて有漏の四蘊なり。又、[一九三]此れは唯自地のみに在りて、餘に非ず。識の[一九四]依し、[一九五]著する所を、識住と名くるが故なり。[一九六]異地の色等の蘊の中に於いて、識は愛力に隨ひて彼れに依著するに非ざればなり。

【一五一】經とは、長阿含卷第一四、梵動經(大正一、九〇頁、中)を見よ。

【一五二】諸餘の有情とは梵衆等。

【一五三】我がとは大梵の同分のこと也。

【一五四】我れ等とは梵衆なり。

【一五五】此とは初禪天のこと。極光淨天は第二靜慮の三天中の最高天なり。劫初の時は第二靜慮より靜慮に下生するが故に、其昔、共に極光淨天に共住時代に見たることを、今憶念せしなりとなり。

【一五六】云何云云。第一說に對する論主の非難なり。梵衆天が大梵天を見たるは二禪より下りて初禪に生じたるが爲めなりといふ漠然たる答には進退兩難あり。即ち已に初禪天に生れたる以上、二禪天に於ける昔のことを憶念し得ざるべく、又已に二禪定を得せりといふならば、大梵天を能生者と考ふる筈なし。

【一五七】戒禁取とは五惡見の一にして因にあらざるを因と計するの過をいふ。即ち梵衆天は元來大梵と同じく、第二禪より初禪に下りたるものなるを以て、大梵天の所生にあらず。然るを大梵天の所生なるが如くに思ふは誤れる觀察なるが故に、しかいふなり。

【一五八】有餘師云云。第二說は梵衆に生ずる前の中有の中にて大梵王を見たりとする說

【一五九】中有とは第二禪天より沒して、初禪天に至る間の中有なり。

【一六〇】中有の住する期間、受生等に就きては本章第七節以下に關して精し、就きて見よ。

【一六一】受生に於て云云。二禪より初禪に下る時の中有中に別段に下生を礙ふるの理由なきを以て、その中有の期間は決して長かるべき筈なく、從つて大梵天の長壽、久住を見る筈もなしとなり。

【一六二】自天とは梵衆天のこと。

識が四識住に非ざる所以

第一釋　如何ぞ、識を說きて識住と爲さざるや。

[197]能住を離れて所住を立つるに由るが故なり。能住の識を所住と名く可きに非ず。即ち王を王座と名く可きに非ざるが如し。

第二釋　或は、若し法有りて、識の乘御する所となること、人と船との理の如くなるを、說きて識住と名く。識は、即ち能く自體を乘御するに非ず。是の故に、識を說きて識住と爲さず。[198]毘婆沙師の說く所は是の如し。

難　若し爾らば、何が故に餘の[199]契經に、[200]「識食の中に於いて、喜有り染有り、[201]喜染有るが故に、識、其の中に住し、識の乘御する所たり」と言へるや。[202]又、云何ぞ、前の七識住は五蘊を體とすと言ふや。

答　[203]是の說有りと雖も、而も生處に攝せらるる〔五〕蘊の中に於いて別して分析せずして、〔是れ等の諸蘊は〕總じて喜染を生ずるが故に識の[204]轉ずる時亦、識住と名けしものにして、獨り識のみを說けるには非ず。[205]然れども、色等〔四〕蘊の一一は、能く種種の喜染を生じて、識をして依著せしむる〔が故に識住と名くべき〕も、獨り識のみは然らず。故に住に非ずと言ふなり。是の故に、此の四識住の中に於ては、識は識住に非ず。〔されど〕[206]餘に於ては說く可し。

第三釋　又、[207]佛意は、「此の四識住は猶し良田の如く、總じて說けば

【一六三】謂はく云云。論主の正意は、梵衆が大梵天を見るは、初禪にして、而も生ずる初めに、先づその偉德を見、更に長時を經て之を見て、前の所見を憶念し、それと合して、吾等嘗て是の如き有情の云云の念を生ぜるなりといふにあり。

【一六四】此の中には云云。上には第二禪天の中、最後の極光淨天の一のみを揭げたれども實は第二禪天の全體を攝すとの謂。

【一六五】異る因の異身を感ずべきものなきが故に、身一なるなり。但し、上下三天を比せば身異るも、同一處にては異ならざればなり。

【一六六】樂と非苦樂と云云。第二定には、喜と捨との二有り。今は三受門に約して苦を樂といへるなり。非苦樂とは捨の義なり。

【一六七】傳說云云は婆沙論卷百三十七（毘曇部十四、五五頁）の說にして、世親は自意に非ざることを表明する爲めに傳說といふこと例の如し。

【一六八】遍淨天とは第三禪中の天にして、之れも根本地の樂を厭ひて近分地の捨に入るが故に應に想異といふべしとの難意。

【一六九】遍淨天云云。第三禪天の樂は異熟の心樂なれば寂靜なるを以て之を厭ふことなきも、第二禪の喜は倘ほ動ずることあるを以て之を厭ふの心生ずとなり。

【一七〇】契經は、增一阿含三十四（大正二、七三六頁、下）長阿含第二十一卷、世紀經三災品（大正一、一三八頁、中）參照。

【一七一】彼の天とは第二禪極光淨天のことなり。經部は以下に第二禪の想異の理由を喜捨互生以外に說明せんとするなり。

【一七二】彼れ下地の云云。劫壞の時の火災はただ初禪のみに及びて二禪以上に及ぶこと能はず。（本論第十二卷

一切[二〇八]有取の諸識は猶し種子の如し」と說くなり。〔爾れば〕、[二〇九]種子を立てて、良田とは爲す可からず。

仰いで世尊の敎意を測れば、是の如し。

第四釋

又、[二一〇]法は識と倶時に生じ、識の良田と爲る可ければ、識住を立つ可きも、識蘊は爾らざるが故に識住に非ず。

七識住と四識住との關係

是の如く、所說の七種と四種との識住には殊ありと雖も、而も

有漏無漏分別

皆有漏なり。

相攝關係

七に四を攝すと爲んや。四に七を攝すと爲んや。

遍く相攝するに非ず。〔應に〕四句を爲くる可し。謂はく、審に觀察して、應に二門の體に互に寬陿あり、四句を成ずることを得ることを知るべし。〔即ち〕或は七の攝にして、四の攝に非ざるものありや等なり。[二一一]第一句は謂はく、七の中の識なり。[二一二]第二句は、謂はく、諸の惡處と、第四靜慮と及び有頂の中の識を除く餘蘊となり。[二一三]第三句は、七の中の四蘊、第四句は、謂はく、前の相を除くものなり。

第二章　有情の種類と其の轉生論

[二一四]第一節　四生

光參照）新生の天はこの事を知らざるが故に怖るるなり。

【一七三】彼れは云云。二禪天中には、下の火災を見て、此こにも來ると思ひて怖るるものあり、來ぬと定めて怖れざるものあるは、即ち想異と言はるる理由にして、同一人の感情狀態に變化あるが爲めにあらずとなり。

【一七四】遍淨天。第三禪天の最高天なり。

【一七五】初靜慮云云以下。初禪、二禪、三禪の想一、想異の理由を明にす。

【一七六】染汚の想とは大梵天を能生者と考ふること、即ち同じく戒禁取見を抱くことなり。

【一七七】二の善の想とは樂と捨とにして、善の想とは定心なるが故なり。

【一七八】第三靜慮云云・第三禪の樂は異熟の樂にして、一向樂なり。

【一七九】下三無色云云。即ち、空無邊處天は第五識住、識無邊處天は第六識住、無所有處天は第七識住なり。因みに、此の下三無色の三識住に就きては、集異門足論十七に曰く、「無色有情超二一切色想一、滅二有對想一、不レ思二惟種種想一、入二無邊空一、空無邊處具足住、如二空無邊處天一、是名二第五識住一。無色有情超二一切空無邊處一、入二無邊識一、識無邊處具足住、如二識無邊處天一、是名二第六識住一。無色有情超二一切識無邊處一、入二無所有一、無所有處具足住、如二無所有處天一、是名二第七識住一。」と（大正二六、四三七頁、下）參照。

【一八〇】彼の所繫云云。上述の七處所屬の五蘊（欲色界にありて）、又は四蘊（無色界）は、識の安住する所なれば、之を識住と名くとなり。

【一八一】所餘云云。所餘とは上の七處以外のものを指し、欲界にありては地獄・鬼・傍生等をいひ、色界にありては第四禪、無色界にありては有頂地なり。

四生

前の所説の諸の界・趣の中に於いて、應に知るべし其の生に略して四種あることを。

何等をか四と爲し、何れの處に何れが有るや。

頌に曰はく、

[二二五](8)中に於いて四生有り。有情なり。

謂はく、卵等なり。

(9)人と傍生とは、四を具す。地獄と及び諸天と、

中有とは、唯、化生なるのみ。鬼は、胎と化との二に通ず。

論じて曰はく、有情の類に、卵生(aṇḍaja)と胎生(jarāyuja)と濕生(saṃsvedaja)と化生(upapāduka)とあり。是れを名けて四〔生〕となす。

生とは、謂はく、生類なり。[二二六]諸の有情中には餘類雜ると雖も、而も生類たることは等しきなり。

卵生

云何が卵生なる。

謂はく、有情の類の生ずること卵殼よりする、是れを卵生と名く。鵝・孔雀・鸚鵡・雁等の如し。

胎生

云何が胎生なる。

謂はく、有情の類の生ずること胎藏よりする、是れを胎生と名く。象・馬・牛・猪・羊・驢等の如し。

濕生

云何が濕生なる。

【一八二】二の義云云。二の義とはそこに來止せんとの願求と、來至して長くそこに止まらんとするの希望とをいふ。

【一八三】第四靜慮。四禪に對しては來至せんとするの願求あれど、そこに到れば、安住せずして更に進展せんとの希求を起す。

【一八四】淨居云云。第四禪の八天中、下の無雲、福生、廣果の三天は凡聖同居の所にして、凡夫はここより無想天に進まんと欲し、聖者は淨居者卽ち無欲天に進みて聖道によりて煩惱を洗ひ去らんと欲するなり。尙、五淨居天につきては本論第二十四卷を見よ。

【一八五】婆沙卷第一三七(毘曇部十四、五九頁以下)、及び舊譯卷六、二〇〇頁中、正理卷二二、光記卷八、(一五四頁中)參照。

【一八六】有情居 (sattvāvāsa)を舊譯に衆生居といふ。此に就きては、婆沙卷第一三七(毘曇部十四、五九頁以下)、及び、舊譯卷六、二〇〇頁中、正理卷二二、光記卷八、(一五四頁中)參照。

【一八七】(6b) bhavāgrāsaṃjñisattvāś

ca sattvāvāsā nava smṛtāḥ.

舊譯—有頂無想天、衆生居有ㇾ九。

(7a) anicchāvasanān nānye.

不ㇾ欲ㇾ住餘非。

廣く一般有情が願樂して住する所を有情居と名く。之れ前の七識住と非想非非想天と無想天との九をいふ。惡處及び無想天を除ける第四禪天は有情の居住せんことを願はざるが故に、有情居とは名けず。

【一八八】第一有とは有頂天卽ち非想非非想處のこと。

【一八九】雜阿含第三卷、六四經(大正二、一七頁上)に、「攀緣四識住、何等爲四、謂色識住、色攀㆓緣色㆒愛樂增進、廣大生長、於㆓受想行識住㆒攀緣、愛樂增進、廣

謂はく、有情の類の生ずること濕氣よりする、是れを濕生と名く。蟲・飛蛾・蚊・蚰・蜒等の如し。

化　生

二七 云何が化生なる。

謂はく、有情の類の生ずるに所託無きもの、是れを化生と名く。那落迦・天・中有等の如し。二八 根を具すること 二九 缺くる無くして、三〇 [illegible] 支分頓に生じ、無にして欻ち有るが故に、名けて化と爲す。[illegible]

五趣等と四生との關係

人の四生

三一 人と〔及び〕傍生との〔二〕趣には、各具さに四種あり。

人の卵生なるとは、謂はく、三二 世羅と鄔波世羅とが鶴卵より生れたると、三三 鹿母の生める所の三十二子と、三四 般遮羅王の五百子と等の如し。

人の胎生なるとは、今の世の人の如し。

人の濕生なるとは、三五 曼馱多・三六 遮盧・鄔波遮盧・三七 鴿鬘・三八 菴羅衛等の如し。

人の化生なるとは、唯、三九 劫初の人のみなり。

傍生の四生

傍生の 四〇 三種は、共に現見せらるるなり。化生は、四一 龍揭路荼等の如し。

地獄諸天中有

一切の地獄と諸天の中有とは、皆、唯、化生のみなり。

鬼　趣

鬼趣は、唯、胎と化との二種にのみ通ず。

鬼の胎生なるとは、餓鬼母(pretī)の目連(Maudgalyāyana)に

大生長云云」とあり、參照すべし。

【一九〇】(7b) catasraḥ sthitayaḥ punaḥ
catvāraḥ sāsravāḥ skandhāḥ
svabhūmāv eva, kevalam
(8a) vijñānaṃ na sthitiḥ
proktam, catuḥkoṭis tu saṃgrahe

舊譯―復有₂四識住₁、　謂有流四陰、
自地非₂餘地₁、　住等衆生名、
各異四句攝。

玆に識住といふは、前の七識住の場合と異りて識に對して所依所著たるべきものをいふ。從つて有漏の四蘊を以て之れに充つ。然れども、識は異地の四蘊に受著すべきに非ざるを以て、常に唯自地の四蘊を以て四識住と名く。かく識住は所住の意に外ならざるが故に能住の識は常に識住に非ず。最後に四識住と七識住との相互的關係に就きては、此の二の識住の建立の因の異るに因り、各廣狹異りて正しく四句を成ず。

【一九一】契經とは、長阿含卷八、衆集經（大正一、五一頁、上）及び大集法門經卷上（大正一、二二九頁上）を見よ。

【一九二】次第とは、色受想行の次第なり。

【一九三】此れとは上の四蘊。

【一九四】依しとは能住の識が所依とし此を助伴として、起る義。

【一九五】著すとは愛著する義にして、識は之に引かれて起るなり。此所依及び所著の二義有るものを識住と名く。

【一九六】異地云云。識は、自地以外の處の四蘊に對して愛力を生ずることなし。

【一九七】能住云云。四識住は、識の住する所依を明にするものなれば、能住たる識をその中に入るべき筈なし。

化生最勝論につきて

白して言へるが如し。

「[二三二]我れ、夜に五子を生み、　生むに随つて皆自ら食らふ。晝、五を生むも亦然り、　盡すと雖も　[二三三]飽くこと無し」と。

一切生の中にて、何れの生が最も勝るや。

應に言ふべし。最勝なるは、唯、是れ化生のみなりと。

難

[二三四]若し爾らば、何に緣りて　[二三五]後身の菩薩は生を得ること自在なるに、而も胎生を受くるや。

答

特に、後身菩薩胎生の大利

[二三六]現に、胎生を受くれば、大利有るが故なり。謂はく、諸の大釋種の親屬を引導し、相因りて正法に入らしめんが爲なり。

又、[二三七]餘類を引いて、菩薩は是れ〔轉〕輪王の種なりと知らしめ、敬慕の心を生ぜしめ、因りて邪を捨てて正法に趣くを得せしめんがためなり。

又、[二三八]所化をして、增上心を生ぜしめんとてなり。〔謂はく〕、[二三九]「彼れ既に是れ人なり、能く大義を成ず。我曹も亦爾り。何んぞ爲れぞ、因りて正勤を發し、正法を專修することは能はざらんと。

又、[二四〇]若し爾らずんば、〔其の菩薩の〕族姓知り難く、〔人の或は〕幻化にして天なりとせんや。鬼なりと爲んやと疑はんことを恐る。外道の論に、矯り謗を設けて言ふが如し。「百劫を過ぎて後、當に　[二四一]大幻、世に出現し、世間を敢食すること有るべし」と。故に胎生を受けて諸の疑謗を息むるなり。

【一九八】婆沙卷一三七(前揭)を見よ。

【一九九】餘の契經とは雜阿含十五卷、三七八經(大正二、一〇三頁中、下)參照。

【二〇〇】識食(vijñānāhāra)。識即食の義。

【二〇一】喜染云云。識食の中に喜染ありと言はば、その識の喜染なるものは、識の所依處にして識の乘御するものならざるべからずとなり。

【二〇二】又云何ぞ云云。識は識住にあらずとせば、何故に五蘊(此中に識もあり)を七識住の體となすと言へるや。

【二〇三】是の說云云。難者所引の經は、總じて五蘊を緣じて喜染を生じ乃至識の乘御することを說くものにして、唯第五の識蘊のみを所緣として喜染を生ず云云を說くるには非ずとの意。

【二〇四】轉ずとは生起する意。即ち識が起る時にその生處の五蘊總體に於て生ずる喜染を所依とするが故に、之を概括的見地より識住と名くるのみといふなり。

【二〇五】然れども云云。總括的に云へば五蘊は凡て識住と稱せらるべきも、嚴密に分析して云へば、喜染を生ずるは前四蘊のみにて識にあらず。

【二〇六】餘に於てとは、四識住以外の場合といふ義。即ち四食七識住等にありては識も亦識住と名くるも可なりとなり。

【二〇七】佛意の云云。雜阿含卷二三九經、大正二、九頁上)に曰く。「彼五種子譬ニ取蘊俱識一、地界譬ニ四識住一云云」と。

【二〇八】有取とは有愛の義、即ち自地の愛を有せる全相續中の識を指す。

【二〇九】種子は識、良田は四蘊に譬ふ。即ち種子たる識を良田たる四蘊に同じて識住とは說き難しとの意。

【二一〇】法はとは茲にては四蘊の意。

異說

有餘師は說く、「[二四二]身界を留めんが爲めの故なり。〔卽ち〕胎生を受けて、無量の人及び諸の異類をして一たび供養を興すとき千返天に生じ及び解脫を證せしむ。若し化生を受くれば、[二四三]外の種無きが故に、[二四四]身纔かに殞逝するとき復た遺形無きこと、燈光を滅すれば卽ち見る所無きが如くならん」と。

世親破

若し人、佛に[二四五]持願通有りて、能く久しく身を留むと[二四六]許すときは、此は、釋を成ぜず。

論に因りて、論を生ず。

特に、化生の死後無遺に就きて問

若し化生の身にして、燈光を滅するが如く、死して遺ること無くんば、何が故に[二四七]契經に化生の[二四八]揭路茶が化生の龍を取る、所食に充てんが爲めなりと說くや。

答

知らざるを以ての故に、食の爲めに龍を取るのみ。飢を充たすとは說かず。斯に何の失かあらん。或は龍の未だ死せざるときは、暫らく饑に充つるを得るも、死し已れば還た饑ゆるなり。暫食〔を指して所食の爲めといふも〕何の咎あらんや。

四生中最多は化生

四生の內に於いて、何れが最も多きや。

唯、化生なり。何を以ての故にといはゞ、[二四九]三趣の少分と及び[二五〇]二趣の全と一切の中有とは、皆化生なるが故なり。

[二五一]第二節　中有

【二四二】第一句は七識住にして四識住に非ざるもの。謂はく、七識住の中の識蘊。

【二四三】第二句は四識住にして、七識住に非ざるもの。其の內容は上記の本文の如し。其の中、諸の惡處は、四識住なるも、識を損壞する法あるが故に、七識住には非ず、第四靜慮と有頂との識蘊以外につきても亦、推知すべし。

【二四四】第三句は七識住にして、四識住なるもの。

【二四五】婆沙卷第一二〇（毘曇部十三、九一頁以下）、舊譯卷六、二〇〇頁下、及び正理卷二二、光記卷八、一五五頁上以下參照。

【二四六】(8a) catasro yonayas tatra
sattvānām aṇḍajādayaḥ,

舊譯―於〻中有〻四雜、衆生〻謂卵等、

(9) caturdhā naratiryañcaḥ,
nārakā upapādukāḥ,
antarābhavadevāś ca,
pretā api jarāyujāḥ,

人畜具〻四種〻、地獄但化生、
中陰及諸天、鬼神亦胎生。

以上の三界五趣の有情を、その生るる狀態事情によりて四種に分つ、所謂四生是れなり。四生とは卵生、胎生、濕生(濕氣より生ずるもの)、化生(託する所無くして忽然として起るもの)の四をいふ。而して之れを五趣に配して見れば、人と傍生とは四生を具し、地獄と天趣と中有とは唯化生にして、鬼趣は胎化二生に通ず。四生の中、化生は最勝にして且つ尤も多數に上る。尙、佛敎以外の諸派にても四生を立つれど、佛敎の多少異るものあり、卽ち彼等は胎生、卵生、濕生の次ぎに第四生として種子生(bījaja)を立つる點是れなり。種子生とは主として草木を指す。詳しくは、高楠・木村

中有

此の中、何の法を説きて中有と名くるや。

何に緣りて、中有は卽ち生と名くるに非ざるや。

中有の名

頌に曰はく、

[二五二](10)死と生との二有の中の、　五蘊を中有と名く。

未だ至るべき處に至らず、　故に、中有は生に非ず。

中有は生に非ず

論じて曰はく、[二五三]死有より後、[二五四]生有の前に在りて、卽ち[二五五]彼の中間に、[二五六]自體ありて起り、生處に至らんが爲めの故に此の身を起すなり。〔こは〕二趣の中間なるが故に、中有と名く。

此の身、已に起る。何ぞ生と名けざるや。

生とは、謂はく、當來應に至るべき所の處なり。所至の義に依りて生の名を建立す。此の中有の身は、其の體起ると雖も、而も未だ彼れに至らざるが故に、生とは名けざるなり。

何をか當來應に至るべき所の處と謂ふや。

〔業の〕引く所の異熟の[二五七]究竟して分明なる、是れを當來應に來るべき所の處と云ふなり。

[二五八]第三節　中有實有說の論據

中有存在の立證

有[二五九]餘師の說く、「死より生に至る處に、間絕ある容し。故に中有無し」と。

此れは許す可からず。

兩博士著印度哲學宗教史(三六四頁、五一頁參照)。

【二二六】諸の有情云云。衆生には種種の類あれど、生れ方よりすれば等しきもの多きが故に、四種のみに分ち得となり。

【二二七】化生とは、忽然として生じ而も初より五體完備し居るものなり。

【二二八】具根とは眼等の根を完備することなり。

【二二九】無缺とは眇、瘂等のなきことなり。

【二三〇】支とは手足等、分とは指等なり。

【二三一】人及云云。人間と畜生とには四生の全部ありと。從つてこの說明中には神話的傳說も豫想され居るや勿論なりとす。

【二三二】世羅云云。婆沙卷一二〇に據るに昔し此洲（南閻浮）に二商人有り。海に入りて一の雌鶴を得。その形色倶麗にして、奇として之を悅びしが、遂に此と通じ二卵を生ましむ、後に、その卵より二人の童子生れたり。共に聰正聰慧にして、年長じて出家し、共に阿羅漢果を得たり。その小なるを鄔波世羅(Upaśaila)といひ、大なるを世羅(Śaila)と名く。(婆沙論一百二十、毘曇部十三、九三頁以下）參照。

【二三三】鹿母とは毘舍佉(Vaiśākha)の夫人にして、子を生み、卵毎に各一兒を生ぜりといふ。三十二卵鹿と名く。故に鹿母(Mṛgāramātṛ)といふ。（國譯の頌疏卷八、大正四一、八六六頁中）。

【二三四】般遮羅王(Pañcāla-rāja)。王に妃有り。五百の卵を生む。羞恥して災變を來さんことを恐れ、小函に盛り殑伽(Gaṅgā)河に棄つ。下「隣國の王有り。偶、此の河邊に遊びて此の函を見、人を派して取らしむるに、中に卵有り。將らして城に入り數日を經て各一子を出せり。此の兒等長ずるに及びて驍勇並びなく往く所皆伏せしが、時に、かの般遮羅王と好からず。書を

所以は何。

理と教とに依るが故なり。

理と教とは何ん。

頌に曰はく。

(11)[二三〇]穀等の相續するが如く、　處は無間にして續生す。

像の實有なること成ぜざると、　等しからさるとの故に、

譬に非ず。

(11)一處に二つ并ぶこと無きと、相續に非ざると、二より生ぜざると、

健達縛と、及び五と七と有りと說く經あるとの故に。

理證

論じて曰はく、且らく正理に依れば、中有は無に非ず。現に世間を見るに、相續して轉ずる法は、要らず處の間て無く刹那に續生するものなり。且らく、世間の穀等の相續するが如く、有情相續の理も亦應に然るべし。刹那に續生し、處に必らず間て無し。

無中有論者の難

豈に現見するに、法は續生するも、而も其の中に於て處に亦、間て有ること、鏡等に依りて、[二三一]質より像の生ずるが如くなるものあるにあらずや。是の如く有情の死有と生有とも處に間て有りと雖も、何ぞ續生するを妨げんや。

難破總說

[二三二]實に諸像有りとの理、成ぜざるが故に、又等しきにあらさ

送り奪いで兵を派し、その城を圍むや王大に恐れしも、妃の慰撫して曰く、大王恐るること勿れ、所謂五百の勇者は悉く是れ我子なり。母を見ば、惡心忽にして息まんと。乃ち。妃自ら城に登り五百子に告ぐるに上の因緣を以てし、且つ曰く、若し信ぜずんば口を開くべしと。妃、依りて兩乳房を按ずるに、五百の道有り。乳迸り出でて、各一口に注ぐ。緣りて兩國忽ち和するを得たり云云(光記卷八參照)。

【二二五】曼馱多(Māṃdhātṛ)とは、王の名なり。此を「我養」と譯するは Māṃdhāta と讀みしものにて誤傳なり。之は布殺陀(Upoṣadha)王の頂の皰より生ずる所なり。顏貌端正にして、王の抱きて宮中に入るや、誰か能く之を養ふやと言へるに諸宮人皆爭ひて我養はんと曰へり故にかく名く。舊に頂生王と言ふ長じて金輪王と爲ると。(光記)

【二二六】遮盧(Cāru)と鄔波遮盧(Upacāru)とは、上の我養王の兩髀の上に、生ぜし一皰より生れし子なり。共に長ずるに及びて輪王となれりといふ。(光記)

【二二七】鴿鬘(Kapotamālinī)。昔一王有り　梵授(Brahmadatta)と名く。王の腋下に一皰生ずる有り。それより一女子を生ず。名けて鴿鬘と言ふ。蓋しその生る時、恰も鴿の如くにして飛び出し、王の之れを重ずること、花鬘の如くなりしによりてかく名くといふ。(光記)

【二二八】菴羅衞(Āmrapālī)とは女人の名。菴羅衞の濕氣或は子、又は枝より生れたりしと傳ふ。

【二二九】光記劫初の人とは世界が成立せし初期に生ぜし人のこと。

【二三〇】傍生の三種とは、卵、胎、濕三生のこと。

【二三一】龍(Nāga)揭路荼(Garuḍa)とは、唐に頂癭と翻ず、亦、蘇鉢剌尼とも呼ぶ。譯して妙翅といふ。舊譯

るが故に、喩となること成せず。謂はく、別色の生ずるを說きて名けて像と爲すも其の體の實有なることは理として成ぜざる所なり。〔又た〕設ひ成ずとも、等しきに非ざるが故に、喩を成ぜざればなり。

難破の理由第一

二六三「像の成ぜざるが故に喩に有らず」と言ふは、一の處所に二〔の實有色〕の幷ぶこと無きを以ての故なり。二六四謂はく、一處に於いて、鏡色と及び像と幷びに現前するを見るも、〔若し實有ならば〕二色は同處に幷びて有るべからず。異の大〔種〕に依るが故なり。又、二六五陋水の上の兩岸の色形は、同處に一時に倶に二像を現じて、兩岸に居する者は互に見ること分明なるも、曾て一處に幷べて二色を見ること無きをもつて、此の二色が倶生すとは謂ふべからず。

二六六又影と光とは、未だ嘗て同處に非ず。然も曾て鏡を影の中に懸け置くに、光の像は顯然として鏡面に現ぜしを見るも、此〔の一鏡面上〕に於いて、〔影と光との〕二つが幷び生ずとは謂ふべからず。

二六七或は一處に二つ幷ぶこと無しと言ふは、鏡の面と月の像と、之れを謂ひて二と爲す。近なると遠なると、別に見ゆること、井水を觀るが如し。若し幷び生ずること有らば、如何が別に見んや。

には金翅鳥と云へり。

【二三二】舊譯—我夜生二五子一、晝時亦生レ五、生已皆食盡、如レ此我無レ飽。

Petuvatthu. 1.6 撰集百緣經卷四、餓鬼品參照

【二三三】已に飽くこと無しと云へば是れ胎生なり、若し化生ならば飽不飽ある可らず。化生に通ずることは知り易ければ別に言はず。

【二三四】若し爾らば云云。以下、言はば傍論として、化生は最勝なりとの說に關連して、何故に後身の菩薩は化生せずして胎生したるやの問題を論究す。

【二三五】後身の菩薩とは、通例最後の菩薩といひ、一般にはその生に大覺を成ずる菩薩を指せど、實は今の釋迦牟尼佛の成道前、卽ち太子時代を指すなり。蓋し、佛陀は因位に菩薩として娑婆往來數百千回して種種の修行を積み、遂に迦毘羅城の王子として生れて正覺を成じたるを以て之を最後身とは名くるなり。

【二三六】以下は、後身の菩薩が化生せずして、特に胎生せし所以は、次の如き、四種の大利あるが爲めなることを示すなり。婆沙卷一二〇には十一說をあぐ。

【二三七】餘の類とは釋氏(Śākya)に非ざるもの。

【二三八】所化とは敎化せらるる人との意。

【二三九】彼れとは後身の菩薩。

【二四〇】若し爾らずんば云云。後身の菩薩胎生の利益の第四にして、若し爾らずんばとは、若し菩薩にして化生せんにはの意。

【二四一】大幻云云。化術を以て活計を立つる幻術者の義。

【二四二】身界。舊譯には舍利といふ。Śarīra の義にして、佛陀の遺身をいふ。卽ち此說にては佛の胎生せられし所以は、滅後にも大利益を與ふるの目的を以て遺身舍利を止めんとしたるが爲なりと。

故に知る、諸の像は理に於いて實に無なることを。然も諸の因緣和合の勢力が是の如く見せしむるものにして、[268]〔是れ〕諸の法性の功能の差別の思議す可きこと難きを以てなり。

已に〔像の實有なること〕成ぜざるが所以に、喩に非ざることを辨じたり。

難破の理由第二

〔頌に〕「等しきに非ざるが故に亦喩に非ず」とは、質と像とは相續に非ざるを以ての故なり。

謂はく、質と像とは一相續にあらず。唯、鏡等に依りてのみ像の現ずることとあるが故に、〔又〕像と本質と倶時に有るが故なり。如し死生の有は、是れ一相續にして、前と後と無間に餘處に續生す。質と像とは相望するに、此の如き相續無し。〔即ち〕相似ざるを以ての故に、喩を成ぜざるなり。

又、現ずる所の像は二に由りて生ずるが故なり。謂はく、二緣の故に諸像は生ずることを得。一には本質、二には鏡等なり。[269]二の因の勝れたるときは像彼に依りて生ずるなり。〔然るに〕生有は二緣に由りて起るべきこと無し。唯、死有のみありて別の勝依無きが故に。引く所の喩は[270]法と等しからざればなり。亦、外の非情精血等の緣を以て勝依の性と爲すとも說く可からず。化生に由る者は空中に[271]欻生するをもつて、中に於いて、何を計してか勝依の性と爲さんや。

【二四三】外の種とは、外の四大種等の意。即ち精血等不淨の物を指す。化人は死後、身を止めず。その死後に止むる身は精血等より成れる身ならざる可らざればなり。

【二四四】身纔かに云云。順正理論廿二(大正二九、四六八頁上)に曰はく、「化生頓生故應二頓滅一、故無レ遺形一云云。」といへり。

【二四五】持願通云云。此の物は斯くあれと願ずれば、其の如くになる通力を持願通と云ふ。此は即ち神境智證通なり、持とは加持にして力を加ふることなり。若し佛に此の能力ありと許す人即ち佛教徒には、此は答難とならずとの意なり。

【二四六】「許す」の字は、稱友に依る。古來「信ず」とせり。

【二四七】經とは、長阿含十九、世紀經龍鳥品(大正一一二七頁)增一阿含十九(大正二、六四六頁上)等參照。

【二四八】揭路荼。或は伽樓羅(Garuḍa) 婆沙卷第一二〇には妙翅鳥といひ、舊譯に金翅鳥とあり。譯して食吐悲苦聲といふ。鳥の名なり。此鳥は龍を取りて先づ嗉中に內れ、後吐きて之れを食ふに、其の龍尙活き悲苦の聲を出すと云ふ。

【二四九】三趣とは鬼と畜と人なり。

【二五〇】二趣とは天と地獄なり。

【二五一】婆沙卷六八、(毘曇部十、一四八頁以下)、婆沙卷一九二、(毘曇部十六、三四九頁以下)等、舊譯卷六、二〇一頁中、正理卷二三、光記卷八、(一五六頁下以下)參照のこと。

【二五二】(10) mṛtyūpapattibhavayor antarābhava iha yaḥ gamyadeśānupetatvān

已に正理に依りて、彼の〔有餘師の〕宗の死より生に至る處に間絶ある容しといふを對破せり。是の故に、中有は決定して、無きに非ざるなり。

教　證

七有經の證

次に聖教に依りて中有の有ることを證せん。謂はく、[二七二]契經に言ふ、「有に七種有り、即ち五趣の有と業有と中有となり」と。

健達縛經の證

若し此の契經は彼の部にては誦せずとすとも、豈に亦、[二七三]健達縛經をば誦せざらんや。契經に言ふが如し。「母胎に入るは、要ず三事の倶に現在前するに由る。一には母の身が、是の時調適すること、二には、父母の交愛和合すること、三には、[二七四]健達縛の正しく現在前することなり」と。[二七五]〔此の中〕中有の身を除きて何の健達縛かあらん。前の蘊は已に壞しぬ。何ぞ現在前せん。

掌馬族經の證

若し此の契經をも彼れ亦誦せずとすとも、云何にしてか[二七六]掌馬族經を釋せん。彼の經に言ふが如し。「汝、今知るや不や。此の健達縛の正しく現前する者は[二七七]婆羅門とせんや、〔或は〕刹帝利と爲んや、〔或は〕是れ吠舍と爲んや、〔或は〕戍達羅と爲んや、〔或は〕東方より來ると爲んや、〔或は〕南西北よりと爲んや」と。前の蘊は已に壞したれば、それを來るとは言ふ可からず。此に言ふ所の來るものとは、固より唯だ中有たらんのみ。

五不還經の證

若し復た是の如き契經を誦せずとするも、[二七八]五不還經を當に

---

nopapanno 'ntarābhavaḥ.

舊譯—死有及生有、住二中間五陰一、未レ應レ至故、未生名二中有一、

死の刹那と生の刹那とを連結する中間の五陰は、未だ異熟の果報を受けて、應に往くべき所に往きたるには非ず、應に行くべき所に往かんとする道程なるに由つて、中有と名け、生に攝せず。

【二五三】死有とは死の刹那をいふ。此世の死の瞬間なり。

【二五四】生有とは生の刹那をいふ。次世の生の瞬間なり。

【二五五】彼れとは死、生二有をさす。

【二五六】自體とは五蘊をいふ。

【二五七】究竟とは牽引業に因りて引ける衆同分の顯現すること。分明とは圓滿業に因りて完成すること。（引業と滿業のことは論第十七を見よ）。

【二五八】婆沙卷六九、（毘曇部十、一六九頁以下）に分別論者と應理論者との中有の有無に關する論爭あり、舊譯卷六、二〇一頁中、正理卷二三、光記卷八、一五六頁下以下參照。

【二五九】餘師とは婆沙論卷六九に據れば分別論者なるも宗輪論に據れば大衆部、一説部、説出世部、鷄胤部、化地部の五にして、此の五部は中有を立てず。鏡の中に像色が顯はるるに、本質と像色とは、その處間隔するが如く、死有と生有とも亦、間隔すと説く。世親今此の主張を破せんとして論を説く。

【二六〇】(11) vrīhisaṃtānasādharmyād avicchinnabhavodbhavaḥ.
pratibimbam asiddhatvād asāmyāc cānidarśanam.

舊譯—似二穀相續一故、無間於レ後生、影非レ成レ實故、不レ等故非レ譬。

(12) sahaikatra dvayābhāvāt,

云何が釋すべき。契經に說くが如し。[二七九]「五の不還有り。一には中般、二には生般、三には無行般、四には有行般、五には上流なり」と。

中有若し無くんば、何ぞ中般と名けんや。

異解

[二八〇]有餘師の執すらく、「天有り、中と名く。彼れに住して般涅槃するをもつて、是の故に、中般と名くるなり」と。

世親の批評

[二八一]是くのごとくんば則ち生等の天有りと許す可し。既に然りと許さゞるが故に、〔彼の〕執は善に非ず。

善人往來經

又[二八二]經に、「七の善士趣有り」と說く。謂はく、前の五に於いて[二八三]中般に三を分つ。處及び時の近と中と遠とに由るが故なり。「譬へば、[二八四]札火の小星の迸る時、纔かに起りて近く卽ち滅するが如く、初の善士も亦た爾なり。譬へば、鐵火の小星の迸る時、起つて中に至りて、乃ち滅するが如く、〔第〕二の善士も亦爾なり。譬へば、鐵火の大星の迸る時、遠く〔至つて〕未だ墮せずして而も滅するが如く、第三の善士も亦爾なり」と。

彼〔の有餘師〕の執する所の〔如く〕、別に中天有りて、此れに時と處との[二八五]三品の差別有るにあらず。故に彼の執する所は、定んで理に應ずるに非ざるなり。

第一異說

[二八六]有餘が復た說く、「或は壽量〔未だ盡きず、その〕中間に、或は天に近づく中間に、餘の煩惱を斷じて阿羅漢を成ずるとき、是

三七十 kaṇṭhok'eś cāsti gṇu lhurvaḥ, pañcokter gatisūtrataḥ

共一處二無、無ニ相續ニ二生、由レ經、乾闥婆、說レ五、行經故。

因に、梵本と舊譯と共に、「相續に非ざると、二より生ぜざるとの句を受けり。此は中有を論證する一段にして、その理證卽ち理論的に根據とする所は、經驗的に穀物等は常に無間に相續して斷えざるが如く、有情も亦死の刹那に中有ありて次の生有との中間を連綴補塡せざるべからずといふものにして、敎證卽ち聖敎量よりしては、種種の經に、或は、中有を明に別立して說き、健達縛の正しく現在前すなどと稱して、所謂中有を外にして、相應す可きもの無きものを說くが故にといふ。

以上有部の有中有論に對して、無中有論を主張するは前註の如く大衆部等の諸派なるが、彼れ等に從へば、今世と後世間の繼續あることは恰も一物のその影を鏡面に映ずるが如き理由に依ると。然るに世親は之れを批評して曰ふ。中有は死有と生有との中間を充たすべき實有の有爲法なるに對して、鏡面の像は實體有ること無く、從つて、彼れと之れとは類同じからざるが故に類推の根據とするに足らず。又中有は死有より展轉相續する一相續體に外ならざるも、鏡面の映像はその影像を作る客體と鏡とによつて、作られたる第三體にして、客體の一相續と認むべきものに非ず、此の點よりしても亦類推の根據となすに足らず。云云。かくの如くにして、世親に從へば、無中有論者の主張は畢竟根據無きが故に、上の如き中有實有の主張は實理に應ずとせり。

【二六二】實とは能寫の本體。

第二異説

れを中般と名く。[二八七]界位、或は想、或は尋に至りて、般涅槃するに由るが故に、〔近・中・遠の〕三品有るなり」と。

[二八八]或ものはいふ、「色界の衆同分を取り已りて〔初めに〕即ち般涅槃する、是れを第一と名け、是れより次いで後に天の樂を受け已りて方に般涅槃するを、是れを第二と名け、復た此れより後[二八九]天の法會に入りて乃ち般涅槃する。是れを第三と名く。[二九〇]法會に入り已りて復た多時を經て方に般涅槃する、是れを生般と名く。[二九一]或は多壽を減じて方に般涅槃し、創めて生ずる時に非ざるが故に、生般と名く」と。

世親異説を破す

[二九二]是の如き所說は、火星の喩と皆相應せず。所以は云何。[二九三]彼れの處行に差別無きを以ての故なり。[二九四]又、無色界にも、亦應に中般涅槃有りと說くべし。彼〔の處に〕も亦壽量の中間に般涅槃すること有るに由るが故なり。

然も、彼〔の處〕に中般有りと說かざるは、[二九五]嗢柁南の迦他の中に說くが如し。

「總じて衆の[二九六]賢聖を集むるに、四靜慮には、[二九七]各十あり。[二九八]三無色には各七あり。[二九九]唯六なるは、謂はく非想なり」と。

故に、彼の執する所は皆是れ虛妄なり。

結（中有實有論）

若し復た是の如き等の經をも誦せずとせば、[三〇〇]無上法王は久

【二六二】實に云云。此の文、世親の論にして有部に從つて作れる論には非ず。何とならば、有部は像色も影像即ち顯色の一種として其の實有を說けばなり、即ち世親は經部の像色無體の義によりて、大衆部等の譬を破す。その破に二有り。(一)像色は實有に非ず。故に實有の死生二有の理論に對する類推の根據とは成す可からず。(二)假令實有と許すとも、實有の色は、二つが合體して而も並立すること能はず。且つ鏡と像とは別物體の關係にして死有より中有、中有より生有と有爲法の變遷し行くと侔しからず。故に又喩としての價値なし。

【二六三】像の成ぜざる云云と頌に言ふは影像の實有といふことが成立せざるをいふ。

【二六四】謂はく云云。鏡面と像とは同處に現前す。若し像も實有性のものならば異れる物質より成るべく、從つて鏡との間に不可入性の關係あるべきを以て、かかる同時に二物が同一場所を占領すといふが如き現象のあるべき筈なし。而も之あるは實有ならざる爲なり。

【二六五】陿水云云。挾き水を挾みて二人の人立つとき、水上に二人の像を現じて、分明に見ることを得るも、若し二人の像色にして實有ならば、同一水上に二つの像を同時に映象すべきに非ずとの意。

【二六六】又影云云。影と光とは互に相違し同一處にあるべき筈なし。然れども日光の影のある所などに鏡を置けば、その中に日光も寫りて、即ち影と形と同處にあることとなる。故に知りぬ、鏡中の像の實有にあらざることをといふ義なり。

【二六七】或は云云。前に頌文に處に二色が並び生ずと說くべからずといへるを近遠別見に約して論じたるものなり。謂く若し二色が並び生ずるものならば、鏡面と鏡面內の像とは同一處と見ゆべき筈なれど、鏡面と

しく已に滅度し、諸の[三〇一]大法將も亦般涅槃して、[三〇二]聖教は支離し已に多部と成る。其の文義に於いても異執交馳し、取捨情に任せて[三〇三]今は轉た盛なり。哀れなる哉、[三〇四]汝等は固く愚迷を守りて理に違ひ、教を拒む。傷む可きの甚しきなり。

〔若し〕諸有が前の理教に憑りて量を爲さば、中有の[三〇五]彼に於て實有なることを極成せん。

無中有論者の難

若し爾らば、云何にして[三〇六]契經の中に、「極惡の業を造りし[三〇七]度使魔羅は現身に無間地獄に顚墜せり」と說けるや。

世親通釋

此の經の意は說く、[三〇八]「彼れの命は未だ捨せざるに、地獄の猛焔が已に其の身を燒き、此れに因りて命終し、彼の中有を受け茲に乘じて仍つて、無間地獄に墮す」と。〔即ち〕彼の惡業の勢力の增强なるに由り、命の終るを待たずして苦相已に至りて、先に[三〇九]現受を受け、後に[三一〇]生受を受けたるなり。

無中有論者の難

何が故に、經に「一類の有情は、[三一一]五の無間業を作り及び增長し已りて無間に、必定して那落迦に生ず」と說くや。

世親の通經

此の經の意は、[三一二]彼れが、異趣に往くことを遮し、及び彼れの業が定んで[三一三]順生受なることを顯はすなり。

世親反難

[三一四]若し但だ文をのみ執せば、要ず五を具して方に地獄に生ずとすべく、隨つて、一を闕くと或は餘の業因とには非らずとすべけん。〔然らば〕便ち大過を成す。又、無間に那落迦に生ずと言

面內の月像との間に遠近の距離あること、井水の表面と、これをのぞく吾人の影像とに近と遠との距離あるを見るが如き所よりすれば、面と像とも二つ並び生ずと言ふべからず、從つて像は實有に非ずとなり。

【二六八】諸法性の功能云云。以下の解釋は當時未だ光學が發達し居らざりしを以て、影像の現象を遂に法性の不思議力に歸したるなり。

【二六九】「因」の字は玄奘譯との「中」の字にして梵文と舊譯とに據りて斯く改めたり。而して二の因とは鏡と本質とを指す。「勝」とは像のために鏡も本質も缺く可らざる要目なればなり。

【二七〇】茲の法とは、相續して轉ずる法と解すべし。又、若し、中有は無ならざるべし(宗)、凡し相續して轉ずる法は、無間に續生するが故に(因)、世間に穀等の相續するが如し(喩)の因明三支法とせば、ここの法はその因に當ると見ることをも得べし。

【二七一】欻生云云。欻ちに生ずるといふこと、即ち頓生たり。

【二七二】契經とは七有經にして前引の如し。

【二七三】中阿含、卷五四、嗏帝經(大正、一、七六九頁上)、及び中阿含卷三七阿攝和經(大正、六六六頁上)參照、尙、增一阿含卷十二(大正二、六〇三頁上)には、中有と言はずして、識神來趣す。又は識來受胎とせり。參照すべし。

【二七四】健達縛(Gandharva)はもと梨俱吠陀時代に於ける雜神の一類にして、ソーマ酒に關係ある神なり。性極めて好色にして、アプサラスといふ女妖神と關係するのみならず、人間の處女をも自己の領分と心得、處女の結婚したる閨の如きは、その寢所を窺ひ居るものとして恐れられたる程なりき。然れども、今契經に健達縛とあるは、右の如き性格を有する健達縛その者を

ふも、應に〔業を〕作りて卽〔時に〕生じ、身の壞するを待たざることゝならん。

世親の自意

[三二五]或は誰か、中有は是れ生なりと許さゞらん。那落迦の名も亦中有に通ず。死有の無間に中有の起る時も、亦生と名くるを得。〔中有は〕生の方便なるが故なり。經には無間に那落迦に生ずと言ひて、爾の時を卽ち是れ生有なりとは言はざればなり。

無中有論者の難

若し爾らば、[三二六]經の頌を復た云何にして、通ずるや。經の頌に言ふが如し。

再生よ、汝は今[三二七]盛位を過ぎ、衰に至つて將に[三二八]琰魔王に近し。

[三二九]前路に往かんと欲するも、資糧無く、

中間に住らんことを求むるも止まる所無し。

若し中有有らば、如何ぞ世尊は「彼れ中間に止まる所有ること無し」と言へるや。

世親通ず

此の頌の意は、[三三〇]彼れが人中に於いて速かに磨滅に歸して、暫らくも停る義なきことを顯はす。

無中有家問

或は彼れの中有は、生ずべき所に至らんが爲めに亦暫くも停ること無〔きことを顯〕す。行くこと無礙なるが故なり。

寧ぞ知らん、經の意の此の如くして、餘に非ざることを。

世親反問

汝、復た爲ぞ知らん、餘の如くにして、此れに非ざることを。

意味するにあらずして、寧ろそれより脫化して而も男女の寢室に關係ある一種の神祕的存在を意味するが如し。

【三七五】〔此中〕云云。終に健達婆とあるは、中有以外に解しやうなしとの義。

【三七六】掌馬族經とは、中阿含卷三十七阿攝和經（大正一、六六六頁上）參照。因みに阿攝和は巴利、中部、九三の（Assalāyana sutta にして）其の（Assa）は馬と飜じ、梵志の性にして、羅延多那（lāyana）は其の名なるが故に、此に掌馬族經とは、阿攝和經と同一ならんとは、法幢の推定なり。

【三七七】婆羅門云云。婆羅門（brāhmaṇa）は四姓の最上にして、宗教を司る種族。剎帝利（kṣatāriya）は武士階級。吠舍（vaiśya）は庶民階級。戍陀羅（śūdra）は奴隸。之を印度の四姓といふ。

【三七八】五不還經とは雜阿含二十七第七三六經及び第七四〇經（大正二一九六—七頁）長阿含卷八、衆集經（大正一、五頁下）參照。

【三七九】五の不還云云。不還（anāgāmin）とは、第三果の聖者にし、てこの欲界より沒して、上界に於て得果し涅槃して再び歸ることなきを以て、不還と名けらる。然れども、ここに沒して上界にて般涅槃する經過に至れば、種種あるを以て不還果の聖者は、この點より種種に分類せらる。今の五不還經は之を五類に分けて說明せるもの。一一の意味は長行にもあるが如く、種種に解釋し得らるる餘地あれど、暫らく有部の正義より之を解せん。

一に中般とは欲界に沒して色界に到らんとする中有の位にて涅槃に入る者をいふ。卽ち中有般涅槃の略。

二に生般とは色界に生れて後に涅槃に入るもの。

三に無行般とは色界に生れて、修行せずして自然に涅

二の責は既に等し、何ぞ乃ち偏へに徴せん。

二釋は、經に於いて丼びに違害無し。如何にして偏へに中有は是れ無しと證せんや。[三二]凡そ引證の言は、理として異趣なかるべし。此れには異趣あるをもつて、證と爲ることを成ぜざるなり。

無中有家言

世親雖絕

槃する者。

四に有行般とは前と反對に修行して涅槃する者

五に上流とは初め初禪に生れ次第に二三四禪に進み、遂に色究竟天に無色界天に至りて涅槃する者なり。詳細は本論第二十四を見よ。

【二八〇】餘師云云。婆沙論六十九(毘曇部十、一七〇頁以下)には分別論者の說と說けり。

【二八一】是れ卽ち云云。論主之を許して、若し中般を中天に住して、般涅槃する意味と解するならば、同様に生般は生といふ天に住して、涅槃する人と解せざるべからざらんと反駁せるなり。

【二八二】又經とは中阿含二、善人往來經(大正一、四二七)の說明に曰はく。

第一、善士趣につきては、譬へば。麩を燒くに、纔に燃えて便ち滅するが如し……といひ、

第二善士趣は、譬へば、鐵の洞燃として倶熾なるを鎚を以て打つとき、迸火空に飛び已に滅するが如し……と言ひ、

第三善士趣は、其の迸火の空に飛べるものが上より來還するに、未だ地に至らずして滅するが如し……といひ、

第四善士趣は、其の迸火の空に飛べるもの地に墮して而して滅するが如し……と言ひ、

第五善士趣は、迸火の空に飛べるもの少しの薪草の上に墮して、若しくは烟り、若しくは燃え、燃え已りて滅するが如し……と言ひ、

第六善士趣は、迸火の空に飛べるもの、多くの薪草上に墮し、若しくは烟り若しくは燃え、燃え盡き已りて滅するが如し……と言ひ、

第七善士趣は、迸火が多薪草上に墮し、若しくは烟り若しくは燃え、燃え已りて便ち村邑城郭山林曠野を燒き、村邑・城郭・山林曠野を燒き已りて、或は道に至り、水に至り、平地に至りて滅するが如し……と言へり。

【二八三】中般に三を分つ云云。未だ欲界を出でずして、般涅槃するときは處と時とは倶に近し。故に是れを初の人と名く。欲色二界の中間に至りて般涅槃するは、處と時とは倶に中なり。是れを第二人と名く。色界に至りて般涅槃する者は處と時と倶に遠し。是れを第三人と名く。

【二八四】札火の小星とは、木片の火花といふ義。

【二八五】三品とは近中遠の三品の差別をいふ。

【二八六】餘に復た云云。婆沙六十九(毘曇部十、一七二頁)によれば分別論者の說なりといふ。之に二義有り。一に壽量の中間とは、謂はく壽と壽との中間の義にして、天然の壽を終へざる間に煩惱を斷じて阿羅漢を成ずる、之れを中般と名く。二に天に近き中間、謂はく色界に生ずるとき、根本の天に近き中間は卽ち近分天中、天衆に趣く中路に於いて、未だ本天に至らざる中間に、卽ち惑を斷じて、阿羅漢と成る。故に之を中般と名くと。

【二八七】界位云云とは、中有を認めずして、前の中般に近中遠の三品ありとする經句を解釋せんとするなり。

此中、界位とは、界は煩惱種子の義にして、未だ煩惱の現行せざる位に之を斷じて般涅槃するを界位に般涅槃するといふ。こは利根者の場合なり。近とは之をいふ。想とは煩惱の初て生起する位にして、此位に煩惱を斷じて般涅槃するをいひ、中根者の場合なり、之をここには煩惱の增す位にして、煩惱起りて久しく、勤め精進して斷惑して般涅槃するをいふ。鈍根者の場合なり、ここに遠といふなり。

【三八八】或は色界云云。以下は、中般の近・中・遠の三品を同じく中有を認めざる立場に據りて解せんとするものなり。然もこは、色界の近分天と、根本天との中間に、(一)色界身を取りし初めと、(二)色界身を取りて色界天の樂を多少受けし後と、(三)樂を受け天趣の說法の集會、即ち法會に入り、修養反省の機會を得てより後との三段を分ち、之を漸次に近と中と遠とに配分し其の中に般涅槃する者を、根本天に近き中間に入涅槃するの意味に於て、中般涅槃と稱すとするものなり。

【三八九】天の法會。天趣の說法の集會。

【三九〇】法會に入りて云云は、中般を說きし序でに以下生般の意味をも明にするものなり。

【三九一】或は云云。生般とは。長く生きて居るべき壽命を滅して、涅槃するの義にして色界に生れて直ちに涅槃する義にあらずとなり。

【三九二】是の如き云云。前の火星(火花)の喩を擧げて近中遠を明かしたる經文の意味と、分別者流の解し方とは一般せぬといふ義。

【三九三】彼の處行云云。分別者流の中般の說明は、時間上に於ける中といふことの差別のみ說けるも場所に關する差別は少しも明ならずとなり。

【三九四】若し無色界云云。若し壽量の中間に般涅槃するが故に、名けて中般と爲すと言はば、無色界にも中般有るべし。然も次ぎに述ぶるが如く、無色界には中般なしとするが故に、中般を壽量の中間にて涅槃する義とするは非なりとなり。

【三九五】嗢柁南の迦他 (Uddānagāthā) とは譯して攝頌と云ふ。多くの內容を攝取するが故なり。

【三九六】賢とは見道以下、五停心以上をいひ、聖とは見道より無學果までをいふ。

【三九七】各十とは、欲惡不善法を離れて初靜慮を得せるものがこの定に於て愛樂の心を生じ、出世を求めずして、

一、或は上品の因を造りて大梵處に生ずるものあり。

二、或は中品の因を造りて梵輔處に生ずるあり。

三、或は下品の因を造りて梵衆處に生ずるもののもあり。更に、餘のものの中には、

四、或は初定を得せしも以て足ると爲さず。初定の諸の有漏法に於て心に厭離を生じ、涅槃を欣樂し菩提を求め解脫分の善根を種植するものあり、

五、或は進みて不還果を證し、欲界の身に於て、能く諸漏を斷じ現涅槃するものあり。

六、或は初定を得て、中般涅槃するもの。

七、或は生般涅槃するもの。

八、有行般涅槃するもの。

九、無行般涅槃するもの。

十、上般涅槃するものあり。

以上の十人は初定に言ひしが、第二第三第四定に就ても夫々の十あることを準知すべし。稱友所引の經には前表の四より十を次の如く一より七とし、前の一、二、三を次の如く八、九、十とせり。

【三九八】三無色には各七とは前の十中、各〻中般と、前三人中の二處とを除くなり。無色には處の別なきを以て大梵、梵輔等の別處なく、唯だ一の處なればなり。

【二九九】唯六云云とは前の七中、亦上流をも除く。彼處より上生すべき處無きが故なり。
【三〇〇】無上法王とは佛世尊のこと。
【三〇一】大法將とは舍利弗、目犍連、阿難、迦葉等の諸大弟子。
【三〇二】聖教は支離云云。聖教は種種に分れて十八部となれること。
【三〇三】今に云云。世親の出世に關しては異說あるも、大體西紀三二〇―四〇〇年頃の人なるが故に、其の項のこと。
【三〇四】汝等とは大衆部等。
【三〇五】彼に於てとは欲色二界のこと。
【三〇六】契經。中阿含三十、降魔經（大正一、六二二頁部上）參照。
【三〇七】度使魔羅（Dūsi-māra）は婆沙一百二十五（毘曇十五、二一二頁）によれば、羯洛迦孫駄佛、（Krakucchanda）一時侍者志遠（Vidhura）を將ゐて婆羅村に入り次第に行乞す。時に度使魔は少年に化けて石を擲ち、遙に侍者を打ち、頭破れて出血す。佛即ち魔を訶叱して曰はく、汝何ぞ非分に、斯の惡業を造るやと。時に應じて度使は業盡きて便ち地獄に墮ちたり云云と。
【三〇八】彼れとは度使魔羅。
【三〇九】現受とは順現受の意。即ち現世に業を作りて、現世に其果を受くることなり。
【三一〇】生受とは順生受のことにして、現世に業を作りて次生に果を受くること。
【三一一】五無間業とは、無間に地獄に落つる業にして、父を殺し、母を殺し、佛身血を出し、阿羅漢を殺し、和合僧を破ることなり。雖意は無間といふ以上は中有なかるべしと。
【三一二】彼れの云云。無間に定んで地獄に墮つとは、地獄以外の餘趣に行かぬことと、而もそれは次ぎの世に起るといふ義にして、時間的に無間といふ意にあらざれば中有なき證とはならずと云云。
【三一三】順生受は次ぎの世に果報を受くるといふ義。
【三一四】若し但だ云云。若し餘りに文に拘泥せば文に五の無間業と有る以上、必ず常に五個の無間業を作る時にのみ墮獄するものと解すべく、其中の一を闕くも墮獄すること無しと釋せざる可からず。且つ同樣にして、地獄に墮つることは必ず五無間業のみに依り、必定して他の業に由ること無しと云はざるべからず云云の意。
【三一五】或は誰か云云。經には無間に地獄に生ずとあるをもつて、中有なしと解すれど、その生ずといふことは聽て中有と解しても不可なし。何んとなれば地獄に生ずべき中有は又地獄の範圍なればなり。而もその生ずといふことが生有の意味にあらざることは、經文に生有と言はざるに徵して明ならんとなり。
【三一六】經とは別譯雜阿含卷五（大正二、四〇三頁下）の偈言く。

「壯盛及衰老、三時皆過去、
餘命脫無我、常爲老所惑、
近到閻王際、婆羅阿欲生、
二間無住處、汝都無資糧、

云云」と。upanītavayo va dāni si, sampayāto si yamassa santike. vāso pi ca te n'atthi antarā, pātheyyam pi ca te na vijjati.

舊譯已度二四位一經二衰耄一、二生汝今近二閻魔一、於二其中間一必無レ住、路中資糧咄不レ有。

此の偈に、一人再生族か、（即ち一婆羅門のこと）、外道の法を學び年老い、遂に解脫を得ざるを見て、佛の呵責せる所のものなり。

【三一七】盛位(vayas)。胎外の有情の一生に五位あり。一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に盛年、五に老年、之れなり。盛位はその第四位なり。舊譯に四位とするは第四位を度れば、前三位も勿論已に度りたるものなれば、意義上より「度四位」と譯せるのみ。

【三一八】琰魔(舊、閻魔 Yama) は譯して諍息といふ。犯罪の有情自ら罪を知らず、更に餘罪を造るとき、大王の指示によりて初めて、之を自覺し、諍を息むが故に、此の大王に、諍息の名を與ふと言ふ。(光記)。

【三一九】前路云云。前の善趣に往かんと欲するも、施戒修等の資糧無しとの意。

【三二〇】彼れとは犯罪人。再生族の惡等を造りし者が人間世界に於て速に磨滅に歸し暫くも停ること無き義によりてしか云ふとなり。

【三二一】凡そ云云。異義あるもの引證文としての資格なし。然るに汝の引用せる前の頌文には、斯くの如く異解を許し得べき餘地あるを以て、引用して無中有の證とするに足らずとなり。

卷の第九〔分別世品第三の二〕

[一]第四節　中有の形狀

中有の形狀

當に何れの趣に往く可き、所起の中有の形狀は如何。

頌に曰はく、

(13)[二]此は一業が引く故に、　當の本有の形の如し。
本有とは、謂はく死の前にして、　生の刹那の後に居す。

論じて曰はく、若し業が能く[三]當の所往の趣を引けば、彼の業は卽ち能往の中有を招くが故に、此の中有が、若し彼の趣に往くときには、[四]卽ち所趣の當の本有の形の如し。

難

[五]若し爾らば、一の狗等の腹の中に、五趣の中有が頓に起ること有る容し。〔かくして〕旣に地獄の中有が現前すること有らば、如何にして母の腹を焚燒すること能はざるや。

答

[六]彼れは、〔地獄の〕本有に居するときすら、亦、恒に燒くにはあらず。暫らく[七]增に遊ぶが如し。況んや中有に在るをや。設ひ能く燒くと許すとも、見る可からざるが如く、亦、觸る可からず。中有の身は極めて微細なるを以てなり。故に難ずる所は理にあらずとす。[八]諸趣の中有が、一の腹に居すと雖も、互に觸燒するに非ざるは、業に遮せらるゝが故なり。

【一】婆沙卷第七部十（毘曇部十、一八五頁以下）、舊譯卷六、二〇二頁中以下、正理卷二四、光記卷九、一六〇頁上以下參照。

【二】(13) ekākṣepād asāv aiṣyat-
pūrvakālabhavākṛtiḥ.
sa punar maraṇāt pūrva
upapattikṣaṇāt paraḥ.

舊譯―由二一業一引レ此、　當先有相貌、
　復有先二於死一、　後二於生剎那一、
中有と當往の本趣とは同一業の引く所なるが故に、中有の形狀は、當往の趣に於ける本有の形狀の如し。本有とは生の刹那（生有）以後、死の刹那（死有）に至る有情の一期相續をいふ。

【三】當とは當來、卽ち未來の義。

【四】卽ち云云。五趣中、未來に犬に生を受くべき趣の形をとるとの義。例せば、未來に犬に生るべきものならばその中有の形狀は已に犬の狀をなすなり。

【五】若し爾らば云云。中有の形にして、本有の形の如しとせば、例せば、一の牝狗の中に五子の托するあるに、何等かの事情にて腹中にて一時に死することありとすれば、其等五子は各一趣に趣くべく、從つて母狗の腹中に一時に五趣の中有の起ることもあり得べし。かくして、その一趣として地獄の中有の起ることあらば母腹を燒くの患なきかとの難なり。

【六】彼れは云云。地獄の有情が地獄にある時とても必ずしも常に燒けつつあると定まり居らず、例せば大地獄の四方に附屬しある十六增の如きは地獄なりと雖も、この中には火なきが如し。かく本有に於てすら必ずしも火ありと定まらざるに、況して中有にありて、いかで母腹を燒くと云ひ得んやとなり。

【七】增。明本には園とありて如二暫遊一レ園といふ。然

欲界の中有

九欲〔界〕の中有の〔形〕量は、小兒の年、五六歲なるもの丶如しと雖も、而も根は明利なり。

特に、菩薩の中有

菩薩の中有は、盛年時の如く、形量周圓にして、諸の一〇相好を具ふるが故に、中有に住して將に入胎せんとする時には、百一一俱胝の四大洲等を照らす。

難

一二若し爾らば、何が故に菩薩の母は一三夢中に白象の子の來りて、己れの右脅より入ると見たるや。

答

此は吉瑞の相にして、中有に關はるには非ず。一四菩薩は、久しく傍生の趣を捨てたるが故なり。一五訖栗枳王が夢に見たる所の十事の如し。

大象と井と麨と、　栴檀と妙園林と、
小象と二の獼猴と、　廣堅衣と鬪爭となり。

是の如く夢みる所は、但だ當に來るべき餘の事の先兆を表すのみにして、見る所の如くなるには非ず。

一六又、諸の中有は生門より入るものにして、母の腹を破りて胎に入ることを得るものに非ず。故に、雙生の者は一七前なるは小にして、後なるは大なるなり。

難

〔若し爾らば〕、一八法善現の說を復た云何が通ぜんや。

一九白象の相端嚴にして、　六牙四足を具へ、
正知にして母腹に入り、　寢ること仙の林に隱るゝが如し。

れども正理にも婆沙にも增とあり。頌疏には明かに本頌の引用文として、如智遊增といへり。故に今は之れ等に從つて增と譯しぬ。十六增の事は本論第十一卷を見よ。

【八】設ひ能く燒くとも云云とは、たとひ、地獄の中有に火ありて自らは燒くとも、こは母の眼にて、その有を見ること能はざるが如く、他の中有にも母の腹にも觸ること能はざるが故に、餘趣の中有も亦母の腹をも燒く能はずとなり。之れ業力の然らしむる所なり。

【九】欲〔界〕の中有とは欲界の本有に往く可き中有なり。特に人間に就ていふ。

【一〇】相好とは三十二相、八十隨好有りて、其の身を莊嚴し間飾をなす。身は眞の金色にして、圓光一尋有り云云。（婆沙論卷七十）（毘曇部十、一八七頁參照）

【一一】俱胝（Koṭi）。千萬と譯す。

【一二】以下、少しく菩薩の中有に關する傍論。若し爾らばとは、菩薩の中有にして、盛年（欲界人の）の如く、乃至百俱胝を照すべくんばとの意。

【一三】夢中に白象云云の因緣は佛本行集經卷第七、摩耶經卷下等に詳し。釋迦菩薩等の入胎の時、菩薩の母は白象の子來りて右脇より已身に入ると夢しといふ。尙、菩薩の入胎時太子瑞應經（大正三、四七三頁中）、過去現在因果經（大正三、六二四頁上）等には、菩薩は白象に乘り來るとあるも、大衆部等は、宗輪論に據れば、一切の菩薩は母胎に入るとき白象の形をとるとの普曜經（大正三、四一九頁上）佛本行集經等の記述を執し、有部は之に反對せりと言ふ。

【一四】菩薩は久しく云云。菩薩は九十一劫已來久しく傍生を捨すれば、白象の入胎すと夢見たる白象は是れ菩薩の中有たるには非ずして單に吉瑞の相たる夢に外ならずと。

答

必ずしも通ずるを須ひず。[二〇]三藏に非ざるが故に。〔又〕諸の諷頌の言は、或は實に過ぐるが故に。若し必らず通ずべくんば、〔彼は〕菩薩の母の見たる所の夢相の如くに頌を造りたるなりとせば、失なからん。

色界の中有

色界の中有は〔形〕量、圓滿すること本有の如く、衣と倶に生ず。〔云何となれば〕慚愧の增せるが故なり。

特に、中有と衣

菩薩の中有も亦、衣と倶なり。[二一]鮮白苾芻尼は、本願力に由るが故に、彼れ世世に於いて自然の衣有りて恒に身を離れず。時に隨つて改變し、乃至最後の般涅槃の時も卽ち此の衣を以て屍を纏ひ焚葬せり。

所餘の欲界の中有には衣無し。皆、增長の無慚愧に由るが故なり。

特に、四有

[二二]似る所の本有とは其の體是れ何ぞや。

謂はく、死有の前、生有の後の蘊なり。

總じて有の體を說かば、是れ五取蘊なり。〔而して〕中に於いて、[二三]位の別を分析して四と爲す。一には中有。義は前に說くが如し。二には生有。謂はく、諸の趣に於いて[二四]生を結ぶの刹那なり。三には本有。生の刹那を除く死の前の餘の位なり。四には死有。謂はく、最後の[二五]念にして、中有の前に次ぐものなり。

無色に中有無し

[二六]有色の有情は四有を具足するも、若し無色の中に在りては、

【一五】 訖栗枳王（舊譯、柯枳王、Krkin）とは過去佛の最後たる迦葉佛の侍者たり、此の十夢の因緣は給孤獨長者女得度因緣經卷下（大正二、八五二頁下）に出づ。但し、此の經にては哀愍王とせり、迦葉佛の時、哀愍十事を夢みて、之を佛に告げしに、佛の曰く、此れは當來に釋迦遺法の弟子に關する先兆を表すなりと。卽ち（一）大象とは天象が室中に閉ぢられてあり、小牕より出でんと、其の身は出づることを得るも、唯尾のみは窓に礙られて出づることを得ずとの夢。こは釋迦遺法の弟子が能く父母妻子を捨てて出家修道すれども、尙其中に名利に貪著して解脫し得ざることを表す。（二）井とは、一渴人有り。水を飮まんことを覓めて、一井を見出すに、井はその渴人に隨逐すと雖も敢へて飮む能はずとの夢、こは釋迦遺法の弟子に正法を聽聞することを樂しまざるものあるを表す。（三）麨とは人あり一升の眞珠を以て一升の麨と易ゆとの夢、こは釋迦遺法の弟子が佛の經論を讀誦し學習せずして、外典を修することを樂しむことを表す。（四）栴檀とは、人あり、栴檀香を以て丸木と易ゆとの夢。こは釋迦遺法の弟子が佛の內典を出て、外典等と貿易することを表す。（五）妙園林とは妙園林の花果茂盛なるもの有りしも、狂賊毀壞し、遺餘有ること無からしむとの夢、こは、釋迦遺法の弟子の中、破戒無德の比丘が、僧園を毀壞し、淸淨比丘の勝事業を悉く破壞することを表す。（六）小象とは諸の小象有りて大象を駈り群中より出でしむとの夢。こは諸の破戒の苾芻が、持戒有德の苾芻を衆外に出でしめ擯斥することを表す。（七）一獼猴有り身に糞穢を塗り衆に搪突す、衆見て皆避け去るの夢。こは釋迦遺法の弟子の中破戒比丘が諸の惡事を以て持戒比丘を誹謗し、爲めに淨信者をして之を遠避せしむることを表す。（八）又一獼猴一處にあり、衆獼猴が共に

中〔有〕は闕けて三のみを具す。

第五節[二七]　中有の九門分別

中有の眼見等九門分別

已に、形量を說きつ。餘の義を當に辯ずべし。

頌[二八]に曰はく、

(14)同と淨天との眼にて見らる。業通あり。疾なり。根を具す。

無對なり。不可轉なり。香を食す。久しく住するに非ず。

(15)倒心もて欲の境に趣く。濕と化とは香と處とに染す。

天は首を上にし、三は横なり。地獄は頭を下に歸す。

一、眼見門

論じて曰はく、[二九]此の中有の身は同類のみ相見る、若し極淨天眼を修得すること有らば、亦た能く見ることを得。諸の生得の眼は、皆觀ること能はず。極細なるを以ての故なり。

異說

有餘師は說く、「天の中有の眼は、具足して能く五趣の中有を見、人・鬼・傍生・地獄〔等四〕の中有は、[三〇]四と三と二と一とを見る。謂はく、自と下とにして、上を除く」と。

二、行の運疾門

[三一]一切の通の中にて、業通は最も疾し。

虛〔空〕を凌ぐことの自在なる、是れを通の義と謂ふ。通が業に由りて得するを、名けて業通と爲す。

此の通は勢用の速かなるが故に疾と名く。

海水を以て、之を灌頂し立てて王と爲すの夢。こは釋迦遺法の弟子が、破戒の苾芻を扶捧して、立てて僧中の上首と爲すことを表す。(九)廣堅衣とは一の廣堅衣有り、十八人各少分を執りて挽けども、その衣破れずとの夢。こは釋迦遺法の弟子の異見を執し、分れて十八部となることを表はす。(十)鬪爭とは、多人集りて互に相征伐し互に死亡するの夢。此れ釋迦遺法の弟子が十八分して、更に各門人有り、部執同じからず。互に鬪諍を起して互に不利を來たすことを兆すなりと言ふ。即ち是等の十夢は凡て表徵的にして、文字通りの事實に其の意味あるにあらず。菩薩の母が白象の夢みるも亦、斯の如きものにして、菩薩が中有に白象の形をとれると解すべからずとなり。なほこのキリキ王の十夢を傳へたる經文は、ターナラータに從へば Kāncana māla-ava dāna sūtra にして、迦膩色迦王結集の際に、脇尊者が東方より初めて之を西方に將來したりといふ。(Schiefners übersetzung S. 59)

【二六】又云云。中有の身は產門を通じて入胎するものなれば、白象が右脇より入る筈なく、旁旁白象の夢は中有論に關係するものにあらずと言はんとするにあり。

【二七】前なるは小、後なるは大といへるは中有の產門を通じて入胎することを記せるなり。蓋しこは双生兒は二回に受胎する結果なれば、前に生るる方は後に受胎せしもの、後に生るる方は先きに受胎せ〔し〕ものとの、當時の常識に從へるものならん。

【二八】法善現(Dharma-subhūti)は、舊譯には達磨須部吼座とあり。ターラナートに依れば馬鳴の異名なりといふ。

【二九】その頌文を舊論は次の如く譯す。

中有の業通

中有は、最疾の業通を具得す。上世尊に至るまで能く遮抑すること無し。業の勢力が最も强盛なるを以ての故なり。

三、具根門

一切の中有は皆、五根を具す。

四、無礙門

[三二]對とは、謂はく、對礙なり。[三三]此れは金剛等も遮すること能はざる所のものなるが故に、無對と名く。曾て聞く、「炎赤の鐵團を析破して、其の中に見るに蟲の生ずるもの有りしと」の故に。

五、不可轉門

[三四]彼の趣に往くべき中有が已に生ずれば、一切種の力も皆轉ずること能はず。謂はく、人の中有に沒して餘の中有を起らしむ可からざるなり。餘の類も亦、然り。彼の趣に往く爲め中有が已に起らば、但だ應に彼にのみ往くべく、[三五]定んで餘には往かざるなり。

六、所食門

問 欲界の中有の身は段食に資けらるゝや、不や。

答 段食に資けらると雖も、然も[三六]「其は」細にして麁に非ず。

問 其の細とは何。

答 謂はく、唯、香氣のみなり。斯れに由るが故に[三七]健達縛(ga=ndharva)の名を得たり。[三八]諸の字界の中に、義一に非ざるが故に。而も音の短かきは、[三九]設健途(sakandhu)と及び羯健途(kar=kandhu)との如く、略せるものなるが故に過無し。

諸の少福の者は、唯、惡香をのみ食し、其の多福なるは好香を食と爲す。

變レ身作二白象一、　六牙四足飾、
入二母胎一臥住、　念如二仙入レ林。

【三〇】 三藏とは經律論の三なり。今の法尊現の言は、唯彼の大德の詩想的產物としての文頌なれば、上の三藏に攝するものに非ず。從つて必ずしも通ずるを用ゐずとの答。

【三一】 鮮白苾芻尼(舊譯には叔柯羅 Sukrā, Sukla 比丘尼)は、衣を以て四方の僧に施したる果報によりて、本文の如き功德を得たりといふ。此の因緣は賢愚因緣經卷四(大正四、三七三) 撰集百緣經卷八(大正四、二三八)に出す。

【三二】 似る所云云。先きに中有の形は本有に似たりといへど、未だ本有の說明を下さざるを以て、この間あるなり。尙ほこの原文は、三本・宮本には、所以本有云云とあり。舊譯は、何法名先有とのみあり。若し三本等に從へば所以を「いはゆる」と讀ずべきか。

【三三】 四有に就きては、詳細は、婆沙卷一九二(毘曇部十六、三四八頁以下) 參照すべし。

【三四】 生を結ぶの刹那とは、胎生及び卵生なれば受胎の刹那をいひ、化生なれば頓生の刹那をいふ。

【三五】 念(kṣaṇa) とは有情の現世生活の最後の將に死せんとする刹那なり。

【三六】 有色云云。無色界には色無く從つて形無く、又中有を能起すべき結をば凡べて悉く斷盡し已りて初めて彼界に生ずるものなるが故に、同界には中有無しとなり。

【三七】 婆沙卷六九—七〇、舊譯卷六(二〇二頁下以下)及び正理卷二四、光記卷九、一六一頁中以下參照のこと。

【三八】 (14) sajātiśuddhadivyākṣiḍṛśyaḥ,
karmarddhivegavān,

七、住時門

大徳の說

[四〇]是の如き中有は、住すること幾時となさんや。

大徳は說きて言はく、「此れは定限無し。生緣、未だ合はざれば、中有は恒に存す。[四一]彼の命根は別業の引に非ざるに由り、所趣の人等の衆同分と一なるが故なり。若し此れに異らば、中有の命根の最後に滅する時、應に死有を立つべければなり」と。

問

[四二]設し肉聚の妙高山に等しきものの、夏の雨時に至らば變じて蟲聚と成るもの有らんに、諸の中有は漸く此の時を待つと言ふべきや。爲た何れの方よりか頓に此に來至すと說くや。

答

第一釋

[四三]經と論とには誠文の判釋無しと雖も、然も正理に依りて應に是の言を作すべし。[四四]『雜類の生の〔その〕數無邊際にして、香味に貪著し壽量短促なるもの有り。彼の諸の有情は、此の氣を齅ぐに因りて香味を貪るが故に俱時に命終し、愛に由りて先に蟲身を成ずべき業を覺し、同時に此れに於いて細蟲の身を受くるあり、

第二釋

[四五]或は多くの有情あり、俱に此に生ずべきに、多くの緣未だ合はざるをもて、中有の中に住するも、[四六]今、多緣に遇ひて方に頓に此に生ずるありて、俱生すべきものが定んで時を異にせざるあり。〔如へば〕能く[四七]轉輪王を招く業あり。要らず人壽八萬歲の時、或は此を過ぐる時に至りて、方に頓に與果し、餘位にはあらざるが如く、此れも亦應に然るべきなり。故に[四八]世尊の言はく、「諸の有情類の業の果の差別は、思議す可からず」と』と。

---

sakalākṣaḥ, apratighavān
anivartyaḥ sa gandhabhuk.

舊譯—同生淨天眼、　可見、業通、疾、
具根、無礙、不轉、此食香、

(15) viparyastamatir yāti
gatid śaṃ riraṃsayā.
gandasthānābhikāmo
'nyaḥ, ūrdhvapādās tu nārakāḥ.

顚倒心行彼、　生處由欲戲、
餘愛樂香處、　地獄脚向上。

梵文と舊譯と共に、「天は首を上にし三は横なり」の相當文を缺くことを注意すべし。

以上は中有に關する九門を明す。

第一、眼見門。中有はお互同類の者は互に相見ることを得。欲界の有情にても極淨の天眼を得たるものは之を見ることを得。

第二、行の遲疾門。中有はその業によりて虛空を行くこと自在にして、之を業疾通と稱し世尊も能く遮すること無し。

第三、具根門。一切中有は皆五根を具す。

第四、無礙門。中有の行動は金剛等にても遮すること能はざるが故に無礙と名く。

第五、不可轉門。一定趣に往くべき中有は決定して、彼趣に往き、いかなる力も之を轉ぜしむること能はず。婆沙卷六九によれば、譬喩者は中有可轉論をときしといふ。

第六、所食門。中有の身は極細の香等の段食に養けらるる。

第七、住時門。中有として存在する期間に關しては有部に數說有れども正義としては唯、少時のみと說く。

第八、結生門。中有は業所起の眼根によりて、能く當生の處に父母の交會するを見て、倒心を起して欲境に

世友の說

[四九]尊者世友は言ふ、「此れの極多は七日なり。若し生緣未だ合はざれば、便ち數死し、數生ず」と。

有餘師の說

[五〇]有餘師は言はく、「極は七七日なり」と。

婆沙の正義

毘婆沙は說く、「此れは住すること少時なり。中有の中にては生有を樂求するを以ての故に、久しく住するに非ずして、速かに往いて生を結べばなり。[五一]其の生緣未だ卽ち和合せざる有り、〔而も〕若し定んで此の處の此の類に應に生ずべくんば、業力は卽ち此の〔生〕緣をして和合せしむ。[五二]若し定んで此の和合緣に託するに非ずんば、便ち餘處の餘類に寄生す」と。

異說

有るは說く、「〔若し、定まれる衆生類の中に於いて生じ得ざれば〕、轉じて相似の類の生を受く。且らく、家牛と及び狗と熊と馬とは、[五三]欲の增すこと次の如く、夏・秋・冬・春に屬し、野干と羆と驢とは、定り無ければ、[五四]前の四の中有にして、若し遇はざる時は、次の如くに轉じて、後の四の同類に生ずるなり」と。

世親の破

[五五]豈に中有は必らず生の衆同分と別無きに非ずや。一業の引く〔所なるが〕故に。〔爾らば〕如何にして轉じて相似〔の生〕を受くと言ふ可けんや。

八、胎卵二生の結生門

是の如き中有は、生ずる所に至らんが爲めに、先づ倒心を起して欲境に馳趣す。〔謂はく〕彼れは業力の起す所の眼根に由りて、

馳趣し、母胎に入りて生有に至る。結生時の根依の大種は、精血の大種之れに當る。

第九、行相門。天趣の中有は首正しく上昇し、人鬼傍生の中有は行相、夫夫人・鬼・傍生の如く地獄の中有は足を上に頭を下にす。

【二九】此の中有の身云云。極めて微細の故に、同類の中有同志は、互に相見ることを得。通常の有情(欲界)なれば、極淨の天眼を得たるもののみは見ることを得となり。

【三〇】四とは八趣の中有は人及び其以下との四趣の中有を見、三とは、鬼趣の中有は鬼と傍生と地獄との三趣の中有を見、二とは傍生の中有は傍生と地獄との二趣の中有を見、一とは地獄の中有は唯地獄の中有をのみ見るとの意。

【三一】一切の通云云。以下は頌に業通あり疾ありとある句の說明なり。

【三二】對云云。頌に無對なりとあるの說明なり。

【三三】此れはとは、中有はの意。

【三四】彼の趣云云。何れの趣にても、一旦そこに行くと定まれる趣の意にして、之は改轉し得ずとなり。

【三五】定んで餘趣に往かざることは一業の所引なるに依る。

【三六】〔其は〕とは所謂段食はの意。

【三七】健達縛は詳しくは健達頞縛(gandha+arva=gandhārva)といふ。今は頞の字を略して短音とせり。

【三八】諸の云云。諸の字界卽ち動詞の語根には、一語にても諸の義を有するあり。今の arva の根の arv も亦是の如く、「行く」の義と、「食ふ」の義とあり、健達は「香」の義なり、二語合すれば「香に行く(尋香)」、又は「香を食ふ(食香)」の義となるとなり。

遠方に住すと雖も能く生處の父母の交會するを見て、倒心を起すなり。若し男ならば母を緣じて男の欲を起し、若し女ならば父を緣じて女の欲を起し、[五六]此れに翻じ〔父母の〕二を緣じて倶に瞋心を起す。故に、施設論には是の如き說有り。「時に健達縛は、[五七]二心の中の隨一を現行す。謂はく、愛か或は恚なり」と。

[五八]彼れは、此の二種の倒心を起すに由りて、便ち己が身と所愛とが合すと謂ひ、[五九]所憎の不淨の泄れて胎に至る時、是れ己が有なりと謂ひて、便ち喜慰を生ず。茲の蘊の厚きにより、中有は便ち沒し生有の起り已るを、已に結生すと名くるなり。

特に、胎中の住相

若し男ならば、胎に處するや母の右脇に依り背に向ひて蹲坐し、若し女ならば、胎に處するや母の左脇に依り腹に向ひて住す。[六〇]若し非男女ならば、母胎に住する時、所起の貪に隨つて應の如くに住す。

必らず[六一]中有には、非男非女なるもの無し。中有の身は必らず具根なるを以ての故なり。〔かくて〕中有に處しては、或は女、或は男なるに由るが故に、母胎に入りては應に隨つて住するも、後に胎が增長して或は不男〔等〕と作るなり。

此の義の中に於いて、復た應に思擇すべし。

特に、結生の根依の大種と精血

[六二]業力に由る精血の大種が、卽ち〔身〕根の〔所〕依と成ると爲んや、業が別に〔身〕根の〔所〕依の大種を生じ、精血に依りて住す

【三九】 以上設健途及び羯健途は何れも具には śaṇkāndhā, kaṇkāndhā とすべきを略して、短音に呼べるなり。今の健達縛も同轍なりと云ふ義なり。

【四〇】 是の如き云云。中有の住時の期間に關しては、婆沙論第七十卷（毘曇部、十、一八五頁以下）に四說有り。卽ち

一、設摩達多（Kṣemadatta）は中有の極長間住するを七七日（四十九日）とし、長くも四十九日經てば凡て定んで結生すと說き、二、世友は極多住を七日とし、その身羸劣なるが故に久住せずと說き、三、大德の說は此の期間に定限なしとし、四、婆沙の正義は、少時住すと說くにあり、之れなり。

【四一】 彼の命根云云。中有の命根も當來の本有の命根を感ずる業によりて生じたるものなれば、本有の命根と衆同分との一期間定住するが如くに、中有にありても然らん。然らずとすれば中有の命根に滅時あり。隨つて中有の次ぎに生有の代りに卻て死有を立てざるべからざるの不都合を來さんとなり。

【四二】 以下、大德の中有の住時定限なしとの說に對して、或る一定の時期のみに限りて多く生ずる生物に關する疑問なり。例へば蟬蚊の如く夏に生じて秋に死する者のその中有は、冬より春にかけて、いかにしてゐるや何が故に異時に生ぜずして、一時に生ずるが如きことありや等を問ふなり。

【四三】 以下、各自の業と、緣の有無とによりて、かく同時に生ずる結果となるも、其の詳細は、煩雜にして極むべからずと答ふるなり。

【四四】 雜類云云。第一釋、頓死頓生するものに約して述ぶ。

【四五】 或は多くの有情云云。第二釋は漸死漸生なるものに就きて述ぶ。

と為んや。

第一説

有が言はく『「精血が即ち根の依と成る。」謂はく、[六三]前の無根〔の精血の大種〕は中有と倶に滅し、後の有根〔の大種〕が、無間に續生す。種と芽とが滅し生ずる道理の如し。斯れに由りて初位を[六四]羯邏藍と名くるなり。〔此の釋は〕亦妙に[六五]此の經の文句に順成す。〔謂はく〕、「父母の不淨、羯邏藍を生ず」と。又、比丘に告ぐ。「汝等、長夜血滴を執受して[六六]羯吒私を増す」と。〔故に知る。精血の大種が即ち根の依を成ずることを〕』と。

第二説

[六七]有餘師の說く、『「別に大種を生ず。葉糞に依りて、別に蟲の生ずること有るが如し。[六八]不淨の聚の中に依りて羯邏藍を生ずるが故なり。〔經に〕「父母の不淨は羯邏藍を生ず」と說くが故に彼の經と相違する失無し』と。

濕化二生の結生門

濕生

是の如く、且らく胎卵の二生を說きつ。餘は所應に隨つて。今、次に當に說くべし、若し濕生の者ならば、香に染するが故に生ず。謂はく、遠く生處の香氣を齅知して、便ち愛染を生じ、彼れに往いて生を受くるなり。〔而して〕[六九]業の所應に隨ひて香に淨穢有り。

化生

若し化生の者ならば、〔生〕處に染するが故に生ず。謂はく、遠く[七〇]當の生處たるべき所を觀知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受くるなり。〔而して〕業の所應に隨ひて處に淨穢

【四六】今多緣云云。今夏時に雨等の緣に逢ひてなり。

【四七】轉輪王云云。此の論十二參照。輪王は人壽八萬歲の時若しくは之を過ぎて稍後に出現するの定めなり。かくの如くに夏時に、一時に蟲類の倶生するも定まれる事なりといふなり。

【四八】世尊云云。增一阿含二十一に、四種の不思議事を說く中の第一衆生不思議の項を參照すべし。(大正二、六五七頁、上)參照。此問題の解決は遂に不可思議論に歸せらるるに至れるなり。

【四九】尊者世友云云。婆沙七十(大正二七、三六一頁中に)曰はく。

「中有極多住經㆓七日㆒、彼身羸劣不㆓久住㆒故、問、若七日內生緣和合、彼可㆓結生㆒、若爾所時生緣未㆑合、彼豈斷壞、答、彼不㆓斷壞㆒、謂彼中有乃至生緣未㆓和合㆒位、數死、數生、無㆓斷壞㆒故云云」と。

【五〇】有る餘師云云。尊者設摩達多の說。(婆沙七十にあり、前に註するが如し。)

【五一】其の生緣云云。是れも一定の時處位に生ずると定まり居れば、その中有の業力が主動因となりて、自ら生るるための條件を構成すとなり。

【五二】若し定んで云云。然れども是非とも一定の時處位に托生すと定まり居らざれば、便宜上の寄生的方法にて生を受くることありとなり。

【五三】欲の增すとは舊譯には欲事偏多といふ。即ち性欲發動の謂にして、家牛は夏、狗は秋、熊は冬、馬には春なりと。

【五四】前の四とは牛、狗、熊、馬。後の四とは野牛、野干、羆、驢。

【五五】豈に中有云云。中有が當往の本有に准ずること前說の如し。之を理由として論主は前說の轉受說を評破したるなり。

有り。

問　[七一]豈に、地獄に於いても亦、愛染を生ずとせんや。

答　心の倒するに由るが故に、[七二]〔彼も亦〕染を起すとするも失あること無し。謂はく、彼の中有は、或は自身が冷雨寒風に逼切せらるると見、熱地獄の火焰の熾然たるを見て、情に煖觸を欣びて身を彼れに投ず。或は自身の熱風盛火に逼害せらるるを見、寒地獄を見て心に清涼を欲して身を彼れに投ずればなり。

異説　[七三]先舊の諸師は是の如き説を作す。「先に、[七四]彼を感ずべき業を造りし時の[七五]已身の伴類を見るに由りて、馳せ往いて彼に趣く」と。

九、中有の行相　[七六]又、天の中有は、首は正しく上にして昇ること坐より起つが如し。人・鬼・傍生の中有は、行相、還た人等の如く〔傍行し馳赴するなり〕。

地獄の中有は、頭を下に足を上にして、其の中に顚墜す、故に、[七七]伽他に說かく、

地獄に顚墜するときは、足を上にし、頭を下に歸す。
[七八]諸仙と[七九]寂を樂むと[八〇]苦行を修するとを毀謗するに由る。

[八一]第六節　中有と四種の入胎論

四種の入胎　前に倒心を以て、母の胎藏に入ると說きつ。一切の中有は皆

【五六】　此に翻じ云云。女は父に對して愛欲を起す代りに母に對して妬瞋を起し、男は母に對して愛欲を起し、父に對して妬瞋を起すを言ふ。
【五七】　二心とは愛と恚。
【五八】　彼れは云云。婆沙七十（大正二七、三六三頁、中、下）に曰はく、作ニ如レ是念一、若彼丈夫離ニ此處一者、我當與ニ此女人一交會、作ニ如是念一已顚倒想生、見彼丈夫遠離此處、尋自見與女人和合、父母交會精血出時、便謂父精是自所有、見已生喜而便迷悶、以迷悶故中有麁重、已麁重已便入ニ母胎一、自見已身母右脇向ν背蹲坐、爾時中有諸蘊滅、生有蘊生、名ニ結生已一云云」と。
【五九】　所遺云云。父母のやる所の精液なり。漢譯には所憎の不淨云云とあれど法義も言へるが如く、所憎にては意味通ぜず、顯宗論に所遺とあるに從ひて、今は之に從へり。
【六〇】　若し非男女云云。男とも女とも定まらぬものを非男女といふ。隨つて其時としては女欲を生じ時としては男欲を生ずるに從つて、それぞれの地位を占むとなり。但し中有は根欠くることなく具するが故に非男非女なし、非男非女は托胎後に漸次に起る現象なりとす。
【六一】　中有には必らず非男女云云。色界には男女根無く、（本論十三）、無色界には色無き故に今の言は、唯欲界のみに關す。
【六二】　業力云云。精液と身根の所依の大種との關係に關する疑問なり。即ち精液を形成する大種が直ちに身根の依處となるや、將た業力によりて精液以外の大種を生じてそれを身根所依の大種となし、而もそを精液が任持するかといふ問題なり。
【六三】　前の無根の大種とは、父母が交會して一滴を泄せるときと中有の最後の位とが同時にして、その時の

定んで爾るや。

爾らず。

[八二]經に言ふ。「入胎に四有り」と。

其の四とは何ん。

頌に曰はく、

(16)[八三]一は入に於いて正しく知る。二と三とは住と出とを兼ぬ。

四は一切の位に於いてす。及び卵に恒に知ること無し。

(17)前の三種の入胎とは、謂はく、輪王と二佛となり。

業と智と倶とが勝るが故に、次の如し。

四は餘の生なり。

前三種入胎者

論じて曰はく、諸の有情有り。多く福業を集め念慧を勤修するが故に、死〔有〕・生〔有〕の時、〔その〕念力に持せられて、正知亂るること無し。中に於いて、或は[八四]正しく入胎を知るもの有り、或は[八五]正しく住胎と兼ねて入〔胎〕とを知るもの有り、或は[八六]正しく出〔胎〕を知り兼ねて入と住とを知るものあり。〔爰に〕「兼ねて」と言ふは、後のものは、必らず前を帶することを顯はさんが爲めなり。

第四入胎位者

諸の有情の福智、倶に少なきものは、入と住と出との〔三〕位を皆、正しく知らず。入を正しく知らざるをもつて、住と出とも亦、爾るなり。

一滴の精血を無根の精血といふ。第二刹那には子の生有の位にして其の時の精血を有根といふ。此の無根の精血の大種を同類因として、第二刹那の有根の精血は生ず。

〔六四〕羯邏藍(kalala)。とは、凝結又は凝滑と譯ず。受胎後、一週間の間をいふ。即ち初位を凝結と名くる所以は、最初の無根の精液が滅して、有根的に凝まりたるが爲めなりとの解なり。

〔六五〕此の經とは根本說一切有部毘奈耶雜事十一入胎經、(大正二四、二五二頁、中、下)參照。

〔六六〕羯吒私(kaṭasi)。漢に貪愛又は血鏈と名く。舊譯には「增長貪愛」「攝取血滴」と記す。稱友は「墓」の義に解す。Mahāvyutpatti も亦た然り。墓を增すとは死を重ぬるが故なり。

〔六七〕有餘師の云云。とは業力によりて、精液以外に別に生有の根の所依の大種を生ずといふ說なり。その樣は恰も草木の葉によつて葉の外に蟲を生ずるが如く又糞穢に依り別に糞蟲を生ずるが如しと。即ち中有の中の身根大種は精血に依りて住するを得。若し彼の不淨に依り緣と爲さずんば、力の能く生有の根依を生ずるもの有ることなきこと、恰も種が芽を生ずるには必らず地等に依るが如しとなり。

〔六八〕不淨聚云云。第二師が前の經文に父母の不淨に羯邏藍を生ずとある文を會通す。即ち羯邏藍を生ずといへるは、精血そのものが同類因となりて、羯邏藍の等流果を生ずといふ義にあらずして、精液の中に別に生ずといふ義なりと說明したるなり。右二說ある中、正理論卷二四は第二說を評取せり、就きて見よ。

〔六九〕業の所應云云とは、各々有情の前生の業の差別に依り、淨なる香に染するもの、穢の香に執するもの

[八七]結頌の法に順ずるが故に、逆に四を說きたるなり。

特に、卵生

諸の卵生は、入胎等の位に皆恒に知ること無し。

問

如何にして卵生は卵より出づるものなるに、胎藏に入ると言ふや。

答

卵生は、先づ必らず胎に入るを以てなり。[八八]或は當來に據りて卵生の者と名く。[八九]〔例せば〕契經に「有爲を造作す」と說き、世間に亦「飯を煮る」と言ひ、「麨を磨す」と言ふが如し。故に卵生を入胎と說くも失あること無し。

正知・不正知の實狀

不正知者中の薄福者

云何が三位の正〔知〕・不正知なるや。

且らく、諸の有情の〔中〕、若し福の微薄なるものは、母胎に入る位に倒想の解を起して、大風雨・毒熱・嚴寒、或は大軍衆の聲威亂れ逼ると見て、遂に已れは密草・稠林・葉窟・茅閭に入り、樹牆の下に投ずと見、住する時は、自ら此の中に住在すと見、出づる位は、身、此の處より出づと見るなり。

不正知者の福者

若し福の增多なるものは、母胎に入る位に倒想の解を起して、自ら已が身は妙園林に入り、華臺殿に昇り、勝牀等に居すと見る。住するときも、出づるときも前の如し。

是れを三時不正知の者と謂ふ。

正知者

若し三位に於いて皆能く正しく知る者ならば、入等の時に於いて倒想の解無し。謂はく、入胎の位には自ら入胎すと知り、

等の別ありとなり。

【七〇】當のとは未來のといふ義。

【七一】豈に云云。化生の中有に約す。

【七二】〔彼も亦〕とは地獄にてもの意。

【七三】先舊の諸師(pūrvācārya)とは、正理は此說を單に有餘師とし、光記は、こは經部の先舊諸師か或は說一切有部の先舊諸師かなりと言へり。

【七四】彼をとは地獄をの意。

【七五】已身の伴類とは共に造業せる伴侶のこと。中有の身が地獄を見て、之を先きに地獄業を共に作りし處の仲間と誤りて、走せ行くとなり。

【七六】但し、以下の中有の行相論は、人間を中心として見たるなり。下地獄より上地獄へ、下天より上天へ趣くときは、凡て、人より天に生ずるが如きも、上天より下天又は人へ、上地獄より下へは足を上に頭を下にすることあるべしとは婆沙七十の注意する所なり。(毘曇部十、一九〇頁參照)。

【七七】伽他は雜阿含四十七第一二四三經(大正二、三四一頁中)參照。

ete patanti niraye uddhapādā avaṃsirā, isīnaṃ ativattāro saññatānaṃ tapassinaṃ. S. N. 27.5; Jātaka. 5. 266

舊譯—衆生墮地獄、　脚上頭向下、誹謗諸仙人、　護精進行者。

【七八】諸仙。遁世者。

【七九】寂を樂む。獨覺の類。

【八〇】苦行を修す。菩薩の類。

【八一】婆沙卷一七一(毘曇部十五、三六八頁以下)、舊譯卷六(二〇三頁下以下)、正理卷二四、光記卷九、(一六三頁上以下)參照。

【八二】契經は、長阿含卷十二、自歡喜經(大正一、七七

住出胎の時にも自ら住し、出づと知るなり。

四種の入胎と人別

又た別して、四の入胎を顯示せば、且らく、前の三種は、謂はく、轉輪王と獨覺と大覺と其の次第の如し。

第一入胎

初めの入胎とは、謂はく、轉輪王なり。入位は正しく知れども、住は非らず、出も非らず。

第二入胎

二の入胎とは、謂はく、獨勝覺なり。入と住とは正しく知れども、出位に於いては非らざるなり。

第三入胎

三の入胎とは、謂はく、無上覺なり。入と住と出との位に皆能く正しく知る。

此の三品の不同ある所以

九〇此の初の三人は、當〔來〕の名を以て顯はす。

何に縁りて、是の如き三品の不同あるや。

業と智と倶とが、次の如く、勝るに由るが故なり。

業勝

第一に、業勝るとは、謂はく、輪王は宿世に曾て廣大なる福を修したるが故なり。

智勝

第二に、智勝るとは、謂はく、獨勝覺は久しく多聞を習うて勝れたる思擇あるが故なり。

倶勝

第三に、倶が勝るとは、謂はく、無上覺は九一曠劫に勝れたる福・智を修行するが故なり。

三餘の胎卵生

前の三種を除きて、餘の胎と卵との生は、福と智と倶に劣る〔が故に〕、合して第四と成る。

頁上）D. N. 28. Sampasādaniya sutta vol. 111. p. 103）參照。

【八三】（16） saṃprajānaṃ viśaty
ekas tiṣṭhaty aparo 'paraḥ
niṣkrāmaty api sarvāṇi
mūḍho 'nyaḥ aṇḍajaḥ.

舊譯—一正入有覺、　餘住、復餘出、
餘三位一切、　卵生則無覺、

（17） garbhāvakrān'nyas tisraś
cakravartisvayaṃbhuvām,
karmajñānobhayeṣāṃ
vā viśadatvād yathākramam.

說託胎有三、　輪王及二佛、
業智慧及二、　次第勝能故。

四種の入胎とは、
一は、宿世に廣大なる福を修したるが故に、入胎の位に入胎すと正しく知る。之れは轉輪王なり。
二は、久しく多聞を修して智の勝れたるが故に、入胎と住胎とを正知するものにして、之れは獨覺なり。
三は、三祇百劫の間、福智を修行して智福共に勝るるが故に正しく入胎、住胎、出胎の三位を正知するものにして、之れは無上等正の大覺なり。
四は、以上の三種を除く餘の胎卵二生にして福智共に劣なるが故に、上の三位の何れをも知らざるものなり。卵生は總じて言へば、常に此の三位を正知せず。

【八四】 即ち轉輪王なり。

【八五】 正しく住胎と入〔胎〕とを知るは獨覺（pratyeka-buddha）なり。

【八六】 正しく出〔胎〕と入胎と住胎とを知るは無上覺なり。

【八七】 結頌云云。經の次第に依れば劣より勝に向ふが

第七節　無我と中有及び輪廻相續論 [九二]

有我・無我論と輪廻

此の中にて、外道の我を執する者は言ふ。「若し有情の餘世に轉趣することを許さば、卽ち我が執する所の有我の義を成ぜん」と。今、彼れを遮せんが爲めに、頌に曰はく、

(18)[九三]無我にして唯諸蘊のみなり。　煩惱と業との所爲なり。
中有の相續するに由りて、　胎に入ること燈焰の如し。
(19)引くが如くに次第に增し、　相續し、惑と業とに由りて、
更に餘世に趣く。　故に有の輪は初め無し。

有我論と其の破

有部徵　論じて曰はく、汝等が執する所の我は、何を相とするや。

外道釋　[九四]能く此の蘊を捨して能く餘の蘊を續くる内用の士夫なり。

世親破　此〔の內用の士夫〕は定んで有なること[九五]色と眼と等の如くなるに非ず。〔有我は諸量にて知ることを〕得べからざるが故に。

世親引證　[九六]世尊の亦、言はく、「業有り、異熟有るも、作者は得可からず。謂はく、能く此の蘊を捨し及び能く餘の蘊を續くるなり。唯、法假のみは除く」と。

[九七]法假とは何をか謂ふや。

此れ有るに依りて、彼れ有り。此れ生ずるが故に、彼れ生ずるなり……と、廣說せば、緣起なり。

外道の問　若し爾らば、何等の我か遮〔遣〕する所に非ざるや。

故に、第一、三時不知とし、餘は現文の如くあるべし。然るに頌文には「四は一切の位に於いてす」と說きて一切位を知らざるもの卽ち第一の三時不知を第四番としたるは、頌文構成上の必要によれるなりとことに斷るなり。

【八八】或は云云。先づ胎に入りて後に卵より生ずるが故に、實は胎藏に入れるものなれど第二次に約して卵生といふ。

【八九】〔例せば〕。當來に約して命名するの例なり。造作の結果なるが故に有爲といひ、米の煮たるを飯といひ、麥の揑られたるを麨といふべきは嚴格なる言葉の用法なれど、當來に約して有爲を造作す等の語を使用す。卵生の場合も亦かくの如しとなり。

【九〇】此の初云云。輪王といひ、獨覺といひ、佛世尊といふも、凡て當來、本有の位に於いてかくなる人といふ意なりとなり。

【九一】曠劫とは三祇百劫のこと。

【九二】第十八偈の分は、舊譯卷六（二〇四頁中）第十九偈よりは舊譯の卷七、（二〇五頁上）、及び正理卷二四の後半、光記卷九、一　三頁下以下參照のこと。

【九三】(18) nātmāsti skandhamātraṃ tu karmakleśābhisaṃskṛtam,
antarābhavasaṃtatyā kukṣim eti pradīpavat.
舊譯—無我唯諸陰、煩惱業生起、
由中陰相續、入母胎如燈、
(19) yathākṣepaṃ kramād vṛddhaḥ saṃtānaḥ kleśakarmabhiḥ,
paralokaṃ punar yāti iti anādi bhavacakrakam,
如引次第長、相續由惑業、

世親の答 唯、諸蘊有るのみ。謂はく、蘊に於いて假りに我の名を立つるは遮遣する所に非ず。

外道の問 若し爾らば、諸蘊が卽ち能く此の世間從り轉じて、餘世に至ると許すべけん。

世親の答 蘊は刹那に滅し、轉ずることに於いて能無きも、數習する煩惱と業との所爲の故に、中有の蘊を相續して胎に入らしむ。譬へば、燈焰は刹那に滅すと雖も、而も能く相續して餘方に轉じ至るが如し。諸蘊も亦然るをもつて、轉と名くるも失無し。故に無我なりと雖も、而も惑と業とに由りて、諸蘊は相續して胎に入るの義成ずるなり。

業と相續轉生 [九八]業の引く所の如くに次第に轉增して諸蘊は相續し、復た煩惱と業との力の爲す所に由り、轉じて餘世に趣くなり。[九九]謂はく、一切の所引の諸蘊の增長し相續する[一〇〇]修促の量は、齊しきに非ず。壽を引く業因に差別有るが故に。能引の業の勢力の增と微とに隨ひ、爾所の時を齊りて、次第に增長するなり。

相續次第の內外諸位 云何なるか次第なるや。

[一〇一]聖の說きて言ふが如し。

最初は[一〇二]羯邏藍なり。　次に[一〇三]頞部曇を生じ、
此れより[一〇四]閉尸を生じ、　閉尸より[一〇五]鍵南を生ず。
次に[一〇六]鉢羅奢佉なり。　後に髮毛爪等、　及び色根形相が

更入ニ於餘世一、故有輪無レ初。

此れは上來說き來れる、中有論と十二因緣との橋渡しの一段なり。以上說き來れる中有は五蘊所成にして、自體は亦無常刹那滅の法の相續に外ならず。畢竟、煩惱とそれに基く業との力に支持せられて相續するものにして、恰も燈焰の刹那に滅しつつ而も相續するに比すべきものに外ならず。故に外道の執するが如き實在の我には非ず。是の如き中有は、是の如くに相續し、亦惑と業とに支持せられて生有本有とが相續し、又惑業を造りて第三生の基を作り、かくして無始以來、無窮の末に至るまで、有情は生死の泥海に生出死沒して無限に轉ず。その輪廻を圖式的に說明するものは卽ち三世兩重をとくとして解せられたる十二因緣の系列なり。蓋しこは次第にとけり。

【九四】 內用とは內に在りて用らく意にして外に顯はれざるが故にかく云ふ。士夫とは我のこと。

【九五】 色眼云云。色等五境の如く現量の所取にも非ず、眼等五根の如く比量の所知にも非ざるが故に、實有となすべからずとなり。

【九六】 世尊云云。雜阿含十三第三三五經、第一義空經(大正二、九二頁下)に曰はく、「諸比丘眼生時無レ有ニ來處一、滅時無レ有ニ去處一、如レ是眼不實而生、生已盡滅、有ニ業報一而無ニ作者一、此陰滅已異陰相續、除ニ俗數法一、耳鼻舌身意亦如レ是說、除ニ俗數法一、俗數法者、謂此有故彼有、此起故彼起、如ニ無明緣レ行行緣レ識、廣說ニ乃至純大苦聚集起一」と。此は聚數量にても我の實有を得られざるを示せるなり。

【九七】 法假(dharma-saṃketa)は舊譯には法數とす、因果による前後の相續空間的相依相成の關係を說く、緣

漸次に轉增す。

胎內の五位

謂はく、母胎の中の分位に五有り。一には、羯邏藍の位、二には、頞部曇の位、三には、閉尸の位、四には、鍵南の位、五には、鉢羅奢佉の位なり。

出産

此の[107]胎中の箭は漸次に轉增す、乃至して、色根形相の滿つる位に、業の起す所の異熟の風力に由りて、胎中の箭を轉じて産門に趣かしむ。强き糞園の過量の如くに悶澁し、此れより轉するに劇苦任へ難し。

死産

其の母が或る時は威儀と飲食と執作との分を過すにより、或は其の子の宿の罪業力に由り、胎內に死することあり。

時に女人、或は諸の醫者あり、妙に産法に通じ、[108]善く嬰兒を養ひ、〔産門を〕濕むるに酥油を以てし、[109]睒末梨汁を用て其の手に塗り、小さき利刀を執る。

內は糞坑の如くにして、最も臭惡を極め、雜穢充塞し、黑暗の居する所にして、無量の千蟲の依止する所、常に惡汁を流せり。恒に須らく對治すべし。精血・垢膩・潰爛し、臭滑にして不淨流溢し、鄙穢にして觀ること難し。穿漏せる薄皮あり、以て其の上を覆へり。

宿業所引の身は、[110]瘡孔の中にて肢節を分解し、外に牽き出さる。然るとき此の胎子は、[111]宿の爲す所の順後受業に乘ず。

起觀・十二因緣法なり。卽ち此法に於いて假に作者と說く、これ法假にして、別の作者なきをいふ。

【九八】業所引云云。三世の流轉は煩惱と業とによることを明かす。

【九九】謂はく云云。以下は、壽命の長短は能引の業の大小によることを明かす。

【一〇〇】修促。長短。

【一〇一】聖の說云云。雜阿含四十九第一三〇〇經（大正二、三五七頁下）增一阿含三十（大正二、七一三頁下）等參照。(S. N. 10. 3. vol. 1. p. 206.)

舊譯—初名㆓柯羅邏㆒、　次生㆓頞浮陀㆒、
從㆑此生㆓俾尸㆒、　俾尸生㆓伽那㆒、
伽那生㆓捨佉㆒、　及髮毛爪等、
並有色諸根、　次第生㆓身分㆒。

【一〇二】羯邏藍(kalala)とは、舊に柯羅邏、譯して雜染といふ。又は和合、凝滑といふ。托胎已後初七日間をいふ。

【一〇三】頞部曇(arbuda) とは舊に、胎浮陀。譯して皰といふ。第二の七日間をいふ。

【一〇四】閉尸(peśin)とは舊に俾尸。譯して血肉といふ。第三の七日間をいふ。

【一〇五】鍵南(ghana) とは舊に伽那。譯して堅肉といふ。第四の七日間なり。

【一〇六】鉢羅奢佉(praśākhā) とは舊に捨佉。譯して支節といふ。第五の七日以後出産に至る三十四の七日の間をいふ。

【一〇七】胎中の箭とは兒のこと。

【一〇八】善く云云。生兒を養育する義にあらず。産兒の取扱方が上手といふ位の義。

【一〇九】睒末梨汁は舊に睒摩梨滑汁と言ふ、草の名にして其の汁は極めて滑かなり。

[二二]所趣を了じ難し。

安産

或は復た難無くして安穩に生ずることを得ば、體は新瘡の如く、細輭にして觸ること難し。〔而して〕或は[二三]母の子を愛するもの、或は餘の女人が[二四]刀灰の如き麁澁なる兩手を以て、執取して洗拭し、之れを安處せしめ、次に清酥を含ましめ、飲ましむるに母の乳を以てし、漸く細麁の飲食を習受せしむ。

次第に轉增して、根の熟する位に至れば、復た煩惱を起して諸業を積集す。此の身の壞するに由りて、復た前の如く中有の相續する有りて、更に餘世に趣くなり。

生死輪廻の無始と有終

是の如く、惑と業とが因と爲る故に生じ、生が復た因と爲りて、惑と業とを起し、此の惑と業とに從りて、更に復た生有るなり。故に知る、[二五]有の輪は旋環して始無きことを。

有始說を破す

[二六]若し有始と執すれば、始めは無因なるべく、[二七]始め既に無因ならば、餘も應に自ら起るべし。現に芽等を見るに、種等を因として生ず。處及び時が、倶に決定するに由るが故なり。又、火等に由りて、熟變等は生ず。此れに由りて定んで無因にして起る法なし。

常因論を破す

常因を說く論は、[二八]前に已に遣るが如し。是の故に、生死は決定して初め無きなり。

有終の理由

然るに、[二九]後邊有るは、因の盡くるに由るが故なり。〔謂はく〕生は因に依るが故に、因の滅壞する時、生果は必らず亡ず。理

【二〇】瘡孔とは產門卽ち子宮のこと。

【二一】宿の爲す所云云。この胎子が安產して相當の運命を受くれば、卽ち順次業（先世に作して今世に果を受くる業）〃果を受くることになれども、胎內にて死せるものなれば、順後受業（前世に作りて未來世に果を受くる業）に酬ゆるの果を受くることとなり。故に之を宿所爲の順後受業に乘じてといへるなり。

【二二】所趣云云とは、五趣の中何れかの趣に行くものなるも、其の行先漠として了り難しとなり。

【二三】「母の子を愛するもの」は大正本に母愛子とあり、林常はこは、母受子の誤りならんと言ふ（法義卷九、大正六四、一五三頁中）、舊譯は大正本は母乳子とし、三本宮本は母愛子とせり。或は祖母の意に非ざるか、倘可考。

【二四】刀灰の如き云云。新瘡の如き輭き生兒を取扱ふに、刀杖の烈灰の如き堅き手を以てするといふ意味にし、つまり出生の最初より苦の多きことを示すなり。

【二五】有の輪とは生死を輪廻する四有の轉生のこと。

【二六】若し有始と云云。外道の中、常因論者又は無因論者及び佛敎中の化地部にては輪廻の輪は有始なりと說くと言ふ（寶疏による）。

【二七】始め云云。始めに因なくして偶然、又は勝手に法が起れりとするならば、現在と雖も、因果の規定に依らずして偶然に生じ來るものあるべき筈なり。而も現見するに凡ては因果の規定を離れざるを以て、有始說は誤謬なりとなり。

【二八】前にとは卷七、參照。

【二九】後邊とは阿羅漢の如く更に後有を受けずして、生死を離脫せる者を後邊有るものといふ。

【三〇】婆沙卷二三（毘曇部八、一頁）、舊譯卷七、二〇五頁上、正理卷二五、光記卷九、一六四頁中以下

して定んで應に爾るべきなり。〔こは恰も〕種の滅壞するとき、芽の必らず生ぜざるが如し。

第三章　特に十二因緣と轉廻轉生論

[二〇]第一節　十二支の三際又は二際分別

十二因緣　是の如き蘊の相續は、[二一]三の生を位となすと說く。

頌に曰はく、

[二二](20)是の如き諸の緣起は、　十二支にして、三際なり。
前と後との際に各二あり。　中は八なり。圓滿なるに據る。

十二支の名　論じて曰はく、十二支とは、一に無明(avidyā)、二に行(saṃskāra)、三に識(vijñāna)、四に名色(nāmarūpa)、五に六處(ṣaḍāyatana)、六に觸(sparśa)、七に受(vedanā)、八に愛(tṛṣṇā)、九に取(upādāna)、十に有(bhava)、十一に生(jāti)、十二に老死(jarāmaraṇa)なり。

三際　三際と言ふは、一に[二三]前際、二に[二四]後際、三に[二五]中際なり。即ち是れ過と未と及び現との三生なり。

十二支と三際　云何が十二支を三際に於いて建立する。

[二六]謂はく、前と後との際に、各々二支を立て、中際に八支ある

參照。

【二一】三の生とは、前際(過去生)、後際(未來生)中際(現在生)をさす。

【二二】(20)　sa pratītyasamutpādo
dvādaśāṅgas, trikāṇḍakaḥ
pūrvāparāntayor dve dve,
madhye 'ṣṭau, paripūriṇaḥ.

舊譯—如ㇾ此緣生法、　十二分三節、
前後際二二、　於ㇾ中八具生。

所謂十二因緣は上の如き輪轉に十二の位の別を立てしものにして、無明行以下生老死に至る十二を云ふ。その中無明・行の二支は過去の因にして、識・名色・六處・觸・受は現在の果、愛・取・有は現在の因、生・老死の二は未來の果とす。

此れは欲界に於いて云ふものにして、色界には名色を除きて十一支、無色界には名色、六處の二支を除きて十支を具す。頌に「圓滿による」とあるは欲界に於ける完全なる系列を經るものに據るとの意なり。

【二三】前際(pūrvānta)は過去。

【二四】後際(aparānta)は未來。

【二五】中際(madhyānta)は現在。

【二六】謂はく云云。是れ即ち有名なる有部の三世兩重の因果の基礎をなす、十二支の三際分別なり。因みに十二支に於ける三世兩重の因果關係を次下十二緣起論理解の爲め圖示せば次頁圖の如し。但しこの說明は、第五節に明せり。

が故に、十二と成る。無明と行とは前際に有り。生と老死とは後際に有り。所餘の八は中際に在り。

問　此の中際の八は、一切の有情が此の一生の中に皆、具さに有するや、不や。

答　皆、具さに有するには非ず。

問　若し爾らば、何が故に八支有りと說くや。

答　圓滿なる者に據る。此の中の意の說く、補特伽羅の一切の位を歷るを圓滿なる者と名く。諸の[一二七]中夭のもの及び色・無色のものには非ず。但だ欲界の補特伽羅にのみ據るなり。[一二八]大緣起經には「具さに有り」と說くが故に。〔即ち〕、彼に說く。『佛、阿難陀に告げて言はく、識、若し胎に入らざるとき、增して、廣大なることを得るや、不やと。〔阿難陀、對へて曰はく〕、不なり、世尊よと。乃至、廣く說く』と。

十二支の二際分別　有る時は、但だ、二分のみの緣起を說く。一には、前際の攝にして、二には、後際の攝なり。前の七支は前際に攝す。謂はく、無明、乃至受なり。後の五支は後際に攝す。謂はく、愛より老死に至る。[一二九]前と後と因と果と、二分して攝するが故なり。

[一三〇]第二節　十二支の體

【一二七】中夭とは異熟の壽を完ふせざる早世のもの。

【一二八】大緣起經。中阿含二十四大因經（Mahā-nidāna-sutta 15）に曰はく、「阿難、若識、不ㇾ入ニ母胎ー者、有ニ名色ー成ニ此身ー耶。答曰、無也。阿難若識入ㇾ胎即出者、名色會ㇾ精耶、答曰、不ㇾ會、阿難若童男童女識初斷壞、不ㇾ有者、名色轉增長耶。答曰不也。云云」と又、長阿含十、大緣方便經（大正一、六一頁中）も亦同樣なり。

【一二九】前と後と因と果との關係を光記によりて見るに前際七支中の無明・行を因とし後の五支を果とし、後際五支中の前三支を因とし、生・老死を果とせり試みに之を圖表すれば次の如し。

十二支の體　無明等の支は、何れの法を體と爲すや。

[三一]頌に曰はく、

(21)宿惑の位は無明なり。　宿の諸業を行と名く。
　識は正しく生を結ぶ蘊なり。　六處の前は名色なり。
(22)眼等の根を生ずるより、　三の和する前は六處なり。
　三受の因の異に於いて、　未だ了知せざるを觸と名く。
(23)婬愛の前に在るは受なり。　資具と婬とを貪するは愛なり。
　諸の資具を得んが爲めに、　遍ねく馳求するを取と名く。
(24)有は謂はく正しく能く、　當有の果を牽く業を造る。
　當の有を結ぶを生と名く。　當の受に至るまでは老死なり。

一、無　明　論じて曰はく、[三二]宿生の中の諸の煩惱の位より今の果の熟するに至るまでを、總じて無明と言ふ。[三三]彼れと無明と俱時に行ずるが故に。無明の力に由りて彼れは現行するが故なり。〔譬へば〕王行くと說くとき導從〔者〕無きに非ざれども、王のみ但(ひとり)勝るるが故に、總じて王行くと謂ふが如し。

二、行　宿生の中に於いて、[三四]福等の業の位より今の果の熟するに至るまでに、總じて行の名を得。

[三五]初句の「位」の言は、老死〔の句〕まで流至す。

三、識　母胎等に於いて、正しく結生する時の一刹那の位の[三六]五蘊を識と名く。

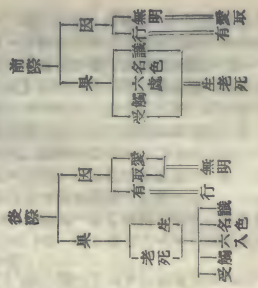

正理論第廿五卷參照。
【三〇】婆沙卷二三—二四卷（毘曇部八）舊譯卷七、二〇五頁中、正理卷二五—二六光記卷九、一六五頁上參照、
【三一】(21)　pūrvakleśadaśāvidyā,
samskārāḥ pūrvakarmaṇaḥ,
saṃdhiskhandhās tu
vijñānaṃ, nāmarūpam ataḥ param
舊譯—宿惑位無明、　及宿業名ㇾ行、
託生陰名ㇾ識、　此後稱ニ名色ㇾ、
(22)　prāk ṣaḍāyatanotpādāt,
tat pūrvaṃ trikasaṃgamāt,
sparśaḥ prāk sukha-
duḥkhādikāraṇajñānaśaktitaḥ.
先ニ於六入ニ生、　此先ニ三和合ㇾ、
觸先ニ樂苦捨ㇾ、　能分ニ別因ㇾ智、
(23)　vittiḥ prāk maithunāt,
tṛṣṇā bhogamaithunarāgiṇaḥ.
upādānaṃ tu bhogānāṃ
prāptaye paridhāvataḥ.
受先ニ婬欲愛ㇾ、　求ニ婬樂具ㇾ愛、

四、名色　結生の識の後と六處の生ずる前との中間の諸位〔の五蘊〕を、總じて[137]名色と稱す。[138]此の中、應に四處の生ずる前と說くべし。而も六と言ふは、滿に據りて立つるが故なり。

五、六處　眼等已に生じてより、根・境・識の未だ和合せざる位に至るまで〔の五蘊〕に、六處の名を得。

六、觸　已に[139]三の和するに至りても、未だ三受の因の差別を了せざる位〔の五蘊〕を、總じて名けて觸と爲す。

七、受　已に[140]三受の因の差別の相を了ずるも、未だ婬貪を起さざる、此の位〔の五蘊〕を受と名く。

八、愛　妙なる資具を貪して、婬愛現行すれども、未だ廣く追求せざる、此の位〔の五蘊〕を[141]愛と名く。

九、取　種種上妙の資具を得んが爲めに、周遍馳求する。此の位〔の五蘊〕を[142]取と名く。

十、有　馳求するに因るが故に、能く[143]當有の果を牽くべき業を積集する、此の位〔の五蘊〕を有と名く。

十一、生　[144]是の業力に由りて、此れより命を捨して正しく當有を結ぶ、此の位〔の五蘊〕を生と名く。當有の生支は、卽ち今の識の如し。

十二、老死　生の刹那より後、漸く增して乃至當來の[145]受の位まで〔の五蘊〕を總じて老死と名く。是の如き老死は、卽ち今世の名色と六處と觸と受との四支の如し。

四取謂生具、爲ㇾ得故徧尋、
當來有ニ果報一、能造ㇾ業名ㇾ有、
更接ㇾ有名ㇾ生、老死乃至ㇾ受。

(24) sa bhaviṣyadbhavaphalaṃ kurute karma tad bhavaḥ
pratisaṃdhiḥ punar jātir jarāmaraṇam āvidaḥ.

(一)無明―宿生中の諸の煩惱ある位を總括して無明と名く。無明は煩惱の根本なるに由る。
(二)行―宿生中に於ける諸の業の位をいふ。
(三)識―母胎に於て正しく結生する刹那の五蘊をいふ
(四)名色―胎中の五位の中前四位をいふ。
(五)六處―舊に六入といふ、第五鉢羅奢佉位なり。六處の具備する故に。
(六)觸―根境識三事の接觸する位をいふ。
(七)受―苦樂捨三受の差別の相を了する位、十三四歲迄をいふ。
(八)愛―婬愛行現行し始むる位。
(九)取―上妙の資求を廣く馳求するに至る年輩の位をいふ。
(十)有―馳走によりて未來次生を引くべき業を積集する位。
(十一)生―是の業力によりて未來次生を結ぶ位。
(十二)老死―生の刹那以後又、前の如き諸位を經て老死に至る迄を總括して名く。
蓋し、此の十二支を解釋する方法に就きて刹那、連續、分位、遠續の四有り。(次節に說くが如し)然れども有部の主とする所は三世兩重因果を說くものとしての觀察なるを以て、今の頌文は、之を述べたるなり。

【一三二】宿生云云。過去世の諸の發業煩惱位の所謂る五蘊より現在の識・名色等の五果の熟する位迄を總じて、こゝに無明と言ふ。無明の義理は次卷に明す如くなるも、餘の有漏の五蘊は凡て無明と俱にして、且つ無明

十二支の體の別を辯ずること是の如し。

[146]第三節　四種縁起と佛陀の聖意としての分位縁起

四種縁起の差別

又、諸の縁起の差別に、四を說く。一には[147]剎那〔縁起〕(kṣaṇika pratītyasamutpāda)、二には連縛〔縁起〕(sāṃbandhika pratītyasamutpāda)、三には分位〔縁起〕(āvasthika pratītyasamutpāda)、四には遠續〔縁起〕(prākarṣika pratītyasamutpāda)なり。

剎那縁起

云何んが剎那〔縁起〕なる。

[148]謂はく、〔一〕剎那の頃に[149]貪に由りて殺を行ずるに、十二支を具するなり。〔卽ち〕癡は、謂はく、無明なり。思は卽ち是れ行なり。諸の境の事に於いて了別するを、識と名く。識と倶なる三蘊を、總じて名色と稱す。名色に住する根を、說きて六處と爲す。六處が餘に對して和合すれば觸有り。觸を領するを受と名く。貪は卽ち是れ愛なり。此れと相應する諸の纏を取と名く。所起の身語二業を有と名く。是の如き諸法の起るを、卽ち生と名く。熟變するを老と名け、滅壞するを死と名くるなり。

異說

[150]復た有るものの說く、「剎那と[151]連縛とは、[152]品類足〔論の說〕の如し。倶に[153]有爲に遍ず」と。

の力に由りて、現行し來るが故に、力の勝るゝに從ひて、總じて之を無明と呼ぶとなり。

【一三三】彼れとは、有漏の五蘊をいふ。五蘊を離れて別に無明なきも、無明を離れて有漏の五蘊の集合あるを得ざればなりとなり。

【一三四】福等云云　無始よりの宿生中の福業・非福業・不動業（卷十五、業品參照）等の業位の一切の五蘊より今の五果の熟位に至るを總じて行と名く。

【一三五】初句の云云。頌文の初句に「宿惑の位は無明なり」とあり、その位といふ語は十二支全體につくといふ義。

以上の無明、行は過去の二支なり。以下、識より有までを現在の八支となす。

【一三六】一剎那の位の五蘊云云。此の剎那の五蘊の中、識最勝なるが故に、假りに識支と名く。之れは唯意識にして、此の位には尙前五識無し。

【一三七】名色とは胎中の羯邏藍等の五位の中の前四位を總じて名く。

【一三八】此の中云云。第五の六處位は、胎內五位中に於ける鉢羅奢佉の位に當るものにして此位に六處具備するが故に六處と名くるなり。然ども六處中初の身處と意處とは、已に此の名色位に具有しあるを以て、嚴格に云へば、この位の特徵は眼耳鼻舌の四處の生ずる位と名くべきなれど、前に生じたる身意をも加へて六處の完全せる位といふ意味にて命名したるなりとの斷りなり。

【一三九】三とは根境識なり。この三和合して生ずる感覺を觸といふ（詳しくは第十卷）、卽ち此位は生後二三年の間、ただ單純なる感覺的感情のみありて、未だ苦樂の原因を辨別し得ざるをいふ。

分位緣起 十二支の位の有らゆる五蘊は、皆、[一五四]分位〔緣起〕の攝なり。

遠續緣起 卽ち此れの懸に遠く相續して無始なるを說きて[一五五]遠續〔緣起〕と名く。

四種緣起中佛意は分位なり 世尊の此に於いて意に說くものは何ぞ。

頌に曰はく、

(25α)[一五六] 傳許すらく、位に約して說く。勝に從ひて支の名を立つ。

分位說の名と體 論じて曰はく、[一五七]傳許すらく、世尊は唯、分位に約して諸の緣起に十二支有りと說けりと。

問 若し支支の中に、皆、五蘊を具すとせば、何に緣りて但だ無明等の名をのみ立つるや。

釋 諸の位の中にて、無明等の勝るるを以ての故に、勝に就きて無明等の名を立つ。謂はく、若し位の中に、無明最も勝るるときは、此の位の五蘊を總じて無明と名け、乃至、位の中に、老死最も勝るるときは、此の位の五蘊を總じて老死と名くるなり。故に[一五八]體は總なりと雖も、名は別なること失無し。

經說と論說との相違問 [一五九]何に緣りて、經說の此の十二支と品類足の所說とに異り有るや。彼の論に說くが如し。「云何なるか爲れ緣起。謂はく、一切の有爲なりと。乃至、廣く說く。

答 [一六〇]素怛纜の言ふ所は、別の意趣に因る。

【一四〇】三受とは苦、樂、捨又は違・順・中庸なり。四五歲より十四五歲までをいふ。

【一四一】愛とは十六七巳去をいふなり。

【一四二】取とは青年期以後老年までなり。因みに、愛と取との別は、愛は初起の貪をいひ、貪が相續して熾盛なるに至るとき、卽ち貪相續して境を取することと轉た堅猛なるを取と名く。

【一四三】當有。未來の生活及び環境。以上識より有までは現在生活の樣式にして、有に到りて未來生活と連絡す。

【一四四】是の業力云云。以下生と老死の二支は未來生活の樣式を概括的に示したるもの、從つてここの生は現在の第一步たる識位に相當するなり。

【一四五】受の位云云。特に受位迄と限れるは、老死は未來の果を總括して立てたる位なれば、現在の八支に引き直せば名色以後受までに相當するが故なり。何んとなれば、現在の八支中、過去の因に酬いたる果は受位までにして、愛以後有までは、未來の因と立つればなり。

【一四六】四種緣起につきては婆沙卷二三（毘曇部八、四頁）正理卷二七、光記卷九、一六六頁上、參照。

【一四七】刹那緣起。此說は婆沙二三に據るに（毘曇部八、八頁）設摩達多の說なりと。

【一四八】謂はく云云。刹那の十二因緣とは要するに吾々の心的活動が一事件を始めて、そを完成するに到るまでの經過を、十二支に分析せるものに外ならず。ここには例を殺生にとりたれど、必ずしも殺生に限らず、苟も所謂、有漏心にて行ずる限り、凡てにあてはまる經過なり。而もこは、或る意味に於て佛陀の因緣觀に最も近き解釋法なりとす。

【一四九】貪に由りて殺を行ずるを例としての、光記によ

一六一 阿毘達磨は、法相に依りて說きて是の如く宣說す。「〔謂はく〕一六二分位と一六三刹那と遠續と連縛とは、唯、有情數のみなると、情・非情〔に通ずる〕と一六四等あり」と。
是れを〔經と論との〕差別と謂ふ。

第四節　十二因緣を經が唯有情に約してのみ說く所以

經に十二因緣を唯有情に約して說く所以

契經には、何が故に唯、有情をのみ說けるや。
頌に曰はく、
(25)b 一六五 前・後・中際に於いて、　他の愚惑を遣らんが爲めなり。
論じて曰はく、三際の中にて他の愚惑を遣らんが爲めなり。三際の差別は唯有情にのみ在ればなり。

前際の愚惑

如何が有情の前際の愚惑なる。
謂はく、「〔有情は〕前際に於いて是の如き疑を生ず。一六六 我れは過去世に於いて曾て有なりしとせんや、非有なりしとせんや。何等の我が曾て有りしや。云何に我が曾て有りしや」と。

後際の愚惑

云何が有情の後際の愚惑なる。
謂はく、後際に於いて是の如き疑を生ず。「我れは未來世に於いて當有なりとせんや、非有なりとせんや。何等の我か當有なる。云何に我か當有なる」と。

る刹那緣起の一一を略示せば次の如し。
一、癡は貪と相應する無明なり。
二、貪と相應する思は是れ行なり。
三、貪と相應する識の諸の境事を了別するを識と名く。
四、此の識と俱なる想の全蘊と、色と行との二蘊の少分とを總稱して名色と名く。色蘊の少分とは、色蘊中に於て、五根と身・語表・無表業とを除く餘の此の識と俱なる色蘊なり。(玆に除く諸色は、別して、この刹那緣起中に支と立つるが故なり。)次に、行蘊の少分とは、無明と思と能と貪と及び無慚と無愧と惛沈と掉擧と並びに生・異・滅とを除く餘の行蘊なり。(玆に除くものは、別の支と立つるが故なり)。
五、名色に住する眼等の五の有色根を六處と爲す。名色は總・根は別なるが、この根力に因りて六處を滿ずるが故に、この根を六處となす。
六、六處が餘の境と識と共に和合するが故に別に觸の起るあり。
七、觸を領納するを受と名け。
八、前述の貪は卽ち愛なり。
九、貪と相應する無慚・無愧・惛沈・掉擧等の諸纏を取と名け。
十、貪と同時に刹那等起する身・語の二業の表・無表業を有と名け。
十一、是の如き諸法の未來に正しく起る時を生と名け。
十二、現ずるに至り異相が熟變する時を老と名け、滅相・滅壞する時を死と名くるなり。
蓋し、此の刹那緣起は唯、有情と有漏とにのみ約して說けるものなり。
【一五〇】復た有るもの云云。此の說は、刹那と連縛とを共に一切の有爲法に遍じ、情・非情、有漏・無漏に通ずと說くものなり。而して此の說は、前說の刹那緣起が

中際の愚惑　如何なるか、有情の中際の愚惑なる。謂はく、中際に於いて是の如き疑を生ず。「何等か是れ我なる。此の我は云何。[一六七]我は誰が有せし所にして、我の當有は誰ぞ」と。

三際の愚惑と緣起　是の如き三際の愚惑を除かんが爲めの故に、經には唯、有情のみの緣起を說き、其の次第の如く、無明と行と及び生と老死と幷びに識より有に至るまでを說けり。

引證　所以は何。[一六八]契經に說くを以てなり。「比丘よ、諦らかに聽け。若し比丘有り。諸の[一六九]緣起及び緣〔已〕生の法に於いて、能く如實の正慧を以て觀見せば、彼れは必らず、三際に於いて愚に惑ひて我れは過去世に於いて曾て有なりしとせんや非有なりしとせんや等と、謂はず」と。

異說　有餘師は說く。「愛・取・有の三は亦た他の後際の愚惑を除かんが爲めなり。此の三は皆是れ後際の因なるが故に」と。

第五節　十二因緣と三世兩重因果の組織

第一項　十二因緣の略攝としての惑業事

十二因緣の略攝　又、應に知るべし、此の緣起門を說くに十二支有りと雖も、而も三と二とを性と爲すことを。三とは、謂はく、惑と業と

唯、有情と有漏とにのみ通ずとすると其の解釋を異にするが故に、異說なり。然も、連縛緣起に就きては世親が取らんとする說と同一なるが故に、本論には連縛を別に解釋せず。

【一五一】連縛とは無間なるを連といひ、相接するを縛となし、或は隣次なるを連と言ひ、相屬するを縛と名く。即ち十二の各支が無間に制約系聯し屬起する系列として十二支を說くもの。

【一五二】品類足論卷六（大正二六、七一五頁下）に、緣起法云何、謂有爲法とあり。

【一五三】有爲とは一切有爲なる情非情、漏無漏。

【一五四】分位。緣起は本論の前節に說けるが如し。婆沙論二十三（大正二七、一一八頁下以下）に曰はく、「此論所說十二有支、皆具五蘊時分各異。施設論說……中略……云何無明、謂過去煩惱位、云何行、謂過去業位、云何識、謂續生心及彼助伴、云何名色、謂結生已未起眼等四種色根、六處未滿中間五位……云云」と。

【一五五】遠續緣起とは上の分位の、順後受業及び不定受業に約して、多生を隔越して無始より遠續する因果の系列としての緣起說なり。

【一五六】(25a) āvasthikaḥ kilesto 'yam, prādhānyāt tv aṅgakīrtanam.
舊譯—此今約ㇾ位說、由ㇾ勝說爲ㇾ分。

【一五七】傳許云云。有部の分位本位說を論主が必らずしも是認せざるを以て、例によりて不信の語を表したるなり。

【一五八】體は總云云。十二支の體は總じて五蘊なれど、種種の位に於て五蘊中、最も特徵ある作用を表す點によりて別名を附したるに過ぎず。

【一五九】何に緣りて云云。經は十二支を說くにただ有情に限るに反し、品類足論第六（大正二六、七一五頁下）

(一七〇)事とにして、二とは、謂はく果と因となり。

其の義は云何。

頌に曰はく、

(26)(一七一)三は煩惱なり、二は業なり。七は事なり、亦果と名く。

果を略し及び因を略す。中に由りて二を比す可し。

論じて曰はく、無明と愛と取とは煩惱を性と爲し、行と及び有との支は業を以て性と爲す。餘の識等の七は事を以て性と爲す、是れは煩惱と業との所依の事なるが故なり。

十二支中の因と果

是の如き七事を即ち亦果とも名く。義准ずるに、餘の五は即ち亦因とも名く。煩惱と業とを自性と爲るを以ての故なり。

中際に廣く、前後際に略なる所以

問 何に緣りて、中際には廣く果と因とを說くや、〔即ち〕〔中際には〕(一七二)事を開きて五となし、惑を二と爲すが故に。後際には、果を略す、事は唯だ二なるが故に。前際には、因を略す、惑は、唯、一のみなるが故なり。

答 中際を廣〔く說く〕に由りて、以て前後二際を比度せしむ可しとせんとてなり。廣き義の已に成ぜるが故に別に說かず。說くも便ち無用なればなり。

第二項 惑と業と事とが無始よりの相互相生關係

問 (一七三)若し緣起支にして唯十二のみにして老死の果を說かざれば、生死は應に終有るべく、無明の因を說かざれば、生死は應に始

には、獨り有情に限らず(一切)有爲法といへるをいふ。

【一六〇】素怛纜は(sūtra)の音譯にして經の意なり。別の意趣とは經は專ら斷惑を目的として說けるを以て有情に限りたれど、論は法相即ち道理を主として說けるが爲めに、分位乃至情非情に通じて說けるなり。

【一六一】阿毘達磨とは、婆沙卷第二三、(毘曇部八、四頁)參照。

【一六二】分位と遠續とは唯有情に局る。

【一六三】剎那と連續とは非情にも通ず。

【一六四】等とは有漏無漏を等取す、剎那と連縛とは有漏無漏に通じ、分位と遠續とは有漏に局る。

【一六五】(25b) pūrvāparāntamadhyeṣu sammohavinivṛttaye.

舊譯―於前後中際、爲除他無明。

此の十二因緣に關して、前說の如く剎那・連縛の意あるに拘らず、經には常に有情にのみ約して說き、非情に約して特說せる所無きが、之は蓋し觀法の要形式たらしめしむるに基くものにして、佛は、他の有情をして此の十二因緣を順逆觀察して以て、三世に於ける無明長夜の闇を破せしめんと欲せるに由る。詳細は婆沙二十三(毘曇部八、五頁以下參照)。

【一六六】我れは云云。以下三對の疑を表はしたる文なり。第一對は我と有情に關する疑、第二對は我の自性に關する疑。若し我が有なりしとすれば我は即蘊なりしや、離蘊なりしや、色が我なりしや、受想が我なりしやと、疑ふなり。第三對は我の存在の容態相狀に關する疑にして、我は男なりや女なりしや等その差別を疑ふなり。

【一六七】此の句は舊譯には「今何我」と云ひ、稱友も亦俱舍の本文を引きて「我等は誰なるや」と云へり。さ

有るべし。或は應に更に餘の緣起支を立つべし。餘に復た餘有らば、無窮の失を成ぜん。

答 更に立つべからず。然も前の〔如き〕過無し。

此の中に、世尊は義に由りて已に顯はせり。

云何が已に顯はしたるや。

十二支の輪的相關關係

頌に曰はく、[一七四]

(27) 惑より惑と業とを生じ、　業より事を生じ、
事より事と惑と生す。　有支の理は唯此れのみ。

惑より惑を生ず　**惑より業生ず**　**業より事を生ず**　**事より事を生ず**　**事より惑を生ず**

論じて曰はく、惑より惑を生ずとは、愛より取を生ずるを謂ひ、惑より業を生ずとは、取より有を生じ、無明より行を生ずるを謂ふなり。業より事を生ずとは、行より識を生じ、及び有より生を生ずるを謂ふなり。事より事を生ずとは、識支より名色を生じ、乃至觸より受支を生じ、及び生支より老死を生ずるを謂ひ、事より惑を生ずとは、受より愛を生ずるを謂ふなり。

〔世尊の〕、[一七五] 有支を立つること其の理、唯、此れに由る。

結

[一七六] 已に老死は事と惑との因たることを顯はし、及び無明は事と惑との果たることを顯はせり。〔爾れば〕無明と老死とは事と惑との性なるが故に、豈に更に餘の緣起支を立つることを假らんや。故に經には「是の如く[一七七] 純大苦蘊の集」と言ふ。[一七八] 若し爾らずんば、〔經の〕此の言は何の用かあらん。

れば眞諦所覽の本と稱友所覽の本とは同一にして、玄奘所覽の本は改易されたるものなるべし。順正理論にも經文を引きて今の句を「我誰所有」と云へばなり。

【一六八】 契經とは。雜含第十二第二九六經（大正二、八四頁、中、下）參照に曰はく「多聞聖弟子、於二此因緣法緣生法一、正智善見、不レ求二前際言一我過去世若有若無、我過去世何等類、我過去世何如、不レ求二後際、我於當來世、爲レ有爲レ無、云何類、何如、內不レ猶二豫一、此是何等、云何有此、爲二前誰終一當云何之。此衆生從レ何來、於レ此沒當二何之一云云」と。

【一六九】 緣起（pratītyasamutpāda）・緣已生（pratītyasamutpanna）と緣起法を二つに分ちたるときは、前者は能生の法として、いはゞ因としての法を言ひ、後者は、所生の法としていはゞ果としての法をかく名くるなり。

【一七〇】 事（vastu）とは、所依の義なり。

【一七一】 (26) kleśās trīṇi dvayaṃ karma sapta vastu phalaṃ tathā.
phalahetvabhisaṃkṣepo
dvayor madhyānumānataḥ.

舊譯—三惑、二分業、七分類爲レ果、略レ果及略レ因、由レ中可レ比レ二、十二支の中、無明・愛・取の三は惑即ち煩惱にして行・有の二は業、餘の七支は惑業の二の所依の事なり。

その前の惑と業との五支は惑業が輪廻轉生の因なるに由りて亦、因とも名け、准じて後の事の七支を果と名く。且つ、理實には老死等も亦廣く觸受愛取等と開き、無明行の前にもその因として愛取等有るべく、因は無限の過去に溯り、果は無窮の未來に下る可きなれども、煩を避けて果を略し因を省きて以つて無窮の始めより無極の終に至る重疊の因果を示し、其の中にも

異釋其一

[一七九]有餘の釋して言はく、「[一八〇]餘の契經に說く「非理の作意を、無明の因と爲す。[一八一]無明復た非理の作意を生ず」と。[一八二]非理の作意は亦取支に攝するが故に、亦說きて[一八三]「此の契經の中に在り」」と。

世親の問

此の非理の作爲は、如何にして取支に攝するや。

愛無明に例して破す

[一八四]若し此れは彼れと相應するに由ると言はば、[一八五]則ち愛と無明とも亦應に彼れに攝すべし。設ひ彼れに攝すと許すも、云何ぞ能く非理の作意が、無明の因たることを證せんや。

[一八六]若し彼れに攝すとは卽ち因と果たることを證すといはば、愛と無明とも亦彼れに攝するが故に、應に別に立てて緣起支とは爲さざるべし。

異釋其二

[一八七]餘が復、釋して言く「餘の契經に、非理の作意は無明の因と爲り、無明は復た非理の作意を生ずと說く。〔而して〕非理の作意は說いて觸の時に在り。故に[一八八]餘經には、「眼と色とを緣と爲して癡所生の[一八九]染濁の作意を生ず」と說けり。[一九〇]此れは受の位に於いて必らず無明を引く。故に、[一九一]餘の經に、「無明と觸とに由りて生ぜられたる諸の受を緣と爲して愛を生ず」と言へり。[一九二]是の故に、觸の時の非理の作意は受と倶に轉ずる無明に緣と爲るなり。」

此れに由りて、無明には無因の過なく、亦、餘の緣起支を立つることも須ゐず。又、緣起支無窮の失も無し。非理の作意は

中際に厚くして疎なる前後際を比知せしめんとせる圖式卽ち是れ十二因緣なり。而も、此を三際、三世に配せる圖式こそ、有部の三世兩重の因果の理論的の說述に外ならず。今、前の十二支の三際分別と此の惑業事との關係による有情の無始よりの輪廻連鎖の關係に就きては、本章第一節の註記の圖表を參照せよ。

【一七二】事を云云。現在の七支中識・名色・六處・觸・受は事卽ち所依にして、愛・取の二は煩惱なり、未來の生・老死はただ事にして惑なく、過去の無明・行の中、惑はただ無明のみなるに由りて、此の疑起るなり。

【一七三】若し云云。緣起支をただ十二として、生・老死に對して、其上の果を說かず、又無明に對して更にその因を求めざれば、遂に生死は有始有終といふ事にならん。この難を免れんが爲めに更に別の緣起支を立つるならば無窮の過を來たさんとなり。

【一七四】(27) kl·śāt kleśaḥ kriyā
caiva tato vastu tataḥ punaḥ
vastu kleśāś ca jāyante.
bhavāṅgānām ayaṃ nayaḥ.

舊譯—從ㇾ惑惑業生、　從ㇾ業更果類、
從ㇾ類類惑生、　有分理如ㇾ此。

此の十二支は惑より業を生じ業より事を生じ、事より惑を生ずる過程を圖式化せるものにして、最初の無明は惑と事との果にて、最後の老死は惑事の因なるが故に、彼此又相關的に關係して、此の十二支は恰も輪の廻轉するが如く、支は唯十二と雖も意の代表する所は無始の初めより、無終の終に至る有情展轉の因果を明す。佛は此の理によりて、唯十二をのみ說けるなり。

【一七五】有支云云。ここに有支とは有卽ち存在の無窮輪廻を明にする爲めの支分といふ義。

【一七六】老死が事と惑との因たりとは、未來の果を現在

癡より生ずるが故なり。契經に說くが如し。「眼と色とを緣として、癡所生の染濁の作意を生ず」と』と。

世親の難 餘の經に、[一九三]是の如き誠言有りと雖も、[一九四]然も此の經の中にて應に更に須らく說くべし。

答 更に說くを須ゐず。

問 如何が證知するや。

答 理に由りて證知す。

問 何等をか理と爲すや。

第二異釋者の答 [一九五]無明を離れたる受は、能く愛の緣と爲るに非ず。阿羅漢の受は愛を生ぜざるを以ての故なり。[一九六]又、無倒の觸は、能く染受の緣と爲るに非ず。[一九七]亦、無明を離れては、觸が顚倒と成る可きに非ず。阿羅漢の觸は顚倒に非ざるが故なり。是の如き理を證と爲すに由るが故に知るなり。

世親破す 若し爾らば、便ち應に大過の失有るべし。[一九八]諸の〔法が〕正理に由りて證知を得べくんば、一切は皆應に更に說くことを須ゐざるべし。故に彼れの說く所は、釋難を成ぜず。

世親緣起經の意を釋す 然ども[一九九]上に言ふ所の經に、別に老死に果有り、無明に因有りといふことを說かされば、生死は便ち終始有ることを成ずといふ、此の難は理に非ず。經の意は別なるが故なり。

[illegible] 亦、所說の理は圓滿せざるにも非ず。[二〇〇]

の果と對比して考ふれば、生は識支に、老死は、名色・六處・觸・受に相當し性とせり。既に老死は受を性とせば、この受が正しく惑たる愛に緣たり、受によりて愛生ずと說くが故に、老死が亦、愛に相當する無明の因たること明なり。又、老死中の四事の一たる名色が六入に緣たり、六入が觸に緣たり、觸が受に緣たるは、老死が事にも因たるを顯はすなり。之によりて、無明は、事と惑たる老死の果たるの義成ずるなり。

【一七七】純大苦蘊集(kevalasya mahato duḥkha-skandhasya samudayo) 云云。舊譯は、如㆑此大苦聚緣和合生とし、中阿含二十四大因經大正一、には老死愛悲等具足純生㆓大苦陰㆒とし、長阿含十大緣方便經(大正一、六〇頁中)には、老等大患所集是爲㆓此大苦陰緣㆒とす、雜阿含十二(大正二、七九頁中以下)には純大苦聚集とす。

【一七八】若し云云。經文には無明を緣として行あり、乃至生を緣として老死ありと說き、何ぼ其次に「是の如く彼の純大苦蘊の集」と言へり。若し先の頌文に言へるが如き意義無くんば、此の經に唯だ、無明を緣として行あり乃至生を緣として老死ありとのみ說くべし。是の如く彼の純大苦蘊の集の言ある可らず。集は即ち生と同義なり。故に此の經文の如是純大苦蘊集の言は今論の頌文の意義を指示せるなりとなり。

【一七九】餘の釋して云云。光記に曰はく是れ古世親の釋なりと。稱友亦曰はく、如意阿闍梨耶の親敎師なる長老世親(Sthavira-Vasubandhur ācārya-Manorathopādhyāyaḥ) 此の說を爲すと言へり。

【一八〇】契經。雜含十三「有因有緣有縛經(大正二、九二頁、中、下)は、無明、有因有緣有縛、何等無明因無明緣無明縛、謂無明不正思惟因、不正思惟緣、不正思惟縛。何等不正思惟因、不正

問　所以は何ん。

答　此〔等〕の經は、但、所化の者の三際の愚を除かんと欲するが故のみ。〔謂はく〕、所化の者が、唯是の疑を生ずるに由る。云何にして有情は三世に連續するや。謂はく、前世より今世生ずることを得、今世が復た能く後世を生ずるやと。〔こゝに於て〕如來は但、彼の疑情を除かんが爲にのみ、十二支を說けるなり。〔是れは〕前に已に辯ぜるが如し、謂はく、前・後・中際に他の愚惑を遣らんが爲なりと。

第六節　緣起法と緣已生法との意義に就きて

問　[二〇一]世尊の、諸比丘に告げて言ふが如し。吾れ、當に汝が爲に、緣起法と緣已生法とを說くべし」と。[二〇二]此の二に、何なる異ありや。

答　且らく、[二〇三]本論の文には此の二は別なし。倶に一切法を攝すと言ふを以ての故に。

難　如何にして未來の未だ已に起らざる法を過・現〔の法〕と同じく、緣已生と說く可きや。

反難　云何にして未來の未だ已に作さざる法を過・現〔の法〕と同じく說きて[二〇四]有爲と名くることを得るや。

思惟緣不正思惟縛。謂緣二眼色一、生二不正思惟一生二於癡一、…彼癡者是無明」。とあるを參照せよ。
【一八二】無明復た云云は又た餘經の文なり。
【一八三】然らば何故に其の非理作意舊には不正思惟とするを此處に言はざるや、恐くは是は十二支の外のものならんと云ふ疑ひあるやを相想して、此の疑を遣らんがために亦た茲に「非理の作意は」云云と言へるなり。卽ち取とは資具を得んがために煩惱の現行せる位を云ふ。而して非理作意は顚倒せる思惟の幻影なれば此の取の中に含まるる、故に無明は無因なるに非ず、又十二支の外に支を立つべきに非ず、又た非理作意は無明の因なるが故に無窮の失なしとなり。
【一八三】此の契經とは、十二因緣を說く緣起經（Pratītyasamutpāda-sūtra）なり。
【一八四】若し此れは彼れと相應といふ中の此れとは非理作意を指し、彼れとは取をいふ。
【一八五】則ち云云。若し非理作意が取中に攝せらるると せば、愛と無明とも、亦取中に攝せらるるが故に、別立するの必要なきに至らんと。
【一八六】若し云云。非理作意が取中に攝せらるること自身が聽て無明の因たることを證明すと言はば、愛と無明とに關しては同樣に言ひ得べしとなり。
【一八七】餘復た云云。光記には、此の師を經部中の室利羅多(Śrilāta)の說とせり。尊者は佛滅四百年頃の出生なり。順正理論廿八には是れを上座の釋といふ。
【一八八】餘經とは雜阿含卷十一、第二七三經に「緣二眼色一生二眼識一三事和合觸、觸倶生二受想思一」と言ひ、亦、第二七六經には「緣二眼色一生二眼識一、三事和合觸、觸緣ﾚ愛……」と言へるを指すが尙研究すべし。
【一八九】染濁云云。善の正思惟にあらざるが故に染濁といふ。

初難者釋 [二〇五]能作の思の力が已に造するに由るが故なり。

世親復難 [二〇六]若し爾らば、無漏は如何にして有爲なるや。

答 [二〇七]彼れも亦善の思の力の已に造するが故なり。

難 [二〇八]若し爾らば得に就きていはば、涅槃も應に然るべし。

世親正釋 理實には、應に[二〇九]種類に依りて說くと言ふべし。未だ變壞せざるも亦色の名を得るが如し。種類の同じきに由りて說く所に失なし。

然るに今正しく契經の意を釋せば、

頌に曰はく、

緣起と緣起生の意義

(28a)[二一〇]此の中の意は正しく說く、因は起、果は已生なることを。

緣起 論じて曰はく、諸支の因分を說きて[二一一]緣起と名く。此れを緣として、能く果を起すに由るが故なり。

緣已生 諸支の果分を[二一二]緣已生と說く。此れ皆緣に從りて生ぜらるるに由るが故なり。

是の如くにして、[二一三]一切に、二の義あること、倶に成ず。諸支に皆、因と果との性有るが故なり。

外難 [二一四]若し爾らば、安立すること倶に成ぜざらん。

答 爾らず。所觀に差別有るが故なり。謂はく、若し此れを觀じて緣已生と名くるときは、卽ち斯れを觀じて復た緣起と名くるには非ず。猶ほし因と果と、父と子と等の名の如し。

【一九〇】此れはとは染濁の作意。

【一九一】餘の經にとは雜阿含卷二、第五七經、(大正二、一四頁上)參照。

【一九二】是の故に云云。この師の意見を簡單に述ぶれば、非理の作意は、觸の成ずる位に生ずるものなり。卽ち根境識三和合の位に觸成ずとは、我等(經部)の主張する所なるが、非理の作意は、此際、その觸と伴ひて無明を因として起るなり。而してこの觸と伴へる非理作意が、觸より受を起し、愛の位に及ぶや、その受をして、ここに亦無明を起すの原動力となるに到るなり。經に非理作意は無明に因りて生じ、亦無明の因となるといへるは、實にこの事を指したるものにして、前師の如く之を取に關連して說明するは不可なり、宜しく觸受に關連してその因果を說明すべきなりと。

【一九三】是の如きとは、非理の作意は無明より生じ、無明は復た非理の作意を生ずといふ文を指す。

【一九四】然も此の經云云。前の餘經の文證は立派ならんも、餘の經なれば、更に此の經卽ち前に擧げし大緣起經に因りての無明と老死との間に連環的關係あることを說明すべしと要求したるなり。

【一九五】無明を離れたる云云。無明を根本とする受にあらざれば愛(無明)を生ずる力なし。故に受は愛に緣たりといふ緣起觀中には、受の背後に無明を豫想すと見ざるべからず。卽ち無明を因とする非理作意は、觸受を通じて無明の緣たることは、道理上然るべきことなりとなり。

【一九六】又、無倒の觸云云。觸の位に非理作意が有ることを示す。

【一九七】亦無明を離れては云云。觸の時に、無明有るに由りて顚倒を成ずることを示す。

【一九八】諸正理に云云。若し單に理によりて證知すべく

尊者望滿の說

[二二五]尊者望滿の意は謂はく、「諸法の是れ緣起にして、緣已生に非ざるものも有るをもつて、應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、[二二六]未來法なり。第二句は、謂はく、[二二七]阿羅漢の最後心の位の過・現の諸法なり。第三句は、[二二八]餘の過・現の法なり。第四句は、[二二九]諸の無爲法なり」と。

經部の說

經部の諸師は是の如きの[二三〇]白を作さく、「[二三一]此の中に說く所は、已れの情を述ぶると爲んや。是れ經義なりと爲んや。若し是れ經義なりといはば、經義は然らず。所以は何。

且らく、前に說く所の[二三二]分位緣起の十二の五蘊を十二支と爲すことは、契經に違背す。經に異り說くが故に。[二三三]契經に說くが如し。『云何が無明となすや。謂はく、前際の[二三四]無智なり……』乃至、廣く說けり。[二三五]此れは了義の說なり。抑へて不了義と成さしむ可からず。故に前に說く所の分位の緣起は經の義と相違するなり』と。

有部の救

一切の經は皆了義の說なるにあらず、[二三六]亦勝に隨ひて說くこと有り。[二三七]象迹喩經の如し。「云何が內の地界なる。謂はく、髮毛爪等なり」と。〔卽ち〕彼れには、餘の色等の法も無きに非ずと雖も、而も勝に就いて說けるのみ。此れも亦、應に爾るべし。

經部破す

引く所は證にあらず。[二三八]彼の經の中には、地界を以て、髮毛

んば、十二因緣も亦、皆理を以て證すべく別に經證を要せざることとならん。かくして遂には一切の經文を度外視し去るの過失を來たさんと。之れ敵者たる上座(經部)が大緣起經によりて說明するを拒みたる點を擧げて、その非理を指摘せんとしたる論法なり。

【一九九】上に言ふ所云云、雜阿含第十卷所說の諸の緣起經及び大緣方便經等のただ十二支を說きたるものを指す。

【二〇〇】論主は、前述の如く、古世親や室利羅多の提唱したる無始無終論の理由を駁したれど、併し、經の十二支の說は有始有終論なりとか、又は未だ不完全を免れずといふが如き結論にはならずといふを明にせんとするなり。

【二〇一】世尊云云。雜阿含十二第二九八經(大正二、八五頁上)に曰はく。

「世尊告二諸比丘一、我今當レ說二緣起法法說義說一、諦聽善思、當レ爲レ汝說一、云何緣起法法說、謂此有故彼有、此起故彼起、謂緣二無明一行乃至純大苦聚集、是名二緣起法法說一、云何義說、謂緣二無明一行者、彼云何無明、若不レ知二前際一、不レ知二後際一、不レ知二前後際一、不レ知レ內、不レ知二於外一云云」とあるを參照すべし。

【二〇二】此の二とは緣起法と緣已生法。

【二〇三】本論。品類足論第六(大正二六)に言はく「云何緣起法、謂一切有爲法、云何緣已生法、謂一切有爲法、故此二無レ別(婆沙二十三引用)(毘曇部八、七頁)

【二〇四】有爲(saṃskṛta)とは正しくは已作の義なり。緣已生と云ふと同轍なれば、有爲を例示して離ず。

【二〇五】能作云云。未來の異熟法は能已作に非ざれども、能く異熟を作る思の現の所造なるが故に、有爲と名くとの意。

【二〇六】若し爾らば云云。若し思の異熟因の力の所造な

等を辯ぜんと欲して、非具〔足〕なる說を成すものにはあらず。然も、彼の經の中には、[二二九]地界は髮毛等を越ゆること有るにあらず。故に[二三〇]彼の契經は、是れ具足なる說なり。

[二三一]此の經の說く所の無明等の支も、亦應に彼の〔象迹喩經の〕如く具足の說と成るべし。[二三二]所說を除きて外に復た餘有ること無ければなり。

有部の難

豈に地界は髮毛等を越えて涕涙等の中にも、[二三三]其の體は亦、有るにあらずや。

經部の釋

涕涙等も皆亦、說きて彼の經に在り。復た身中の餘物有りと說くが如し。設し復た[二三四]彼れに同じとするも、〔無明支を離れて〕餘の無明有らば、今應に顯示すべし。

更に有部を難ず

若し〔經が〕[二三五]異類を引きて無明の中に置かば、此れ何の益か有らん。

[二三六]諸の位に於いて皆五蘊有りとすと雖も、然も此れの有無に隨ひて、彼れ定んで有無なるもの、此の法をのみ立てて、[二三七]彼の法の支を爲す可し。[二三八]或は五蘊有りとも、而も行と、福と非福と不動との行に隨ふ識と、乃至愛等と有ること無し。是の故に經の義は[二三九]即ち我が說く所の如し。

經部望滿を破す

[二四〇]所說の四句も、理、亦、然らず。若し、未來の諸法にして、

るが故に有爲と名くべくんば、未來の無漏は異熟因の所造に非ざるに云何にして有爲と名けんやとの難意。

【二〇七】彼れも云云。彼の未來の無漏法も行者の修善の思力の所造なるが故なりとの答意。

【二〇八】若し爾かく云云。若し汝の如く無漏法を得するをも得せらるべき法、即ち可能態として已造の義に解するならば、涅槃も亦た得せらるるものなれば、是れ亦已造即ち有爲と云ふべしとなり。

【二〇九】種種云云。未來の未已作の位を有爲と名くとは、未と過と現と、種類の同じきが故にかく言ふべしとなり。

【二一〇】(28a) hetur atra samutpādaḥ samutpannaḥ phalam matam.

舊譯―此中緣生因、所レ生已名レ果。

此の契經に緣起、緣已生といふに關して上の如く異說有るも、その正意は、十二支の各支が、能く後を生ずる點に於て因の義を有し(緣起)、又、前支より各生ずるが故に果の義を有する(緣已生)が故に、緣起・緣已生といふにありとなり。

【二一一】緣起云云。十二支の、能く後支を生ずる義を因と名け、此れを緣として能く後の果を生ずるが故に緣起と名くるなり。

【二一二】緣已生云云。前より生ずる義、之れを名けて果と爲す。此の果は皆緣より生ずるが故に緣已生といふなり。

【二一三】一切の云云。是の如く、一切十二支は皆因果の義有るが故に、各支に於ける緣起・緣已生の二義は皆成ずとの意。

【二一四】若し爾らば云云。十二支の各支が因となるときは果とならず、果となる時は因と爲らざるが故に、因

縁已生にあらずんば、便ち、契經に違す。[二四一]經に說かずや、「云何が縁已生の法なる。謂はく、無明・行より[二四二]生老・死に至る」と。

[二四三]或は、「(たとひ)」二は未來に在りと許さざるべきことあらんも是れは則ち前に立つる所の三際を壞す。

分別論者の論を破す

[二四四]有るが說く、「縁起は是れ無爲法なり。[二四五]契經に、如來の世に出づるも若しくは世に出でざるも、是の如き縁起は法性常住なりと言ふを以てなり」と。

世親破す

[二四六]是の如き意に由らば、理は則ち然るべし。若し別の意に由らば、理は則ち然らず。

分別論者徴

云何なるは是の如きの意にして、云何なるは別意と爲し、而して、然るべく、及び然る可からずと說くや。

世親の答

謂はく、若し意に[二四七]、如來の世に出づるも若しくは世に出でざるも、行等は常に無明等に縁りて起り、餘の法に縁るにあらずとし、[二四八]或は復た縁無きが故に[二四九]常住なりと言ふと說かば、「(卽ち)」是の如き意にて說かば、理は則ち然る可し。[二五〇]若し意に別の法體有り。名けて縁起と爲す、湛然として常住なりと說くと謂はば、「(卽ち)」此の別の意にて說かば、理は則ち然らざるなり。

所以は何。

分別論者說の非理

[二五一]生と起とは、俱に是れ有爲の相なるが故に、[二五二]別の常法が無

となり、「果となる二義は俱に成じ難からずやとの難意なり。

【二三五】尊者望滿(Pūrṇāśa)の意にては、因より已に生ずるを縁已生の法と名け、他の與めに因となるを縁起と名けるものなり(婆沙卷廿三(毘曇部八七頁)參照)。

【二三六】未來の有爲法は後に因となりて法を生ずる故に縁起と名く。(縁起にして縁已生にあらざるもの)。

【二三七】阿羅漢最後心の位の蘊は因より生ずるが故に縁已生なれども、後を生ぜざるが故に縁起と名けず。(縁已生にして縁起にあらざるもの)。

【二三八】餘の過去・現在の有爲法は縁より生ずるが故に縁已生にして、能く後の法を生ずるが故に縁起なり。(縁起にして縁已生なるもの)。

【二三九】無爲法は二義俱に闕くるが故に何れとも名けず(第四俱非句)。

【二四〇】白とは(jñapti)にして世俗に云ふ「聲明」と同義なり。

【二四一】此の中とは、前述の有部の正義としての分位縁起と望滿の四句とを指す。

【二四二】分位云云。分位の縁起支にて五蘊を各支の體と解したるは、經に違すとなり。これ經部は無明を體的に見ず智的に解して而も智のなきこと自身に外ならずと主張するによるなり。

【二四三】契經。雜阿含十二第二九八經(大正二、八五頁上)の文を略示せば次の如し。

「云何無明、若不ㇾ知二前際一、不ㇾ知二後際一、不ㇾ知二前後際一、不ㇾ知二於內一、不ㇾ知二於外一、不ㇾ知二內外一、不ㇾ知ㇾ業、不ㇾ知ㇾ報、不ㇾ知二業報一、不ㇾ知ㇾ佛、不ㇾ知ㇾ法、不ㇾ知ㇾ僧。不ㇾ知二苦集滅道一……因果……善不善……有罪無罪、……劣勝皆委不ㇾ知、是名二無明一。縁二無明一行者有二三種一、身行口行意行。……識者謂六識身。……名色者受想行

常なる〔ものの〕相と爲ること、正理に應ずべきに非ず。

[二五三]又、起は必らず應に起者に依つて立つべし。此の常住の法と彼の無明等〔の無常の法〕と、何ぞ相關預して[二五四]此の法を彼れに依りて立てて彼の〔無明等の〕緣起と爲すと說かんや。[二五五]又、緣起と名くるも而も常と目くと謂ふも、是の如き句義には、[二五六]相應の理無ければなり。

特に、緣起の語義 pratītya samutpāda

此の中、[二五七]緣起(pratītya-samutpāda)とは、是れ何の句義なるや。[二五八]鉢剌底(prati)は、是れ至の義、醫底(iti)界は、是れ行の義なり、先きの助力に依りて界の義、轉變す。故に、行は至に由りて轉變して緣と成るなり。

[二五九]參(sam)とは、是れ和合の義、嗢(ut)とは、是れ上昇の義、鉢地(padi)界は、是れ有の義なり。有は合と昇とに藉りて轉變して起と成る。〔而して〕[二六〇]此に由りて、有の法が緣に至り已り和合して昇起する、是れ緣起の義なり。

譬論師との間辯應答

[二六一]是の如き句義は、理應に然るべからず。

所以は何。

一の作者に依りて[二六二]二の作用有らば、前の作用に於いて應に已の言有るべし。一人有り、浴し已りて方に食するが如し。

[二六三]少しの行法が起の前に有ること在りて、先きに緣に至りて、後時に方に起ること無し。作者無くして作用の有る可きにあら

識。四無色爲ㇾ名、四大及所造名ㇾ色、是名二名色一。……六入處者眼耳鼻舌身意處。觸者六觸身。……受者三受、苦樂不苦不樂受……。愛者三愛、欲愛色愛無色愛……。取者四取、欲取見取戒取我取……。有者三有、欲有色有無色有。生者若彼彼衆生、彼彼身種類生、超越和合出生、得二陰界入所一、得二命根一、是名ㇾ生。老死者、老謂髮白……、支弱背僂……造行羸劣是名ㇾ老、死謂彼彼衆生……身壞壽盡……名ㇾ死。此死及前說老、是名二老死一云云」とあり。

【二三四】唯だ無智とのみ言ひて其他の蘊を言はず。

【二三五】此れは了義云云。佛の眞意を完全に示したるを了義說といひ、便宜的神足的說明を要する經を不了義說といふ。無明を無智と說ける經說は佛陀の眞意にして了義經なり、然るに、經文以上に經文に見えざる語義を補足して其の義を取らんとするは、經を不了義となすなり有部の各支は五蘊を體とすと言ふ如きは、正しく是れ經を不了義となすものなり。

【二三六】亦勝云云。佛陀の說法は常に必ずしも完全を期したるものにあらずして、時には便宜的に特長のみを擧げて說明したることもあり。

【二三七】象迹喩經は、中含卷第七(大正一、四六四頁)にあり、此中に內の地界(外の地界は大地、內の地界は肉體)を說くに髮毛等といへるは、暫らく便宜的に特長を擧げたるに過ぎざるものにして、凡てこれ丈にて內の地界を盡せるものに非ざればこれ不了義經なりとなり。

【二三八】彼の經云云。これ經部は象迹喩經にある內の地界に關する說明の了義なることを證明して、依つて以て前の雜阿含第十二の無智說も亦、了義說なるを反證せんとしたるものなり。かれによれば彼の象迹喩經の毛髮の例は、狹き地界を以て廣き毛髮(地界はただ一

ざるが故に。

二六四 頌を説きて曰はく、

縁に至ること、若し起の先ならば、
有に非ざるをもつて理に應ぜず。
若し倶ならば、便ち已を壞す。 彼れ應に先きに説くべき
が故に。

反詰

二六五 是の如きの過無し。且らく、應に聲論の諸師を反詰すべし。法は何れの時にか起る。現在に在りと爲んや。〔將た又〕未來に在りと爲んや。

聲論師徴答、出過

設し爾らば、何の失かある。

二六六 起が若し現在ならば、起は已生に非ず。如何ぞ現と成らん。現に是れ已生ならば、復た如何にして起らん。已に生ぜるものの復た起らば、便ち無窮を致すべし。起が若し未來ならば、爾の時には未だ有らざる可し。何ぞ作者を成ぜん。作者既に無くんば、何ぞ作用有らん。

問

二六七 故に、起る位に於いて、即ち亦縁に至る〔と言ふべし〕。起る位とは何。

通釋

謂はく、未來世に諸行の正しく起るとき、即ち此の位に於いて、亦縁に至ると説くなり。

又、聲論師の妄に安立する所の作者と作用とは、理實に成ぜ

大なれど毛髪は四大よりなる）を辨別せんが爲めと解すれば不具足説となれど、實は廣き毛髪を以て、その一要素としての地界を辨別せんとしたるものなれば、完全説なりと。

【二二九】地界は毛髪云云。地界は狹く毛髪は廣き故、地界は毛髪の範圍以外に渉らぬといふ義。

【二三〇】經部師の前所引の經。

【二三一】有部所用の縁起經。

【二三二】所説云云。無明・行・識等と説けるは完全無缺の説にして、此に足すべきもの更になし、故に此各支を一一五蘊と見るは不可なり。

【二三三】其の體とは地界の體なり。地界は單に髪毛等に止まらず、涕涙等の中にも有り。故に上の經は理として了義の説に非ずとの意。

【二三四】彼れに同じくとは、有部が髪毛等の外に地大ありと彼の經を釋する如く、此の縁起の經をも釋すとせば無明支の外に、他の無明有るとすべけん、然ることありや、これを示すべしとなり。

【二三五】異類云云。有部は上の如く、無明等十二支と倶なる五蘊を十二因縁と立つと説くが、斯の如きは無明と異れるものを無明の中に入れるものにして、何の益もなからんなり。

【二三六】諸の位に云云。例へば無明位に色等の蘊有りとすとも、行の生ずるは必ず唯無明のみにより、無明あれば行あり、無明無ければ行なしとするなり。即ち此あれば彼有り、此無ければ彼れ無しと言ふが如く、即ち相由藉し相成ずるもののみを支と立つるものなれば、餘の五蘊は有りとするも、この縁起支の上に何の益かあらんとなり。

【二三七】彼の法とは、果たる法をいふ。

【二三八】或は云云。例せば阿羅漢には五蘊はあるも、頌

ず。〔謂はく〕是の作者有りて是の作用を起すといふ、此の中に於いて、作者の起の、作用と異り、眞實に得可きものあるを見るに非ざればなり。[268] 故に、此の義言は〔世〕俗に於いても謬無し。[269]

結歸

此の緣起の義とは、卽ち是れ〔經中に〕說く所の、「此れ有るに依るが故に彼れ有り。此れ生ずるが故に彼れ生ず」と云ふことなり。故に、應に彼れを引いて緣起の義を釋すべし。故に頌を說いて曰はく、[270]

有に非ざれども、而も起るが如く、
緣に至るも、應に亦然るべし。

或は先に有に非さる有り。生じ已りて起らば、無窮なり。
倶なる亦已と言ふこと有り。暗至り已りて燈滅すといふ。
及び口を開き已りて眠るといふ。若し後に眠らば應に閉づべし。

經部上座の緣起の語義

[271] 有るは執して、更に〔又〕餘の義を以て難を釋す。「鉢刺底(prati)は、是れ種種の義、醫底(iti)界は是れ不住の義なり。不住が種種の助に由るが故に、變じて緣と成る。

參(sam) は是れ聚集の義。嗢(ut)は是れ上昇の義。鉢地(padi)界は是れ行の義なり。嗢を先と爲すに由り、行は變じて起と成る」と。

此れは、種種の緣が和合し已りて、諸の行法として聚集し昇起せしむる、是れ緣起の義なりと說くものなり。

惱無きが故に行なく、福等の諸行の結果として初生すること無ければ、結生の識もなく、愛取有等皆無きなり。卽ちこは五蘊に依りて十二支を立つるに非ざる證なり。こは亦、五蘊を無明等の體となし能はざる理由なりとなり。

【二三九】卽ち云云。無明を無智と說く經義の了義なることをいふ。

【二四〇】所說云云。先きに望滿は緣起と緣已生に關して四句分別を有したるが、それも非なりと駁するなり。

【二四一】經とは雜阿含第十二第二九六經(大正二、八四頁中)に言はく「謂無明・行・識・名色・六入・觸・受・愛・取・有・生・老死・憂悲惱苦、是名緣生法云云」とあり、こ緣生法は緣起と緣已生との兩義を含める意あるなり。

【二四二】生老死は已に未來に在り而も經は之れを緣已生と名く。これ望滿が未來法を緣起にして緣已生にあらずと分別したることの誤りを示す證ならずやとなり。

【二四三】或は云云。假令救釋して生老死は未來に在るに非ずと轉計せんとも、之れは望滿の屬宗たる有部が、十一支を三際に配分することに悖る。

【二四四】有るが說く等。婆沙論二十三(毘曇部八一頁以下)には、分別論者の說といふ。宗輪論には大衆部說くといふに當る。大衆部は緣起無爲といふを立つ。論事によれば之を主張したるは化地部及び東山部なり(K. V. 62)、稱友は化地部と云ふ。

【二四五】契經云云。雜阿含十二(前掲第二九六經)に曰はく、「云何爲因緣法、謂此有故彼有、謂緣ニ無明一行、緣レ行識乃至如レ是、如レ是純大苦聚、云何緣生法、謂無明行、若佛出世、若未出世、此法常住、法住・法界・彼如來自所ニ覺知一、成ニ等正覺一、爲レ人演說開示顯發、謂緣ニ無明一有レ行、乃至緣レ生有ニ老死一」云云と。卽ち之によれば、緣起の法則によつて支配せらるる現

世親破す

是の如く釋する所は、此〔の十二因緣〕に於いては然るべし。[二七二]眼と色と各々緣と爲りて眼識を起す等にては、此の中の種種・聚集〔の意〕、豈に成ぜんや。

此有るに依り彼有り等の二の經句の意義に就きて

何が故に、世尊は前の二句を說けるや。謂はく、「此れ有るに依りて彼れ有り。及び此れの生ずるが故に彼れ生ず」と。

論主の釋

緣起に於いて決定することを知らしむる爲の故なり。餘の處に說くが如し。[二七三]「無明有るに依りて諸行有ることを得、無明を離れては諸行有るべきに非ず」と。

[二七四]又、諸支の傳生することを顯示せんが爲めなり。謂はく、此の支有るに依りて彼の支有ることを得、彼の支の生ずるに由るが故に餘の支の生ずることを得と。

[二七五]又、三際の傳生を、顯示せんが爲めなり。謂はく、前際有るに依りて、中際有ることを得、中際の生ずるに由るが故に、後際生ずることを得と。

異說

[二七六]又、親・傳の二緣を顯示せんが爲めなり。謂はく、無明の、[二七七]無間に果を生ずる有り。或は、展轉の力によりて諸行方に生ず。

有[二七八]餘師が釋す、[二七九]是くの如き二句は無因と常因との二論を破せんが爲なり。謂はく、[二八〇]「因無くして諸行は有る可きにあらず。[二八一]亦、常なる[二八二]自性・我等には生因無きに由るが故に諸行は生ずることを得るには非ず」と。

象は有爲法なるも、緣起の法則は不變常住なるを以て無爲法とせざるべからずとなり。

【二四六】是の如き云云。理法といふ點よりは緣起法の不變常恆は認め得べきも、そを理體として緣を形而上學的に實在視する限りそは非なりといふ義。

【二四七】世親の意見。

【二四八】或は復た云云。逆は無明斷ずれば、行の起る緣なきことを云ふ。

【二四九】常住とは、此の時には因果決定の義なり。

【二五〇】大衆等等の意見、宗輪論によるに、大衆部は九無爲を立て、その中に緣起支性無爲を列ね、十二支は法性常住なりと說く。

【二五一】生と起と云云は第一破。生と起とは同義にして、倶に有爲の相たる四相の隨一なり。此の有爲の相なる生と起とあるを無爲となすべからず。

【二五二】別の常法とは別體ある常法卽ち無爲法。

【二五三】又起は云云は第二破。物の起るは、必ず起る所の原因に依存す。然れば無常法の起るに、いかで常住法を本因と立つるを得んやとなり。

【二五四】此の法云云。此の法とは常住法を指し、彼れとは無常法を指す。

【二五五】又緣起云云は第三破。能詮所詮相乖反する破。卽ち緣起といふは已に無常といふ意味を含み居るに、之を常といふは、言葉の用法に於て已に矛盾すといふ意。

【二五六】相應の理なしとは、語(句)と內容(義)と一致せずとの義。

【二五七】緣起を梵には、鉢剌醫底醫底參嗢鉢地(pratityasamutpāda=prati-itya-sam-ut-pāda)といふ。今はこの語の解剖によりて緣起の意味を明にせんとするなり。

【二五八】鉢剌底云云。先づ pratitya より解釋するに、

世親の破

[二八三]若し爾らば、便ち前句の無用なることを成ず。但だ後の句の「此れ生ずるが故に彼れ生ず」といふに由りて、能く具さに前の無因・常因を破す」るが故なり。[二八四]然も或る有執あり。「我あり。依と爲りて行等有るを得。無明等の因分生ずるに由るが故に行等は生ずるを得」と。是の故に世尊は彼の執を除かんが爲めに、[二八五]果有るは卽ち生因に依る、「我に由るに非ず」と決判せり。

若し此れ生ずるが故に彼れ生ずといはば、卽ち此れ有るに依りて彼れも有ることにして、果は別に餘の因に依ること有りと謂ふには非ず。謂はく、無明は行に緣たり、乃至、是の如くにして純ら大苦蘊の集あるものにして、「我の雜集に依るに非ず」。

經部軌範師の説

軌範の諸師は、釋す、「此の二句は、因果の[二八六]不斷と及び生とを顯はさんが爲めなり。謂はく、無明の斷ぜざるに依りて諸行も斷ぜざること、卽ち無明の生ずるに由るが故に諸行生ずることを得、……是の如く展轉して、皆、應に廣く說く可し……「を顯さんが爲めなり」」と。

有る上座の説

[二八七]有るが釋す、「因果の住と生とを顯さんが爲めなり。謂はく、乃至、[二八八]因が相續して有なれば、果も相續して亦有なること、及び卽ち[二八九]因分生ずるに由るが故に、諸の果分も亦生ず「ることを顯さんが爲めなり」」と。

世親破す

[二九〇]此「の緣起」は、生を辯ぜんと欲するものなり。何に緣りてか

こは prati (鉢剌底)といふ接頭辭(字緣といふ)と文典上の語としては iti(翳底)といふ語根(字界といふ)より成る。其中、prati は接頭辭なれば、獨立しては意味を有せざれど、語基と合する際は towards, near to against などの意味を持たしむる語なれば、今は near to の意味をとりて至と解したるなり。次ぎには行の義。此に tya の語尾を加へたり、而して所語の合したる pratitya が緣といふ意味になる理由は $\sqrt{i}$ の行が prati によりて規定せられ pratiti にて「至り行く」卽ち「たよる」「緣る」と云ふ義となれるなり。此に tya を加ふれば、「緣り已りて」の義となる。

【二五九】參は云云。次ぎに samutpāda を解するに、こは sam (參) ut (嗢)の二接頭辭と pad (文典上の語としては padi 鉢地) といふ字界とより成立したる語なり。而して sam は總又は合の意味を持たしめ、ut は上昇の意味を持たしむる語なることは、本論にある通り。$\sqrt{pad}$ は有の義。この三字を合して起となる所以は、有が參(和合)と嗢(上昇)とに規定せられたる結果にして、有が緣と和合し上昇することは繼て起なりといふところより來たれるものとす。

【二六〇】此に依りて有の云云。緣と起との合釋なり。緣起とは所詮、(有)が緣と和合し上昇する卽ち生起することとなり。

【二六一】是の如き句義云云。薛論師 (Śaibdika) 卽ち文法家の難なり。

【二六二】緣る作用と起る作用とを云ふ。一に此の二作用あらば「緣り已りて起る」と云ふべしとなり。

【二六三】少しの行法云云。前の理由なり。ここに起の前とは未來の義。文の意味は如何なる法なりとも起る以前にありて先づ緣に至り、次ぎにその力によりて現在化すとは許し得ずといふにあり。

住を說かんや。又、佛は何が故に〔四相の〕次第の說を破りて、先づ住を說き已り後に生を說かんや。

有る上座の釋

二九一 復た有るが釋して言はく、「此れ有るに依りて彼れ有りとは、果が有るに依りて因の滅すること有るをいひ、此れ生ずるが故に彼れ生ずとは、果は因無くして生ずること有りやと疑はんことを恐れて、是の故に復た「因の生ずるに由るが故に、果は方に起ることを得」といふものにして、「無因なりと謂ふには非ず」と。

世親破す

二九二 經の義にして、若し然りとせば、應に是の說を作すべし。「此れの有るに依りて、彼れは無と成る」と。二九三 又、應に「先に因の生ずるが故に、果生ずと言ひ已りて後に乃ち、果有るに依りて因は無となる」と說くべし。二九四 是の如き次第を方に名けて善說とせん。若し此れに異ならば、緣起を辯ぜんと欲するに何の次第に依りてか先に因の滅を說かん。故に彼れの釋する所は、此の經の義に非ざるなり。

第七節　特に世親の十二因緣觀

論主の正解

復た次に云何が無明は行に緣たり……乃至廣く說きて……生は老死に緣たるや。

二九五 我れ今經に符順するの義を略し顯さん。

【三六四】 緣に至る、舊譯

能至先二於生一、　無レ有故不レ然。
倶言亦不レ然、　由下事約二前後上

yadi pūrvam utpādāt pratyety asattvān na yujyate, saha cet kṛtvā na siddho 'tra pūrvakālavidhānataḥ.

この頌文は、世親が譬論師の難意を取つて造れるなり。謂はく、「法の緣に至ることが、若し先に緣に至りて後に生ずと言はば、こは道理に合せず。何んとなれば作者なき作用は有にあらざるが故なり。若し緣に至ることと法の生起とが同時なりと言はば之も至當ならず。何んとなれば、同時なりとすれば、前に緣に至り已りて和合する云云といへる、「已」の意味が成立せざることになればなり。「已」といふ語は、「必ず先きなることを說く語なり。これ即ち譬論が經部の緣起の解釋を破れる頌なり。

【三六五】 以下の答を光記は經部又は說一切有部の答へなりと。

【三六六】 起若し云云。ここに起るといふは正しく起りつつある位にて、未だ完了せざるを意味し、現在とは已に生ぜる完了の位を意味す、論語の出發點は即ちこの兩者の關係にあるが故に、術語に注意するを要す。經部師謂へらく、法の生起せんとすることが、若し現在にありと言はば、こは非なり。何んとなれば起ることは、已に生じ了はれることにあらざれば、現在といひ得ざればなり。已に現在といひ得るならば、そは已生なるを以て、已生の法がいかにして生起すといひ得べけん。若し已生法が起ると言はば、起を前提として已生あり、已生を前提として起ありといふことになり、結局循環論とならん。故に起は現在にありといふ說は成立せず。然らばそは未來にありと言はば、いかにといふに之も亦非理なり。何んとなれば次の宗に依るに、

無明—行

謂はく、諸の愚夫は、緣生の法に於いて[二九六]唯、行のみなるを知らず。妄りに我見及び我慢の執を起し、自ら樂と非苦樂とを受けんが爲めの故に、[二九七]身等の各々三種の業を造作す。謂はく、自身が當の樂を受けんが爲めの故に諸の福業を造り、當來の樂と非苦樂とを受けんがための故に、[二九八]不動業を造り、[二九九]現の樂を受けんがための故に非福業を造る。是の如きを名けて、無明、行に緣たりと爲す。

行—識

引業の力に由りて、[三〇〇]識の相續して流るること火焰の行くが如く、彼彼の趣に往いて中有に憑附し、所生に馳赴して生有の身を結するを行識に緣たりと名くるなり。若し此の釋を作さば、契經に、識支を分別して六識に通ずとするに善く順ず。

識—名色

識を先と爲すが故に、此の趣の中に於いて、名色の生ずること有り。[三〇一]五蘊を具足して展轉相續し、一期の生に遍ず。[三〇二]大因緣、[三〇三]帝緣起等の諸經に於いて、皆、是の如きの說有るが故なり。

名色—六處

是の如く名色の漸く成熟する時、眼等の根を具するを說きて六處と爲す。

六處—觸

次に、[六處が]境と合して卽ち識の生ずること有りて、[三〇四]三和の故に順樂等の觸有り。此れに依りて、便ち樂等の三受を生じ、

觸—受—愛

此の三受より[三〇五]三愛を引生す。謂はく、苦の逼るに由りて樂受に於いて愛欲を發生すること有り。或は樂と非苦樂との受に於

未來には作者の體未だ有らず、故に生起の作用あるべき筈なければなり。

【二六七】故に云云。經部の自說にして、緣に至りて生起すといふは、所詮前後ある意味にあらずして、起ることと緣に至ることとは同時なり。つまり法の起ることを規定する所以の法則は緣なりと言はんとするなり。

【二六八】是の作者云云。作用以外に別に作者ありといふことは、見得べからず、體用は一體不離なればなりとなり。

【二六九】故に此の義言云云。義言とは上の「諸行の正しく起るとき、卽ち此の位に於て、亦緣に至ると說く」と言ふを指す。此の言は、佛法よりすれば勿論眞實なれど、世俗の文法的解釋よりしても謬りなしと結べるなり。

【二七〇】asann utpadyate yadvat pratyety api tathātha san, utpanna utpadyata ity aniṣṭāsann purāpi vā, sahabhāve'pi ca ktvāsi dīpaṃ prāpya tamo gatam, āsyaṃ vyādāya śete vā paścāc cet kiṃ na saṃvṛta.

舊譯—如不有得生、　　至於緣亦爾、
　　若已生得生、　　無窮由已有。

初の四句は、上來已に「起」と「緣に至る」とは同じきことを論證したるを以て、此の宗義を頌としたるなり。謂はく非有が起ると云ふも非有が緣に至ると云ふも同じことなり。卽ち此の句を今、此を經部師の答として解せば、未來法の如きは體有に非ずと雖も無間に必ず有り。現在に向ふが故に假りに經に至ると名く。若し非有は緣に至るを得ずと言はゞ、亦、應に非有は正に起ることを得ざるべし。起は必ず已生住に非ざるを以ての故に非有は倘起と名くることを得、亦、緣に至ることを得るなりと。又、若し有部の答とせば、この句は、

いて色愛を發生すること有り。或は唯、非苦樂受に於いて無色愛を生ずること有り。

愛——受

受を欣ぶ愛より[三〇六]欲等の取を起す。

特に、四取

此の中、欲〔取〕とは謂はく、[三〇七]五妙欲なり。

見〔取〕とは謂はく[三〇八]六十二見なり。[三〇九]梵網經に廣く說けるが如し。

戒〔禁取の戒〕とは、謂はく、惡を遠離する戒なり。[三一〇]禁とは、謂はく、狗牛等の禁にして、諸の[三一一]離繫及び、[三一二]婆羅門、[三一三]播輸鉢多、[三一四]般利伐羅多迦等の異類の外道が種種の[三一五]露形・拔髮・杖・烏鹿の皮・持髻・塗灰・執三杖・剪鬚髮等の無義の苦行を受持するが如し。

我語の異解

[三一六]我語とは、謂はく、〔三界の〕內身なり。之れに依りて我を說くが故なり。

有餘師は說く、「我見と我慢とを名けて我語と爲す」と。

問 云何にして此の二をのみ獨り我語と名くるや。

答 此の二種に由りて我有りと說くが故なり。〔而も〕我有るに非ざるが故に、說きて我語と名く。[三一七]契經に說くが如し。「比丘よ、當に知るべし、愚昧無聞の諸の異生の類は、假の言說に隨ひて我執を起すも、中に於いて實に我及び我所無し」と。

取の體

前の四種に於いて、[三一八]取は、謂はく、欲貪なり。

「未來に眞實の作者有るに非ざれども而も起と名くるを得るが如く、未來に眞實の作者無しと雖も、亦、緣に至ると名くることを得る」となり、又た有は已生が生ずと云はば、其の已生の有を生ずる已生無かる可らざるを以て斯くして無窮に至るの失あり、故に已生が生ずと云ふ可らず、亦或其の生ずる法は必しも先より有るに局らず、有に非ざるものが緣和合に因りて新たに起るものもありとなり。次の四句は譬論師が先に「一の作者に依て、二の作用あらば前の作用に於て應に已の言あるべし」と言へるに對する通釋なり。（第六句は）原漢文には「暗至燈已燈」とあるも、今は梵文に據りてかく正したり。同論は「如燈至闇滅」と云ふ、暗が先に燈を得て後に滅するに非れども燈至り已りてと云ふが如し、或は此は無間なれども同時には非ずと云ふ難を通じて、又一例を示し「口を開き已りて」云云と云ふ。此は先に口を開き後に眠るに非して、口を開きつつ眠ることとなり。又或は此は先に口を開き後に眠るなりと云ふ難を通じて、更に第八句を說く、若し後に眠れるならば彼は其の時口を閉づべし、然るに口を開きつつ眠るを「口を開き已りて眠る」と云ふが如しとなり。

【三七二】有るは執して云云。光記に以下は經部中の上座即ち室利羅多一派の釋なりといふ。この派の譯に從へば prati は種種の義、i は不住の義、從て pratitya とは、種種に動く即ち法を生起する緣の義となる。次ぎに samutpāda 及び ut は前の解と同じなれど sam を聚集、pad を行、即ち遷流する者と解したるは前と稍異る所にして、要するに行が聚集し上昇するが聽て起の義なりといふにあり。

【三七三】眼と色と云云。種種の行法を聚集生起せしむるといふ解釋は、十二因緣のこの場合にはあてはまれ

故に、薄伽梵[三一八]は諸經の中に「云何が取と爲すやといふに、所謂、欲貪なり」と釋したまふ。

取——有

取を緣と爲すに由りて、種種の後有を招く業を積集するを、說きて名づけて有と爲す。世尊の阿難陀に告げて言へるが如し。「後有を招く業を說きて名けて有と爲す」と。

有——生

有を緣と爲すが故に、識が相續し流れて未來の生に趣き、前の道理の如く五蘊を具足するを說きて名けて生と爲す。

生——老死

生を以て緣と爲して便ち老死有り、其の相の差別は廣く說くこと經の如し。

純大苦聚集

是の如くにして「純ら」と言ふは、唯、行のみ有りて、我と我所との無きを顯はし、大苦蘊と言ふは苦の積集に初無く後無きことを顯はし、集と言ふは諸の苦蘊の生ずることを顯はさんが爲めなり。

[三二〇]毘婆沙の宗は前に已に說けるが如し。

ど、凡てに適應する解釋にあらず、例へば眼と色とが各〻緣となりて眼識を起す際には、眼根を緣とし、色を緣としての義なるが、其の眼根は唯一なるをもつて種種聚集とは言ひ難かるべし。これも完全なる解釋にあらずとなり。

【二七三】無明有る云云。緣起の決定相のを明す。第一釋無明と行乃至生と老死とかの緣生の義の決定し居ることを明す。即「無明有るに依りて諸行有り」とは是れ「此有るに依りて彼有る」を正述し、「無明を離れては諸行有るべきに非ず」とは、是れ「此生ずるが故に彼生ず」を審定するなり。

【二七四】又、諸士云云。緣起の決定相の第二釋。傳生とは展轉相生するの義なり。

【二七五】又、三際の云云。決定相第三釋。三際即ち三世緣起の決定せる相を明す。

【二七六】又、親傳の二緣云云。決定相の第四釋。親（親緣とは無明の無間に染汚の行生ずるが如し、即ち無明は行の親緣なるなり）傳（傳緣とは無明より展轉して善又は無記の行の生じて後行の生ずるが如し、即ち無明は識等の傳緣なるなり）の二緣の決定することを明す。

【二七七】無間云云とは親緣を說き展轉云云とは傳緣を明すなり。

【二七八】有餘師とは經部の異師長老世鎧（Sthavira-Vasuvarman）なりと。

【二七九】是の如き二句とは上の此有るが故に彼有り等の句。

【二八〇】因なくして云云。初の「此あるによりて彼あり」の句は無因論を破すと解す。

【二八一】亦常なる云云。後の「彼生ずるによりて之れ生ず」の句は數論の自性常住にして、其の物として生滅無く、只轉變ありとするが如き、勝論の我の無變常住體なりとするが如き常因論を破すと見る。

【二八二】自性我等云云。數論は萬有は自性（prakṛti）と神我（puruṣa）とにより、而も其自性自體は常恒なりと主張す。又勝論が我（ātman）等の實體は常住なりと說くが如きを言ふ。

【二八三】若し爾らば云云。前の世尊の所說は常因無因に

對すと見る解釋に對する論主の評破なり。前の無因常因の破斥の如きは、單に「此生ずるが故に云云」の一句にて足る「此有るが故に……」の前句を要せざらんとなり。

【二八四】然も無因常因論を破したりとも、尙外に、有義思想あり、その我が無明等の因分を起して、行等を生ずと言ふ、萬有開展說の如き說。（例せば吠檀多の梵我開闢說）前の「此有るが故に彼有り」の一句は正しく外說を破せんが爲めに佛に依りて說かれたるなりとなり。

【二八五】果あれば云云。前句の此れあれば彼ありといへるは、行の我に依りてあるといふ說を破したるもの。此れ生ずるにより彼生ずとは、行が無明を動力因として生ずといふ說を破したるものと解す。

【二八六】不斷は前句、生は後句。

【二八七】有るは云云。順正論廿五には上座從黨といひ、光師は上座同學解といひ、寶師は唯經部の異師の說といふ。稱友に依れば室利羅多なり。

【二八八】經の第一句の釋。

【二八九】經の第二句の釋。

【二九〇】此〔の緣起〕は云云。二破有り。一、此經に緣生を說くは、生の生起を辯ぜんとするものにして住を說かんとするものにあらず、汝が生の外に住を說かんとするにありといへるは非なり。二、生、住、異、滅の次第に順ひ先にその生を說きて、次に住を說くとこそ云ふ可けれ、何ぞ先に住を說きて、然る後、生を說くことあらんや。

【二九一】復た有るが釋して云云。順正理論には上座といふ。寶師は經部の室利羅多の說と解す。

【二九二】經の義にして云云。（一）に前師が果有るに依りて因の滅すること有るを顯はすとの解に對す。

【二九三】又、應に云云は等。說き方の次第を離す。

【二九四】是の如き次第云云。經の意味が、汝の解する如くならば、かかる順序にて說くべき筈なり。何んとなれば、そは善き順序の說なればなり。而も然らざるは經意は汝の解するが如き意味にあらざればなりとの反意を含む。

【二九五】我れとは世親が自說を述ぶ。

【二九六】唯行云云。一切緣生の法は凡てただ無常遷流の五蘊なり、之を行といふ。この事を知らざるは即ち無明なり。

【二九七】身等云云。身語意の各福・非福・不動の三業。

【二九八】不動業。禪定業をいふ。

【二九九】現の樂云云。・惡染汚業をなして現在の快樂を受けんとすること。

【三〇〇】識云云。世親はここにて、此の識支は中有と生有との二有に通ずとするなり。從つて生有は唯意識のみなりと雖も、中有位にては通じて六識を起すが故に、次下の經意に、符順すると言ふなり。（有部は結生の一刹那を識支と立つ。）

【三〇一】五蘊を具足云云。經部にては、初生より死有迄を皆名色と名け、その名色の上に更に餘の支を立つ。

【三〇二】大因緣經とは及び長阿含、大緣方便經（大正一、六〇頁）中阿含二十四初（大正一、五七九頁下）參照。

【三〇三】辯緣起の諸經とは雜阿含第十二卷及び Saṃyutta Nikāya 12 等の中の一般に十二緣起を說く諸經のこと。

【三〇四】三和とは根・境・識三の和合なり。

【三〇五】三愛とは欲・色・無色の三界の受の不同なるによつて愛も三界に異有るを言ふ。

【三〇六】欲等の取とは四取。四取とは（一）欲取、（二）見取、（三）戒禁取、（四）我語取なり。次下の文に釋する

如し。

【三〇七】五妙欲とは色・聲・香・味・觸の五境。

【三〇八】六十二見(dvāṣaṣṭi dṛṣṭayaḥ)とは內外六十二種の異論なり。六十二は凡べて有身見を本とし、前際の見に十八、後際の見に四十四、合して六十二となる。前際の十八とは四遍常論、四一分常論、二無因生論、四有邊等論、四不死矯亂論、後際の四十四見とは十六有想論、八無想論、八非有想非無想論、七斷滅論、五現法涅槃論なり。詳しくは婆沙論一百九十九及び二百(毘曇部十七)及び宇井伯壽博士、印度哲學研究卷三等參照)

【三〇九】梵網經とは梵網六十二見經と稱す。長阿含、梵動經(Dīgha N. No. 1. Brahma-jāla sutta)

【三一〇】禁とは云云。舊譯。猶如レ執二狗牛等行一云云。

【三一一】離繫とは尼乾子(Nirgrantha)即ち耆那教徒のこと此の派の學說に就きては、宇井博士、印度哲學史、五〇六頁を見よ、此の派の禁とは、光記に據るに種々露形し拔髮する禁を受持して、衣等の繫縛を離るゝと言はる。

【三一二】茲に言ふ。婆羅門外道の禁は、光記に據るに、手に杖を執りて行き、烏鹿皮を被る禁を受持すると言ふ。

【三一三】播輸鉢多(舊、波輸波多 Pāśupata)とは獸主又は牛主と飜す。シヴ派の古き一派なり。此派の教說の要論に就きては、宇井博士印度哲學史、五六四頁及び五九八頁參照尙こゝに禁として擧げたる點は光記に據るに、牛に乘じて行くの故に、牛主と名け、又、此の外道は此派の人は頭上に一髻子を持し、體に灰を塗ることを禁として受持するが故に塗灰外道とも名くと言ふ。

【三一四】般利伐羅多迦は(舊、波立婆 Parivrājaka)と言ひ、光記は譯して遍出といふ。出家の義を顯はす出家外道なり、三杖を執持し行き、衣服瓶鉢等の物を擬安し、並に鬚髮を剪る等の禁を受持し、無義の苦行をなすと言ふ。

【三一五】露形・拔髮は離繫。杖、烏鹿皮は婆羅門。持髻・塗灰は播輸鉢多。執三杖、剪鬚髮は般利伐羅迦の禁なり。

【三一六】我語(ātma-vāda)。之れは內の肉身にして、理實に我語たるに非ざれども、之れによりて我語の起るが故に我語と名く。

【三一七】契經とは中阿含十一、王相應品頻鞞娑羅王迎佛經(大正一、四九八頁中)に言く、便告二比丘一愚癡凡夫人、不レ有二所聞一見二我是我一。而著二於我一。但無我無我所。空我、空我所。法生則生、法滅則滅皆由因緣、合會生レ苦、若無二因緣一諸苦便滅。衆生因緣相連續則生諸生云云」と。

【三一八】取は云云。四取あれどその能取の體は唯貪欲(chanda-rāga)なり。欲とは未得の妙境を希求すること、貪とは已得の妙境を希求することとなり。

【三一九】薄伽梵(Bhagavān. はBhagavatの主格形)、具德者の義。諸經は例せば雜阿含九第二四〇經(大正二、五八頁上)等參照。

【三二〇】毘婆沙云云。以上の解釋は世親の許取せる解釋なるが故に、かく斷れるなり。

巻の第十[1]（分別世品第三の三）

第八節[2] 特に、無明に就て

第一項 無明體實有論

無明の義 無明とは如何なる義なりや。

謂はく、[3]體の明に非ざるなり。

難 [4]若し爾らば、無明は之れ眼等なるべし。既に爾らば、此の義を明の無きなりと謂ふべし。若し爾らば、無明の體は應に非有なるべし。

答 體有りて〔その〕義、餘と濫せざることを顯はさんが爲めに、頌に曰はく。

無明の實體實有論 (28b)[5]明の所治は無明なり。非親〔非〕實等の如し。

非親友 論じて曰はく、諸の親友の所對の怨敵が親友と相違するを、非親友と名くるが如し。[6]親友に異るにもあらず。親友の無きことにもあらず。

非實 [7]諦語をば實と名け、此れが對治する所の虚誑の言語をば名づけて非實と爲せども、[8]〔是は〕實と異るものにも非ず、亦實の無きことにも非ず。

非法・非義・非事 [9]等と言ふは、[10]非法と非義と非事等の[11]性が異るにも非ず、無

【一】 本節下は前巻に述べたる緣起論の引續きにして、言はば其餘論、又は雜論とも見るべきものなり。この中本節は十二支中の無明支につきて論及するなり。

【二】 婆沙巻二三（毘曇部八、九頁以下）、舊譯巻七、二〇八頁中、正理巻二八、光記巻十、初頭參照。

【三】 體、明に非ざるなり。こは無明を消極的方面より揭示したるものにて、その體、明（vidyā）にあらざるものと漠然と答へたるものとす。

【四】 若し爾らば云云。前の體、明にあらずといへるに對する難にして、明は七十五法中、慧の一法なり、無明は明にあらずと言はば、七十五法中、慧を除きし以後の七十四法、即ち眼等の七十四法なりと言はざるべからず。然らば無明とは畢竟するに、明なき事にして、從つて無明は非有に外ならざるべしとなり。蓋しこれ、經部の難にして、有部のは無明を實有と見るに對して、無知の名なりとするが故に、この機會に自己の主張を推し立てんとしたるなり。

【五】 (28b) vidyāvipakṣo dharmo

'nyo 'vidyāmitrānṛtādivat.

舊譯—明翻二別無明一 如二非親實等一。

無明はその言ひ表はし方が消極的なれども、有部に從へばその體は無に非ずして、實に別體有りて、明（vidyā）の對治する所となること、恰も非親友・非實語・非法・非義・非事等が親友・實語・法・義・事の對治の法として別法あるが如しと言ふなり。

【六】 親友に異る等。親友に異る故に非親友といふにも非ず、又親友の體無きが故に非親友といふにも非ず、實は親友と相反する怨敵を意味す。

【七】 諦語（satya-va ana ?）。

【八】 實と異る云云。非實といへばとて、實語以外の凡ての言語を意味するにもあらず、又實なしといふ實

きにも非ざることを顯はさんが爲めなり。

無明 是の如く、無明も別に實體有り。是れは明の所治にして〔明と〕異なるにも非ず。〔明の〕無きにも非ず。

問 一二 云何にして然ることを知るか。

答 行の緣なりと說くが故なり。復た誠證有り。

頌に曰はく、

(29)一三 說きて結等と爲すが故に。惡慧には非ず、見なるが故に。

見と相應するが故に。能く慧を染すと說くが故に。

經證 論じて曰はく、經に、「無明を說きて以て、一四 結 (saṃyojana)縛(bandhana)、隨眠(anuśaya)及び 漏(āsrava)、 軛(yoga)、暴流 (ogha) 等と爲す。餘の眼等と及び體の全く無なるとを說きて結縛等の事と爲すことを得べきに非ず。故に別法の說きて無明と名くべきもの有り。

無明は惡慧なりの說 一五 惡しき妻子を無妻子と名づくるが如く、是の如く惡慧を無明と名づくべし。

世親異說を破す 一六 彼〔の惡慧〕は無明にあらず。是は見を有するが故なり。諸の染汚の慧を名づけて惡慧と爲す。中に於いて、見を有するが故に無明にはあらざるなり。

救 若し爾らば、一七 見に非らざる慧を是れ無明なりと許すべし。

破 一八 爾らず。無明は見と相應するが故に、無明にして若し慧なら

味にもあらず、實に積極的に虛誑すること卽ち別の虛誑語のあることを意味す。

【九】 等とは、頌に非親實等とある等の解釋なり。

【一〇】 非法とは不善なり、非義とは不義、非事とは不善の事なり。

【一一】 性の云云。非法・非義・非事も消極的言表はし方なれど、その意味の本性は法等と異るといふ意にも、非法等なしといふ意にもあらず、直ちに非法等の特殊的事實ありといふ。

【一二】 云何にして云云。以下無明の別に體有る事を詳說す。蓋し、經量部は無明を染汚の慧の異名にして、無體なりと立て、他の異師の說にも、無明無實體と主張するもの有るが故に夫れ等に對して證を出して、無明實有別體を證す。

【一三】 (29) saṃyojanādivacanāt,
kuprajñā cen na darśanāt,
dṛṣṭes tatsaṃprayuktatvāt,
prajñopakleśadeśanāt.

舊譯—由說爲結等、非惡明見故、見共相名故、說能染智故。

經には無明を說きて、九結の一に數へ、三縛の一とし、十隨眠、四扼等にても各々その一種に數ふ。無體なるものをかく取扱ふべき筈なし。又一類の論者は無明を惡慧の異名に外ならずと解釋せんとすれど、それも非なり。惡慧とはなり得ざる三種の理由あればなり。卽ち見なるが故に、見と相應するが故に、慧を染すと說かるゝが故との三理由なり。(この事は長行を見よ)。

【一四】 結・縛・隨眠・漏・扼・暴流等に就きては、雜阿含十八、第四九〇經、(大正二、一二六頁以下)及び、本論の隨眠品參照のこと。

【一五】 惡しき云云。之れ無明を智的に解釋せんとする

ば、見と相應せざるべし。[一九]二慧の體は共に相應すること無きが故なり。又、無明は能く慧を染すと說くが故なり。[二〇]契經に言ふが如し。「貪欲は心を染して解脫せざらしめ、無明は慧を染して清淨ならざらしむ」と。

[二一]慧は還つて能く慧の體を染するには非ず。貪が異類にして能く心を染するが如く、無明も亦應に慧と異りて能く染すべければなり。

數

[二二]如何にして諸の染汚の慧が善慧に間雜して清淨ならしめざるを、說きて能く染すと爲すと許さざるや。〔卽ちこは〕[二三]貪が心を染して解脫せざらしむるが如し。豈に必らず現起して心と相應するもののみ、方に能く染すと說かんや。然るに、貪の力に由りて心を損縛して解脫せざらしむるも、後に彼の貪の熏習を轉滅せる時、心は便ち解脫するなり。[二四]是の如く無明は慧を染汚して清淨ならざらしむるも、慧と相應するには非ず。但だ無明に由りて慧を損濁するのみなりと、是の如く分別するに、何の理と相違するや。

世親評取

[二五]誰か復た能く自らの分別する所を遮せんや。然も慧の類と異りて別に無明有り、貪の心に異るが如しといふ、此の說を善と爲す。

一切煩惱は無明なりとの說

[二六]有るは執す「煩惱は皆是れ無明なり」と。

一派の主張なり。

【一六】 彼の惡慧の一分中には五見を含む。然るに無明は無智蒙昧を性とするが故に、推度を性とする見と兩立し得べからず。五見とは、有身、邊執、邪、見取、戒禁取の五をいふ。

【一七】 見に非ざる云云 とは、五識と相應する唯修所斷の不共無明と貪瞋癡と相應する慧の如きを言ふ。

【一八】 爾らずとは慧は卽ち無明ならざることを云ふ。中に二有り。

（一）無明は見と相應するが故に、慧に非ず。

（二）無明は能く慧を染するが故に、無明は卽ち慧なる事無し。

【一九】 二慧の體云云。同一聚の心心所中に同じ心所が二つ相應せざること卽ち自體と自體と相應せずと言ふは心々所法現行上の規則なり。

【二〇】 契經とは、雜阿含二十六、第七百十經（大正二、一九頁中）參照。

【二一】 慧の還つて云云。無明が若し慧ならば、無明は慧を染すといふことは、所詮慧は慧を染すといふことにもならん。而もこは許さざる所なり、無明が慧を染し得る所以は恰も貪等は心王と異るが故に心を染し得るが如く、慧と異るが爲めなり。

【二二】 如何にして云云。染慧の種子が善慧に間雜するを名けて能く慧を染すと說き、或は現行の染慧が前後にして善慧に間雜するを能く慧を染すと說く等としても可ならずやとの救意。

【二三】 貪の云云。貪の種子が心に間雜するを、貪、心を染し解脫せざらしむと說き、又は前後の現行の貪が心に間雜するを、貪が心を染して解脫せざらしむと說くが如し云云の意。

【二四】 是の如く云云。無明が慧を染汚するも（慧と同

破

此れも亦、前の理に同じく遮遣すべし。若し諸の煩惱にして皆是れ無明ならば、[二七]結等の中に於いて〔無明を〕別に說くべからず、[二八]亦見等とも〔無明は〕相應すべからず。見等は自らと相應すべからざるが故に。[二九]或は亦無明は心を染すとも說くべし。[三〇]若し此〔の經〕の中には、差別に就きて說くと謂はば、慧を染するに於いても、總名を說かざるべし。

無明の體相

問　既に無明に別法を體と爲すと許せり。應に此の體を說くべし。其の相云何。

答　謂はく、[三一]諦・[三二]寶・[三三]業・[三四]果を了知せざることとなり。

問　未だ測らず、何れの相を不了知と名づくるやを。〔そは〕了知と異るものと爲んや。[三五]此れの有るに非ざることなりと爲んや、二俱に過有ることは、無明に說くが如し。

答　此れは、謂はく、了知に〔對〕治せらる別〔體〕の法なり。

難　此れも復た測り難し。其の相は是れ何ぞや。

答　[三六]此の類は法爾として是の如く說くべし。[三七]餘處に言ふが如し。「云何なるか眼と爲すや。謂はく、清淨の色にして眼識の所依なり」と。無明も亦然なり。唯〔その〕用をのみ辯ずべし。

法救の說　大德法救は說く、「此の無明は是れ有情の恃我の[三八]類性なり」と。

世親の難　[三九]我慢に異る類の體は是れ何ぞや。

時に相應するにあらずして、無明の種子が慧の間に雜り、又はその現行が慧の間に雜るが爲めなり。

【二五】誰か復た云云。自分の想像のみ、經說に依るに非ず、然樣に御考になるなら勝手に御考なさいと相手にならずにつき放したる形。

【二六】有るは云云。光師は單に異師と解せしが、林常はこれ成實宗の執と云ひ(成實第十無明品參照)、稱友は舍利羅多と云へり。

【二七】結等云云。無明は九結中の一、三縛中の一、十隨眠中の一、四扼中の一なり。

【二八】亦、見等云云。見も煩惱の一なるが故に卽ち無明の一種となるが故なり。

【二九】或は云云。經中に貪欲、心を染すとあるが、若し無明は煩惱の總名ならば、無明、心を染すといへる方可ならん、無明は貪より廣く、之を接するが故に。而もかく云ひ得ざるは、無明は煩惱の總名ならざるが爲なりと。

【三〇】若し云云。貪欲、心を染すとあるは、亦無明、心を染すとも言ひ得べきも、特に狹く差別して貪欲といへるなりと、辯解するならば、同樣に無明慧を染とすなどと言はず、同じく差別して說くべき筈ならずやと。

【三一】諦。苦集滅道四諦、卽ち現實の實相と理想及びそれへの到達道(賢聖品參照)。

【三二】寶。佛法僧の三寶。

【三三】業。善惡の身口意三業にして、招果の因たるべきこと(業因)。

【三四】果。是の如き業因に對する報(業果)。

【三五】此れのとは了知をいふ。

【三六】此の類云云。無明の如き體その者を得難きものは用に就て說くべしと。

法救の答

[四〇]經に言ふ。「我れ、今、是の如く知り已り是の如く見已りて、諸の所有の愛と諸の所有の見と諸の所有の類性と諸の我我所の執と我慢の執と隨眠との斷遍知の故に、影無く寂滅す」と。故に知る。類性は我慢に異ることを。

世親徴す

寧ぞ知らん、類性は即ち是れ無明なりと。

法救の答

説きて、餘の煩惱と爲す可からざるが故なり。

世親の難

豈に説きて[四一]餘の慢等と爲す可からざらんや。

結―止諍

若し更に此れに於いて巨細に研尋せば、言論繁雜す。故に應に且らく止むべし。

[四二]第九節　名色に就て

名色中の名論

[四三]名色とは何なる義なりや。

[四四]色は先に辯じたるが如し。〔故に〕今は唯、名をのみ辯ぜん。頌に曰はく、

(30α)[四五]名は無色の四蘊なり。

無色四蘊を名といふ所以

論じて曰はく、[四六]無色の四蘊を何の故に、[四七]名と稱するや。

所立の名と〔及び〕根と境との勢力に隨ひて義に於いて轉變するが故に、説きて名と爲す。

[四八]云何が名の勢力に隨ひて轉變することなりや。謂はく、[四九]〔劫

【三七】「餘處とは品類足一、(大正二六、六九二頁下)參照。これ眼根の説明にして、根その者の體は分り難きが故に、組成要素と用とに就て辯ぜしなり。

【三八】恃我の類性(asmiti-s .ttvamayatnā)云云。恃我とは我慢のこと、無明は即ち我慢の流類の性なりと。

【三九】我慢云云。無明は我慢の流類なりと言へども、そは我慢と異るや否や明かならずとなり。

【四〇】經は雜阿含三十四第九六二經(大正二、二四五頁下)に曰く、「然如來見、謂見二此苦聖諦、此苦果聖諦、此苦滅聖諦、此苦滅道聖諦一、作二如レ是知一如レ是見已、於二一切見、一切受、一切生、一切我々所見、我慢繫著使一、斷滅・寂靜・淸涼・眞實・如レ是等解脫云云」とあり參照。本論に擧ぐる經文に述べし各語の意味に對しては種種の異解あれども、今は暫らくして記によりて圖解すべし。

如是知とは、四諦を知ること。

如是見とは、四諦を見ること。

所有愛とは、一切の貪。

所有見とは、五見のこと。

諸所有類性とは、無明のこと。

諸の我我所の執とは、諸見の中有身見は過重なるが故に。

隨眠とは、疑と恚と。

斷遍知とは、一切の結を盡して遍知を得することと即ち有餘涅槃のこと。

無影寂滅とは、無餘涅槃のこと。

然れども、ここに引用したる目的は是等の事柄を説明するにあらずして、我慢以外に別に「諸のあらゆる類の性」を立つることを明にし、而もそは無明なることを證明せんとする所にあり。

【四一】餘の慢とは過慢等六慢をいふ。隨眠品參照。餘の六慢の隨に非ざるか、然りとせば無明に非るべしと

初の時に」種種「の法」において世「人」が共に名を立てしに隨つて、[五〇]彼彼の義に於いて、「そを」轉變し詮表するをいふ。即ち牛馬色味等の名の如し。

問　[五一]此れは復た何に緣りて標するに名の稱を以てするや。

答　彼彼の境に於いて[五二]轉轉して緣ずると、又、[五三]名に類似すると、[五四]名に隨ひて顯はるるとの故なり。

異說　[五五]有餘師は說く、「四の無色の蘊は、此の身を捨し已りて餘の生に轉趣し、轉變すること名の如くなるが故に、名の稱を標す」と。

[五六]第十節　觸に就て

第一項　六觸と其の體有無論

觸　觸は何を義と爲すや。

頌に曰はく、

(30b) [五七]觸に六あり。三、和して生ず。

論じて曰はく、觸に六種有り。所謂眼觸乃至意觸なり。

六觸の生起　此れは復た是れ何ぞや。

三の[五八]和して生ずる所なり。謂はく根と境と識との三の和合するが故に、別に觸の生ずることとあり。

觸　且らく、五觸の生ずるは三の和合なる可し。根と境と識は、

の意。

【四二】婆沙二三、舊譯卷七、二〇九頁上、正理卷二九、光記卷十、一七四頁中參照。

【四三】無明に次で行、識を辯ずべきに此を略したるは或は先に已に說き或は後の品に說くべきを以てなり、後の頌文に見よ。

【四四】色は先きとは卷第一、參照。亦又蘊を色といふとなり。

【四五】(30a) nāma tv arūpiṇaḥ skandhāḥ, 舊譯—名者無色陰。

【四六】無色の四蘊とは、色蘊を除いての餘の四蘊といふ義、無色界の四蘊といふ義にあらず、即ち受想行識なり。

【四七】名云云。名(nāman)と云ふ語は「轉變す(nam)」と云ふ語より造られたるものとして釋を施せるなり、正理に名とは能く所緣を表召することなりとあり、而して「義」とは色等の境を指す。さて名の勢力に隨つて義に於て轉變すとは、名の勢力に隨つて實物又は、非實有物をも表召し、此名に此義ありと了解し得、然し根と境との勢力に隨つて、實有の色等に於てのみ表召すと云ふ義なり。又境の勢力に隨つて名に於ても轉變す、謂く此義に此名ありと了解す。

【四八】云何が云云。前に二の勢力に隨つて轉變すと言へるが名の勢力に從つて轉變するとはいかなる義なりやとの問なり。特に四蘊にかけて問へるにあらず。

【四九】「劫初の時」云云。大古に人人が相談して名を立てたりとの義。

【五〇】彼彼の義云云。種種の對象に對して變化をつけて表詮すといふ義。

【五一】此れはとは無色の四蘊のことなり。四蘊を何故に名と名くるやとなり、此間に對して四釋あり。

倶時に起ると許すが故なり。

五九 意根は過去なり、法は或は未來なり、意識は現在なり。如何にして和するや。

答 此れを即ち和合と名づくるは、謂はく、六〇 因果の義成じ、或は六一 同一果なるが故に和合と名づくればなり。謂はく、根・境・識の三は同じく觸を生ずるに順ずるが故に。

觸體の有無の論

六二 諸師は此れに於いて覺慧同じからず。

經部異解 有るは說く、「三の和するを即ち名づけて觸と爲す」と。彼れは經を引きて證す。六三「契經に言ふが如し。是の如き三法の聚集の和合するを說きて名づけて觸と爲す」と。

有部の說 有るは說く、「別法あり。心と相應するものにし、三の和に生ぜらるるものを、說きて名づけて觸と爲す」と。彼れは經を引きて證す。六四 經に言はく、「云何が六六の法門なる。一に六五 六內處、二に六外處、三に六識身、四に六觸六六 身、五に六受身、六に六愛身なり」と。此の契經の中に、根・境・識の外に、別に六觸を說くが故に、觸は別に有り」と。

經部六六經を通ず 六七 即ち三和を名づけて觸と爲すと說く者、六八 後の引く所の六六經を釋して曰はく、六九「別に說くに由りて便ち別體有るには非ず。受と及び愛とは、法處に攝するに非ざること勿らんや」と。

有部救 是の如きの失なし。七〇 愛と受と觸とを離れて別に所餘の法處の

【五二】 轉變して緣ずとは、第一釋なり。名が種種の對象に於て各〻異りて詮表するが如く、受想等の四蘊を名が指示して、人をして緣ぜしむるなり。此の釋は名は轉變せしむるものと云ふ見方なり。

【五三】 名に類似すとは、之れ第二釋なり。之に從へば一切法を分類して色類と非色類との二種となす。四蘊は名と同じく非色類に攝せらるるが故に名と名くと。

【五四】 名に隨ひて顯はるるとは、第三釋なり。色は粗なれば、此處にあり彼處にありと指示し得べし。無色の四蘊微にして隱なるが故にただ名によりてのみ顯はるるが故に名と名くと（ウパニシャッドにかかる解釋あり）。

【五五】 有餘師云云。第四釋なり。こは轉變を死後餘趣に轉ずる義にとりたるなり。即ち此の肉體の色蘊は死して離散壞滅するも、心識等四蘊は修養の結果として は次第に向上し發展し、或は不善を修習すれば墮落して、死後も尙ほ相續するが故なり。

【五六】 婆沙は主として、卷一四九（毘曇部十四、二八三頁以下）、意觸と三事和合解とに就きては、特に、婆沙一九七、（毘曇部十七、九九頁以下）、正理卷二九、舊譯卷七二〇九頁上）光記、一七三頁上參照。

【五七】 (30b) sparśāḥ ṣaṭ saṃnipātajāḥ 舊譯―觸六、和合生。觸に眼觸以下意觸に至るまで六有り。蓋し、觸とは接觸の義にして、根・境・識が和合し接觸する所を觸と稱して、前三者と別法なりとするなり 感覺感情の意もあり。

【五八】 和すといふに二義有り。一に倶生するを和合といひ、二には相違せずして一事を辨ずるをいふ。

【五九】 意根は過去云云。意根は過去にして意識の現在なり而してその境たる法は、時に過去なること現在な

體あるが故なり。

[七一]汝が宗には、觸を離れて別に三あること無し。觸と及び三とを差別して說く可けんや。[七二]根・境が識を發せざること有りと雖も、而も、識ありて根・境に託せざること無し。故に、已に三を說きて更に別に觸を說くは、便ち無用と成らん。

經部救ふ

[七三]有餘救ひて言はく、「諸の眼と色とは、皆、諸の眼識の因たるには非ず。諸の眼識は、皆、諸の眼と色との果たるには非ず。因果に非ざる者は別に說きて三と爲し、因果に收むる所は總じて立てて觸と爲す」と。

有部經部所引の經を釋す

三の和を離れて別の觸有りと說く者は、前に引ける所の「是の如き三法の聚集して和合するを觸と名づく」と經言はく、「我が部の誦する經の文は此れと異なる。[七四]或は、因の上に於いて假りに果の名を說くのみ。[七五]諸佛の出現するは樂なり等と說くが如し」と。

歸宗

是の如く展轉して更に相難釋せば、言論繁多なるが故に應に且らく止むべし。然るに對法者は說く、「別の觸有り」と。

第二項　有對增語二觸

有對觸と增語觸

卽ち前の六觸を復た合して二と爲す。

頌に曰はく、

(30) [七六]五と相應するは有對なり、

ること未來なることとあり。然ればかかる際には根・境・識はその同時生起のものならざるが故に、和合といふ義に契はざるにあらずやとの問なり。

【六〇】因果の義云云。根境識三和合とは必ずしも同時に和合するといふ義にあらず、此間に因果關係を生ずるも和合なりと。卽ち根と法とが因となりて識を生ずるは、三者の間に於ける因果關係なり。

【六一】同一果の故に云云。又根と法と境が協同して觸といふ一現象を生ずるは、同一果を中心とする和合と名くとなり。

【六二】諸師云云。觸の體に就いて異論あり、光記寶疏によるに有る經部師は三和合の當體は直ちに觸なりといひ、有部は三和合の上に別に觸を生ずとなり。婆沙卷一四九にては譬喩者が觸非實有說をなせり。

【六三】契經。雜阿含三第六八經（大正二、一八頁上）に曰く、

「緣ニ眼及色ニ眼識生、　三事和合生レ觸」と

同十三第三〇六頁（大正二、八七頁下）に曰く、

眼色緣ニ生眼識ニ、　三事和合觸。

【六四】經。六六法經、雜阿含十三並第三〇四頁（大正二、八六頁下）參照。

【六五】六內處は六根、六外處は六境なり。

【六六】身（kāya）とは積集の義、今は觸に六あれば此を身と名く。餘は準じて知れ。

【六七】卽ち三和合を名けて觸と爲すと說く者とは、光、寶の經部師をさす。

【六八】後の引く所とは、後者卽ち別體ありと說く有部師の引用したる經といふ義。

【六九】別に說く云云。六根六境六識以外に六觸を別に說きたりとて、必ずしも根境識以外に別にありといふ證明にはならず。例へば愛と受とを別に說きたりと

第六と倶なるは增語なり。

有對觸

論じて曰はく、眼等の五の觸を說きて[七七]有對と名く。有對の根を所依と爲すを以ての故なり。

增語觸

第六の意觸を說きて[七八]增語と名づく。然る所以は、增語とは謂はく、名なり。名は、是れ意觸が所緣とする[七九]長境なるが故に、偏へに此れに就きて增語觸と名づく。〔例せば〕「眼識は但だ[八〇]能く青を了ずるも、是れ青なりと〔の名を〕了ぜず。意識は青を了じて亦是れ青なりと〔の名を〕了ず」と說くが如し、故に名づけて長と爲すなり。故に、有對觸の名は所依に從ひ〔て立て〕、增語觸の名は所緣に就いて立つ。

異說

有るが說く、「意識は[八一]語を[八二]〔八〕增上と爲して、方に境に於いて轉ずるも、五識は然らず。是の故に、意識のみ獨り增語と名け、此れと相應するをもつて增語觸と名く。故に有對觸の名は所依に從ひ、增語觸の名は相應に就きて立つるなり」と。

第三節　八觸及び三觸

八觸

即ち前の六觸は別の相應に隨ひて復た八種と成る。

頌に曰はく、

(31)[八三]明と無明と非二とは、無漏と染汚と餘となり。
愛と恚との二と相應すると樂等の三受に順ずるものとなり

明等三觸又は五觸

論じて曰はく、明と無明と等と相應して三を成ず。一に[八四]明

て、六境中の法處以外に別に此等の處ありといふ理にならざるが如きなり。

【七〇】　愛と受云云。我宗(有部)に從へば、元來法境の中には受・愛・觸などの外に不相應無爲などを含むものなるが故に、受・愛・觸等を別立して尙ほ法境を說く餘地あり。而も觸は觸以外に觸と名くべきものあること無きが故に、例同じからずとなり。

【七一】　汝が宗云云　經部によれば根・境・識の三和合して觸ありとて、觸と三とを別物と見ざるが故に、觸を立つる時は、根・境・識を別に說く必要なき筈ならずや。而も六六經に、六觸以外に、六內處(根)。六外處(境)・六識身を說く所より判ずれば、根・境・識の外に觸ありとせざるべからず。

【七二】　根境が識云云。右の難に對して經部は救釋していふべし。根・境・識和合して觸ありと雖も、和合せぬ場合には根・境・識は觸以外に獨立のものなるが故に之を別說したるなりと。然れどもそは非なり、根境には然る場合ありとするも、苟も識の起る際には根境と和合せぬことなければなり。

【七三】　餘あり云云。識なればとて必ずしも根境の和合によると定まらず、例へば身は欲界にありて、天眼を起す時の如きは、欲界の眼根、色境はその眼識の因たらざるが如し。

【七四】　或は云云。設ひ上の經を許すとすとも、その意味は三の因の上に於いて假りに觸の果の名を說き、以て三法の聚集和合等といふものなり。

【七五】　諸佛の出現云云に就きては此の論卷一第二節一〇七註を見よ。

【七六】　(30c) pañca prātighasaṃsparśaḥ,
ṣaṣṭho 'dhivacanāhvayaḥ.

舊譯—五是有礙觸、第六依言觸。

四三二

觸、二に[八五]無明觸、三に[八六]非明非無明觸なり。

此の三は、次の如く應に知るべし、「即ち是れ無漏と染汚と餘とに相應する觸なり。餘とは、謂はく、無漏と及び染汚との餘にして、即ち有漏の善と無覆無記となり。

愛恚等三觸　無明觸の中の一分は數數起るをもつて、彼れに依りて復愛と恚との二觸を立つ。愛、恚の隨眠と共に相應するが故なり。

順樂等三觸　總じて一切を攝して復た三觸と成す。一には[八七]順樂受觸、二には[八八]順苦受觸、三には[八九]順不苦不樂受觸なり。

此の三は能く樂等の受を引くが故に、或は是れ樂等の受に領せらるゝが故に、或は能の受の行相の依と爲るが故に、名づけて順受と爲すなり。

問　云何が[九〇]觸は受に領せらるゝ所となり行相の依となるや。

答　[九一]行相極めて觸に似たればなり。觸に依りて生ずるが故なり。

是の如くにして〔觸は〕合して[九二]十六種の觸と成る。

第十一節　受に就きて

第一項　六受

六受　受は何をか義と爲すや。

頌に曰はく、

(32a) [九三]此れより六受を生す。五は身に屬し、餘は心なり。

上の六觸を所依と所緣とに從ひて二となす。即ち前五觸は有對の根を所依として生ずるが故に有對觸（舊譯、有礙觸）と名け、意觸は、有表詮の名を所緣とするが故に、その所緣の別なるに從つて特に名けて增語觸（舊譯、依言觸）と爲す。增語とは名(nāma)の異名なり。

【七七】　有對觸(pratigha-saṃsparśa)は舊譯有礙觸となり。

【七八】　增語觸 (adhivacana-saṃsparśa) は舊譯依言觸といふ。名を增語といふにつきて、光に四釋あり、其の一釋に曰く、語は音聲にして表詮なきも、名は必ず表詮あるが故に、語に於て增勝する。故に增語と名く。其の二釋に、此の名は、語を增上と爲して、方に能く詮表するが故に、增語と名くと。其の四釋に、名の力に依りて語を增勝ならしむるが故に增語と名くと。

【七九】　長境(adhikamālambana)。他の有せざる特長の境即ち有對に一の所緣にはなき所の名を所緣とするといふ義。

【八〇】　能く靑を了じ云云。靑なら靑をただ靑と認識するを靑を了ずといひ、そを概念化するを是れ靑なりとの名を了ずといふ。

【八一】　語を增上云云。增語の一解釋にして、此師は語を增上と爲すが爲めと見るなり。

【八二】　增上と爲して(adhikṛtya)は標據と爲しての義。

【八三】　(1)　vidyāvidy tarasparśā

amalakliṣṭa-egitāḥ.

vyāpādānunayasparśau

sukhavedyādayas trayaḥ.

舊譯――　無明餘觸　無流染汚餘

瞋恚貪欲觸　樂苦捨領三、

此の六觸を又、相應の不同によりて、八種に分つ。

六受　論じて曰はく前の六觸より六受を生ず。謂はく、眼觸所生の受より意觸所生の受に至る。

身受　六の中にて、前の五を說きて身受と爲す。色根に依るが故なり。

心受　意觸の生ずる所を說きて心受と爲す。但だ、心にのみ依るが故なり。

第二項　特に、受と觸との生起に關する時間的關係

受觸生起の先後論　受の生ずるは、觸より後と爲さんや、倶と爲さんや。

毘婆沙の說　毘婆沙師は說く、「倶時に起る、觸と受とは展轉して倶有因となるが故なり」と。

經部の難　云何にして二法倶時に生ずるとき九四能生と所生との義が成立す可きや。

有部反問　如何にして〔成〕立たざるや。

經部の答　九五功能無きが故なり。已生の法に於いては餘の法は功能無きを九五〔功〕能無きが故なり。已生の法に於いては餘の法は功能無きを以てなり。

有部の破　して」「二法の倶時に生ずるとき、能生・所生の義成立せずと言へるが、〔其の因として〕已生の法に於いては餘の法は能無し」といへる〔その〕義意は前〔の宗〕に同じなり。重ねて說くは何の

(一)明・無明・非明非無明の三に相應するもの三。(二)無明の一分を更に愛・恚の二隨眠となし、之と相應するもの二。(三)觸と相應する受に樂・苦・捨の三有る點より、又觸を分ちて三となす。故に三、二、三、合して八觸有り。中に於いて明無明等に相應する觸を、これ自體に約して言はば、無漏の觸、染汚の觸、有漏善及び、無覆無記の觸なり。

【八四】　明觸(vidyā-sparśa)とは明(vidyā)に相應する觸の義なり。以下も亦之に準ず。

【八五】　無明觸(avidyā-sparśa)は更に愛・恚の二觸となる。

【八六】　非明非無明觸(naiva-vidyānāvidyā-sparśa)。とは有漏善及び無覆無記なると相應するものを云ふ。

【八七】　順樂受觸(sukha-vedaniya-sparśa)　とは樂受と相應する觸の意。

【八八】　順苦受觸(duḥkha-vedaniya-sparśa)　とは苦受と相應するもの。

【八九】　順不苦不樂受觸(aduḥkhāsukha-vedaniya-sparśa)とは捨受と相應するもの。

【九〇】　觸を受の云云。問意は、(一)同時の觸が、如何にして、同時の受の所領となるか。(二)、同時の觸が、如何にして、同時の受の行相の依となるか。と云ふ意なり。

【九一】　行相云云。受はそのスガタ極めて觸に似たるものにして又、その上とは觸より生ずればなりと。蓋し觸を覺知とすれば五は感覺知と感情とをして合したるが如きものなればなり。

【九二】　十六種とは、眼等六觸、有對等の二觸、明等三

用ぞ。

經部の難

[九七]若し爾らば、便ち互に相生ずる失有らん。

有部の釋

許すが故に失に非ず。我が宗にては、[九八]二は倶有因と爲り、亦互に果と爲ると許せばなり。

經部の難

仁は爾く許すと雖も、而も契經の中には、此の二の互ひに因果と爲るを許さず。[九九]契經には、但だ「眼觸を緣と爲して眼觸所生の受を生ず」とのみ說けども、曾て經に眼受を緣と爲して眼受所生の觸を生ずと說くこと無ければなり。又、此の義は理に非ず。能生の法を越ゆるが故なり。〔謂はく〕若し法あり、[一〇〇]極成して能く彼の法を生ずるは、此の法が彼れと時の別なるとき極成す。先に種ありて、後に芽あり。先に乳ありて、後に酪あり。先に擊ちて、後に聲あり、先に意ありて、後に識ある等の如ければなり。

有部の釋

先因後果は極成せざるに非ざるも、亦、極成の同時の因果も有り。〔例せば〕眼識等は眼・色等と倶〔時〕にあり。四大種と倶〔時〕に所造色有るが如し。

經部の釋

[一〇一]此の中、亦前の根・境の緣は能く後の識を發し、前の大造の聚は後の造色を生ずと許す。何の理ありて能く遮せんや。

有部の難

[一〇二]影と芽との如きは、豈に倶有にあらざらんや。

經部の有師の解

有るは說く、「觸の後に方に受の生ずること有り。〔卽ち先づ〕

觸、受等二觸及び順樂受等三觸合して十六をいふ。

【九三】(32a) tajjāḥ ṣaḍ vedanāḥ
pañca kāyikī caitasī parā,
舊譯は今頌と全同。

此れよりとは上の六觸を指す。此の中、前の五は末梢的にして、身受(kāyikī vedanā)と稱し、意觸所生の受は中樞的にして心受(caitasikīvedanā)と稱す。

【九四】觸を能生となし、受を所生となす關係が成立せざらんとなり。但し、此の際は、緣起支の「觸に緣りて受有り、觸生ずるが故に受生ず」の立場よりせしものなり。

【九五】功能無しとは倶時に生ずるものは幷存的なる第三の原因によりて生ぜらるとは考へ得るも、相互の間に因果となる理は考へられずといふ義。從つて倶時已生の二法の中、一法が他の一法の爲めに能生たるの義成立せずとなり。故に、それに對して能生の功能無しとの意。

【九六】此れ云云。前の經部の說に對して有部は之を其論證の形式より破するなり。經部は「二生の倶生する時、能生所生の別なしと」いふ宗(主張)を立て、その因(理由)として、「已生の法に於ては餘法能なきが故に」といへり。然れども、仔細にその論法を見るに、宗たる主張も因たる理由も畢竟ずるに同じ意味を重言したるに過ぎざれば、能證の力を有せずと、卽ち因明論理の立場よりその過誤を指摘せんとしたるなり。

【九七】若し爾らば云云。前に述べし理由が薄弱といふならば、別の理由を擧ぐべし。謂はく二法倶起して、而も其間に能生所生の關係ありとすれば所詮互に生じ合ひ、何れか能生にして、何れか所生なるかを判じ難くなるの過あらんとなり。

【九八】二に云云。受と觸との二なり。

有部の難

[103]根と境とを先きと爲し、次に識起ること有り。此の三が合するが故に、即ち名けて觸と爲す。第三の刹那に、觸を緣として受を生ずるなり」と。

[104]若し爾らば、識には皆受有るに非ざるべく、諸の識は亦皆是れ觸に非ざるべけん。

前師通ず

是の如き失無し。[105]前位の觸を因とするが故に、後の觸の位に受は生ず。故に諸の觸の時に皆悉く受有り。[106]所有の識の體は是れ觸に非ざること無ければなり。[107]

有部非ず

此れは理に應ぜず。

前師徴す

何の理と相違するや。

有部過を出す

謂はく、或は時に[108]二の觸の境別なるあり。前の受の位の觸に因りて後の觸の位の受を生ずとせんに、如何にして異境の受が異境の觸より生ぜんや。[109]或は受は此の心と相應して此の心と同じ一境を緣ずるに非ずと許すべし。

前師轉計

[110]既に爾らば、若し觸を成ずる識は是れ觸にして受の無きこと有り。此の位の前に於いては識あり受有りて而も體は觸に非ざるものあり。緣の差ふが故に然りと許さば、斯れに何の過か有らん。

有部の難

[111]若し爾らば、便ち十大地法の彼れは、定んで一切の心品と恒に俱なりといふを壞せん。

【九九】契經。雜阿含八第一九五經（大正二、五〇頁上）に曰はく、「若色眼識眼觸、若眼觸因緣生レ受、苦覺樂覺不苦不樂覺」とあり。

【一〇〇】極成とは、論理上、何人も承知されること、即ち一般の認定といふ意に用ゐらる。

【一〇一】此の中云云。汝は同時因果の例として、根境因となりて識を生じ、能造の大種、因となりて所造の色を生ずることを擧げたり。然ども我宗よりすれば、そも同じく異時因果の關係に外ならず。即ち根境識の場合に就て云へば、前念の根境が因となりて、後念の識を生じ、又色の例に就て云へば、前念の大種が後念の所造の色の因たるものにして、決して同時にあらず。而も同時の如く思はるるは、後念の根境と後念の識と並に後念の大種と後念の所造色と併び存するに由る。

【一〇二】影と身と云云。經部の之れに對して答へざるは已に俱有因（本論卷六、俱有因の項參照）の中にて前に破せるが故なり。因みに、芽は、大正本に身とあり。身にても意通ずるも、前掲の俱有因を說く際の例喩と一定せしめんが爲め、特に、三本宮本によりて芽と改む。

【一〇三】根境云云。此師の說に從へば先づ第一刹那に根境あり、之を緣として第二刹那に識生じ、かくして此三和合して觸を生じ、之を緣として第三刹那に受を生ずるなり。

【一〇四】若し爾らば云云。若し前後相生ずと說かば、未だ受のなき識もあり得べく、又第三念の受を生ずる際の識は、觸にあらずといはざるべからざらんと。受と觸とは、十大地法にして、一切心品に通ずといふ說に反することとなるが故に此難を作る。

【一〇五】前位等。前の第一念の根境同時の觸に因るが故

前師の問　彼れは、定んで、恒に倶なりとは、何の敎に依りて立つるや。

有部の答　二二 本論に依りて立つ。

前師の難　我れ等は、但、契經のみを以て量と爲す。本論は量にあらず。之れを壞するに何の咎かあらん。故に世尊の言はく、二三「當に經の量に依るべし」と。

前師の大地法　或は大地法の義は要らずしも、諸の心に遍ずといふには非ず。

有部の問　若し爾らば、何を大地法の義と名くるや。

經部の釋　謂はく、三地あり、一に有尋有伺地、二に無尋唯伺地、三に無尋無伺地なり。復た三地あり、一に善地、二に不善地、三に無記地なり。復た三地有り、一に學地、二に無學地、三に非學非無學地なり。

若し法あり、前の諸地に於いて皆有るを大地法と名く。若し法あり、唯法の善地の中に於いてのみ有るを大善地法と名く。若し法あり、唯、諸の染地の中にのみ有るを大煩惱地法と名く。是の如き等の法は、各〻所應に隨ひて更代して生ず。皆、丼起するには非ず。二四 餘の說くこと、是の如し。

二五 大不善地法は、誦するに因りて引き來れるものにして、是れは今增益せる所のものなれば、本〔論〕の所誦に非ず。〔故に茲に釋せざりしなり〕。

に第二念の觸の位に受有り。故に諸の觸の起るときは必ず皆悉く受有り。

【一〇六】所有の識云云。第三念の受と同時の所有の識は是れ觸に非ざること無し。識の起るときは必ず根に依り、境を緣じて起るを以つて、此の三を觸と名く。此の觸は同時の受を生ずること能ずと雖も、後の第四念の受を生ず。

【一〇七】試みに此の師の觸と受との關係を圖示せば次の如し。

前　念……………………………受
第一念　根―境―識―觸　↙受
第二念　根―境―識―觸　↙受
第三念　根―境―識―解　↙受
後　念……………………………↙受

【一〇八】二の觸とは例へば、一觸は色を緣じ、一觸は聲を緣ずるが如し。これに於いて、前念の色を緣ずる受の位の觸に因りて、後念の聲を緣ずる觸の位の受を生ずることもあらん。然るに異境の受が、異境の觸より生ずるの義が如何にして可能ならんやとの意。

【一〇九】或は云云。若し異境（例へば聲を緣ずる）の受が異境（例へば色を緣ずる）の觸より生ずと許すならば、次ぎの如き不都合を來たすことあらん。卽ち一の受が同一時の心と相應しながら、その心と同じ境を緣ぜずして別の境を緣ずるといふ所謂、同一時生起の心心所は同一所緣なりとの規則を破るが如き、現象をも生じ得べし。何んとなれば、その際は例へば聲を緣じつつありとするも、之に相應する受は前念の色を緣ずる觸の生じたるものなるが爲めに、この際も、亦色を緣ずといふこととなるべければなり。

【一一〇】既に爾らば云云。有部に難ぜられて經部はその論法を變へたるなり。卽ち觸と受と是非とも倶時なり

有部難ず

若し觸の後に於いて方に受の生ずること有らば、〔契〕經〔の說〕を云何にして釋するや。[二六]契經に說くが如し。眼及び色を緣と爲して眼識生ず。三和合の觸と俱に受想思を起す」と。

經部釋す

但だ俱起すとのみ言ひて觸と俱なりとは說かず。此れ我が宗に於いて、何ぞ違すとして釋するを須ゐんや。又、無間なるに於いてもまた俱の聲有り。[二七]契經に說くが如し。「慈と俱行して念の覺支を修す」と。故に彼れは證に非ず。

有部又難ず

若し爾らば何が故に[二八]契經の中に言ふや。「是れ受、是れ想、是れ思、是れ識、是の如き諸法は[二九]相雜りて離れず」と。故に識は受等を離るること有ること無し。

經部通ず

今應に審らかに思ふべし。相雜るとは何の義なりやと。此の經に復た說く。「諸の所受は卽ち所思なり。諸の所思は卽ち所想なり。諸の所想は卽ち所識なり」と。[三〇]未だ此れに於いて、所緣に約すると爲んや、刹那に約して是の如きの說を作すと爲んやを了ぜざればなり。

論主釋す

〔斯の經の〕[三一]壽と煖とが俱時に起るとする中に於いて、亦、斯の如き「相雜る」の言有り。故に例して知る。此の說も定んで刹那に約するものなることを。又、契經に「三和合して觸有り」と言へり。如何にして、識有りて三の和すること非ざらん。或は是の三の和するも、而も觸と名けざるものあらんや。

といふ說を捨てて觸の時は受ならず。受の時は觸ならずと許したりとて、别段差し障へあるまじといふ論なり。卽ち觸は根・境・識三和合の位に生ずるものにして、受は後に識が境を領する位なれば、觸は同緣の受を有せず。同緣の觸と受とは同時ならざれば、識の成ずる觸には同時同緣の受なく、受には同時同緣の觸あらざるの義、成立せんとなり。今、時間的經過より見たる識・觸と識・受と觸・受の關係を光記によりて示せば次の如くならん。

一、色を緣ずる｛初念─眼・色・識→觸
　　　　　　　｛後念─眼・色・識　↙受

二、聲を緣ずる｛初念─耳・聲・識→觸
　　　　　　　｛後念─耳・聲・識　↙受

卽ち、聲を緣ずる初念の觸は、能く後念の自類卽ち同緣の受を生ずるが故に、此の識を觸と名く。而も色を緣ずる觸の後より起るものなるが故に、此に同緣の受なきなり。

又、此の聲を緣ずる初位の前にある所の色を緣ずる後念には、識あり受ありて而も體の觸に非ざるものあり。境を了知するが故にここに識ありと言ひ、前念卽ち色を緣ずる初念の同緣の觸より生ずるが故に受ありと言ふ。卽ち此の色を緣ずる後念は、後の聲を緣ずる初念の受を生ずること能はざるが故に、此の念は體觸に非ざるなり。緣が同一に非ざるが故にかく言ふも、過失なからんとなり。

【二二】若し爾らば等。有部に從へば觸も受も十大地法中に攝せらるるを以てなり。

【二三】本論とは品類足卷二（大正二六、六九八頁下）參照。

【二三】世尊云云。毘奈耶雜事三十七（大正二四、三八九頁中）に曰はく、

論主結成　故に應に定んで一切の識と俱なるものには悉く皆觸有り。諸所有觸は皆受等と俱生せざるもの無しと許すべきなり。

[122]第三項　十八意近行

傍論已に終る。應に本義を辯ずべし。

十八意行　頌に曰はく、

(32b) [123]此れは復た十八と成る。　意近行の異るに依る。

論じて曰はく、前に略して說きたる一の心受の中に於いて、復た分れて十八と成る。[124]意近行(manopavicāra)の異るに由りて、知るべし。此の[125]「復た」の聲は前に乘じて後を起すことを顯はすと。

問　此の意近行の十八となることとは云何。

答　謂はく、喜憂捨に各〻六の近行あり。

問　此れは復た何に緣りて立てて十八と爲すや。若し自性に由らば、應に但だ三有るのみなるべし。喜憂捨の三の自性の異るが故なり。若し相應に由らば、應に唯一有るのみなるべし。[126]一切は皆意と相應するものなるが故なり。若し所緣に由らば、應に但だ六有るのみなるべし。色等の六境を所緣と爲すが故なり。

答　此れが十八と爲るは、具足して[127]三に由る。

境緣の不雜緣　中に於いて、十五の色等の近行を[128]不雜緣と名く。境の各別

「世尊告₂阿難陀₁曰、如ㇾ是應ㇾ知、教有₂眞僞₁、始ㇾ從₂今日₁、當ㇳ依₂經教₁不ㇳ依₂於人₁云云」と。

【一二四】餘の云云。以上有人の說を結ぶ。

【一二五】大不善地法も大と言ふが故にここにとくべきも、こは經等に說かざる所にして後世の添加なり。卽ち毘婆沙師が大善地等を誦するに準じその反對にして而も同一組と見らるべきものを大不善地法として追加したるなり。こは本論例せば、品類足論第二、(大正二六、六九八頁下)には大地、大善地、大煩惱地、小煩惱地の四地をのみ出し、大不善地は誦せざるにても明なれば、今ここに有人は之を釋せざりしなりとなり。

【一二六】契經は雜阿含十一第二七三經(大正二、七二頁下)の文に曰はく、

「緣₂眼色₁生₂眼識₁、三事和合觸、觸俱生₂受想思₁」と同十三第三〇六經(大正二、八七頁下)にも同一文あり。

【一二七】契經云云は雜阿含二十七第七四四經(大正二、一九七頁下)其文は曰はく、

「若比丘修習慈心、多修習已、得大果大福利、云何比丘修習慈心、得大果大福利。是比丘心與ㇾ慈俱修₂念覺分₁云云」と。

これ有漏の慈定を修して直ちに有漏の念覺を修すといふ義にして同時の意にあらず。

【一二八】契經の中云云。中阿含五十八大拘絺羅經(大正二、七九一頁中)に曰はく、

「覺想思此三法合不ㇾ別、此三法不ㇾ可₂別施設₁、所以者何、覺所覺者卽是想所想、思所思云云₁」と。

【一二九】卽ち俱生の義也と見る。

【一三〇】未だ了ぜず云云。上經中の前後の二文は、同一所緣にして、漸漸に起るに約し名けて相雜ると說くと爲んや、同一剎那に俱時に起るに約し名けて相雜ると說くと爲んや、我等は所緣に約すと見るが故に違經の

なるが故なり。

三の法近行は皆[一二九]二種に通ず。

意近行名義

意の近行の名は、何れの義に目くと爲んや。

第一説

[一三〇]傳說すらく「喜等が意を近緣と爲して諸の境の中に於いて數數遊行するが故に」と。

第二説

有るは說く「喜等が能く近緣と爲りて、意をして境に於いて數數遊行せしむるが故に」と。

意近行の範圍

問

如何んぞ、[一三一]身受は意近行に非ざるや。

唯、意のみに依るに非ざるが故に近と名けず。分別無きに由るが故に亦行にも非ざればなり。

第三靜慮の意地の樂根は〔亦、意に依るも〕、意近行の中に何が故に攝せざるや。

答

傳說すらく[一三二]「初界の意識と相應するものには樂根無きが故なり。又、[一三三]所對の苦根に攝せらるる意近行無きが故なり」と。

難

[一三四]若し唯意地のみならば何が故に經に「眼に色を見已りて、順喜の色に於いて喜の近行を起す」と言ふや。廣く說くこと經の如し。

通

五識身の引く所の意地の喜等の近行に依るが故に是の說を作す。[一三五]眼識に依りて不淨觀を引くに、此の不淨觀は唯意地にのみ攝するが如し。

失なしとの意。

【一三一】壽と煖と云云。前引中阿含五十八大拘絺羅經（大正二、七九一頁中）に曰く、
「賢者拘絺羅、壽及煖此二爲レ合爲レ別。此二法可レ得ニ別施設一耶。尊者大拘絺羅答曰、壽及煖此二法合不レ別、此二法不レ可ニ別施設一。所以者何、因レ壽故有レ煖、因レ煖故有レ壽、若無レ壽者別無レ煖、無レ煖者則無レ壽云云」と。

【一三二】特に、婆沙卷一三九、（毘曇部十四、九四頁以下）舊譯卷七、二一〇頁中以下、正理二九、光記十（一七七頁下）參照。

【一三三】(32b) punaś cāṣṭādaśavidhā sā manopavicāratah.

頌の舊譯―此復成ニ十八一、由ニ心分別行一。上に受を心身二受に分つ中、心受の一を十八に分つ。心受に喜憂捨有り。各六境を緣じて六の近行を起すが故に三六十八となる。

【一三四】意近行の異るに由るとは M. N. 140. Uparipaṇṇāsa, vol. III. p. 239 によるに、六根の六境を緣ずるに、夫夫、喜を感ずること、憂を感ずること捨を感ずることの相違あるにより、夫の一一を意近行と立てて十八意近行と名くとせり。詳しくは婆沙一三九（毘曇部十四、九六頁）註を見よ。

【一三五】此の「復た」云々。頌文に此れは復たとある復は、前の受を受け、更にこの受に就きて次に述べんとするの意を示すとなり。

【一三六】一切云云。意近行とは、喜憂捨の三受が意と相應して、境に活動するをいふものなれば、何れも意の一に相應せざるはなければなり。

【一三七】三に由るとは自性（喜憂捨）と、相應（意根と相應）と、所緣（六境を緣ず）との三をいふなり。

又、彼の經には、眼に[一三六]色を見已ると言ふ。乃至廣く說くが故に難ずべからず。

[一三七]若し見〔已り〕乃至觸し已るにあらずと雖も、而も喜・憂・捨を起さば、亦、是れ意の近行なり。若し此れに異らば、欲界の中に在りて應に色界の色等を緣ずる意近行は無かるべく、又、色界に在りても欲の香・味・觸の境を緣ずる諸の意の近行は無かるべし。見已りて等の言は明了なるに隨ひて說けるなり。

問　意近行と所緣

色等を見已りて、聲等の中に於いて喜憂捨を起すも、亦、意近行なり。[一三八]雜亂無きに隨ふが故に是の說を作すのみ。中に於いて、根境の定まれるを建立するが故なり。

[一三九]色等は喜等の三に於いて唯能く一の近行をのみ順生することありと爲さんや、不や。

答　有り。[一四〇]相續に就いていふ。所緣に約するには非ず。

[一四一]第四項　十八意近行の界繫分別

意の近行の界繫分別

諸の意近行の中、幾くか欲界繫にして、欲界の意近行に幾何の所緣ありや。色・無色界に〔就きて〕も問を爲すこと亦、爾り。

[一四二]頌に曰はく、

(33) 欲と欲を緣ずるとは十八なり。　色は十二なり。　上は三なり。

二と欲を緣ずるとは十二なり。　(34)八は自なり、二は無色

【一二八】不雜緣(asambhinnālambana)とは、兼ねて他を緣ずることなく、自の所緣が純一に常に決定し居るをいふ。

【一二九】二種とは、雜緣(sambhinnālambana)及び不雜緣の二なり。若し色等の五境を離れたる法境を緣ずる法近行は、不雜緣と名け、色等六境の中二、三乃至六を緣ずるは皆雜緣と名くるなり。

倘ほ三の法近行とは法境に對する三受の意近行をいふ。

【一三〇】傳說とは世親の取らざることを表す。意近行とは婆沙に三釋あり、第一に此の十八受が近緣となつて境界に於て行ずるが故に、第二に、此の十八受が近緣となりて意をして境に於て數々行ぜしむるが故に、第三に、意に依るが故に境に近づきて而して行ずるが故に、是の故に意近行と名くと言へり。それは恰も、賢女が、數數その夫に於て分別ある行を起し、或は喜相をなし、或に憂相をなし、或は捨相を起すが如く、受の六境に於ける是の如しと。

【一三一】身受云云。苦樂の二受は身體を主として起れる感情なるが故にかくいふ。順正理論二十九(大正二九、五〇七頁上)に曰はく、

「以ニ意近行唯依ニ意識一故名爲レ近、分ニ別三世等自相共相境一故名爲レ行。一切身受、與レ此相違故、非ニ意近一亦不レ名レ行」と。

【一三二】初界とは欲界のこと。有部にては、三界の中欲界に有る者は上界にも亦立つるを原則とするも、欲界の意識に相應する樂根無きが故を以て、上界にも立てずとの意。

【一三三】所對云云。又樂根に相對すべき苦根が第三靜慮になきが故に相對性なきを以て、之を意近行に立てず。

【一三四】若し唯意地云云。唯意識相應をのみ近行と立つ

なり。

後の二と欲を緣ずるとは六なり。四は自なり。一は上の緣なり。

(35a) 初の無色の近分と、色を緣ずるとは四なり。自は一なり。

四本と及び三邊とは、唯一なり。自境を緣ず。

欲界繫の意近行

論じて曰はく、[一四三]欲界の所繫〔の意近行〕は具さに十八有り。欲界の境を緣ずる〔意近行〕も其の數亦然り。[一四四]色界の境を緣ずるものは、唯、十二のみ有り、香味の六を除く。彼には〔香味の〕境無きが故なり。[一四五]無色の境を緣ずるものは、唯だ三のみ有ることを得。彼には色等五の所緣無きが故なり。

色界繫の意近行

欲界繫を說き已る、當に色界繫を說くべし。

[一四六]初〔靜慮〕と二靜慮とには、唯だ十二のみ有り、謂はく、六の憂を除く。

欲界の境を緣ずる〔意近行〕も、亦、[一四七]十二有り。[一四八]香味の四を除く餘の八は自〔界を〕緣ずるなり。[一四九]一は無色を緣ず。謂はく、〔喜と捨との二〕法近行なり。

三と四との靜慮には唯、六のみあり。謂はく、[一五〇]捨なり。

欲界の境を緣ずる〔意近行〕も、亦六有ることを得、香味の二

といふも、此の經には見已はりて等と云ひて前五識にも通ずるが如く說くに非ざるやとの問意。

【一三五】眼識に依りて云云。四念住の一たる不淨觀は第六意識の作用なれど、初め眼識によりて助けらるるが如く前の經に說ける所も、初め五識身が出發點となりて後ち第六意識のみの活動となるに約して、爾か言へるなりと。

【一三六】色を云云、特に已はるとあるは、已に意地の活動なることを明す。

【一三七】若し見云云。上に見已りてといへるに對して、意近行は必ず五識の引起を前提とすと解するものあるを恐れての注意なり。若し之に異りて、是非とも五識の引起を要すとすれば身は欲界にありて色界の色を緣ずる意近行あるべき筈なけん。何んとなれば、欲界の前五識は色界の對象を認得する力なく、從て五識の引起を前提とすといふ條件を缺くことになればなり。同樣に色界には鼻舌の兩識なく、身識あるも下を緣ぜず、從て五識の引起を經ること能はざるを以て、色界にありて欲界の香・味・觸の諸境に對して意近行を起し得ざるべき筈なり。而も實際は起し得るを以て、必ずしも前五識を藉らずして、意近行を起し得となり。

【一三八】雜亂なき云云。終に見已りて順喜色に於て喜の近行云云といへるは亂雜を拒がん爲め、暫らく一方面について立論したるのみ。これ根境の定まれるにつきて說明すれば、紛はしきことなければなり。

【一三九】色等云云。色等の境は喜・憂・捨の三受に於て、ただ一近行のみを起すことありやとの問なり。

【一四〇】相續云云。一個人よりすれば其の個人の特殊の感情によりて一定の境に對して定まれる一の意近行を起すことあれど、所緣其者に就て言へば必ずしも定まれるにあらず、同一所緣なりと雖も、人によりて異れ

を除きて、餘の四は、自〔界を〕緣ずるなり。

一は無色を緣ず。謂はく、法近行なり。

無色繫の意近行

色界繫を說き已る。當に無色繫を說くべし。

空無邊處の近分の近行

[一五一]空處の近分には、唯、四種のみ有り。謂はく、捨なり。但だ色・聲・觸・法のみを緣ず。

第四靜慮を緣ずるものも亦、具さに四種有り。[一五二]此れは別緣有りと許す者に就きて說く。[一五三]若し彼の地は唯下を總じて緣ずとのみ執するものは、但だ雜緣の法意近行のみ有りとす。

[一五四]無色界を緣ずるのは唯一のみあり。謂はく、法なり。

四根本無色と上三近分との近行

[一五五]四根本地及び上の三邊には、唯、一なり。謂はく法なり。但だ自境のみを緣ず。無色の根本は下を緣ぜざるが故に。彼の上の三邊は色を緣ぜざるが故なり。

下を緣ぜざる義は、[一五六]後に當に辯ずべし。

[一五七]第五項　十八意近行に關する諸問題と三十六師句

十八近行の有漏無漏分別

此の意近行は、無漏にも通ずるや。

頌に曰はく、

[一五八]十八は、唯、有漏のみなり。

論じて曰はく、意近行には、[一五九]無漏に通ずる者無きが故に、十八は唯是れ有漏のみなりと言ふ。

る感情を惹起することとあればなり。

【一四一】婆沙卷一三九（毘曇部十四、九七頁以下）、舊譯卷七、二一〇頁下、正理卷二九參照。

【一四二】(33) kāme svālambanāḥ sarve, rūpī dvādaśagocaraḥ
trayāṇām uttaraḥ
dhyānadvaye dvādaśa kāmagāḥ.

舊譯—一初緣欲界、有色十二境、三後、於二定十二、行欲界、

(34) svo'ṣṭālambanam
ārūpyaṃ dvayoḥ dhyānadvaye tu ṣaṭ
kāmaḥ ṣaṇṇāṃ caturṇāṃ
sva ekasyālambanaṃ paraḥ.

自八境、無色二、於二定六、欲界六、自四、餘界一境界、

(35a) catvāro 'rūpyasāmante
rūpagā eka ūrdhvagaḥ
eko maule svaviṣayaḥ.

有四於色邊、行色、一行上、一於本、自境、

とは、三界に各各幾何づつの意近行ありやといふ問題と其等各界の意近行の中幾くが、三界各各を緣ずるやを分別したるものなり。之を繫緣分別といふ。此中初の二句は欲界の繫緣を明にしたるものにて、次の四句は色界のそれを、最後の四句は無色界繫緣を說けるものとす。

【一四三】欲界の云云。十八意近行は欲界を基礎として割り出されたるものなれば、勿論全部、欲界にあるべき筈にて從つて亦その十八意近行も、全部欲界を緣ずべきこと言ふまでもなし。

【一四四】色界の云云。身、欲界にありて色界を緣じ得る

意近行の成就不成就分別

一六〇 誰か幾の意近行を成就するや。

一六一 謂はく、欲界に生れて若し未だ色界の善心を獲得せざれば、欲の一切と初二定の八と三・四定の四と無色界の一と〔意近行〕を成ず。成〔就〕する所の上界〔の意近行〕は皆下を緣ぜず。唯染汚のみなるが故なり。

一六二 若し已に色界の善心を獲得するも、未だ欲貪を離れずんば、欲の一切と初靜慮の十とを成〔就〕す。餘は說くこと前の如し。一六三〔此の〕初靜慮の〔十〕中にて、唯、四の喜をのみ成〔就〕す。染なるは下の香・味の境を緣ぜざるが故なり。捨は具さに六を成ず。未至定の中の善心は香・味の境を緣ずることを得るが故なり。

一六四 餘は此の理に隨ひて、應の如く當に知るべし。

一六五 若し色界に生ぜば、唯、欲界の一の捨法近行のみを成ず。謂はく、通果心と俱なるものなり。

意近行に對する有說

一六六 有るが說く、「是の如き諸の意近行は、毘婆沙師が義に隨ひて立つるところなり。然るに我が見る所の經の義には殊るもの有り。所以は何ん。

一六七 此の地に於いて已に染を離るることを得ば、此の境を緣じて意近行を起す可きに非ず。故に有漏の喜・憂・捨の三が、皆近行に攝するに非ず。唯雜染のものの意と相牽きて數數所緣を行ずるもののみ、是れ意近行なり」と。

意近行なり。然るに色界の境は色・聲・觸・法の四のみにして香・味なきが故に、之を喜・憂・捨の三受が緣じて十二となる。

【一四五】 無色の云云。同じく身、欲界にありて、之を緣ずるなり。然るに無色界には前五境なく、ただ法境のみなるを以つて、之を喜・憂・捨にて緣ずれば、ただ三意近行となる。

【一四六】 初と二云云。初禪と二禪とには喜捨あれど、憂受なきを以て、六喜六捨の十二意近行あり。

【一四七】 十二とは喜捨の二が欲界の六境を緣ずるが故なり。

【一四八】 香味云云。色界には、香味なきを以て、自緣の境界たらず、從つて喜捨と香味とを配したる四近行なきを以て、自界を緣ずるは八近行のみ。

【一四九】 二は云云。初二禪にて無色を緣ずるものは但喜法近行、捨法近行の二のみの外なきは、前五境は無色になきを以てなり。

【一五〇】 捨とは六境を緣ずる捨意近行なり。此の地の意識は唯捨受のみ有るが故なり。

【一五一】 空處の近分云云。空無邊處の近分定は第四禪の染を遠離する位にて、第四禪の色等を觀じて麁苦障等の觀をなす。而もここにはただ捨受あるのみなればその對象たる色・聲・觸・法に對しただ四種の近行あるのみなり。然れども婆沙百卅九（毘曇部十四、九七頁以下）によれば、此近分の繫緣に關して二說あり。色界を緣ずるに四近行（色・聲・觸・法）あり。自を緣ずるは唯捨法近行の一のみなりといふは其一說なり。他の一說は色界を緣ずるに色・聲・觸・法と別別にせずして之を總括的に所謂雜緣するが故にただ一の雜緣の法意近行あるのみにして、自を緣ずるは捨法近行の一なりといふ說なり。論主は之を紹介したるなり。

問

云何が意と相牽きて數數行ずるものなりや。

有人答

[一六八]或は愛、或は憎、或は不擇捨なり。彼れを對治せんが爲めに〔經に〕[一六九]六恒住を説く。謂はく、色を見已りて喜ばず憂へず心恒に捨に住して、念正知を具す。廣く説きて乃至法を知るも亦爾なり」と。

[一七〇]阿羅漢にも世間の[一七一]善法を緣ずる喜、有ること無きには非ざるも但だ雜染の近行を遮止する爲めの故にのみ[一七二]是の説を爲すなり。

特に、三十六師句の說

又、卽ち[一七三]喜等を三十六の師句と爲す。謂はく、耽嗜〔の依〕と出離との依の別あるが爲めなり。此の句の差別は大師の説なるが故なり。耽嗜の依とは、謂はく、[一七四]諸の染の受なり。出離の依とは、謂はく、[一七五]諸の善の受なり。

受支結語

[一七六]是の如く説く所の受有支の中にて、應に知るべし、義門に無量の差別あることを。

第十二節　餘の支を略述する理由

諸他の支を今說かざる理由

何に緣りて所餘の有支は説かざるや。

頌に曰はく、

(36a) [一七七]餘は已に説きぬ。當に説くべし。

略說の理由

論じて曰はく、所餘の有支は或は已に説きたる有り、或は當

【一五二】此れはとは。右婆沙中の第一説を指す。

【一五三】若し云云。右婆沙中の第二説を指す。

【一五四】無色界云云、近分定より空處以上の四無色界を緣ずるものにつきて言ふなり。

【一五五】四根本地云云。無色の根本地と、識處以上の三無色の近分（之を上の三邊と名く）の繫緣なり。ここの繫はただ一の法近行のみにて、而もただ自境を緣ずるのみなれば、緣もただ法近行の一あるのみなり。

【一五六】彼にとは定品なり。第二十八卷參照。

【一五七】婆沙一三九（毘曇部十四、九八頁以下）、舊譯卷七、二一一頁以下、正理卷二九參照。

【一五八】(35b) sarve 'ṣṭādaśa sāsravāḥ. 舊譯—諸十八有流。

【一五九】無漏に云云。十八意近行は凡て三界繫なるが故に無漏に通ぜず。

【一六〇】誰か云云。とは三界九地に生を受けたるものは、幾何づつの意近行を成就するやを明にせんとするものにして、婆沙百卅九には詳しく論じてあれど、今は略して二三を舉ぐるに止めたり。

【一六一】謂はく云云。欲界に生れたるものは、未だ色界定を得ずとも、上界の染汚の近行を成就す。故に彼等は、自地の十八意近行は勿論、初二靜慮の八（四喜・四捨）、第三靜慮第四靜慮の四（四捨）、無色の一（一捨）を成就す。然れども上界のそれは染汚にして、善心にあらざるを以て、下地を緣ずるの能力なし。亦、初二靜慮に十二意近行ある中、ただ八のみを成就すると言ふも、染汚の喜・捨は、欲の香・味を緣ずる能はざるを以て、之を除くに由る。

【一六二】若し已に云云。欲界の貪を離れずして色界の善心を獲得すとは、初禪の近分定卽ち未至定に入れるをいふ。之れ未至定は色界の一部分ながらも未だ欲界の

識支

に說くべき有るが故に、此には論ぜず。

此の中にて、識支は、[一七八]先きに已に說きたるが如し、「識は、謂はく、各〻了別す。此れを卽ち意處と名く」等と。

六處支

其の六處支も、〔亦〕[一七九]先きに已に說きたるが如し。「彼の識の依たる淨色を眼等の五根と名づく」等と。

行有愛取

行と有との二支は、業品に當に說くべく、愛と取との二支は隨眠品に當に說くべし。

第十三節[一八〇] 惑業事としての十二因緣の喩說

惑業事と比喩

此の諸の緣起を略して立てて三と爲す。謂はく、煩惱と業と異熟果の事となり。應に外の喩に寄せて別の功能を顯はすべし。頌に曰はく、

(36b) [一八一]此の中に說く、「煩惱は、種の如く、復た龍の如く、草根と樹莖との如く、　及び糠の米を裹むが如し。

(37a) 業は糠を有する米の如く、草藥の如く花の如し。諸の異熟果の事は、成熟する飮食の如し」と。

煩惱

論じて曰はく、如何にして此の三は種等と相似たるや。

種子より芽莖等の生ずるが如く、煩惱より煩惱と業と事とを生ず。

貪を全斷せぬ位なればなり。此の位の人は欲界の十八意近行全體と、初定の十二意近行中、六捨四喜の十と―餘は前の欲界の場合の如し―第二定の八（四喜四捨）と、上二定の四（四捨）と無色の一（捨法意近行）とを成就す。初靜慮の十を成就する所以は次ぎに說明す。

【一六三】初靜慮云云。これ前の未至定に入れる人が初禪の十意近行を成就する理由なり。未至定にはただ捨のみありて喜なし　而して其捨は善捨なるを以て下地の香・味をも緣ずるが故に、欲の六境に對する六捨意近行ある譯なり。然ども未だ根本地に入らざるを以て、根本地の喜は、染汚なるが故に、下を緣じ能はざる爲めに、香・味を除いて四喜意近行を成就す。卽ち合して十意近行となるなり。

【一六四】餘は云云。已に欲貪を離れたる者などに關しては、此理によりて類推せよとなり。例せば已に欲貪を離れたるも未だ第二禪を得ざるものは六憂を除き欲界と初禪との各十二とを成就す、二禪以上に關しては前の欲界の場合と同じと知る可し（其他は婆沙一卷參照のこと）。

【一六五】若し云云。とは色界四定地に生ぜる者の成就する欲界の意近行に關する注意なり。卽ち色界天の成就する欲界の意近行は一の捨意近行のみにしてそは亦、通果心と倶なるものなり、而も、とは亦、色聲等の六境を總じて一法として緣ずるものなるが故に、之を一の捨法近行のみといへるなり、

【一六六】有るが說く云云。光師云ふ。「此下には異說を叙すと或は是經部師の說なり」と寶師曰く、「論主が假に異說を爲して有部を破せしなり」と。稱友も作論者の說と云ふ。

【一六七】此の地に云云。近行は唯染にして意と相牽きて數數所緣を行ずるもののみなり。故に、若し已に離染せ

龍が池を鎭れば水の恒に竭かざるが如く、煩惱が業を鎭れば生の續くこと無窮なり。

草の根を未だ拔かざれば、苗を剪れども剪りて、還た生ずるが如く、未だ煩惱の根を拔かざれば、[一八二]趣滅すれども滅して還た起る。

樹の莖より頻りに枝と花と果とを生ずるが如く、諸の煩惱より數數惑と業と事とを起す。

糠の米を裹みて能く芽等を生じ、獨り能く生ずるに非ざるが如く、[一八三]惑と〔惑の〕得とが、業を裹みて能く餘生を感ず。獨り能く感ずるには非ず。

惑は種等の如しとは、應に是の如しと知るべし。

業

米の糠を有して能く芽等を生ずるが如く、業も煩惱を有して能く異熟を招く。

諸の草藥が果の熟するを後邊と爲すが如く、業も果熟し已れば更に異熟を招かず。

花が果に於いて生の近因爲るが如く、業も近因と爲りて能く異熟を生ず。

業は米等の如しとは、應に是の如しと知るべし。

事

熟せる飲食は、但だ受用すべくして、復た轉じて餘の飲食と成す可からざるが如く、異熟果たる事も既に成熟し已れば、

は、此の地には近行は必ず現行せず。故に唯是れ染のもののみにして善又は無記のものには非らず。

【一六八】或は愛云云。愛は即ち貪、憎は即ち瞋、不擇捨は即ち癡なり。喜は貪と、憂は憎と、捨は癡と倶なり。此の三は意は相牽きて數數所緣を行ずるが故に意近行といふ。

【一六九】六恒住（ṣaṭsatatā vihārā）は、上の雜染の意近行を對治せんが爲めに經の中に色を見已りて云云の六恒住を說けるなり。即ち雜阿含十三第三四〇經（大正二、九三頁上）に云ふ。「有二六常行一云何爲レ六若比丘、眼見レ色、不苦不樂捨心住、正念正智、耳聲・鼻香・舌味、身觸・意識法、不苦不樂捨心住、正念、正智云云」。尙、六恒住法の自性につきては、集異門足論卷十五（大正二六、四三〇頁中）に、「此の經中の捨心に住すとは、心平等性、心正直性、心無警覺、任運性に住することなり」と言ふ。故に婆沙卷三六（毘曇部八、二八〇頁）には、六恒住法は念慧を以て自性と爲す云云と言へり。尙、此の中の捨は心所中の行捨の意にして喜憂捨の捨に非ず。

【一七〇】阿羅漢にも喜及び捨あり。

【一七一】善法とは、法處若くは證法を言ふ。阿羅漢は、色ヲ見已りて喜ばず憂へず心中云云と言ふ六恒住法を成就すと稱せらるる。六恒住法の成就は近行を對治し盡せること即ち成就せざることを意味す。然も、阿羅漢にも亦、世間の善法を見て喜びを成ずること無きに非ず。但しこの喜びは雜染に非ず。故に、同じ喜び憂等の中、阿羅漢の成ずるが如きは清淨にして雜染に非ざる所より、明に、近行と稱せらるるものが雜染なる喜憂等に限らるることが明となるべしとなり。

【一七二】是の說とは六恒住を說くこと。

更に餘生の異熟を招くこと能はず。若し諸の異熟にして復た餘の生を感ぜんか、餘も復た餘を感じて解脱無かるべければなり。[一八三]

事は飲食の如しとは、應に是の如しと知るべし。

[一八四]第十四節　四有と其の染・不染及び其の三界に於ける有無

四有の染不染分別

是の如く緣起の煩惱と業と事とは、生生相續すれども四有に過ぎず。〔謂はく〕、中と生と本と死となり。[一八五]〔こは〕前に已に釋したるが如し。

染・〔次に四有の〕不染の義と三界の有・無とを、今當に略して辯ずべし。

頌に曰はく、

(37b)　[一八六]四種の有の中に於いて、(38a)生有は唯染汚なるのみなり。

自地の煩惱に由る。　餘は三なり。無色にては三なり。

生有唯染

論じて曰はく、四有の中に於いて生有は、唯、染なるのみなり。

何の煩惱に由るや。

自地の[一八七]諸の惑なり。謂はく、此の地に生ぜば、此の地一切の煩惱は、此の地の生有を染汚す。故に　對法者は咸く是の言

【一七三】喜等とは喜憂捨の三。耽嗜の依の別に十八有り。之れは近行にして對治さるるもの、出離の依に又十八有り。之れは近行に非ずして能對治なり。合して三十六となる。十八耽嗜依とは、六喜耽嗜依、六憂耽嗜依、六捨耽嗜依にして、十八出離依は、六喜出離依、六憂出離依、六捨出離依となり。此の二種は各別なるが故に、知るべし唯染のみ意の近行なることを。

附記。此の句の差別は是れ大師世尊の所說なるが故に師句と名く。詳細は、(婆沙一三九、毘曇部十四、一〇二頁參照)。

【一七四】諸の染の受は耽嗜煩惱のために依と爲るが故に。

【一七五】諸の善の受は出離善法のために依と爲るが故に。

【一七六】是の如く云云。受支を略說せば上の如し。廣說せば、無量の義門有れども今は略すとの意(婆沙一三九參照)。

【一七七】(36a) uktam ca vakṣyate cānyat.

舊譯—由二已說當レ說。

【一七八】先きにとは、界品第一第二章第十節。

【一七九】六處支も界品第一、第二章第二節六根所明の下參照。

【一八〇】舊譯卷八(二一一頁下)正理卷二九、光記、一〇、(一八〇頁中)參照。

【一八一】(36b) atra tu kleśa iṣyate

bījavan nāgavan

mūlavṛkṣavat tuṣavat tathā

舊譯—於レ中說諸惑、　如二種子及龍一、

如二根樹及糠一、　如二有糠米業一、

及如二稻并花一、　如二熟飲食類一。

を作す「諸の煩惱の中、一の煩惱として結生の位に於いて潤の功能無きものは無し」と。

一八八 然れども諸の結生は唯煩惱の力のみなるも、自力に由りて現起する纏垢には非ず。

中有の初刹那染

一八九 此の位の中にては身心昧劣なりと雖も、而も數數起ると、或は近の現行との引發力に由るが故に、煩惱は現起するなり。

應に知るべし、中有の初めて續く刹那も、亦必らず染汚なること、猶ほし生有の如くなるを。

三有は三性

然るに餘の三有は一一に三に通ず。謂はく、本〔有〕と死〔有〕と中〔有〕との三は各〻善と染と無記となり。一九〇

三界に於ける有無分別
無　色　界

無色界に於いては、中有を除きて三のみあり。一九一 彼の界の中には、處の隔別なること有りて餘處に往かんが爲めに中有を立つべきに非ざればなり。

欲色二界

一九二 頌の中に、欲・色二界を說かず。故に知る、中に於いては、四有を具すと許すことを。

第四章　特に有情の住・沒及び三聚分別論

一九三 第一節　有情の住と四食

有情の住
四　　食

有情の緣起を已に廣く分別したり。是の諸の有情は、何に由

(37a) tag'tavadulavat kv'ma
tathaiva.ngadhipugavat,
siddhānnapānavad vastu.

煩惱・業・事の三の相互の功能的關係を喩說せる頌なり。意は了し易し。

【一八二】趣滅すとは五趣の現果の滅すること。趣滅して還た起るとは次生に亦五趣の何れかの中に生ずることなり。

【一八三】惑と惑の得とは、米の芽を生ずるには、これを保護し、助成する糠の如きものを要するが如く、業も亦、惑とその得とに裹まれ保護されて、能く餘生を感ずるものにして、業のみ獨立に餘生を感ずるに非ずとなり。此の中、惑は親裹にして、得は疎裹と稱せらる。

【一八四】本節は、從來十二緣起に由りて有情の轉生を述し來る序でに、其の轉生過程中に於ける有情の變化は、四有に盡くることを明し、更に、四有の三性分別と、三界に於ける四有の有無を述ぶる段なり、婆沙卷一九二、(毘曇部十六、三四八頁以下)舊譯卷八、二一一頁下、正理卷三〇、光記一〇、一八〇頁中以下參照。

【一八五】本論第九卷、初め中有の形狀等を說ける中。

【一八六】(37b) tasmin bhavacatuṣṭaye

舊譯—於二四種有中一、

(38a) upapattibhavaḥ kliṣṭaḥ,
sarvakleśaiḥ svabhūmikaiḥ,
tridhānye tr..ya ā rūpyeṣv.

生有必染汚　　由二自地諸惑一
餘三、無色三。

生、本、死、中の四有の中、四有は唯染汚の性にして、自地の煩惱の染汚を蒙れども、他の三有は三性に通ず。此の四有を三界と關係して考ふれば、欲・色二界には各

りて住するや。

頌に曰はく、

(38b) 一九四 有情は食によりて住す。(39)段は欲にして體は唯三のみなり。

色は非らず。自根と解脱とを益すること能はざるが故に。

(40)觸と思と識との三食は、有漏にして三界に通ず。

意成と及び求生と、食香と中有と起となり。

(41)前の二は此の世の所依及び能依を益し、後の二は當有に於いて 引と及び起と、次の如し。

正説

論じて曰はく、一九五 經に説く、「世尊は自ら一法を悟り、正覺して正説せり。謂はく、諸の有情は一切、食に由りて住するに非ずといふことなし」と。

四食

何等を食と爲すや。

一九六 食に四種有り。一には段〔食(kavaḍīkārāhāra)〕二には觸〔食(sparśāhāra)〕、三には思〔食(saṃcetanāhāra)〕、四には識〔食(vijñānāhāra)〕なり。

段食

段に二種有り、謂はく細と及び麁となり。一九七 細とは、謂はく、中有の食なり。香を食と爲すが故なり。及び天と 一九八 劫初の食となり。便穢無きが故に、油を砂に沃ぐが如くに支に散入するが故なり。或は 一九九 細汚蟲嬰兒等の食を説きて名けて細と爲す。此

ゞ四有を具有すれども、無色界には中有無きが故に唯三有のみあり。

【一八七】諸の惑とは、貪・瞋・癡・慢・疑・身見・邊見・邪見・見取見・戒禁取見の十の本惑をいふ。然れども無慚・無愧・惛沈・掉擧等も、本惑に相應する煩惱として、亦潤生の能あるを以て、茲に一切の煩惱と言ひしなり。

【一八八】對法者云云。婆沙論六十（大正二七、三〇九頁上）に曰く、「一切煩惱皆令ニ有相續……欲界一切處、三十六隨眠、一一現前令ニ生相續ニ色……無色界一切處各、三十一隨眠、一一現前令ニ生相續ニ云云」と

【一八九】然れども云云。この然どもより次句のこの位の云云に至る文は、前の説明に對する但し書なり然れども云云とは、結生の位には、自地の一切煩惱によりて染せらるといひたれど、そはたゞ根本煩惱(十)とそれに相應する無慚・無愧・惛沈・掉擧等の力によるものにして、獨立自力にて起り得る慳・嫉・忿・覆 後悔等の所謂纏や、又は六垢は其の時現起するにあらず從つて其の力に非ず。何んとなれば、纏と垢とは思擇によりて起るに反し、受生の時は身心昧劣にして、思擇力なければなり。

【一九〇】此の位云云。結生時は身心昧劣ならば、根本煩惱はいかにして起り得るやといふに無始以來屢ゝ起り來れる煩惱の隨力に由ると、更に前生に於て近因として現行せし（近現行といふ）煩惱力とによりて、結生時に根本煩惱と、之に相應するものとが、任運に現起するなりと。

【一九一】中有の初刹那のみは染なるも次後の刹那は、善・染・無起の三心を起せばなり。

【一九二】彼の界云云。無色界には特別の場所なければ、他處に行く爲めの中有を要せずとなり。

【一九三】頌の中云云。頌に欲・色に關しては特別に何有あ

れに翻ずるを麁と爲す。

段食の界繫 是の如き段食は唯だ欲界のみに在り。段食と食とを離れて上界に生ずるが故に、唯だ欲界繫なり。

段食の體 香、味、觸の三は一切、皆段食の自體と爲る。段別と成して、飲噉す可きが故なり。謂はく、口と鼻とを以て分分に之れを受くるなり。

問 [二〇〇] 光・影・炎・涼は、如何にして食と成るや。

答（一） 傳說すらく、「此の語は[二〇一]多に從ひて論を爲す。

答（二） 又、飲噉に非ずと雖も、能く身を持するは亦、細食の所攝なり。塗洗等の如し」と。

問 [二〇二] 色も亦段別と成して飲噉す可きに、何に緣りて食に非ざるや。

答 [二〇三] 此れは自の對する所の〔眼〕根と解脫者とを益すること能はざるが故なり。[二〇四]夫れ食と名くる者は、必らず先づ自の根と大種とを資益して、後に乃ち餘〔の根と大種と〕に及ぶものなるに、〔而も〕色を飲噉する時は、自根と大〔種〕とに於いて尙益をなさず。況んや能く餘に及ばんや。[二〇五]彼の諸根の境の各別に由るが故なり。〔又解脫せんとする者の中、未離欲者が〕[二〇六]時有りて色を見て喜樂を生ずるは、色を緣じて觸の生ずればなり。是の食は〔觸にして〕色にはあらず。[二〇七]又不還者と及び阿羅漢とは食貪を解脫す。種種上妙の飲食を見ると雖も、而かも益すること無きが

りとも說かざるは、言ふまでもなく、四有を全具し居ることを豫想すればなりとなり。

【一九四】主として、婆沙卷一二九（毘曇部十三、二九二頁以下）、舊譯卷八、二一二頁上、正理卷三〇、光記卷一〇、一八〇頁下、參照。

【一九五】(38c) āhārasthitikaṃ jagat,

舊譯—世間以レ食住、

(39) kavaḍīkāra āhāraḥ
kāme tryāyatanātmakaḥ,
na rūpāyatanaṃ tena
svākṣamuktānanugrahāt.

段食、於二欲界一 以二三入一爲レ體、
非二色入一由レ此、 不レ利二自根脫一。

(40) sparśa-saṃcetanāvijñā
āhārāḥ sāsravās triṣu,
manomayaḥ [saṃbhavaiṣī]
gandharvaś cāntarābhavaḥ.

觸作意及識、 三有流通レ三、
意生尋求生、 乾闥婆中有。

(41) [abhi]nirvṛttiḥ, [atra
vṛddhyartham āśrayāśritayor dvayam,
dvayam anyabhavākṣepa-
nirvṛttyartham yathākramam.

對有、爲レ益レ此、 能依所依二、
能引二生別有一、 次第說二後二一。

一切有情は食（āhāra）によりて住す。所謂食とは自の根と所依の大種とを益し、解脫者を益するをいふ。之れに段・觸・思・識の四を分つ。中に於いて、段食は分段して攝取する義にして、欲界のみに存し、體は香・味・觸の三に局る。色境は上の如き資格條件を具備せざるが故に、食に攝せず。觸・思・識の三食は唯有漏にして、

觸・思・識食

故なり。

觸は、謂はく、三和に生ぜられたる諸の觸なり。

思は、謂はく、意業なり。

識は、謂はく、識蘊なり。

此の三は、唯有漏のみにして、三界に通じて皆有り。

食の無漏に非ざるに就きて
第一說

如何にして食の體は無漏に通ぜざるや。

毘婆沙師は是の如き釋を作す。「能く諸の有を資くる、是れ其の食の義なり。無漏を修生するは諸の有を滅せんが爲めなればなり」と。

第二說

又、契經に說く、「食に四種有り。能く[二〇九]部多(bhūta)の有情を安住せしめ、及び能く、諸の求生の者を資益す。無漏は然らざるが故に食の體にあらず」と。

以下専ら、第二說所引の經旨の義

部多と言へるは、[二一〇]已生の義を顯はす。諸趣に生じ已れば皆已生と謂ふ。

復た求生と說くは何に目くる所と爲んや。

此れは、中有に目く。[二一一]佛世尊は五種の名を以て中有を說くに由るが故なり。

特に、中有の五名

何等をか五と爲すや。

(一)意成

一には意成(manomaya)、意より成ずるが故に。〔卽ち〕精血等の所有外緣の合して成ずる所に非ざるが故なり。

三界に通ず。

此の四食は經に從へば、已生(部多)求生の衆生を安住資益するものなり。茲に求生といふは、蓋し佛が中有を五種に命名したる中の一にして、五種とは一に意成、二に求生、三に食香身、四に中有、五に起之れなり。

此の四食のかくの如き功能作用の中、段・觸二食は次の如く所依の有根身と能依の心心所とを益し、思・識の二食は一は當來の有を引き、一は當來の有を起す。當來の有とは未來の生にして、思食が之れを引き、それを基として識食は又起るなり。

【一九六】經とは雜阿含十七第四八九經、(大正二、一二四頁下)、に曰く「爾時世尊告諸比丘、若於一法觀察無常、觀察變易、觀察離欲、觀察滅、觀察捨離、究竟苦邊、解脫於苦、謂一切衆生由食而存」。尙、同上、第四八八經にも同樣の文あり。

【一九七】食に四種云云。起世因本經七(大正一、四〇〇頁中、下)に曰く、

諸比丘、一切衆生有四種食、以資諸大、得住持故、成諸有、故相攝受故、何等爲四、一者麁段及微細色二者觸食、三者意思食、四者識食云云」。とあり。

其の他、雜阿含十五第三七一經以下、中阿含四十九、說智經(大正一、七三二頁中)等を參照すべし。

【一九八】細と麁との分別に二種有り。

(一)には無穢を細と爲し、有穢を麁と爲す。

(二)には少熈を細と名け、多硬を麁と名く。

【一九九】劫初の時の人(世界成立當初)は、地味・地皮餠・林藤を食して便穢無し(無穢)。而も香稻等を食ふに及びて以去は便穢有り(有穢=麁)。

【二〇〇】細汚蟲とは蟣虱等のこと。其の體細少にして汚より生ず。或は人身中に蟲有り汚を食とす。故に細汚

(二)求生

二には求生(saṃbhavaiṣin)、常に喜びて當に生ずべき處を尋察するが故なり。

(三)食香身

三には食香身 (gandharva-kāya)、香食に資けられて生ずべき處に往くが故なり。

(四)中有

四には中有 (antarābhava)、二趣の中間に有る所の蘊なるが故なり。

(五)起

五には起 (abhinirvṛtti)と名く。[二二二]當生に對向して暫時起るが故なり。契經に説くが如し。[二二三]有壞 (savyābādha) の自體起り有壞の世間生ず」と。起るとは、謂はく、中有なり。又經に説く、「補特伽羅有り。已に[二二四]起の結を斷ずれども、未だ生の結を斷ぜず」と。

異……解

此の經の中に於いて、廣く四句を説く。[二二五]二界の食を離れたる諸の上流の者を第一句と爲し、[二二六]中般涅槃を第二句と爲し、[二二七]諸の阿羅漢を第三句と爲し、[二二八]前の諸相を除くを第四句と爲す。

[二二九]又、部多とは、謂はく、阿羅漢なり。〔之に反し〕餘の有愛の者を説きて求生と名く。

四食の資益に就きて問

幾食が能く部多をして安住せしめ、幾食が求生の有情を資益するや。

答

毘婆沙師は説く、「皆四を具す」と。

段食と有愛者

[二三〇]諸の有愛の者は、亦段食を緣と爲すに由りて資益して後有を

四五三

【二〇一】觸をも段食の自體とせしが故に此の間あり、日光・樹影・火炎・風涼等は觸に攝すればなり。

【二〇二】多に從ひて云云。人の寒を患ふる時、日光・火炎の觸に遇ひて便ち益有り、熱を患ふる者は樹影及び涼風の觸に遇ひて便ち益有り。是等を凡て食と名く。「段別と成して飲噉す」といひ、特に飲噉といへるは、唯だ多分に從つて說けるのみ。

【二〇三】色も亦云云。段食の體は、唯・香・味・觸の三なりといひ、色境を之に入れざるは何故なるや。色境も香・味・觸と必らず倶生すれば、香・味・觸の段食中には必らず色あり。故に分段して味ひ得るに非ずやとの難なり。

【二〇四】此れは云云。色境を飲噉すといふことは、別段に眼根を生理的に資助することにもならず、又行香等の身體上の利益にも別段にならざれば、食と名くる能はずとなり。

【二〇五】夫れ云云。食と稱し得る條件に三あり、(一)其によりて自根を資益し、(二)其の依止する大種(生理的組織)を資益し、(三)次いで他の根と大種とを資益し得といふことなり。

【二〇六】彼の諸の根云云。色は耳等の境に非ざるを以て耳・鼻等の根及び其等の大種を益すること能はず。

【二〇七】時有りて…とは解脫せんとて修行者の中の未離欲者が時に好き物を見て心に喜樂を生ずることあれば身體を益することとなるべきが故に色も亦食ならずやと。此難に對して、本論はかかる際の喜樂は、色を緣として生じたれど、その體は觸なれば觸食に攝すべしと答ふるなり。

【二〇八】又不還云云。見ることの食ならざる所以は羅漢等の如き食貪を解脫したる者の場合に於て最も能く明となる。彼等も美味を嗅ぎ味ひ觸れて食すれば、それ

思食と現身

招かしむ。[三一一]世尊が四食は皆[三一二]病と瘧と箭との根と老死の縁と爲ると說くを以ての故なり。

亦、[三一三]思食が現身を安住せしむるを見る。

例（一）

世に傳へて言ふ有り。「昔、一の父有り。時に饑饉に遭ひ、他方に造らんと欲すれども、自ら既に饑ゑて羸し。二子あり、嬰稚なり。意に〔彼等を〕携へ去らんと欲するも、力の任へざる所なり。〔乃ち〕囊に盛るに灰を以てし、壁上に挂け、二子を慰喩して云はく、是れ麨の囊なりと。二子希望して多時命を延べたり。後に人有り。至りて囊を取り、爲めに開く。子、是れの灰なるを見て望絕えて便ち死せり」と。

例（二）

又、「大海に於いて、諸の商人有り。難に遭ひ船は敗れて飮食倶に失ひしも、遙かに積沫を瞻、疑ひて海岸と爲し、意に速かに至ることを望んで、命延ることを得たり。時に觸るるに至りて非なるを知り、望絕えて便ち死せり」と。

例（三）

[三一四]集異門足論に說く。「大海の中に大なる衆生有り。岸に登りて卵を產み、沙の內に埋め、還りて海中に入る。母若し常に思へば卵は便ち壞せず。若し其れ念を失へば、卵は便ち敗亡す」と。

經部の難破

[三一五]此れは應さに然るべからず。食の義に違するが故に。豈に他の思食能く自身を持せんや。理として實に應に言ふべし。「卵が常に母を思へば爛壞せざることを得。忘るれば則ち命終る」と。

だけ榮發を增せども、單にそれを見たりとて喜樂を增すことなく、隨つて別段に身體を益することなければなり。

【三〇九】部多（bhūta）とは、舊譯には已生といふ。部多の有情とは三界五趣の有情の義なり。

【三一〇】已生云云。部多卽ち bhūta は、語根 bhū（ある、なる）の過去分詞にして「成れるもの」といふ義なり。奧義書時代より已に有情又は世界の義に用ゐ來れり。

【三一一】以下五種の中有の名目は、現存の阿含中、一處に說きたるを見出し得ず、此の中、意成（manomaya）は、雜阿含三十四、第九五七經（大正二、二四四頁中）に、「佛告婆蹉、衆生於此處命終、乘二意生身一、生二於餘處一云云」とあるが如きを言ひ、二の求生は經中に見當らず、四の中有は例せば、正法念處經三十四（大正一七、一九頁下）に十七種の中陰（卽ち中有）を說き、五王經（大正一四、七九六頁上中）等にもあり、三の食香とは根本說一切有部毘奈耶卷第一、（大正二三、六三一頁下）に見よ。

【三一二】當生とは未來の生との義。

【三一三】有壞とは有惱壞、有苦の義なり。眞諦は有壞害と譯す。惱壞す可き身體が起りて、之れに基きて同樣なる世間が生ずといふ意にして、前の自體起るとは、中有のこと、後の世間生ずとは生有のこと。此の文の中「起」とは原文には使役法にて顯はして「起す」（abhinirvartya）とす。兎に角此の「起」（abhinirvartya）の字を以て今中有の一名を「起」（abhinirvṛtti）とする證據とするなり。

【三一四】起の結とは中有を潤益する惑。生の結とは中有を潤す惑なり。卽ち最早中有に生ずることはなきも尙ほ生有を經ざるべからざる者をいふ。

母を念ふの思を起すは觸の位に在ればなり。

食を四とする所以

〔問ふ〕諸の有漏の法は皆有を滋長するに、如何にして世尊は食は唯、四のみなりと說けるや。

〔答ふ〕爾りと雖も、勝に就きて四と說くものなれば失無し。謂はく、[三二六]初の二食は能く此の身の所依と能依とを益し、[三二七]後の二食は能く當有を引き能く當有を起せばなり。

當有と言ふは、謂はく、未來の生なり。彼の當生を思食が能く資益を爲す。能依と言ふは、謂はく、心心所なり。觸食は彼れに於いて能く資益を爲す。是の如き二食は、[三二八]已生の有に於いて資益の功能最も殊勝なりとす。

當有と言ふは、謂はく、未來の生なり、彼の當生を思食が能く引く。思食が引き已るとき業の熏ずる所の[三二九]識の種子の力に從ひて、後有が起ることを得るなり。是の如き二食は、未生の有に於いて引起する功能最も殊勝なりとす。故に有漏は皆有を滋長すと雖も、而も〔唯〕勝能に就きて唯、四食のみと說くなり。前の二は養母の如し、已生を養ふが故に。後の二は生母の如し。未生を生ずるが故に。

段・觸・思・識と食との關係

諸の所有の段は皆是れ食なりや。

段と食との四句分別

段にして食に非ざるものも有るをもつて、應に四句を作るべし。

【三二五】二界の貪云云。第一單句―（起の結を斷ずるも生の結を斷ぜざるもの）。欲・色二界の煩惱を斷じたるものは最早中有に往くことなし。中有は下二界に生ずる者に限ればなり。然れども無色界に上流する限り、何し、無色に對する生の結あるが爲なり。

【三二六】中般云云。第二單句―（生の結を斷ずる：起の結を斷ぜざるもの）、中有にて當に涅槃すべき第三果の聖者は、將來生有を受くることなきも、中有を受くべき煩惱は何あり。

【三二七】諸の阿羅漢云云。第三倶句―（起の結と生の結とを倶に斷ずるもの）。羅漢には生有も中有もなきこと說明を要せず。

【三二八】前の諸相云云。第四倶非句―（起の結・生の結倶に斷ぜざるもの）。凡ての異生なり。

【三二九】又部多云云。光記には、部多とは、是れ無生の義なり、謂く阿羅漢は生を受けざるが故に云云といへるも、部多の「過ぎ去れるもの」と云ふ義邊を取りて、三界の煩惱の去れる者卽ち阿羅漢なりとするをよしとせん。

【三三〇】諸の云云。且らく、思は業の自性なり、識は思と相應して種子なり、觸は識と相應するを以て觸・思・識の三が求生を資益するは見易けれども、段食は如何にして求生を資益するや解し難ければ此處に是を說く。有愛の者とは段食を愛する者の意。

【三三一】世尊の云云。雜阿含十五第三七、四經（大正二、一〇三頁上）に曰く、

「於此四食有貪有喜則識住增長、識住增長故入於名色、入名色故諸行增長、行增長故當來有增長、當來有增長故、生老病死憂悲惱苦集、如是純大苦聚集云云」と。其他、雜阿十五第三七一―二經參照。

【三三二】病・癰・箭の三は何れも五取蘊に喩ふ。此の經文

〔二三〇〕第一句は、謂はく、飲噉する所を緣と爲して諸根と大種とを損壞するものなり。

第二句は、謂はく、〔二三一〕餘の三食なり。

第三句は、謂はく、飲噉する所を緣と爲して、諸根と大種とを資益するものなり。

第四句は前の諸相を除く。

觸等と食との關係

是の如く、觸等〔と食との關係〕も其の所應に隨ひて一一當に知るべし、皆四句有ることを。

問 頗し觸等を緣と爲して、諸根と大種とを資益するも、而も食にあらざるもの有りや。

答 有り。謂はく、〔二三二〕異地と無漏との觸等なり。

身を損する食

諸有の食し已りて食者の身を損ずるものも、亦名けて食と爲すあり。初に資益するが故なり。〔二三三〕毘婆沙は說く「食は二時に於いて能く食の事を爲し、倶に食と名くるを得。一には初て食する時に能く饑渴を除くと、二には消化し已りて根及び大を資くるとなり」と。

五趣四生と四食との關係

何の趣の、何れの生には、各各幾の食を具するや。

五趣の四生は皆、四食を具す。

特に、地獄の段食

如何にして地獄に段食有りとするや。

鐵丸・鎔銅は豈に段食に非ざらんや。

に由りて、段食は段食を愛する者の後有を益すること明らかなり。

【二二三】思の語に由つて觸・識二食を攝す。此二は思と相應するが故に。

【二二四】集異門足論。第八（大正二六、四〇〇頁下）參照。但し、婆沙一三〇（毘曇部十三、三〇二頁）所引の文と現存の集異門足論とには「如ニ魚龜鼈、宰首魔羅、部盧迦等ノ出ニ經陸地ノ生ニ諸卵ヲ已、細沙覆レ之、復還入レ水。若彼諸卵思レ母不レ忘、便不腐壞若彼諸卵不レ思ニ念母ノ即便腐壞云云」とありて、諸卵が母を思ふことと斷たざればとあり、本論所引の母が卵を思ふとすると逆にして、後の破文と反つて同じなり。

【二二五】此れはとは母の思が卵を能く持すること。

【二二六】初めの二食とは段・觸食

【二二七】後の二食とは思・識食。

【二二八】已生の有とは現在の有情の意。

【二二九】識が取果の功能を起すを名けて種子となす。

【二三〇】第一句（段なるも食に非ざるもの）食は資益を本質とするに、飲噉して却て身體を害するは、段なれど、食たるの資格を缺く。

【二三一】第二句（食なるも段に非ざるもの）四食中、段食以外の餘の三は、段にあらざれど、生命を資益する點に於て食なり。尙、第三句は、段にして食なるもの、第四句は、段にも食にも非ざるものなり。

【二三二】異地、他の界・地に望めては有漏法と雖も、食には非ず。これ他の界・地の法はよく因と爲りて能く現有を資益すると雖も、而も後有を牽く因とは作ること能はざるが故なり。

【二三三】毘婆沙卷一三〇には、「今說食、謂ニ益非レ損、益有二時、一初食時、二消化時……由此二種ノ作ニ食事ノ故、皆得レ名レ食云云」とあり、（大正二七、六七六頁下參照）

問

若し[二三四]能く害を爲すとも亦是れ食ならば、則ち前に説きたる四句と相違せん。

答

又、[二三五]品類足に言はく、「云何なるを段食と爲すや。謂はく、能く諸根と大種とを資益するものなり」と。廣く説きて、乃至、識も亦爾なり。

彼の説は且らく能く資益する者に依り、説きて名けて食と爲せるが故に相違せず。然るに地獄の中の熱鐵丸等は、食し已るに於いて能く損害を爲すと雖も、而も能く暫時饑渇を彿除して、食の相を得るが故に、亦名けて食と爲す。又、[二三六]孤地獄の段食は人の如し。故に五趣の中には皆、四食有るなり。

食施の功德に關する經文の釋問

[二三七]「世尊の所説あり。人有りて、能く一百の外道の離欲の佛に食を施さんよりも、若し能く一の[二三八]贍部林中の異生者に食を施さば、其の果は彼れに勝さる」と。〔此の中〕何をか贍部林中の異生と謂ふや。

第一説

有るは是の釋を作す、「所有一切の贍部洲に住する諸の[二三九]腹有る者なり」と。

破

彼の釋は理に非ず。「一の」の言を説くが故なり。又、此の〔經の〕中に於いて〔若し〕無量の異生者に食を施すと有らば、理として、食を以て少しの外道の離欲の仙人に施すに勝る。何ぞ奇と爲して校量し勝を歎ずるに足らんや。

【二三四】能く害を爲すとは、地獄には鐵丸等熱鐵丸等を食するものもあるが、かかる食は依身を損するものなるが故にかく問ふ。之れに二意有り。一には前の四句と相違し、二には品類足の文に相違すればなり。

【二三五】品類足論卷第七、(大正二六、七一九頁上)參照のこと、因みに品類足を、舊譯(八)には分別道理論といふ。

【二三六】孤地獄とは八寒八熱以外に諸處に孤立してある地獄のこと(論十一參照)。

【二三七】此は正しく婆沙一三〇(毘曇部十三、三〇八頁以下)の文と全同なり。中阿含第三十九須達哆經(大正一、六七七頁中以下)の初頭に隨藍(吠羅摩 velāma)梵志が大施を行ずると、有るが滿閻浮場卽ち贍部洲の凡夫に食を施す功德の果報とを比較して、前者の果報よりも後者の果報勝るとせり、就きて見よ。尙、根本説一切有部毘奈耶卷四四(大正二三、八七〇頁中)にも大潮婆羅門の施を論ず、但し、毘奈耶の文は、一贍部樹下の未離欲染の異生菩薩に施すとし中阿含及び本論にただ凡夫人とあると異れり。

【二三八】贍部林(jambuṣaṇḍa)。贍部洲と言ふに同じ、吾人の住せる國土なり。

【二三九】胎内に住する者と異ることを示さんが爲めに腹ある者卽ち食し得る者を指す。

【二四〇】近佛の菩薩とは目下百劫の間相好の業を修する中にある大覺に近き菩薩の意。

【二四一】倶胝(koṭi)は一千萬に相當する數のこと。

【二四二】毘婆沙師云云の第三説は婆沙評家の正義(婆沙一三〇、毘曇部十三、三〇九頁參照)。

【二四三】順決擇分云云。煖・頂・忍世第一の四善根を修し終りて、方に見道に入らんとする者をいふ。

【二四四】彼れがとは毘婆沙師のこと。

第二説　有るは言はく、「彼れは是れ[二四〇]近佛の菩薩なり」と。

破　理、亦、然らず。彼れに施さば、福を獲ること、[二四一]俱胝の阿羅漢に施すに勝るが故なり。

第三説　[二四二]毘婆沙〔師〕は說く、「此の異生は是れ已に[二四三]順決擇分を獲得せるものなり」と。

破　此の名も義と、亦相應せず。曾て契經或は本論に、順決擇分を得して贍部林中に居すと說くこと無ければなり。當に知るべし、[二四四]〔こは〕彼れが唯だ自ら分別する所のみなることを。

第四世親の説　[二四五]後身の菩薩が贍部林中に居するを、彼の異生と名く。此の說は理に應ず。爾の時、菩薩は離欲の仙に同じきが故に、彼の仙に對し、校量して勝れたるを歎ぜるなり。菩薩に施すは福勝れること無邊なりと雖も、[二四六]前の校量に乘じて、且らく百に勝ると言へるのみ。理として必らず應に爾るべし。後に、世尊が彼の[二四七]異生を除きて、還つて外道を將つて預流向に對せしめて、勝劣を校量したるに由る。[二四八]若し爾らずんば、世尊は則ち彼の異生を將つて預流向に對すべければなり。

[二四九]第二節　有情の沒時に於ける意識等に就きて

有情の沒時の識と受　已に有情の緣起及び住を說きつ。[二五〇]先きに說きたる所の壽盡き

【二四五】後身の菩薩とは釋迦菩薩卽ち釋尊の成道以前をいふ。最後身を受けて、未來次生の後有有ることなきが故に後身といふ。

【二四六】前の云云。經文には初より、次第に一百づつ增して校量せり。例せば中阿含、卷第三十九、須達哆經(大正一、六七七頁下)に「居士、若梵志隨藍、行如是大施、及施滿閻浮場凡夫人食、若復有施一須陀洹食者、此於彼施最爲勝也。居士、若梵志隨藍、行如是大施、及施滿閻浮場凡夫人食、施百須陀洹食、若復有施一斯陀含食者此於彼施爲最勝也。……云云」とあり。百の凡夫人より、一の須陀洹、百の須陀含より百の乃至、百の獨覺より一の如來に施す方が其の異熟果大なりとせるが如きを前の校量に乘ずと云ふなり。

【二四七】但し、異生を除きて、外道と預流向等と對せし數證、不明、可尋。

【二四八】若し爾らずして毘婆沙師の言ふが如く、順決擇分の異生を指すならば、此を以て預流向に對せしむべきなり。預流向は順決擇分より勝れたるが故なり。菩薩は預流向よりは遙に勝れたれば、今は此を除きて外道を以て預流向に對比し居れりとの意。されど根本說一切有部毘奈耶卷四四(大正二三、八七〇頁)の文の如きは異生を除かずして、反つて毘婆沙師說の如し。

【二四九】主として、婆沙卷第一九〇(毘曇部十六、三二四頁以下)、舊譯卷八、二一三頁中、正理卷第三十、光記卷一〇、一八三頁中以下參照。

【二五〇】根品の中、命根を說明せる所を指す。

【二五一】何れの識云云。上の四有の中、死生二有は唯一剎那なるが、その剎那の中に於いては、
(一)何識が現前するや。
(二)此の識はまた何受と相應するや。
(三)定心無心にて死生し得るや不や。

て死する等の如きを今應に正しく辯ずべし。

[二五一]何れの識が現前し何れの受と相應して死生等有りや。

頌に曰はく、

(42)[二五二]斷善根と續と、離染と退と死と生とは、唯だ意識の中のみなりと許す。　死と生とは唯だ捨受のみなり。

(43)　定と無心の二とにはあらず。　二無記に涅槃す。

(44a)漸死は足と臍と心とに、　最後に意識滅す。下と人と天と不生となり。　斷末魔は水等なり。

意識のみ功能ある六位

論じて曰はく、[二五三]斷善と續善と界地の染を離るると離染より退すると命終と受生と此の六位に於いては、法爾として唯、意識のみにして餘に非ずと許す。

死生時相應の受

〔頌の中に〕說く所の[二五四]生の言には、應に知るべし、亦初結の中有をも攝することを。

死と生とはただ捨受とのみ相應すと許す。捨と相應する心は明利ならざるが故なり。

餘の受は明利なれば死と生とに順ぜず。

死生は唯散心定心に死生無し

又、此の二時は、唯、散〔心〕にして定〔心〕には非ず。要らず有心の位にして、必らず無心には非ざるなり。

定心に在るときには、死生の義有るに非ず。[二五五]界地別なるが故に。[二五六]加行生なるが故に。[二五七]能く攝益するが故に。

(四)何の性の識に住して涅槃に入り得るや。
(五)命終時に於いては識は何れの處に滅するや。
(六)斷末魔とはその體いかん。等の六問を含む。(順正理論十五、參照)

【二五二】(42) chedasaṃdhānavairāgyahāniçyutyupapattayaḥ
manovijñāna eveṣṭāḥ,
upekṣāyāṃ cyutodbhavau.
(43) naikāgrācittayor etau
nirvāty avyākṛtadvaye
kramacyutau pādanābhihṛdayeṣu
manaśçyutiḥ.
(44a) adhonṛsuragājanām.
marmacchedas tv abādibhiḥ.

舊譯―斷接善離欲、　退及死託生
此事於ニ意識一　於ニ捨受一死生
非ニ一無心二一　涅槃二無記
次第死脚臍　於レ心意識斷、
下人天不レ生、　斫末魔水等。

第一問に答ふ。死生二有は唯意識のみ有り。

第二問に答ふ。此の二有の刹那の意識は唯捨受とのみ相應す。

第三問に答ふ。二刹那は唯有心の散位にして、無心や定位に非ず。

第四問に答ふ。入涅槃心は唯威儀と異熟との二無記心に限る。

第五問に答ふ。惡趣に生ずる者の死時には意識は足處に於いて最後に滅し、人趣に往く者は臍に、天趣に往く者及び阿羅漢は心處にて、各〻其の最後の意識滅す。但之は漸死者につきていふ。頓死者に於いては、意識と身根とは頓に欻然として滅す。

無心にては死生無し

[二五八]亦、無心にも死生の義有るに非ず。無心の位には命必らず損ずること無きを以てなり。若し所依の身の將に變壞せんと欲するときは必定して還つて所依に屬する心を起して然る後に命終す。更に餘の理無し。又、無心の者は受生すること能はず。因無きを以ての故に。煩惱を起すことを離れては、受生すること無きが故なり。

入涅槃心は二無記心

死有は三性の心に通ずと說くと雖も、然も涅槃に入るものは唯、[二五九]二無記のみ〔の心にて〕なり。

[二六〇]若し欲界に捨〔受相應〕の異熟有りと說くものならば、彼れは、「欲界の入涅槃の心も亦威儀と異熟との無記を具す」と說く。若し欲界に捨〔受相應〕の異熟無しと說くものならば彼れは、欲界の入涅槃の心は但だ威儀のみ有りて異熟無し」と說くなり。

問 何が故に、唯、無記のみにて涅槃に入ることを得るや。

答 無記は勢力微にして、[二六一]心斷ずるに順ずるが故なり。

命終位に滅する意識の所處

命終の位に於いて、[二六二]何れの身分中に〔意〕識は最後に滅するや。

頓に命終する者は、意識と身根とが欻然として總じて滅す。

若し漸に死する者ならば、下と人と天とに往くものは、足と臍と心とに於いて次〔第〕の如く識は滅す。

惡趣に生ずる者

謂はく、惡趣に墮するものを說きて下に往くと名く、彼れの識

第六問に答ふ。末魔は身中の死穴(光記)にして、水・火・風の三の增上して之れに觸るる時に苦受起りて遂に死を致す。

【二五三】斷善云云は、死生二有の一刹那には、何の識が現前するやに答ふ。六位を擧げて、此の二有は畢竟意識にのみ有ることを明す。故に命終と受生とを除いて他の四位は、直接にここに關係ある問題にあらず。

【二五四】生は、生の言は中有の初念にも通ず、上界より沒して下界に生ずる時の中有の初念も亦、生と名くるが故なり。

【二五五】界地別なりとは、身、欲界に在りて、上界の定に入れる場合の如し。

【二五六】加行生(abhisaṃskārika)云云とは、たとひ界地同一なりとしても、定心は加行より生じ極めて明利なれば、昧劣なる死生と一致せざるが故なり。

【二五七】能く攝益(anugrāhaka)とは、定心は身心を攝益するが故に、そのまま死生することとなければなり。

【二五八】亦無心云云。二無心定なり。

【二五九】二無記とは異熟と威儀との二無記なり、煩惱無きが故に染心無く、工巧・通果の二心有りと雖も、この二は强盛なれば入涅槃心とはならず。

【二六〇】若し云云。下三定以下に捨の異熟ありと說く者と、之なしと說く者とあり、今ここに欲界に捨の異熟あり云云といへるは、前者を豫想するものにして、若し欲界の捨の異熟なし云云といへるは後者を指す。本論は前者の說に從へり。

【二六一】心の斷云云。涅槃は心心所の斷じたる位なるを以て爾か言ふなり。

【二六二】何れの身分云云とは、身體の何處の部分なりやといふ義。蓋し最後まで熱氣あり活動ある部位を以て識の最後に滅する所と見るなり。

人に生ずる者

は最後に足處に於いて滅す。

若し人趣に往くものならば、識の滅は臍に於いてす。

天に生ずる者

若し往いて天に生ずる者ならば識は[二六三]心處に滅す。

阿羅漢

諸の阿羅漢を說きて不生と名く。彼れの最後の心も亦心處に滅す。

異說

有餘師は說く、[二六四]「彼れの滅は頂に在り」と。

身根の滅と意識の滅

正しく命終する時、足等の處に於いて身根滅するが故に、意識も隨つて滅するなり。命終の時に臨みて身根漸く滅し、足等の處に至りて欻然として都べて滅するは、少水を以て炎石の上に置くとき漸く減じ漸く消えて、一處に都べて盡くるが如し。

漸命終者と斷末魔

末魔

又、漸に命終する者は、命終の時に臨みて多く斷末魔（marmaccheda）の苦受の爲めに逼まらる。別物の名けて[二六五]末魔（marman）と爲すもの有ること無し。然れども身中に於いて異の支節有りて觸るれば便ち死を致す。是れを末魔と謂ふなり。若し水と火と風との隨一增盛せば、利刀の刃の如く彼の末魔に觸れ、此れに因りて便ち增上の苦受を生じ、斯れより久しからずして遂に命終を致すなり。薪を斬るが如きを說きて名けて斷と爲すには非ず。〔頭を〕斷たれて覺〔知〕無きが如くなるが故に、斷の名を得ればなり。

斷

問

[二六六]地界は、何に緣りて、斯の斷の用無きや。

【二六三】心處とは心臟部をいふ。

【二六四】彼れとは阿羅漢。

【二六五】末魔は死穴と譯し、其量極少にして身中に百處ありといふ。

【二六六】地界は云云。斷末魔の作用あるは水・火・風のみにて、地の增盛によることなき以て此問あり。

答

[二六七]第四の內の災患無きを以ての故なり。內の三災患とは、[二六八]風と熱と痰とにして、〔逆次に〕水と火と風との增すとき、所應に隨ひて起るを謂ふなり。

異　釋

[二六九]有るは說く、「此れは外器の三災に似たり」と。

斷末魔は天に無し

此の斷末魔は、天の中には有るに非ず。

特に、天子の大小の五衰相

五種の小衰相

然れども、諸の天子の將に命終せんとする時には、先づ五種の小の衰相の現ずること有り。一には衣服嚴具が非愛の聲を出す。二には自身の光明が忽然として昧劣となる。三には沐浴の位に於いて水滴身に著く。四には本性囂馳なれども今は一境に滯る。五には眼は本と凝寂なるに、今は數數瞬動す。

此の五相が現ずとも、定んで當に死すべきには非ず。

五種の大衰相

復た五種の大の衰相の現ずることあり。一には衣が埃塵に染む、二には花鬘が萎悴する、三には兩腋に汗出づ、四には臭氣身に入る、五には本座を樂まず。

此の五相現ずれば必定して當に死すべし。

第三節　有情世間の生・住・沒に於ける三定聚に就きて

三聚の有情

世尊は此の有情世間の生じ、住し、沒する中に於いて、三聚を建立す。

【二六七】第四云云。醫方明には身に三分あり、一に心已上痰分、二に心已下臍上熱分、三に臍已下風分なり。之を病むを內の三災と說く。されど第四の內の災患を立てざるをいふ。

【二六八】水增すとき痰病起り、火增すとき熱病起り、風增すとき風病起る。

【二六九】有るは云云。外器の三災とは、同じく火・水・風の三にして、之れは物器世間を壞す。地界は此外器の災に於いても災を立てず。故に今の內身の場合も之れに順ずとの意。外の三災に就きては本論卷十二、末を見よ。

何をか三聚とは謂ふや。

頌に曰はく、

[二七〇](44b)正と邪と不定との聚は、聖と無間を造ると餘となり。

論じて曰はく、一には[二七一]正性定聚(samyaktvaniyamarāśi)二には邪性定聚(mithyātvaniyamarāśi)三には不定性定聚(aniyatatvaniyamarāśi)なり。

正性

何をか正性と名くるや。

謂はく、契經に言ふ「貪無餘斷・瞋無餘斷・癡無餘斷にして、一切の煩惱を皆餘すこと無く斷ぜるもの、是れを正性と名く」と。

定とは、謂はく、聖なり。聖とは、謂はく、已に無漏道の生ずる有りて、諸の惡法を遠ざかるが故に、名けて聖と爲す。[二七二]畢竟じて離繫得を獲得せるが故に、定んで煩惱を盡すが故に、正定とは名くるなり。

問 諸の、已に、順解脱分を獲得したる者も亦定んで涅槃を得するに、何にして正定に非ざるや。

答 彼れは後に或は[二七三]邪定聚に墮することあるが故に、又、涅槃を得るに、時、未だ定まらざるが故に。[二七四]預流者の極七返有等の如きには非ざればなり。又、彼れは未だ能く邪性を捨てざるが故に、正定と名けず。

四六三

【二七〇】(44b) samyaṅmithyātvaniyatā āryānantaryakāriṇaḥ.

舊譯—正定邪定聚　聖人無間作。

以上の如くにして生じ、住し沒する有情を通覽して、之れを修道滅惑の見地より、三聚に分類す。

その第一は正性定聚にして、貪・瞋・癡の三毒を餘す處無くと斷じ、無漏法已に生じて諸の惡を遠離せるもの。

その第二は五無間業(業品參照)を造りて定んで地獄に落つる者。

その第三は不定性定聚の有情にして、善惡の緣を待ちて初めて善又は惡性の定聚に記せらるべき有情をいふ。

【二七一】集異門足論卷第四(大正二六、三八一頁上)に曰はく

云何邪性定聚、　答五無間業。
云何正性定聚、　答學無學法。
云何不定聚、　答除二五無間業一餘有漏法及無爲。

【二七二】畢竟じて云云。見道已前の離繫果には退有りて畢竟に非ず。故に見道以後修道位以上の聖につきて言ふ。

【二七三】邪定聚とは五無間業を造るもの。

【二七四】預流の者云云。預流果の者は如何に遲くとも七生には必らず涅槃に入ることを得るをいふ。詳細は本論第二十三卷、賢聖品を見よ。

邪性　何をか邪性と名くるや。

謂はく、諸の地獄と傍生と餓鬼と、是れを邪性と名く。定とは、謂はく、〔五〕無間〔業〕なり。〔五〕無間〔業〕を造る者は必らず地獄に墮するが故に、邪定と名く。

不定性　正と邪との定の餘を不定性と名く。彼れは〔善惡の〕二緣を待ちて、二〔の何れかに〕と成る可きが故なり。

卷の第十一[一]〔分別世品第三の四〕

第五章　器世間の構造並に、有情の身量壽量論

第一節[二]　三界の根本たる三輪安立に就きて

是の如く已に有情世間を語きつ。[三]器世間を今當に說くべし。頌に曰はく、

三輪の安立

(45)[四]器世間を安立すること、風輪最も下に居る。其の量は、廣さ無數にして厚さ十六洛叉なり。

(46)次上に水輪あり深きこと、十一億二萬にして、下八洛叉は水なり。餘は凝結して金と成る。

(47)此の水と金との輪の廣さは、徑十二洛叉と、三千四百半にして、(48a)周圍は此れに三倍す。

風　輪

論じて曰はく、此の三千大千世界は、是の如く安立と形量とに不同ありと許す。[五]謂はく、諸の[六]有情の業の增上力をもつて、先づ最下に於いて虛空に依止して風輪(vāyumaṇḍala)の生ずる有り。廣さ無數にして、厚さ十六億[七]踰繕那なり。是の如き風輪は、其の體、緊密にして、假設ひ一の[八]大諸健那（だいけんな）有り、

【一】舊譯卷八、二一四頁上以下、正理卷三一、光記卷十一、一八五頁以下參照。

【二】分別世品第三の四。此卷は世界形態論を明にせる故なり。

【三】器世間(bhājana-loka)は有生物の住止する外界を云ふ。

【四】(45) tatra bhājanalokasya
saṃniveśam uśanty, adhaḥ,
lakṣaṣoḍaśakodvedham
asaṃkhyaṃ vāyumaṇḍalam.

舊譯—此中器世界、說於下依住、深十六洛沙、風輪廣無數、

(46) apāṃ ekādaśodvedhaṃ
sahasrāṇi ca viṃśatiḥ
aṣṭalakṣocchrayaṃ paścāc
cheṣaṃ bhavati kāñcanam.

水輪深十一、復有二十千、水厚八洛沙、所餘皆是金、

(47) ti. yak triṇi sahasrāṇi
sārdhaṃ śatacatuṣṭayam
lakṣaṇdvādaśakaṃ caiva
jalakāñcanamaṇḍalam.

徑量有三千、復有四百半、有二十二洛沙、水金輪廣等、

(48) samantatas tu triguṇam.
tatra merur yugandharaḥ
īṣādharaḥ khadirakaḥ
sudarśanagiris tathā

[九]金剛輪を以て威を奮ひて懸かに擊つに、金剛は碎くること有らんも、風輪は損ずること無し。

水輪

又、諸の有情の業の增上力は、大雲雨を起して風輪の上に澍ぎ滴り、車軸の如くにして積れて水輪と成る。是の如き水輪(jalamaṇḍala)は、未だ凝結せざる位に於いては、深さ十一億二萬踰繕那なり。

問

如何にして水輪は傍に流散せざるや。

第一說

有餘部の說く、「一切有情の業力に持する所、流散せざらしむ。[恰も]飮食する所のものの未だ熟變せざる時には、終に流移して熟藏に墮せざるが如し」と。

第二說

有餘師は說く、[二]「風の持する所に由りて流散せざらしむ。篅(あか)の穀を持するが如し」と。

金輪

有情の業力が別の風の起るを感じて此の水を搏擊するに、[そ の]上は結して金[輪](kāñcanamaṇḍala)と成る。熟乳の停つて上凝り膜を成ずるが如し。故に、水輪は減じて唯、厚さ八[三]洛叉となり。餘は轉じて金[輪]と成る。厚さ三億二萬なり。

水金二輪の量

[水・金]二輪の廣さの量は、其の數是れ同じ。謂はく、徑十二億三千四百半なり。其の邊を周圍すれば、數三倍と成る。謂はく、周圍の量は三十六億一萬三百五十踰繕那と成る。

若周圍三倍、

倶舍の世界形態論は何れの國にも古代に於いて認められし如く上下的、左右的の見方にして、それによれば、一三千世界の最下に廣さ無數厚さ十六億踰繕那の風輪あり。極めて緊密堅牢にして、虛空に依止す。その上に大雲雨起りて水を澍ぎ積水積して水輪を成ず。その全體の厚さ十一億二萬踰繕那なり。その中の三億二萬踰繕那は更に凝結して金輪となる。

此水・金二輪は廣さ相同じく、徑十二億三千四百半踰繕那有り。その周邊に至つては徑、三倍して、三十六億一萬三百五十踰繕那有りと言ふ。

此の三輪は何れも有情の業力の成ずる所なり。

參考。三輪に關して異說多し圖解せば左の如し。

[一]今、(一)長阿含卷三十、世記經(大正一、一四頁下)、と(二)起世因本經卷一(大正一、三五六頁下)と(起世經は起世因本經と同じ)、(三)大樓炭經卷一(大正一、三一頁下)と(四)立世阿毘曇論卷一(大正三二、一七三頁中)と(五)本論の所說との相違を表示せば次の如し。

		風輪	水輪	金輪
長	厚	六千四十	三千三十	十六萬八千
	廣	無際	無際	無際
起	厚	三十六萬	六十萬	四十八萬
	廣	無量	無量	無量
樓	厚	二百三十萬	四百六十萬	六百八十萬
	廣	無限	無限	無限
立	厚	九億六萬	四億八萬	二億四萬
	廣	十三萬三千四百半	十二億三千四百半	二億四萬
倶	厚	十六億	八億	三億二萬
	廣	無數	十二億三千四百半	十二億三千四百半

右の中の略字は、

長＝長阿含世記經

起＝起世因本經

第二節　九　山

九山

頌に曰はく、

(48) b 蘇迷盧[一三]は中に處し、　次には踰健達羅と
伊沙馱羅山と、　朅地洛迦山と
蘇達梨舍那と、　(49)頞濕縛羯拏と
毘那怛迦山と、尼民達羅山となり。
大洲等の外に於いて、鐵輪圍山有り。
前の七は金の所成にして、(50)蘇迷盧は四寶なり。
水に入ること皆八萬にして　妙高は出づること亦然り。
餘の八は半半に下り、　(51 a)廣さは、皆、高さの量に等し。

九山の施設

論じて曰はく、金輪の上に於いて九の大山有り。[一四]妙高山王は中に處して住し、餘の八は周匝して妙高山を遶れり。八山の中に於いて、前の七を内と名く。第七山の外に大洲等有りて、此の外に復た鐵輪圍山有り、周匝して輪の如くに一世界を圍れり。

九山の體

持雙等の七は唯、金の所成なるに妙高山は、四寶を體と爲す。謂はく、次の如く、四面の北・東・南・西は、金・銀・吠瑠璃(vaidūrya)、[一六]頗胝迦(sphaṭika)なり。寶の威德に隨ひて、色空に顯はる。故に、贍部洲の空は吠瑠璃の色に似たり。

楼＝大楼炭經
立＝立世阿毘曇論
倶＝本論、因みに婆沙論は本論の如し、(巻一三三、毘曇部十三、三七一頁) 半とは五十
而して數の單位は皆由旬(yojana)なり。

【五】許すとは例に依て毘婆沙師はかく說くといふ義
【六】有情の業の増上力云云。阿毘達磨論師に從へば有情の種種相は別業の所感にして、世界の種種相は有情の協同的に感じたるもの、卽ち共業所感なりといふ。
【七】踰繕那(舊、由旬 (yojana)に關しては種種の異說あるも、頌疏には、十六里を一踰繕那となすが故に今は十六里說をとる。但しその里といふは六丁一里なり。詳くは十一卷參照。
【八】大諾健那は舊に大諾那力人 (mahā-nagna)、譯して露形といふ。人趣中の神名にして大力有り。
【九】金剛輪は舊に金剛杵(vajracakra)といひ、印度の武器なり。
【一〇】熱藏云云。消化器の上部を生藏(āmāśaya)といひ、下腹部(腸の部分)を熟藏(pakvāśaya)といふ。
【一一】風の云云。引力現象の如きを解して、古代印度の物理學者は風力によると說明するを通例とす。
【一二】洛叉(lakṣa)は億卽ち今日の十萬なり。
【一三】舊譯—須彌婁山王、由乾陀羅山、伊沙陀羅山、佉持羅柯山、修騰婆那山、阿輪割那山、毘那多柯山、尼旻陀羅山、於四大洲外、

(49) aśvakarṇo vinatako
nimindharagiris tataḥ,
dvīpā bahiś cakravāḍaḥ
sapta haimāḥ sa āyasaḥ

寶等の生起

問　是の如き寶等は何れより生ずるや。

答　亦、諸の有情の業の增上力もて復た大雲起り、金輪上に雨る。[一七] 滴り車軸の如く、積水奔りて濤つ、其の水が卽ち衆寶の種藏と爲る。種種の威德を具するに由り、猛風鑚擊して、變じて寶類等を發生す。

是の如くして、水を變じて寶等を生ずる時、[一八] 因滅して果生じ、體は俱有ならず。〔こは〕數論の轉變して成ずる所の如きには非ず。

數論の自性轉變說と批判

數論は云何に轉變の義を執するや。

[一九] 謂はく、有法たる自性は常に存して、餘法生ずることあり、

問　餘法滅することありと執す。是の如き轉變は何の理と相違するや。

答　[二〇] 謂はく、必らず有法の常住なるに、別に法の滅し法の生ずること有りと執す可きことある容き無ければなり。

數論の問　誰か法の外に、別に有法有りと言ふや。[二一] 唯、卽ち此の法の轉變する時に於いて異相の所依たるを、名けて有法と爲すのみ。

難　此れも亦理に非ず。

問　理に非ずとは何ん。

答　〔自性は〕卽ち是れ[二二] 此の物にして、而も此の〔物の〕如くならずといふ、是の如き言義は曾て未だ聞かざる所なり。

復有二輪圍山一、[illegible]七金此是鐵、

(50) catūratnamayo meruḥ jale 'sītisahasrake
magnaḥ ūrdhvaṃ jalān merur bhūyo 'sītisahasrakaḥ.

四寶須彌婁、　入レ水八十千、
此山出二水上一、　亦八萬由旬、
八山半半下、　高廣量平等。

(51a) ardhārdhahānir aṣṭāsu samocchrāyaghanāś ca te.

長阿含十八	起世經一	水上、水中樓炭經第六(大正一p.306)
須彌山	須彌山	須彌山—高、八萬四千由旬、廣亦同じ
佉陀羅	佉提羅	阿　多—高、廣百六十八萬里
伊沙陀羅	伊沙多羅	伊沙多—高廣、八十四萬里
樹巨陀羅	遊犍陀羅	喩安多—高廣、四十八萬里
善見	善見	善　見—高廣、二十四萬里
馬食	馬半頭	阿沙尼—高廣、十二萬里
尼民陀羅	尼民陀羅	泥彌陀—高廣、四萬八千里
調伏山	毘那耶迦	比那頭—高廣、二萬四千里
金剛圍	斫迦羅	鐵圍山—高廣、二萬二千里

金寶等以後の世界生成

*是の如く變じて金寶等を生じ已り復た業力に由りて別風を引起し、寶等を簡別して攝めて聚集して〔九〕山を成じ、〔四〕洲を成ぜしめ、水の甘鹹を分ちて別ちて内海と外海とを成立せしむ。

九山の量

是の如きの九山は金輪の上に住し、水に入る量は皆等しく八萬踰繕那なり。

須彌山の高及び深

蘇迷盧山は水を出づることも 二三 亦爾れども、餘の八は水を出づること半半に漸やく卑る。謂はく、初の持雙は水を出づること四萬にして、乃至最後の鐵輪圍山は水を出づること三百一十二半〔踰繕那〕なり。

二四 是の如き九山の一一の廣さの量は、各各自らの水を出づる量と同じ。

第三節　八海

八海

頌に曰はく、

(51b) 二五 山の間に八海有り。前の七を名けて内と爲す。最初の廣さは八萬にして (52)四邊は各各三倍せり。餘の六は半半に陜し。第八を名けて外と爲す。

(53a) 三洛叉二萬二千踰繕那なり。

内海

論じて曰はく、妙高を初めと爲し、二六 輪圍を最後として中間に

九山原語	俱舍論十一(婆沙、百三十三)	立世毘曇二(大正三二p.181)	
Sumeru	蘇迷盧山―(妙高)高さ水中八萬、水上八萬由旬	須彌山―高	水中、水上皆八萬由旬
Yugaṃdhara	踰健達羅山―(持雙)高さ水中八萬、水上四萬	乾陀山―〃	共に四萬由旬
Īṣādhara	伊沙馱羅山―(持軸)高さ水中八萬、水上二萬	伊沙陀―〃	共に二萬由旬
Khadiraka	朅地洛迦山―(檐木)高さ水中八萬、水上一萬	訶羅置―〃	共に一萬由旬
Sudarśana	蘇達梨舍那山―(善見)高さ水中八萬、水上五千	修騰娑―〃	共に五千由旬
Aśvakarṇa	頞濕縛羯拏山―(馬耳)高さ水中八萬、水上二千五百	阿沙干山―〃	共に二千五百由旬
Vinataka	毘那怛迦山―(象耳又は有障礙)高さ水中八萬、水上一千二百五十	毘那多―〃	共に一千二百五十由旬
Nimindhara	尼民達羅山―(持山又は魚名)高さ水中八萬水上六百二十五	尼民陀―〃	共に六百二十五由旬
Cakravāḍa	鐵輪圍山―高さ水中八萬、水上三百十二半	鐵圍山―〃	共に三百十二半

八功德水 八海有り。前の七を内と名く。七の中に、皆、八功德水を具す。一には甘、二には冷、三には輭、四には輕、五には清淨、六には臭からず、七には飲む時喉を損せず、八には飲み已りて腹を傷めざるなり。

内海の量積 是の如き七海は、初[二七]〔海〕の廣さ八萬なり。[二八]持雙山の内の邊周の量に約していへば、其の四面に於いて數ふること各三倍なり。謂はく、各二億四萬踰繕那と成る。其の餘の六海の量は半半に陝し。謂はく、第二の海の量は廣さ四萬にして、乃至第七の量は廣さ一千二百五十〔踰繕那〕なり。

外　海 此れ等の周圍の量を說かざるは煩多なるを以ての故なり。第八を外と名け、鹹水盈滿す。量は廣さ三億二萬二千〔踰繕那〕なり。

第四節　四大洲

四大洲 頌に曰はく、

(53b)[二九]中に於ける大洲の相は、南贍部は車の如くにして、

三邊各二千あり、(54)南邊は三半有り。

東毘提訶洲は　其の相、半月の如くにして、

三邊は贍部の如く、東邊は三百半なり。

是の如き金輪の上に更に雨ふりて九山を形成す。妙高山は最も中に居り、鐵圍山最も外に居る。水中に入ることと八萬踰繕那なり。妙高山は水上に突出することも亦八萬由旬なるが、他の八山は半半に漸減す。その體に至りても、他は金の所成なるも、妙高山は所謂四寶の成ずる所なり。尙ほ之に關する諸異說を圖表すれば前頁表の如し。

【一四】 妙高山は蘇迷盧(Sumeru)の譯、舊に須彌と云ふ。諸山中の最大なるものなるを以て王といへるなり。

【一五】 四寶類に關し經論異說あり。

	長阿含十八 起世經一	立世毘曇二	正法念經(卷六十八)大正一七、四四四頁	俱舍
東	天銀	黃金	白銀	銀
南	天瑠璃	頗梨	毘瑠璃	吠瑠璃
西	天水精	白銀	眞金	頗胝迦
北	天金	琉璃	頗梨	金

【一六】 頗胝迦とは、水晶のことなり。

【一七】 種藏とは、寶の種たるべきものといふ義。

【一八】 因滅して果生ず云云。水が變じて寶となる時、水の要素を具備しながら、寶となるにあらずして、此際水は滅して寶が新に生ずるといふ義。蓋し、若し水の性を有しながら寶と變轉すといへば、寶も再び水に還元するの義を含み、數論師が、自性より覺等を轉變し、覺等は再び自性に戻るといふ、所謂轉變說(pariṇāmavāda)と區別なきに至るを恐れての注意なりとす。

【一九】 謂はく云云。自性(prakṛti)は萬有の太源とし

(55)西瞿陀尼洲は、其の相圓くして缺くること無く、
徑は二千五百にして、周圍は此れに三倍す。
北倶盧は菱方なり。面は各二千にして均し。
(56)中洲に復た八有り。　四洲の邊に各二有り。

論じて曰はく、外海の中に於いて、大洲に四有り。謂はく、

南贍部洲　四面に於いて妙高山に對す。[三〇]南贍部洲(Jambudvīpa)は、北は廣く南は陜く、三邊は量等し。其の相は車の如く、南邊は、唯、[三一]廣さ三踰繕那半にして、三邊は各二千踰繕有り。

金剛座　唯、此の洲の中にのみ[三二]金剛座有り。上は[三三]地際を窮め下は金輪に據る。一切の菩薩の將に正覺に登らんとするや、皆、此の座の上に坐して[三四]金剛喩定を起す。[三五]餘の依及び餘の處所には、堅固なる力の能く[三六]此れを持するもの有ること無きを以ての故なり。

東勝身洲　[三七]東勝身洲(Pūrvavideha dvīpa)は、東は陜く西は廣く、三邊の量は等し。形は半月の如くにして、東は三百五十。三邊は各二千[踰繕那]なり。

西牛貨洲　[三八]西牛貨洲(Avaragodānīyadvīpa)は、圓くして滿月の如く、徑二千五百、周圍七千半[踰繕那]なり。

北倶盧洲　[三九]北倶盧洲(Uttarakuru dvīpa)は形、方座の如く、四邊の量は等しくして、面ごとに各二千[踰繕那]なり。等しと言ふは少し

て、それ自身は常住なれど、その中に萬有たるべき種の法(廿三諦)を含み、それ等の法は自性に依止して或は自性より展開し、或は自性に還元すとは數論の世界觀なり、(木村博士著、印度六派哲學一四一—一五〇同一六四—一七〇參照)。ここに有法(dharmin)といへるは本體といふ位の義にして法(dharma)といへるは現象の義と解すべし。

【三〇】　謂はく云云。有法は本體常住なるに、その法が展轉生滅するといふは矛盾なりとなり。

【三一】　唯云云。吾等數論教徒は有法たる自性以外に法たる現象ありて、有法が湛然としてゐるにも拘らず、法のみ生滅すとは說かず。有法たる自性は言はば金の如きものにて、法たる覺我慢以下の現象は言はば金器の如きものなり。金器はいかに變化しても常に金に依存するが如きを名けて、法は有法によると說くのみ。故に汝の難は我宗義を誤解しての攻擊に過ぎずといふなり。

【三二】　此の物とは萬法。自性は萬法に外ならざるに其の自性の展開たる萬法は無常にして、展開する自性が常住なりといふことの如き理として許す可からずとの意。

※以下の說明に就きては、木村博士、小乘佛教思想論二八八頁以下に詳し、就きて見るべし。

【三三】　亦爾なれど云云。須彌山は水中にある部分の八萬由旬なるが如く、水面に出づる部分も亦八萬由旬なりとの義。

【三四】　是の如き九山云云。須彌山の廣さは八萬由旬、持雙山のそれは四萬由旬、持軸山のそれは二萬由旬、

の増減も無きことを明さんが爲めなり。

四洲の人の顔形　其の洲の相に隨つて人の面も亦然なり。

八の中洲　復た八の中洲有り。是れは大洲の眷屬なり。謂はく、四大洲の側に各、二の中洲有り。

贍部洲の邊の二の中洲とは、一に[四〇]遮末羅(Cāmara)洲、二に[四一]筏羅遮末羅(Avaracāmara)洲なり。

勝身洲の邊の二の中洲とは、一に[四二]提訶(Deha)洲、二に[四三]毘提訶(Videha)洲なり。

牛貨洲の邊の二の中洲とは、一に[四四]舍搋(Śāṭhā)洲、二に[四五]嗢怛羅漫怛里拏(Uttaramantriṇa)洲なり。

倶盧洲の邊の二の中洲とは、一に[四六]矩拉婆(Kurava)洲、二に[四七]憍拉婆(Kaurava)洲なり。

此の一切の洲は皆、人の住する所なり。

異説　有るは説く「[四八]唯、一のみ羅刹娑(rākṣasa)居せり」と。

第五節　贍部洲の山河

頌に曰はく、

九の黑山　(57)[四九]此の北に九の黑山有り、　雪と香醉との山の内に、

無熱池あり。縱廣、五十踰繕那あり。

大雪山と香醉山　論じて曰はく、[五〇]此の贍部洲の中より北に向へる三處に、各、

乃至鐵圍山のそれは三百十二由旬なり。

【三五】 (51b) sītāḥ saptāntarāṇy
eṣām ādyāśītisahasrikā.
舊譯—其中間七海、　初海八十千、
說此名ニ內海、
(52) ābhyantaraḥ samudro
'sau tr guṇaḥ sa tu pārśvataḥ
ardhārdhenāparāḥ śītāḥ
śeṣaṃ bāhyo mahodadhiḥ.
一一邊三倍、　餘海半半狹、
所餘名ニ外海、
(53a) lakṣatrayaṃ sahasrāṇi
viṃśatir dve ca,
三洛沙二萬、　及二千。

以上九山卽ち妙高山より鐵輪圍山に至る中間に八の海有り。その前の七を內海と稱し各八功德水を湛ふ。その量は初內海は廣さ八萬踰繕那にして、周邊は二億四萬踰繕那あり。餘の六海は次第を追ひて邊に至るに從ひ、其の廣さ半減す。第八の海を外海と稱し、鹹水充滿し、量は廣さ三億二萬二千踰繕那なり。

【三六】 輪圍とは鐵輪圍山のこと。

【三七】 初海の廣さ云云。妙高山より持雙山の間の距りが八萬由旬ありとの義。

【三八】 持雙山云云。持雙山の須彌に向へる方を內面といふ。ここを基礎として第一內海の横の廣を計れば八萬由旬の三倍、卽ち二億四萬となる(但し十進數なり)之を圖にて示せば次の如し。

三重の黒山有り。大雪山(Mahāhimālayagiri)有りて黒山の北に在り。大雪山の北に[五一]香酔山有り。

無熱悩四大河

雪〔山〕の北、香〔酔山〕の南に大池水有り。[五二]無熱悩と名け、四大河を出す。一には[五三]殑伽河、二には信度河、三には徙多河、四には縛芻河なり。

無熱悩池の量

無熱悩池は縦廣、正等にして、面ごとに各、五十踰繕那の量あり。八功徳水其の中に盈滿し、通〔力〕を得たる人に非ざれば能く至るに由無し。

贍部樹林

此の池の側りに於いて贍部林あり。樹の形高大にして、其の果は甘美なり。此の林に依るが故に贍部洲と名く。或は此の果に依りて以て洲の號を立つ。

第六節　地　獄(捺落迦)

第一項　八熱地獄

地獄

復た何れの處に於いて捺落迦・大捺落迦を置くや。何れの量にして幾くありや。

頌に曰はく、

(58)[五四]此の下、二萬を過ぎて、無間あり、深さと廣さと同じ。

上に七捺落迦あり。八には増あり。皆十六なり。

(59)謂はく、煻煨と屍糞と鋒刃と烈河との増なり。

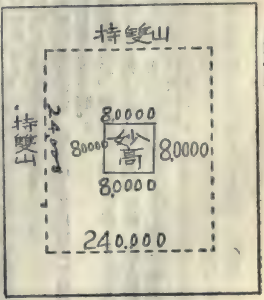

【二九】(53b) tatra tu
jambudvīpo dvisāhasras
tripārśvaḥ śakaṭākṛtiḥ.
(54) sārdhaṃ triyo anaṃ
tv ekaṃ, prāgvideho 'rdhacandravat.
pārśvatrayaṃ tathāsyaikaṃ
sārdhaṃ triśatayojanam.

舊譯—於中、剡浮洲二千、
三邊相如車　一三由旬半、
東洲如半月、　三邊如一邊
三百半由旬、

(55) godānīyaḥ sahasrāṇi
sapta sārdhāni maṇḍalaḥ,
sārdhe dve madhyamasyāṣṭau
caturasraḥ kuruḥ samaḥ.

瞿陀尼相圓、　七千半由旬、
徑量二千半、　鳩婁八千等、
二提訶焉婁、　遮末羅遮羅、

(56) dehā videhāḥ kuravaḥ
kauravāś cāmarāvarāḥ

各、彼の四方に住す。餘の八は寒地獄なり。

無間地獄

論じて曰はく、此の贍部洲の下、二萬〔踰繕那〕を過ぎて[五五]阿鼻旨大捺落迦有り。深さと廣さとは前に同じ。謂はく、各各二萬なり。[五六]故に彼れの底は此を去ること四萬踰繕那なりとす。

其の中に於いては、苦を受くること、間無く、餘の七大捺落迦の苦を受くること恆に非ざるが如きに非ざるを以ての故に、無間と名く。且らく、等活捺落迦の中の如きにては、諸の有情の身は種種の斫刺磨擣を被ると雖も、而も彼れは暫らく涼風の吹かるるに逢へば、還た活くること本の如し。此の理に由るが故に等活の名を立つ。阿鼻旨の中には、是の如き事無し。

異説

有餘師の説く、「阿鼻旨の中には樂の苦に間ること無きが故に、無間と名く。餘の地獄の中には樂の間り起ること有り。異[五七]熟は無しと雖も〔而も〕等流は有るなり」と。

七捺落迦

七捺落迦は無間〔地獄〕の上に在り。重累して住す。その七とは何ぞ一には[五八]極熱、二には[五九]炎熱、三には[六〇]大叫、四には[六一]號叫、五には[六二]衆合、六には[六三]黒繩、七には[六四]等活なり。

有るが説く、「此の七は無間の傍に有り」と。

第二項　八捺落迦の十六増

八捺落迦の十六増

八捺落迦の[六五]增(utsada)に、各、十六有り。故に、[六六]薄伽梵は

---

aṣṭau tadantaradvīpāḥ
śāṭhā uttaramantriṇaḥ.

中間有二八洲一、捨嗢北矩陀。

右の中、西瞿陀尼洲と北倶盧洲に關する記述は梵文は略なることが注意さるる。

第八外海の海中に四大洲有り。即ち左の如し。

南贍部洲は廣さ南邊は三踰繕那、他の三邊は各二千踰繕那あり。唯此洲にのみ菩薩成道の座所たる金剛座あり。

東勝身洲は形半月の如く、東邊三百五十踰繕那、三邊は二千踰繕那有り。

西牛貨洲は形圓く徑二千五百踰繕那、周圍七千五百踰繕那有り。

北倶盧洲は方座の如き形を成し四邊等しくして各二千踰繕那有り。

此の四大洲に各眷屬として二中洲づつ有り。之れ等は何れも人の住む所にして、その中、四洲に住む人の顔も亦その洲の形の如くなりと言ふ。

〔三〇〕南贍部洲は舊譯に剡浮洲といふ。もと全印度の名稱なりしが、世界觀の擴大につれて遂に吾等の住む世界全體の意義に移れるなり、從つてその形狀を説くにも印度半島を模型とするなり。

〔三一〕車の如くとは印度の車は前狹く後濶し（光記）。即ち贍部洲の形は次の如し。

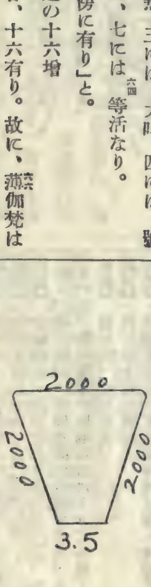

此の頌を說く。言はく、

　此の八の捺落迦は、我れ甚だ越え難しと說く。
　熱鐵を以て地と爲し、周匝して鐵墻有り。
　四面に四門有り。關閉するに鐵扇を以てし
　巧みに分量を安布せり。各各十六の增有り。
　多百踰繕那なり、中に造惡の者を滿つ。
　周徧して焰交徹し、猛火恆に洞然たり。

十六の增とは、八捺落迦の四面の門の外に各各四所有り。

一、煻煨增　一には[六七]煻煨增。謂はく、此の增の內には煻煨、膝を沒し、有情の彼れに遊びて纔に足を下す時、皮肉と血と俱に燋爛して墮つ。足を擧ぐれば、還た生じて平復すること本の如し。

二、屍糞增　二には[六八]屍糞增。謂はく、此の增の內には屍糞の泥滿ち、中に於て多くの[六九]娘矩吒蟲有り。觜、利きこと針の如く、身は白くして頭は黑し。有情が彼こに遊ぶに、皆、此の蟲の爲めに皮を鑽ぶり骨を破り其の髓を咂食せらる。

三、鋒刃增　三には[七〇]鋒刃增。謂はく、此の增の內に復た三種有り。

(イ)刀刃路　一には[七一]刀刃路。謂はく、此の中に於いては、仰に刀刃を布きて以て大道と爲し、有情が彼に遊ぶに、纔に足を下す時、皮肉と血と俱に斷碎して墮つ。足を擧ぐれば還た生じて平復すること本の如し。

【三二】金剛座（vajrāsana）は、佛成道の時の座處なり。
【三三】地際を窮むとは、上は地面に達すといふに同じ。
【三四】金剛喩定（vajropama samādhi）は、菩薩の最後位に、最も微細の煩惱を斷ずる禪定の名、又金剛三昧といふ。其の智用の堅利なるによりて金剛と名く。
【三五】餘の依。餘の依身。
【三六】此れをとは金剛喩定。
【三七】東勝身洲又は東毘提訶洲は舊に弗婆毘提訶といふ。贍部洲思想は半島地より發達したるものとすれば、東勝身洲思想は、その名の示すが如く、東方毘提訶國より發達したるものならん。其の形は次の如し。

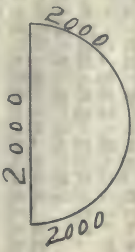

【三八】西牛貨洲又は西瞿陀尼洲は舊に、阿婆羅瞿陀尼といふ。西方、恐らく五河地方邊より發達したる思想ならん。其の形は、

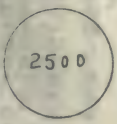

【三九】北俱盧洲は舊に、鬱多羅曳洲といふ。即ちもと婆羅門文明の中心地たるクル地方を世界化せる思想ならん。四洲中、此處を以て樂土視する所以もここにあらん。其の形は、

(ロ)劍葉林

二には[七二]劍葉林。謂はく、此の林の上には純ら銛利なる劍刄を以て葉と爲し、有情の彼に遊ぶに、風葉を吹きて墜し肢體を斬刺して骨肉零落せしむ。[七三]烏駮狗有り。擺掣して之を食ふ。

(ハ)鐵刺林

三には[七四]鐵刺林。謂はく、此の林の上に利き鐵の刺有り。長きこと十六指なり。有情が、逼められて樹に上下する時、其の刺の銛鋒は上下して鑱刺す。[七五]鐵觜鳥有りて有情の眼睛、心肝を探り啄み爭ひ競うて食ふ。

刀刄路等の三種は殊りと雖も、鐵仗同じきが故に一增に攝す。

四、烈河增

四には[七六]烈河增。謂はく、此の增の量は廣くして、中に熱鹹水を滿つ。有情が中に入りて或は浮び或は沒し、或は逆に或は順に或は橫に或は轉じて、蒸され煮られ骨肉糜爛す。大なる鑊の中に灰汁を滿盛し、麻米等を置き、猛火の下に燃ゆる時、麻〔米〕等が中に於いて上下に廻轉し擧體糜爛するが如く、有情も亦然り。設ひ逃亡せんと欲すとも、兩岸の上に於いて、諸の[七七]獄卒有りて、手に刀鎗を執り、禦捍して廻らしめ、出づることを得るに由無し。此の河は壍の如く、前の三は園に似たり。

結—增の意義

四面に各各四の增あり、故に皆十六と言ふ。此れは是れ[七八]增上に刑害せらるる所なるが故に、說きて增と名く。本地獄の中にも適しく害せられ已りて重ねて害に遭ふが故なり。有るは說く、「有情、地獄より出でて更に此の苦に遭ふが故に、說きて增

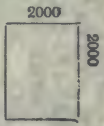

【四〇】遮末羅洲は舊譯に、遮摩羅といふ。譯して猫牛といふ。

【四一】筏羅遮末羅は舊に婆羅阿婆羅遮羅、譯して勝猫牛といふ。

蓋し是等は今のセイロン島より發達したるものならん。

【四二】提訶は、譯して身といふ。

【四三】毘提訶は譯して勝身といふ。

【四四】舍擿洲は舊譯に、舍陀阿、譯して諂といふ。

【四五】嗢怛羅漫怛里拏は舊譯に鬱多羅曼陀、譯して上義といふ。

【四六】矩拉婆洲は舊譯に鳩婁、譯して勝邊といふなり。

【四七】憍拉婆は舊譯に、高羅婆、譯して有勝邊といふなり。

【四八】唯一とは、眞諦譯には阿婆羅遮摩羅洲のこととあり、稱友は遮摩羅と阿婆羅との隨一とす。

羅刹娑は舊譯に、剎といひ、惡鬼の通名なり。

【四九】(57) ihottareṇa kiṭādrinavakād
dhimavāṃs tataḥ
pañcāśad vi[　]saro
'rvāg gandhamādanāt.

舊譯—此中向ニ北地ヘ　九山邊雪山、
香雪二山間、　五十由旬池。

贍部洲の中より北に向ひて三の黑山が三重に存在し、合して九山有り。九山の北に雪山有り。雪山の北に香醉山有り。此の雪山と香山との間に無熱惱池有り。神通

と爲す」と。

第三項　特に獄卒に就きて

獄卒　今、此の中に於いて、論に因りて論を生ず。

問　七九 諸の地獄の卒は是れ有情なりや、不や。

答　有るは說く、「非情なり」と。

問　如何にして動作するぞ。

答　有情の業力は成劫の風の如くなればなり。

難　若し爾らば、云何にして彼の 八〇 大德法善現の說を通ぜんや。彼れが頌に言ふが如し。

八一 心に常に忿毒を懷き、好んで諸の惡業を集め、
他の苦を見て欣悅するものは、　死して琰魔の卒と作る。

答　琰魔王の使なる諸の邏刹娑にして諸の有情を擲ちて地獄に置くものを、琰魔の卒と名く。是れ實の有情なり。地獄の中にて有情を害するものには非ず。故に地獄の卒は實の有情に非ず。

異說　八二 有るが說く、「有情なり」と。

八三 若し爾らば、此の惡業は何れの處にて異熟を受くるや。

答　即ち地獄の中なり。地獄の中には尙、八四 無間所感の異熟すら「受け入る」容きを以てなり。此れを「受くるに」何の理か遮することあらんや。

難　若し爾らば、何に緣りて火は彼れを燒かざるや。

を得たる人のみ能く至り得る處にして、之より殑伽、信度、徙多、縛芻の四大河を出す。池側に贍部樹林有り。之れによりて此洲に名く。

【五〇】　此の贍部洲云云。舊譯に曰はく、「此剡浮洲中、向㆓北地㆒有㆓三黑山㆒、度㆓三黑山㆒復有㆓三黑山㆒、度㆓三黑山㆒復有㆓三黑山㆒、此山悉下故名㆓蟻山㆒、九山北邊有㆓雪山㆒、從㆓雪山㆒向㆓北地㆒」とあり。

【五一】　香醉山は舊譯に、香山 (Gandhamādana-giri) とあり。

【五二】　無熱惱は舊譯に、阿那婆恒多 (Anavatapta) とあり、阿耨達池ともいふ。

【五三】　殑伽河は舊譯に、恒河 (Gaṅgā) と言ふ。信度河は舊譯に、辛頭 (Sindhu) といふ。徙多河は舊譯に、私多 (Sītā) とあり。縛芻河は舊譯に、薄搜 (Vakṣu) とあり。此等は順次に無熱惱池の東・南・北・西より流出す。

【五四】　(58) adhaḥ sahasrair viṃśatyā
tanmātro 'vīcir asya hi
tadūrdhvaṃ sapta
narakāḥ sarve 'ṣṭau ṣoḍaśotsadāḥ

舊譯—向㆑下二十千、　阿毘指廣爾、
上有㆓七地獄㆒、　此八十六園、

(59) kukūlaṃ kuṇapaṃ caiva
kṣuramārgādikaṃ nadī
teṣāṃ caturdiśam, śītā
anye 'ṣṭāv arbudādayaḥ.

熱灰及死屍、　刄路等烈江、
於㆓彼四方㆒異、　八寒地獄剡浮等。

【五五】　此の南贍部洲の下二萬踰繕那の處に無間地獄有り。深と廣と相同じ。其の上に七の地獄あり。之れ等の八地獄の四面の門外に各四增あり。煻煨、屍糞、鋒刄、河の四にして、有情が本地獄を出で已りて、更に苦を受く

答 此れは定んで業力に隔礙せらるるに由るが故なり。或は〔又〕異れる大種を感ずるが故に焼かれざるなり。

第四項 八寒捺落迦及び孤地獄

八寒捺落迦 熱い捺落迦は已に八有りと說きたり。復た餘に八の寒の捺落迦有り。

其の八とは何ぞ。

一には[八五]頞部陀(Arbuda)、二には[八六]尼刺部陀(Nirarbuda)、三には[八七]頞哳吒(Aṭaṭa)、四には[八八]臛臛婆(Hahava)、五には[八九]虎虎婆(Huhuva)、六には[九〇]嗢鉢羅(Urtpala)、七には[九一]鉢特摩(Padma)、八には[九二]摩訶鉢特摩(Mahāpadma)なり。

此の中、有情の嚴寒に逼められて[九三]身と聲との變ずるに隨ひ、以て其の名を立つ。此の八は並に贍部洲の下の[九四]前に說きたる如き大地獄の傍に居す。

洲と地獄 問 此の贍部洲は其の量幾も無し。下に寧ぞ無間等を容受せんや。

答 洲は穀聚の如し。上は尖りて下は闊し。是の故に大海は漸く陿く漸く深し。

孤地獄 上に論ずる所の[九五]十六の地獄の如きは、一切有情の增上業の〔所〕感なり。餘の[九六]孤地獄は各々別業の招くところなり。或は多の、或は二の、或は一の〔の有情〕の〔所感〕なり。止まる所の差別も、多種にして、處所定まらず。或は江河・山邊・曠野に

る所なるが故に增と名け、四門に各四あれば合して十六となる故に、十六增と稱するなり。上の八は熱地獄にして、有情の之れに生ずるや、熱によつて苦を受くるも、その傍に更に八の寒によつて苦を受くる地獄有り。之を八寒地獄と名く。

【五五】阿鼻旨大捺落迦は(舊譯に、阿毘指(Avici)、譯して無間といふなり。

【五六】故に云云。この南贍部より二萬由旬の下にあり、更に阿鼻地獄の深さも二萬由旬あるを以て、南贍部の表面より阿鼻の底までは四萬由旬ある譯なり。

【五七】異熟云云。地獄の中には前世の業に酬いたる果報としての樂なきも、苦受の薄らぐことによりて、消極的に生ずる樂の交ることはあるとの意なり。

【五八】極熱は舊譯に大燒(Pratāpana)とあり。

【五九】炎熱は舊譯に燒(Tapana)とあり。

【六〇】大叫は舊譯に大叫喚(Mahāraurava)。

【六一】號叫は舊譯に叫喚(Raurava)。

【六二】衆合は舊譯に衆磕(Saṃghāta)。

【六三】黑繩は舊譯も同じ(Kālasūtra)。

【六四】等活は舊譯に更活(Saṃjīva)とあり。

【六五】增とは、本地獄に屬する言はば、庭園の如きものにて、四面に四增づつ附屬するを以て、一地獄に十六增あることになる。之を增といふ所以は、種種の解釋あれど、本地獄の外に重ねて、ここにて、苦を受くるといふ理由に基くものと解して大差なし。

【六六】薄伽梵等。雜阿含四十七(大正二、三四一頁上、中)增一阿含三十六(大正二、七四七頁下)等參照。iti ete ṣṭau nirayā ākhyātā duratikramāḥ. ākīrṇā raudrakarmebhiḥ pratyekaṃ ṣoḍaśotsadāḥ. catuḥskandhāś caturdvārā vibhaktā bhāgaśo mitāḥ. ayaḥprākāraparyantā ayasā pratikubjitāḥ. teṣām ayo-

近きあり。或は地下・空、及び餘處に在るあり。

總結 諸の地獄の器の安布は、是の如くにして本處は下に在れども支派は定まらず。

第七節[九七] 傍生と鬼との住處

傍生 傍生の住處は、謂はく、水と陸と空となり。本處は大海なれども、後に餘處に流〔至〕せるなり。

鬼 諸の鬼の本處は[九八] 琰魔王の國なり。此の贍部洲の下に於いて、五百踰繕那を過ぎて琰魔王の國あり。縱と廣さとの量も亦爾なり。此れより展轉して餘處に散居し、或は端嚴にして大威德を具し、諸の富樂を受け、自在なること〔諸〕天の如きものあり、或は飢羸して顏貌醜陋なるものも有り。是の如き等の類は、廣く說くこと、[九九] 經の如し。

[一〇〇] 第八節 日と月

日月所居の量 日・月の居る所の量等の義とは、

頌に曰はく、[一〇一]

(60) 日月は迷盧の半にあり。　五十一と五十となり。
夜半と日沒と中と、日出と四洲等し。

(61) 雨際第二月の、後の九より夜漸く增す。

---

mayi bhūmir jvalitā tejasā yutā, [anekayojana śata-ir jvalābhis iṣṭhati] sphuṭiḥ (Mahāvastu. I. p. 9. or. III. p. 454) cf. 倚舊譯は

如ㇾ此八地獄、　我說雖ㇾ可ㇾ度、
滿極惡業人、　各有二十六園一、
四面有二四門一、　害具及量等、
鐵㘯所開遶、　六方皆鐵板、
鐵地悉焦熱、　猛火恒洞燃、
無數百由旬、　徧滿焰交徹。

【六七】 煻煨增は舊譯に熱灰園(Kukūla)とあり、煻煨とは熱灰(アツバヒ)の義なり。

【六八】 屍糞增は舊譯に死屍園(Kuṇapa)とあり。

【六九】 娘矩吒蟲は舊譯に攘鳩多(Nyaṅkuṭa)とあり、觜快利の蟲にして、針口蟲ともいふ。婆沙一七二、には嬢矩吒蟲とあり、(毘曇部十五、三八三頁)。

【七〇】 鋒刃增は舊譯に刃路園(Asidhāra)とあり。

【七一】 刀刃路は舊譯に刀刃路園(Kṣuradhāramārga)とあり。

【七二】 劒葉林は舊譯に劒葉林園(Asipattravana)とあり。

【七三】 烏駮狗(Śyāmala-śabalāḥ śvāna)とは、くろまだらなる狗のこと。

【七四】 鐵刺林は舊譯に鐵(一本鈷)、𣗳利林(Ayaḥśālmalivana)、

【七五】 鐵㭰烏(Ayastuṇḍa nāmānavāyasa)。鐵の㭰ある烏なり。

【七六】 烈河增(舊譯、烈江園 Kṣāra-nadi)。

【七七】 獄卒(naraka-pāla)。

【七八】 增の意義に三あり。

(一)苦が本地獄より重きが故に(度の强き義)。

(二)本地獄にて苦を受け更に苦を受くるが故に(度び

　寒の第四も亦然り。　夜減ずれば晝此れに翻ず。
(62)晝夜に臘縛を増すは、南北の路を行く時なり。
　日に近きて自ら影覆ふ。　故に月輪の缺くるを見る。

日月等の依持

論じて曰はく、日・月・衆星は何に依りて住するや。風に依りて住す。謂はく、諸の有情の業の増上力は、共に風を引起し、〔風は〕妙高山を遶り、空中に旋環し、日等を運持して停墜せざらしむればなり。

所居への距離

彼れの住する所は、此を去ること幾踰繕那なりや。
[一〇二] 持雙山の頂にして、妙高山の半に齊し。

日月等の徑量

日・月の徑の量は幾踰繕那なりや。
日は五十一〔踰繕那〕にして、月は唯五十〔踰繕那〕なり。星の最も小なるは、唯一[一〇三]倶盧舍にして、其の最も大なるは十六踰繕那なり。

日月の所作事

日輪の下面の[一〇四]頗胝迦(sphaṭika)寶は火珠の所成にして、能く熱し能く照らす。月輪の下面の頗胝迦寶は水珠の所成にして、能く冷し能く照らす。
〔日・月の二は〕、有情の業の増上に隨ひ生ぜられ、能く[一〇五]眼・身・果・華・稼穡・藥草等の物に於て、其の所應の如く益を爲し損を爲す。

一日の所作と四洲

唯、一の日と月とが普く四洲に於いて所作の事を作す。

重なる義)。
(三)本地獄を出でて復た苦に遭ふが故に（更に復たの義)。此第三說は長老如意(Sthavira manoratha)の說なりと。
【七九】諸の地獄の卒云云。小乘各派の中、大衆部・正量部は卒は是れ有情なりと說き、有部は「こは有情に非ずして、惡業が感の増上の大種が轉變して生ずる所の心外の造色の形顯量力の差別なり」と說く。經部も非有情とす。「參考、大乘に於いても亦有情に非ずと說く。唯識二十論述記疏上（大正四三、九八七頁上）參照」。
【八〇】大德法善現は（舊譯大德達摩須部底 Dharmika subhūti)。婆沙論百七十二、（毘曇部十五、三八一頁）參照。
【八一】心に云云の舊譯
　恒瞋好麁業、　於レ惡起ニ愛樂一、
　見ニ他苦一生レ樂、　必作ニ閻魔卒一。
【八二】有るが云云。大衆部及び正量部の說。前註參照。
【八三】若し爾らば云云。獄卒は有情なりとせば、彼等は地獄にて亡者を苦めたる惡業の酬いを何處にて受くるやとの問なり。
【八四】無間とは五無間業のこと。地獄の中には、五無間業の感ずる所の異熟を入れ得るにあらずや。況して獄卒の作れる惡業の小果を入れ得ざる理あらんやとなり。
【八五】頞部陀は舊譯に頞浮陀、譯して皰といふ。嚴寒身に迫りて其の身に皰を生ずればなり。
【八六】尼刺部陀は舊譯に尼剌浮陀、譯して皰裂といふ。嚴寒身に迫ると、身皰裂すればなり。
【八七】頞哳吒は舊譯に阿吒吒、苦みに堪へずして發する聲より來れる名。
【八八】臛臛婆は舊譯に阿波波、同じく苦しみの聲。

一の日の所作事は、四洲同時と爲さんや、不や。

答　爾らず。

云何。

北洲の夜半は東洲の日沒、南洲の日中は西洲の日出なり。

[一〇六] 此の四時あるは等し。餘は例して知るべし。

晝夜の長短

日が此の洲を行ずるや、路に差別有り。故に晝夜をして減あり、增有らしむ。

[一〇七] 雨際の第二月の後半の第九日よりは夜漸く增し、寒際の第四月の後半の第九日よりは夜漸く減ず。晝の增・減する位は、此れと相違し、夜の漸く增す時、晝は便ち漸く減じ、夜若し漸く減ずれば、晝は則ち漸く增すなり。

一晝夜の增減の量

晝と夜との增す時一晝夜は增すこと幾なるや。

一の[一〇八]臘縛を增す。晝・夜の減ずることも亦然り。

[一〇九] 日が此の洲に行ずるに、南に向ふと北に向ふとにて、其の次第の如く夜增し、晝增す。

月の缺盈

何が故に、月輪は[一一〇]黑半の末、[一一一]白半の初位に於いて缺くること有るを見るや。

[一一二] 世の施設の中に是の如き釋を作す。「月の宮殿が行いて日輪に近づくを以て、月は日輪の光を被りて侵照せられ、餘の邊は影を發して自ら月輪を覆ひ、爾の時に於いて見ること圓滿ならさ

【八九】 虎虎婆は舊譯に濕睺睺、同じく苦聲。

【九〇】 嗢鉢羅は舊譯に憂波羅、譯して靑蓮華といふ。嚴寒身に迫り、身變じて折裂すること靑蓮華の如くなればなり。

【九一】 鉢特摩は舊譯に波頭摩、譯して紅蓮華といふ。嚴寒身に迫り身變じて折裂すること紅蓮華の如くなるが故にいふ。

【九二】 摩訶鉢特摩は舊譯に分陀利柯、譯して大紅蓮華といふ。身の寒の爲めに折烈すること大紅蓮華の如きをいふ。

【九三】 身と聲と云云。聲の變ずるは頞哳吒、臛臛婆、虎虎婆の三にして、他の五は皆身の變ずること上の註の如し。

【九四】 前に說きたる大地獄とは八熱地獄。

【九五】 十六の地獄。八の熱地獄と八の寒地獄。

【九六】 婆沙には獨地獄といひ、此の外に邊地獄の名も立てり（婆沙一七二、毘曇部十五、三八二頁參　）。

【九七】 婆沙、一七二（毘曇十五）、舊譯卷八、二一六頁中、正理三一、光記一一、一八七頁中參照。

【九八】 琰魔王（Yamarāja）は、もと梨倶吠陀時代にありては死者の行く、天國極樂の主なりしも、次第に其地位を變じて、遂に地下に於ける鬼界の主とせらるるに至れるなり。

【九九】 經の如し。舊譯には、所餘諸鬼神如二餓鬼本業經說一云云。正法念經十六、七卷大正一七、九一頁以下參照。

【一〇〇】 日月の運行等に關する詳細は、婆沙卷一三六（毘曇部十四、三一頁以下）、及び、木村泰賢博士著、小乘佛教思想論、二九頁以下を見よ、尙、舊譯卷八、二一六頁中、正理卷三一、光記一一、一八七頁參照のこと。

【一〇一】 (60) ardhena meroś oundiricm,

らしむ」と。

[二三]先舊の師は釋す。「日・月輪は行度同じからずして圓・缺有ることを現す」と。

[二四]第九節　天器及び諸天

第一項　總　論

日等の宮殿には何の有情が居するや。

[二五]四大天王所部の天衆なり。

是の諸の天衆は唯此れにのみ住するや。

若し[二六]空居天ならば、唯是の如き[二七]日等の宮殿に住し、若し[二八]地居天ならば、妙高山の諸の[二九]層級等に住す。

第二項　妙高山の四層級

幾くの層級有りや。其の量は云何。何等の諸天が何れの層級に住するや。

頌に曰はく、

(63)[三〇]妙高の層に四有り。　相去ること各、十千なり。

傍に出づること十六千と、　八〔千〕と四〔千〕と二千との量なり。

(64)堅手と及び持鬘と、　恒憍と大王衆と、

次の如く四級に居す。　亦、餘の七山にも住す。

pañcāśatsaikayojanau.
ardhar tro 'stagamanam
madhyā[hna udayaḥ samam].

舊譯—日月彌世半、　五十一由旬、
夜半日沒中、　日出同一時、

(61) prāvṛṇmāse dvitīye
'ntyanavamyāṃ vardhate niśā.
hemantānāṃ caturthe
tu hīyate 'har viparyayāt.

雨際二後九、　夜則漸漸長、
寒際第四月　夜短、日翻、此、

(62) lavaśo rātryaharvṛddhī
dakṣiṇottarage ravau
svacchāyayārka [sāṃnidhyād
vi]kalendusamīkṣaṇam.

日夜長羅婆、　日行南北時、
由自影近日　故見月不圓。

扨て上の如き世間に對して一の日月と衆星と有りて、日月は須彌山の半に居し、前者は徑五十一踰繕那有り。後者は五十踰繕那有り。巳に四洲に一日月なるが故に、日月の作用は四洲各別にして、北洲の夜半は東洲の日沒に當り、南洲の日中は西洲の日出に當る。

而して、日の又、此の南洲を行くにも差別有りて、之れが爲に晝夜長短の別を生じ、雨期の第二月の後半の第九日以後は夜漸次に增し、寒期第四月の後半第九日以後は夜漸次に減ず。晝の增減は知るべし、夜の減增に相違して相應す。

かくの如き晝夜長短の相違と共に又日行の路の南北の相違によりて月に盈缺あり。

【一〇二】持雙山の頂は高さ四萬由旬なり。

【一〇三】俱盧舍(krośa)の量は五百弓。

妙高山の四層級

論じて曰はく、蘇迷盧山に四の層級有り。始は、水際より第一層を盡すまで相去ること、十千踰繕那の量あり。是の如くにして乃至第三層より第四層を盡すまでも、亦十千の量あり。

此の四の層級は、妙高山より傍に出で、周遶して[121]其の下半を盡す。最初の層級は、〔傍に〕出づること[122]十六千なり。第二・第三・第四の層級は、其の次第の如く八〔千〕と四〔千〕と二千となり。

四層級の所居天

藥叉(yakṣa)神有り。名けて[123]堅手と爲し、初の層級に住す。[124]持鬘と名くる有り、第二の級に住す。[125]恒憍と名づくる有り、第三の級に住す。

四大王衆天

此の三は皆、是れ四大天王所部の天衆なり。

第四の層級は、四大天王及び諸の眷屬の共に居止する所なり。故に[126]經には、此れに依りて[127]四大王衆天と說く。

七金山

妙高山の四の外の層級に、四大天王及び眷屬の居するが如く、是の如く持雙・持軸山等の七金山の上にも亦天の居する有り。是れは四大王の所部の封邑なり。是れを地に依りて住する四大王衆天と名く。欲〔界〕の天の中に於いて、此の天は最も廣し。

第三項　三十三天

三十三天

三十三天は、何れの處に住在するや。

頌に曰はく、

【一〇四】頗胝迦寶は舊譯に頗梨柯寶、譯して水晶といふ。

【一〇五】眼…に於て益をなすとは、日光に遇ひて眼の能く色を見るが如く、損をなすとは日光に遇ひて見ること能はざるが如きをいふ。其の他は身の冷き時に熱暖を得(月は冷氣を得)乃至果の熟し、華開き稼穡等の成熟するが如きを益と名け、又は熱を患ひて身損じ、果壞し華萎凋し、稼穡等の皆枯死する如きを損といふなり。

【一〇六】此の四時云云とは、夜半・日沒・日中・日出の四時あることと四洲皆等しとなり。

【一〇七】雨際云云。印度にては一ヶ年を大分して三となす。熱際(grīṣma)と雨際(varṣa)と寒際(śiśira)と是なり、而して各際に四ケ月宛ありて一年は十二ケ月なり。然れども、三際に各月を配する仕方となれば異說あり、蓋し印度は廣き國なれば場所によりて氣候に相違あるが爲めならん。光記には數說あれど、今は眞諦の所傳と言はれ、又西域記卷二にも採用されある說を圖表せば次頁表の如し。(括弧内は婆沙一三六卷所載の月名)。

今、論に雨際第二月とあるは卽ち婆達羅鉢陀月(舊六―七月)の義にして、其後半とあるは吾等の舊七月十五日までを指す。故に後半の第九日といへるは舊七月九日に相當する譯なり。卽ち迦濕彌羅地方は、此日が秋彼岸の中日に當るなり。又論に寒際の第四月の後半の九日とあるは、頗勒窶那月(舊十二月―正月)の後半の義にて卽ち正月九日に相當す。此日は所謂、春彼岸の中日にて晝夜平分するなり、隨てこの計算によれば、冬至(夜最も長き時)は末加始羅月の後半、卽ち舊十月の初旬に當り、夏至(晝の最長時)は逝瑟吒月の後半、卽ち舊四月初旬に當る倘ほ一晝夜の時間等に就きては第十二卷に詳し。

(65)[一二八]妙高の頂は八萬にして、三十三天居す。
四の角に四峯有り。金剛手の住する所なり。
(66)中に宮有り、善見と名く。周り萬踰繕那あり。
高さ一半の金城あり。地を雜飾して柔軟なり。
(67)中に殊勝の殿有りて、周り千踰繕那なり。
外に四の苑莊嚴す。衆車と麁と雜と喜となり。
(68)妙地、四方に居して、相去ること各二十なり。
東北に圓生樹あり。西南には善法堂あり。

住處とその量　論じて曰はく、三十三天は迷盧の頂に住す。其の頂の四面は[一二九]各八十千にして、下の四邊と其の量に別無し。

異説　有餘師の說く。「〔四〕周は〔合して〕八十千なり。四邊を別に說けば各各唯二萬なり」と。

金剛手　山頂の四の角に、各、一峯有り。其の高と廣さとの量は各五百〔踰繕那〕有り。藥叉神有り。金剛手（Vajrapāṇi）と名け、中に於いて止住し、諸天を守護す。

善見宮　山頂の中に於いて宮有り。善見（Sudarśana）と名く。面ごとに、二千半〔踰繕那〕にして、〔四〕周は〔合して〕萬踰繕那なり。

金城　金城の量は、高さ一踰繕那半あり。其の地は平坦にして亦眞金の所成なり。倶に[一三〇]百一の雜寶を用て嚴飾し、地は觸るるに柔軟なること[一三一]妬羅綿（tūlapicu）の如く、踐躡する時に於いて足

四八四

熱際 Grīṣma	Caitra māsa	制咀羅月	陰正、二月（制怛羅月）	陽三、四月
	Vaiśākhamāsa	吠舍佉月	陰二、三月（同左）	陽四、五月
	Jyaiṣṭhā māsa	逝瑟吒月	陰三、四月（誓瑟搋月）	陽五、六月
	Āṣāḍha māsa	頞沙荼月	陰四、五月（阿沙荼月）	陽六、七月
雨際 Varṣa	Śrāvaṇa māsa	室羅伐拏月	陰五、六月（室羅筏拏月）	陽七、八月
	Bhādrapada māsa	婆達羅鉢陀月	陰六、七月（同左）	陽八、九月
	Āśvayuja māsa	頞濕縛庾闍月	陰七、八月（阿濕縛庾闍月）	陽九、十月
	Kārttika māsa	迦剌底迦月	陰八、九月（羯底迦月）	陽十、十一月
寒際 Śiśira, or Hemanta	Mṛgaśirṣa māsa	末加始羅月	陰九、十月（末伽始羅月）	陽十一、十二月
	Pauṣa māsa	報沙月	陰十、十一月（同左）	陽十二、一月
	Māgha māsa	磨佉月	陰十一、十二月（磨伽月）	陽一、二月
	Phālguna māsa	頗勒窶拏月	陰十二、正月（頗窶那月）	陽二、三月

に隨ひて高下す。是れ大帝釋(Śakradevānām indra)の都する所の大城なり。

殊勝殿

其の城の中に於いて殊勝の殿有り。種種の妙寶具足し莊嚴し、餘の天宮を蔽ふ。故に[一三二]殊勝と名く。面ごとに二百五十〔踰繕那〕にして周は千踰繕那なり。

是れを城中の諸の可愛の事と謂ふ。

城外の四苑

城外の四面に四苑あつて莊嚴す。是れ彼の諸天の共に遊戲する處になり。一に[一三三]衆車苑、二に[一三四]麁惡苑、三に[一三五]雜林苑、四に[一三六]喜林苑なり。

此れを外飾と爲して大城を莊嚴す。

四妙地

四苑の四邊に四の妙地[一三七]有り。中間は各〻苑を去ること二十踰繕那なり。是れは彼の諸天の勝遊戲處なり。諸天は彼に於いて捔勝し歡娛す。

圓生樹

城外の東北に[一三八]圓生樹有り。是れは三十三天の欲樂を受くる勝處なり。盤根は深く廣さ五踰繕那あり。聳幹上に昇り、枝條傍に布く。高さと廣さとの量は等しく百踰繕那なり。葉を挺し華を開き妙香芬馥として風に順ひて薫ずること、百踰繕那に滿ち、若し風に迷ふ時も猶五十に遍し。

特に、風の順逆と薫香難

風に順ふとは、爾るべし。云何にして〔風に〕逆ふときも薫ずるや。

四八五

【一〇八】臘縛(lava)は一晝夜の三十分の一なり(本論十二卷初參照)。

【一〇九】日の此の洲を云云。印度の中、特に迦濕彌羅國は、赤道より遙か北にあるが故に、太陽が南道に向へば、夜增し、北道に向へば、晝增すが故にかく考へしなるべし。但し、此の晝夜の長短等に關しては、今詳論するを許さざるを以て、木村博士「小乘佛敎思想論」二九九頁を參考して考ふべし)。

【一一〇】黑半とは、舊曆の十六日以後を云ふなり。

【一一一】白半とは、舊曆の十五日以前に、當するなり。

【一一二】世の施設とは所謂施設論にはあらず。舊譯には分別世經說と記す。起世因本經卷十(大正一、四一六頁中)に曰はく、「其月宮殿、於二彼黑月第十五日一、最近二日宮殿一行、彼由二日光所一覆翳一故、一切不レ現」。と。

【一一三】先舊の師とは、瑜伽師卽ち無著一派の學者なり。此師は、日は月の横にありて或時は月より高く、其の時は月と伍し、或時は月より低し、其時は月と並つと卽ち瑜伽師は遠近を云はずして高低にて說明す。

【一一四】婆沙は特に、一三三卷(毘曇部十三、三七二頁以下)、舊譯卷八、二一六頁下、正理三一、光記一一、一八八頁下參照。

【一一五】四大天王所部多聞天(Vaiśravaṇa)は持國天(Dhṛtarāṣṭra)增長天(Virūḍhaka)廣目天(Virūpākṣa)を、四大天王と名く。所部の天衆とはこの四大天王に屬する天衆を云ふなり。

【一一六】空居天(Antarikṣa-vāsin)とは空に居する天の意。地居天に對す。欲界の夜摩、兜率、化樂、他化自在の四天及び色界の諸天を云ふ。

【一一七】日等とは、月・日衆星をいふなり。

【一一八】地居天(Bhaumadeva)とは地上に居する天の意。六欲天の中に四ノ天王忉利天の二は須彌山に居するを以て、これを地居天と云ふ。

有人釋　有餘師の言はく、「香には逆ふて熏ずるの義無し。[一三九]樹の界を越えざるに依るが故に逆ふて熏ずと說く」と。

正釋　[一四〇]理として實に圓生〔樹〕には是の如き德ありて、流す所の香氣は能く風に逆うても熏ず。天の和風の力に擁遏せらると雖も然も能く相續して餘方に流趣し、漸く劣に漸く微にして、[一四一]近處に〔至りて〕便ち歇む。能く遠く至ること順風に熏ずるが如くには非ざるのみ。

問　是の如き華香は、[一四二]自の地に依りて風に隨ひ、相續して餘方に轉至すと爲んや。〔或は又〕但だ熏ぜる風が別に香氣を生ずと爲んや。

答　此の義は定無し。[一四三]諸の軌範師は、此の二門に於いて倶に失無しと許す。

經を引き難ず　若し爾らば、何が故に[一四四]薄伽梵は言へるや。「華香は風に逆うて熏ずる能はず。根・莖等の香も亦復た爾り。善士の功德の香は芬馥として、風に逆うても美を流して諸方に遍ず」と。

通釋　[一四五]人間の香に據るが故に、是の說を作す。世〔人〕は共に是の如きの能無しと了ずるを以てなり。

化地部の異說　化地部の經は說く、「此の〔圓生樹の〕香氣が風に順じて熏せば

【一二九】層級等とは、須彌山を圍繞する山の四層を成すものをいふ。

【一三〇】(63) pariṣaṇḍāś catasro 'sya
daśasāhasrikāntarāḥ,
ṣoḍaśāṣṭau sahasrāṇi
catvāri dve ca nirgatāḥ.

舊譯—山王層有四、　相去各十千、
十六、八、四、　二千由旬傍出。

(64) karoṭapāṇayas tatra
mālādharāḥ sadāmadāḥ
mahārājikadevāś ca
parvateṣv api saptasu.

倶盧多波尼、　持鬘恆醉神、
諸四大王天、　於二餘山一亦爾。

妙高山に四層級有り。傍出して妙高山の下半を周遶し、初層は水際より頂上迄相去ること一萬踰繕那有り。他の三層級は次第に高く各一萬踰繕那を增す。而して其傍出の長さに至りては、初級は一萬六千、他の三は次第の如く八千、四千、二千等順次に半減す。此の四層級には初より順次に堅手、持鬘、恆憍、四天王及び眷屬等の諸天神居止す。其他の七金山の山上は同じく四天王の封邑にして、四天王の眷屬の依止する所なり。故に之を地住の四天王衆天と名く。須彌山の縱斷面を示めせば次の如し。

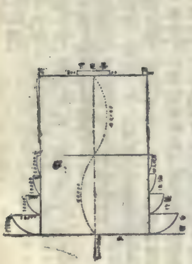

【一三一】其下半云云。四層全體を合して、高さ四萬由旬

百踰繕那に滿ち、若し風無き時は、唯、五十〔踰繕那〕のみに遍ず」と。

善法堂　〔金城〕外の西南の角に善法堂(Sudharmasabha)有り。三十三天が[一四六]時に集りて、彼に於いて如法・不如法の事を詳論するなり。

第四項　空居天

空居天　是の如く已に三十三天の所居たる外器を辯ぜり。[一四七]餘の有色の天衆所住の器は云何。

頌に曰はく、

(69a)[一四八]此の上に有色の天あり。　空に依れる宮殿に住す。

論じて曰はく、此の前に説く所の三十三天の上に有色の諸天ありて、空に依れる宮殿に住す。

有色の諸天　云何なるものを上の有色の諸天と名づくるや。謂はく、[一四九]夜摩天・覩史多天・樂變化天・他化自在天と及び[一五〇]前所説の梵衆天等の十六處有るとなり。[一五一]前のと丼せて合して二十二天有り。皆、外器に依る。

第五項　六欲天行婬の相

六欲天行婬の相　是の如く説く所の諸の天衆の中にて、

頌に曰はく、

(69b)[一五二]六は欲を受く。　交と抱と、執手と笑と視とにて婬する

ありといふ義。

【一二二】十六千とは一萬六千のこと。

【一二三】堅手は、舊譯には盧多波尼(Kuruṭa-pāṇi; Karoṭa-pāṇi, Kaloṭa-pāṇi)と言ふ。

【一二四】持鬘は、舊譯は同じ(Mālādhāra)。

【一二五】恒憍、舊譯にては恆醉(Sadāmatta)といふ。

【一二六】經とは、長阿含卷二十、世記經四天王品、忉利天品(大正一、一三〇頁中以下)及び起世經卷六、四天王品(大正一、三三九頁下以下)起世因本經卷六、四天王品(大正一、三九四頁下以下)等參照。

【一二七】四大王衆天(cāturmahārājikā devā)上述の諸經の中、起世因本經六四天王品に曰く、

「其須彌留山王、東面半腹、去レ地四萬二千踰闍那、由乾陀山頂、有二提頭賴吒天王城郭住處一、城名二賢上一、縱廣六百踰闍那……。

其須彌留山王南面半腹、去レ地四萬二千踰闍那、由乾陀山頂、有二毘婁勒迦天王城郭住處一、城名二善現一。(縱廣如前……。)……。

其須彌留山王、西面半腹、去地亦四萬二千踰闍那、由乾陀山頂、有毘婁博叉天王城郭住處、城名二善觀一。(縱廣如前)……。

其須彌留山王、北面半腹、去地亦四萬二千踰闍那、由乾陀山頂、爲二毘沙門天王一有二三城郭一。以爲住處。其三者何。

第一所謂毘舍羅婆、第二名爲二伽婆鉢帝一。第三名四二阿茶槃多一。各々縱廣六百踰闍那……」と。

【一二八】(65)　merumūrdhni trāyastriṃśāḥ
sa cāsitisahasradik
vidikṣu kūṭāś catvāra
uṣitā vajrapāṇibhiḥ

舊譯—三十三住レ頂、　縱廣二十千、
方角有二四峯一、　金剛神所レ住、

なり。

論じて曰はく、唯、六欲天のみ妙欲の境を受く。中に於いて、一五三初の二の地に依りて居する天は、形を交へて婬を成ずること人と別無し。然れども風氣泄らば熱惱便ち除く。人間の如く餘の不淨有るには非ず。

夜摩天の衆は纔かに抱きて婬を成ず。覩史多天は但だ手を執るのみに由る。樂變化天は唯相向ひて笑み、他化自在は相視て、婬を成ず。

毘婆沙師説

一五四毘婆沙師は是の如き釋を作す。「六天は皆形を交るを以て婬を成ず。一五五世施設の中に相抱く等と説くは、但だ彼の時の量の差別を顯はさんが爲めなり」と。

一五六以上の諸天は、欲境轉た妙に、貪心轉た捷し。故に之をして然らしむ。

第六項　諸天の初生と其の其の形量及び言語

諸天の初生

彼の諸天の男女の膝の上に、童男童女が欻爾として化生すること有るに隨ひて、卽ち說きて彼の天の所生の男女と爲す。

初生の諸天の身量

初生の天衆の身の量は云何。

頌に曰はく、

(70)一五七初は五より十に至るが如く、　色は圓滿にして衣有り。

論じて曰はく、且らく六欲の諸天の初生は、次の如く、五・

(66) madhye sārdhadvisāhasra-
Parśvam adhyardhayojanam.
puram sudarśanam nāma
daimam citratalam mṛdu

中央二千半、　高一由旬半、
有ゝ城名ニ善見ニ、　金軟多ニ雜相ニ、

(67) sārdhadviśatapārśvo 'tra
vaijayanto bahiḥ punaḥ
tac caitrarathapāruṣya-
miśranandanabhūṣitam.

一邊二百半、　皮闍延多殿、
外衆車、惡口、　雜宮園莊嚴、

(68) viṃśatyantaritāny eṣāṃ
subhūmīni caturdi-am.
pūrvottare pāriјātaḥ
sudharmā dakṣiṇāvare.

中二十由旬、　四善地四方、
東北波利闍、　西南善法堂。

上の如き四層級の上に位する妙高山の頂は四邊の量八萬踰繕那有り、之れは三十三天の居る所にして、山頂四隅に各一峯有り、高さ廣さ各五百踰繕那有り。之れに金剛手と名くる藥叉神有り。

山頂中間に善見宮と稱する宮有り。四面每に二千五百踰繕那有り、その中の金城は地柔軟、種種の寶を以て莊嚴し寶樹華果多し。之れ帝釋のをる所なり。

城中に殊勝殿と稱する有り。種種莊嚴すること餘の天宮の及ぶ所にあらず。

以上城內の莊嚴に對して、城外の四面には衆車、麁惡、雜林、喜林の四苑有り。各苑には又四妙池有り。それ等は諸天の殊妙の遊戯處なり。

城外の東北に圓生樹といふあり。三十三天の欲樂を受くる所にして、芳香四邊に徧し。又西南には善法堂といふ有り。三十三天が半月の八日、十四日、十五日に共に集會して、如法、不如法のことを決する處なり。

六・七・八・九・十歳の人の如く、生じ已りて身形速かに成滿することを得。

色界の初生

色界の天衆は、初生の時に於いて身量周圓にして、妙なる衣服を具ふ。

天衆の言語

一切の天衆は、皆、[一五八]聖言を作す。謂はく、彼の言詞は中印度のに同じ。

[一五九]第七項　欲生と樂生

欲生と樂生

[一六〇]欲〔生〕と樂生との別は云何が知るべき。

頌に曰はく、

(71)　[一六一]欲生の三は人と天となり。　樂生の三は九處なり。

欲生の三種

論じて曰はく、〔欲界の人と天なる〕欲生の三とは、(一)有る諸の有情は樂うて[一六二]現前の諸の妙欲の境を受く。彼れは、是の如き現〔前〕の欲境の中に於て、自在に轉ず。〔こは〕全べての人趣と及び[一六三]下の四天とを謂ふなり。

(二)有る諸の有情は、樂うて[一六四]自化諸の妙欲の境を受く。彼れは、自化い妙欲の境の中に於いて自在に轉ず。〔こは〕唯第五の樂變化〔天〕のみを謂ふなり。

(三)有る諸の有情は、樂うて[一六五]他化の諸の妙欲の境を受く。彼れは他化の妙欲の境の中に於いて自在に轉ず。〔こは〕、第六の他化自在天を謂ふなり。

【一二九】八十千とは八萬のこと。
【一三〇】百一の雜寶とは一百種の色々の寶のこと。
【一三一】姤羅綿とは、舊譯には、綿聚の如しといふ。綿のことなり。
【一三二】殊勝殿の　舊譯は、皮闍延多殿（Vaijayanta prāsāda)。
【一三三】衆車苑の舊譯は、衆車園(Caitraratha-vana)。
【一三四】麁惡苑の舊譯は、惡口園(Pāruṣyaka-vana)。
【一三五】雜林苑の舊譯は、相雜園(Miśrakā-vana)。
【一三六】喜林苑の舊園は、雜喜園(Nandana-vana)。
【一三七】妙地の舊譯は、善地(Subhūmi, sudl akn a)。
【一三八】圓生樹の舊譯は、波利闍多(Pārijātaka)。
【一三九】樹の界とは界はかぎりの意にして、樹枝の擴がれる範圍をいふ。即ちこの樹の枝は樹幹を距たること五十由旬四方に及ぶを以て、逆風の時にも其枝のある範圍だけは匂ふといふ。
【一四〇】理として云云。之れ論主の正解なり。逆風にも五十由旬を薰ずといへるは、必ずしも、その枝の五十由旬に及ぶが爲めにあらずして、樹德の然らしむる所なりといふにあり。
【一四一】近處とは五十由旬のことを云ふ。
【一四二】自ノ地云云。舊譯に「爲ㇾ依ニ止自四大一、能薰ㇾ餘處上」に作る。自の地とは花の中の地の大種のこと。即ち問意は、香の薰ずるといふことは、花の要素が碎けて四方に散る爲めなりや、將た薰ぜる風によりて花の要素以外に別に香氣生ずるやといふにあり。
【一四三】諸の軌範師は、何れに解しても可なりといふ。
【一四四】薄伽梵とは雜阿含卅八、第一〇七三經(大正二、二七八頁下)に曰く、

「世尊說ㇾ偈言、
非ニ常華香、　能逆ㇾ風而薰一、
唯有ニ善士女、　持戒清淨香一、

楽生の三種

一六六〔本所〕生の如き現前の欲境を受くるに依るが故に、一六七樂ふが如き自化の欲境を受くるに依るが故に、樂ふが如き他化の欲境を受くるに依るが故に、〔是の故に〕、欲界の中に於いて欲生の差別三種の分別するなり。

樂生の三とは、三靜慮の中の九處の生に於いて三種の樂を受くるをいふ。謂はく、彼れは離〔生の〕喜樂と、定より生ずる喜樂と、喜を離れたる樂とに安住するが故に、長時安住し長時離苦し長時受樂するが故に、樂生と名く。

論主難

一六八靜慮中間に生じては、都べて喜樂無し。〔爾れば〕應に思ふべし。「何が故に亦樂生天と號けんや」と。

第七項　天器の遠近

天器の遠近

所說の諸天の二十二處は、上下相去ること其の量云何。

頌に曰はく、

(72a) 一六九彼の下を去る量の如く、　上を去る數も亦、然り。

論じて曰はく、一一の中間の踰繕那の量は易く數ふべきに非ず。但だ總じて彼れの下を去る量をのみ擧ぐ可し。上を去ることも亦例して然なり。

何れの天よりも下海を去るの量に隨つて、彼れの上に至る所、下を去ると同じ。謂はく、一七〇妙高山の第四の層級より下の大海を去ること四萬踰繕那なり。是れは四大王の本所住の處にして、

逆順滿ニ諸方一　無ㇾ不ニ普聞知一

云云と。亦增一阿含十三(大正二、六一三頁中下)參照。

舊譯―花香非ニ能逆ㇾ風薰一、　根實諸香亦皆爾。

善人戒香逆ㇾ風薰、　正行芳流遍ニ國界一。

この引文の目的は華香は逆風に薰ずる能はずといふ一句を引かんが爲なり。

【一四五】人間の香云云。經に華香の逆風に薰ぜずといへるは人間界の香に就て云へるのみ。人間界の香には、逆風に薰ずるの力なきことは何人も了知する處なればなり。然ども天界にある圓生樹も然りといふ意味は此頌文に含まれ居らずといふは、ここの會通の趣意なり。

【一四六】時にとは、半月の八日・十四日・十五日の三日。

【一四七】餘の有色云云。外器に依るをここに有色天と言ふ、六欲天とは色界の十六天となり。ここに餘とは、前二項所說の四大王衆天と三十三天以外の有色天のをさす。此の中、外器とは器世間を言ふ。

【一四八】(69a) tat ūrdhvaṃ vimāneṣu devāḥ,

舊譯―從ㇾ此上宮殿、天住。

三十三天の上に有色の諸天有り。各空に依る所の宮殿に住す。故に、此を空居天と稱し、四大王衆天と三十三天との地居天、及び無色天と簡ぶ。

【一四九】夜摩天云云。四天土・三十三天夜摩天乃至他化自在天の欲界・六欲天中、四天王と忉利天とは地居天にして、他の四は空居天の所屬なり。

【一五〇】前所說とは、所論第八卷參照。即ち色界の十六天なり。但し十六天といへるは迦濕彌羅の說に從へる數へ方とす。

【一五一】前のとは欲界の六欲天。

【一五二】(69b) kāmabhujas tu ṣaṭ.

dvandvāliṅganapāṇyāpti-

hasitekṣaṇamaithunāḥ.

彼より上の三十三天を去ることも亦、彼の天の下海を去る量の如し。三十三天の下の大海を去るが如く、上の夜摩天を去ることも其の量は亦、爾り。

是くの如くにして、乃至、善見天より下の大海を去る踰繕那の量の如く、彼より上の色究竟(Akaniṣṭha)天を去ることも亦彼の天の下海を去る〔量〕と等し。

此れより上に向ひては復た所居無し。此の處は最も高ければ色究竟と名く。

異説

有餘師は說く、「彼れを礙究竟(Aghaniṣṭha)天と名く」と。彼〔の師〕は、礙の名は積集の色に目け、彼の礙の盡くるに至りて究竟の名を得と謂ふものなり。

第八項　下天有情の上昇

下處に生れしものは、昇りて上を見るや、不や。

頌に曰はく、

(72b)〔七一〕通力と他に依るとを離れては、　下は昇りて上を見ること無し。

昇天の因緣

論じて曰はく、三十三天は、自の通力に由りて能く本處より夜摩天に昇る。或は復た他に依るあり。〔こは〕得通の者及び上天の衆に接れて夜摩に往くを謂ふなり。所餘の諸天の上に昇るも、例して爾なり。

舊譯―六受ㇾ欲、身交、抱、捉ㇾ手、笑、相視、爲ㇾ婬。以上二十二天の中、欲界に屬する六天即ち所謂六欲天のみ婬を行ず。その中、四天十衆天と三十三天とは人間の如く形を變へて婬を行じ、夜摩天は、唯相抱き、親史多天は唯手を執り、樂變化天は唯相笑み、他化自在天は唯相視て各婬を行ず。

【一五三】初の二とは四天王と三十三天。

【一五四】毘婆沙師云云。婆沙論一百十三(大正二七、五八五頁中)に曰く、「如施設論說、贍部洲人交ㇾ形成ㇾ婬。東毘提訶、西瞿陀尼、北拘盧洲、四天王衆天、三十三天亦爾。夜摩天相抱成婬、覩史多天執ㇾ手成婬、……樂變化天歡笑成婬、他化自在天由相顧眄成婬……。問、何緣地居形交成婬、空居不爾。答、此(欲界)煩惱麁、彼(天)煩惱細、此煩惱重、彼煩惱輕、此煩惱鈍、彼煩惱利……故。有說、以上諸天近離欲道、是故於彼、欲火漸微。如ㇾ是說者、一切婬事必二形交、欲火方息。問、若爾施設論說、當云何通。答、彼說時量遲速差別、謂夜摩天如相抱時量、欲火方息、乃至他化自在天、如顧眄時量、欲火方息。施設論中、但依時量故作此說」。因に、舊譯俱舍には毘婆沙師作ㇾ如ㇾ是釋の八字無く、其の代りに、分別世經說ㇾ如ㇾ此と記す。

【一五五】世施設とは施設足論の中の一部門なり。

【一五六】以上の諸天云云の文は、諸天が人間と異りて婬を成ずること、又諸天同志間に婬を成ずるに異りある理由を示すなり。

【一五七】(70) pañcavarṣopamo yāvad daśavarṣopamaḥ śiśuḥ
sambhavaty eṣu sampūrṇaḥ
savastraś caiva rūpiṇaḥ.

舊譯―譬五年乃至、譬十年初生。生中、皆具ㇾ根、有ㇾ衣色界爾。

下眼の二見力の限界

[一七二]若しくは來り、若しくは至るときは、下なりとも上天を見ることを得。

然るに下の眼は、上界・上地を觀ること能はず。其の境界に非ざるが故なり。〔下地の身が〕彼の〔上界の〕觸を覺せざるが如し。是の故に上地より下地に來る時は、自身來るに非ずして、要らず下地の化を作すなり。

異說

[一七三]有餘部は說く、「彼の下地の天は、[一七四]樂〔欲するに〕隨ひて亦能く上地の色を見ること、[一七五]此の界に生じて下より上天を見るが如し」と。

[一七六]第十節　特に諸天宮の量と三千世界

天宮の量

夜摩等の天宮の依處の量は幾く有りや。

第一說

有餘師は說く、[一七七]「此の〔欲界の〕上の四天の依處の量は、妙高山の頂に同じ」と。

第二說

有餘師は說く、「上は倍倍に增す」と。

第三說

有餘師は言ふ、「初靜慮地の宮殿の依所は一の四洲に等しく、第二靜慮は小千界（sāhasracūḍikalokadhātu）に等しく、第三靜慮は中千界（dvisāhasra-madhyama loka-dhātu）に等しく、第四靜慮は大千界（mahāsāhasra loka-dhātu）に等し」と。

第四說

有餘師は言ふ。「下の三靜慮は、次の如く〔その〕量、小・中・大

此の二十二天の初生は、四天王衆天のは人の五歲の兒の如く、三十三天は、六歲、夜摩天は七歲、覩史多天は八歲、樂變化天は九歲、他化自在天は十歲の兒の如し。又色界十六處の天は初生の時身量圓滿にして、妙服を具せり。

【一五八】聖言とは、舊譯に曰はく、一切の天は中國の語に同じく、婆羅門の語を說く云云と。中國とは中印度を指す。

【一五九】欲生に就きては、特に、婆沙卷一七三（毘曇部十五、二九六頁以下）倘、舊譯卷八、二一七頁下、正理卷三一、光記、一九〇頁上參照。

【一六〇】欲生と樂生と云云。欲界の人と天とを欲生といひ、色界の第四靜慮を除く下三靜慮を樂生（sukhopapatti）と名くるなり。

【一六一】（71）kāmopapattayas tisras
kāmadevāḥ samānuṣāḥ,
sukhopapattayas tisro
nava tridhyānabhūmayaḥ.

舊譯―於二欲生一有レ三、　欲界天及人、
樂生亦有レ三、　於二三定九地一。

【一六二】現前の人とは、人趣及び下四天は（下註參照）自ら五欲を化作することを能はず、又他をして化作せしむることも能はず、自己の宿業所感の現在の妙欲の境の中にて自在に欲境を受用するなり。人趣と及び下四天（四天王衆天、三十三天、夜摩天、覩史多天）、と樂變化天と他化自在天との三は欲境を受くるに三種の差別あり。又下三靜慮中の各三處あり、合して九處の天は、離生喜樂（初禪）と定生喜樂（第二禪）と離喜樂（第三禪）と等、各々樂を受くるに差別有り。

【一六三】下の四天とは、四天王衆天・三十三天・夜摩天・覩史多天の四。

千に等しく、第四靜慮の量は無邊際なり」と。

小中大千世界

何の量に齊しきを、小・中・大千と說くや。

頌に曰はく、

(73) [一七八]四大洲と日月と　蘇迷廬と欲天と
梵世との各一千なるを、　一小千界と名け、
(74)此の小千の千倍を、　說きて一中千と名け、
此れの千倍は大千なり。　皆、同一に成壞す。

小千世界

論じて曰はく、千の四大洲と乃至梵世と、是の如きを總じて說きて一の小千と爲す。

中千世界

小千を千倍せるを、一の中千界を名く。

大千世界

千の中千界を總じて一の大千〔界〕と名く。

同一成壞

是の如き大千は、同じく成じ、同じく壞す。同じく成じ壞する相は、[一七九]後に當に廣く辯ずべし。

[一八〇]第十一節　有情の身量

有情の身量

外器の量の別なるが如く、身量も亦別なりや。

答

亦、別なり。

云何。

頌に曰はく、

(75) [一八一]贍部洲の人の量は、　三肘半と四肘となり。

【一六四】自化とは自己の妙神通力によりて化作せる意。

【一六五】他化とは自己の妙力によつて他をして化作せしむる意。

【一六六】〔本所〕生とは宿業力に依りて本より生ずる欲境、即ち過去の業の異熟果たる現在の欲境のこと。

【一六七】樂とは欲するの意にして、自らの意志の儘なるの意。

【一六八】前の三樂生說は毘婆沙師の主張なり。以下の文句は、光寶によるに、論主の難なり。即ち、初靜慮中の梵天處は、靜慮中間なり。中間定には捨受のみ有りて喜樂等無しとは、禪定論の定說なり。而して定中の支の有無は生にも通ずとするは、一般の通則なり然るに今、これをも樂生中に接するが故に、論主は、之を正しからずとするなり。此に對して、正理は通釋して言ふ「大梵には既に喜樂の現行すること有るが故に、樂生天と名くるも失有ることとなし」と。

【一六九】(72a) sthānāt sthānād adho
yāvat tāvaa ūrdhvaṃ tatas tataḥ.

舊譯—如ニ此至ㇾ彼量ㇸ　向ㇾ上例皆爾。

上の如き二十二天の相互相距る量は易く數ふべきに非ず。之を概言せば一の天が下方の大海を去る距離と同樣の距離だけ次上の天より距つ。

【一七〇】例示せば次圖の如し。

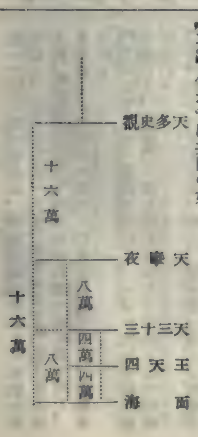

東・西・北洲の人は、倍倍に增すこと次の如し。

(76)(77) 欲天は倶盧舍の、四分にして一一に增す。
色天は踰繕那にして、初の四は半半を增し、
此の上は倍倍を增す。唯、無雲は三を減ず。

四大洲の人の身量

論じて曰はく、贍部洲の人の身は多くは[一八二]長け三肘半なれども、中に於いて少分のものは長け四肘のものも有り。東勝身の人の身は長け八肘にして、西牛貨の人は長け十六肘、北倶盧の人は三十二肘あり。

六欲天の身量

欲界の六天の[一八三]最下のものの身量は[一八四]一倶盧舍の四分の一なり。

是の如く、後後は一一分を增して、第六天に至りては身は一倶盧舍半あり。

色天の身量

色天の身量は、初の梵衆天は半踰繕那なり。梵輔は[一八五]全の一なり、大梵は一半なり。少光は二の全なり。

所餘の諸天及び無雲天

此の上の餘の天は皆增すこと倍倍なるも、[一八六]唯、無雲〔天〕のみ三踰繕那を減ず。謂はく、無量光天は倍增して二〔踰繕那〕より四〔踰繕那〕に至り、乃至し色究竟は、增して萬六千〔踰繕那〕に滿つ。

第十二節　有情の壽量

【一七一】(72b) nordhvadar'sanam asty
eṣām anyatra ṛddhiparāśrayāt.
舊譯—下天無能昇、　離通慧依他。
下天の上天に上るに三の因緣あり。一には自ら通を得て能く往くこと。二には得通の者に接かれて往くこと。三には上天に接かれて往くこと。

【一七二】若しくは來りとは上天が下處に來ること、若しくは至るとは下天が上天に至る事。何れも同地の場合に見るものにして、下地の者が上地の者を見るに非ず。

【一七三】有餘師とは、光・寶共に大衆部となせり。

【一七四】上地に生じたる者の樂欲に隨うての意。

【一七五】此の界云云。欲界に於ける下天たる四天王が上天たる三十三天を見得るが如し。蓋し上に言へる所の上地を見るべき三因緣に由る。正理には之を破せり。

【一七六】婆沙一三四(毘曇部十三、三七四頁)舊譯卷九、一一八頁中、正理卷三一、光記、一九〇頁下參照。

【一七七】此の上の四天とは夜摩天乃至他化自在天をいふ。

【一七八】(73) caturdvīpakacandrārkameru-
kāmadivaukasām
brahmalokasahāsraṃ ca
sāhasraś cūḍiko mataḥ.
舊譯—四洲及月日、　須彌婁欲界、
梵處各一千、　名小千世界、
(74) tatsahasraṃ dvisāhasro
lokadhātus tu madhyamaḥ
tatsahasraṃ trisāhasraḥ
samasaṃvartasaṃbhavaḥ.
千倍此小千、　二千中世界、
千倍三大千、　共同一壞成。
千の四大洲と日月と須彌山と欲天と梵世との各々一千

第一項　善趣の有情の壽量

善趣の壽量

身量既に殊る。壽量にも別ありや不や。別なり。云何にといはゞ、頌に曰く、

(78)[一八七]北洲は定んで千歲なり。　西と東とは半半に減ず。

此の洲は壽不定なり。　後は十にて初は量り叵し。

(79)人間の五十年は　下天の一晝夜なり。

斯れに乘じて壽五百なり。　(80)上の五は倍倍に增す。

色には晝夜の殊り無し。　劫數は身量に等し。

(81)無色は初に二萬なり。　後後は二二を增す。

少光の上と下との天は、　大の全と半とを劫と爲す。

人間の壽量

論じ曰はく、北俱盧〔洲〕の人は定壽千歲なり。西牛貨の人は壽五百歲なり。東勝身の人は壽二百五十歲なり。南贍部の人の壽には定限無し。劫減の最後には極壽十年なるも、劫初の時に於いては、人壽無量にして百千等の數、計量すること能はず。

六欲天の壽

已に人間の壽量の長短を說きたり。要らず先づ天上の晝夜を建立して方に天の壽の短長を算計す可し。

四天王衆天の壽

天上には云何に晝夜を建立するや。人の五十歲を、[一八八]六天の中にて、[一八九]最も下に在る天の一晝一夜と爲す。斯の晝夜に乘ずること三十にして月と爲し、十二ケ月を歲と爲して、彼れの壽は五百年なり。

なるを一小千世界と名け、之れの亦千倍を、一中千世界と名け、中千世界を千倍して一大千世界と名く。之れ等は凡べて同一時に生じ、同一時に壞す。

【一七九】後とは本論第十二卷。

【一八〇】婆沙卷一三六（毘曇部十四、三五頁）、舊譯卷九、二一八頁下正理三一、光記、一九一頁上參照。

【一八一】(75) jāmbudvīpāḥ pramāṇena
caturḥsārdhatrihastakāḥ
dvaiguṇottaravṛddhyā tu
pūrvagodottarāhvayāḥ.

(76.77) pādavṛddhyā tanur
yāvat sārdhakrośo divaukasām
kāminām, rūpiṇām tv ādau
yojanārdhaṃ tataḥ param
ardhārdhavṛddhir, ūrdhvaṃ
tu parittābhebhya āśrayaḥ
dviguṇadviguṇo hitvā
'nabhrakebhyas triyojanam.

舊譯―剡浮洲人量、　四肘三肘半。
後後倍倍增、　東西北洲人、
身量四分增、　乃至俱盧舍、
半欲界、色界、　初半由ニ次第一、
半半增、向レ上、　從ニ少光一上身、
倍倍增唯除ニ無雲三由旬一。

上の如き千世界に居する有情の身量は又不同にして、且らく四大洲の中、贍部洲の人は三肘半を常則とし、時に四肘の者も有り。東勝身には八肘西牛貨洲には十六肘、北俱盧洲には三十二肘を算す。

六欲界の最下の天は一俱盧舍の四分の一の長を有し、次後以上の天は次第に四分の一を增して、第六天には一俱盧舍半有り。

五欲天の壽

上の五の欲天は漸く倶に増倍す。謂はく、人の百歳を第二天〔即ち三十三天〕の一晝一夜とし、此の晝夜に乘じて、月及び年を成じて彼れの壽は千歳なり。〔一九〇〕夜摩〔天〕等の四は、次に隨ひて、如の人の二〔百〕と、四〔百〕と、八百・千六百との歳を一晝夜と爲し、此の晝夜に乘じて月及び年を成じて、次の如く、彼れの壽は二〔千〕・四〔千〕と八千と萬六千歳となり。

持雙以上の晝夜及び光明

持雙以上には日月并びに無し。彼の天は云何にして晝夜を建立するや。及び光明の事は何に依りて成ずることを得るや。

答

華の開くと合するに依りて晝夜を建立す。〔一九一〕拘物陀（kumuda）〔一九二〕鉢特摩(padma) 等の如し。又は諸の鳥の鳴くと靜まるとの差別に依り、或は天衆の寤と寐との不同に依りて〔建立す〕。自身の光明に依りて外の光明の事を成ず。

已に欲界の天の壽の短長を說きつ。

色界の壽

色界の天の中には晝夜の別無し。但だ劫數を以て壽の短長を知る。

彼の劫壽の短長は身量の數と等し。謂はく、若し身量半踰繕那ならば、壽量も半劫、若し彼れの身量一踰繕那ならば、壽量も一劫にして、乃至身量の長け萬六千ならば、壽量も亦同じく萬六千劫なり。

無色界天の壽

已に色界の天の壽の短長を說きつ。

色界諸天の身量は梵衆天は半踰繕那、梵輔天は一踰繕那、大梵天は一踰繕那半、少光天は二踰繕那の量有り。其の上の諸天は皆次次に倍增す、唯無雲天のみはかくの如くにして數へたる數量中、三踰繕那だけ減じたる程の身量有り。

【一八二】長け三肘半云云。一尺六寸を一肘となす。故に三肘半は五尺四寸に當る譯なり。

【一八三】最下とは四天王天をいふ。

【一八四】一俱盧舍(krośa)とは二里八町廿間（旭雅本、傍註）。

【一八五】全の一とは、全一踰繕那のこと、全二といふも此に準ず。

【一八六】唯、無雲のみ云云。即ち第二禪の少光天が二由旬、無量光天が四、極光淨が八、第三禪の少淨天が十六、無量淨が三十二、遍淨天が六十四由旬となるを以て、第四禪の初めなる無雲天は當然百二十八となるべきを、今特に三由旬を減ずるが故に、百二十五由旬となるなり、上の八は準じて推知すべし、因みに、無雲天の三由旬を減ずる理由に就ては異說あり。或は言はく、無雲天は、變異地たる第三禪を脫して不動地たる第四禪に生ずる初の位なるを以て、その修業の苦勞のために三由旬を減少したりと。或は色究竟天の一萬六千由旬說を成立せしむる爲には、無雲天には三由旬を減ぜしめざれば不都合なるが故なりと、或は曰く自然に爾りと。

【一八七】(78) sahasram āyuḥ kuruṣu
dvayor ardhārdhavarjitam
ihāniyatam ante tu
daśābdān ādito 'mitam.

舊譯—北鳩婁千年、於二二離二半半一、此不定、最後、十歲、初難レ量、

無色の四天は、下より、次の如く壽量、二・四・六・八萬劫なり。

壽量の劫の意味

上に說く所の[一九三]劫は其の量云何。壞〔劫〕と爲んや、成〔劫〕と爲んや、中〔劫〕と爲んや、大〔劫〕と爲んや。

答

少光已上は[一九四]大〔劫〕の全を劫と爲し、自下の諸天は大〔劫〕の半を劫と爲す。卽ち此れに由るが故に、大梵王は梵輔天に過ぐること壽一劫半なりと說く。謂はく、成・住・壞各二十中劫なるを以て、〔畢竟〕六十中劫を一劫半と爲すなり。故に大の半の四十中劫を以て下の三天の所壽の劫量と爲す。

第二項　惡趣の有情の壽量

惡趣の壽量

已に善趣の壽量の短長を說きつ。惡趣〔の壽量〕は云何。

頌に曰はく、

(82)[一九五]等活等の上の六は、次の如く欲天の壽を以て、
一晝夜と爲す。壽量も亦彼に同じ。
(83)極熱は半中劫なり。無間は中劫の全なり。
傍生の極は一の中なり。鬼は月を日として五百なり。
(84)頞部陀の壽量は、一の婆訶の麻の、
百年に一を除きて盡くるが如く、後後は倍すること二十なり。

六捺落迦壽

論じて曰はく、四大王等の六欲天の壽を、其の次第の如く、

---

(79) nṛpāṃ varṣāṇi pañcāśad
ahorātram divaukasām.
kāme 'dharāṇāṃ tenāyuḥ
pañca varṣaśatāni tu.
人中五十年、　彼天一日夜、
欲下天、以ㇾ此　彼壽五百年、
(80) dviguṇottaram ūrdhvānām
ubhayam, rūpiṇāṃ punaḥ
nāsty ahorātram, āyus tu
kalpaiḥ svāśrayapramitaiḥ.
向ㇾ上後倍增、　色界無二日月一、
由ㇾ劫判二彼壽一、　劫數如二身量一、
(81) ārūpye viṃśatiḥ kalpa-
sahasrāṇy adhikādhikam
mahākalpaḥ parīttābhāt
prabhṛty ardham adhas tataḥ.
無色二十千、　劫後二二增。
從二少光一大劫、　從ㇾ此下半劫。

一切有情の壽量に關しては、先づ欲界の中、四大洲につきては長行の如し、天上に至りては四天王衆天は人の五十歲をその一晝夜として、此の計算によりて五百年を定壽とし、三十三天は人壽百歲を一晝夜として彼の壽は千歲なり、夜摩天以上の四天は人の二・四・八百及び千六百歲を一晝夜とし、其の計算によりて、その壽は次第の如く、二・四・八千、及び一萬六千歲なり。持雙以上には日月無く從つて晝夜の別無きも、唯華の開合等によつて晝夜を分ち、自身の光明の事を辨ず。色界に至りては亦晝夜の別無く、但だ劫數を以て壽量とし、無色界の四天に至りては次第の如く、下より二・四・六・八萬劫を以て壽とす。

少光天以上は大劫(八十中劫)を以て劫として計算、

極熱及び無間地獄の壽

[196]等活等六捺落迦の一晝一夜と爲し、壽量は次第の如く、亦彼の天に同じ。謂はく、四大王の壽量の五百を、等活地獄に於いては一晝一夜と爲し、此の晝夜に乘じて月及び年を成じ、是の如き年を以てして彼れの壽は五百なり。乃至他化〔自在天〕の壽の萬六千を炎熱地獄に於いては一晝一夜と爲し、此の晝夜に乘じて月及び年を成じ、彼の壽は斯の如くにして萬六千歲なり。極熱地獄の壽は半中劫なり。無間地獄の壽は一中劫なり。

傍生の壽量

傍生の壽量は多くは定限無し。若し壽の極めて長きにありては亦一中劫なり。謂はく、難陀等の諸大龍王なり。故に世尊の言はく、「大龍に[197]八有り。皆住すること一劫にして、能く大地を持す」と。

鬼の壽量

鬼は、人間の一月を以て一日と爲し、此に乘じて月と歲とを成じ、壽は五百年なり。

寒地獄の壽量

寒那落迦は壽量云何。

[198]世尊が喩に寄せて彼れの壽を顯はして言はく、「〔譬へば〕此の人の間にて佉梨(khāri)二十にして摩竭陀國の一[199]麻婆訶(tila=vāha)の量を成ずるが如き〔器〕に[200]巨勝を置きて其の中に平滿する有らんに、設し復た人有りて百年に一〔粒〕を除かんに、是の如き巨勝は盡くる期のあること易し。〔而も〕頞部陀に生ぜるものの壽量は盡き難し」と。

其以下は大劫の半を劫として計算す。大梵天は一劫半、下三天は半劫を以て壽量とす。

【一八八】六天とは六欲天のこと。

【一八九】最も下に在る天とは四天王衆天。

【一九〇】夜摩等の四とは夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天をいふ。

【一九一】拘物陀は、舊譯に俱牟頭、譯して黃蓮華といふ。夜開く蓮なり。

【一九二】鉢特摩は、舊譯に波頭摩、譯して紅蓮華といふ。晝開く蓮なり。

【一九三】劫(kalpa)には、種種の別有り。先づ成・住・壞・空の四劫と稱する有り。成劫とは物器有情二世間成立の間、住劫とはそれが變化しつつ相續する期間、壞劫とは二世間が壞する期間、空劫とは壞し終りて虛無の期間なり。而も其の四劫の一一は凡て、二十中劫よりなり、四劫合して八十中劫を一大劫(mahā kalpa)と稱すその如何に長き年月なりやは、精しくは次章第二節第三項の住劫の項によりて知るべし。

【一九四】大の全とは大劫の全體の意にして、即ち八十中劫をいふなり。

【一九五】(82) kāmadevāyuṣā tulyā
ahorātrā yathākramam
saṃjīvādiṣu ṣaṭsv, āyus
tais teṣāṃ kāmadevavat.

舊譯—與欲界天壽、日夜次第等、於更活等六、壽量如欲天、

(83) ardhaṃ pratāpane 'vīcāv
antaḥkalpam, punaḥ punaḥ
kalpaṃ tiryaścāṃ pretānāṃ
māsāhaśatapañcakam.

於大燒半劫、阿毘指別劫、

四九八

此れが二十倍を第二〔寒地獄〕の壽と爲し、是の如く後後は二十倍を増す。是れを八寒地獄の壽量と謂ふ。

中　天

第三項　中　夭

此の諸の壽量に中夭有りや。

頌に曰はく、

(85)[二〇一] 諸處には中夭有り。　北倶盧洲を除く。

論じて曰はく、諸處の壽量には皆中夭有り。唯北倶盧のみは定んで壽千歲なり。

此れは處に約して說くものにして、別の有情〔に約して說きし〕には非ず。別の有情には中夭せざるもの有るが故なり。謂はく覩史多天に住する[二〇二]一生所繫の菩薩と及び[二〇三]最後有と、[二〇四]佛の記したると、[二〇五]佛の使と、[二〇六]隨信〔隨〕法行と、[二〇七]菩薩と輪王との母の彼の二を胎に懷める時と、此れ[二〇八]等は應の如く皆、中夭無きなり。

畜生極別劫、鬼日月五百、
(84) vāhād varṣāsitenaika-
tilodhārakṣayāyuṣaḥ
arbudā, viṃśatiguṇa
pratiyṛddhyāyuṣaḥ pare.
從₂婆訶₁百年、除㆑麻盡爲㆑壽、
頞浮陀二十、倍倍後餘壽。

以上、善趣の壽量に對して、惡趣の壽量を說かんに、等活地獄より炎熱地獄に至る六は恰も四天王衆天等六欲天の壽を各一晝夜とし、その全體の壽量の數は、又四天王衆天等の壽量の數と等し。極熱地獄の壽量は中劫の半、無間地獄の壽は一中劫に當る。

又傍生の壽は定限無く、鬼は人間の一月を一日として、その壽はかくの如き計算によりての五百年なり。八寒地獄に至りては、その壽量殆んど無數にして、頞浮陀に於いて巳に無量なるが、後には次第に前に倍す。

【一九六】等活等六捺落迦とは、(一)等活地獄、(二)黑繩地獄、(三)衆合地獄、(四)號叫地獄、(五)大叫地獄、(六)炎熱地獄。

【一九七】八大龍王とは

一、難陀龍王（Nanda-nāga-rāja）。二、跋難陀龍王（Upananda-nāga-rāja）。三、娑伽羅龍王（Sāgara-nāga-rāja）。四、和修吉龍王（Vāsuki-nāga-rāja）。五、德叉迦龍王（Takṣaka-nāga-rāja）。六、阿那婆達多龍王（Anavatapta-nāga-rāja）。七、摩那斯龍王（Manasvi-nāga-rāja）。八、優鉢羅龍王（Utpalaka-nāga-rāja）。以上は法華經に出で光師の引く所なれど、稱友の擧る所は此と異れり。謂く、

1. Nanda nāga-rāja 2. Upananda nāga-rāja 3. Aśvatara nāga-rāja 4. Mucilinda nāga-rāja 5. Manasvi nāga-rāja 6. Dhṛtarāṣṭra nāga-rāja 7. Mahākāla nāga-rāja 8. Elapattra nāga-rāja

【一九八】世尊喩に寄せ云云。長阿含十九、地獄品（大正一、一二五頁下）に云ふ。喩如有₂篅受₂六十四斛₁胡麻₁云云。亦、雜阿含卷四十八、第一二七八經（大正二、三五一頁下）に頞浮陀即ち頞部陀地獄の壽量を說きて言ふ、「譬如₂拘薩羅國四斗、爲₁一阿羅、四阿羅爲₁一獨龍那、十六獨龍那爲₁一闍摩那、十六闍那爲₁一摩尼、

二十摩尼爲一佉梨、二十佉梨爲一倉、滿レ中芥子、若使ㇾ有レ人百年取一芥子、如是乃至滿レ倉芥子都盡上、阿浮陀地獄、衆生命猶レ故不レ盡云云」と。之に據らば、一倉の芥子の量は、一佉梨が五萬一千九百二十斗にして、一倉は實に百三萬八千四百斗なり。S. N. III. 10. Kokāliya 参照。

【一九九】麻婆訶は、譯して篅といふ。容量の名なり。

【二〇〇】巨勝(tila)は胡麻の異名なり。

【二〇一】(85a) kuruvarjyo 'ntarāmṛtyuḥ.

舊譯—除二鳩婁一中夭。

中夭とは定壽を完うせず、中にして死するをいふものにして、北俱盧洲が人壽定んで恒に千歳なるを除きて餘處には皆中夭有り。

【二〇二】一生所繫の菩薩(eka-jātipratibaddha)とは、覩史多天に住して、その一生だけの繫縛ありて未だ成佛し得ざる菩薩をいふ。定壽四千歳とす。

【二〇三】最後有(carama-bhavika)とは、此の依身を以て必ず無學果を得、阿羅漢となるべき有をいふ。

【二〇四】佛の記したるとは、佛が記別して、例へば彼は今生中にかくかくの事を經驗すなど言ひ給へるものは、そを實現せざる限りは途中にて死せず。

【二〇五】佛の使もその使命を果さざる限り、途中にて死すことなし。

【二〇六】隨信隨法行とは見道位にある行者をいふ。見道十五心中に死なければなり。

【二〇七】最後身菩薩と轉輪王たるべき嬰兒とを孕める母は、その責任が非常に重きために、未だ出産に及ばずして死することなし。

【二〇八】等とは無想・滅盡又は慈等の定に入れる者を指す、此等は定を出でずして死する筈なし。

卷の第十二[一]〔分別世品第三の五〕

第六章　空間・時間等の量及び世間の成・住・壞・空等の論究

第一節[二]　色(空間)と時との算定法

第一項　色・名・時の最少限界

是の如くにして、已に踰繕那等に約して器世間と身との量の差別を辯じ、年等に約して壽量に殊有ることを辯じたれども、[三]二量の不同は未だ說かざるをもて、應に說くべし。此の二の建立は、名に依らずと云ふこと無し。

[四]前の二及び名〔に關して〕未だ極少を詳にせず。今、應に先づ三の極少の量を辯ずべし。

色・名・時の最少限

頌に曰はく、

(85b)[五]極微と字と刹那とは、　色と名と時との極少なり。

極微

論じて曰はく、諸の色を分析して一極微に至る。故に、一極微は色の極少と爲す。

字及び刹那

是の如く諸の名と及び時とを分析して、一の字(akṣara)と刹那(kṣaṇa)とに至るを、名と時との極少と爲す。[六]一字の名とは、

【一】色と時とに關しては、婆沙卷一三六(毘曇部十四、三一頁以下)名に關しては、婆沙卷一四一五(毘曇部七、二七三頁以下の名句文身論、舊譯卷九、二一九頁下)正理卷三二參照のこと。

【二】此の卷は初に先づ數量の分限十進法算定法等を明にし、次いで此の數量に基いて世界の成立破壞の有樣を說きたる部門なり。

【三】二量とは踰繕那等と年等の二、即ち時空の二量。

【四】前の二云云。器世間と有情との量とは形色の量のこと、年等の量とは時の量のこと。名とは、不相應行蘊に說ける名句文の名のこと。

【五】極微(paramāṇu)は舊譯に鄰虛といふ。
(85b) paramāṇv akṣarakṣaṇāḥ
rūpanāmādhvaparyantāḥ,
舊譯—鄰虛字刹那、　色名時最極。
距離年時等の算定法を說明するに先立ちて、其等の最少の單位を明すなり。

【六】一字の名云云。名には一字より成るあり、二字より成るあり、乃至多字よりなるあり。其中、一字の名とは、瞿(go)の如しといふなり。(瞿の意義は根品を見よ)。

【七】衆緣和合云云。未來未生の法が、今自體生じて未だ過去に落謝せざる位の極少單位の時間を刹那といふ義。

【八】或は云云。今假りに一の色法にその位置の變化を許すならば其の法が一の極微(極微は最少の極位にして、長さ等を說かざるも若し長さありとせば、その極微の長さ)を過ぎるに要する時間を刹那といふ。或は生處に滅しつつ位置を變じ行くを行度といひ、その行度の一極微に亙る間の時を刹那といふ。

【九】對法の諸師は說云云。有部の說。但し、毘婆沙

瞿(go)の名を說くが如し。

一刹那

何等を名けて一刹那の量と爲すや。

世親答

[七]衆緣の和合して法の自體を得る頃なり。[八]或は動法有りて一極微を行度す〔る頃なり〕。

毘婆沙師の說

[九]對法の諸師は說く、「壯士の一が疾く彈指する頃の如きに、六十五の刹那あり」と。

是の如きを名けて一刹那の量と爲す。

第二項　空間(色の量)

空間の量

已に三の極少を知りたり。前の二量は云何。

今、且らく前の踰繕那等を辯ぜん。

頌に曰はく、[一〇]

(85)極微と微と(86)金と水と、　兎と羊と牛と隙塵と、
蟣と蝨と麥と指節と、　後後は七倍を增す。
(87)二十四指は肘なり。　四肘を弓の量とす。
五百は俱盧舍なり。　(88a)此れの八は踰繕那なり。

論じて曰はく、極微を初と爲し、指節を後と爲して、應に知るべし、後後は皆、七倍にして增すことを。謂はく、七極微を一の微の量と爲し、[一一]微を積みて七に至るを一の[一二]金塵と爲し、七の金塵を積みて[一三]水塵の量と爲し、水塵を積みて七に至るを一の[一四]兎毛塵と爲し、七の兎毛塵を積みて一の[一五]羊毛塵の量と

論には尙此の外に數說をなせり。(婆沙一三六、毘曇部一四)三二頁參照。

【一〇】(85c) paramāṇur aṇus tathā
舊譯—七隣虛阿耨、
(86) lohāpchaśāvigochidrarajo-
likṣātadudbhavaḥ
yavas tathāṅgulīparvā
jñeyaṃ saptaguṇottaram
塵鐵水兎羊、　牛隙塵蟣蝨、
麥指節應知。　後後七倍增。
(87) caturviṃśatir aṅgulyo
hasto hastacatuṣṭayam
dhanuḥ pañca śatāny
eṣāṃ krośo
二十四指量一肘、　四肘一弓、
五百弓川盧舍、
(88a) 'raṇyaś ca——
te 'ṣṭau yojanamity āhuḥ.
此名阿蘭若、　此八一由旬、

今色の等定法の夫々の單位を列擧せば(1)極微・(2)微・(3)金塵・(4)水塵・(5)兎毛塵・(6)羊毛塵・(7)牛毛塵・(8)隙遊塵・(9)蟣・(10)蝨・(11)穬麥・(12)指節・(13)指(以上は各位は七倍法による)、次に二十四指が(14)一肘(約一尺六寸)、四肘が(15)一弓・五百弓が(16)一俱盧舍・八俱盧舍が(17)一踰繕那なり。

【一一】微(aṇu)は舊譯に阿耨とす。

【一二】金塵(loharajas)は舊譯に鐵塵とし雜心論に銅塵といふ。

【一三】水塵(abrajas)は舊譯に水塵とす。

【一四】兎毛塵(śaśarajas)は舊譯に兎塵と言ふ。

【一五】羊毛塵(avirajas)は舊譯に羊塵と言ふ。

為し、羊毛塵七を積みて一の牛毛塵と為し、七の[16]牛毛塵を積みて[17]隙遊塵の量と為し、隙塵の七を[18]蟣と為し、七の蟣を一の[19]蝨と為し、七の蝨を[20]穬麥と為し、七の麥を[21]指節と為し、三節を[22]一指と為す。

〔是れは〕世に極成する所なり。是の故に、頌の中に於いて別に分別せざるなり。

二十四指を横に布きて[23]肘と為し、竪に四肘を積みて[24]弓と為す。謂はく、尋なり。

竪に五百の弓を積みて一倶盧舍(krośa)と為す。一倶盧舍は是れ村より阿練若(araṇya)に至る中間の道の量なりと許す。八倶盧舍を説きて[25]一踰繕那(yojana)と為す。

第三項　時間の量

時間の量

是の如く已に踰繕那等を説きつ。今、當に後の年等の量の別を辯ずべし。

頌に曰はく、

(88b)(89a)百二十の刹那を、　怛刹那の量と為し、
[26]臘縛は此れの六十なり。　此れの三十は[27]須臾なり。
此れが三十は晝夜なり、　三十の晝夜は月なり。
十二月を年と為す。　中に於いて半は夜を減ず。

論じて曰はく、刹那(kṣaṇa)の百二十を一の怛刹那(tatkṣaṇa)

【一六】牛毛塵(gorajas)は舊譯に牛隙塵又は牛塵といふ。
【一七】隙遊塵(vātāyanacchidra-rajas)は舊譯に隙光中塵とす。
【一八】蟣(likṣā)は舊譯にも同じ。
【一九】蝨(y..ka)は舊譯も同じ。
【二〇】穬麥(yava)は舊譯に麥とす。
【二一】指節(aṅguliparvan)は舊譯に指一節とす。
【二二】指(aṅguli)は舊譯も同じ。
【二三】肘(hasta)一尺六寸、寶疏には二尺とせり。
【二四】弓(dhanus)は又尋(ヒロ、vyāma)とす。阿練若は阿蘭若とし無喧雜と譯ず、舊譯には「弓五百為ニ一倶盧舍一。亦名ㇾ村、亦名ニ阿練若一」とあり。
【二五】一踰繕那云云。光記に依るに一肘は一尺六寸なるを以て、夫より計算する時は八倶盧舍には二萬五千六百尺あり、吾人の六尺一間の計算に從へば、一倶盧舍は約九町、一踰繕那は約二里に當る。
【二六】臘縛は舊譯に羅婆。
【二七】須臾は舊譯に牟休多とあり。

(88b) viṃśatkṣaṇaśataṃ punaḥ
tatkṣaṇas, te punaḥ
ṣaṣ'ir lavas, triṃśadguṇottarāḥ,
(89a) trayo muhūrtāhorātra-
māsā, dvādaśamāsakaḥ
saṃvatsaraḥ, sonarātraḥ.

舊譯—百二十刹那、　怛刹那、六十、
説名ニ一羅婆一。　後三三十増。
是一牟休多、　及一日夜、月、
十二月一年、　一年若減ㇾ夜。

次に時間を刹那に出發して、計算せんに刹那百二十を積みて怛刹那、六十怛刹那を臘縛、三十臘縛を須臾、

と爲し、六十の怛刹那を一の臘縛(lava)と爲し、三十の臘縛を[二八]一の牟呼栗多(muhūrta)と爲し、三十の牟呼栗多を一の晝夜(ahorātra)と爲す。[二九]此の晝夜は、有る時には增し、有る時には減じ、有る時には齊し。

三十の晝夜を一月(māsa)と爲し、十二月を總じて一年(varṣa)と爲す。

一年の三際潤月

一年の中に於いて分つて[三〇]三際と爲す。謂はく、寒・熱・雨なり。各四月有り。

十二月の中にて、[三一]六ケ月は夜を減ず。以て一年の內、夜は總じて六〔夜〕を減ずるなり。

是の如くなる故は云何。

[三二]有る頌に曰はく、

[三三]寒と熱と雨との際の中に、[三四]一月と半と已に度して、
所餘の半月に於いて、[三五]智者は夜の減ずるを知ると。

[三六]第二節　劫及び四劫

第一項　總　論

劫と四劫

是の如く、已に刹那より年に至るまでを辯ぜり。劫の量の不同を今次に當に辯ずべし。

頌に曰はく、

三十須臾を一晝夜、三十晝夜を一月、十二ケ月を一年とす。その中、六月は大、他の六月は小にして、一晝夜を減ず。

【二八】一牟呼栗多は須臾の原語。

【二九】此の晝夜は云云。その理由は前卷日月を說を見よ。

【三〇】一年を三季に分つは佛教の用ゐる所にして、世俗にては六季に分つ。

【三一】六月は夜を減ず云云。普通の月は上の如く三十日にしてこれを大の月といひ、十二ケ月中の六ケ月は又一晝夜を減じて小の月と名け、一年の剩り六日を積むこと五年にして潤月して之を特に設けて季節と年時を調節するなり。但し、光記は、論主が此の曆數を詳細に說かざるは、人の此の研究に耽り、邪命自活に墮せんことを恐れてなりと言ふ。

【三二】有る頌に曰くの一句は、舊譯には無く、「云何如法」として次下に答として偈を揭げたり。故に倶舍論稽古には、此の頌を論主の作とするも、諸論疏の多くは今の譯に順じて引用頌とせり。

【三三】hemantagrīṣmavarṣāṇām adhyardhamāsi nirgate, śeṣe' rdhamāsi vidvadbhir ūnarātro nipātyate.

舊譯——寒熱雨三際、　中月半已度、
於餘半月中、　智人知減夜。

【三四】一月と半云云。頌の意は、一年に三際あり、其の三際の一一は四ケ月なるが、一ケ月と半月と過ぎ已りて後の半月に一夜を減ずとせば、即ち二ケ月に一晝夜を減ずることとなり、隨つて一際に二日を減じ、一年には六日を減ずることとなるとなり。

【三五】智者とは佛敎徒を指す。

【三六】婆沙卷一三三（毘曇部十三、三六五頁以下）及

(89ᵇ)[三七]應に知るべし四劫有り。　謂はく壞と成と中と大となり。
(90)壞は獄に生ぜざるより、　外器の都べて盡くるに至る。
成劫は風の起るより、　地獄に初めて生ずるに至る。
(91)中劫は無量より、　減じて壽の唯十なるに至るのみ。
次に增減に十八あり。　後は增して八萬に至る。
(92)是の如く成じ已りて住するを、　中の二十劫と名く。
(93ᵃ)成と壞と壞し已りて空なるとは、　時、皆住劫に等し。
八十の中は大劫なり。　大劫の三無數なるあり。

第二項　壞　劫

壞劫

論じて曰はく、壞劫(saṃvartakalpa)と云ふは、謂はく、[三八]地獄に有情の復び生ぜざるときより外器の都べて盡くるに至るまでなり。

二種の壞

[三九]壞に二種有り。一は趣壞(gatisaṃvarta)にして、二は界壞(dhātusaṃvarta)なり。復た二種有り。一は有情壞(sattvasaṃvarta)にして、二は外器壞(bhājanasaṃvarta)なり。謂はく、此の世間は二十中劫なる住〔劫〕を過ぎ已れば、此れより復た住の二十に等しき壞劫が便ち至ることあり。

有情壞 地獄の壞

若し時に地獄の有情が、命終して復び、新に生ずること無きにいたらば〔此を〕壞劫の始となし、乃至地獄に一の有情も無きにいたらば、爾の時を名けて地獄は已に壞せりと爲す。諸の地

五〇五

び卷一三五（毘曇部十四、二七頁以下）、舊譯卷九、二二〇頁上、正理三二、光記一九三頁上參照。

【三七】 (89ᵇ) kalpo bahuvidhaḥ smṛtaḥ.
舊譯—說ㇾ劫有ニ多種一
(90) saṃvartakalpo narakā-
saṃbhavād bhājanakṣayaḥ.
vivartakalpaḥ prāgvāyor
yāvan nārakasaṃbhavaḥ.
壞劫地獄盡、　乃至器世滅、
成劫先於風、　乃至地獄有、
(91) antaḥkalpo 'mitād yāvad
daśavarṣāyuṣas, tataḥ
utkarṣā apakarṣāś ca
kalpā aṣṭādaśāpare
別劫從ニ無量一、　乃至成ニ十歲一、
初下一別劫、　次上下十八、
(92) utkarṣa ekas te
'śītisahasrād yāvad āyuṣaḥ
iti loko vivṛtto 'yam
kalpāns tiṣṭhati viṃśatim
後上一別劫、　乃至壽八萬、
世間如ㇾ此成、　住經ニ二十劫一、
(93ᵃ) vivartete ca saṃvṛtta
āste saṃvartate samam.
te hy aśītir mahākalpaḥ.
tadasaṃkhyatrayodbhavam
劫成及破壞、　壞住皆平等、
八十名ニ大劫一、　大劫三僧祇。

茲に劫といふは長き時間を示す詞なるが、併し時間それ自體は有部にては實有法には非ずして、法の無常遷流する上に假立するものなるが故に、劫の體即ち時の

獄の定受業有る者は、業力が〔是れを〕引きて[四〇]他方の〔地〕獄中に置く。

傍生、鬼趣の壊

此れに由りて傍生鬼趣をも准知せよ。[四一]然れども各々先づ本處に住する者を壞す。人・天と雜り居する者は人天と同じく壞す。

人趣の壊

若し時に人趣のうちの此の洲に一人ありて、[四二]無師、法然に初靜慮を得、靜慮より起ちて是の如きの言を唱ふ。[四三]「離生喜樂は甚だ樂し。甚だ靜なり」と。餘人聞き已はりて皆靜慮に入り、命終して幷びに梵世の中に生ずることを得、乃至此の洲に有情、都べて盡きなば、是れを已に贍部洲の人を壞すと名く。

東西二洲は此れに例して說くべし。

[四四]北洲のものは命盡きて欲界の天に生ず。彼〔の北洲〕には、能く定に入りて欲を離るること無きに由る。

乃至人趣に一の有情も無きときは、爾の時を名けて人趣已に壞すと爲す。

六欲天の壊

若し時に天趣にて、四大王天の隨一が法然に初靜慮を得、乃至幷びに梵世の中に生ずることを得ば、爾の時彼の天の有情は都べて盡く。是れを已に〔四〕大王衆天を壞すと名く。

餘の五欲天は之れに例同して說くべし。

乃至欲界に一の有情も無きを、欲界の中の有情已に壞すと名く。

體は法にして卽ち五蘊なり。何れにしても、此の所謂劫を有情と器との二世間の變化生滅に約して四分し成住壞空と名け、それを各二十の中劫に分つ。以下は頌文と長行とは之を明すなり。所謂中劫 (antara-kalpa) は、住劫にて示せば最初有情の壽量の無數より次第に減じて十歲に至る間に、經過せる時間を標準として名けしものなり。かくて、一世間が一期住する期間は八十中劫となし、之れを大劫 (mahā-kalpa) と名け、此の大劫を基本として幾つかを累ねて所謂三無數劫の大數に至る。

【三八】地獄云云。世界の壞するには先づ初めに有情界破壞し次いで器界に及ぶ。而して其有情界の中にても、下界下處より次第に上上界に及ぶを以て、先づ最下處たる地獄に有情生ぜざるを壞劫の初となすなり。

【三九】壞の二種の分別中初の二種の壞分別は趣界門にて五趣の壞する時は其の趣の有情は命終して天趣の一趣中に合生す、界壞は欲の全と色の一分とを壞す。後の二種の壞の分類は情非情門にして有情の壞する時は皆な定を得、器世界は壞せず、器世界の壞する時は有情は壞せず、已に壞せるが故に。是の如く右二の分類は五趣、三界、有情、器世界、各各見方の異なれるによれるものとす。

【四〇】他方の獄云云。無數の三千大千世界あるを以て、此世界の地獄破壞するも、他世界には破壞せられざる地獄あり。

【四一】然れども云云。先づ地獄を破壞し次いで、鬼趣、傍生に及ぶとするならば、牛馬の如きも、人間に先立ちて凡て滅し去る譯なるべし。然らば人間が耕作し、採乳するには、いかにするやとの問題起るべし。然れども云云は之に對する辯解にて、動物にても人間と別に一定の本處に住する者は先に破壞せらるれども、人天

梵天壊

若し時に梵世の随一の有情が無師法然に〔第〕二静慮を得、彼の定より起ちて、是の如き言を唱ふ。[四五]「定生の喜樂は甚だ樂しく、甚だ靜かなり」と。

餘の天聞き已りて、皆、彼の靜慮に入り、命終して幷びに極光浄天に生ずることを得、乃至梵世の中に有情が、都べて盡くれば、是の如きを已に有情世間を壊すと名く。[五六]

器世間壊

[四七]唯器世間のみは空曠にして住す。〔然るに〕餘の十方界の一切の有情の此の三千世界を感ずる業が盡くれば、此に於いて漸く七の日輪を現ずること有り。諸海乾き竭き、衆山洞然として洲渚[四八]三輪幷びに焚燎するに従ふ。風は猛焔を吹きて上の天宮を焼き、乃至梵宮も灰燼を遺すこと無し。〔但し〕自地の火焔のみ自地の宮を焼く。他地の災が能く他地を壊するに非ず。相ひ引起するに由るが故に是の言「下の火風、飃へりて、上地を焚燒す」を作すのみ。謂はく、欲界の火の猛焔が上に昇り緣と爲りて、色界の火焔を引生す。餘の災も亦爾ること、應の如く當に知るべし。

結

是の如くにして始め地獄の漸く減ずるより、乃至器の盡くるまでを、總じて壊劫と名く。

第三項　成劫

成劫

言ふ所の成劫(vivartakalpa)とは、謂はく、風の起るより乃至地獄に始めて有情の生ずるまでなり。

と雜居する動物は、人天と一所に破壊せらるといふなり。

【四二】無師法然云云。壊劫に際して必ずしも師なくも自然に上界に生るるやうになる。

【四三】離生喜樂は初禪定の特質なり。

【四四】北洲は鈍根にして、離欲のこと無く、欲の天に生じて靜慮現前し勝依を得、始めて能く離欲す。

【四五】定生喜樂は二禪の特質なり。

【四六】但し、以上の有情壊は後に説く大の三災中の、火災壊の場合に於ける有情壊なり。何んとなれば水災は極光浄天をも壊し、風災は遍浄天をも壊するを以て、有情の壊も從つて第二禪、第三禪に及ぶべければなり。

【四七】唯、器世間のみ云云。廿中劫の間にて有情の壊は初の十九劫の間に行はれ、最後の一劫に器世間の破壊行はるるが故に、有情滅するも、尚ほ器世間は存在し得るなり。

【四八】三輪とは風・水・金の三輪なり。

空劫

謂はく、此の世間が災に壞せられ已りてより、二十の中劫は唯だ虛空のみ有り。此の長時を過ぎて、次に應に復た住の二十に等しき成劫の便ち至ること有るべし。

器世間の成立

一切の有情の業の增上力によりて、空中に漸く微細の風の生ずること有り。是れ器世間の將に成ぜんとする前相なり。風漸く增盛して、前に說きたる所の如き風輪・水・〔輪〕・金輪等を成立す。然るに初めに大梵王宮、乃至夜摩宮を成立して、後に風輪等を起す。是れを外の器世間を成立すと謂ふ。

有情世間の成立

初めに、一の有情の極光淨より沒して、大梵の處に生じ、大梵王と爲る。[四九]後、諸の有情も亦、彼れより歿して梵輔に生ずる有り、梵衆に生ずる有り、他化自在天宮に生ずる有り。漸漸に乃至下りて人趣の倶盧と牛貨と勝身と贍部とに生じ、後に餓鬼・傍生・地獄に生ず。

[五〇]法爾として後に壞するものは必らず最初に成ずればなり。

若し初めて一の有情の無間獄に生ずるとき、二十の中の成劫は應に知るべし、已に滿ちぬと。

第四項　住　劫

住劫

此の後、復た二十の中劫(antarakalpa)有り。〔此劫を〕成じ已りて住すと名く。而も〔こは〕[五一]次第にして起る。〔卽ち〕風起り器世間を造りてより、乃至後時に有情漸く住す、此の洲の人

〔四九〕以下は、前の火災劫の壞に順じて說くが故に、大梵の生ずるを有情世界成立の初めとするなり。

〔五〇〕法爾として云云。壞する際には下界より次第に上界に及ぶも成ずる際は逆に上界より下界に及ぶ。こは法として自然に然りといふなり。

〔五一〕光記に因るに壽が漸く減ずるに至る時方に住劫と名け、壽の未だ減ぜざる時は成劫に攝するなりと言へり。卽ち住劫の間には世界には變動なしと雖も、人間の壽命には增減あり、減ずる際には、初八萬歲なりしものが、減じて遂に十歲に到り、この時刀兵(七日間)疾病(七ケ月七日間)饑饉(七年七ケ月七日間)等あり、之より漸やく增して再び八萬歲に到る。この一減一增を名けて一中劫といふなり。かくしてこの一中劫の經過の繰り返へさるること、二十回に及ぶは卽ち住劫なり。但し初の一劫は減のみにして、後の一劫は唯だ增のみなるが故に廿劫といふも、一增一減を單位として勘定すれば、實數に於て十九回の增減に過ぎず。

壽の無量時を經るをいふなり。

第一中劫

住劫の初めに至るとき、壽は方に漸く減ず。無量より減じて極なるが十年に至るを、即ち名けて初の一の住の中劫と爲す。

中の十八中劫

此の後の十八〔中劫に〕は皆〔壽の〕増減有り。謂はく、十年より増して八萬に至り、復た八萬より減じて十年に至る。爾るを乃ち名けて第二の中劫と爲す。次後の十七は例して皆、是の如し。

第二十の中劫

十八の後に於いて、十歲より増して極八萬歲に至るを第二十劫と名く。

劫増の極限

一切の劫の〔壽の〕増は八萬を過ぐること無く、一切の劫の〔壽の〕減は唯極は十年のみなり。

二十中劫各自の期間相等し

〔中の〕十八劫の中の一増一減の時量は、方に初めの減と後の増と〔の時量〕に等し。故に二十劫の時量は皆等し。此れを總じて名けて成じ已りての住劫(sthitikalpa)と爲す。

住劫の餘の三劫とい時量等

五二 所餘の成〔劫〕と壞〔劫〕と及び壞し已りての空〔劫〕とは、減と増との二十の差別無しと雖も、然も、時量が住劫と同じきに由りて、住〔劫〕に准じて、各二十の中劫を成ずるなり。

成〔劫〕中の初劫に器世間を起し、後の十九の中に有情漸く住す。壞〔劫〕の中の〔最〕後の劫にて、器世間を滅し、前の十九〔劫〕の中にて、有情漸く〔下地に於ける命を〕捨す、

【五二】 所餘の成云云。成劫壞劫殊に空劫の如きは、住劫に於ての如く、週期的に變化して照準となるもの無きが故に、依りてもつて中劫のきれ目を明白に區劃し難しと雖も、實際に於いてはその時の長さは住劫と（全體として）變り無きを以つて、住劫に順じて、餘の三も便宜上二十に分ち、二十中劫より成るといふとの意。

大劫

是の如きの所說の成・住・壞・空各二十の中〔劫〕を積みて八十と成し、總じて此の八十が大劫(mahākalpa)の量を成ずるなり。

第四項　劫

劫の體

劫の性は是れ何ぞや。

謂はく、唯、[五三]五蘊のみなり。

阿僧企耶

[五四]經に說く、「三劫[五五]阿僧企耶(asaṃkhyeya)〔の間〕、精進修行して方に佛と成ることを得たり」と。前に說きたる所の四種の劫の中に於いて、何の劫を積みてか〔今〕三劫無數を成ぜん。

前の大劫を累ねて十百千と爲し、乃至積みて三劫無數を成ず。

三無數の意義

既に無數と稱す。何ぞ、復た三と言ふや。

無數の言は、數ふ可からざることを顯はすにあらず。[五六]解脫經に六十數を說く中、阿僧企耶は是れ其の一數なり。

特に、經說の六十數

云何なるか六十なる。

彼の經に言ふが如し。「(1)一のみ有りて餘無き數を始めて一と爲し、(2)一の十を十と爲し、(3)十の十を百と爲し、(4)十の百を千と爲し、(5)十の千を萬と爲し、(6)十の萬を[五七]洛叉と爲し、(7)十の洛叉を[五八]度洛叉と爲し、(8)十の度洛叉を[五九]俱胝と爲し、(9)十の俱胝を[六〇]末陀と爲し、(10)十の末陀を[六一]阿庾多と爲し、(11)十の阿庾多を大阿庾多と爲し、(12)十の大阿庾多を[六二]那庾多と爲し、(13)十の那庾多を大那庾多と爲し、(14)十の大那庾多を[六三]鉢羅庾多

【五三】五蘊とは、蓋し劫は自體が獨立法としての實有に非ずとして、法に卽して理解の爲めに立てし成語なれば、玆に法に約して時の體を五蘊といふ。界品に、有爲（五蘊）を世路と名くとあると同じなり。

【五四】增一阿含經十六（大正二、六三〇頁上）に云く「如下我於二三阿僧祇劫一(trayo asaṃkhyeya-kalpa)所行勤苦成中無上道上」云云と。

【五五】阿僧企耶とは無數と譯せらる。

【五六】解脫（Muktaka）經云云。舊譯には「餘經」と云ひ、婆沙卷一七七(毘曇部十六、六四頁)には單に契經と云ひ元來 Muktaka とは「別の、餘の」と云ふ形容詞なれば、玄奘の如く解脫として固有の經名と見ず、眞諦の如く餘經を意味する普通名詞と見るが至當なるが如し、稱友は Muktaka とは四阿含の中に在らざる義なりと言へり。佛經の數を明す經は二三にして足らず、方廣大莊嚴經、華嚴經等に更に大なる數を出せり。

【五七】洛叉（lakṣa）は卽ち十萬なり。

【五八】度洛叉を眞諦は阿底洛沙（atilakṣa）に作る。

【五九】俱胝（koṭi）は一千萬に當る。

【六〇】末陀(madhya）は舊に末持訶、千億と言ふも、實は吾人の一億なり。

【六一】阿庾多は舊譯の阿由多（ayuta）にして萬億とするも大億なり。

【六二】那庾多は舊譯の那由多（nayuta）なり此に百萬億とす。

【六三】鉢羅庾多は舊譯の波由多(prayuta)にして此に萬萬億といふ。

と爲し、(15)十の鉢羅庾多を大鉢羅庾多と爲し、(16)十の大鉢羅庾多を[六四]矜羯羅と爲し、(17)十の矜羯羅を大矜羯羅と爲し、(18)十の大矜羯羅を[六五]頻跋羅と爲し、(19)十の頻跋羅を大頻跋羅と爲し、(20)十の大頻跋羅を[六六]阿芻婆と爲し、(21)十の阿芻婆を大阿芻婆と爲し、(22)十の大阿芻婆[六七]を毘婆訶と爲し(23)十の毘婆訶を大毘婆訶と爲し、(24)十の大毘婆訶を[六八]嗢蹭伽と爲し、(25)十の嗢蹭伽を大嗢蹭伽と爲し、(26)十の大嗢蹭伽を[六九]婆喝那と爲し、(27)十の婆喝那を大婆喝那と爲し、(28)十の大婆喝那を[七〇]地致婆と爲し、(29)十の地致婆を大地致婆と爲し、(30)十の大地致婆を[七一]醯都と爲し、(31)十の醯都を大醯都と爲し、(32)十の大醯都を[七二]羯臘婆と爲し、(33)十の羯臘婆を大羯臘婆と爲し、(34)十の大羯臘婆を[七三]印達羅と爲し、(35)十の印達羅を大印達羅と爲し、(36)十の大印達羅を[七四]三磨鉢躭と爲し、(37)十の三磨鉢躭を大三磨鉢躭と爲し、(38)十の大三磨鉢躭を[七五]揭底と爲し、(39)十の揭底を大揭底と爲し、(40)十の大揭底を[七六]拈筏羅闍と爲し、(41)十の拈筏羅闍を大拈筏羅闍と爲し、(42)十の大拈筏羅闍を[七七]姥達羅と爲し、(43)十の姥達羅を大姥達羅と爲し、(44)十の大姥達羅を[七八]跋藍と爲し、(45)十の跋藍を大跋藍を爲し、(46)十の大跋藍を[七九]珊若と爲し、(47)十の珊若を大珊若と爲し、(48)十の大珊若を[八〇]毘歩多と爲し、(49)十の毘歩多を大毘歩多と爲し、(50)十の大毘歩多を[八一]跋羅攙と爲し、(51)十の跋羅攙を

【六四】矜羯羅 (kaṅkara) は舊譯に缺く。
【六五】頻跋羅 (bimbara) は舊譯に缺く。
【六六】阿芻婆 (akṣobhya) は舊譯に缺く。
【六七】毘婆訶 (vivaha) は舊譯に缺く。
【六八】嗢蹭伽は舊譯の鬱僧伽 (utsaṅga)。
【六九】婆喝那は舊譯の婆訶那 (vāhana)。
【七〇】地致婆は舊譯の知知婆 (tiṭibha)。
【七一】醯都は舊譯の醯兜 (hetu)。
【七二】羯臘婆は舊譯の柯羅婆 (karabha)。
【七三】印達羅は舊譯の因陀 (indra)。
【七四】三磨鉢躭は舊譯の娑未多 (samāpta)。
【七五】揭底は舊譯の伽知 (gati)。
【七六】拈筏羅闍は舊譯の紙婆 (nimbarajas)。
【七七】姥達羅は舊譯の物陀 (mudrā)。
【七八】跋藍は舊譯の婆羅 (bala)。
【七九】珊若は舊譯の社那 (saṃjñā)。
【八〇】毘歩多は舊譯の毘休多 (vibhūta)。
【八一】跋羅攙は舊譯の婆洛沙 (balākṣa)。

大跋羅攙と爲し、(52)十の大跋羅攙を阿僧企耶と爲す。此の數の中に於いて、(八二)餘の八を忘失したり。若し大劫を數へて此の數の中の阿僧企耶に至らば、劫無數と名け、此の劫無數を復た積みて三に至るを、經の中には說きて三劫無數と爲す。諸の算計の數へ知ること能はざるにあらざるが故に、說きて三劫無數と爲すを得るなり。

第三節　諸佛菩薩

第一項　菩薩の長時を期して佛果を希望する所以

菩薩の佛果の爲めの長時の修行

問　何に緣りて菩薩は發願して長時に精進修行し、方に佛果を期するや。

答　如何にしてか長時修することを許さざるや。(八三)無上菩提は甚だ得可きこと難く、多くの願行に非ざれば成し得容きこと無し。菩薩は要らず三劫無數を經、大福德智慧の資粮たる(八四)六波羅蜜多の多百千の(八五)苦行を修して、方に無上正等菩提を證す。是の故に定んで應に長時の願を發すべきなり。

難　(八六)若し餘の方便をも亦涅槃を得とせば、何を用つてか菩提の爲めに久しく多くの苦行を修するや。

答　一切有情を利樂せんと欲するが爲めの故に、(八七)菩提を求めて長

【八二】或る地方にては餘の八を忘失して人人誦せずと云ふ義なり。故に論主此處に其名を擧げず、但し Mahāvyutpatti には阿毘達磨中に出づとして此の六十數の名を出せり。即ち (53) apramāṇa (54) aprameya (55) aparimita (56) aparimāṇa (57) atulya (58) amāpya (59) acintya, (60) anabhilāpya なり。

【八三】無上菩提 (anuttara[samyaksaṃ] bodhi)。

【八四】六波羅蜜多 (gaṭ pāramitā) は施波羅蜜 (dāna-pāramitā) 戒波羅蜜 (śīla-pāramitā) 忍波羅蜜 (kṣānti-pāramitā) 精進波羅蜜 (vīrya-pāramitā) 禪波羅蜜 (dhyāna-pāramitā) 慧波羅蜜 (prajñā-pāramitā)。波羅蜜多は度ともいふ。舊譯に度、新譯に到彼岸と云ふ。波羅蜜多 (pāramitā) は文法的には pāram + it + tā なりと言はる、この中、pārami とは最勝なる行の義、tā は種類の義にして此の二語を合成して pāramitā となれるものなれば正しくは「最勝なる行の種類」と云ふ義なり。

【八五】苦行とは、證を開かん爲め又は願望を達せん爲めに心身二位に亙り苦心慘憺の苦の修行を爲すこと。

【八六】若し餘の云云。單に涅槃を得る爲めならば、聲聞、緣覺の如く、少方便の修行にて事足るにあらずやとの難なり。

【八七】菩提を求めて云云。單に利己の一面に由りて涅槃のみを求めずして、利他のために無上正等の菩提を願求すとの意。

時の願を發す。云何にして我れをして大堪能を具せしめ、苦の瀑流に於いて諸の[八八]含識を濟はんかと。故に涅槃の道を捨てて無上菩提を求むるなり。[八九]

菩薩の利他と利己

他の有情を濟ふことが、已れに於いて何の益ありや。

菩薩は物を濟ひて已れの悲心を遂ぐ。故に他を濟ふを以て即ち已れの益と爲すなり。

難　問

誰か菩薩に是の如き事有りと信ずるや。

釋　答

懐に已れを潤すことのみ有りて大慈悲無き[九〇]是の如きの有情に於いては此の事實信じ難きも、心に已れを潤さんとすること無く、大慈悲ある是の如きの有情に於いては、此の事信じ難きに非ず。[九一]如、久習して哀愍なき者あり。已れを益すること無しと雖も而も樂うて他を損するものは世の同じく悉くする所是

特に、菩薩長時の利他行

の如し。是の如く、菩薩は久しく慈悲を習へり。已れを利すること無しと雖も、而も他の益〔あらんこと〕を樂ふ。如何ぞ信ぜざらん。

菩薩長時の無我行

又、如、有情あり。數習力に由り、無我の行に於いて有爲を了せずして、執して以て我と爲し、愛著を生じ、此れを因と爲すに由りて甘じて衆苦を負ふことは、智者の同じく悉くする所、是の如し。是の如く菩薩は、數習力の故に自の我愛を捨てて他を愍むの心を增し、此れを因と爲すに由りて甘じて衆苦を負ふ。

【八八】含識。衆生と同じ意味。

【八九】此の文舊譯に云ふ「若由二別方便一有二解脱理一何用三久修二此大難行道一。爲レ他故、須三如レ此大功用一。云何我等從二大苦流一有レ能爲レ拔二濟他一。由二此意故久劫修行一」とあり。

【九〇】是の如きの有情とは菩薩のこと。

【九一】如久習云云。世には多年の習慣上、全く慈悲心を缺き、たとひ、自已に利益することなきも、更に他の苦しむを欣ぶもののあることは、何人も知り居る所ならん。菩薩は其反對なりといはんとするにあり。

如何ぞ信ぜざらん。

自他平等

又、種姓の異なるに由りて、此の志願起ること有り。他の苦を以て己れの苦と爲し、他の樂を以て己れの樂と爲し、自の苦樂を以て己れの苦樂の事と爲さず。他を益するに異なりて、別に自ら益すること有るを見ざるなり。

引證

是の如き義に由るが故に、有る頌に言はく、

[九二]下士は勤めて方便し、　恒に自身の樂を求む。
中士は苦を滅するを求むるも、　樂には非ず、苦の依なるが故に。
上士は恒に勤めて自を苦にして、他の安樂なると
及び他の苦の永く滅せんこととを求む。　他を以て己れと爲すが故なり。

第二項　諸佛獨覺の世に出現する時

是の如く已に劫量の差別を辯じつ。

諸佛、獨覺の出現時

諸佛と獨覺との世間に出現するは、劫增の時と爲んや。劫減の位と爲んや。

頌に曰はく、

(94)[九三]八萬を減じて百に至るまでに、　諸佛世間に現ず。
獨覺は增減の時なり。　麟角喩は百劫なり。

諸佛の出現

論じて曰はく、[九四]此の洲の人壽が八萬歳なるときより漸く減じ

【九二】舊譯—
下人求自樂　作種種方便
中人求滅苦　非樂苦依故
上人由自苦　樂他得安樂
及他苦永滅　他苦自苦故。
この頌文の大要を言へば、初の下士云云の二句は異生を述べたるものにして、下士たる異生は常に自己の快樂のみを求むと。次ぎの二句は中士たる二乘を述べたるもの、二乘は滅苦を主として有漏の樂みを求めず、有漏の樂みは頓て苦の所依たることを知ればなりと。次ぎの上士云云の四句は上士即ち菩薩のことを述べたるもの、菩薩は、他を以て自となすが爲に、自ら衆苦を荷受しても他をして安樂を得せしめ、永く苦を滅せしめんと願ふとなり。

【九三】(94) buddhatvam, apakarṣe
tu śatād yāvat tadudbhavaḥ.
dvayoḥ pratyekabuddhānāṃ,
[khaḍgaḥ]kalpaśatānvayaḥ.

舊譯—成佛於劫下、　減八萬至百、
上下時獨覺、　犀角喩百劫。
此の一段は諸佛及獨覺の出世する時を明す。それに依れば、此の洲の人壽が八萬歳より次第に減じて百歳に至る迄の間に佛は出世し、獨覺は增位にも減位にも通じて出世す。獨覺とは、無師にして獨悟するものを云ひ部行と麟角との二種有り。その中麟角喩の獨覺は先づ百大劫の間菩提に至る豫備的修行を積集して初めて獨覺と成る。

【九四】佛の出世に關しては衆說有り。增一阿含四十四及四十五（大正二、七八六頁下—）によれば、次圖の如し。

て乃し壽の極の百年に至る、此の中間に於いて、諸佛は出現す。

特に、百歳以下減位に佛不出の理由

何に縁りて〔壽量の〕増す位には、佛の出づること無きや。有情の樂み増して厭を教へんことの難きが故なり。

何に縁りて百より減ずるとき、佛の出づること無きや。

五濁

[95]五濁極増して、化すべきことの難きが故なり。五濁と言ふは、一に[96]壽濁、二に[97]劫濁、三に[98]煩悩濁、四に[99]見濁、五に[100]有情濁なり。

濁

劫の減じて將に末ならんとするや。壽等は鄙下して滓穢の如くなるが故に、説きて名けて濁と爲す。

五濁の用

前の二濁に由りて其の次第の如く壽命と資具とは、極めて衰損せられ、次の二濁に由りて善品が衰損す。欲樂に耽り、[101]自ら苦行するを以ての故なり。或は〔次の如く〕在家・出家の善を損ずるが故なり。

後の一濁に由りて自身を衰損す。謂はく、自身の身量・色・力・念・智・勤勇、及び無病を壞するが故なり。

獨覺の出現

獨覺(pratyekabuddha)の出現は劫の增・減〔兩位〕に通ず。然るに諸の獨覺に、二種の殊り有り。一には部行、二には麟角喩なり。

部行獨覺

[102]部行獨覺は、先には是れ聲聞にして、勝果を得る時轉じて獨勝と名くるものなり。

一、毘婆尸佛
- 波羅利華樹下成道
- 九十一劫中出世
- 三會聖衆
- 壽八萬四千歲
- 百歳半衆清淨

二、尸結(棄)佛
- 分陀利樹下
- 三十一劫中出世
- 三會聖衆
- 壽七萬歳
- 八十年清淨

三、毘舍婆佛
- 波羅樹下成道
- 三十一劫中出世
- 三會聖衆
- 壽七萬歳
- 七十年清淨

四、拘樓孫佛
- 尸利沙樹下成道
- 賢劫中出世
- 二會聖衆
- 壽六萬歳
- 六十年清淨

五、拘那含牟尼佛
- 優頭跋羅樹下成道
- 賢劫中出世
- 二會聖衆
- 壽四萬歳
- 四十年清淨下

六、迦葉佛
- 尼拘留樹下成道
- 賢劫中出世
- 二會聖衆
- 壽二萬歳
- 二十年清淨

異説

[一〇三]有餘が說く、『彼れは先には是れ異生なり。曾て聲聞たりしとき順次擇分を修せしが、今、自ら道を證するによつて獨勝の名を得たり。〔この事は〕[一〇四]本事の中に說くに由る。一の山處に總じて五百の苦行外仙有り。一の獼猴有りて、曾て獨覺と相近くして住し、彼れの威儀を見しが、〔彼が〕展轉遊行して〔五百の〕外仙の所に至り、先に見たる所の獨覺の威儀を現ぜしに、諸仙之れを親て咸な敬慕を生じ、須臾にして皆獨覺の菩提を證したりと。

若し先に是れ聖人ならば、應に苦行を修すべからず』と。

麟角喩獨覺

[一〇五]麟角喩とは、謂はく、必ず獨居するものなり。二の獨覺の中にて、麟角喩の者は、要らず百大劫に菩提の資糧を修して、然る後方に麟角喩獨覺と成る。

獨覺（釋名）

獨覺と言ふは、謂はく、現身の中に至教を稟くることを離れて唯自らのみにて道を悟り、能く自ら調して他を調せざるを以ての故に、〔其の名を得たり〕

獨覺が他を調せずといふに就きての難

何に緣りて獨覺は他を調せずと云ふや。彼れは能く正法を演說すること無きにあらざらん。彼れは亦[一〇六]無礙解を得るを以ての故に、又能く過去に聞ける所の諸佛所宣の聖教の理を憶念するが故なり。又、彼れには慈悲無しと說くべからざらん。有情を攝せんが爲めに神通を現ずるが故なり。又、受法の機無しと

七、釋迦佛
- 吉祥樹下成道
- 一會聖衆
- 壽百歲時
- 十二年清淨

【九五】五濁とは劫減じて漸やく末ならんとする時は、凡ての方面に於て、世は濁り、腐敗し來る。五濁は是を總括したるものなり。
【九六】壽濁（舊譯に命濁 āyuṣkaṣāya）は命を以て體とす。壽命極めて劣等となるをいふ。
【九七】劫濁（kalpa-kaṣāya）。時勢の腐敗をいふ。
【九八】煩惱濁（舊譯に惑濁 kleśa-kaṣāya）は煩惱の盆盛になるをいふ。
【九九】見濁（dṛṣṭi-kaṣāya）は、邪見の盛になるをいふ。
【一〇〇】有情濁（舊譯に衆生濁 sattva-kaṣāya）は、身量短少、無氣力などになるをいふ。
【一〇一】單に自身を苦しむるは何の利益もなきなり。
【一〇二】部行獨覺（vargacāri pratyekabuddha）。獨覺とは他敎を須たずして自悟するが故に獨覺と言ひ、他の敎を離れて獨り勝果を證するが故に、獨勝とも言ふなり。部行獨覺とは先には聲聞にして前三果の人なりしも、後に第四果を得する時は、敎を離れて自ら獨り勝果を證るもの而もまた、衆類相共なるに由り、部行と名く。
【一〇三】有餘云云。前說は先には不還果の聖者なりとせしに對して、茲にては、異生なりとする所以は、次に引く本事に苦行仙人とあればなり、即ち本事所說によれば戒取を起して、曾て苦行を修したりといふ。之れによりて見るに、若し彼れにして先に聖者なりせば、戒取を起して苦行を修する筈無し。故に是れは先には異生なりと知るべしとの意。
【一〇四】本事（Itivṛttaka）。賢愚經卷第十三優婆毱提品

も說くべからざらん。爾の時の有情も亦能く世間離欲の對治道を起すこと有るが故なり。

釋答

・此の理有りと雖も、[107]彼は宿習に由り欣樂の勝辨を少き、說かんとの希望無きが故に。又、有情の深法を受け難きを知る。〔生死の〕流れに順ふこと既に久しくして逆流せしめ難きを以ての故に。又、[108]衆を攝することを避くるが故に、他の爲めに正法を宣說せず。諠雜を怖るるが故なり。

第三項　輪王論、附、十方界一佛多佛論

輪王論

[109]輪王は、〔その〕出世何れの時に在りとやせん。幾種ありや。幾と俱なりや。何の威ぞ。何の相ありや。

頌に曰はく、[110]

(95)輪王は八萬より上にあり。金・銀・銅・鐵の輪なり。

一・二・三・四洲の、　逆次なり。獨たること佛の如し。

(96)他の迎ふると、自ら往いて伏すと、　諍と陣との勝ると

にして、害無し。

相は正しく圓明なるにあらず。故に佛と等しきには非ず。

輪王の出世

論じて曰はく、此の洲の人壽無量歲なるより乃し八萬歲に至るまでに轉輪王の生ずる有り。八萬より減ずる時は、有情の富樂と壽量と損減し、衆惡漸く盛にして大人の器に非ざるが故に、輪王無し。

(大正四、四四三頁下)參照舊譯には本行經。婆沙論四十六には曰く、「如是說者、彼法爾成二佛弟子相一乃得二極果一、如下五百仙人在二伊師迦山中一修レ道本是聲聞、出二無佛世一、獼猴爲現佛弟子相、彼皆學レ之證獨覺果云云(大正二七、二四一頁中)。

【一〇五】麟角喩とは、舊譯に犀角喩(khaḍgaviṣāṇakalpa pratyekabuddha)といひ、麟の唯一角のみ有りて、曾て二の並生すること無きが如く、此の獨覺の獨り居し獨り出て悟道するが故にかく名く。

【一〇六】無礙解(pratisaṃvid)とは、所謂四辨をいふ。即ち法無礙解・義無礙解・詞無礙解・辨無礙解なり。

【一〇七】彼は云云。といふ中、宿習とは前世よりの習慣。欣樂(utsuka)とは或る事を爲さんと欲すること。勝解(adhimukta)とは好むこと。以上擧ぐるが如き道理あるも、彼は前世よりの習慣によりて、努力の希望を缺き說法せんとの意志なしといふ義。

【一〇八】衆を指導すること。

【一〇九】輪王。詳しくは轉輪王(cakra-varti-rāja)といふ。四方統一の理想的王者にして、稍や、猶太敎に於けるメシヤの格に當る。佛時代に、恐らく。刹帝利の間に起れる理想にして、遂には、太古時代にも、かかる大王の實際に現出し、將來も亦出現すべきことを信ずるに到れるものならん。

【一一〇】(95) cakravartisamutpattir nādho 'śītisahasrakāt.
suvarṇarūpyatāmrāyaś-cakriṇas, te 'dharakramāt.

舊譯—減二八萬歲一時、無二轉輪王生一、
金銀銅鐵輪、四隨下次第、
(96) ekadvitricaturdvipā na ca tu gaḥ buddhavat.

此の王は、輪の旋轉應導して一切を威伏するに由りて、轉輪王と名く。

四種の輪王の領土

施設足の中には、四種有りと說けり。[二一]金と銀と銅と鐵との輪、別なるべきが故なり。

其の次第の如く、勝と上と中と下とにして、逆次に、能く王として一・二・三・四の洲を領す。〔卽ち〕、[二二]鐵輪王は一洲の界に王たり。[二三]銅輪王は二〔洲の界〕に王たり。[二四]銀輪は三〔洲の界〕に王たり。若し[二五]金輪王ならば四洲の界に王たるを謂ふなり。

契經には、勝に就きて但だ金輪のみを說けり。故に[二六]契經に言はく、「若し王、生るれば刹帝利種に在り。灌頂の位を紹ぎ、十五日に於いて齋戒を受くる時、首身を沐浴して勝齋戒を受け、高臺殿に升り、臣僚輔翼するに、東方に忽にして金の輪寶の現ずる有り、其の輪は千輻にして轂輞を具足し、衆相圓淨なること巧匠の成すが如し、〔若し此が〕妙なる光明を舒べて王の所に來應せば、此の王は定んで是れ金轉輪王なり。

餘の轉輪王も知るべし、亦爾り。

如來と輪王とに俱生無し

輪王は佛の如くにして、二の俱生すること無し。故に[二七]契經に言ふ、「前に非ず後に非ざるとき、二の如來應正等覺の世に出現すること有る、〔この〕處無く、位も無きも、唯だ一如來の〔出現することはこの〕處有り、位あり。如來を說くが如く、輪

pratyudyānasvayaṃyānu-
[illegible]ladhās]jijito 'vadhaḥ.

一二三四洲、　非レ二俱如レ佛、
他迎、自往彼、　爭伏勝無レ害、
處正明了圓、　佛相餘無レ等。

在家の理想人格としての轉輪聖王は此の洲の人壽の無量なる時より減じて八萬歲に至るまでの間に出現す。その出現するや、有部に從へば、佛と同じく二王の俱生すること無し、且つ佛と同樣に生時より三十二の大人相を有すれども、其の間に於いて佛の具相の常に圓滿なるに對して、王の具相は必ずしも常に圓滿することと無きの相違有り。

此の王に四種有り。その命名の根據たる所屬の輪の金と銀と銅と鐵となるに從つて名も亦分れ、其所領の範圍及び方法も亦差別す。其中金輪王最も秀れ鐵王最も劣る。

【二一】金と銀と云云。輪王は四方統一の王者なれど、その統一の範圍に相違あり。これその德の大小による。而してその德を表號するものは輪なるを以て、輪にも金・銀・銅・鐵の相違あるなり。

【二二】鐵輪王（ayaś-cakravartin?）は是れ贍部洲のみに王たり。

【二三】銅輪王（tāmra-cakravartin）は贍部と勝身とに王たり。

【二四】銀輪王（rūpya-cakravartin）は是れ贍部と勝身と牛貨とに王たり。

【二五】金輪王（suvarṇa-cakravartin）は全四洲に王たり。

【二六】長阿含十八、轉輪聖王品（大正一、一一九頁下）に云く、「若刹帝利水澆頭種、以二十五日月滿時一沐二浴香湯一、上二高殿上一、與二婇女衆一、共相娛樂、天金輪寶忽現在

王も、亦爾り」と。

特に、十方界一佛多佛論

應に[二八]審かに思擇すべし、此の唯だ一の言は、一の三千〔世界〕に據ると爲さんや。〔十方〕一切の〔三千世〕界に約すと爲さんやを、

有部の説

有るが説く。[二九]「餘の界には定んで佛の生ずること無し」と。

所以は何。

[三〇]薄伽梵の功能に礙有ること勿きがためなり。唯だ一りの世尊が普く十方に於いて能く教化するが故に。若し一處たりとも一佛が、中に於いて教化の能無きこと有らば、餘も亦應に爾るべし。又、[三一]世尊、舍利子に告げて言はく、設し復た人有り、汝が所に來至し、問ひて、「頗し[三二]梵志、[三三]沙門有り、正しく今の時に於て、[三四]喬答摩氏と平等平等にして、無上覺を得んや」と言はば、汝は彼れの問を得て、當に、云何に答へんとするやと。時に舍利子、世尊に白して言さく、我れ、彼れの問を得ば、當に是の如く答ふべし、「今時に、梵志沙門の無上菩提を得ること我が世尊と等しきもの有ること無し。然る所以は、我れ世尊に從ひて親しく聞き親しく持す。前に非ず後に非ざるとき、二の如來應正等覺の世に出現すること有らんことは〔この〕處(ことわり)も無く、位も無きも、唯だ一如來のみ〔の世に出現することはこの〕處有り、位有るなるなり」と。

前、輪有二千輻一、光色具足、天匠所造非二世所有一、輪徑丈四、是則名爲二轉輪聖王一。」と 中阿含十五轉輪王經(大正一、五二一頁中) 雜阿含二十七第七二二經(大正二、一九四頁上) 大體同文。

【二七】中阿含四七、多界經(大正一、七二三頁中)に云く、「阿難、若世中有二二轉輪王並治一者、終無二是處一、若世中有二一轉輪王治一者、必有二是處一。阿難、若世中有二二如來一者、終無二是處一、若世中有二一如來一者、必有二是處一。」と。本文の處(sthāna)とはコトワリ即ち道理の事、位(avakāśa)とは可能性の事。

【二八】審かに思擇すべし云云。以下十方界一佛多佛爾説を述ぶ。初の有部は十方界一佛説を、次の有餘部は十方界多佛出世説を執る。後説は則ち寶疏は之を大衆部等の師計なりとせり。今大乘の所執は亦後説に同ず。

【二九】餘の界云云。此世界に佛出世したる時、他の三千世界のことなり。

【三〇】薄伽梵云云。佛の功能は無邊際なるを以て、一佛さへあれば十方にその化及ぶが故に二佛を要せずとなり。

【三一】世等云云。長阿含卷第十二、自歡喜經(大正一、七九頁上) 中阿含卷四十七、多界經(大正一、七二三頁)參照。

【三二】梵志(brāhmaṇa)とは、婆羅門教の修業者のこと。

【三三】沙門(śrāmaṇa)とは、一般の出家者、特に主として婆羅門以外の出家者を指すが如し。

【三四】喬答摩は舊譯に瞿曇(Gautama)と音譯す、佛の姓にして即ち釋迦牟尼を外道等より呼ぶに用ひらる。

【三五】梵王經とは中阿含卷第十九、梵天請佛經(大正一、五四八頁上)に云く、「世尊告云、梵天如□自在明二

難　若し爾りとせば、何に緣りて[125]梵王經に、「我れ今此の三千大千の諸の世界の中に於いて、自在に轉ずることを得」と說くや。

答　彼れには密意有り。

密意とは何ぞ。

謂はく、若し世尊にして[126]加行を起さざれば、唯能く此の三千大千〔界〕をのみ觀るも、若し時ありて世尊が、加行を發起することあらば、無邊の世界は皆佛眼の境なり。天耳通等も、此れに例して應に知るべし。

十方界多佛說

[127]有餘部師は說く、「餘の世界にも亦別に佛有りて世間に出現す」と。

所以は何。

多佛說の根據（其の一）

多くの菩薩有りて、現に倶に菩提の資糧を修習す。一界に一時に多佛は無かるべきも、多界に多佛ありとするを、何の理か能く遮せん。故に無邊の界中には無邊の佛の現ずる有るなり。

若し唯一佛のみならば、設ひ作すること一劫時なりとも、尙遍く一世界の佛事をすら爲さず。況んや、人壽に同じて能く無邊を益せんや。

多佛說の根據（其の二）

然るに、諸の有情は無邊の界に居して時と處と根性との差別無邊なり。佛は應に遍く此の有情類を觀ずべし。是の如き時と處とに世尊を見るべくんば、佛は便ち機に應じ通を現じて、法

照二諸方一、是爲二千世界一、於二千世界中一、我得二自在一、亦知二彼彼處一、無レ有二晝夜一云云」と。此の文より見れば佛は自ら唯「此の」三千大千世界に於いてのみ自在に轉ずることを得とのみ云ひ、他の三千世界には及ぶと說かず。故に疑有るに非ざるやとの問。

【一二六】加行云云。努力せざれば唯だこの三千界のみを範圍とすれど、努力すれば無邊界に及ぶとなり。

【一二七】大衆部等なり。こは Kathāvatthu 21.6 參照。

を說き、其の過失の未だ生ぜざるをば生ぜざらしめ、諸有の已に生ぜるをば能く斷滅せしめ、其の功德の未だ生ぜざるをば生ずることを得せしめ、諸有の已に生ずるをば能く圓滿せしむ。如何ぞ一佛にして此の事頓に成ぜんや。是の故に同時に定んで多佛有るなり。

多佛說より前の舍利子經を通ず

然るに、彼の引く所の前に非ず後に非ざるとき、二の如來の世に出づること有らんことは「處りも無く、位も無し」等は、應に共に思擇すべし、此の言は一界を說くとせんや、多界なりとせんやと。若し多界を說くせば、則ち轉輪王も餘の世界の中に亦有るにあらざるべし。佛の如しと說きて、倶に生ずることを遮するを以ての故なり。[一二八] 若し輪王は、餘界にも別に有りと許さば、如何にして別界の佛を許さざらん。

多佛說の極成

佛の世間に出づるや吉祥の福を具す。多界に多佛なること何の過ありてか遮せん。謂はく、多界の中に諸佛倶に現じて、便ち能く無量の有情を饒益し、[一二九] 增上の生と及び決定の勝道を得しむるなり」と。

有部の難

若し爾らば、何が故に一世界中に二の如來の倶時に出現すること無きや。

釋答

無用なるを以ての故なり。謂はく、一界の中に一佛あらば、能く一切を饒益するに足ればなり。又、願力の故なり。謂はく、

【一二八】有部にては、輪王は、餘界に別に有りと許すが故に、此の推論をなせるなり。

【一二九】增上の生云云。人天の果報を增上の生といひ。三乘の無漏道を決定の勝道といふ。

諸の如來は菩薩たりし時、先づ誓願を發す。「願くは我れ當に無救・無依・盲闇の界の中に在りて等正覺を成じ、一切の有情を利益して安樂ならしめ、救と爲り依と爲り眼と爲り導と爲らん」と。又、敬重せしむるが故なり。謂はく、一界の中に唯一の如來のみ有れば、便ち深く敬重せしめうればなり。

又、速かに行ぜしむるが〔爲めの〕故なり。謂はく、是の如く知らしむ。「一切智尊は甚だ遇ひ難しと爲すをもて、彼れの立つる所の教を應に速に修行すべし。般涅槃し或は餘處に往いて、便ち我等をして無救・無依ならしむること勿らん」と。

故に一界の中に二佛の現はるること無きなり。

四種輪王の治領

是の如く說く所の四種の輪王の威が、諸方を定むるに亦差別有り。謂はく、

金輪王　金輪〔王〕にありては諸の小國の王が各自ら來り迎へて、是の如き請を作す。「我等が國土は寬廣豐饒・安隱富樂にして、諸の人衆多し。唯、願くば天尊、親しく教勅を垂れ給へ。我れ等は皆是れ天尊の翼從なり」と。

銀輪王　若し銀輪王ならば、自ら彼の土に往くに、威嚴、近く至れば、彼れ方に臣伏す。

銅輪王　若し銅輪王ならば、彼の國に至り已りて威を宣べ德を競ひて、彼れ方に勝を推る。

鐵輪王　若し鐵輪王ならば、亦、彼の國に至りて威を現じ陣を列ね剋

勝して便ち止む。

輪王の法治

一切の輪王は皆、傷害すること無し。伏せしめて勝つことを得已はれば、各、其の居る所に安ぜしめ、勸化して、[一三〇]十善業道を修せしむ。故に輪王は死なば、定んで天に生ずることを得。

七寶

[一三一]經に説く「輪王世に出現すれば、便ち七寶有りて世間に出現す」と。其の七とは何ぞ。

一には、輪寶、二には象寶、三には馬寶、四には珠寶、五には女寶、六には主藏臣寶、七には主兵臣寶なり。

難

[一三二]象等の五寶は有情數の攝なり。如何にして他の業が他の有情を生ずるや。

釋答

他の有情が他の業より起るには非ず。然れども先きに互に相ひ屬する業を造るに由りて、中に於いて、若し一が自業を稟けて生ずれば、餘も亦倶時に自業に乘じて起るなり。

是の如く説く所の諸の轉輪王には唯七寶のみありて、餘の王と別なるのみに非ず。亦[一三三]三十二大士の相ありて殊る。

輪王と佛との相

[一三四]若し爾らば、輪王と佛とに何の異ありや。

佛の大士の相は處正しく圓にして明なれども、王の相は然らず。故に差別有り。

第四節　劫初の有情と國王の協立

【一三〇】十善業道。業品參照。

【一三一】經とは、中阿含十一、七寶經（大正一、四九三頁上）増一阿含三十三（大正二、七三一頁中）雜阿含二十七第七二一經（大正二、一九四頁上）等なり。其の所說に小異あるも大同なり。

【一三二】象等五寶云云。七の中、輪と珠との二寶を除く餘の五は、凡べて有情數を攝す。而して今の難意は、七寶を輪王の過去世の業の異熟と見るものにして、從つて輪王の業が今世に至りて、象など他の有情を異熟果として生ぜしむること有りや、若し爾らば、自業自受の有部等の說く業報の原理と相違して、他業他受とならざるや、其の理は云何との難問なり。（業につきては業品參照）。

【一三三】三十二大士の相（dvātriṃśan-mahā-puruṣa-lakṣaṇāni）に就きては、婆沙一七七（毘曇部十六、五二頁以下參照のこと）。

【一三四】佛の大士の相云云といふ中、「處正し」とは、正理に依るに、佛身に於ける三十二相は、偏無くして、其の所を得ること。明とは、佛の身相は極く分明にして、仰ぎ瞻る者の意を奪ふ程なること。圓とは、佛の身に於ては衆相圓滿にして缺減なきを言ふ。因に、此の文句譯は更に詳し。即ち云ふ「佛三十二相有二三勝一、與二王相一不レ同、一處極正不レ偏、二極明了不二隱昧一、三極圓滿無二減缺一。」と。

國王の起源

劫初の人衆に王有りと爲んや、無し〔と爲ん〕や。

頌に曰はく、

(97)[135]劫初は色天の如し。後に漸く貪味を增す。
　惰にして貯ふるに由り賊起り、防がんが爲めに雇うて田
を守る。

劫初の有情

論じて曰はく、劫初の時の人は、皆、色界の如し。故に[136]契經に說かく、「劫初の時の人は[137]有色意成なり。肢體、圓滿にして諸根缺くること無く、形色端嚴にして身に光明を帶び、空に騰ること自在に、喜樂を飲食とし、長壽にして久住す」と。

段食の初め

是の如き類の[138]地味（pṛthivīrasa）漸く生ずることあり。〔卽ち〕其の味甘美にして、其の香、馥馥たるものなり。時に一人の稟性味に耽るもの有り、〔その〕香を齅ぎて愛を起し、取り嘗めて便ち食ふ。餘人も隨ひ學び、競ひ取りて之を食ふ。爾の時を方に初めて段食を受くと名づく。

日月の出現と男女の別等

段食に資けらるるが故に、身漸く堅重にして、光明隱沒し、黑闇便ち生ず。日月衆星茲より出現す。

漸く味に耽るに由りて、地味は便ち隱れ、斯れより復た[139]地皮餅の生ずる有り。競ひ耽りて之を食ふ。地餅も復た隱れて、爾の時復た[140]林藤の出現する有り。競ひ耽りて食ふが故に、林藤も復た隱る。耕種するに非ざるに[141]香稻自ら生ずること有り。

【一三五】(97) prāg āsan rūpivat, sattvā
　rasarāgāt tataḥ śanaiḥ
　ālasyāt saṃgrahaṃ kṛtvā
　bhāgādu(i)ḥ kṣetrāt o bhṛtaḥ.

舊譯―初生如ニ色界一、衆生漸貪レ味、
　爲ニ懶惰一儲レ畜、由レ財雇守レ田

衆生界の初より國王ありしにあらず。初め劫初の有情は恰も色界の諸天の如くなりしも、漸く地味に愛著するに及びて、ここに田地を分ち私有財產の制度を見るに至る。然るにその中には怠惰の者あり他の物を盜みて之を蓄ふる等の事起りしを以て、遂に人人協定して、國王を立てて、その非事を防がしむることとなりたるは、𢘆て世に國王あるの起源なりといふ。その君主機械論の說き方のホッブスの「レビアザン」（Leviathan）に於ける議論を想起せしむるものあるを注意せよ。

【一三六】契經とは長阿含廿二、世本緣經（大正一、一四五頁上）參照。

【一三七】有色意成（rūpiṇa manomaya）といふ中、意成と云ふは、化生の意なり。

【一三八】地味。光記に地中より生じ、蘇蜜の如しとあり。

【一三九】地皮餅（pṛthiviparpaṭaka）は、舊譯に地皮乾とす。光記には、地皮餅とは地味漸く乾きて餅を成ずるを言ふ。

【一四〇】林藤（vana-latā）とは、葡萄の如き蔓草なり。

【一四一】香稻（śāli）とは、諸種の稻を指す。

衆共に之を取りて、以て所食に充つ、此の食は麁なるが故に、殘穢身に在り。蠲除せんと欲するが爲めに、便ち二道を生ず。斯れに因りて遂に男・女根の生ずる有り。

非梵行

二根の殊りあるに由りて、形相も亦異る。宿習力の故に、便ち相ひ瞻視し、此れに因りて遂に[一四二]非理の作意を生じ、欲貪の鬼魅に身心を惑亂せられ、意を失ひて猖狂し、[一四三]非梵行を行じ、人中の[一四四]欲鬼、初めて此の時に發す。

私有財産と國王

爾の時に、諸人は食の早きと晩きとに隨ひて、香稻を隨取し貯積する所無かりき。後時に人の性を稟くること懶惰なるあり、長く香稻を取り、貯へて後の食に擬す。餘人も隨ひて學び、漸く多く停め貯ふ。此れに由りて、稻に於いて[一四五]我所の心を生じ、各貪情を縱にし、多く收めて厭ふこと無し。故に隨つて收むる處は、復た再び生ずること無し。遂に共に田を分ち、遠く盡さんことを慮防して、己が田分に於いては悋護の心を生じ、他の分の田に於いては侵奪を懷ふこと有り。劫盜の過の起ること此の時に始まる。〔これを〕遮防せんと欲するが爲めに共に聚り、詳議して、衆の内に一の有德の人を銓量し、各收むる所の六分の一を以つて雇うて防護せしめ、封じて田主と爲す。[一四六]斯れに因るが故に刹帝利の名を立つ。大衆欽承して恩、率土に流る。故に復た[一四七]大三末多王(mahāsammata)とも名づく、自後の諸王は

【一四二】非理の作意とは婬心をいふ。

【一四三】非梵行とは男女交接のこと。

【一四四】欲鬼は舊譯に、婬欲鬼とあり。

【一四五】我所(ātmiya)とは「我のもの」と云ふ義。

【一四六】斯れに因る云云。刹帝利の原語 kṣatriya は田主の原語なり、kṣatriya は實は kṣi(支配す)てふ語根より來り「支配する」と云ふ形容詞を名詞として「支配者」の義に使ふものなるも、今は kṣi(住む)てふ語根より來れる語と見て斯く田主と解せるなり。

【一四七】大三末多王は舊譯に摩訶先摩多王とあり、大三末多(Mahā-sammata)とは、共許協立の謂なり。尙、舊譯には云く「共雇ニ此人一爲ニ守田主一、彼說ニ此人一爲ニ差多羅莎未一(kṣetra svāmin)差多羅莎未故得ニ刹帝利名一、大人衆所ソ許、能染ニ世間心一、是故初生名ニ摩訶先摩多王一、一切王相縛、此王爲初」とし、本論と其の意に多少の異あり。

婆羅門の初め

此の王を首と爲す。

時の人、或は情に居家を厭ひ樂みて空閑に在りて戒行を精修する有り。斯れに因るが故に、婆羅門の名を得。

財事と刑罰

後時に王の、財物を貪悋して均しく國土の人民に給ふこと能はざる有り、故に貧匱の人は多くは賊事を行ふ。王は〔之を〕禁止せんが爲めに輕重の罰を行ふ。殺害の業を爲すこと、此の時に始まる。

虚誑語の初め

時に罪人の、心に刑罰を怖れて、其の過を覆藏し、想と異にして言を發するあり。[一四八]虚誑語の生ずるは此の時を首と爲す。

第五節[一四九]　劫滅時の大小の三災

第一項　小の三災

小の三災

劫滅の位に於いて小の三災有り。

其の相は云何。

頌に曰はく、

[一五〇](98)業道增し壽減じて、　十に至り、三災現ず。

(99)刀・疾・飢が次の如く、　七の日と月と年とに止む。

小三災の出現

論じて曰はく、諸の有情の虚誑語を起してより、諸の惡業道は後後に轉た增す。故に此の洲の人壽は漸く減じて、乃し極十に至るとき、[一五一]小の三災現ず。故に諸の災患は二法を本と爲す。

【一四八】虚誑語(mṛṣāvāda)を舊譯は妄語とせり。

【一四九】婆沙卷一三三(毘曇部十三、三六五頁以下)、舊譯、卷九、二二三頁下、正理卷三二、光記卷一二、一九六頁中參照。

【一五〇】(98) tataḥ karmapathādhikyād
apahrāse daśāyuṣaḥ.

因みに、Poussin氏の示す、本頌は、四句中、初二句のみありて、後を缺く此の點、尙研究を要す。

舊譯—次由十惡增、　壽減至十歲、

(99) kalpasya śastrarogābhyāṃ
durbhikṣeṇa ca nirgamaḥ
divasān sapta māsāṃś ca
varṣāṇi ca yathākramam.

是劫由刀疾、　及飢災故出、
七日及七月、　七年次第盡。

此の一段は以上虚誑語の生じたる以後の有情の變化と、夫に伴ふ劫滅に至る道程を說く一段なり。上の如く惡業道の端を發したる有情は次第に益益〻障多く、南洲の人壽の次第に減じて極少十歲に至るとき、刀兵・疾疫・饑饉の三災起り、多くの有情失命す。三災の期間は、刀兵七日、疾疫は七月七日間、饑饉は七年七月七日間にして、此の期を越ゆれば人壽は又增して增劫に向ふ。但し此の小の三災は不殺生(刀兵)・布施(後二)等を修するによりて、未來のそれを防ぐことを得と。

【一五一】小の三災とは、後に說く世界大破壞に際して水・火・風の大の三災に對して、小といふなり。

一には美食に耽ること、二には性懶惰なることとなり。此の小の三災は中劫の末に起る。三災とは、一に[一五二]刀兵、二に[一五三]疾疫、三に[一五四]饑饉なり。

(一)刀兵災

謂はく、中劫の末〔人壽〕十歳の時に、人は[一五五]非法の食の爲めに相續〔身〕を染汚し、[一五六]不平等の愛が其の心を映蔽し、[一五七]邪法縈纏して瞋毒増上するをもつて相見れば、便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師の野の禽獸を見るが如し。手に隨つて執る所は皆利刀と成り、各々兇狂を逞うして互に相殘害す。

(二)疾疫災

又、中劫の末、十歳の時、人は前の如き諸の過失を具するに由るが故に、[一五八]非人が毒を吐きて疾疫流行し、遇へば輒ち命終して救療す可きこと難し。

(三)饑饉災

又、中劫の末、十歳の時、人は亦前の如き諸の過失を具するが故に、天龍忿責して甘雨を降さず。是れに由りて世間は久しく饑饉に遭ふも、既に支濟するもの無ければ、多分は命終す。

世紀經の文

是の故に、[一五九]説きて言はく、「饑饉に由るが故に、便ち聚集と白骨と運籌と有り」と。

經文の説明

二種の因に由りて聚集有りと名く。一には人の聚集なり、〔即ち〕彼の時の人は極めて飢羸するに由りて、聚集して死するをいふ。二には種の聚集なり。〔即ち〕彼の時の人は後の人を益せんが爲めに、其の所食を斂め、小篋に置きて擬して種子と爲す

【一五二】刀兵(śastra)とは舊譯に、刀杖といふ。
【一五三】疾疫(roga)とは舊譯に、同とす。
【一五四】饑饉(durbhikṣa)とは舊譯に、饑饉とす。
【一五五】非法の食とは姦通等の貪欲。
【一五六】不平等の愛とは或は偸盗し、或は強奪して他の物を己の有とせんと欲すること。
【一五七】邪法縈纏とは顛倒せる思想を有すること。即ち兩親の恩を知らざる等を云ふ。
【一五八】非人とは、惡鬼惡鬼の如きを云ふ。
【一五九】長阿含廿二(第四分世記經三中劫品)に云く「云何名二飢餓一、爾時人民收二掃田里街巷道陌糞土遺穀一以自存レ命、是爲二飢餓、是當二運籌一」。復次、飢餓時其人於二街巷市里屠殺之處及丘塚間一拾二諸骸骨一煮レ汁飲レ之、以レ此自存、是名二白骨飢餓云云」と。此文は舊譯に「是時有二三糧一、一旃遮糧、二白骨糧、三籌糧、云云」とあり。

を謂ふ。故に饑饉の時を聚集有りと名づくるなり。白骨有りと言ふも亦二因に由る。一には彼の時の人は身形枯燥し、命終して未だ久しからざるに白骨便ち現ずること。二には彼の時の人は、饑饉に逼られて白骨を聚集し汁を煎じて之を飲むことなり。運籌有りと言ふも亦二の因の故なり。一には粮の少なきに由りて、[160]籌を行じて之を食ふこと。謂はく、一家の中の長より幼に至るまで、籌の至る日に隨ひて少しの麁食を得ること。二には謂はく、籌を以つて[161]故き場の蘊を挑て少しの穀粒を得、多くの水を用つて煎じ、分けて共に之れを飲み、以つて餘命を濟ふことなり。

三災減防の至教

然るに、[162]至教に彼れを治する方〔法〕を說ける有り。謂はく、「若し能く一晝一夜の不殺戒を持すること有らば、未來の生に於て決定して刀兵の災の起るに逢はず。若し能く一の[163]訶梨怛鷄を以つて慇淨心を起し僧衆に奉施せば、當來の世に於て決定して疾疫の災の起るに逢はず。若し能く一摶の食を以つて慇淨の心を起して僧衆に奉施すること有らば、當來の世に於て決定して饑饉の災の起るに逢はず」と。

三災の期間

此の三災は起りて、各、幾の時を經るか。

刀兵災の起るは、極なるも唯、七日のみなり。疾疫災の起るは七月七日なり、饑饉は七年七月七日なり。此れを度せば便ち

【一六〇】籌を行じてとは、くじ引にての義。

【一六一】故き場云云。光記に言ふ、「場とは是れ穀麥を積聚する處なり。」故に此の場に殘れるものを拾ひ聚めたるものを場蘊と言ふ。

【一六二】至教云云とは、舊譯に、「於經中傳說」といひ、順正理論(三十二)は之と同じ。婆沙論卷百三十四(毘曇部十三、三七七頁以下)には契經說と言ふ。

【一六三】訶梨怛鷄(haritaki)とは舊譯に、訶梨勒といふ。果の名なり、以て藥となすべしといはる。最勝王經除病品(大正一六、四四八頁中)に云く、「訶梨勒(h.ritaki)一種具足有二六味一能除二一切病一無レ忌、藥中王」とあり。

止みて人壽は漸く增す。

餘の三洲と小の三災

東西二洲にも似の災の起ること有り。謂はく、瞋の增盛と、身力の羸劣と、數飢渴を加ふるとなり。

北洲には、總じて〔小の三災〕無し。

第二項　大の三災

大の三災

前に、「火災は世界を焚燒す。餘の災も亦、爾り。應の如く當に知るべし」と說きたり。何者をか餘となすや。今當に具さに〔是れを〕辯ずべし。

頌に曰はく、

(100) 三災とは火・水・風なり。上の三定を頂とすること、次の如し。(101) 內災と等し。四には無し。不動なるが故に。然れども、彼の器は常に非ず。情と共に生滅するが故に。(102) 要らず、七火にして一水あり。七の水火の後に風あり。

大の三災の目的

論じて曰はく、此の大の三災は有情類を逼めて下地を捨てて上天の中に集らしむるものなり。

三災の由緣

初めに火災の興ることは七の日の現はるるに由り、次に水災の起るは雨の霖淫に由り、後に風災の生ずるは風の相擊つに由る。

三災と劫壞（特に極微無常說）

此の三災の力は器世間を壞す。乃至極微も、亦餘り在ること無し。

【一六四】(100) saṃvartanyaḥ punaḥ tisro bhavanty agnyambuvāyubhiḥ.
dhyānatrayaṃ dvitīyādi śīrṣaṃ tāsāṃ yathākramam
(101) tadapakṣālasādharmyān.
na caturthe 'sty aniñjanāt,
na nityaṃ saha sattvena
tadvimānodayavyayāt.
(102) saptāgninā 'dbhir ekaivaṃ
gate 'dbhiḥ saptake punaḥ
tejasā saptakaḥ paścād
vāyusaṃvartanī tataḥ

舊譯—散集劫有三、由火水風起、三定二定等、次第三災頂、由等彼內災、四無不動故、無常衆生共、宮殿生滅故、七火一水災、七水災已度、後復七火災、然後風災起。

扨て上の如くにして滅と增との二十中住劫を過ぎ、壞劫の初め所謂大の三災ありて、器世間は悉く壞せらる。三災とは火災・水災・風災の三にして、之れを外の三災と稱するなり。その中、火災は器世界としての初禪まで破壞する力あり、水災は第二禪まで、風災は第三禪まで破壞する力あり。これこの三災は、禪定として初禪・第二禪・第三禪の內災たる心的動搖に應ずるが爲めなり。從つて不動地と稱せらるる第四禪に對しては火・水・風の三災も及ぶ所にあらず、されど、第四禪處も必ずしも常住にはあらず、何んとなれば、有情の生滅に伴ひ生滅するが故なり。

但し、この火・水・風三災の世界を破壞するや、一時に三災起るものにあらずして、或時は火災のみ起りて、

特に、勝論の極微常住論の破斥

勝論説理由

〔然るに〕、[一六六]一類の外道は、極微を以て常なりと執す。彼れは謂ふ。「爾の〔劫壞の〕時、餘の極微は〔空中に散〕在す」と。

何に緣りて彼れは猶餘の極微有りと執するやといふに、後の麁〔の色〕事の生ずるに種子の無きこと勿れとの故なり。

佛家の種子の業風引生說

豈に前の「諸の有情の業の生ずる所の風に由りて能く種子を爲す」と說きたるに非ずや。

佛家の別說

或は此〔の麁なる色〕は、卽ち[一六七]前の災の頂風を以て緣と爲し、風を引生して種子を爲すなり。

化地部の說

[一六八]又、化地部の契經の中には言はく、「風が他方より種を颺して此に來る」と。

勝論の解

[一六九]爾りと雖も、芽等の生ずる時、是れ種等の因が親しく引起する所なりとは許さず。

論主の問

若し爾らば、芽等は何より生ずるや。

勝論の答

[一七〇]〔各々〕自〔類〕の分より生ず。是の如き自の分は復た自の分よりし、展轉して乃至最細の有分は、極微より生ずるなり。

論主の問

芽等の生ずる中に於いて、種等は何の力有るや。

勝論の答

能く芽等の極微を引集することを除きては、種等は更に芽等を生ずる力無し。

論主徵す

何に緣りて定んで是の如き執を爲すや。

勝論の答

[一七一]異類より生ずることは定んで理に應ぜざればなり。

初禪までを破壞するに止まり、或時は水災のみ起りて二禪までに止め、或時の風災のみ起りて三禪まで及ぶことあり。而も之に亦順序ありて、火災七度引き續きし後に、初めて第八度目に一度の水災來り、水災七度目(從つて火災はこの間に七七、四十九回ある譯なり)の後が已りて、尙、七度の火災あり、其の後第八度目の水災の代りに、風災生じて初めて第三禪を壞すといふ順序なり。故に、一には壞劫といふも、第三禪までを破壞するには、火災が五十六回、水災が十回、風災が一回にて、合して六十四回の壞劫を經ざるべからず。之を六十四轉劫と名く。

【一六五】極微も亦云云。已に界品に於いて明せる如く、佛教殊に有部等に於いては、獨立的(散在)極微の存在及び其の常住性を許さず、唯組成的和合的色法の上に於いて可分析の究竟として之を說くに過ぎず。故に此の意味よりして壞劫に際して第三禪以下の器世間有情世間に於ける一切の色法が壞し去られる以上、極微のみ壞せられざるの理なし。勿論、色法そのものとしては、此の三千世界に於ても第四靜慮地に現行し、亦、過去の色法は凡て之を實有とする故に、三世實有の有部の敎理には、何等差支へなきなり。されど、俱舍論の所說は業力と極微との二元論の如く、極微の常住性を說く解釋の一切は、正しからざるを注意すべきなり。

【一六六】一類の外道とは、勝論(Vaiśeṣika)學派をさす。勝論は所謂六句義の論に明かなるが如く、多元論を取りて自然哲學を立つるものにして、極微は九實中の地水火風の微細なるいはば原子として、常住なる存在とせらるる、從つて世界の壞時にも極微自身は常住にして壞滅し去られることはない。尙、勝論說の詳細は、宇井博士、印度哲學研究第三、四九一頁以下を參照すべし。尙ほ以下の問答は、凡てこの考の下に相互に交換され

何の理に應ぜざるやといはゞ。[一七二]定まり無かるべきが故なり。

論主論破

[一七三]功能の定るが故に不定の失無し。[一七四]聲や熟變等の異類より定んで生ずるが如し。

勝論の答

[一七五]德法には殊ること有るも、實法は爾らず。現見するに、實法は唯だ同類より生ずればなり。藤の枝を生じ及び縷の衣を生ずる等の如し。

論主の非難

此れは理に應ずるに非ず。

理に非ずとは何。

[一七六]極成せざる〔喩〕を引きて能立と爲すが故なり。

勝論問

今、此に引く所は何にして極成せざるや。

論主答

[一七七]藤と枝と、縷と衣とは、別なりと許すに非ざるが故に。即ち藤と縷とは〔各々〕合して安布することの同じからざるとき、枝と衣との名を得。蟻行等の如し。

勝論徵

云何にして爾るを知るや。

論主答

[一七八]一縷の合する中には曾て衣を得ず。唯、縷をのみ得るが故に。誰か有りて障を爲し、衣を得ざらしむるものぞ。[一七九]若し一縷の中に全衣の轉ずること無くんば、則ち一縷の上には衣の分有れども衣は無かるべし。應に全衣は唯、諸の分を集めしもののみと許すべし、更に別に有分の衣と名づくものの有る

たるものなれど、その立場の異るに應じて、其術語や それに對する概念に異るものあるを以て、嚴格に云へば、ねらひ所を失して、稍もすれば、言葉尻を捕へて、枝より枝に飛び行くが如き感あるを免れざるものあるを忘るべからず。

【一六七】前災の頂風云云とは、前の世間の壞劫の時の第二定の火災時の頂風、第三定の水災時の頂風第四定の風災の頂風を用て緣となし、下地の風を引きて其の種子と爲し、諸の世界を生ずる故に茲に前の災の頂風と言ふ。

【一六八】又化地部(舊譯、彌嬉沙塞部 Mahīśāsaka)云云。長含二十二、世本緣品(大正一、一四七頁下)に云く、「有二何因緣一世間有二五種子一、有二大亂風一從二不敗世間一吹二種子一來生二此國一、一者根子、二者莖子、三者節子、四者虛中子、五者子子、是爲二五子一、以二此因緣一世間有二五種子一」と。亦、增一阿含三十四(大正二、七三八頁上)に云く、「爾時有二此殺盜心一、無三復有二此自然粳米一、爾時有二五種穀子一、一者根子。二者莖子、三者枝子、四者華子、五者果子、及餘所生之種子、是謂二五種子一、皆是他方剎土風吹使レ來取用作レ種云云」とあり。

【一六九】爾りと雖も云云。前三說の三種の種子を生ずる說の如きは、凡て是の前後のものが同類因となること、種子と芽等との如しと言へるに對して、勝論の答なり。佛教にては爾かく說くやも知れざれど、我宗にては之れを認めず。例へば麥芽の生ずる時、麥種がその親因緣となるとは說かず。麥芽と麥種とは、それぞれ異れる要素(細分すれば極微)より成立し、其間にはただ助因關係あるに過ぎずと說く。從つて汝の言ふが如く、業風が親因緣となりて種子を生ずとは、我宗の許さざる所なりと。蓋し勝論の主張は、所謂、因中無果論(二〇一

に非ざればなり。

[一八〇]又、如何にして衣分が縷に異ることを知らん。若し衣は要らず多くの所依の合するを待つと謂はば、唯、多縷の合するのみに於ても亦衣を得べきなり。

[一八一]或は應に畢竟じて衣を得る理無かるべし。「一衣の一邊」を眼に見、身に觸る時は」中と及び餘邊とは、根に對せざるが故なり。若し漸次にして皆根に對す可しと謂はば、則ち眼と身と「の根と」は唯諸の分をのみ得すべく、彼れは有分の衣を得すとは說くべからず。故に即ち諸分に於いて漸次に了別して、總じて有分の覺を起すこと、旋火輪の如きなり。謂はく、若し[一八二]縷の異れる色と類と業とを離れては、衣の色等の三は得可からざるが故に。

[一八三]若し錦衣の上の色等は衣に屬すといはば、即ち實は異類より起ると許すべし。一一の縷の色等には種種の異なきが故なり。或は一分の異る色等の無き邊に於いては衣を見ざるべし。彼の「色等は」衣を顯はすに由るが故なり。或は即ち彼れの分にも異の色等を見るべし。衣は必ず異の色等の相有るを以ての故なり。

[一八四]彼れは有分の體は唯、是れ一のみにして而も種種の色と類と業との殊ること有りと許す。審にするに、斯の如きこと有るは甚だ靈異と爲すべし。

義便に勝論の火大を破す

[一八五]又、一火の光明界の中に於いて、遠近同じからざれば撓照に

---

at-kārya-vāda)にて、因中に(例へば麥種中に)法爾として果(麥芽)を內存するが如きにあらずといふ意見に基く議論なり。

【一七〇】自の分。自の分とは芽は芽の組成要素、種は種の組成要素といふ義。かくして各各の組織要素を分解して最後の要素となれば、遂に父母の二極微に歸著すといふなり(有分とは、その中に尙ほ分ち得べきものを有するといふこと、即ち集合體をいふ)。但し勝論にては芽は芽の極微、種は種の極微より成立すと說くには非ず、極微の種類は地・水・火・風の四に過ぎずといへども今の爭ふ所は種を組織する極微は直ちに芽の極微なりといふことを認めざる點にあり。

【一七一】異類云云。勝論にては芽は芽、種は種とその槪念の異るに應じてその體も異ると考ふるを以て、種より芽を生ずと許せば、異れる者より異れる者を生ずといふ不合理を來たすと考ふるなり。

【一七二】定まり云云。異類相生を許さば、因果關係の規定なきに至らんとなり。

【一七三】功能云云。異類なりと雖も、麥種には必ず麥芽を生ずる功能あるが故に、不定の失なからんとなり。

【一七四】聲や熟變云云。この異類相生の間に一定の規定あることを勝論の宗義にて指摘す。勝論の說に從へば色、聲、香、味、觸等及び合は德句義(屬性的原理)に攝せられ、火又は眼等は實句義(實體)に攝せらる。而して、聲は相繫等(合等)の異類より生じ、異類の相繫等のみに聲の生ずる功能あり。又熟變とは、即ち熟により生ぜるものにして、色等を指す。此の熟變の色等は異類の火等より生じ、火等のみに熟變を生ずる功能あり。是れ、異類相生に功能定りありとする所以なり。

【一七五】德法云云。德句義中に攝せらるるものは、いか

異有りて觸と色とに差別あることは、成ずることを得ざるべし。
[一八六]〔又〕、各別の極微は根の境たることを越ゆと雖も、共に聚集すれば現の根にて證すべし。彼れの宗とする所の「合して能く果を生ず」といふが如し。或は眼等の合して能く識を發するが如く、又、翳目のものが、散髪を觀る時、若し多く相隣れば、彼れは則ち能く〔之を〕見るも、一一が遠く住せば、便ち見の能無きが如し。極微の根に對する理も亦爾るべし。

色の壞と極微

[一八七]又、卽ち色等に於いて極微の名を立つるが故に、色等の壞する時は極微も亦壞すべし。

勝論の救

[一八八]極微は實に攝し、色等は德に收む。體を異にするを以て、定んで俱時に滅すべからず。

有部の破

此の〔極微と色等との〕二の體の別なること理として必ず然らず。審らかに觀る時は、色等を離れて別に地等の有るに非ざるを以てなり。故に、〔この〕體は別に非ず。
又、[一八九]彼の宗の中には、自ら地等を眼と身と〔根〕の取る所なりと許す。寧ぞ〔地等は〕色と觸とに異らんや。
[一九〇]又、毛毼紅花等を燒く時、彼の覺は則ち無し、故に毛等の覺は但だ色等の差別を緣じて起るのみなり。[一九一]熟變して生ずる時は形量の等しきが故に、猶、行伍は〔形に由りて記識するが〕如く瓶盆も記識するなり。若し形を觀ずんば、記識せざるが故なり。

にも異類より生ずることあるも、實句義中の實體は然らず、必ず同類相生なりとなり。
【一七六】極成せざる云云。汝は藤と枝、縷と衣とを例となして同類相生の主張を推し立てんとしたれど、之の喩は、吾等の認めざるものなれば、能詮たるの力を失ふことなり、ここにて、又再び喩に議論が移ることとなれるなり。
【一七七】藤と枝云云。汝は藤より枝を生ずといへるが、いかにも藤と藤枝と別物ならば同類相生の例となし得べきも、元來、藤と枝とは、全體と部分に過ぎざれば、本來、別物にあらざるを以て、之を相生の例に引くは誤りなり。例へば蟻を離れて蟻の行列なきが如しとなり。然ども勝論にては、全體と部分、衣と縷との間に、所謂和合因緣（samavāyikāraṇam）の因果關係を認むるを以て、勝論の宗義よりすれば、その例は必ずしも不適當なるにあらず（勝論の因果觀に就ては、木村博士著印度六派哲學三六〇―三六六を見よ）
【一七八】一縷云云。之れ論主は、勝論が全體と部分とを別に見、而も部分は全體に依存すといふ說を、縷と衣との例によりて破せんとしたるものなり。一縷の合する中にはとは、其の縷が眼及び觸と合せること卽ち一縷を見たる時と云ふ義なり。若し部分としての縷が全衣に依存すとせば、何の故に、それが直ちに衣と見られざるや、衣たらしめざる障礙は何物なりやとなり。
【一七九】若し云云。若し汝は、縷はいかにも全衣に依存すれども、一縷のみにてはただ衣の一部分のみに、未だ全衣の概念を得る能はずと言はば、畢竟ずるに、全衣は却て部分の集合體にして、部分を離れて別に有分卽ち部分を有する全衣なるものなしとせざるべからずとなり。

諍論を止む

[一九二]誰か愚類の狂言を採錄すべき。故に彼の宗に對して廣く諍ふことは應に止むべし。

大の三災の頂

此の三災の頂は、何れの處に在りとせんや。

火災の頂

第二靜慮を火災の[一九三]頂と爲す。此れより下は火の爲めに焚燒せらるるが故なり。

水災の頂

第三靜慮を水災の頂と爲す。此れより下は水の爲めに浸潤せらるるが故なり。

風災の頂

第四靜慮を風災の頂と爲す。此より下は風の爲めに飄散せらるるが故なり。隨つて何れの炎の上をも彼の災の頂と名く。

下三定の災に遭ふ所以

何に緣りて下の三定は、火・水・風の災に遭ふや。

內災

初・二・三定の中には[一九四]內災〔の〕彼れに等しき〔ものある〕が故なり。

初定の內災

謂はく、初靜慮は尋伺を內災と爲す。能く心を燒惱すること、外の火災に等しきが故なり。

二定の喜受の內災

第二靜慮は喜受を內災と爲す。輕安と倶に身を潤すこと水の如くなるが故に。[一九五]漏身の麁重は、此れに由りて皆除くが故に。[一九六]經に說く、「苦根は第二靜慮に滅す」と。

三定の動息の內災

第三靜慮は[一九七]動息を內災と爲す。息は亦是れ風なり。外の風災に等しきが故に。

若し此〔れ等〕の靜慮に入るときは、是の如き內災有るをもつて、此の靜慮に生ずる時は是の外の災壞に遭ふなり。

【一八〇】又如何にして云云。勝論者が若し之に答へて「一體、縷と全衣との關係を考ふるに、我が宗は飽くまで之を全體と部分といふ立場より見るに反し、汝佛者の方にては、一縷一縷の具體物に就て云爲し、之を槪念化して考ふることをざるが故に、我が主張の眞理を理解し得ず」と言はん。然ども我はその辯解を承認せず。何んとなれば全衣の部分としての縷と、一つ一つに離しての縷との間に相異なければなり。

更に亦汝勝論者が轉救して、全衣は全衣として各縷の外に存すれど、そが具體的の全衣たる爲めには多縷を所依とせざるべからずと言はば、單に多縷を集合して別に織ることをせざるも全衣を得べき筈ならずや。而も實際に於て、然らざるは、畢竟、全衣なるものは多縷を織つて初めて成立するものなるが爲めなりとなり。

【一八一】以上は縷を立場として、縷以外に全衣なきことを論じたるものなるが、更に之を認識論の方面よりするも、同じく全衣といふ認識を得難し。何んとなれば、吾等は衣の一邊を見てゐる時は、その中邊や餘邊に及ばず。部分部分を漸次に見て行くも、畢竟部分の認識のみを得て、全體の認識を得ざればなり。故に吾等の有する全體なる觀念は、要するに旋火輪の如きものにて、部分の認識が連續して一體を爲すに外ならざるべからず。從つて各縷に備はる色彩、種類、作用などを離れて、別に全衣の其等を得べからざるも勿論なりとす。

【一八二】縷の異れる色とは、靑黃等の色あるをいひ、異れる類とは、絲と毛等の類、異れる業とは寒を防ぎ、雨を防ぐ等の業用なり。

【一八三】若し錦衣云云。勝論者は之を救ひて、部分の色彩等を離れて別に全體の色彩等なしといふは不當なり。例へば錦の如きは、その色彩業用等、錦衣として初

地災無き所以

何に緣りて地を立てて亦災と爲さざるや。

器世間は卽ち是れ地なるを以ての故なり。但だ火等のみは地と相違すべきも、說きて地は還た地に違すとは言ふべからず。

第四定の無災無常なる所以

第四靜慮は何を外災と爲すや。

彼れには外災無し。內災を離るるが故に。此れに由りて佛は彼［の靜慮］を說きて不動と名けたり。內外の三災の及ばざる所なるが故なり。

異解

有るは說く、「彼の地には淨居天有るが故に、彼れは諸災の壞する所に逢はず。[198]彼［の淨居天］は無色天に生ずべからず、亦復た更に[199]餘の處にも往くべからざるに由る」と。

第四定も無常

若し爾らば、彼の地の器は是れ常なるべし。

答

爾らず。有情と俱に生じ俱に滅するが故なり。謂はく、彼の天處には總じて地形無く、但だ衆星の居る處の各別なるが如し。有情の彼れに於いて生ずる時と死する時とに、所住の天宮は隨つて起り隨つて滅す。是の故に彼の器の體も亦常に非ざるなり。

三災の次第

說く所の三災は云何んが次第する。

[200]要らず先づ無間に七の火災を起し、其の次に定んで一の水災起るべし。此の後無間に復た七の火災有り。七の火災を度りて復還た一の水［災］有り。是の如くにして乃至七の水災を滿して復た七の火災あり。後に風災起る。是の如くにして總じて八の七

めてあるものにして個個の縷に具備するにあらずと。然れども此說には次ぎの如き難點あり。第一には、その主張は總て、先きに汝が拒否したる實類の間に於ける異類相生を認むるの矛盾を來たすべし。何となれば一一の縷になきものが全衣に於て顯はるとせば、異類より、異類を生ずるといふこととなるべければなり。第二に、錦衣の上に顯はるる色彩等を錦衣の特徵とすれば、錦衣中にて其等の色彩の顯はれざる部分に對しては、衣の觀念を充てはめ得ざるに到るべし。何んとなれば色彩等は總て錦衣を代表すと主張すればなり。第三に、色彩等のなき部分をも衣と認むと言はば、前の說と逆に色彩等なき所にも色彩等を見るといふ不都合を起さざるべからず。何んとなれば色彩等を錦衣の代表とする限り、而して苟も或物を錦衣と認むる限り、その物と色彩等と離すべからざればなり。

【一八四】彼れは云云。彼れ勝論者なり。彼が有分卽ち全衣の體は唯一なるに、種種異れる色類等を生じ、而もそは同類性なりと主張す。併し、能く考へて見れば、若しかかることありとすれば、そは實に摩訶不思議と言はざるべからずと嘲笑したるなり。

【一八五】又一火の云云。勝論は個個の縷以外に、別に全衣ありと說くが如く、又、個個の火極微以外に全體としての一光明ありと說く。今論主は、全衣を破したる序でに亦之を破せんとするなり。卽ち謂へらく、若し一火の光明は部分以外に全體としてあるものならば、同じ光明熱氣にても遠く燒觸する時は痛み少く、近く燒觸する時は痛み多く、又、遠く照らす時は昧く、近く照らすは、明なり等の區別はいかにして起り得るや。是等の起り得るは、所詮、光明は全體として一なるものにあらずして、火極微より成立するが爲めに、

其の所以

の火災と、一の七の水災と、一の風災との起る有り。

何に縁りて、是の如くなるや。

彼の有情の修する所の定の因が、上に於いては漸に勝るるに由るが故に、身壽を感ずることも其の量は漸に長きなり。是れに由りて居する所も亦漸に久しく住す。此れに由りて善く施設足論の文に「[二〇]遍淨天の壽は、六十四〔大〕劫なり」といふを釋しうるなり。

その極微の厚薄によるとせざるべからざらんとするなり。

【一八六】〔又〕各別の極微云云。勝論にては、各別の極微は感官的知覺以上なるを以て、感官知覺に屬する光明・衣等の物は各極微以外の存在なりと主張す。然どもこは非なり。何んとなれば個個の極微は、いかにも感覺的認識以上ならんも合すれば諸(根)にて現に認得しうべければなり。之れ勝論にても微細物の集合によりて麁果生ずと立つる所の考へ方に合するものにして、眼と色と光明と作意と合すれば、能く眼識を發し、又、かすみ目の人が一本一本の毛髮は見能はざるも集合したるものをば見得ると同班なり。豈に、個個が根證以上なりとて、その個個の集合體まで根證以上と片附くる理由あらんやと。

【一八七】又即ち云云。又勝論は色・味・香・觸に就て色の極微、味の極微などと說くが故に、色・味等の現象破壞する時極微も亦破壞し去るべしとなり。蓋し勝論は色・味・香・觸を以てそれぞれ地・水・火・風の屬性(德)なりと說く、而もその地・水・火・風は極微より成ると說くを以て、論主はこの難を呈出したるなり。

【一八八】極微は云云。極微は實句の攝、色味等は德句の攝なり。

【一八九】彼の宗云云。若し汝は、地等は根の境を越ゆるが故に、地等は色等なりと確定すること能はずと云ふならば、然らば更に難じて言ふべし、勝論に於ては自ら實句義中の地等が、眼根の所取なりと許すは德句義の色と同じく、身根の所取なりと許すは德句義の觸に同じに非ずや。

【一九〇】毛氈云云。毛等は地大を體とす。燒かぬ以前には唯毛等と見るも燒けば其の覺無し、爾れば毛等は唯青黃等の顯色の差別を緣じて起るものにして、從つて毛等の體は卽ち顯色を離れて別體あるに非ずとの謂。

【一九一】泥團の熟變して生ぜるときに色變ることありとも、是れ瓶なりと記識するは、其の形量が等しければなり。形量等の外に別に瓶の實あるに非ず、尙し、例せば行位卽ち行列の認知は、其の形に由るが如く、瓶盆等は熟變して色の變ずるとき、其の瓶と盆との差別の認知は形に由るなり。形色を離れては記識起らず、從つて形色等の外に實體あるに非ずとなり。(法義參照)。

【一九二】誰か云云。遂に勝論師の說を狂言に過ぎずと結べるなり。要するに斯く復雜なる議論を重ねたる所以は、勝論の方にては例の概念を實在化するの哲學に立ちて、全體と部分との異ることを主張し、依つて以て、全體が破壞したるも部分の終極たる極微の破壞せざることを立證せんとしたるに對し、論主の方にては全體と部分とは不離の者故、全體が破壞すれば部分も破壞し從て極微も破壞し去ることを證明せんとしたるものなり。

【一九三】頂といふは、それ以下といふ義に非ずして、その直下の意即ちそれをも含めたる意味にあらず。
【一九四】內災(ādhyātmikāpakṣāla)とは、相續身中の災患の義。
【一九五】遍身の麁重云云。欲界の苦受は不調柔性なるが爲めに名けて麁重といふ。之は欲界の身中に遍在する所なり。二定の喜受は之れを除き得。
【一九六】經とは此の明文、不明、可尋。
【一九七】動息とは、出入二息のことなり。
【一九八】彼れは云云。舊譯に云く、「由ニ淨居天威力一故無レ災、何以故、彼無下復能得レ入ニ無色界一、及住ニ餘處一受ニ生上、定於レ彼般涅槃故、於レ彼無レ災」と。彼の淨居天は毘波奢那(vipaśyanā 觀)の行者にして、奢摩他(śamatha 止)の行者に非ず、無色は止のみ現行する所なれば無色に往かざるなり。
尙、五淨居天に就きては、婆沙卷一七六(毘曇部十六、三三頁以下)本論二四參照のこと。
【一九九】餘の處とは下地を指す。彼は勝進する者にして、退還する者に非ざればなり。
【二〇〇】要らず云云。以下に述ぶる順序は、前にも說明し置けるが如く、同一壞劫の現象を述べるものにあらず。成住壞空の無限循環の間に於ける順序なり。以下の義は本項の頌文の說明下に明にせしが如し。
【二〇一】遍淨天は、第三靜慮の最上天にして、その壽量は六十四劫なり。その所以は、色界には中夭なきに、然も壞劫には同じく遍淨天を沒して、上昇せざるを得ず。然も亦、世界の壞劫は丁度、火災五十六回と水災七回と風災一回と て六十四回、即ち六十四劫目遍淨天に達しこれを壞滅するなり。故に、遍淨天に中夭なくして而も生滅ありとするには、遍淨天の壽は正しく六十四劫ならざるを得ざる理由が明となるべしとなり。

卷の第十三〔分別業品第四の一〕

本論第四編　業品第一

第一章　業

第一節[一]　業論總說

業論總說

前に說く所の如く、有情世間及び器世間には各多くの差別有り。是の如き差別は誰に由りて生ずるや。

頌に曰はく、

(1)世の別は業に由りて生ず。[二]思と及び思の所作となり。

思は卽ち是れ意業なり。所作は、謂はく、身・語なり。

一因論を否定す

論じて曰く、[三]一主の先づ覺するに由りて生ずるには非ず。但有情の業の差別のみに由りて起る。[四]

業別と果報別との關係

若し爾らば、何が故に俱に業より生じながら、[五]鬱金・旃檀等は甚だ愛樂すべきも、內〔有情〕の身形等は彼れと相違するや。

諸の有情の業類の是の如くなるを以てなり。若し[六]雜業を造りて內の身形を感ぜば、[七]九瘡門に於いて常に不淨を流す。彼〔の內身の不淨〕を對治せんが爲めに、[八]外具を感じて、[九]色・香・味・觸の甚だ愛樂す可きを生ずるなり。諸の天衆等は[一〇]純淨の業を造

【一】舊譯卷一〇、二二五頁上、正理卷三三、三四一頁以下)、業につきては婆沙一一三(毘曇部十二、三四一頁以下)、光記卷一三、二〇〇頁參照。

【二】(1) karmajaṃ lokavaicitryaṃ,
　　cetanā tatkṛtaṃ ca tat.
　　cetanā mānasaṃ karma,
　　tajje vākkāyakarmaṇī.

舊譯—業生ニ世多異、　故意及所作。
　　故意卽心業、　故意生ニ身口。

外道に從へば我れ等及び世界は、大梵王(Mahā-brahma)或は大自在天(Maheśvara)等の超越的神格の所造と說く有り、又數論外道の如く、神我(Puruṣa)と自性(Prakṛti)との二の根本的原因有りて、自性より覺を起し、順次に萬有を展開すと說く有れども、佛教哲學從つて俱舍に有りては、萬有の原因をかくの如き超絕的神格に求めず、之れを有情そのものに歸し、その關係を業によりて說明す。

かくて、若し一の生主(Prajāpati)等が萬有の眞原因たる時は、凡てが、畢竟じて、此の一生主に歸すべきが故に、萬有の差別を說くべからざるに對し、之れを有情の各別の業に歸する時は、諸法の差別せる理も自ら釋然たるべきなり。

扨て、俱舍に從へば、斯の如き業は、思の心所と、その外的發動(思の所作)とを體とするものにして、前者を思業と名け、後者を思已業と名く。而も、是の二は、更に別ちて三業と爲すを得。卽ち思業はそのままに意業にして、思已業はその外に發動する際の所依の語(又は口)と身(行爲)となるによりて、語業(又は口業)と身業とに分別せらる。

【三】一主等。一主とは、大梵天・大自在天・生主・我・神我等を指す。覺とは、欲覺を起す謂にして、生主が

るが故に、彼れの招く所は〔內・外〕二事倶に妙なりとす。

業の體

此の所由たる業は、其の體是れ何ん。

謂はく、心所の[一一]思と及び思の所作となり。故に[一二]契經に說かく、「二種の業有り。一には思業、二には思已業なり」と。思已業とは、謂はく、思の所作なり。

三業

是の如き二業を分別して三と爲す。謂はく、卽ち有情の[一三]身と語と意との業なり。

外問

如何にして此の三業を建立するや。所依〔身〕に約すと爲んや、自性に據ると爲んや、等起に就くと爲んや。

有部救す・外難

縱し爾らば何の違ありや。

若し[一四]所依に約すとせば、唯、[一五]一業のみなるべし。一切の業は並びに身に依るを以ての故なり。若し自性に據らば、唯語のみ是れ業なるべし。三種の內にて唯[一六]語のみ卽ち業なるを以ての故なり。若し[一七]等起に就かば、亦、唯、一業のみなるべし。一切の業は皆意の等起なるを以ての故なり。

有部の答

毘婆沙師は說く、「[一八]三業を立つるは、其の次第の如く上の三因に由る」と。[一九]然れども、心所の思は卽ち是れ意業にして、思の所作の業を分ちて身・語の二業と爲す。是れ思の等起する所なるが故なり。

「我れ繁殖せんと欲す」といふが如し。

【四】或は共の淨業を造りて鬱金香等の妙境を感じ、或は共の不淨業を造りて毒刺等を感じ、或は不共淨業を造りて、內の淨身を感じ、或は不共の不淨業を造りて內の穢身を感じ、或は雜業、卽ち共淨不共不淨業又は、共不淨・不共淨業を造りて、內穢外淨又は內淨外穢を感ずるが如し。

【五】鬱金栴檀は共に好香。

【六】雜業(vyāmiśra-karma)とは善・不善の雜れる業のこと。

【七】九瘡門とは二耳と二眼と二鼻と一口と兩の排泄器とを指す。

【八】外具とは外の資具なり。之れは能作因にて感ずる增上果にして、內身は異熟因所招の異熟果なり。論六參照。

【九】色香等は鬱金等の體を擧ぐるなり。

【一〇】純淨の業。不雜業、卽ち唯善業のこと。

【一一】思(cetanā)とは思惟、殊に意志的、情意的心性活動。思の所作とは外的に思の發動せるもの。

【一二】中阿含二十七、達梵行經(大正一、六〇〇頁上)に曰く、「云何知業、謂有二二業一思已、思業、是謂ㇾ知業一、云云」と。思業(cetanā-karma)、者彼謂云ㇾ故意業、思已業(cetayitvā-karma)云ㇾ故意所造業一

【一三】身業(kāya-karma)と、語業(vāk-karma)又は口業と、意業(manas-karma)となり。

【一四】所依云云。所依とは、業卽ち活動の依り所となるもの、身體なり。自性とは活動そのもののこと、等起とは活動の原因となるもの、卽ち意業を等起と言ふは、この業は意に依り、意と與に身語の二業をも等しく起すが故に名けて等起に就かば意業なりと言ふ。從つて意は能等起にして、身語は所等起となるなり。こ

第二節　身語二業の自性

身語二業の自性

身・語二業の自性は云何。

頌に曰はく、

(2a)[二〇]此の身と語との二業は、倶に[二一]表と無表とを性とす。

論じて曰はく、應に知るべし、是の如く說く所の諸業の中、身・語の二業は倶に表と無表とを性となすことを。

第三節　身・語の表業論

第一項　表業に關する有部正量部勝論の主張

身語表業總論

且らく身語の表は其の相云何。

頌に曰はく、

(2)[二二]身表は別形なりと許す。行動を體と爲すに非ず。

諸の有爲法は、有刹那なるを以て盡くるが故なり。

(3)無因なること無かるべきが故に、生因應に能く滅すべし。

形も亦實有に非ず。二根取なるべきが故に。

別の極微無きが故に、語の表は言聲と許す。

身表業に關する論爭

有部の主張

論じて曰はく、[二三]思の力に由るが故に、別に如是如是の身形を起すを身表業と名く。

正量部の說

[二四]有餘部は說く、「動を身表と名く。身の動く時は業に由りて動

こにて、意は特に思と解すなり。

【一五】一業とは身の一なり。

【一六】語業のみ獨り、其の體是れ業即ち作業なり。身業は、業が身に由り、又は身に屬するなり。意業も亦然り。

【一七】等起に約せば、身語の二は、共に皆意業より引起せらる。故に意業唯一の外無し。

【一八】婆沙論卷第百十三、此の毘婆沙の意にては、身業は所依に約して立て、語業は自性に約して立て、意業は能等起に約して立つといふ。但し、こは婆沙に三業建立に關し二說を擧ぐる中の初說なり。(毘曇部十二、三四四頁參照)。

【一九】然れども云云。是は思と思已の二業を三業に開く相を明す文。

【二〇】(2a) te tu vijñaptyavijñaptī.

舊譯―二有教無教。

小乘佛敎にては上の三業中、身語なる外的に發動せるもののみにつきて、其自性を表業と無表業とに分ち、大乘にては三業各表無表有りと說く。表業とは內心又は所作の意を表詮して、他をして了別せしむるをいひ、無表業とは、かかる表業によりて引起せられたる不可見無對の色業をいふ。かくて、茲に五業あり。

【二一】表業(vijñapti)は舊譯に、有敎業といひ、無表業(avijñapti)を舊譯に無敎業といふ。

くを以ての故なり」と。

有部破　此れを破せんが爲めの故に、[二五]「行動に非ず」と說きたるなり。一切の有爲は皆[二六]有刹那なるを以ての故なり。

正量部徵　刹那とは何ぞや。

論主の答　謂はく、體を得る無間に滅するなり。〔而して〕此の〔如き〕刹那を有する法を有刹那と名く。杖を有する人を名けて有杖と爲すが如し。諸の有爲法は纔かに自體を得れば、此れより無間に必らず滅して無に歸す。若し此の處に生ずれば、卽ち此の處に滅し、此より轉じて餘方に至る容きこと無きが故に、[二七]動を身表と名くとは言ふ可からず。

正量部救　[二八]若し有爲法にして皆有刹那ならば、餘方に至るの義は成立すべからず。

論主の破　諸の有爲法は皆有刹那なること、其の理極成す。[二九]後に必ず盡くるが故なり。謂はく、有爲法は滅するに因を待たざればなり。

正量部徵　所以は何。

論主の答　[三〇]因を待つは、謂はく、果なり。滅は無にして果に非ざるが故に因を待たず。滅、既に因を待たず。纔に生じ已りて卽ち滅す。若し初め滅せずんば、後にも亦然るべし。後と初めと性の等しきこと有るを以ての故なり。既に後に盡くること有れば知る、前にも滅有ることを。[三一]若し後には異有りて方めて滅す可

【二二】（2_b）〔saṃsthānaṃ kāyikīṣyate
　vijñaptir, na gatir, nāśāt
　　saṃskṛtaṃ kṣaṇikaṃ yataḥ〕,
（3）na kasya cid ahetoḥ
〔syād〕, hetur eva vināśakaḥ,
　　〔dvigrahaṇāt〕na caṃṣṭaḥ tat,
　vāgvijñaptis tu 〔vāgdhvaniḥ〕

五四一

舊譯—說身有教相、　非ㇾ動、剎那故、
　最後滅盡故、　無ㇾ不ㇾ從ㇾ因生ㇾ、
　生因成ㇾ能滅ㇾ、　於ㇾ決無ㇾ證故、
　於ㇾ地等ㇾ實有、　向ㇾ一方ㇾ聚生、
　執色假說ㇾ此、　相貌由ㇾ比量ㇾ、
　約色相決判、　二根取無ㇾ入、
　決是意塵故、　由ㇾ分ㇾ別堅等ㇾ、
　長等智生故、　於ㇾ大聚集ㇾ有、
　復決定相貌、　不ㇾ同相違故、
　言教語音聲、

この頌文には含蓄する意義頗る多し。全體として十句ある中、前の九句にて身表業の自性を明かし、後の一句にて語表業を明かしたるものなり。而して前の九句を解剖すれば亦三段に分る。先づ第一句にて身表業の體の形色にある旨を明にして、有部の主張を提唱し置き、次いで、次ぎの五句にて、正量部が動色を身表の自性と見る說を駁し、更に轉じて、七八九の三句にて、經部の立場よりして第一句にて提唱したる有部の主張を駁すといふ仕組みなり。而も此間に於ける論證法、極めて緻密なるを以て、ここにその大要を摘記し難し。

【二三】　思の力云云。有部の身表業(kāya-vijñapti-karman)を述ぶ。思の心所によりて引起せらるる此の身體手足の屈伸する上の長短等の形色(身形)之れを身表業と云ふ。

しといふとも、即ち此れを異有りとは名くべからず。即ち此の相異なりといふ理必らず然らず。

正量部救

[三二] 豈に世間に現見せずや。薪等の火と合するに由るが故に滅無を致すことを。定んで [三三] 餘量の現量に過ぐるもの無し。故に法の滅するは、皆、因を待たざるには非ざるなり。

論主徵

如何にして薪等は火と合するに由るが故に滅すと知るや。

正量部の答

薪等は火と合して後、便ち見えざるを以ての故なり。

論主反質

[三四] 共に審かに思ふべし。「是の如き薪等は火と合して滅するに由るが故に見えずと爲んや。前の薪等の生じ已りて自ら滅し、後に更に生ぜずして無きが故に見えずと爲んや」と。風と手との燈焰と鈴聲とに合する如し。故に此の義を成ずるには比量に由るべし。

正量徵

何をか比量と謂ふ。

論主の答

謂はく、前に說きたるが如し。滅は無にして果に非ざるが故に因を待たずと。

[三五] 又、若し因を待ちて、薪等方に滅すとせば、一切の滅は因を待たざること無るべし。生の因を待ちて無因の者無きが如くならん。然るに世に現見するに、[三六] 覺・焰・音聲は餘の因を待たずして刹那に自ら滅す。故に薪等の滅するも亦因を待たずとすべきなり

【二四】 有餘部說は、光記は之を正量部(Saṃmitīya)として、稱友は犢子部(Vātsīputrīya)の計とす。光記によるに、正量部に於いては、一切諸色を刹那滅の色と、暫住の色とに二分す。即ち、有爲法中、心心所法及び聲・光等は刹那滅なるが故に、必らず行動なきも、不相應行・身表業・色身・山川・薪等は刹那滅に非ずして、暫住すとなすなり。即ちこれにより身表は運動を自性とし、初時に生じ、後時に滅し、中間に生滅を經ざる住異有るが故に行動差別有るを得と說く。有部は今之れを許さざるが故に、頌中に「行動に非ず」と說きたるものにして、世親は無常遷流の諸法は凡て刹那滅の法とし、決して、暫住を許さざるなり。

【二五】 「行動に非ず」等は舊譯には「非ㇾ動、刹那故」(偈)といふ。

【二六】 有刹那(kṣaṇika)は舊譯に刹尼柯とせり。

【二七】 動を云云。動とは場所を變へる義なれど、一切法は即處即處に於ける生滅の連續なれば、定住して場所を變へるものなきが故に動といふ現象なしとなり。

【二八】 若し有爲法云云。上の正量部の救釋にして、一切法は凡て刹那滅のみならばいかにも動の義は成立せざるべし。然ども吾宗にては不相應行、身表業色、外の山林などをば刹那滅と見ず、こゝに行動あり餘方に至る義成立すべく、若し、凡て有刹那ならば餘方に至るの義はいかにして成立せんや。故に、凡てが刹那滅となすべからざらんとなり。

【二九】 後に必ず云云。一切法は凡て後に必らず滅する所より判ずれば、假令、暫らく停住し居るが如く見ゆるものも、その實、初より刹那に滅しつつあるもの、即ち有刹那なりとせざるべからずとなり。

【三〇】 因を待つは等云云。凡て果といふは、本無なる法を今有らしむるものにして、從つて六因四緣を待た

勝論の說

[三七] 有るは執す、「覺と聲とは前なるは後なるに因りて滅す」と。

論主の破

[三八] 彼れも亦理に非ず。〔前なると後なると〕二は俱なるにあらざるが故に。疑と智、苦と樂、及び貪と瞋と等は、自相相違するをもつて、理として俱なる義無し。[三九] 若し復た有る位に明了なる覺と聲との無間に、便ち不明了なる〔覺と聲と〕を生ずとせば、如何にしてか同類の不明了なる法が、能く明了なる同類の法を滅せんや。[四〇] 〔設し爾りと許し、若し相續して起るに後なるが前なるを滅すべしとせば〕、最後の覺と聲とは、復た誰に由りてか滅せんや。

上座等の執

[四一] 有るは執す、「燈焰の滅するは住無きを以て因と爲す」と。

勝論の執

有るが執す。「焰の滅する時、[四二] 法と非法との力に由る」と。

論主評破

[四三] 彼れは、俱に理に非ず。

上座を破す

[四四] 無は因に非ざるが故に。

勝論を破す

[四五] 法と非法とは、生滅の因たるに非ず。刹那刹那に順・違相反するを以ての故に。

[四六] 或は、一切の有爲法の中に於て、皆、此の因の義有りと計度すべし。

反つて正量部に對す

既に爾らば、[四七] 本の諍は隨つて止息せん。餘の因を待たずして皆有刹那と許すが故に。

又若し薪等の滅するは火と合するを因と爲すとせば、[四八] 熟變の

五四三

ざれば果は生ぜず。然るに滅は法が滅して無くなるものなれば、本無今有の果とは稱し難し。已に果に非ざるが故に、滅は因を待たず。因を待たざるが故に、法は生ずると共に直に滅す。故に法は其が無常なる限り、有刹那なり。之を逆に言はば、法若し初位に滅せざる時は、後と初と體同じきが故に、後に至りても滅すること能はざる可しとなり。

【三一】 若し後に等。舊譯に曰はく、「若汝言二此法變異方有レ滅、此法卽非二此變異一故、是義不レ然、何以故、此法自體、由二自體一變異、無二如レ此理一、云云」とあり。卽ち正量部にて、暫住法が後に滅するは、刹那滅なるが爲めにあらずして、後に到りてその法體が前位と異り來るが爲めなりと救釋せんも、そは理にあらず。何んとなれば、後と初と性等しきを以て、初既に滅せずんば後に滅すること無かるべし。且つ、有刹那に非ずして暫住する法ありと許す限り、其の法、後に體に異ありとの義も成立せざるべし、從つて、後に異りありて方に滅すとも言ふべからざらんとなり。

【三二】 豈に云云。正量部の說よりしての救なり。意は、法の滅するは因を待たずといふと雖も、それを現量(直接知)に鑑るに、薪は火といふ原因によりて滅せらるるに非ずやと。

【三三】 餘量とは聖教量(世尊の教說)及び比量(間接的知識推理によつて得る知)なり。是等もその源を尋ぬれば、凡て直接知(現量)に基くものなれば、現量の事實を否定する力なしとなり。

【三四】 共に云云。正量部の言ふ如く、薪が火と合して滅するが故に薪は見えざるに至るや。將た又、有部の主張するが如く、前念の薪が生ずるや否や自ら滅して、後念の薪が續いて生ぜざるや。此の二の內、何れを眞とす可きや、よく思案せよ。喩へば、燈は風と合する

生ずる中に於いて[四九]下・中・上有るをもて、生因の體が即ち滅因と成るべし。

勝論徴

[五〇]所以は何ん。

論主の答

謂はく、火と合するに由りて能く薪等をして熟變の生ずること有らしむるならば、中・上の熟〔變〕生じて、下・中の熟〔變〕の滅すればなり。

即似の二轉計別破

[五一]或は即ち、或は似て下・中〔の熟變〕を生ずるの因が、即ち能く因と爲りて、下・中の熟〔變〕を滅すとせば、[五二]則ち生因の體が即ち滅因となるべく、[五三]或は、〔又應に〕滅と生との因は、〔其の〕相に別無かるべし。

二轉計並破

[五四]應に、此れに即し或は此れに似たるに由りて彼れ有なり、彼れは復た此れに即し或は此れに似たるに由りて非有なりとなすべからず。

[五五]設ひ火焰は差別して生ずる中に於いて能く生じ能く滅する因の異りを計す容きも、[五六]灰・雪・酣・日・水・地と合して、能く薪等をして熟變して生ぜしむる中に於いては、如何にしてか生・滅の因の異りを計度せん。

勝論反質

[五七]若し爾らば、現に水を煎ずるとき減盡するを見る。〔この時〕火は合して中に於いて何の所作をか爲すや。

論主の答

[五八]事火と合するに因りて[五九]火界の力を増し、火界の増すに由り

と否とに拘らず、念念刹那に滅す。爾るに前念の燈の滅する位に風に合するが爲めに、後念の燈はその風の力に障へられて生ぜざるが故に見えざるなり。鈴聲の如きも亦爾り。手の合すると否とに拘らず、念念に滅するものなれども、唯、手の合せざる間は滅する刹那に又續生するに對し、手の合するあらば滅する位に、後の聲の生ずること無きのみ、而して、薪と火との關係も、亦、之れに同じ。然れば正量部の所謂現量は「あて」にならぬものなるのみならず、滅の因を待たざる道理は比量に依りて成立すべし。

【三五】 又若し云云。頌文の「無因なること無かるべきが故に」の解。即ち滅に因を要すとせば、恰も生の場合に必らず因緣を要するが如くに滅するにも必りず因を要すとせざるべからざらんとなり。

【三六】 覺とは、心心所なり。心心所は能く覺察するが故に總じて覺と言ふなり。

【三七】 有るは等。光記によれば勝論の異師なり。（稱友は單に勝論師とす）此の師の説は正量部の説に近きが故に、因みに破するものなり。但し此の説は十句義論には見えず。されど Vaiśeşika sūtra 8. 19 には、「白き物に於ける覺は、白色を和合し所有して居る物の白色と、白色の覺とより起る。而して此の二は因果の關係にある」と言つて、稍々此の論に近き説を揭ぐ。ともかくも、玆の所説に從へば前念の心心所又は聲の滅するは後念のそれが因となるに由るといふ主張にして、光記は、後の水が逼る故に前の水の流るる如しとするなりと喩説せり。

【三八】 彼れも亦。以下は、世親の破。曰はく、凡そ、一が他を滅する因たる爲めには、二者は同時に、同一舞臺に並在するを要す。然るに、前念の心所等が現在にあるときは、後念の心心所は未來に在りて、未だ生

て能く水聚をして後後の位に於いて生ずること漸漸に微からしめ、乃至〔是の如くにして〕最も微くなりて、後便ち續かず。是れを火が〔水と〕合して中に於いて作す所と名く。

概括

(六〇)故に、因有りて諸法を滅すること無く、法は自然に滅す。是れ壞する性なるが故なり。自然に滅するが故に、纔かに生じて卽ち滅す。纔かに生じて卽ち滅するに由りて、刹那滅の義成ず〔是くの如く〕有刹那なるが故に、定んで行動すること無し。然れば無間に異方に生ずる中に於いて、草を燒く焰の行くが如くおもふは、行の增上慢を起すもののみ。

總結

既に此の理に由りて行動は定んで無し。(六一)〔從つて〕身表は是れ形なる理成立することを得。

第二項　經量部の形色非實有論

經部の形色非實有論

(六二)然るに、經部〔師〕は說く、「形は實有に非ず。謂はく、顯色の聚が一面に多く生ずるとき、卽ち其の中に於いて長色を假立し、此の長色に待して、餘の色聚の一面に少き中に於いて短色を假立し、四方面に於いて並びに多く生ずる中に方色を假立し、一切處に於いて遍滿して生ずる中に圓色を假立す。所餘の形色も〔其の〕應に隨ひて當に知るべし。(六三)〔例せば〕火焰を見るが如し。一方面に於て無間に速に運ぶを便ち謂つて長と爲し、彼れの周旋するを見ては謂つて圓色と爲すなり。故に形には實なる別類

ぜず。故にその未來の無體が、現在の有體の法を滅すべき道理無し。又、後念の法が現在に入る時は、前念の法は已に過去に滅せり。已に滅せるものを又滅する道理無きが故に、此の主張は不合理なり。且つ又疑と智、苦と樂其の他の法は性が相異する故に決定して倶起すべきに非ず。從つて又一が他を滅すべきには非ずとなり。

【三九】　若し復た云云。有る時には、明了なる覺の無間に、不明了な覺の生ずること有り。不明了の心所が力のより强き筈の明了なる心所を滅する道理なし。此の點より云ふも、亦、後の法が、前の法を滅すと說くは、又、不合理なり。

【四〇】　若し爾りと許す等。假りに上の如き不合理を許すとするも、最後の心所は、更に後の心所無し。此の時は誰によりて滅せられ、滅せらると云ふべきか。

【四一】　此の說を光記は、上座部・正量部の計とし、稱友は世親上座等の義とす。世親上座とは所謂ゆる古世親と同人なるべきか。文中の「住無きを以て因と爲す」は、梵本には「住の因無きが故に」と爲す。

【四二】　法と非法(dharmādharma)云云。法、非法は勝論哲學二十四德中の二にして、光記によるに、人に於いて益あるを法と名け、人に於いて益なきを非法と名く。卽ち此の二の力に由つて能く諸法を生じ、又能く諸法を滅すと言ふ。譬へば暗室の中に一燈あり、若し燈を要する者よりせば燈の在るは益有るを以て、法生ずるなり。若し燈を要せざる者(例せば竊盜者)よりせば燈の在るは益無きを以て、非法生ずるなり。又た燈の滅する場合も此に準ず。謂はく、燈を要する者よりせば燈の滅は益無きを以て非法滅するなり。燈を要せざる者よりせば燈の滅は益有るを以て法滅するなり。因みに、法非法の意義には勝論哲學の全體より見て二

の色體無し。[六四]若し實に別類の形色有りと謂はば、則ち一の色が二根の所取と爲るべし。謂はく、色聚の長等の差別に於いて眼見と身觸と倶に能く了別す。此れに由りて二根取の過を成ずべし。〔而も〕理として色處は二根の所取なること無し。[六五]然るに觸に依りて長等の相を取るが如く、是の如く顯に依りて能く形を取る〔に外ならず。〕」と。

毘婆沙師救

[六六]豈に觸と形とが倶に一聚に行ずるが故に觸を取るに因りて能く形を憶念するものにして、觸〔境〕の中に於いて〔身根が〕親しく形色を取るには非ざるにあらずや。[六七]火の色を見て便ち火の煖を憶〔念〕し、及び華の香を齅ぎて能く華の色を念ふが如し。

經部の破

[六八]此の中の[六九]二法は定んで相離れざるが故に、一を取るに由りて餘を念ふことを得可きも、觸と形とは定んで[七〇]相離れざること無し。如何にして觸を取りて能く定んで形を憶せんや。

[七一]若し觸〔境〕と形〔色〕とは定んで同聚には非ざれども、然も觸〔境〕を取るに由りて能く形を憶念すとせば、顯色も亦觸〔境〕に因りて定んで憶すべけん。[七二]或は形色は顯〔色〕の如くに定無かるべく、則ち觸〔境〕を取る位にも形〔色〕を了ぜざるべけん。[七三]而も實は然らざるが故に、觸を取るに因りて能く形〔色〕を憶念すとは說くべからず。[七四]或は錦等の中に多形を見るが故に便ち一處に多くの實形有るべきなれども、理として然るべからず。〔例へ

樣ありとさるゝ中、今は「法と非法とに結付くが故に輪廻あり、法と非法とより離るゝが故に解脫あり、Vaiśeṣika sūtra. 6. 2. 15」の意に於ける法非法と解すべきなり。

【四三】 彼れは等。以下は論主が上座・勝論二師の說を破す。

【四四】 無は云云。先づ上座を破す。燈の滅するは、住の無きに由ると說くも、住の無は即ち無體の謂にして、無の即ち因に非ざるは上述の如くなり。故に燈滅は、住の無に依ると說くは理に非ず。

【四五】 法と非法と云云。法と非法とは互に相反する原理なり、此相反するものが、同一刹那に倶存して生滅の因となるとは正しき見解にあらずとなり。同一燈火にても讀書者には利益となり。盜人には不利益となるべく、從つて利益・不利益は相違反するものなれば、之を因と爲し難しとなり。

【四六】 或は云云。法非法論に上述の如き非理なしとすれば、一切有爲法の中には自ら法非法ありて刹那刹那に生滅の因となると言はざるべからず。若し之を許すとせば、その結論に於いて、吾等の主張と一致するが故に、正量部との刹那滅有無の論諍をも滅すべし。何んとなれば、有爲法に內在する法非法以外の餘の火等の滅の客因を認めざることとなればなり。

【四七】 本の諍とは、抑々有爲法の刹那滅を認む認めずとの正量部との論諍を指す。

【四八】 熟變(pāka)とは薪が火に燒かれて、色の變ること。

【四九】 下中上有れば云云。其熟變に差別ありて、下とは、初に黃ろくなること、中とは、次に黑くなること、上とは後に眞黑になるが如し。

【五〇】 謂はく云云。火と合して、上の如き中熟の生ず

ば」衆くの 七五 顯色の如し。

是の故に形色は實に體有るには非ず。

極微に約して破す

七六 又、諸所有の有對の實色ならば必らず實の別類の極微有るべし。然れども極微には名けて長等と爲すべきもの無し。故に卽ち 七七 多物の是の如く安布する差別の相の中に長等を假立するなり。

毘婆沙師の救を破す

七八 若し卽ち形色の極微が是の如く安布するを以て名けて長等と爲すと謂はば、此れは唯朋黨たるべきのみ。極成するに非ざるが故に。謂はく、若し形色に別の極微の自相の極成する有らば、聚集して是の如く安布し以て長等と爲すことを得可し。〔而も〕 七九 諸の形色には別の極微の自相の極成するものあること猶し顯色の如くなるには非ず。云何にしてか聚集安布すること有るを得んや。

毘婆沙師反質

八〇 豈に現に諸の土器等は顯相同じくして、而も形相の異るもの有るを見るに非ずや。

經部の答

爲めに已に辯ぜざりしや。「卽ち多物の安布する差別に於いて長等を假立するのみ」と。衆蟻等は相を有すること殊らざれども、然も 八一 行と輪と安布する形の別なるものあるが如く、形の顯等に依る理も亦然るべし。

毘婆沙師の難

八二 豈に闇中に、或は遠處に於いて、杌等の物を觀るに、形〔色〕を了ずるも顯〔色〕に非ざるにあらずや。寧ぞ卽ち顯等の安布を形と爲さん。

る位には、下熱は滅し、上熱の生ずる位には中熱は滅して、中熱を生ずる生因は、下熱を滅する滅因たるべく、上熱を生ずる生因の火は、中熱を滅する滅因の火たるべくして、かくて生因は卽滅因たるべし。

【五一】 或は卽ち云云。救を擧げて破す。是れに二の轉計あり。一は卽の轉計にして、下熱を生ずる因が卽ち下熱を滅し、乃至、上熱を生ずる因が上熱を滅し、中熱を生ずる因が下熱を滅する等には非ずといふなり。二は似の轉計にして生因と滅因とは體別なり。然も、唯生因たる火と滅因たる火とが相離りて能く似たるが故に、下熱を生ずる因が、下熱を滅するが如くに見ゆるも、實は二はその體別なりとの轉計なり。

【五二】 則ち生因云云は、卽の轉計を破する文。下熱を生ずる因が卽ち下熱を滅する因なりといはば、上と同樣生因卽滅因となるべし。

【五三】 或は滅云云は、似の轉計を破す。若し生因と滅因と體が似るならば、其の相も似るべきに、何故ぞ一は法を生じ一は法を滅するや。

【五四】 應に此れに卽し云云は、卽似二轉計を並べて破す。

(一)卽の轉計。生因と滅因との火の體一なりといふも、此の生因の火焰にて、彼の下熱が生ずるものならば、彼の下熱が卽ち此の生因たる火焰を滅することは能はざらん。

(二)似の轉計。生因たる火焰と滅因たる火焰と相似るといふも、此の滅因に似たる火焰にて彼の下熱が生ぜしものならば、彼の下熱が此の生因に似たる火焰を滅することは得ざらん。

【五五】 設ひ等云云。似の轉計を破す。謂はく、火焰に於ては刹那滅の故に、乍に起り乍に伏し、或は合し、

經部の答　[八三]闇・遠の中には顯〔色〕を觀るも了ぜざるを以て、是の故に但長等の分別を起すのみなり。遠・闇〔の中〕に於いて、衆くの樹〔叉〕人を觀るとき、但だ[八四]行・軍をのみ了じて、[八五]別相を知らざるが如く、理として必らず爾るべし。[八六]或は有る時には顯・形〔二色を俱に〕了ぜず。唯だ總聚をのみ知るを以てなり。

第三項　經量部の表無表論

毘婆沙師の問　[八七]既に已に〔身表業が〕行動なりといふと及び形〔色〕なりといふとを遮遣せり。汝等經部宗には何を立てて身表と爲すや。

經部の答　[八八]形を立てて身表と爲すも但だ假にして實にあらず。

毘婆沙師の問　既に但だ假を用つて身表と爲すと執せば、復た何の法を立てて身業と爲すや。

經部の答　若し業あり、身に依るを立てて身業と爲す。謂はく、能く種種に身を運動せしむる思が身門に依りて行ずるが故に身業と名く。語業と意業とも、其の所應に隨つて差別の名を立つることを當に知るべし、亦爾ることを。

毘婆沙師詰　若し爾らば、何が故に[八九]契經の中に、「二種の業あり、一には思業、二には思已業」と說けるや。此の二つ何の異りありや。

經部會通　謂はく、前加行に[九〇]思惟するの思を起して、我れ當に如是如是の作すべき所の事を爲すべし〔と思ふを〕名けて思業と爲す。

或は散し、乍に長く乍に短く、或は少に或は大となる等種々差別して生ずる中、能生の火焰と、能滅の火焰と、體の別なるものありて存すと云ふべく、此の事は容易に知るべし。されど灰汁等は彼の正量部によれば、刹那滅に非ず起伏等の差別の相無しとするが、薪等が此等と合して熱變する場合に於いても、此の灰汁等は、前後差別無く體一なるが故に、唯だ下中の滅因と中上の生因との異り計度することは得ざるべしとなり。

【五六】灰。舊譯には灰汁に作る。

【五七】若し爾らば云云。若し、火にして滅因に非ずんば、水を火にかけて煎る時、水の漸に盡くるは何故なりやとの問なり。

【五八】事火とは釜の下の火のこと。

【五九】火界とは水を組成せる地・水・火・風の火大なり。意は曰はく、釜中の水が下の火と合するによりて、水中の火大の熱觸が增し、之れによつて、水聚は後の位に漸次無くなり、遂に、最少の位に至りて最早後念の水聚を引く力の無くなりて、續起せざるに至る。之を火の所作と稱す。故に水聚を滅せしむるは釜下の事火の力に由らず。水の成分たる火界の力によるものにて、換言せば水自身の力なり。

【六〇】故に云云。上の如くなる故に、特別の客因がありて、法を滅せしむるには非らず。壞滅の性有る法が自然法爾に滅するなり。而も諸法は（有爲なる限り）一刹那にして、已に刹那滅の義を有するが故に。諸法は此より彼に至る行動の意なし。故に野邊の草を燒く火が、念念に其處に生じて其處に滅しつつ、相續して餘方に生ずるに外ならざれども、之を外形的に觀察する時は恰も一火が次第に彼處に至る如く見ゆるに過ぎざるなり、若し此の理を知らずして火が、此より彼處に行くと思ふは行の增上慢（左樣でなきものを左樣ど

既に思惟し已りて事を作すの思を起し、前の所思に隨ひて所作の事を作し、身を動かし、語を發するを、名けて思已業とす。

毘婆沙師難

九一 若し爾らば、表業は則ち定んで無なりと爲す。表業既に無ならば、欲〔界〕の無表業も亦有に非ざるべく、便ち大過を成ぜん。

經部の答無表論

是の如き大過は理の能く遮するもの有り。九二 謂はく、前に説く所の如き二の表〔業〕の殊勝の思に從ふが故に起る〔所の〕九三 思の差別を名けて無表と爲す。

此れに何の過か有らん。

毘婆沙師難

此れは、應に名けて九四 隨心轉の業と爲すべし。定の無表が、心と倶轉する如くなるが故なり。

經部通

九五 是の如き過無し。審と決との勝思と、動發勝思との引生する所なるが故に。

九六 設ひ、表〔業〕有りと許すとも、亦前所説の如く思の力を待つ。性鈍なるを以ての故なり。

第四項　有部宗の表業論歸結

本宗歸結

九七 毘婆沙師は説く、「形〔色〕は是れ實なるが故に、身表業は形色を體と爲す。

語表業の體は、謂はく、即ち言聲なり」と。

九八 第四節　無表業

思ふこと〕を起すものなり。

【六一】有爲法に行動は、以上の如き理由によりて無きが故に、正量部の如く、動を身表と名くの理は成立せずして、有部の身表業は思力に由り身形を起すなりとの理成立すとなり。

【六二】然るに云云。以下經部の義によつて有部の形色實有論を駁す。有部に在りては、顯形倶實と稱し、顯色の外に形色の極微亦別に實在すと立つるも、經部は顯色の極微の安布せるその差別の上に長短有りて、假立に過ぎずとするが故なり。

【六三】火燼云云。長短方圓等は、恰も松火が、振り廻はし方によりて種種の形に見ゆるが如しとなり。

【六四】若し云云。色の外に形も實有なりとすれば、それを認識する上に於て、一面に於ては視覺より、他面にては觸覺よりし得べし。然れば六處（六境）中、色處に限りて、眼根と身根との二根にて認識し得ることになり、他の五境はそれぞれ一定の根に對すると釣り合はざるの不都合を來たさんとの難なり。

【六五】然るに等。經部の宗義にして、又世親の依る所の本意なり。曰はく、身根が觸境を取るとき、其の觸境によつて意識が長短の相を取る。即ち長短は意識の所取にして、假法なり。眼識が顯色を取る場合にも、亦眼識は青黄等を取り、意識は長短の形色を取る。即ち形色は觸と顯色とによりて假りに建立したるものに外ならずといふにあり。

【六六】豈に云云。有部にては曰ふ、觸と形とは實色にして、常に一色聚の中に倶起す。故に身根が觸境を取る時、其處へ意識が起り來りて、長短の形色を憶念して緣ずるなり。觸境の中にて、身根が親しく形色を取るといふには非ず。從つて二根取の誤無し。

【六七】火の等。喩。眼根が火の色を見れば意識が、火は

第一項　序說——經量部の假有說

經部無表非實有論

無表業の相は[九九]前に已に說けるが如し。

[一〇〇]經部は亦說く「此れは實有に非ず。[一〇一]先の誓限に由りて唯作さざるのみなるが故なり。[一〇二]彼れも亦過去の大種に依りて施設す。然るに、過去の大種は體非有なるが故なり。[一〇三]又、諸の無表は色の相無きが故なり」と。

[一〇四]第二項　有部の實有論

毘婆沙〔師〕は說く、「此れも亦實有なり」と。

云何にして然るを知らん。

頌に曰はく、

無表實有の證

(4[a])三と無漏との色と、增とを說くと、非作等との故に、

第一證

論じて曰はく、[一〇五]契經に說く、「色に三種有り」と。〔而して經は〕、此の三を處と爲して一切の色を攝す。〔所謂三とは〕、一に色の[一〇六]有見有對なるあり、二に色の無見有對なるあり、三に色の無見無對なるあり〔等卽ち是れなり〕。

第二證

[一〇七]又、契經の中に說く、「無漏の色有り」と。契經〔の中〕に說くが如し。「無漏法とは云何。謂はく、過去・未來・現在の諸所有の色に於いて、[一〇八]愛恚を起さず、——乃至識につきても、亦然り——。是れを無漏法と名く」と。無表色を除きては、何なる法を名けてか無見無對及び無漏の色と爲さん。

【六八】此の中の等は經部の難、有部の譬說を許して、煖と憶念するが如し。華は準じて知るべし。

【六九】二法とは、從つて上の譬中の火と煖、華と香なり。

【七〇】相ひ離るる例は、例へば滑觸に長等あり。又た澁觸にも長等あるが如し。觸と形と一定不離の關係にあらずとなり。

【七一】若し。以下形色と顯色とを相例して難ずる文なり。先づ、初に顯色を形色に例して云ふ。若し觸境と形色とは決して俱生せずとするも、觸境を取れば、形色を思ひ出すものとするならば、觸境と顯色も亦決定俱生せずとするも、觸境を取れば顯色をも思ひ出すとすべし。而もこの事は決定し居らざるは事實なり。

【七二】或は等。次に、形色を顯色に例して難ず。顯色は觸境と決して俱生せざるが故に手が觸境に觸るるも、靑・赤等は知るべからず。かくの如く形色も觸境と決定して俱生せざるが故に手が觸境に觸るるとも、長短の形色は知るべからざるべしとなり。

【七三】而も等。然るに實際に於いては、目を閉ぢて觸境に觸るれば、長短の形は知るべきも、靑赤の顯色は不可知なり。故に、身根が觸境に觸るる時に、昔、見たる形色を思ひ出すなりとは云ふべからず。若し昔見しものを想起するならば、同じく昔見し顯色をも思ひ出すべきなり。是に由つて習を取るが故に形を憶すと云ふ理なし。

【七四】或は錦云云。經部又難ず。一の錦上の模樣を左より見れば馬に見え、右よりすれば牛に見え、正面よりすれば人と見えなどする時、若し形色に實體あらば、一處に多くの實體あることとなるべし。若し亦形色の一に實體が有りとせば、かくの如く種種に見らるべき

第三證

又、契經に、「福增長すること有り」と說く。[一〇九]契經に言ふが如し。「諸の淨信有るものは、若しくは善男子にもあれ或は善女人にもあれ、[一一〇]有依の七の福業の事を成就するときは、若しくは行き若しくは住し若しくは寢ね若しくは覺めんとも、恒時に相續して福業漸く增し、福業續いて起る。[一一一]無依〔の七の福業の事を成就するとき〕も亦爾なり」と。無表業を除いては、若しくは[一一二]餘心を起すとき或は無心なる時、何の法に依りてか福業增長すと說かん。

第四證

[一一三]又、自ら作すに非ずして、但だ他を遣て爲さしむるとき、若し無表業無くんば、〔能敎者は〕業道を成ず可からざらん。[一一四]他を遣ふ表〔業〕は、彼の業道の攝に非ざるを以て、此の業は未だ正しく所作を作すこと能はざるを以ての故なり。〔又〕使が[一一五]所作を作し已るも、此れの性に異り無きが故なり。

第五證

[一一六]又、契經に說く、「苾芻よ當に知るべし、法〔處〕とは、謂はく、[一一七]外處にして、是れは十一處に攝せざる所の法なり。無見無對なり」と。[一一八]〔此の中に〕、無色と言はず。若し法處に攝する所の無表色を觀ぜずんば、此の言は闕減して、便ち無用と成らん。

第六證

[一一九]又、若し無表〔色〕無くんば、八道支無かるべし。定に在る時には語等無きを以ての故なり。

[一二〇]若し爾らば、何が故に契經の中に言ふや。「彼れ是の如く知り彼れ是の如く見て、正見・正思惟・正精進・正念・正定を修して、皆

に非ず。譬へば、衆くの顯色の如き、幾何ありとも、見方の云何によらずして多ければ多色あり少ければ少しの顯色ある如くならん。

【七五】顯色は對礙あるが故に多極微一處を占ること能はざるを言ふ。

【七六】又、諸所有の云云。經部極微に約して難ず。五根五境の障礙有對の十色は必らず夫夫別類の極微あるも、長短の極微に長短ありとなすこと無し。唯、多くの極微の安布する差別の如何によりて長等と立つるのみ。例せば杖は長き形色なりと雖も、若し是を短かく切斷すれば、長くなくして短かき形色となる。然らば形色は實に有るに非ず。之に反して青の物を幾ばく切斷しても黃等とならざれば、青等の極微は別に實體あり。因みに、言ふ、此の主張に於て、經部は、色の顯色實有形色假有說をなすとせらるゝことを。

【七七】多物の物は極微の意。

【七八】若し、卽ち等。若し長の極微が集りて長色となる等と言はば、夫は唯自宗に朋黨追從するものに外ならずして、一般に認むる極微說にあらず。朋黨に就きては、光記第二解に、此は唯勝論の宗に朋黨するものなり。彼の宗にては、顯と形との體性各別とするが故にとあり。

【七九】諸の形色云云。顯色の積集體は如何なる部分に於ても青等の相あるが故に、青等の自性あること極成す。然るに形色の積集體は如何なる部分に於いても長等の相あるに非ざれば、其極微あること極成せず。若し長等は極微の自性に非して安布の差別より長等の覺を起すと云はば、何故に顯色の極微のみの安布差別より長等の覺を起すと許さざるやと云ふ意なり。

【八〇】同じ白色の器にても角圓等種種の形有り。然れば顯色の外に形色あるべきに非ざるやとなり。

圓滿なるに至る。正語・〔正〕業・〔正〕命は先の時に已に得て、淸淨鮮白なり」と。

毘婆沙師通

一二一 此れは、先の時に、已に世間の離欲道を得するものに依りて說くものなれば、相違の過無し。

第七證

一二二 又、若し無表色を撥無せば、則ち亦、應に別解脫律儀も有ること無かるべし。〔若し然らば〕戒を受けし後、戒が相續するをもつて 一二三 異緣の心を起すと雖も而も苾芻等と名くといふこと有るに非ざらん。

第八證

一二四 又、契經に說く、「殺等を離るる戒を名けて堤塘戒と爲す。能く長時相續して犯戒の過を堰過するが故に」と。體の有ること無きに、堤塘と名く可きには非ざらん。

總結

此等の證に由りて、實に無表色ありと知る。

第三項 經部の有部・無表實有論の論破

經部の破

一二五 經部の師は說く、「此の證は、種種の希奇多しと雖も、然も理に應ぜず」と。

第一證を破す

一二六 然る所以の者は、所引の證の中、且らく初の經に三の色有りと言へる〔中の無見無對色と〕は、一二七 瑜伽師が「靜慮を修する時に定力より生ずる所の定の境界たる色は、眼根の境に非ざるが故に無見と名け、處所を障へざるが故に無對と名く」と說けるものなりと。

【八一】行とは長く行列すること。蟻の相は同じく黒くとも、ただ布する形の差別によりて長圓を區別する如く、形色は白色にても安布する形の如何によりて、長き器とも乃至短き器ともなるといふ意。

【八二】豈に等。暗中等にては形を見るも色彩を見ず、若し形は色の假現ならばかかる筈なしとなり。

【八三】闇遠の中には等。闇中又は、遠處に於ては顯色を見るも明ならず。故に意識が長等の分別を起して、向ふに高きもの有りと思ふのみなるも、顯色を見ざるには非ず、明かならざるなり。

【八四】行とは木の別なる林又は此木の意、軍とは人の集合。之れは喩にして、意識が、唯、形色をのみ緣ずることを喩へたるなり。

【八五】別相云云。衆樹又は衆人の個別體にして、眼にて顯色を見るも明ならざるに喩ふ。

【八六】或は等。顯形の色を明了に識別せずして唯、總聚の假相を見るのみなり。假相としての形を見るも、顯色を離れて別に形の實物ありと云ふ可らずと云ふ義なり。

【八七】既に等。上來正量部の行動、及び毘婆沙師の形色實有論を破し來りて、以下經部の身表業を敍す。今の文は間起なり。

【八八】形を立てて云云。經部は業の本性を思(cetanā)即ち意志と見るものなり。故に身表といふが如きは此內的意志が形の上に現はれたる現象に外ならざれば、勿論、意志活動、即ち業作用の一方面として假と許ずるなり。

【八九】契經云云。中阿含第廿七、達梵行經(大正一、〇〇頁上)。

【九〇】思業は思惟するの思にして、遠因等起なり、思已業は、作事の思にして、近因等起なり。大乘成業論

有部の難を通ず

一二八 若し既に爾らば、如何にして色と名くるやと謂はば、是の如き難を釋すること〔汝の〕無表と同じ。

第二證を破す

一二九 又、經所言の無漏の色とは、「卽ち定力に由りて生ずる所の色界〔の中〕の無漏定に依る者を、卽ち說きて無漏〔の色〕と爲す」と說けるものなり。

譬喩師の無漏說

一三〇 有餘師は言はく、「無學の身色と及び諸の外色とは、皆是れ無漏なり。漏の依に非ざるが故に無漏の名を得」と。

有部の難

一三一 「若し爾らば」、何が故に經には、「有漏法と言ふは、諸所有の眼乃至、廣說」するや。

譬喩師の答

一三二 此れは漏の對治に非ざるが故に、有漏の名を得たり。

有部の難

一三三 是くのごとくんば則ち此は應に有漏亦は無漏なりと言ふべし

譬喩師反質

〔若し爾らば〕、何の過かある。

有部の答

相雜の失有り。

譬喩師通

一三四 若し此の理に依りて說きて有漏と爲さば、曾て此れに依りて說きて無漏とは爲さず。無漏も亦然り。何ぞ相雜ること有らんや。

一三五 若し〔汝の如く〕色處等にして一向に有漏ならば、此の經に何に緣りて差別して說けるや。「有漏有取の諸の色は心の一三六 栽覆の事なり。聲等も、亦爾り」と說くが如し。

第三證を破す

一三七 又、經に說く所の「福增長す」との言については、先軌範師は

に說く、審慮思と決定思とは、此の思惟するの思に當り、動發思が、此の論の作事の思に當る。

【九一】 若し爾らば云云。已に爾らば、表業の引起する無表業も亦無からん。若し、無表なくんば苾芻等八種の差別は立たずして大過を成ぜんと。

【九二】 謂はく云云。動發勝思卽ち殊勝の思が心識に種子を熏じ付くる其種子を無表と名く。但し、ここに無表と言ふと雖も、經部には業種子と稱して無表とは名けず。今は暫らく、有部の表詮に同ずるのみ。卽ち經部の無表とは正しく意志を性格附くることを指すなり。

【九三】 思の差別。種子を指す。(一)思の心所の上に現行と種子と相互相別れ(二)又は種子と種子と相互相別るるが故に種子を差別と名く。(大乘も同義)

【九四】 隨心轉云云。上の如く、業種子は、一種の潛在觀念に似、心と離れざるが故に、隨心轉(心に隨ひて轉ず)の業と稱すべしとの意。

【九五】 是の如き云云。元來隨心轉なる定の無表と云ふは、現行の思の心所の上に假立せるものにて、入定せば有り、出定せば無きものなれども、今の業種子は審慮・決定の思惟するの思を遠因とし、動發勝思を近因として等起するものにして、無心の位に於いても常に相續して轉ず。故に二者は自ら別有りと。

【九六】 設ひ等。設ひ汝が言ふ如き表業實有を許すとも、其無表を引生するには、此を生ずべき思の力を須つ。身語の表は性、猛利ならざるが故に、思の力なくんば、無表を生ずること能はず、所以は、要期して受る思有らずんば、偶然に起る表業は、無表を生ざるが故なり。

【九七】 毘婆沙師云云。上來、經部の說を明し來りて、それとの諍を止め、本宗たる有部の說に復歸して敍す。

是の如き釋を作る。[一三八]「法爾の力に由りて福業増長するなり。如如の施主が施す所の財物を、如是如是の受者ありて受用するに、諸の受者の施物を受用するに由りて、〔その〕[一三九]功德・攝益に差別あるが故に、後に於いて施主の心に異緣有りと雖も、而も前に施を緣じたる思の熏習する所〔の種子〕が微細に相續し、漸漸に轉變し差別して生じ、此れに由りて當來に能く多果を感ず。故に[一四〇]密意をもつて、恒時に相續して福業漸く增し、福業積起すと說くものなり」と。

[一四一]若し如何にして[一四二]餘の相續の〔功〕德・〔攝〕益の差別に由りて、[一四三]餘の相續をして心に異緣ありと雖も、而も[一四四]轉變有らしむるぞと謂はば、此の疑難を釋することは、〔汝が〕無表と同じ。〔即ち〕[一四五]彼れ復た如何にして餘の相續の德・益の差別に由りて、餘の相續をして別に眞實の無表の法を生ずること有らしむるやとなり。

有部の問

[一四六]若し無依の諸の福業の事に於いて、如何にして相續して福業增長するや。

經部の答

[一四七]亦、彼を緣ずる思を數習するに由るが故なり。乃至、夢中にも亦恒に〔思が〕[一四八]隨轉すればなり。[一四九]無表論者は、無依の福に於いて既に表業無しとす。寧ぞ無表有らんや。

經部の異師の說

[一五〇]有が說く、「有依の諸の福業の事も、亦、彼の境を緣ずる思を

【九八】 婆沙卷一二二、(毘曇部十三、一二六頁以下)譯卷一〇、二二六頁下、正理卷三五、光記卷一三、(二〇五頁下)參照。

【九九】 前とは界品一、第二章第五節「無表色」を見よ。

【一〇〇】 文中に「亦」と言ふは、單に表の非實有のみに非ず、無表も亦非實有なればなり。經部にては思の心所の熏ずる種子を假りに無表と名く。故に別に無表なる實在有りとは立てず。その理由に三因故あり。

【一〇一】 先の等。第一理由にして、別解脫を受くる時には、誓限を立てて盡形壽殺生すまじと誓ふ。その誓限の時の現行の思の心所と、その心所所熏の種子との力にて生涯殺生せざるのみにして、別に無表業なる實物體有るには非ず。

【一〇二】 彼れも亦。以下第二理由なり。有部の無表色は、初念の無表は現在の大種が造るも、第二念已後の無表は過去の大種所造なりと稱す。而も過去の大種は經部によれば無體なりとす。故に所造の無表も亦無體ならざる可からずとなり。

【一〇三】 又諸の。以下は第三理由なり。無表とは變礙の色の相無し。故に實有に非ず。

【一〇四】 有部は無表の一實有說を主張するものなるが、次の頌はその根據を示すものなり。舊譯にては、

(4a) trividhāmalarūpoktivṛddhy-akurvatpathā[ditaḥ].

三無流色、長、　不作、說道等。

と作る。

無表實有の證として、ここに舉げたる頌文は、多く經說を主としたり。即ち經文中に三種の色あり、又は無漏の色あり、乃至、福業增長す等の說あり。又自ら手を下さざるも人を使はして惡事をなせば、罪を受くる理あり。是等は凡て無表の實有を豫想せざれば通じ得

數習するに由るが故に、恒時に相續し增長す」と說く。

論主之を破す

[一五一]若し爾らば、經に說く、「諸有の苾芻は[一五二]淨尸羅を具して[一五三]調善の法を成じ、他の施す所の諸の飮食を受け已りて、[一五四]無量心定に入り、[一五五]身證具足して住す。此の因緣に由りて、應に知るべし、施主の、無量の福善は[一五六]相續を滋潤し、無量の安樂が、其の身に流注するなり」と。施主は爾の時福が恒に增長するも、豈に定んで常に[一五七]彼れを緣ずる勝思有らんや。是の故に、〔前に〕所言の思の熏習する所〔の種子が〕、〔施主の身中に在りて行相〕微細に相續して、〔斷ぜず〕漸漸に轉變し〔無間に生果の功力が前に勝りて〕差別して生ずといふことは、定んで理に應ずと爲す。

第四證を破す

又、自ら作すに非らずして但だ他を遣つて業道を爲すとき、〔若し無表業無しとせば〕如何にして成滿するを得んやといふにつきては、應に是の如く說くべし。「〔謂はく〕、[一五八]本の加行に由りて、使者が、教に依りて、所作を成ずる時、法爾として能く教者をして〔根本業道の思種を發生せしめ〕、微細に相續し轉變し差別をして生ぜしむ。此れに由りて當來に能く多果を感ずるなり。[一五九]諸有の自作の事の究竟する時も、當に知るべし、亦是の如き道理に由ることを」。

應に知るべし、即ち此〔思種〕が微細に、相續し轉變し差別するを名けて業道と爲すことを。此れは即ち果に於いて假りに

ずといふにあり。是等を長行中には布衍して八種となす。然るにそれに對して、經部は次頁に於いてその一一反駁したるを以て此部門も亦、前と同じく可なり煩瑣を免れず。

【一〇五】契經等。有見有對等三種の色に關する經は、雜阿含十三第三二二經(大正二、九一頁下)に曰はく、「眼是內入處、四大所造淨色、可見有對、耳鼻舌身內入處亦如レ是說……。意內入處者、若心意識非色不可見無對、是名ニ意內入處一……。色外入處、若色四大造可見有對、是名レ色、是外入處。……聲是外入處、……聲四大造、不可見有對……。觸外入處者、謂四大及四大造色、不可見有對……。法外入處者、十一入所レ不レ攝、色、不可見無對云云」と。此の文を第一證とす。

【一〇六】有見有對等。界品に詳し、然れども、今引用したる目的は無見無對の一にあり。即ち見ることも出來ず、接觸することも出來ざる色法とは、無表色を除いて他に求むべからずと言はんとするにあり。

【一〇七】又、契經とは、第二證にして、雜阿含二、第五六經(大正二、一三頁中)に曰はく、「云何無漏法、諸所有色無漏非レ受、彼色、若過去未來現在彼色不レ生ニ愛恚一、如レ是受想行識無漏非レ受ニ彼識一、若過去未來現在不レ生ニ愛恚一、是名ニ無漏法一云云」と。

【一〇八】愛恚とは貪愛、瞋恚なり。

【一〇九】福增長の契經とは第三證にして中阿含二、世間福經(大正一、四二七頁下―)に曰はく、「有信族姓男族姓女、已得ニ此七世間福一者、若去若來若立若坐若眠若覺若晝若夜、其福常生、轉增轉廣云云」と。

【一一〇】有依(aupadhika)の七福業即ち七世間福とは、一、比丘衆には房舍堂閣を施すこと。二、房舍中に床座、氍氀、毾㲪、臥具を施與すること。

〔一六〇〕因の名を立つるなり。是れは、身・語業の引く所の果なるが故なり。別に無表有りと執する論宗にて無表を亦身・語の業道と名くるが如し。

大德の業道說

〔一六一〕然るに、大德の說く、「〔一六二〕取蘊の中に於いて、三時に起る思に由りて殺罪の爲めに〔一六三〕觸れらる。謂はく、我れ當に殺すべし、正しく殺す、殺し已る」と。

論主之を許す

〔一六四〕但だ此れのみに由りて業道は究竟するに非ず。自らの母等の實は未だ害せられざるに、已に〔殺〕害すと謂ふに由りて、無間業を成ずること勿し。

然るに、自ら造る〔時〕に於いて殺す事を誤ること無くして、是の如き思を起さば、殺罪に便ち觸るるなり。

若し此れに依りて說かば、理に應ぜざるには非ず。

有部難ず

何ぞ無表に於いて偏に憎嫉を懷き、定んで撥して無と爲し、而も所熏の〔種子の〕、微細に相續し、轉變し差別するを許すや。

經部の答

然るに、〔一六五〕此れも〔一六六〕彼れも倶に了知し難し。今、此の中に於いては、憎嫉する所無し。

然れども、業道は是れ〔一六七〕心の種類にして、身の加行に由りて事の究竟する時、心・身を離れて能敎者の身中に於いて別に無表の法の生ずること有りと許すがごとき、是の如き所宗は喜を生ぜしめず。

三、房舍中に、一切の新淨妙衣を施與すること。
四、房舍中に、常に衆に朝粥・中食を施すこと。
五、又國民を以て供給使令せしむること。
六、若し風雨寒雪のときは躬ら園所に往き增施供養すること。
七、諸の比丘をして風雨寒雪に衣服を沾漬するを患へしめずして、晝夜に安樂に禪寂思惟せしむることなり。
(前引、中阿含世間福經參照)
此の中、有依とは施す物ありとの義なり。(倚、根本說一切有部毘那耶卷四六、大正二三、八八二頁下以下も參照すべし)。

【一二】無依の七福業即ち七出世間福とは、
一、如來又は如來の弟子が某所に遊行すと聞き、聞き已りて歡喜極まりて踊躍心を懷くこと。
二、如來又は如來の弟子が彼こより此に至らんと欲すと聞き、聞き已りて歡喜極まり、踊躍心を懷くこと。
三、如來又は如來の弟子が彼こより此に至れりと聞き、聞き已りて歡喜極まり、踊躍心を懷くこと。
四、淸淨心を以て躬ら往きて見奉ること。
五、禮敬し供養すること。
六、三自歸を受くること。
七、佛と法と及び比丘衆に於て禁戒を受くること。
これなり(前揭經參照)
此の中、無依とは施す物無きの義なり。

【一二】餘心。染汚心無記心。

【一三】又、自ら云云。第四に非自作業の證。

【一四】他を遣ふ表業とは、能敎者が他の使者に命ずる時の語表業にして、之れは根本業道の攝に非ず。加行付なれば、未だ使者は命ぜられたる所作を成ぜず。

【一五】所作を云云。若し無表業無くんば使者が所作を成じ已るも、能敎者の命令する時の語表業は依然とし

一六八 若し此れの引くに由りて、彼の加行より生ぜる事の究竟する時、卽ち此〔の能教者〕は、彼〔の所教者の事を究竟する〕に由りて、〔身心を離れずして方に根本業道の思種が〕相續し轉變し差別して生ず。是の如き所宗は喜を生ぜしむべし。但だ心等の、相續し轉變し差別するのみに由りて、能く未來の果を生ずるが故なり。

一六九 又、〔是れにつきては〕先にも已に說きたり。

有部徴す

先にも說くとは何ぞ。

經部の答

一七〇 謂はく、表業旣に無し。寧ぞ無表等有らんやと。

第五證を破す

一七一 又、法處を說くに無色と言はざるは、前に說く所の如き定の境たる無見無對の法處に攝する色有るに由る。

第六證を破す

一七二 又、道支が應に八有ること無かるべしと言ふは、且らく 一七三 彼れは應に說くべし、正しく 一七四 道に在る時、如何にして正語・業・命有ることを得べきやを。此の位に於いて、一七五 正言を發し、一七六 正作業を起し、一七七 衣等を求むること有りと爲んや、不や。

有部の答

爾らず。

經部徴す

云何。

有部の答

一七八 彼れは、是の如き種類の無漏の無表を獲得するに由るが故に、出觀の後、前の勢力に由りて能く三正を起して三邪を起さず。

て作者の業道の完成とならず、但この事業は加行のみなり。然るに若し無表あればこそ、使が所作を作し巳れる時法爾として、能教者の身内に其の無表業起り、根本業道を成ずるなり。

【二一六】 又契經云云。第五に法處色の證。經は雜阿含經十三(三二二經、前引文後半)「法外入處者、十一處所レ不レ攝、不可見無對云云」と。

【二一七】 外處。六境の何れにも通ずる名なり。六根を內處と言ふ。

【二一八】 〔此の中に〕等。釋文なり。經文の、意處を說く處には、若心意識非色不可見無對とて、非色といふも、今の法處には非色と斷らず。蓋し之れ、佛が此の中に無表色を攝せしむるの底意に出でしものなり。若し爾らざれば此の言は無色の言を說き落せるものにして、闕減の經にして從つて無益無用なるべしとの意。

【二一九】 又、若し云云。第六に八道支の證。若し無表無くんば八聖道支が缺けて五となることあるべし。蓋し例せば定中にては、語るべからざるが故に正語なかるべく、又身を起して佛を拜する等の正身業を起すことなきが故に正業無く、又乞食して活命することも能はざるが故に正命なきこととなればなり。若し唯、無表を體となすならば、此の三正道支は定中にても有ることを得んとなり。

【二二〇】 若し爾らば等は雜。雜意は、此の經に、見道の行者が八忍八智を得て、正見正思惟等の五道支を修習し皆圓滿に至る。正語等三支は見道より前に得て淸淨鮮白なりと說けり。此文より察すれば、後の正語等三支は定中の無漏の無表の謂には非ず。無漏の無表ならば、見道の位に至りて初めて成就するが宗義なればなり。

【二二一】 此れは等。之は見道已前凡夫の位に有漏の六行

經部の詰

因の中に於いて果の名を立つるを以ての故に、無表に於いて語・業・命の名を立つるなり。

[一七九]若し爾らば、云何にしてか此の義を受けざる。[謂はく]、無表無しと雖も、道に在る時、斯の如き[一八〇]意樂と[一八一]依止とを獲得するが故に、出觀の後、前の勢力に由りて、能く三正を起して三邪を起さずと。因の中に於いて果の名を立つるを以ての故に、具さに八聖道支を安立す可し。

經部の異師の解

[一八二]有餘師は言ふ。「唯邪語等の事を作さざるを說きて以て道支と爲す。謂はく、定に在る時、[一八三]聖道の力に由りて便ち能く決定して作さざることを獲得す。[一八四][而して]此の定んで作さざることが、無漏道によりて安立することを得るが故に、無漏と名く。

[一八五]一切處に要らずしも眞實に別の法體有るに依りて名數を立つるに非ず。[一八六]八世法――謂はく、得・不得及び毀・譽・稱・譏・苦・樂なり。――の如し。[卽ち]此の衣食等の事を得せざることに、別に實體有るには非ず。[一八七]此れも亦應に然るべし。

[一八八]別解脫律儀も亦此れに准ずべし。[一八九]謂はく、思の願力に由りて先づ要期を立て、能く定んで身語の惡業を遮防す。斯れに由るが故に別解脫律儀を建立す。

第七證を破す

[一九〇]「若し異緣の心を起すときは、律儀無かるべし」といふは、此の難は理に非ず。熏習の力に由り、過を發さんと欲する時、憶ひ

觀を以て、欲界の煩惱を離れし時、欲界不善の邪業等の三を離れし行者の事を說く經文なり。無漏の定中には必らず無漏の八道支を得るが故に相違の過無しとなり

【一二二】又若し云云。第七に別解脫の證。別解脫律儀とは比丘の受くる戒法をいふ。ここの證意は、戒法を受けて一生涯そを犯さずと誓ひて比丘となる。然し實際をいへば、その戒法は必らずしも始終相續するものにあらず、比丘と雖も時に、善心以外の惡心の無記心を起すことあり。然らば少くもその刹那には比丘にあらずやといふに、その際も矢張り比丘と名けらるるは、之れ一旦戒法を受けし時の無表が、所謂戒體となりて、その比丘の身中に發得せられあるが爲めなりと解釋する外に道なからんとなり。

【一二三】異緣の心とは惡心無記心等の、戒の善性と性を異にする緣より生ぜる心。

【一二四】又契經云云。第八に戒爲堤塘證なり。或は惡を止むるの堤塘(setubhūtaṇḍaḥśīla)なりとあるは、必らず堤塘に相當する實體あるが爲めなり。そは無表に外ならず。

【一二五】經部の師等。以上有部の揭ぐる八證を破する文。

【一二六】然る所以とは、第一、三色證を破す。

【一二七】瑜伽師(Yogācāra)とは、觀行者の意なり。其の師の說に、色界の四靜慮を修する時、定力より顯はる定境界の色あり。地水火風青黃赤白の色が世界中に遍滿するとなす八遍處の色の如し。而してその色は眼根の所取に非ざれば無見なり、又障礙無きをもて無對なり。故に之の色を無見無對の色といふと說けるあり。此の瑜伽師の所謂色にして、無表色に非ずとの難破なり。

【一二八】是の如き難云云。有部の無表色も無見無對なるに、いかにして之を色と名くるやとの難を釋するが如

て便ち止むが故なり。

第八證を破す

[一九一]戒の堤塘たる義も亦應に此れに准ずべし。謂はく、先に斬限を立てて定んで惡を作さず、後に數憶念し、慚愧現前して、能く自ら制持し犯戒せざらしむ。故に堤塘の義は心の[一九二]受持に由るなり。[一九三]若し無表に由りて能く犯戒を遮すとせば、應に失念して破戒する者無かるべし。

第四項　無表色に就きて、毘婆沙師の正說

歸結本宗

且らく、是れ等衆多の諍論を止めん。

[一九四]毘婆沙師は說く、「實物有りて無表色と名く。〔卽ち〕是れ我が所宗なり」と。

[一九五]第五節　業と大種

第一項　表・無表の性としての大種

[一九六]前に無表は大種所造の性なりと說きつ。表は大種の〔所〕造なりと爲んや、異り有りと爲んや。

表の大種と異る

[一九七]此の能造の大種は、表の所依に異なれり。

頌に曰はく、

論じて曰はく、無表と表とは異れる大種より生ず。

所以は何ん。

一の[一九八]和合に依りて、[一九九]細と麁との果有るは、理に應ぜざるが

しとの意なり。

【一二九】又、經云云。第二、無漏色の證を駁す。有部にては隨眠の所緣隨增するを有漏と立つるが故に、佛陀の前十五界は有漏なれど、此譬喩師は所緣隨增を立てず、煩惱の所依となりて互に隨增するものを有漏と名く。故に無學の身や、外の木竹等は煩惱無き故に、煩惱の所依とならずと說き、從つて之れ等を無漏と爲す。

【一三〇】有餘師等。經部の譬喩者の說。

【一三一】〔若し爾らば〕云云。有部の難也。前十五界有漏と說く經を引く。便ち雜阿含八、第二二九經（大正二、五六頁上）に曰はく、「云何有漏法、謂眼色眼識眼觸、眼觸因緣生受內覺、若苦若樂不苦不樂、耳鼻舌身意法、意識、意觸、意觸因緣生受內覺、若苦若樂、不苦不樂、世俗者名ニ有漏法ト、云何無漏法、謂出世間意、若法若意識、意觸因緣生受內覺、若苦若樂、不苦不樂、出世間者、是名ニ無漏法ト、云云」と。

【一三二】此れは云云。譬喩者の通經。前十五界は煩惱の能對治とならざる所に約して有漏と名けしものにして、煩惱の所依とならざる邊にては無漏なりとの意。

【一三三】是のごとくんば則ち云云。有部の難。若し爾らば一の法體を有漏とも無漏ともいふべしとの意。

【一三四】若し云云。煩惱の能對治とならざる邊にては何處迄も有漏と稱し、無漏といふこと無し。無漏も亦同じて煩惱の所依とならざる義邊にては何處迄も無漏と稱す。故に相雜るなどの過失無しとの意。

【一三五】若し〔汝の如く〕云云。譬喩師反難。雜阿含十三、第三三二經（大正二、九二頁中）に曰はく、「世尊告ニ比丘ト、有ニ六覆ト、云何爲ニ六、謂色有漏、是取、心覆藏、聲香味觸法有漏是取、心覆藏是名ニ六覆ト、云云」と。

雜意は、若し、有部の如く、一向に前十五界是れ有漏といふならば、此の經に有漏有取の諸の色などと特に

故なり。

大種と無表との前後

第二項　無表と大種との前後

[二〇〇]表と大〔種〕とは、必らず同時に生ずるが如く、無表も亦、然るや、差別有りと爲んや。

一切所造の色は、多くは大種と俱時に生ず。然るに現在・未來には亦、少分の過去〔の大種〕に依る者有り。

少分とは何ん。

頌に曰はく、

(4ᵇ)欲の後念の無表は、　過の大種に依りて生ず。

論じて曰はく、唯欲界繫の初刹那より後の所有無表のみは、過〔去〕の大〔種〕より生ず。[二〇一]此れを所依として無表起ることを得ればなり。[二〇二]現身の大種は但だ能く[二〇三]〔此れの〕依と爲るのみ。〔卽ち〕[二〇四]轉と[二〇五]隨轉との因と爲ること、其の次第に隨ふ、[二〇六]〔恰も〕輪が地を行くに手と地とを依と爲すが如し。

轉因隨轉因

第三項　業と大種との地的關係

業と地と大種との關係

何れの地の身・語業は、何れの地の大〔種〕の所造なりや。

頌に曰はく、

[二〇七](5ᵃ)有漏は自地の依なり。　無漏は生ずる處に隨ふ。

有漏は自地

論じて曰はく、欲界所繫の身・語二業は、唯、欲界繫のみの大種の所造なり。

簡んで差別する必要なからんとの謂なり。

【一三六】戕礙(khila-mrakṣa)の戕とは戕礙にして頑强なるものの義、覆は覆障、何れも煩惱の異名なり。

【一三七】又、經に云云。第三、福業の證を破す。經部の福業は布施する時に熏じたる思の心所の種子の謂にして、思の心所がその體なり。先軌範師とは四諦論に經部師と云ふ。

【一三八】法爾の力とはそれ自體が自然に又は先天的に存する力の意。

附記す。如如とは如何なるものにてもの義。今は財物の種類を問はざるが故なり。如是如是といふは、一人に非ざるが故なり。

【一三九】功德攝益(guṇa, anugraha)につきては光記に二解有り。初解は受者が其施物の飲食等を受けて、夫より慈悲喜捨の四無量等の德を修し、且又、其の食物にて其身を攝益する義。後二解にては、受者が其施物を受けて、自身の四無礙の德を得、其上に衆生を攝益すると說く。卽ち初解は自利に約し、後解は自利利他に約す。初解は稱友の釋に合す。

【一四〇】密意とは、上の種子が微細に相續し轉變し差別することを陽に出さずして、之れを言外に含きて密意たらしむる意。

【一四一】若し以下。難を自ら作りて徵しつつ有部を破す。

【一四二】餘の相續のとは受者の身の上にて德益が差別すること。

【一四三】餘の相續をしてとは、施主を指す。

【一四四】轉變とは前に謂ふ所の轉變差別にして次第に後は前に勝るを云ふ。

【一四五】彼れ云云。經部より有部に反質して、無表成立の因由を問ひ、由つて以て、其答辯を自宗に應用せんとしたるものなり。

是の如くにして乃至第四靜慮の身・語二業は、唯、是れ彼の地のみの大種の所造なり。

無漏は生處

若し身・語業にして是れ無漏なる者は、此の地に生ずるに隨ひ起りて現前すべし。即ち是れ此の地の大種の所造なり。[二〇八]無漏法は界に墮せざるを以ての故なり。必らず大種の是れ無漏なるもの無きが故なり。所依の力に由りて無漏生ずるが故なり。

第六節　表・無表の類及びその大種

表無表の類等

[二〇九]此の表と無表とは其の類は是れ何ぞや。復た是れ何の類の大種の所造なりや。

頌に曰はく、

(5) [二一〇]無表は無執受なり。　亦、等流なり。情數なり。

(6) 散の依は等流の性なり。　有受なり。異の大より生ず。

定生のものの依は長養なり。無受なり。無異の大なり。

表は唯等流のみの性なり。　身に屬するは有執受なり。

無表の類と諸分別

論じて曰はく、今、此の頌の中にて先づ無表を辯ずれば、[二一一]是れ無執受なり。變礙無きが故なり。亦、[二一二]等流の性なり。「亦」と言ふは、此〔の無表〕に是れ刹那のものの有ることを顯はす。謂はく、初無漏なり。餘〔の無表〕は皆等流の性なり。謂はく、同類因より生ず。

【一四六】若し無依の云云。實物有る福業ならば、受者の德益差別し、施主の福業が增上するといふことも在るべきも、無依の福業に至りては、他方の世界に佛出世すと聞き、恭敬の意を生ずる如き受者も無きに云何にして、福業は相續するやとなり。

【一四七】亦以下。經部の答。無依も有依と同じく思の力に由りて福業增上す。數數他方界の佛を緣じて、その勝思の心所の力に由り、行住坐臥は勿論夢中にもその種子が增上すればなりと。

【一四八】隨轉(anusangin)とは前念の種子が後念の種子を引き、後念の種子が前念の種子に隨つて相續して起ること。

【一四九】無表論者等。經部の難。有部にては、無表業は表業によつて起ると云ふ故に此の難有るなり。

【一五〇】答として異說を擧ぐ。意は、有依の福業の事は單に受者の德益の差別によるのみに非ずして又數々施者が其施物を緣ずる勝れたる思の心所の力にて福業は增上すと云ふなり。

【一五一】若し爾らば云云。經は四諦論四(大正三二、三九六頁上)には郁伽長者經といふも審ならず。こは受者の德益差別により施主の福業が增上するとの謂の文也。

【一五二】淨戶羅。尸羅。辭戒と翻ずべし。

【一五三】調善。調は調練なり。ねり上げし善法即ち定。

【一五四】無量心定とは四無量心のこと。

【一五五】身證具足とは、身に證得し、具足圓滿する義。(體現、體得)。

【一五六】相續。其の身とは共に施主を指す。

【一五七】彼れとは、上の異說中に云ふ、彼の施物を數數緣ずること。

【一五八】本の加行云云。初め能敎者が第二者に命令する時、其の本の加行により能敎者の身に思の心所の種子

此れは唯有情〔數〕のみなり。內〔身〕に依りて起るが故なり。

散位の無表の大種

[二二三]中に於いて、欲界の所有る無表は等流なり、有〔執〕受なり、別異の大〔種〕より生ず。「異の大〔種〕より生ず」との言は、[二二四]身・語の七の一一が是れ別の大種の所造なることを顯はす。

定位に於ける無表の所依

定より生ずる無表の差別に二有り。謂はく、[二二五]諸の靜慮と[二二六]無漏との律儀なり。此の二は、[二二七]倶に定に依りて長養せらるる所にして、[二二八]無〔執〕受なり。無異の大種の生ずる所なり。「無異の大」との言は、此の無表の七支が、同じく一具の四大種の所生なることを顯はす。

所以は何ん。

[二二九]所依の大種は〔定に於いては〕心の唯一なるが如く、差別無きが故なり。

表業の類と諸分別

應に知るべし、有表は唯是れ[二三〇]等流のみなることを。[二三一]若し此れが身に屬するときは、是れ有執受なり。

[二三二]餘の義は皆散の無表と同じ。

表業と異熟身との關係

[二三三]表業の生ずる時には要らず本身の形量を破壞すと爲んや。爾らずとせんや。

內　儀

若し爾らば何の失ありや。

外　雖

[二三四]若し破壞せば、異熟の色が斷じて應に更に續くこととなるべし。是れは則ち毘婆沙の宗に違越す。[二三五]若し破壞せずんば、如何

が熏ぜられ、又使が其の敎によつて正しく殺せる剎那(根本業道)に又能敎者の根本業道の思の種子が起る。之は法爾の力によつて起るものなり。

【一五九】諸有の云云。上の他を遣りて業道を成ずる場合に例同して、自ら業道を究竟する場合を明す。

【一六〇】以下因とは、加行が能熏じて身語の業を動發する思を因と名け、所熏の所引の思種を果と名く。

【一六一】然るに云云。婆沙論師の一人たる大德の說を擧ぐ。

【一六二】取蘊とは、有漏の五蘊の組織する身を指す。

【一六三】觸れらるとは殺生業道を成ずること。

【一六四】但だ云云。三時の思のみにては業道を完全に成ずるにあらず、更に其外、目的を誤らずに遂行すといふ條件を要すとなり。

【一六五】此れもとは經部の種子。

【一六六】彼れもとは有部の無表。

【一六七】心の種類(cittānvaya)とは、心に繼いて起るものと云ふ義なり。業道無表是れなり。例せば使者が加行として彼に至り、刄、銃等にて、殺害の事を作し其使者の加行に依りて、殺生の事究竟するとき其剎那に能敎者の身中に、心を離れ身を離れて別物なる無表生ずるといふ說は喜ばざる所なりとなり。

【一六八】若し以下。經部の主張なり。此の部にては、此の能敎者の敎に由りて、彼の使者が加行を起し、其結果使者が殺生の事を究竟せし剎那、能敎者の心より離れざる思の心所の種子が起りて相續し轉變し差別を生ず、之れを業道と立つ。心心所が加行を起し、其結果として業道の所作究竟する時に、其加行をなしたる心心所は、其加行てふ因に由りて相續し轉變し差別(卽ち特殊の勝れる轉變)を來す。是の主張は所謂業道卽ち思の種子が心と不離なることを說く故に世親は可とし

内答 にして一身の處所に二の形量の成ずること有るを得んや。別に新に生ずる等流の大種有りて有表業を造り、〔異熟の〕本身を破せざるなり。

外難 [三六]若し爾らば、隨つて何れの身分の處に依りて有表業を起すとも、本よりは大なるべし。新に生ずる大種が遍く增益するが故に。[三七]若し遍く增益せずんば、如何にしてか遍く表〔業〕を生ぜん。

内答 [三八]身に孔隙有るが故に相容ることを得るなり。

[三九]第七節　表・無表の性・界・地分別

第一項　總説

表・無表の性・界・地 [三〇]已に業門の二・三・五の別を辯じつ。此れが性・界・地の差別は云何。

頌に曰はく、

[三一](7)無表は記なり。餘は三なり。不善は唯欲のみに在り。

無表は欲・色に通ず、表は唯有伺の二のみなり。

(8)[α]欲には有覆の表無し。等起無きを以ての故なり。

第二項　表・無表の三性分別

三性門 論じて曰はく、無表は唯善と不善とのみの性に通じ、無記は有ること無し。

て許せり。卽ち經部の說にては唯、心身の力に依りて、思の種子が、相續し轉變し差別して未來の果を引くものにして、心は能熏、身は所熏なり。故に心等に由ると記す。

【一六八】又等。此の經部の宗義。乃至、無表を立てざることは前にも述べたりとの意。

【一七〇】謂はく以下。上掲經部が有部の第三、福業事の證を破する下參照。

【一七二】又法處云云。第五、法處色の證を破す。第一、第二證等を破する下參照。

【一七二】又、道支云云。第六、八正道支の證を駁す。

【一七三】彼れとは有部を指す。

【一七四】道。無漏道卽ち無漏定。

【一七五】正言とは正語。

【一七六】正作業とは正業。

【一七七】衣等を云云。正命。

【一七八】彼れは云云。彼れ聖道の行者が無漏定中に在りて、邪語等の三邪を離れ、三正を起すべき防非止惡の無表を得るに由りて、其の無表の勢力にて、無漏定を出觀して後に三世を起して三邪を起さず、正作業を起し正命を起して衣食等を求めて活命するなり。定中の無表は因、出觀後に三正を起すは果なり。今は因の上に果の名を立てて、定中の無表を三正等と名く。無漏定中に此の三正を正しく起すに非ず云云の意。

【一七九】若し爾らば等。經部、有部を詰る。卽ち若し爾らば何故に我が宗旨を許さざるや。曰はく、邪物の無表と稱するもの無きも、入觀して無漏定に在る時、三邪を離るる意樂と勝れし依止との勢力にて三正を起して三邪を起さずと。之も、無漏定中に得たる意樂・依止は因、出觀後の三正は果なり。因の上に果の名を立てて意樂と依止との事を正語・業・命と云へるなり。從つて

所以は何ん。

無記の心は勢力微劣にして、[二三二]強業を引發して生ぜしむることを能はず、從つて〕[二三三]因の滅する時も果の仍ほ續起す可きことをも能はざるを以てなり。

言ふ所の[二三四]餘とは、謂はく、表〔業〕と、及び無〔業〕とにして、三とは、〔此れ等が〕皆善・惡・無記に通ずる〔謂〕なり。

界地門一般

第三項　表無表の界地分別。

[二三五]〔諸の表・無表の〕中に於いて、[二三六]不善なるは欲〔界〕にのみ在りて、餘には非ず。〔上二界の有情は〕已に[二三七]不善根と無慚と無愧とを斷じたるが故なり。

善と及び無記とのは、諸地に皆有り。頌の中に於いて、別に遮せざるを以ての故なり。欲・色二界には、皆、無表有り。無色の中には、大種無きを以ての故に〔無表無し〕。

[二三八]隨つて何れの處に於ても身・語〔の表業〕の轉ずること有らば、唯是の處にのみ身・語律儀〔の無表〕有り。〔是れ欲・色二界に皆無表ある所以なり〕。

無色界に無表なき所以

[二三九]若し爾らば、身が、欲・色二界に生じて無色定に入るときは、律儀有るべし。〔例せば〕無漏心を起すに無漏の無表有るが如きは、

難答通　一

[二四〇]爾らず。[二四一]彼れは界に墮せざるを以ての故なり。無色界に於いて若し無表有らば、無表にして大種より生ずるに非ざるもの有

八正道支は缺減無しとの意。

【一八〇】意樂（āśaya）とは、意の樂欲の略、不殺等の意樂、又は信等の意樂なり。體は現行の思及び欲の心所なり。

【一八一】依止（āśraya）とは、所依止の身のこと。今は所依止の轉化することを云ふ。

【一八二】有餘師等。異説を擧げて破す。經部の異師の説なり。此の説にては三正は三邪を爲さずといふ消極的態度に過ぎずして別に體有るに非ずといふなり。

【一八三】聖道。無漏定。

【一八四】〔而して〕云云。若し別體なくば、無漏とは名け得らるまじと說く者有らんも、此の決定して作さずといふは無漏道を所依として立つるものなるが故に、無漏と名くと通ずべし云云との意。

【一八五】一切處云云。或は、體無きものに正語等の名を立て、八正道とは爲す可からざらんといはんも、世間の八法の中、不得といはるるもの有り。そは別に體無きも、尙立てて八世法の數を滿たせるが如く、今の三正道も同樣なるのみ。

【一八六】八世法（aṣṭau loka-dharmāḥ）は、世間の有情に隨順する法の意。引用の目的は不得の一事にあり。但し婆沙には得不得を利・無利と譯せり。◦卷一七三參照。

【一八七】此れも云云。前の定中の正語・正命・正業等も亦不得の如く消極的のものなりとの義。

【一八八】別解脫律儀云云。第七、別解脫律儀の證を非議するなり。此の無表色の別體無き事も亦八正道に準ずとの意。

【一八九】謂はく等。その理由を示す文。受戒の時、心を起して我れは盡形壽（一生涯）「殺生戒」等を持すべしと思願し、その思願力によつて、我れ生涯殺生等を爲すまじと誓を立て、以て身語の惡業を防ぐ。之れを加

るべし。〔又〕說きて有漏の無表は、別の界地の大種を以て依と爲すとは言ふ可からず。

通二

[二四二]又、諸色に背きて無色定に入るが故に、彼の定の中には色を生ずること能はず。彼の定には色想を伏すること有るに由るが故なり。

通三

[二四三]毘婆沙師は是の如き說を作す。「[二四四]惡戒を治せんが爲めの故に[二四五]尸羅を起す。〔而して〕但だ〔諸の〕欲界の中にのみ諸の惡戒有り。〔然るに〕無色は欲に於いて、[二四六]四種の遠を具す。一には所依遠、二には行相遠、三には所緣遠、四には對治遠なり。故に無色の中には無表色無し」と。

表色の界地に就て

[二四七]表色は唯二の有伺地のみに在り。謂はく、欲界と初靜慮との中に通ず。上地の中には、表有りと言ふ可きには非ず。

特に、有覆の表業

[二四八]有覆無記の表〔業〕は、欲界には定んで無く、唯梵世の中に於いてのみ有りと說くを得べし。曾て「大梵〔王〕に諂誑の言有り」と聞けばなり。謂はく、自の衆の中にて、[二四九]馬勝に徵問せらるることを避けんが爲めの故に、[二五〇]矯つて自ら歎じたる等なり。

特に上地の表

[二五一]上地には既に言〔語の表業〕無し。何ぞ聲處有ることを得ん。

問答

[二五二]外の大種有りて因と爲り、聲を發すればなり。

有餘師の說

[二五三]有餘師は言はく、「上の三靜慮には亦無覆無記の表業有るも善のは無く染のも無し」と。

行位とし、その加行位に思の心所の種子を熏じ已りて、第三の歸依戒の第三回目に復た前の思の種子より七支の思の種子を熏ず、是れ等の種子を假りに別解脫の無表と立つるなり。

【一九〇】若し異緣心云云。有部の難を作りて、自ら通ず。若し善の思が律儀ならば、其餘の心は律儀に非ざるべしとは言ふ可らず。惡無記心を起すときには、前に熏ぜる思の種子の力にて、前の要期し立誓せることを思ひ出して、過を止むるなり。

【一九一】戒の堤塘云云。第八戒堤塘の證を破す。前の場合に準じて知るべし。

【一九二】受持(samādāna)とは、先に受たる戒を破らざらんとして持する心の態度をいふ。

【一九三】若し等。堤塘の義を破す。色法は何時も不變にして念念に相續するを性とす、故に失念して破戒する筈なけれど、實際に於て犯戒者あるは心の受持を體とするが爲なり、無表の堤塘あるが爲に非ず。

【一九四】以上、有經二部の宗義を明し來りて、その意は經部に朋へども表面有部に與すと見せて、有部の義を反語的に述ぶる文なり。

【一九五】以下第五、六、七節につきては婆沙卷一三二、(毘曇部十三、三三五頁以下)又は卷一三三(同上、三五五頁以下)、舊譯卷一〇、二二七頁以下、正理卷三五、光記卷一三、二〇九頁下參照。

【一九六】前にとは、界品、卷第一。

【一九七】此の偈に當るもの、梵文にも舊譯にも無し、舊譯の唯長行には、

此依二止四大一生、爲下依二有執四大一生上、爲レ不レ爾、依二別四大一生云云とあり。

【一九八】和合(sāmagrī)とは、一の和合する四大種をいふ。

徵

所以は何ん。

有餘師答

上地に生じては、能く下地の善及び染心を起して、身・語表を發することあらず。[二五四]劣なるが故に、[二五五]斷ぜるが故に。

毘婆沙師の宗問

[二五六]前の說を善と爲す。復た何なる因を以て、〔第〕二定以上には都べて表業無く、欲界の中に於いては有覆無記の表業有ること無きや。

答 二定以上に表なし

[二五七]業を發する等起心無きを以ての故なり。有尋〔有〕伺の心は能く表業を發するも、〔第〕二定以上には都べて此の心無し。

欲に有覆の表なし

[二五八]又、表〔業〕を發する心は、唯修所斷のみなり。[二五九]見所斷の惑は內門轉の故に。〔而も〕欲界の中には決定して有覆無記の修所斷の惑有ること無きを以てなり。

是の故に、表業は上の三地には都べて無く、欲界の中には有覆無記の表〔業〕無きなり。

三性の根據

[二六〇]第八節　三性の根據

[二六一]但だ等起に由りてのみ、諸法をして善・不善の性等とならしむと爲んや。

爾らず。

云何。

[二六二]四種の因によりて、善性等と成る。〔謂はく〕、一には勝義に

【一九九】細とは無見無對無表の故に、麤とは有見有對有表の故に。

【二〇〇】一般に云へば一切所造の色は大體現在の大種の所造にして、隨つて色と大種と同時なり。從つて亦無表をも準知すべき筈なるも、然し第二念以後の無表に至りては過去の大種の所造なり。今の頌文は之を明すものなり。

(4b) kṣaṇād ūrdhvam avijñaptiḥ kāmāptātītabhūtajā.

舊譯——剎那後無教、欲過去大生、

大意——欲界の「別解脫戒の如き」その初念の無表業は現在の大種所造なるが故に、無表と能造の大種と同時なれども、第二念以後の無表は過去の大種より生ず。第二念の無表が未だ未來生相の位に有る時は、能造の大種は現在に在れども、第二念の無表が現在に入るときは能造の大種は過去に入るが故なり。

但し、此の際、現在の大種も全然無關係なるに非らず。第二念以後の無表も身に依て起るが故に現身の大種無くしては起り得ず。然も、その現在の(又は現身の)大種は、能造の原因には非ずして、恰も乳母の兒に對するが如く「依」となるに止まる。故に生因たる過去の大種を轉因と稱するに對し、現身の大種は隨轉因と稱すなり。

【二〇一】此れをとは、次前に記せる過去の大種を指す。所依 (āśraya)。

【二〇二】現身の大種 (pratyutpannāni śarīra-mahā-bhūtāni) とは、第二念等の無表が現在する位に身根等を造る大種をいふ。

【二〇三】依 (saṃniśraya) とは所依に對して、疎なる關

由り、二には自性に由り、三には相應に由り、四には等起に由る。

[二六三]何の法か〔所謂勝義等なりや〕〔是れ〕何の性ぞ、〔又〕、何の因にて成ずるや。

頌に曰はく、

(8)[二六四]勝義の善は解脫なり。　自性は慚・愧根なり。

(9)相應は彼れと相應す。　等起は色業等なり。

此れに翻ずるを不善と名く。　勝無記は二の常なり。

善の四種

勝義善

論じて曰はく、勝義の善とは、謂はく、眞の解脫なり。涅槃の中にては最極安隱にして、[二六五]衆苦永く寂するを以てなり。猶し無病なるが如し。

自性善

自性善とは、謂はく、慚と愧との根なり。有爲〔法〕の中にて唯、慚と愧と及び無貪[二六六]等の三種の善根とは、相應及び餘の等起を待たずして、體性是れ善なるを以てなり。猶し良藥の如し。

相應善

相應善とは、謂はく、彼の〔慚等の〕相應なり。心心所は要らず慚と愧と〔三〕善根と相應して方に善性を成ず、若し彼の慚等と相應せざれば善性の成ぜるを以てなり。〔恰も是は〕藥に雜る水の如し。

等起善

等起善とは、謂はく、身語業と[二六七]不相應行となり。是れは自性と及び相應との〔二の〕善に等起せらるるを以ての故なり、〔恰

係を意味す。卽ち所依とは生める母の如く、依とは乳母の如く疎緣となる意。

【二〇四】轉〔因〕(pravṛtti-kāraṇa) とは過去の大種に名くるものにして、轉とは起の義にして親しく能造する因の義。

【二〇五】隨轉の因 (anuvṛtti-kāraṇa) とは、現身の大種に名くるものにして、無表が現身の大種に隨つて轉ずる義なり。

【二〇六】輪等の文は、轉・隨轉二因の關係を明す譬喩にして、過去の大種は手の如く、輪の轉ずる因なり(轉因)、現身の大種は大地の如く、それの立つ處(依因)なり。

【二〇七】(5a) sāsravaṃ kāyavākkarma
[avakiyabhūtahetukam
anāsravam]zag med gaṅ du skyes pa yin

舊譯—依二止自四大一、　身口業有流、
無流隨二生處一。

今これは無表業の外、身語の表業を攝して、一般に地に約して、能造の大種を明すの一段なり。但し、欲界初定までは、表無表有れども、一定已上には五識皆無なるが故に表業なく、唯無表のみあり。而して有漏に攝する業は、界地に繫するが故に必ず自地(欲界ならば欲界の)の大種より作らる。然るに無漏業(唯無表に局る。表業無し)に至りては、欲界に在りて、未至、中間、四根本の六地の定に入りて起す時は欲界の大種にて作り、又若し初地以上の無漏定に入りて起せる無漏の無表ならば、夫夫身の生ぜる地の大種にて造るを定めとす。

【二〇八】無漏法は界に云云。無漏無表が生地の大種に從ふ理由を擧ぐ。三有り。

(一)は、身が欲界に在りて、初定の無漏定に入りて起す無表は初定の大種にては造らず。無漏は界繫に隨せ

論主、等起善の説明を離ず

もこは」[二六八]良藥の汁に引生さるる乳の如し。

[二六九]若し異類の心より起る所の得等ならば云何にして善と成るや。此の義應に思ふべし。

不善の四種

善性の四種の差別を説くが如く、不善の四種は此れと相違す。云何が相違するや。

勝義不善

勝義不善とは、謂はく、[二七〇]生死の法なり。生死の中の諸法は皆苦を以て自性と爲し、極めて安隱ならざるに由る。猶し痼疾の如し。

自性不善

自性不善とは、謂はく、無慚〔無〕愧と[二七一]三不善根となり。有漏の中に於いて、唯無慚〔無〕愧と及び貪瞋等三不善根とのみは、相應及び餘の等起を待たずして體是れ不善なるに由る、猶し毒藥の如し。

相應不善

相應不善とは、謂はく、彼〔の無慚等〕との相應するものなり。心心所法は要らず無慚〔無〕愧と不善根とに相應して方に不善の性となり、異れば即ち然らざるに由る。〔恰も是は〕毒に雜る水の如し。

等起不善

等起不善とは、謂はく、[二七二]身・語業と[二七三]不相應行となり。是れは自性と相應との不善に等起せらるるを以ての故なり。〔恰も是は〕毒藥の汁に引生せらるる乳の如し。

勝義不善に就きての義

[二七四]若し爾らば、便ち一の有漏法として是れ無記或は善なるは無

ざるが故なり。

(二)無漏の大種にて造らざる理由は、大種に無漏なるもの無きが故なり。

(三)所依の身に依りて無漏の無表は起り、所依の身なくんば起る能はず。故に所依の身の生地の大種にて造るなり。

【二〇九】此の表と無表と等。諸門分別の問起文なり。

【二一〇】(5b) avijñaptir anupāttikā.

(6) naiṣyandikī ca sattvākhyā,
niṣyandopāttabhūtajā,
samādhijānupāttaupacayikā-
bhinnabhūtajā.

舊譯ー無教非二心取一、　流果衆生名、
　　流心取大生、　　定生增長果、
　　無二取異大生一、

ここも亦新譯に「表は、唯、等流の性」以下の句に當る偈は梵文及び舊譯に見えず。舊譯の長行には、有敎色等流、若屬レ身是心所取とあり。全體、八句より成る中、前の二句は無表の類を明にしたるもの、次ぎの二句は散位に於ける無表の所依たる大種を説明したるもの、而して次ぎの二句は定位に於ける所依の大種を説きたるもの、最後の二句は表業を明にしたるものとす。一一に就ては長行を見よ。

【二一一】是れ無執受云云。無表は非積集の物なれば、心心所の所依に非ざるが故なり。

【二一二】亦等流云云。無表は同類因より生ずるが故に、等流性なるをいふ。但し見道初無漏の無表は、同類因より生ずるにあらず、道力によりて頓に生ずるを以て刹那のものとす。頌に亦といへるは之を意味するなりと。

【二一三】中に於いて等。欲界の散位の無表の所依の大種

からん。皆生死の攝なるが故なり。

解釋 二七五若し勝義に據らば、誠に言ふ所の如し。然れども、此の中に於いては異熟に約して說く。〔卽ち〕諸の有漏法にして若し異熟果を記すること能はざるものには無記の名を立て、中に於いて、若し能く〔可〕愛の異熟を記するものをば、說きて名づけて善と爲す。故に過有ること無し。

勝義無記 勝義無記とは、謂はく、二の無爲なり。太虛空と及び非擇滅とは唯無記の性のみにして、二七六更に異門無きを以てなり。

等起善に對する疑 二七七此れに於いて應に思ふべし、若し等起の力が身・語業をして善・不善と成らしむるならば、卽ち諸の大種も例して亦應に然るべきことを。

答 二七八作者の心は本、業を起さんと欲するものなるに、四大種は非らざるを以ての故に、例を成ぜず。

難 二七九若し爾らば、定心に隨轉する無表は正しく定に在るときの作意の引生するものにも非ず、亦、散心の加行の引發するものにも非ず。同類に非ざるが故なり。如何にしてか善と成らん。二八〇或は天眼・〔天〕耳も、善性と成るべし。

二八一是の如き義に於いて、應に劬勞を設くべし。

二八二第九節　表業を發す心と二種の等起

を明す。五類門にては、等流の大種なり。有執受・無執受門にては、身語業を引起する所謂因等起心が表業を引起する時、大種も倶作して引起せられ、從つて其大種は身を離れたるものに非ざるが故に、有執受大種なり。此の時の無表は此の大種を所依とす。又、此の散位の無表は、其の七支を望め合はするも、皆別別にして、倶有因に非ず。故に同一果に非ざるが故に、身語七支の無表は別別の大種の所造なり。（婆沙一九卷參照）。

【三二四】身語の七とは身三（卽ち不殺生・不偸盜・不邪婬）、口四（不惡口・不妄語・不兩舌・不綺語）をいふ。

【三二五】諸の靜慮律儀（dhyānasaṃvara）とは、又は定倶戒ともいふ。

【三二六】無漏の律儀（anāsravasaṃvara）は、又は道倶戒ともいふ。

【三二七】倶に定によりて云云。勝れたる定心もて、此の四大種を養ふが故なり。

【三二八】無〔執〕受等。此の大種は定心より引起せる定心の果にして、唯定中にのみ在りて出定せば無し。心に隨つて轉ずるが故に有執受（卽ち身體の主要成分）に非ず、

【三二九】所依の大種云云。定生の無表は隨心轉の法にして、恆に心に隨ひて起る。故に七支の無表を一の定心にて起す如く、能造の大種も一具の四大なり。

【三三〇】等流は率引力に由つて、隨轉するが故に。

【三三一】若し等。身表業の形式は扶塵根（感官の依處）を依として生じ、扶根を離れざるが故に有執受なり。然れども口業は身に屬せざるを以て無執受なりとす。

【三三二】餘の義とは、別解脫の無表が有情數なるが如く、此の身語の表業も有情數なり。又散の無表の所依の大種が等流の大種、有執受の大種、別異の大種なるが如

見所斷心表業

[二八三] 上に言ふ所の如く、見所斷の惑は內門轉なるが故に、表〔業〕を發すること能はず。

問 若し爾らば、何に緣りて契經の中には邪見に由るが故に、邪思惟・邪語・邪業及び邪命等を起すと說くや。

答 此れは相違せず。

徵 何を以ての故ぞ。

頌に曰はく、

特に、二種の等起

(10)等起に二種有り。[二八四] 因と及び彼の刹那となり。
次第の如く應に知るべし、轉と名づけ隨轉と名づくることを。
(11)見斷の識は唯轉なり。唯隨轉なるは五識のみなり。
修斷の意は二に通ず。無漏と異熟とは非なり。
(12)轉の善等の性に於いて、隨轉は各三を容る。
牟尼の善は必ず同なり。無記は隨或は善なり。

二等起、(初の四句一頌)

論じて曰はく、表・無表業の等起〔心〕に二有り。謂はく、因等起と刹那等起となり。[二八五] 先きに在りて因と爲るが故にと、彼の刹那に有るが故となり。次ての如く初めを轉と名け、第二を隨轉と名く。

謂はく、因等起は、將に業を作らんとする時能く引發するが故に、說きて名けて轉と爲し、刹那等起は、正しく業を作る時

く、今の無表の大種も同樣なり。

【二二三】表業の生ずる時云云。形量とは、我我の異熟身の大小の量をいふものにして、身語表業が生ずる時には本の異熟身の形量を破して生ずるか否かと問ふ意。

【二二四】若し破壞せば云云。異熟色が一度斷ずれば再び續起せずと說くことと婆沙の宗義なり。

【二二五】若し破壞せずんば云云。一の身の同じ處に、表業の形色と、本の異熟身の形色と二つ並ぶ筈無しとの意。

【二二六】若し爾らば等。難駁する文。若し手が用らきて表業を起す時は、手の先に新生の大種が增す故に、手の先は本のより大となるべく、遍身用らく表業を起す時は、新生の大種は遍身に增すが、故に、本の身より大となるべしとなり。

【二二七】若し遍く等。若し又逆に新生の大種が增さざれば、表業を起すことはなるまじ。

【二二八】身に等。內の通釋にして、異熟身は虛疎にして隙あるが故に、沙に水を加ふるも增すこと無きが如く、有表業を起すとも、身體が增益するの義。

【二二九】婆沙一二二、舊譯卷一〇、二二八頁中、正理三六、光記一三、二一二頁中參照。

【二三〇】已に云云。二とは思業・思已業、三とは身・語・意業、五とは身語の表・無表の四と意業との五。

【二三一】(7) nāvyākṛtāsty avijñaptiḥ.
[anyad eva tridhā, aśubham
kāme, rūpe 'py avijñaptiḥ].
舊譯—無二無記無敎! 餘三、復不善、
欲中、色無敎、 有敎有覩二、
(8a) kāme 'pi nivṛtā nāsti,
[nāsty utthānaṃ yataḥ].

に相離れざるが故に、名けて隨轉と爲すなり。

隨轉の功能に對する疑

隨轉は業に於いて何の功能有りや。

先に因有りて能く引發すと雖も、若し隨轉無くんば[二八六]死〔人〕の如く業應に無かるべければなり。

問

[二八七]若し爾らば、無心のときに如何にして戒を發するや。

答

[二八八]諸の有心の者は、業の起ること分明なるが故に、隨轉の心は業に於いて用有り。

見所斷識は因等起

[二八九]見所斷の識は、表〔業〕を發する中に於いて唯能く轉〔因〕との み爲る。能く表〔業〕を起す[二九〇]尋・伺の生ずる中に於いて資糧と爲るが故なり。隨轉とは爲らず、外門〔轉〕の心が、正しく業を起す時に於いて、此れは有ること無きが故なり。

特に、表色の非見斷無問答

[二九一]又、見所斷にして、若し表色を發すとせば、此の色は、即ち是れ見所斷なるべし。

[二九二]若し〔表色を〕見〔所〕斷なりと許さば、斯れに何なる失有りや。

毘婆沙師釋

[二九三]是れ則ち阿毘達磨に違越す。又、明と無明とに相違せざるが故に、有漏の業色は見所斷に非ず。

經部追徵

[二九四]是の如き道理を、應に更に成立すべし。

有部反難

[二九五]若し爾らば、大種も亦、見〔所〕斷なるべし。倶に見〔所〕斷の心力の起す所なるが故なり。

經部の答

[二九六]是の如き過失無し。善と不善とに非ざるが如し。或は復た爾

欲無二無記一故、　纏起無レ有故。

大意に曰く、「三性分別より始むれば、無表業は三性中、唯善惡のみ有りて無記なきなり。無記の心は力劣にして、之によつて無表業を纏起せしめ得ざればなり。餘の表業と思業とは、三性に通ず。

界繫門に至りては不善性のものは凡て欲界に局り、善及び無記は諸地に通ず。又無表業は欲・色二界には通じて有るも、無色界には能造の大種無きが故に自ら無く、表業は欲界地と初定地との表業を發引すべき尋の心所又は伺の心所有る地には存在するも、二定以上には、その條件具備せざるが故に、表業も亦無し。靜慮中間も有伺にしてあるも、今は、之を初禪地に攝するなり。其の中にも有覆無記の表業は、唯梵世にのみ限りて在り、欲界には無し。

【二三二】强業(balavat-karma)とは無表のこと。

【二三三】因とは表業をいふ。從つて果は無表なり。

【二三四】餘とは、頌文に餘は三とある餘を指す。

【二三五】中に於いて云云。三界九地の分別を明す。

【二三六】不善とは不善性の表・無表業及び意業なり。

【二三七】不善根とは貪・瞋・癡の三不善なり。これと無慚・無愧との五を斷じて上界に生ずるが故に、上界には不善無し。

【二三八】隨つて云云。第二禪以上にても下地の舌識を假りて語を發す、故に身・語表業は轉ず。從つてその限り無表有り。

【二三九】若し爾らば等は難。次上無色界には能造の大種なきが故に無表無しとの義につきての難なり。無漏定に入る時は無漏の大種とては無きも、生處の大種にて無漏の無表を造る規則なるが、今も同様に、身が欲色二界に在りて無色定に入るときは、無色に四大は無くとも、生處の大種にて無色の無表を造るべしとの意な

有部、雖

りと許すも理としては亦違すること無けん。

有部の結

[二九七]然りとは許す可からず。諸の大種は定んで見斷及び非所斷に非ざるを以てなり。一切種の不染汚法は明・無明と相違せざるを以ての故なり。

[二九八]彼の經は、但だ前の因等起のみに據りて、是の說を作すが故に、相違せざるなり。

五識身は刹那

[二九九]若し五識身ならば唯隨轉と作るのみ。[三〇〇]分別無きが故に、外門に起るが故に。

修斷の意識は二等起

修斷の意識は通じて[三〇一]二種と爲る。分別有るが故に、外門に起るが故に。

無漏と異熟と等起

一切の無漏と異熟生との心は、轉と隨轉とに非ず。[三〇二]唯、定にのみに在るが故に。[三〇三]加行に由らずして任運に轉ずるが故に。

轉と隨轉との四句分別

[三〇四]是の如きは卽ち四句の差別を成ず。

(一)轉にして隨轉に非ざるもの有り。謂はく、見所斷の心なり。

(二)隨轉にして轉に非ざるもの有り。謂はく、眼等の五識なり。

(三)轉にして亦隨轉なる有り。謂はく、修所斷の三性の意識なり。

(四)轉にも隨轉にも非ざる有り。謂はく、諸の無漏と異熟生

【三四〇】爾らず等。以下は答にして三說有り。

【三四一】彼れ等。第一說にして、彼れとは無表を指す。此無漏の無表は界の拘束を受けざるが故に、無漏の大種は無くとも、生處の大種にて造らるべきも、有漏の無表は界地に墮し、その制約を受くるが故に、異界の大種にて造ること能はず。

【三四二】又、諸色等。答の第二說なり。無色定に入るは、一般に色を厭背して入るものなるが故に凡て色想を起さず、色想を伏して起らしめざるが故に、無表色は起ること無しとの謂なり。

【三四三】毘婆沙師云云。答の第三說なり。其の意は、身語の惡戒を對治せんが爲めに善戒を起すものなるが、その惡戒は唯欲界の內にのみ在り。故に欲界の別解脫戒、色界の定俱戒を起して欲界の惡戒を退治するなり故に欲・色界には戒あり。爾るに、無色界は欲界より四種の遠を具するが故に、欲界の惡戒を對治すること無し。　戒無用なるが故に無色界には無表無しとの論なり。

【三四四】惡戒とは、殺生等の不律儀を指す。

【三四五】尸羅(śīla)とは、戒のこと。清涼と翻ず。

【三四六】四種の遠とは此の論七に出ず。參照すべし。今は對治遠を取る。

【三四七】表色等は、表業の界地を明す。表業は、伺の心所有れば起る、故に伺の心所を發業の心と稱す。從つて無伺地には定んで皆表色無かるべく、此の點より欲界の生と初靜慮と及び無尋有伺の中間定とには表色有るも、上三地には發業の心無き故にが表業(又は表色)無し。

【三四八】有覆無記云云。欲界に有覆の表なきことは後に明にす。梵世にあることは、修所斷の煩惱たる誑諂心

との心なり。

轉・隨轉の三性分別

轉と隨轉との心は定んで同性なりや、不や。

此れは決定せず。

其の事は云何。

答、一般―

[三〇五]謂はく、前の轉心は若しくは是れ善性なりとも、後の隨轉の識は善等の三に通ず。[三〇六]不善と無記との隨轉も、亦爾り。

特例として佛―

[三〇七]唯牟尼尊の、轉と隨轉との識のみは、多分は同性にして、少し不同有るのみなり。謂はく、轉にして若し善心ならば、隨轉も亦善なり、轉心若し無記ならば、隨轉も亦然り。[三〇八]而して或は時ありて善〔心〕が、無記〔心〕に隨つて轉ずることあるも、曾て無記〔心〕が善〔心〕の隨轉と爲る時は無し。[三〇九]佛世尊は説法等に於いて心或は增長すること有れども、萎歇すること無きを以ての故なり。

大衆部

[三一〇]有餘部に説く、「諸佛世尊は常に定に在るが故に、心は唯是れ善のみにして無記の心無し。故に、[三一一]契經に説く、

那伽は行くも定に在り。那伽は住するも定に在り。

那伽は坐するも定に在り。那伽は臥するも定に在り。

毘婆沙師

毘婆沙師は是の如き釋を作す。「此れは佛の意が若し散心を樂まざれば、即ち四威儀に於いて能く常に定に在ることを顯はすものなり。然れども、〔佛に於いても〕[三一二]餘の位に於いては、威

により梵天が馬鳴に矯り語りたりとの傳説が其の證なりとなり。

【二四九】馬勝（Aśvajit）と大梵との因緣は本論卷四第七節第二項に廣說せり。（婆沙卷一二九・毘曇部十三、二七九頁に詳し）。

【二五〇】矯つて自ら歎ずるは有覆の語表業なり。

【二五一】上地とは第二定以上を指す。第二定以上第四定までも聲處のあることは本論に說く所なり。

【二五二】外の大種云云。風等の聲處を指す。今は專ら表の聲を遮する爲に外聲を擧げたるも、其實は手等の內の大種より生ずる聲も無きに非ず。

【二五三】有餘師等。異說を擧ぐ。上地のものも下地（初定）の威儀無記心を借りて起すが故に、第二定以上にも無覆無記の表業は有るも、下地の善心は劣、又下地の染汚心は已に斷ぜるが故に、上地に生れたる者は下地の善心と染汚心とは起さずとなり。

【二五四】劣なるが故にとは、下地の善に關す。

【二五五】斷ぜるが故にとは染心に關す。

【二五六】前の說等。蓋し、發表心は表業の親因にして、所謂所依なるも、身は唯疎因にして單なる依たるに過ぎず。又表業の性質は表業それ自身として判ずれば、畢竟皆無記たるべきが故に、常に發表心によつて判ず。故に界繫も亦發表心によつて判ずべきなり。此二理由によつて上地のものが下地の心をかりて上地の表を起すと云ふ有餘師の說を捨て、欲界を除きて上界にては唯だ初定にのみ表あり、初地の心等起するが故にと云ふ說を取る。

【二五七】業を發する等起心云云。上の第一問に答ふ。表業を發する等起心卽ち刹那と相應する心無きが故に、所發の表業も無し。

【二五八】又、表〔業〕等。第二問に答ふ。發表心は外の色

儀〔心〕及び異熟より生ずる〔心〕と通果心との起ること無きには非ず」と。

表業と轉隨轉との關係

徴難

諸有の表業の善等の性を成ずるは、轉心の如しと爲んや、隨轉の如しと爲んや。

設し爾らば、何の失有りや。

若し轉の如しとせば、則ち欲界の中に〔在りて〕應に有覆無記の表業有るべし。[三二三]身見邊見が、能く轉と爲るが故なり。[三二四]或は一切種の見所斷の心は皆能く轉と爲るには非ずと簡別すべし。

[三二五]若し隨轉の如くなりと言はば、惡・無記の心と倶に得する別解脱の表〔業〕は、善性に非ざるべし。

此の徴難に於いて、應に劬勞を設くべし。

論主會通

[三二六]轉心の如く表〔業〕は善等の性と成ると言ふべし。然れども彼の見〔所〕斷の轉心の如くには非ず、修〔所〕斷の轉心が間隔を爲すが故なり。

論主、所引の經を會す

[三二七]若し表〔業〕にして隨轉心の力に由りて善等と成らずんば、則ち

[三二八]彼の經は但だ前の因等起に據りて、刹那〔等起〕に據るには非ざるが故に、欲界の中には定んで有覆無記の表業無しとは言ふべからざらん。〔故に〕但だ應に說きて言ふべし。「彼の經は、唯餘心に間てられたる因等起に據りて說くが故に、見斷の心は能く轉と爲ると雖も、欲界に於いては定んで有覆無記の表業無しと。

辟等を緣じて起るが故に、是れを外門轉といふ。之れは唯修所斷に局るなり。

【三一九】見所斷の惑は道理に闘する所謂知識上の迷にして、ただ内面のみに轉じ（反省的）情意の惑（修所斷の惑）の如く外面に轉ずることなし、欲界には身見・邊見の有覆無記あれど、この二は見所斷にして修所斷にあらざれば、從つてそれに對する表業はなきなり。

【三二〇】婆沙卷五十、（毘曇部九）、及び一四四（毘曇部十四一九四頁以下）、舊譯卷一〇、二二八頁下、正理卷三六、光記一三、二一三頁中、參照。

【三二一】但だ等起云云。上に發業の等起心を明して、等起心によりて所發の業の性を判ずと說きたるが故に、その尾に附して、一切諸法は凡て因等起心に由つてその價値を判ずべきや否やを明かにす。

【三二二】四種の因云云。答へて、一切諸法評價の標準を示す文なり。所謂四種の因はその評價の標準に外ならざるが、その内、

（一）勝義とは、最高善、卽ち涅槃をいひ、

（二）自性とは、それ自身善なる心所をいひ、

（三）相應とは、自體は善惡に非ざるも、其れが相應倶起する所の本法が善惡なるにより、其の本法に準じて評價せらるるものをいひ、

（四）等起とは、相應同樣自體は善惡に非ざれども、その所等起の前件たるものに準じて、評價せらるるものをいふ。

かくて、之れを現實法に配當せば、

（一）勝義の善は涅槃、勝義の惡は生死法、

（二）自性の善は慚・愧及び無貪・無瞋・無癡、自性の惡はその逆なりと知るべし。

（三）相應の善は慚・愧及び三善根と相應する十大地法等、不善は同じく十大不善地法、

(四)等起善は自性善・相應善の引起する所の身・語業と、及び不相應行の得と四相と及び二無心定となり。不善は、同上の不善に引起されしものなり。

但し無記には自性と勝義とあり四十六心所中には自性無記の心所は一もなく、從つて又相應及び等起と云ふことも無ければ此の意味に於ける自性・相應・等起の別なし、自性無記は有爲の無記のものなるも、別因を待たずして無記を成ずるを以て今略して論ぜず。

【二六三】何の法か等。問起にして三問あり、

(一)は四種の因の體を質し、

(二)は四因の性を問ひ、

(三)は何の法は何の因にて善等となるやを尋ね。

【二六四】(8a) [śubhaḥ mokṣaḥ paramataḥ, mūlahrīvyapatrāpyam ātmataḥ],

舊譯—解脱眞實善、　自性根慚羞、

(6) [samprayogatas tadyuktam, utthānataḥ kriyādayaḥ.

tadviruddham akuśalam],

paramāvyākṛte dhruve.

相應彼雜故、　發起有致等、

翻ニ此四ー名ㇾ惡、　實無記二常。

【二六五】衆苦とは、苦苦、壞苦、行苦等をいふ。涅槃はこれ等の苦を永滅す、是善是常にして、一切諸法中之に如くもの無し。故に勝と云ひ、實體有るが故に義と云ひ、安穩なるが故に善といふ。

【二六六】等の三種とは無瞋・無癡を等取す。

【二六七】不相應行とは、得・四相・二無心定なり。

【二六八】良藥云云。ここに良藥は自性善に當り、汁は相應善に當り、乳は等起善に當る。

【二六九】若し異類云云。有部は等起善を說明して善心より等起する場合のみを擧げたれど、疑心より善心の續く場合の如く、異類の染汚心より等起する善の行等はいかに說明すべきや、此點も少しは考ふべきものならんと、一寸、批評したるなり。

【二七〇】生死の法とは有漏生死の法を悉く攝す。五戒も十善も、皆攝せらる。

【二七一】三不善根とは貪・瞋・癡をいふ。

【二七二】ここの身語業とは、不善心に引起せられしもの。

【二七三】不相應行も同じく不善心所起の得四相なり。

【二七四】若し爾らば云云。勝義ㇾ善につきての難。

【二七五】若し勝義等。答。最高善に約して評價せば一切有漏は是れ生死法にして、勝義不善に攝すべきなれども、今は異熟に約して說くが故に、三性の別有り。卽ち異熟果(無記)を感ずるは無記、人天可愛の果を引くは善なり。

【二七六】更に異門無しとは、二無爲は無記性なる以外には更に善不善に通ぜざればなり。

【二七七】此れに於いて云云。問。因等起の力によりて、身語等(所等起)が善等となるならば、同じく因等起の心に引起せらるる大種も、等起の力にて善等となるべき筈なり。然らざるは何故なりやと。

【二七八】作者等。答。能作等の有情が、もと業を起すを目的とするが故に、所發の身・語業は所等起なれどもこれを起すを目的とせしに非ざるが故に等起に非ずして、無記なり。

【二七九】若し爾らば等。論主の難。若し意志して初めて等起といふならば、入定する時自然に得る無表は入定前の加行位の散心にて引起するに非ざれば、善たるべきに非ざること、身語等の所作の大種の如きに非ざるや。而も之を善とする以上は、大種も亦、善とすべしとなり。

【二八〇】或は云云。若し爾らずとせば逆に、定心の善に

て引起する天眼・天耳も善なるべし。何故に無記とするや。(論二十七參照)。

【二八一】是の如き義云云。論主はかく問答することによりて、有部宗の難點を擧げて、更に一と工夫せよと薦めたるなり。而も論主、自ら之を解決せざる所以は一は學人の自發的研究を要求せんが爲にして、他の一つは有部の宗義に種種の難點あるを暗示せんが爲なりとす。正理第三十六卷には之に對する會通法を擧ぐ。

【二八二】上に說きたる如く、見所斷の惑は心の上にのみ向ひ內門轉の法なるが故に表業を發せざるものなるが、玆に雜阿含二十八に邪見に由りて邪思惟、邪語、邪命等を起す云云と說くあり。此の文は如何に通ずべきか、邪見は見所斷の惑にして、邪語、邪業、邪命は各身語の表業には非ざるかと問起して、廣く因等起及び刹那等起の二種の等起を明す。

【二八三】婆沙卷一一七(毘曇部十三、二三頁舊譯卷一〇、二二九頁上、正理一二六光記卷一三、二一五頁上照參。

【二八四】(10) samutthānaṃ dvidhā,
hetutatkṣaṇotthānasaṃjñitam,
[pravartakaṃ dvayoḥ pūrvaṃ
dvitīyam]anuvartakam.

舊譯—緣起有二二種一、　生因、刹那起、
於レ二初能生、　第二隨レ彼起、

(11) pravartakaṃ dṛṣṭiheyaṃ
vijñānam [ubhayaṃ manaḥ
heyam eva bhāvanayā,]
pañcakaṃ tv anuvartakam.

能生見レ諦滅　意識、修道滅
生隨起具能、　五識唯隨起、

(12) [pravartakāc chubhāder
anuvartakam api tridhā.
muneḥ samaṃ śubhaṃ
vā tan, nobhayaṃ tu vipākajam].

於二能生善等一、　隨起有二三種一、
於二佛等一或善、　果報生無レ二、

頌文の大要を擧ぐれば、全體として十二句ある中、大分せば三段となる。初の四句一頌は、等起に因等起、刹那等起の二種あり、前者を轉と云ひ、後者を隨轉と名くる旨を明にしたるものなり。次ぎの四句一頌(見斷云云より無漏と云云に至る)は六識に約して轉と隨轉とを明にしたるもの、最後の四句一頌(轉の善等云云以下)は三性門に約して二等起の差別を明にしたるものなり。

【二八五】先きに云云。前件として必然に表・無表業を引起する心・心所を因等起と稱す。將に業を作らんとする時、業は未來に在り、因等起心は現在に在りて能く業を引起するが故に、之を轉因と名く。轉とは起の義なり。次に、業と俱時に並在して、業の生起に對し、充足的條件となるものを、刹那等起と稱し、業の現在する刹那に、業に相離れずして隨逐して起るによりて、之を隨轉因と稱す。

【二八六】死〔人〕の如く等。死人には身・語業無し。之れ、隨轉因となるべき心無きに依るとの喩なり。例せば我れ明日村へ往くべしと云ふ因等起心を起すも、彼れ直に死せりとせば實に村へ往くと云ふ業あることを得ざるが如し。

【二八七】若し爾らば云云。難文。無心定を得たる者が具足戒を受けんとして、身表業を發したるに其の際に無心定現前して無心となるとせんか、第三羯磨(得戒の決定する際)の時旣に能く身表を發すべき心なし、爾らば身表業を起さず、云何にして得戒せんや。

【二八八】諸の等。有心の者は唯表業を起すこと分明なり

といふのみにして、無心定を得せしものの最初受戒作證の位には表業を起し第三羯磨位に無心定に入るが如きも得戒するも唯表業を起すことが分明に知れざるのみ。從つて無心のもの得戒せずといふこと無しとなり。

【二八九】見所斷等。見所斷の識は唯轉因、而も唯遠因等起と成る許りにて、表業は起さず。

【二九〇】尋伺二心所は表業を發する心にして、發表心と稱せらる。此の尋伺及び其ノ相應心、卽ち一般にいへば發表心の起る時には、見所斷の邪見等が資糧となり、尋伺等を助けて起らしむるが故に、見所斷の心を轉因と云ふ。故に見所斷の邪見等によりて發表心たる尋伺は起り、その尋伺によりて、邪語等の身語等を起す、故に見所斷の邪見等は遠因等起にして、修所斷の發表心は近因等起なり（尋伺等。然れども、修所斷の外境を緣ずる尋伺等の心所が正しく業を引起する時には、此の見所斷の心は滅して無きが故に隨轉因とは爲らず。

【二九一】又、見所斷云云。逆理を述べて裏より證する文。有部に從へば色には見所斷なるもの無し。

【二九二】若し等。經部の問。これ經部は恕趣を招く身語の表色をも見斷と許すによる。本論卷二三斷門中の難の下參照。

【二九三】是れ卽ち云云。表色を見所斷とし能はざるに二理由あり。一は本論に色は見斷にあらずと說くが故なり。二は法相の理と相違するが爲めなり。法相の理と相違すとは、この表色は明とも無明とも倶存して相容れずといふことなきをいふ。明と相違せずとは、明とは見道にして、色は見道と相違せず。卽ち見道に由て斷ぜられず、已見諦の者も尙ほ成就するが故なり。又表色は無明とも相違せず。其所以は、染不染の色が現行する位、又は其の得が相續するときに、無明有らざるに非ず、又無明有るとき色有らざるに非ざるが故なり。

尙ほ、阿毘達磨に違越す、又「明無明」等の文を解するに光寶共に之を敎證、現證の二相違と見たるに從ひたれど、舊譯には、「則違ニ阿毘達磨ノ彼藏曰與ニ明無明ノ不ニ相違ノ故」…とあり、是れ異本也。稱友所引の本文は玄奘譯と全く同じ。

【二九四】是の如き道理とは、有漏の業色は見所斷に非ずとするの道理をいふ。この道理は未だ不明の點あるを免れざれば更に明にせよとなり。

【二九五】若し爾らば云云。有部の反難、表色を見所斷と許すならば、能造の大種も見所斷ならん、見所斷の邪見等が引起する所なるが故に。

【二九六】是の如き過失云云。身語の色は因等起にて、意欲して起すが故に色業は因等起と同性なるも、大種は然らずして、常に無記なれば見所斷には非ず。

【二九七】然りとは云云。一切の無覆ヶ記と善の有漏法との色は、染汚法と異りて、明卽ち無漏道と相違せず。染汚法は無漏生ずる時は其の得を斷ずれども、不染汚法は然らず。併し無覆無記と有漏善とは倶に有漏なれば、其能緣の惑の得斷ずと云ふ點に於ては、明と相違せざるに非ず。又無覆無記と有漏善との色は得の斷ずると云ふ點と、其の能緣の惑の斷ぜらるると云ふ點とに於て無明と相違せず。故にかくの如き諸の大種は染汚に非ざるを以て見所斷に非ず、又有漏なるを以て非所斷にも非ず。故に唯だ是れ修所斷なりとなり。

【二九八】彼の經とは、頌の前に擧げし邪見發業の經なり。有部此の經を會す。邪見が前の因等起と爲りて發業心を助くることにして、邪見が刹那等起となることにも非ず、亦直に邪見が發表すといふにも非ずとなり。

【二九九】若し五識身云云、五識は無分別なるが故に業を發する力無きも、外門轉の故に隨轉因とは爲る。
【三〇〇】分別無しとは、轉因と作らざる理由、外門轉とは隨轉因と爲る理由なり。
【三〇一】二種とは、轉因と隨轉因となり。有分別は轉因の理由にして、外門起は隨轉因の理由なり。
【三〇二】唯定云云。無漏心の轉と隨轉とに非ざる理由なり。一切無漏心は唯定中のみに在りて內門轉の故に、外門轉の身・語業を起す轉因、隨轉因とは爲らざるなり。
【三〇三】加行に因らず等。異熟心が轉と隨轉とに非ざる理由なり。異熟心は前生の業に引かれて、加行に由らざる任運起の心なるが故に、「其性甚劣なり。且つ身・語業は故思して起すものなるも、異熟心には其の故思の力も無し。
【三〇四】是の如き以下。諸の心心所を轉因・隨轉因の見地より見ての四句分別なり。
【三〇五】謂く云云。最初の動機は善ながらも、彌よといふ場合に無記心或は不善心に變ずることあるが爲なり。
【三〇六】不善と無記と等。不善の轉心及び無記の轉心に對する隨轉心が、亦三性に通ずることを例釋す。
【三〇七】佛世尊の特例を明す。佛世尊は、心を變へることなければなり。
【三〇八】而して云云。少しの不同を明にしたるものとす、無記心が轉因となりて、善心が隨轉因なることは有れども、善心が轉因と爲りて、隨轉因が無記たることは無しとの意なり。
【三〇九】佛世尊以下。その理由なり。「說法等」より「有れども」迄は、說法等に於いて、佛心彌増になる事は有るが故に、無記の轉因の後に善心が隨轉と爲ることの有りとの理由、又婆欺等は、最初善心が轉因となり表業を起すこと花の開くが如く、後に無記心が起りて隨轉と爲ること花の次第に凋落するが如き事はなしとの意。
【三一〇】有餘部とは大衆部を指す。意は佛は行住坐臥の四威儀共に常に定に在るが故に善心許りにして、無記心無しといふなり。
【三一一】契經とは中阿含、卷廿九、龍象經。(大正一、六〇八頁中)那伽(nāga)は龍の意、世尊を指す。此の偈を、巴利には、

|| sojhāyi assāsarato ajjhattaṃ susamāhito gacchaṃ samāhito nāgo ṭhito nāgo samāhito sayaṃ samāhito nāgo, nisinno pi samāhito, sabbattha saṃvuto nāgo, esā nāgassa sampadā,

(Aṅguttara Nikāya: vol III p. 346 Nāga)。
【三一二】餘の位とは散心の位なり。爰に工巧處心を說かざるは、佛は多く工巧處心を起すこと無き故に略せるなり。
【三一三】有身見、邊執見は見所斷の惑にして、有覆無記なり。且つ能く轉因たるべきが故にかく云ふ。(上の四句分別の條に見所斷の心は轉向と爲ると記せり)。
【三一四】或は以下。若し總てが能く轉因と爲るに非ず。唯邪見等のみは表の轉因にして、有身見等は然らずと云ふならば如何なるものが轉因にして、如何なるものが轉因に非ずと簡別すべしとなり。
【三一五】若し隨轉云云。別解脫戒を受くる最初位にして受戒作禮する時には善心にても、夫より間を經て第三羯磨の時には惡・無記心起りて、その惡・無記心と俱時に別解脫の戒體を得することも有り得るが故に、此の難を作りしなり。
【三一六】轉心の如く等。世親の正釋。見所斷の轉心は遠

因等起にして、修所斷の近因等起に隔てらる。譬へば、先に心の中にて、我れ他人に我有りと知らしむべしと決意して、其語を引起する外門轉の修所斷の有覆有伺心を以て、我は有り等と言ふが如し。是の如くして、見所斷の轉因の無間に、修所斷の善・不善・無記の轉因は生ず。故に見所斷の轉心に依らず、修所斷の轉心によりて、表業を判ずべしとなり。

【三七】若し表業等。上の如く、表業は唯轉心によりて善等となるとせば、前に毘婆沙師が、經を、唯前の因等起に據つて說くものにして、刹那等起に據るに非ず。故に欲界には定んで有覆無記の表業無しと通ぜる文に失あり。

前の因等起には、近因等起と遠因等起と二有りて、遠因等起は、疎因にして、發業に直接に關係せざるも、近因等起は卽ち當の發業心なり。然るに唯「前の因等起に據りて說くが故に邪見は發業せず」とのみ云ひては、近因等起も亦發業せるが如くに聞え、又「刹那等起に據るに非ず」といふのみにては、裡面に「若し刹那等起に據りて說かば、欲界に有覆無記有り」と許す意を藏するが如くに聞ゆ。

故に、世親は改めて「故に」以下の文を以て、經を通釋したるなり。

經は、餘の修所斷の心に隔てられたる遠因等起によりて說くものにして、見所斷の邪見は、轉因の中の、遠因等起なれば、發業せず。此の故に、欲界には、又自ら有覆無記の表業無しとの意。

【三八】本節初頭に引ける「邪見に由るが故に、邪思惟等を起す」の經なり。

巻の第十四〔分別業品第四の二〕

本論第四編　業品第二

第十節　無表の三種

無表の相

傍論已に了る。復た應に前の表と無表との相を辯ずべし。

頌に曰はく、

(13a)無表に三あり、律儀と、　不律儀と非二となり。[一]

無表の三種

論じて曰はく、此の中、無表を略して說くに三有り。一には律儀、二には不律儀、三には非二。謂はく、非律儀非不律儀なり。

律儀の意義

惡戒の相續を能く遮し能く滅するが故に、律儀と名く。

第十一節　律　儀[二]

第一項　律儀の種類

律儀の種類

是の如き律儀の差別に幾くか有る。

頌に曰はく、

(13b)律儀は別解脫と、[三]　靜慮と及び道生となり。

論じて曰はく、律儀の差別に、略して三種有り。[四]一には別解脫律儀、謂はく欲纒の戒なり。二には靜慮より生ずる律儀、謂

【一】 (13a) avijñaptis trividheti,
saṃvarāsaṃvaretarā.

舊譯―無敎應レ知三、　護・不護・異二。

今爰に廣く無表業を解說せんに、之れに三種あり。

(一)律儀は舊譯に護 (saṃvara)。

(二)不律儀は舊譯に不護 (asaṃvara)。

(三)非律儀非不律儀は舊譯に非護非非護 (naivasaṃvara-nāsaṃvara)。

の三之れなり。律儀とは惡戒の相續を滅し遮するが故に、名くる所なり。

【二】 婆沙卷一一七(毘曇部十三、一二頁以下)、舊譯卷一〇、二二九頁下、正理三六、光記卷一四、二一七頁上以下參照。

【三】 (13b) 〔saṃvaraḥ prātimokṣākhyo
'nāsravo dhyānajas tathā〕.

舊譯―護波羅提木叉、　定生及無流。

所謂律儀に三種有り。

(一)別解脫律儀は舊譯に波羅提木叉 (prātimokṣa saṃvara)。

(二)靜慮生律儀は舊譯に定生護 (dhyānasaṃvara)。

(三)無漏律儀は舊譯に無流護 (anāsravasaṃvara)。

等之れにして次に別釋する所の如し。

【四】 略して三種云云。三種の無表に就ては已に屢〻述べたる所なれど、ここに改めて簡單に說明すれば、一、別解脫律儀とは、一定の師に就いて誓約して、一定の戒法を受くる時、その一一の戒法に應じて無表を發得するをいふ。別解脫といふは戒法の一一に應じて別別に解脫するが爲めなり。こは欲界に於て得べきものなるが故に、欲纒の戒とも名く。

二、靜慮律儀とは、所謂定俱戒にして、色界の靜慮を修する時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。此力は

はく、色纏の戒なり。三には道より生ずる律儀、謂はく、無漏戒なり。

第二項　別解脱律儀

別解脱律儀の差別

初の律儀の相の差別云何。

頌に曰はく、

(14)[五]初の律儀は八種あり。　實體は唯四有り。　形轉ずれば名異るが故なり。　各別なるも相違せず。

八種の別解脱戒

論じて曰はく、別解脱律儀の相の差別に八有り。一には[六]苾芻律儀、二には[七]苾芻尼律儀、三には[八]正學律儀。四には[九]勤策律儀。五には[一〇]勤策女律儀、六には[一一]近事律儀、七には[一二]近事女律儀、八には[一三]近住律儀なり。

是の如き八種の律儀の相の差別を、總じて第一の別解脱律儀と名く。

八戒の體

八の名有りと雖も、實體は唯四なり。一には苾芻律儀、二には勤策律儀、三には近事律儀、四には近住律儀なり。唯、此の四種の別解脱律儀のみは、皆、體の實なるもの有り。[一四]相、各々別なるが故なり。

所以は何。

苾芻律儀を離れて別の苾芻尼律儀無く、勤策律儀を離れて別の正學と勤策女との律儀無く、近事律儀を離れて別の近事女律

定に入れば生じ、定を出づれば消ゆるを以て、之を隨心轉の戒と名く。

三、無漏律儀とは、即ち道倶戒にして、無漏道を得る時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。之も定に入れば生じ、定を出づれば消ゆるを以て、同じく隨心轉と名く。

【五】　初の律儀は云云、

(14)　[aṣṭadhā prātimokṣākhyaḥ,
dravyatas tu caturvidhaḥ,
vyañjanān nāmasaṃcārāt]
pṛthak te na virodhinaḥ.

舊譯—木叉戒八種、　由二實物一有レ四、
由レ根名異故、　彼各、不二相違一。

律儀の三種の中、初の別解脱戒に且らく八種有り。其の名は本文の中に列ぬるが如し。其の數はかく八なりと雖もその體に至りては唯四に限る。初七の中の六は同一體の戒を受くる所の有情の男女なるによつて名を分ちたるもの、又正學律儀の一は、勤策律儀の中に於いて、其の楷梯の進程を認めて別立せるに外ならざるが故なり。而して、此等の四の關係は單に一に他のあるものを加へて、多となる如き梯子的關係のものに非ずして各戒は其の體各別にして、而も互に相遮することは無く、同一身中に倶時に轉ずることを得るものとす。

【六】　苾芻は舊譯に比丘(bhikṣu)。譯して乞士といふ。出家せる專門の男性徒なり。

【七】　苾芻尼は舊譯に比丘尼(bhikṣuṇī)。出家せる專門的の女人佛徒をいふ。

【八】　正學は舊譯に式叉摩那(śikṣamāṇā)。不婬・不盜・不殺生・不虛誑語・不飲酒・不非時食の六法を學せる者に名く。

儀無ければなり。

云何にして然るを知るや。

戒體の異名同體分別

一五 形の改轉するに由りて體に捨得無しと雖も、名に異り有るが故なり。形とは、謂はく、形相にして、卽ち男・女根なり。此の二根に由りて男女の形は別るればなり。但だ形の轉ずるに由りて、諸の律儀をして、名けて苾芻・苾芻尼等と爲らしむ。謂はく、轉根の位に本の苾芻律儀をして苾芻尼律儀と名けしめ、或は苾芻尼律儀をして苾芻律儀と名けしめ、本の勤策律儀をして勤策女律儀と名けしめ、或は勤策女律儀及び正學律儀をして勤策律儀と名けしめ、本の近事律儀をして近事女律儀と名けしめ、或は近事女律儀をして近事律儀と名けしむ。轉根の位に、先に得するところを捨して、先に未だ得せざりし律儀を得する因緣有るには非ず。故に一六四の律儀は、一七三の體と異なるものに非ず。

戒儀相互間の關係

問 一八 若し近事律儀より勤策律儀を受け、復た勤策律儀より苾芻律儀を受るとせば、此の三律儀は一九遠離の方便を增足するに由りて別別の名を立つること二〇隻と雙との金錢及び五と十と二十との[金錢]如しと爲んや、體、各別にして、具足して頓に生ずと爲んや。

答 三種の律儀の體は相雜せず、其の相、各〻別にして具足して頓に生ず。二一三律儀の中に三の離殺を具し乃至三の離飲酒を具足

【九】勤策は舊譯に沙彌(śrāmaṇera)。比丘たらんと欲して努めつゝあるものにして十戒を保つもの。
【一〇】勤策女は舊譯に沙彌尼(śrāmaṇerikā)。比丘尼たらんとして努力しつゝある女人にして、十戒を保つもの。
【一一】近事は舊譯に優婆塞(upāsaka)。在家の男佛徒のこと卽ち信男のこと。
【一二】近事女は舊譯に優婆夷(upāsikā)。在家の女性。卽ち信女のこと。
【一三】近住は舊譯に優波婆娑(upavāsa)。同じく在家の男女にして、一晝夜戒卽ち八戒を保つもの。
【一四】相、各別云云。相の各別とは、是等の四者は所謂五、八、十等を具して戒法の數も異り、其の資格も異るをいふ。之れに反して、苾芻律儀に對して苾芻尼律儀、乃至、近事律儀に對して、近事女律儀は、ただ男女の相違のみにて、戒法その者の相違にあらざるが故に別相なきものとす。
【一五】形の改轉云云。根を轉じて男が女となり、女が男と爲るとき、本の戒體は、そのまゝなれど唯戒の名を改めて、苾芻戒が苾芻尼戒となる等に過ぎざるが故なりとの意。
【一六】四の律儀とは、苾芻尼、勤策女、正學、近事女の四律儀をいふ。
【一七】三の體とは苾芻律儀と勤策律儀と近事律儀となり。前の四の中、正學と勤策女とは勤策の中に含ましめて三となせるなり、そは、正學は性質上、勤策女たらんとする豫備時代にして、いはば勤策女の附屬とすべき性質のものなればなり。
【一八】若し近事云云。近事より勤策戒を受け、勤策より比丘戒を受くる時は、戒卽ち惡の遠離の方便を增し、それによつて前と差別して別名を立つるものなりや。

す。[二二]餘の數の多少も其の所應に隨ふ。

問　[二三]既に爾らば、相ひ望むるに同類なり。何の別ありとなすや。

答　[二四]因縁の別なるに由りて相ひ望むるに異り有り。

徴　其の事云何。

答　[二五]如如の多種の學處を受けんことを求めて、如是如是の能く多種の[二六]憍・逸の處を離るる時、卽ち衆多の殺等の緣を離れて〔此の戒を〕起す。諸の遠離は因緣に依りて發するを以ての故に、因緣別なれば遠離にも異り有るなり。[二七]若し此の事無んば、苾芻律儀を捨するに、爾の時則ち應に三の律儀を皆捨すべし。前の二は攝して後の一の中に在るが故なり。〔而も〕既に然りと許さず。故に三は各別なるなり。然も此の三種は互に相違せず。一身の中に於て俱時に轉じ、[二八]後のを受くるに由りて前の律儀を捨するには非ず。[二九]苾芻戒を捨するも、便ち近事等には非ざることなかるべければなり。

近事近住勤策苾芻の四種の戒の安立

第三項　近事・近住・勤策・苾芻等の律儀の安立

近事・近住・勤策・苾芻の四種の律儀は、云何に安立するや。

頌に曰はく、

(15)[三〇]五と八と十と一切との、離るべき所を離るるを受くるに、

近事と近住と勤策と及び苾芻とを立つ。

五八三

乃至は前戒と後戒とは全然體は別なれども同時に具足して、揃へて頓に生ずるものなるやとの問意。

【一九】遠離の方便とは惡不善法を遠離する方便のことにして卽ち戒のことなり。

【二〇】隻雙の金錢云云とは、一（隻）の金に又一の金を加ふるときは、倂せて雙(二)の金錢となり、五の金錢に又五を足せば倂せて十の金錢となる等の如く、上の三戒相互の關係も、近事の五戒に又五戒を加へて勤策の十戒とし、その十戒に又餘の二百四十戒を加へて苾芻の二百五十戒となすものなりとの意。

【二一】三律儀の中云云。近事にも勤策にも苾芻にも俱に夫々の五戒卽ち不殺あり乃至俱に離飲酒あり。

【二二】餘の數の云云。例へば不非時食は勤策と苾芻とには有れども近事戒には缺けたり。故に所應に隨ふと云ふ。

【二三】舊譯には曰く「三種遠離有二何差別一」とあり。意は例へば近事の不殺生の無表は、勤策の不殺生の無表及び苾芻の夫れと相望むるに同類なり。然るを如何にして別立するやとの謂。

【二四】因緣云云とは、先づ戒を受けんとする志願の別なるを因といふ。卽ち五戒八戒十戒具足戒を求むる心の動機なり。次に戒を受くるには、近事は和上一人、勤策は和尙と阿闍梨との二人、苾芻ならば三師七證の十人を要す。之れを緣といふ。

【二五】如如の云云。五戒とか十戒とか乃至具足戒とか、しかじかの學處卽ち戒を受け、それに應じて、高廣床座飲酒等の種種の憍逸の處を離るる時、それによりて殺盜等の種種の緣を離れて、其戒を起す。從つてその最初に五戒を受くるとか十戒によるとか乃至は具足戒にするとかの志願の相違と、それに應じて戒師、阿闍

近事律儀 論じて曰はく、應に知るべし、此の中、數の次第の如く四の遠離に依りて四の律儀を立つることを。謂く、五の[三一]遠離すべき所を離するを受くるに、第一の近事律儀を安立す。

五の所應離 何等をか名けて五の所應離と爲すや。〔謂く〕一には[三二]殺生、二には[三三]不與取、三には[三四]欲邪行、四には[三五]虛誑語、五には[三六]飲諸酒なり。

近住律儀 若し八の遠離すべき所を離するを受くるに、第二の近住律儀を安立す。

八の所應離 何等をか名けて八の所應離と爲すや。〔謂く〕一には殺生、二には不與取、三には[三七]非梵行、四には虛誑語、五には飲諸酒、六には[三八]塗飾香鬘・舞歌觀聽、七には[三九]眠坐高廣嚴麗牀座、八には[四〇]食非時食なり。

勤策律儀 若し十の遠離すべき所を離するを受くるに、第三の勤策律儀を安立す。

十の所應離 何等をか名けて、十の所應離と爲すや。謂はく、前の八に於ける[四一]塗飾香鬘・舞歌觀聽を開きて二種と爲し、復た受蓄金銀等の寶といふを加へて以て第十と爲すなり。

苾芻律儀 [四二]若し一切の應に離すべき身・語業を離するを受くるに、第四の苾芻律儀を安立す。

[四三]第四項　別解脫律儀の異名

衆の數にも相違を來たし、所謂因緣の相違によりて、たとひ、同じ不殺生にしても、五戒の場合と乃至具足戒の場合とによりて、その戒體の範疇に相違を來たすとなり。

【三六】 憍とは高牀を用ゐる等。逸とは酒を飲む等。

【三七】 若し此の事云云。若し苾芻律儀勤策律儀近事律儀の中にある同一類のものが別範疇のものにあらずとすれば、苾芻律儀を捨つることは聽て勤策・近事をも捨つることになるべき筈ならん。而も實際には然らざるは別範疇のためなりと。

【三八】 後のを受くるに由りて云云。初めに近事を受けて後に勤策を受くるも前の近事を捨するにあらず。同樣に勤策に對して苾芻戒を受くるも然り。

【三九】 苾芻戒を捨する云云。前の說明に對する追說なり。即ち先きに後の苾芻戒を捨つるも、必ずしも、勤策近事等を捨するにあらずと言ひしにあらずや。之れ三者は別別ながらも、同時に一身に俱起し居ることを豫想せざれば出來ざる說明ならずやといふ義なり。

【三〇】 (15) pañcāṣṭadaśasarvebhyo
varjyebhyo viratigrahāt
upāsakopavāsasthaśramaṇo-
ddeśabhikṣutā.

舊譯—五八十一切、惡處受ㇾ離故、優婆塞布薩、沙彌及比丘。

近事・近住・勤策・苾芻の四律儀の安立は戒を受くること、五・八・十・及び一切なるに從ふ。即ち五戒を受くる者に近事律儀を安立し、八戒を受くる者に近住律儀を安立し、十戒を受くるものに勤策律儀を安立し、一切二百五十戒を受くる者に比丘戒を安立す。

【三一】 遠離すべき所とは、遠離するを要するもの、即ち過非の事といふ義。

別解脱戒の異名

別解脱律儀の名の差別は頌に曰はく、

(16)俱[四四]に尸羅とも妙行とも、業とも律儀とも名くることを得。

唯、初の表・無表のみは、別解とも業道とも名く。

尸羅

論じて曰はく、能く[四五]險業を平ぐるが故に尸羅と名く。[四六]詞を訓釋せば謂はく、「清涼の故なり。[四七]伽他に言ふが如し。

戒を受持するは樂し。身に熱惱無し。

と。故に尸羅と名く」と。

妙行

智者が稱揚するが故に[四八]妙行と名く。

業

[四九]所作の自體なるが故に名けて業と爲す。

問

豈に無表は、亦不作と名けずや。如何にしてか、今は所作の自體なりと說くや。

答

慙恥有る者の受くる無表の力は衆惡を造らず。故に〔經には〕不作と名くるも、〔今は〕表と思との所造なれば所作なりとの名を得るなり。

異說

有餘は釋して言ふ。「是れは[五〇]作の因なるが故に、是れは[五一]作の果なるが故に、作と名くるに失無し」と。

律儀

能く身語を防ぐが故に律儀と名く。

別解脱と業道

是の如くして、應に知るべし、別解脱戒といふには、[五二]初・後の

別解脱

位に通じて、差別の名無きも、唯初刹那の表及び無表のみは、

五八五

【三二】殺生 (prāṇātipāta)。

【三三】不與取 (adattādāna)。

【三四】欲邪行は舊譯に邪婬行 (kāma-mithyā cāra)。

【三五】虛誑語は舊譯に妄語 (mṛṣāvāda)。

【三六】飲諸酒は舊譯に飲酒類醉處 (madyapāna)。

【三七】非梵行 (abrahmacarya)。

【三八】塗飾香鬘舞歌觀聽の舊譯は、著香華觀聽舞歌等 (gandhamālya-vilepana varṇaka dhāraṇa nṛtyagīta vāditā)。

【三九】眠坐高廣嚴麗牀座 (uccaśayanamahāśayana)。

【四〇】食非時食 (vikāla bhojana)。

【四一】塗飾香鬘と舞歌觀聽との二となすは、出家たらんとするものの外的、享樂的生活に對して、特に注意を深からしめんが爲めなり。

【四二】若し一切の云云。之れ卽ち具足戒にして、大凡、二百五十前後に上る。

【四三】婆沙卷一八一 (毘曇部十六、一四一頁) 舊譯一〇、(二三〇頁上)、正理三六、光記一四、二二一九頁上參照。

【四四】(16) (śīlaṃ sucaritaṃ caiva karma saṃvaram ity api] ādye vijñaptyavijñaptī prātimokṣaḥ [kriyāpathaḥ].

舊譯—尸羅、善行、業、　　戒護守護等、

初有教無教、　　波木叉業道。

上の如き別解脱律儀は、平治又は清涼の義によつて尸羅(śīla)と名け、諸聖の讃嘆する所の故に妙行と名け、思の心所の引起する所作の義によつて業と名け、能く惡戒を遮滅する意によつて律儀と名く。之れ等は凡て、戒を全體—多刹那に亘る戒を一全體として名けたるものなるが、かくの如き別解脱律儀を刹

業道

別解脱と及び業道との名を得ることを。謂はく、[53]受戒する時の初〔刹那〕の表と無表とは、別別に種種の惡を棄捨するが故に、初めに別に捨する義に依りて、別解脱の名を立つ。[54]即ち爾の時に於いて所作究竟すれば、業の暢ぶる義に依りて業道の名を立つ。故に、初刹那を別解脱と名け、亦、名けて別解〔脱〕律儀とも曰ふことを得、亦名けて根本業道とも爲すことを得るなり。第二念より乃至未だ捨せざるあひだは、別解脱と名けず、別解〔脱〕律儀とは名くるも、業道とは名けず。名けて[55]後起と爲すなり。

第五項　機根と律儀との關係

機根と律儀との關係

誰れは何れの律儀を成就するや。

頌に曰はく、

(17)[56]八は別解脱を成ず、　靜慮と聖とを得する者は、
　靜慮と道生とを成ず。　後の二は隨心轉なり。

八衆の別解脱戒成就

論じて曰はく、八衆は皆別解脱律儀を成就す。謂はく、苾芻より乃至近住なり。

外道と戒律

外道には所受の戒有ること無きや。

答

有りと雖も別解脱戒とは名けず。彼れの受くる所は、功能の永く諸惡を脱すること有ること無し。[57]有に依著するに由るが故なり。

那的に分別せば、其の初刹那に於ける表、無表業は別解脱とも別解脱律儀とも根本業道とも言ふも、第二刹那以後は之を單に別解脱律儀とのみ稱し、又、後起と稱するのみなり。

【四五】險業。險惡諸業なり。舊譯に不平等の事と云ふ。

【四六】詞を訓釋云云。語原學的解釋のこと。舊譯には「若依二尼六多論一云云」とあり。

【四七】伽他(gāthā)は sukhaṃ śīla samādānaṃ tena kāyo na tapyate.

舊譯は次の如し。

　受二持戒一最樂、　名色無二燒熱一。

戒を淸涼の義としたるは、尸羅(śīla)即ち戒の語は語根(śī 冷やかなり)より來れるものと解したるなり。

【四八】妙行。舊譯善行。

【四九】所作とは思の心所の引起せる所作との意。

【五〇】作の因とは、無表には防非止惡の功能あるを以て善事を爲すの因となる。

【五一】作の果とは、無表は前の表業と思の心所との造作によりて生ずる所なるを以て云ふなり。

【五二】初後とは初念と第二念以後といふ意。別解脱戒の名は初後の諸位に通ず。

【五三】受戒するとき云云。初刹那の表・無表は別別に惡を捨するが故に別解脱と名け、別別に惡を防ぐが故に別解脱律儀と云ひ、業たる思の心所の遊履して暢びる義によつて、根本業道と名く。されども、第二念以後は、初て別別に惡を捨するにあらざれば、別解脱と名けず。能く惡を一般に防ぐが故に、別解脱律儀と名くるも、業たる思の心所の暢びる位に非ざれば、業道とは名けず。唯、業道の後に起るが故に後起(pṛṣṭha)と名くるなり。

【五四】即ち爾の時云云。初念に所作の事柄が全然究竟

靜慮生律儀

[五八]靜慮生〔律儀〕とは、謂はく、此の律儀は靜慮より生じ、或は靜慮に依る。若し靜慮を得すれば、定んで此の律儀を成ず。諸の靜慮の[五九]邊も亦靜慮と名く。[六〇]村邑に近ければ村邑の名を得るが如し。故に〔例せば〕有るが說きて「此の村邑に於いて稻田等有りと言ふ」と。此れも、亦、然るべきなり。

道生の律儀

道生の律儀は、聖者のみ成就す。此〔の聖者〕に復二有り。謂はく、學と無學となり。

隨心轉の二律儀

[六一]前に俱有因を分別したる中に於いて、「二律儀は是れ隨心轉なり」と說きたり。[六二]此の三の中に於いて其の二とは何。謂はく、靜慮生と及び道生との二にして、別解脫には非ず。

所以は何。

〔別解脫律儀は〕[六三]異心にも無心にも亦恒に轉ずるが故なり。

第六項　斷律儀

斷律儀と其の建立

靜慮と無漏との二種の律儀を、亦、[六四]斷律儀とも名く。〔こは〕何の位に依りて建立するや。

頌に曰はく、

(18a)[六五]未至の九無間と、　俱生する二を斷と名く。

斷律儀の體

論じて曰く、未至定の中の九無間道と俱生する靜慮と無漏との律儀は、能く永く欲纏の惡戒と及び〔其の〕能起の惑とを斷ずるを以て、斷律儀と名く。

滿足する時は、前に戒を求めし思の心所が其の初念の表・無表を縁じて從前の思が延びるとの意によつて業道といふ。思の心所（業）の所遊履（道）の意なり。

【五五】後起。

【五六】(17)〔prātimokṣānvitā aṣṭau, tadvanto dhyānajena tu anāsraveṇāryasattvāḥ. antyau cittānuvartinau〕.

舊譯—應ニ波木叉ノ八、　定生護得定。
無流護聖人、　後二隨レ心起。

【五七】有とは三有即ち三界をいふ。外道は解脫を求むと雖も、邪見等に損傷せられて、唯だ或種の存在(有)を以て解脫とするのみ。畢竟じて生死を脫出するに非ず。

【五八】茲に靜慮生律儀といふは、靜慮律儀にして律儀の靜慮より生じ又は靜慮に依從するもののこと。道生律儀とは無漏律儀にして無漏聖道所生の律儀に名くる所なり。而して、其の二は、常に心の狀態と俱に轉ずるが故に隨心轉と名く。

【五九】邊とは近分の意。

【六〇】村邑に近ければ云云。東京府下の村を東京といふが如し。

【六一】前に。本論卷第六、第七章第三節參照。

【六二】此の中三とは、別解脫戒と定俱戒と道俱戒との三なり。

【六三】異心にも云云。別解脫律儀の無表は、先の無表の說明にあるが如く、亂心と無心等にも恒に轉ずるが

靜慮律儀と斷律儀との關係—四句分別

此れに由りて、或は靜慮律儀にして斷律儀に非ざるもの有り。應に四句を作るべし。

六六 第一句は、未至定の九無間道の有漏の律儀を除きて所餘の有漏の靜慮の律儀なり。六七 第二句は未至定に依る九無間道の無漏の律儀なり。六八 第三句は未至定に依る九無間道の有漏の律儀なり。六九 第四句は未至定の九無間道の無漏律儀を除ける所餘一切の無漏の律儀なり。

道生律儀と斷律儀との關係

七〇 是の如く或は無漏の律儀にして、斷律儀に非ざるもの有り。應に四句を作るべし。前の四句に準じて、如應に當に知るべし。

第七項　意律儀と根律儀

經說の意律儀と根律儀

七一 若し爾らば、世尊の説くの略戒の頌に曰はく、

七二 身律儀善哉たり、　善哉たり語律儀。
意律儀善哉たり、　善哉たり遍律儀。

と。又、七三 契經に「善く〔眼根の律儀を〕守護すべく、善く眼根の律儀に安住すべし」と說けるが、此の意と根との律儀は、何を以つて自性と爲すや。

意と根との律儀の自性

此の二の自性は無表色に非ず。

若し爾らば是は何ぞや。

頌に曰はく、

(18)b 七四 正知と正念と合するを、　意と根との律儀と名く。

故に隨心轉とは名けざればなり。

【六四】 斷律儀（舊譯、滅護）。婆沙論一百一十九に云く、「問、何故唯此名二斷律儀一、答能與ㇾ破戒及起二破戒一煩惱上作二斷對治一故、謂前八無間道中二隨轉戒、唯與ㇾ起二破戒一煩惱上作二斷對治一、第九無間道中二隨轉戒、通與ㇾ破戒及起二破戒一煩惱上作二斷對治一云云」と。

【六五】 (18a) 〔prahāṇam ity anāgamye tāv ānantaryamārgajau〕.

舊譯—於二未來一二滅、九次第道生。

上の如き靜慮生律儀及び道生の無漏律儀の中、未來定の九無間道と俱生する二種の律儀を特に斷律儀と名く。これこの九無間道と俱生する二律儀は、能く欲界の惡戒と、そを起す煩惱とを斷ずればなり。中に於て前八無間と俱生する二律儀は欲の煩惱を有し、第九無間道の二律儀は欲の惑と俱に欲の惡戒を斷ずるものとす。ここの欲の惡戒とは所謂綠縛斷にして、こは能綠の九品の煩惱を斷じ盡して初めて斷ぜらるればなり。

【六六】 第一句（靜慮律儀にして斷律儀にあらざるもの）。斷律儀は未至定の九無間のみなれば、之れ以外の有漏の靜慮律儀はこの中に入る。無漏は道生律儀なれば靜慮律儀中に入らず。

【六七】 第二句（斷律儀にして靜慮律儀に非ざるもの）。未至定の九無間道と俱生する律儀は斷律儀なり。然れども無漏は道生にして靜慮律儀にあらず。

【六八】 第三句（靜慮律儀にして、斷律儀たるもの）。

【六九】 第四句（二律儀の何れにも非ざるもの）。無漏の未至定の九解脫と四根本定・中間定の無漏律儀。之れは凡べて無漏の故に靜慮律儀に非ず。九無間道を除くが故に斷律儀に非ず。

【七〇】 無漏律儀と斷律儀との四句分別の、第一單句は、未至定の九無間道の無漏律儀を除く所餘の無漏律儀をいひ、第二單句は、未至定に依る無間道の有漏律儀

論じて曰はく、是の如き二種の律儀は、倶に正知と正念とを以て體と爲すことを顯さんが爲めの故に、名を列ね已りて復た「合する」の言を説く。謂はく、意律儀は、慧と念とを體と爲す、卽ち二種を合して根律儀と爲す。[七五]故に離して合するの言は、次いでの如くなりとなすことと勿らんことを顯す。

第十二節[七六] 表・無表・律儀・不律儀の成就

第一項 無表の律儀と不律儀との成就

表無表の世に約しての成就

[七七]今應に思擇すべし。表と及び無表とは、誰が何れを成就し、何れの時分に齊るや。

無表の成就

且らく、無表の律儀・不律儀を成ずることを辯ずべし。頌に曰はく、

(19)別解に住する無表は、[一八]未だ捨せずんば、恒に現を成ず。
刹那の後には過を成ず。(20)不律儀も、亦、然り。
靜慮律儀を得したるものは、恒に過未を成就す。
聖の初には、過去を除く。(21a)定と道とに住するは、中を成ず。

別解脱戒の成就

論じて曰はく、[七九]別解脱に住する補特伽羅は、未だ捨〔戒〕せざる以來、恒に現世のを成ず。此の別解脱律儀の無表は初刹那の後には、亦、過去のをも成ず。

をいひ、第三倶是句は、未至定に依る九無間道の無漏律儀をいひ、第四倶非句は、未至定の九無間道の有漏律儀を除く所餘の一切の有漏律儀をいふなり。

【七二】若し爾らばとは、若し上の如く、毘婆沙師が唯身・語の上のみに律儀を立つるならばとの謂。

【七三】kāyena saṃvaro sādhu sādhu vācāya saṃvaro, manasā saṃvaro sādhu sādhu sabbattha saṃvaro. (Saṃyutta 1. 73. cf.)

舊譯—由身護善哉、　口護亦善哉、
　依意護善哉、　一切護善哉。

亦、増一阿含十二に、三惡行を制して三善行を修せしむる爲め、五頌を作る中に曰く、

　身行爲善哉、　口行亦復然、
　意行爲善哉、　一切亦如是。

とあり。(大正二、六〇四頁中)。

【七三】契經云云。雜阿含十一第二七七經に云く、「云何律儀、眼根律儀所攝護眼識色、心不染著、」…とあり(大正二、七五頁下)。亦、雜阿含卷第四十三、第一、一七〇經(大正二、三一三頁上)に、「云何律儀、多聞聖弟子、若眼見色、於可念色不起欲想、不可念色、不起恚想、次第不起、衆多覺想、相續住、見色過患、見過患已、能捨離、是名律儀」とあり。

【七四】(18b) [dve smṛtiḥ samprajanyam ca] mano-indriyasaṃvaraḥ.

舊譯—合善慧正念、　各説意根護。

意律儀と根律儀との二は共に正知正念を體とし、慧の心所により之れを憶念するによりて、惡を防ぎ制するが故に律儀と立つ。

【七五】故に離合云云。頌文に斯く正知と正念と離して言ひ、更に〔其二の〕合すると言ふは、次いでの如く、正知を意律儀と名づけ、正念を根律儀と名くるに非ず

[八〇]前の「未だ捨せず」との言は、遍ねく後に流至す。[八一]散の無表は未來のを成ずるもの有ること無し。[八二]不隨心の色は勢の微劣なるが故なり。

不律儀の成就

別解律儀に安住するものを說くが如く、不律儀に住するものも應に知るべし亦爾ることを。謂はく、未だ惡戒を捨せざるに至る以來は恒に現世のを成じ、惡戒の無表の初刹那の後は、亦、過去のをも成ず。

靜慮律儀の成就

諸有の靜慮律儀を獲得するものは乃至未だ捨せざれば、[八三]恒に過と未とのを成ず。餘生にて失せる所の過去の定律儀も、今の初刹那に必ず還た彼れを得するが故なり。

聖者の無漏律儀の成就

一切の聖者の無漏の律儀は、過去と未來とのを、亦恒に成就す。[八四]差別有るを謂はば、初刹那には、必ず未來のを成ずるも過去のを成ずるには非ず。此の類の聖道は先には未だ起らざるが故なり。

特に、定、道俱戒の現在の成就

若し[八五]現に靜慮と彼の道とに住すること有るものなれば、次の如く、現在の靜慮と道との律儀を成ず。出觀の時には現在のを成ずること有るに非ず。[八六]

第二項　處中に住する者の非二律儀の成就

處中に住するものの成就

已に善惡の律儀に安住するものを辯じつ。[八七]中に住するは云何。

して、倶に、正知と正念とを合するを體とすることを示す。尙は、ここにて暫らく眼根の一に就て言へるも、他に耳鼻根等の律儀もあることは勿論にして而も是等も正知と正念とを合したるものを體となすことを示せるものとす。

【七六】 婆沙一二二、(毘曇部十三、一三〇頁以下)、及び同上卷一二三、(毘曇部十三、一六八頁以下)、舊譯卷一〇、二三〇頁下、正理卷三六、光記一四、二二一頁中以下參照。

【七七】 今應に云云。表・無表を成ずる人と、成ぜらるる表・無表の種類と、其に付きて三世の時を問ふ文なり。

【七八】 (19) yāvan na tyajati[prātimo
kṣaṇastho vartamānayā
avijñaptyā sadā], pūrva-
kṣaṇād ūrdhvam atītayā.
(20) [tatsamo 'saṃvarastho pi],
dhyānasaṃvaravān sadā atītājātayā
āryas tu prathame nābhyatītayā.:
atītājātayā, āryas tu
(21a) samāhitāryamārgasthāv
[ādhunikyā].

舊譯—若住二波木叉一、　與レ現應至レ捨、
與二無教一相應　前念後與レ過、
住二不護一亦爾、　有定護相應、
與二過去未來一　聖初非レ與レ過、
住二定及聖道一　與二現世一相應。

頌文の大要をいへば、三世の無表と持戒者との關係を論じたるものなり。八句ある中、初の三句は別解脫の無表を明にし、次ぎの一句(第四句)は不律儀の無表を明にし、第五第六の二句は定倶の無表を、第七句は道倶のそれを、而して最後の一句は更に亦定倶と道倶との無表を明にしたるものとす。

【七九】 別解脫に住する云云。別解脫戒に住して、苟く

頌に曰はく、

(21)中に住して無表有るは、初は中を成じ、後は二なり。

論じて曰はく、「中に住す」と言ふは、非律儀・非不律儀〔に住する〕を謂ふ。

處中の律儀

彼れの起す所の業は、未だ必ずしも一切が皆無表有るには非ず。若し無表あるものなれば、即ち是れ善戒或は是れ惡戒の種類の所攝なり。

初刹那の成就

彼れの初刹那は但だ現在〔の〕をのみ成ず。然るに現在世は過〔去〕と未〔來〕との中に處るが故に、中を成ずる〔といふ語〕を以て現在〔の〕成ずることを說く。

後刹那の成就

初刹那の後の未だ捨せざる已來は、恆に過・現二世の無表を成ず。

第三項　律儀・不律儀者と處中の善惡の無表との成就關係

律儀・不律儀者と處中の善惡

[八八]若し律〔儀〕と不律儀とに安住すること有らんとき、亦た惡と善との無表を成ずること有りや、不や。設し成就すること有らば、幾ばくの時を經と爲んや。

頌に曰はく、

(22)[八九]律と不律儀とに住して、染淨の無表を起すは、初には中を成じ、後には二なり。染淨の勢の終に至る。

もその戒を捨てざる限りは、その戒の無表を常に法俱得によりて、現在のを成就するを通則とす。然れども第二念以後に到れば亦、法後得によりて過去の無表をも成就するを以て、通じて云へば第二念以後には現在と過去とのを成就することとなる。但し法前得によりて未來のを成就することはなし。

【八〇】　前の未だ捨せず云云。頌中に未だ捨せずとある句は以後の凡ての場合に當嵌まる條件なりといふ義。

【八一】　散の無表とは、道生にも定生にも非ざる位の所生の無表のこと。從つて別解脫律儀の無表は言ふまでもなく之に屬す。

【八二】　不隨心云云。不隨心の色は勢力微劣なるが故に法前得無く、從つて未來のを成就すること能はず。

【八三】　恆に過と未とを云云。靜慮律儀は、隨心轉にして勢强ければ、未だ捨せざる間は法前得にて未來のを成就し、又前生にて失ひたる定俱戒も回復するを以て過去のをも成就するなり。

【八四】　差別あり云云。同じく無漏律儀を成就するも初刹那と第二刹那以後とに差別あり。初刹那には、無始已來未だ曾て起したることなき聖道が起れるものなれば、過去のを成就することなきなり。

【八五】　現に靜慮に住するものは、現在の定俱戒を成じ、無漏道に住するものは現在の道俱戒を成就す。

【八六】　定と道との律儀は、隨心轉なるが故に、散心の現前する時は必ず彼等無きが故なり。

【八七】　中に住すと言ふは、所謂處中をいふ。處中とは律儀と不律儀との中間にある行を指す。律儀も不律儀も共に誓約を俟て成立するものにして、一生涯、若しくは一定期間、かくかくの所行は決してなすまじと、善事の方に誓ふを律儀といひ、之に反し生涯、屠殺を業務とするとか、盜人として一生を送らんなど、決定

律儀不律儀者の善惡業の發得

論じて曰はく、若し律儀に住するも勝れたる煩惱に由りて殺縛等の諸の不善業を作さんに、此れに由りて、便ち不善の無表を發す。不律儀に住する淳淨の信に由りて佛を禮する等の諸の勝善業を作さんに、此れに由りて亦諸の善の無表を發す。

其の成就の期間

乃ち此の〔善・不善の〕二心の未だ斷ぜざるに至る來、發す所の無表は、恒時に相續す。然るに、其の初念のは、唯、現在〔の無表〕をのみ成じ、玆より已後のは通じて過・現のを成ず。

第四項　表業の律儀・不律儀の成就

已に無表を辯じつ。表を成ずること云何。

頌に曰はく、

表業の成就

(23)[九〇]表は、正しく作すは中を成ず。後は過のを生じ、未のには非ず。

(24a)有覆と及び無覆とは、唯、現在〔の〕をのみ成就す。

善惡の表業の成就

論じて曰はく、諸の律〔儀〕・不律儀に安住すると及び中に住する者とあり。乃至、正しく諸の表業を作してより來、恒に現〔在〕の表〔業〕を成ず。初刹那の後には未だ捨せざるに至る來、恒に過去のを成ず。[九一]必ず未來の表〔業〕を成就すること無きは、無表〔の下〕に釋せしが如し。

二無記の表業の成就

有覆・無覆の二無記の表〔業〕は、定んで能く過去のを成就すること有ること無し。法の力が既に劣なるをもつて、得の力も亦

して惡事を爲すは不律儀なり。かく、兩極に決定することなくして、而も時に善をなし、時に惡をなすを處中とはいふなり。

本頌の梵文を缺く、今プサン氏により其の藏譯文を揭げおかん……

(21b) bar gnas la, yod na dan pa bar gyi
dań phyin chad dus ni gñis dań no.

舊譯—中住若有ㇾ二、　初中後二時。

處中の有情の業には決定して常に無表有るには非ず。而もその有る限りは、善惡の戒に攝す。かくて、その成就に關しても、初刹那には唯現在の無表をのみ成就し、第二念以後の、未だ捨戒せざる中は、過去（法後得により）と、現在（法俱得に由り）との二世の無表を成就す。

【八八】 若し律と云云。律儀に住する人が處中の惡無表を成ずること有りや。不律儀に住する人が處中の善の無表を成ずることありや。若し成就すること有らば幾の時を經て、何時迄成就するやとの間意。

【八九】 (22) [asaṃvarasthaḥ śubhayā
'śubhayā saṃvare sthitaḥ
avijñaptyānvito yāvat]
prasādakleśavega[vān].

因みに、梵文と舊譯とには、新譯の第三句相當文を缺く

舊譯—住ニ不護一與ㇾ善、　住ㇾ護復與ㇾ惡
與ニ無教一相應、　乃至ニ淨汚狹一。

律儀に住すとも勝煩惱を起して、殺人などする時は、惡の無表を發し、不律儀に住すとも、淳淨の心を起して佛を頂禮するが如きは處中の善の無表を發す。之れ等は捨せざる限り不斷に身中に相續するも、其の初刹那には唯現在の無表のみを成就し、第二念以後には過去と現在との無表を通じて成就す。

微なればなり。是の故に能く[九二]逆と追とのに成ずる者無し。

二無記劣なる理由　答

此の法の力の劣なるは、誰れの爲す所なりや。

是れ心の爲す所なり。

能等起心は能く過未を成ず

[九二]若し爾らば有覆無記の心等も過・未〔の〕を成ずること勿けん。

此の責は理に非ず。表〔業〕は昧鈍なるが故に。他に依りて起るが故に。心等は然らず。無記の表業は劣なる心より起るものなれば、其の力は倍々彼の能起の心より劣なり。故に表〔業〕と心とには、成〔就〕に差別有るなり。

第五項　不律儀の異名

不律儀の異名

前に說きし所不律儀に住すといふが如き、此の不律儀の名の差別をいはゞ、頌に曰はく、

(24b)惡行とも惡戒とも業とも　　業道とも不律儀ともいふ。[九四]

論じて曰はく、此の惡行等の五種の異名は、是れ不律儀の名の差別なり。

是れは諸の智者の訶厭する所なるが故に、果の非愛なるが故に、惡行(duścarita)の名を立つ。淨き尸羅を障ふるが故に、惡戒(dauḥśīlya)と名く。身・語の所造なるが故に、名けて業となす。

不　律　儀

[九五]根本に攝する所なるが故に、業道と名く。身・語を禁ぜざれば、不律儀と名く。

[九六]然れども、業道の名のみは唯初念にのみ目け、初と後との位

【九〇】(23)〔vijñaptikṛt kurvann eva a rvatra vartamānayā〕
atītayā kṣaṇād ūrdhvam
ātyāgāt〔na tv ajātayā〕.
(24a)〔nābhyatītābhyāṃ
nivṛtānivṛtābhyāṃ samanvitaḥ〕.

舊譯―(卷第十一初頭)
復一切與レ欲、　正作與レ中應、
剎那後與レ過、　至レ捨、非ニ來應一。
與ニ有覆・無覆一、　過去不ニ相應一。

四句中、初の二句は善惡の表を明にし、後の二句は無記の表を明にしたり。大要を云へば、善惡の表業は必ず現〻のを成就し、初剎那以後は過去にも通ず。然れども無記の表業は現在ののみに限ると。

【九一】必ず未來の云云。散の表業は其の勢力微劣にして法前得を起すこと無きが故に、未來のを成就することなし。

【九二】逆と追とのとは實疏によるに、逆とは未來をいひ、追とは過去をいふ。

【九三】若し爾らば云云。有覆無記心及び强無記心(串習の威儀路心等)には、法前得と法後得とありと說くが故にこの難あるなり。

【九四】(24b)〔saṃvaro duścaritaṃ
dauḥśīlyaṃ karma tatpathaḥ〕

舊譯―不護及惡行、　惡戒成業道。

【九五】根本に攝す云云。前の律儀を業道と名くるに例して知るべし。

【九六】然れども云云。初念は即ち思を暢ぶるが故に、特に業道と名けらる。律儀に例して知るべし。

【九七】(25)　vijñaptyavinvitaḥ kurvan
madhyastho mṛducetanaḥ.

に通じては、餘の四の名を立つ。

第六項　表業と無表業との成就關係

表業と無表業との成就關係

或は表業を成ずるも、無表は非らざる有り等と應に四句を作るべし。

其の事は云何。

頌に曰はく、

(25)表を成ずるも、無表は非ざるは、中に住する劣思の作なり。[九七]

捨して未だ表を生ぜざる聖は、無表を成ずるも、表には非ず。

第一句　論じて曰はく、[九八]唯、表をのみ成就するも、無表に非ざるものとは、謂はく、非律儀・非不律儀に住するものの、微劣なる思を以つて善を造り惡を造るときは、唯、表業をのみ發し、尚、無表無きなり。況んや〔彼の〕無記の思の發する所の表業をや。[九九]〔但し〕、有依の福及び業道を成ずるものをば除く。

第二句　唯、無表をのみ成じて、表業は非ざるものとは、謂はく、[一〇〇]易生の聖の補特伽羅の表業の未だ生ぜず或は生じ已りしものも捨せるときなり。

第三、四句　[一〇一]倶成と〔倶〕非との句は、如應に當に知るべし。

〔tyaktānutpann vijñaptir avijñaptyāryapudgal h〕.

舊譯―但與ᴸ教相應、中住下心作、捨未ᴸ生ニ有教ᴵ、像無教聖人。

律儀の表業成就と無表業成就とを相望めてその相互間の關係を四句分別にて示さんに、

第一單句は、微劣の思より發せる處中の善惡業なり。第二單句は、三界復生の聖者の未だ表業生ぜず、又は生ぜるも已に捨せるもの。

第三倶有句は、別解脱戒に住するもの。

第四倶非句は、凡夫の律儀に住せざるものの如し。

【九八】　唯表をのみ云云。第一單句は表業をのみ成就して、無表業に非ず。謂はく、微劣の思の心所より發する善惡業は輕善輕惡の故に表業のみ有つて無表無し。

【九九】　〔但し〕有依云云。有依の七福業は如何に劣思によつて起すとも無表有り。又云何に劣思にて殺すも人命を斷たれて業道成滿せば無表を成ず。故に此の二は除く。との意。

【一〇〇】易生の聖云云。易生の聖とは煩惱は斷じ難く聖道は熟し離きが故に三界を經生して幾度も生を易へて修行する經生の聖者のことなり。彼が欲・色二界に生ずるときは、道倶戒の無表、定倶戒の無表を成就し、無色界に生ぜば、唯道倶戒の無表のみを成就す。彼の表業未だ生ぜざるときとは欲界に生ずる時の母胎に在る位の如し。生じ已りしものも捨すとは、三緣に由りて、身表業を捨するなり。一は意樂息むが故に、二は加行を捨するが故に、三には限勢過ぐるが故なり。此に由りて前生の表業を捨するを言ふ。此の時は唯だ過・未の定と道との無表をのみ成就するのみ。詳細は婆沙一二二(毘曇部十三、一三一頁參照)。

【一〇一】光記には、第三倶是句は、彼の表と無表との二

第十三節　得戒の緣

得戒の緣別

律儀・不律儀等に住して、表業・無表業を成就することを說き已りつ。此の諸の律儀は、何に由りて得するや。

頌に曰はく、[一〇二]

(26)定生は定地にて得し、　彼の聖にて道生を得す。
別解脫律儀は　　得すること、他の敎等に由る。

靜慮律儀

論じて曰はく、[一〇三]靜慮律儀は、有漏の根本と近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾の時に便ち得す。心と俱なるが故なり。

無漏律儀

無漏律儀は、無漏の根本と、[一〇四]近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾の時に便ち得す。亦、心と俱なるが故なり。

「彼の」の聲は、前の靜慮の心を顯はさんが爲なり、復た「聖」の言を說くは、無漏を簡取する〔謂なり〕。[一〇五]六の靜慮地に無漏心有ればなり、謂はく、未至と中間と及び四根本定となり。[一〇六]三の近分〔定〕には非ず。後に當に辯ずべきが如し。

別解脫律儀

別解脫律儀は、他の敎等に由りて得す。能く他を敎ふる者を說きて名けて他となす。是の如き他の敎の力に從りて戒を發するが故に、此の戒を他の敎に由りて得すと說く。

他敎の二種

此に復、二種あり。謂はく、[一〇七]僧伽と補特伽羅とに從りて差別あるが故なり。[一〇八]僧伽に從りて得すとは、謂はく、比丘と、比丘尼

を成ずるもの、とは別解脫律儀等に住するものの如し。第四俱非句は、二者を成ぜるもの、即ち卵𣫍等に處する場合の如し。

【一〇二】(26) [dhyānajo dhyānabhūmyaiva labhyate, āryayā tayā nirmalaḥ], prātimokṣākhyaḥ paravijñāpanādibhiḥ

舊譯—定生由二定地一、得由レ聖依二此一、無流一波木叉、由二五令他等一。

得戒の緣の差別を擧ぐれば、定生律儀は有漏の根本と近分との定心を得する時に得し、無漏律儀は、無漏の根本と近分との定心を得する時に得し、別解脫律儀は戒師(他)の敎等に由りて得す。

【一〇三】靜慮律儀は、四禪の有漏定に入りたる剎那に發得せらるといふ義。

【一〇四】未至定と中間定。

【一〇五】六の靜意地云云。四靜慮中に於らて無漏あるは六地に限る。即ち未至定・中間定・四根本定なり。之を未至・中間・四根本の六無漏地といふ。道俱戒は、實に聖者がこの六地の何れかに入りて發するものとす。

【一〇六】三近分定云云。二三四の三定の近分には無し。此の論卷廿八參照。

【一〇七】僧伽(saṃgha)。比丘・比丘尼の敎團なり。舊譯には和合と譯し唐には衆と翻す。四人以上を僧伽といひ、一人を補特伽羅といふなり。

【一〇八】僧伽に從りて云云。比丘・比丘尼・正學の三種の戒は、必らず團體としての僧衆の認可を要す。之に反して沙彌(勤策)沙彌尼(勤策女)優婆塞(近事)優婆夷(近事女)近住等は、必らずしも團體としての承認を要せず、寧ろ個人としての和上・阿闍梨等の敎を受くるを條件とす。

特に、毘奈耶毘婆沙師の十種の得戒法

と及び正學との戒にして、補特伽羅に從りて得すとは、謂はく、餘の五種の戒なり。

諸の[一〇九]毘奈耶の毘婆沙師は說かく、「十種の具戒を得する法有り」と。彼れを攝せんが爲めの故に、復た「等」の言を說く。

何を十と爲すや。

一には[一一〇]自然に由りて〔得す〕。謂はく、佛と獨覺となり。二には[一一一]正性離生に入ることを得るに由る。謂はく、[一一二]五苾芻なり。三には[一一三]佛の善來苾芻と命ずるに由る。謂はく[一一四]耶舍等なり。[一一五]四には佛を信受して大師と爲すに由る。謂はく、大迦葉なり。五には善巧もて〔佛の〕所問に酬答するに由る。謂はく、[一一六]蘇陀夷なり。六には八尊重の法を敬受するに由る。謂はく、[一一七]大生主なり。七には遣使に由る。謂はく、[一一八]法授尼なり。八には[一一九]持律を第五人と爲すに由る。謂はく、邊國に於いてす。九には十衆に由る。謂はく、中國に於いてす。十には三たび佛・法・僧に歸すと說くに由る。謂はく、[一二〇]六十の賢部の共に集りて具戒を受くるなり。

是の如くにして得する所の別解律儀は、必定して表業に依りて發するのみには非ず。

[一二一]第十四節　受戒に際しての戒の接續に對する要期

【一〇九】毘奈耶の毘婆沙(Vinayavaibhāṣika)師のこと。十誦律卷第五十六(大正二三、四一〇頁上)に、「佛在王舍城、語諸比丘、十種明具足戒、何等十。(一)佛世尊自然無師得具足戒、(二)五比丘得道卽得具足戒、(三)長老摩訶迦葉自誓卽得具足戒、(四)蘇陀隨順答佛論故得具足戒、(五)邊地持律第五得受具足戒、(六)摩訶波闍波提比丘尼受八重法卽得具足戒、(七)半迦尸尼遣使得受具足戒、(八)歸命善來比丘得具足戒、(九)歸命三寶已三唱我隨佛出家卽得具足戒、(十)白四羯磨得具足戒、是名十種具足戒……」とあり。法義によるに、此の十誦律は是れ毘奈耶にして毘婆沙師の所依なるが故に、之を毘奈耶毘婆沙師の說なりと言へり(大正六四、二一五頁中)。

【一一〇】順正理論三十七には、自然……とは、智を證して自ら得すといふなり。

【一一一】正性離生云云。見道に入る時、自ら具足戒を得。

【一一二】五苾芻とは憍陳如(Kauṇḍinya)摩訶男(Mahānāman)跋提(Bhadrika)婆沙波(Vāṣpa)阿說示(Aśvajit馬勝)なり。之れ佛の苦行時の件侶にして成道後最初の歸依者なり。

【一一三】佛の善來云云。順正理論に「由二本願力一、佛威加故」と言ふ。

【一一四】耶舍(Yaśas)は長者の子にして、同じく初期の弟子なり。

【一一五】四には佛を信受し云云。遁鱗の記云く、「世尊告二迦葉一曰、汝當下發二慚愧心一、徹中於骨隨上、彼在二多子塔邊一、發二誠誓一言、世尊是我大師、修伽陀是我大師、如レ是二言便發二具足一」云云といへり。

【一一六】蘇陀夷(Sodāyin)は光記に善施と譯す。年甫めて七歲、聰明にして能く佛問に答へ、二十に滿たずして佛具足戒を受けしむ。佛の所問云云とは佛曾て蘇陀夷に、「汝の家は何れに在りや」と問きたるとき、年少

第一項　別解脫律儀

別解脫戒と期限

又、此に說く所の別解律儀は、幾の時を齊りて要期して受くべきや。

頌に曰はく、

(27a)[一二二]別解脫律儀は、　盡壽と或は晝夜となり。

論じて曰はく、七衆の所持の別解脫戒は、唯、應に盡壽まで要期して受くべし、近住の所持の別解脫戒は、唯、一晝夜のあひだのみ要期して受く。[一二三]此の時は、定んで爾るなり。所以は何。

戒持續の極限

戒の時の邊際に但だ二種のみあり。一には壽命の邊際、二には晝夜の邊際なり。[一二四]重ねて晝夜を說て半月等とも爲す。

時の體

時とは是れ何の法に名くるや。

謂はく、諸行の[一二五]增語なり。四洲の中に於いては、光位と闇位とに其の次第の如く晝と夜との名を立つ。

近住一晝夜の評

[一二六]二の邊際の中、盡壽は爾るべし。命終の後に於いては要期すること有りと雖も、而も別解脫戒を生ずること能はず。依身、別なるが故に、別の依身の中には加行なきが故に、憶念無きが故になり。[一二七]「然れども」、一晝夜の後或は五〔晝夜〕、或は十晝夜等の中、近住戒を受くるに、何の法の障を爲すありて彼の衆多の近住律儀をして亦た起ることを得るに非ざらしむるや。

經部の問

能く「三界家無し」と答へしと。

【一二七】大生主卽ち摩訶波闍波提(Mahāprajāpatī)は、佛の姨母なり。佛、阿難を遣はして爲めに八の尊重を說かしめたること有り。大生主卽ち敬受したりといふ。八の尊重法とは、一、百歲の尼と雖も、新受戒の比丘に敬禮すべし。二、比丘を罵謗することを得ず。三、比丘の過失を擧說することを得ず。四、大僧に從つて戒を受くべし。五、半月、大僧に從つて摩那埵を行ずべきこと。六、半月僧に敎誡を請ふべきこと。七、僧に依りて安居す。八、僧中に詣りて自恣すべきこと云云。

【一二八】法授尼(Dharmadinnā)は、甚だ美婦人なり。僧伽に往いて受戒せんと欲せしも、途に難の有ることを恐れて、到ることを得ず。僧伽乃ち爲めに一尼を遣はして、轉じて受戒せしめしと。

【一二九】持律云云。邊國に在りては僧の數少き爲めに、佛は五人にして、具足戒を受くることを許す。持律とは受戒の時戒律の作法を取り行ふ人のことなり。十衆云云。中國に於いては僧多きを以て、受戒するときの比丘の數は少くも十人なるべく、多きはかまはず。

【一三〇】六十の賢部(ṣaṣṭi-bhadravarga)は、今詳ならず。或は曰く、六十人は是れ尊者耶舍の朋友なり。耶舍已に歸佛すと聞きて、遂に亦出家す。三寶に歸依し、卽ち具足戒を受くといひ、或は是れ化地部の徒衆といひ、光記には、「六十賢和衆部共集、佛遣二阿羅漢一、爲說二三歸一云云」と言ふ。

【一三一】舊譯卷一一、二三二頁上、正理卷三七、光記一四、二二三頁中以下、近住の期に關しては婆沙一二四(毘曇部十三、一八二頁以下)。

【一三二】(27a)〔yāvajjīvam samādānam ahorātraṃ ca〕 saṃvṛteḥ.

有部の答

[一二八]必らず法の能く正礙を爲すもの有るべければなり。〔卽ち〕薄伽梵が、契經の中に於いて、「近住律儀は唯、一晝夜のみなり」と說けるを以ての故なり。

經部反問

是の如き義に於いて、應に共に尋思すべし。佛は正しく一晝夜の後には理として近住律儀を起す容きこと無しと觀ぜるが故に、經の中に於いて一晝夜と說きたりと爲さんや、[一二九]所化の根の調へ難き者を觀じて且らく一晝夜の戒を授與すべしと爲せるやを。

有部徵す

何の理と敎とに由りて是の如き言を作すや。

經部の答

此れを過ぐるとも、戒の生ずることは理に違せざるが故なり。

有部結宗

毘婆沙者は是の如き言を作す。「曾つて契經に[一三〇]晝夜を過ぎて別に近住律儀を受得すること有りと說くこと無し。是の故に我が宗は斯の義を許さず」と。

第二項　不律儀の期限

不律儀の期限

何れの邊際に依りて不律儀を得するや。

頌に曰はく、

(27b)[一三一]惡戒には晝夜無し。　謂はく、善受の如くに非ざればなり。

盡壽要期
一晝夜の不律儀無し

論じて曰はく、盡壽を要期して諸の惡業を造るときは、不律儀を得す。一晝夜なること近住戒の如くには非ず。

所以は何。

舊譯―隨二有命一善受二正護一或日夜。

比丘より近住に至る八衆の中、比丘以下七衆の別解脫戒を受くるは一生その持續せんことを要期して受戒し、近住の一は、唯一晝夜のみ持續せんことを要期して受戒す。

【一二三】此の時云云。此の一生涯と一晝夜の時の定めは變更又は除外例を許さずとなり。

【一二四】重ねて晝夜。經に、「重說半月受近住戒云云」といふが如きは、一晝夜を重ねて半月に至る意にして、半月の間、每朝八齋戒を受くるなり。

【一二五】增語とは名のこと(卷十參照)。語は其の體是れ音聲なるも、音聲には法は詮表する用なきも名は表詮することと增勝なるが故に名く。

時とは卽ち別體有るに非ず。有爲の諸法が移り行く名のことにして、須彌山を中心とする四洲にては日光の照す位を晝といひ、闇の位を夜と名く。

【一二六】以下、光記は經部の問難とす。

【一二七】〔然ども〕一晝夜の後等。一晝夜の後或は五晝夜十晝夜と要期して近住戒を受くるに何の障りが之れあらん。必ず一晝夜を單位とする理由分らずとなり。經部は五晝夜は五晝夜又は十晝夜を一と纏めの要期とする近住戒を許すによりて、この問を發したるものとなり。

【一二八】必ず云云。何の障礙と言つて具體的に說明し得ざるも、佛が近住戒を一晝夜と定めたるには、一晝夜以上に亙るべからざる理由あるに相違なしとなり。

【一二九】「所化の機根の調へ難き者は、二晝夜の戒を授くること難きが故に、且らく一晝夜の戒を受くべし」と、所化の機を觀じて經の中にかく說きたるものとせんや云云の意。

【一三〇】晝夜を過ぎて云云。一晝夜以上に亙りて、二晝

謂はく、此れは善戒の受の如くに非ざるが故なり。謂はく、必らず限を立てて師に對し不律儀を受くること近住戒の如く、「我れ一晝夜定んで不律儀を受く」といふこと有ること無し。[一三二]此れは是れ智人の訶厭する所の業なるが故なり。

難

[一三三]若し爾らば、亦限を立てて師に對し、「我れ乃至命終まで定んで惡戒を受く」といふことも有ること無ければ、形壽を盡して不律儀を得することも勿らん。

通釋

師に對して盡壽を要期し諸の惡業を作すこと無しと雖も、[一三四]畢竟じて善を壞するの意樂を起すに由りて、不律儀を得す。暫時、善を壞するの意樂を起すには非ず。師として彼をして不律儀を得せしむるもの無きが故に、不律儀には一晝夜無し。然るに、近住戒は現に師に對して要期して受くる力に由り、畢竟じて惡を壞するの意樂無しと雖も、律儀を得す。設し師に對して暫受の不律儀を要期する者有らば亦必ず得すべし。然れども未だ曾て、「かゝる者あるを」見ざるが故に、有りとは立てず。

經部の說

[一三五]經部の師は說く、「善の律儀に別の實物の名けて無表と爲すもの無きが如く、此の不律儀も亦實に非ざるべし。卽ち惡不善を造らんと欲する意樂の相續して捨せざるを、不律儀と名く。此れに由りて、後時に善心の起ることありと雖も不律儀を成就する者と名く。此の[一三六]「阿世耶を捨せざるを以ての故なり」と。

五九九

夜五晝夜と要期して近住戒を受得すと經に說くこと無きが故に云云の意。

【一三一】(27b) [nāhorātrikō 'saṃvaraḥ. na kilaivaṃ na lobhyate]
舊譯—無二日夜一不護　由レ不二受如一レ此。
不律儀は我今日以後盡形壽、殺生等をなして活命せんと要期し、惡業を作るときに得するものにして、近住戒の如く一晝夜を要期して惡業を造るといふが如きことなし。

【一三二】此れは云云。不律儀は智人の惡む所なれば、一晝夜間惡行をなすといふ誓約を受くる師なしとの義。

【一三三】若し爾らばとは、戒師に對して受けざるが故に、一晝夜の不律儀無しといはば、盡形壽の惡戒も亦戒師に對して受くる所には非ず。故に盡形壽の惡戒を得すること無からんとなり。

【一三四】畢竟じて善を壞すとは生涯善根を斷ずる思ひ付きのこと。その時はその意樂强きに依りて不律儀を得すも、暫時卽ち一晝夜だけ善根を壞する意樂は、意樂が劣なるが故に不律儀を得せずとの謂。

【一三五】經部に於いては、善の律儀は思心所の種子の上に假立せるものにして、別に實物の無表と名くべきものなしと說くが、それと同樣に今の不律儀に於ても、別の實體有る法は無く、惡を造らんと欲する思の心所の起るときは、それが色心の上に種子を熏じ、其の種子が念念に相續して、起りて不斷なるが故に、之れに於いて不律儀の體を立つ。故に、後に善心が起るとも、その種子の相續して、造惡の意樂(阿世耶)の有するに約して不律儀の人といふ。

【一三六】阿世耶(āśaya)とは意樂のこと。

第十五節　近住律儀

第一項[一三七]　近住戒の受方

近住戒の受方

一晝夜の近住律儀を〔ば已に〕說きつ。正しく〔是れを〕受けんと欲する時は、當に如何にして受くべきや。

頌に曰はく、

[一三八]近住は晨旦に於てす、　下座にして師に從ひて受く。
教に隨ひて說き、支を具す。　嚴飾を離す。晝夜なり。

受戒の時

論じて曰はく、近住律儀は晨旦に於いて受く。謂はく、此の戒を受くるは要らず日の出づる時なり。[一三九]此の戒は要らず一晝夜を經るが故なり。〔但し〕諸〔人〕の先づ是の如きの要期——謂はく、「我れ恒に[一四〇]月の八日等に於いて必らず當に此の近住律儀を受くべし」と——を作すもの有らんに、若し旦に緣を礙ふること有らば、[一四一]齋し竟りてよりも亦受くることを得。

受戒時、受者の作法

「下座」と言ふは、謂はく、師の前に在りて卑劣の座に居り、或は蹲り或は跪づき、躬を曲めて合掌するなり。唯し病有るものは除く。若し恭敬せずんば律儀を發せざればなり。

必ず師に從ふ

此れは必ず師に從ひて〔受け〕、自ら〔獨りして〕受くべきこと無し。後に若し諸の犯戒の緣に遇はんとき、戒師に愧づるに由り、能く違犯せざるを以てなり。

【一三七】婆沙卷一二四、(毘曇部十三、一八一頁以下)、舊卷一一、二三二頁中、正理卷三七、光記一四、二二四頁上以下參照。

【一三八】(28) dmaḥ bar ḥdug smras bzlas pa yis/ mi brgyan nam ni naṅs par du
bsñen gnas yan lag tshaṅ bar ni
naṅ par gzhan las gnod par byn.

プサンによる梵文の頌を缺くを以て、藏文を揭ぐ

舊譯—最朝從レ他受。　下坐隨後說。
布薩護具分。　離二莊飾一晝夜。

受戒の時は早朝、日出までになすを通則とす。その方法は師の下座にありて、必ず師の教に從ふべきものにして、自ら自分に取行ふべからず。戒の數は必ず八戒全部を具足すべく、服裝は嚴飾を去るべく、期限は一晝夜なり。

【一三九】此の戒は要らず一晝夜を經るが故にとは一晝夜だけは必ず相續するが故にとの謂。一の日出より次の日出までを一日一夜と計算す。

【一四〇】月の八日云云。起世因本經第七(大正一、四〇二頁上)に曰く、「白月三受齋日、所レ謂月八日、十四日、十五日、黑月亦有二三受齋日一、如二白月數一。」と。其他、雜阿含第四十卷、第一、一一七經(大正二、二九五頁下)及び優波夷墮舍迦經(大正一、九一二頁中)にも受齋を記せり、即ち之を一ケ月の日數にすれば、八日、十四日、十五日(以上白月の受齋日)、二十三日、二十九日、三十日(以上黑月受齋日)にして、結局月に六日の受齋日あることとなる。

【一四一】齋し竟りとは、朝食を喫してとの義。婆沙一二四に從へば午後になりてよりは受戒し得べからず。(毘曇部十三、一八二頁)

師の教に從ふ　此の戒を受くる者は、應に師の教に隨ひて、[一四二]受者は後に說き、前にすることあること勿かるべく、倶にすることもあること勿れ。是の如くすれば方に師の教に從ひて受くることを成ずるも、[一四三]此に異ならば授くると受くるとの二は倶に成ぜざればなり。

八支受持　具さに[一四四]八支を受けて方に近住を成ず。隨「一」も闕くる所有らば、近住は成ぜず。

落飾　此の律儀を受くるには必らず嚴飾を離るべし。憍逸の處なるが故なり。常の嚴身の具は必らずしも捨するを須ゐず。彼れを緣としては能く甚だしき憍逸を生ずること新異のものの如くにあらざるが故なり。

受時の間　此の律儀を受くるは、必らず「一」晝夜なるべし。謂はく、明旦、日の初めて出づる時に至る。

總結　若し斯の如きの法に依りて受けずんば、但だ妙行をのみ生ずるも、律儀をば得せず。又、若し斯の如く晝夜を盡して受くれば、具さに屠獵姦盜の有情を制して、近住律儀は深く有用と成らん。

名義　近住と言ふは、謂はく、此の律儀の阿羅漢に近づきて住し、彼れに隨ひ學ぶを以ての故なり。

異說　有るが說く。「此れは盡壽戒のものに近づきて住すればなり」と。

【一四二】受者は後に說き云云。戒師先づ戒文を唱ふれば受者之に從うて唱ふるをいふ。たとひ受者が戒文を知り居るとも、師に先ち、若しくは同時に唱ふべからずとなり。

【一四三】舊譯に曰く、「若不ㇾ爾受施皆不ㇾ成」と。

【一四四】八支とは、(一)離殺生(二)離不與取乃至離非時食なり。(前の本章第十一節參照)

具名

是の如き律儀を、或は[一四五]長養と名く。薄少の善根ある有情を長養し、其の善根を漸に増して多からしむるが故なり。有る頌に言ふが如し。

[一四六]此れに由りて能く　自他の善浄の心を長養す。
是の故に薄伽梵は、　此れを説きて長養と名く。

第二項　八支具足の理由

八支の具足する理由

何に縁りて此れを受くるとき、必らず八支を具するや。頌に曰はく、

(29)[一四七]戒と不逸と禁との支なり。　四と一と三と、次の如く、
諸の性罪と失念と及び　憍逸とを防がんが為めなり。

尸羅支

論じて曰はく、八の中、[一四八]前の四は是れ尸羅支なり。〔即ち〕殺生より虚誑語に至るまでを離るるものを謂ふ。此の四種に由りて、[一四九]性罪を離るるが故なり。

不放逸支

次に一種あり。是れ不放逸支なり。〔即ち〕、飲諸酒を離るるを謂ふ、放逸を生ずる處なればなり。尸羅を受くと雖も、若し諸の酒を飲まば、則ち心放逸となりて尸羅を犯すが故なり。

禁約支

[一五〇]後に三種有り。是れは[一五一]禁約支なり。〔即ち〕、塗飾香鬘より乃至非時食を食することを離るるを謂ふ。能く厭離の心に隨順するを以っての故なり。

如上三支を受くる理由

何に縁りて具さに是の如き三支を受くるや。

【一四五】長養は舊譯に、布沙陀といひ、又布薩(upavasatha)といふ。巴利語にて posatha といふ。又、Lalitavistara の如き佛教梵語にては訛して poṣadha となす。然るにこの poṣadha を字源的に解すれば poṣa 長ずること、dhā は其使役の意義なれば「養ふ」と云ふ動詞なり、此の二字合成して poṣadha となりしものとす。是れ俗説字源論なり。

【一四六】舊譯――
由レ此能長二養、　自他淨善心一、
故佛如來說、　此名二布沙他一。

【一四七】(29)〔śīlāṅgam apramādāṅgaṃ
vratāṅgaṃ ca yathākramam
c tvāry ekaṃ tathā trīṇi,
smṛtimoṣamadau tataḥ〕.

舊譯―戒分無放逸、　分修分次第、
前四一後三、　由二此失念解一。

近住戒の八支は、性質上、之を三類に分ち得べし。第一類はそれ自身罪たる所謂性罪を防止する戒にして、不殺生・不偸盜・不邪婬・不誑語の四戒なり。第二類は、それ自身は罪惡にあらざるも罪の因たるもの、即ち遮罪を防ぐの戒にして、不飲酒戒なり。第三類は心を放縱にして、間接に罪を造らしむる緣となるものを防ぐものにして、離著花鬘好香より、非時食の三なり。近住戒は實にこの三類の過失を離れんが爲めに受くるものとす。

【一四八】前の四とは離殺生、離偸盜、離邪婬、不妄語の四。

【一四九】性罪とは行爲自體が罪性となるもの。

【一五〇】後に三種とは、離塗飾香鬘舞歌觀聽と離眠坐高廣嚴麗牀座と離食非時食とをいふ。

【一五一】禁約支とは、禁制し要約の支の意なり。

若し支を具せざれば、便ち性罪・失念・憍逸の過失を離るること能はず。謂はく、初の離殺〔生〕より〔離〕虚誑語に至るまで〔の支〕は、能く性罪を防ぐ。貪・瞋・癡の起す所の殺等の諸の惡業を離るるが故なり。次に離飲酒は、能く失念を防ぐ。酒を飲む時は能く應〔作〕・不應作の諸の事業を忘失せしむるを以ての故なり。後の三種を離るれば、能く憍逸を防ぐ。若し種種の香鬘〔又は〕高廣の牀座を受用し、歌舞に習近せば、心が便ち憍擧するを以つて、尋いで即ち戒を毀つ。彼れを遠ざかるに由るが故に、心は便ち憍を離るるなり。〔又〕若し能く[一五二]依時の食を持すること有らば、能く[一五三]恒時の食を遮止するを以つての故に、便ち自ら近住律儀を受けしことを憶ひ、能く世間に於いて深く厭離を生ずるも、若し非時にして食せば、[一五四]二事は倶に無し。數、食せば、能く心をして縱逸ならしむるが故なり。

異説

[一五五]有餘師は說く、「非時の食を離るるを、名けて齋の體と爲す。餘に八種あり。說きて齋の支と名く、塗飾香鬘・舞歌觀聽を分けて二と爲すが故に」と。

破す

若し此の執を作さば、便ち契經に違しぬ。[一五六]經の中に、離非時食を說き已りて便ち是の說を作す。「此の第八支は我れ今聖阿羅漢に隨ひて學し隨ひ一行じ隨ひて作す」と。

問

若し爾らば、何の別の齋の體有りてか、此の八を說きて齋支と

【一五二】依時の食とは、時間を定めし（日中一食）以外には食せぬこと。
【一五三】恒時の食とは、勝手に何時にても食ふことなり。尙ほ大正本には恆食時とあれど、正理にても光記にても恆時食とあるを以て、今はそれに從ひたり。
【一五四】二事とは憶念及び厭離をいふ。
【一五五】有餘師の異說の意は、離非時食を齋の體とし、餘の八支は此の非時食齋を助くるもの卽ち助支又は支助として、八齋支又は八齋戒と名くとの意。謂はゆる八とは、上述の八支中より非時食を除きて塗飾香鬘と舞歌觀聽とを分ちて二としたるをいふ。此の說に從へば、近住戒ある譯なり。而も非時食（減食）を齋の主體と見る所以は、そは八支中にても特に重き行持（他のことは、護みやすし）なる上に、布薩と減食とを密に關連せしむる婆羅門的習慣を考慮せしによるならん。
【一五六】經の中云云。中阿含卷五十五、持齋經（大正一、七七〇中―）及び佛說齋經（大正一、九一〇上）及び佛說優婆夷墮舍迦經（大正一、九一二頁）。

くるや。

經部の釋

[157]總じては齋の號を標し、別して說きて支と爲す。別を以て總を成じ、支の名を得るが故に。[158]車の衆分及び四支の軍、五支の散等の如く、齋戒の八支も應に知るべし亦、爾ることを。

毘婆沙師の說

毘婆沙師は是の如き說を作す。「非時の食を離るるは是れ齋にして亦齋支なり。所餘の七支は是れ齋支なれども齋に非ず。[159]正見は是れ道にして亦道支なるも、餘の七支は是れ道支にして道には非ず。[160]擇法覺は是れ覺にして亦覺支なれども、餘の六支は是れ覺支にして覺には非ず。[161]三摩地は是れ靜慮にして亦靜慮支なるも、所餘の支は是れ靜慮支にして、靜慮に非ざるが如し」と。

論主の破

[162]是の如き所說は正理に應ぜず、正見等は卽ち正見等の支なるべからず。若し前生の正見等を後生の正見等の支と爲すと謂はば、卽ち初刹那の聖道等は具さに八支等有らざるべし。

第三項　近住戒を受くる者の資格

近住戒を受くる資格

唯、近事のみ近住を受くることを得と爲んや、[或は]餘も亦近住を受くること有りと爲んや。

頌に曰はく、

(30a)[163]近住は、餘にも、亦、有り。　三歸を受けざれば無し。

論じて曰はく、諸有の未だ近事律儀を受けざるものにして、

【一五七】總じて云云。八支全體を總括して齋といひ、之を別別に說いて支と名くとなり。

【一五八】車の衆分云云。車の諸部分を車の衆分といふも、衆分を離れて別に車體なし。象馬車步を四支軍といひ、五種を合して作れる散藥を五支散といふも同樣なり。

【一五九】正見云云。八聖道につきて例示するなり。道の體は慧なるに、正見は慧を體となすが故に道なり。他の正語等は慧を體とするにあらざるが故に、道支なれども道にあらず。(婆沙卷九六、毘曇部十一、三一二頁參照)。

【一六〇】擇法覺は七覺支につき例示。擇法覺は慧を體とするが故に是れ覺なり。七の中なるが故に又覺支なり。然し、餘の六は支の一として覺支なるも、慧とせざるに由りて覺には非ず。(婆沙同上參照)

【一六一】三摩地云云。靜慮五支の例。三摩地は靜慮を體とするが故に靜慮にして、五中の一の故に亦靜慮支なり。餘の四は(尋伺等)五中の一の故に支なり。されど其の體の靜慮に非ざるが故に靜慮には非ず。(婆沙卷八〇、毘曇部十、三七五頁參照)

【一六二】是の如く說く所云云。經部の駁意は、八正道中の正見(等は擇法覺等を等取す)が、卽ち正見の支となることとなし。自體が自體の支助たるべき筈なきが故なり。若し又、前刹那の正見等が次刹那等の正見等の支助たりと云はば、然らば、苦法智忍の初刹那には正見はなきこととなりて、八支は一を缺きて七支とならざる可からず。その最初の刹那以前には正見を支助すべき他の支なかりしが故に、その支助を受けて支たるべき正見の有るべき理無ければなり云云の意。

【一六三】(30a)[upavāso 'nyeṣv api, na] śaraṇagamanair vinā.

舊譯―餘人有ニ布薩一、若無ニ三歸一無。

一晝夜の中に三寶に歸依し、[一六四]三歸を說き已りて近住戒を受くれば、彼れも亦近住律儀を受得す、此れに異るときは則ち無し。
[一六五]不知の者を除く。

[一六六]第十六節　近事と近事律儀

第一項　三歸依と近事

三歸と近事

[一六七]契經に說くが如し。「佛、大名に告ぐ、諸の在家の白衣の男子にして男根を成就するもの有り。佛法僧に歸して殷淨の心を起し誠諦の語を發して、自ら我れは是れ鄔波索迦なり。願はくは、尊よ、憶持して慈悲護念したまへと稱ふ。是れに齊りて名けて鄔波索迦と曰ふ」と。

健駄羅の師の一說

[一六八]但だ、三歸を受くるのみにして卽ち近事と成ると爲んや。
[一六九]外國の諸師は說く、「唯、此れのみにて卽ち成ず」と。

迦濕彌羅國師の說

[一七〇]迦濕彌羅國の諸論師は言ふ、「近事律儀を離れては則ち近事に非ず」と。

難

若し爾らば、此の經と相違すべし。

迦國師の答

[一七一]此れは相違せず。已に戒を發せるが故なり。

第二項　近事發戒の時

近事發戒の時問

何れの時に戒を發するや。
頌に曰はく、

上の如き近住戒は必ずしも、近事卽ち優婆塞優婆夷に局りて受くる者に非ず。未だ近事律儀を受けざるものも、初めに三歸依を受けて、次に近住戒を受くるときは、其の結果卽ち近住律儀を得す。但し、その初め、三歸戒を受けざれば無効とすと。

【一六四】三歸を說き云云。師に對して歸依佛・歸依法・歸依僧と至心に三唱するは、佛弟子たる第一條件なり。

【一六五】不知の者云云。但し其の順序を知らずして、若しくは師たるものが失念して、三歸を經ずして、近住戒を受くることとある際は、矢張り、之を得すとあり。故意にしたることにあらざれば、至心の求道は無効にならざるなり。

【一六六】婆沙卷一二四(毘曇部十三、一七六頁以下)、舊譯卷一一、二三二頁下、正理卷三七、光記卷一四、二二五頁上以下參照。

【一六七】契經云云。雜阿含卷三十三、第九二七經(大正二、二三六頁中)の卽ち大名經と稱せらるる經なり。大名とは、釋氏の摩訶男(Mahānāman)の譯名。こは三歸によりて優婆塞(近事)になることを證せんが爲めに引用したるものとす。

【一六八】但だ三歸を云云。右引用の經に基いての質問なり。

【一六九】外國の諸師とは、光記によれば迦濕彌羅以外の外國にして乾駄羅の有部を指すとするも、必ずしもこは決定ならず。寧ろ有部師と見るべし。此派にては三歸を唱ふる刹那に佛弟子となるといふなり。

【一七〇】迦濕彌羅國の諸論師は五戒を持することを條件と見る。

【一七一】此れは相違せず等。前引用の大名に對する說法中に、三歸によりて優婆塞となるといひしは、三歸と同時に五戒を發することを含めて言へるなりと。

有部答ふ

(30b) 近事なりと稱ふれば[172]戒を發す。説くこと苾芻等の如し。

論じて曰はく、殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら我れは是れ鄔波索迦なり。願はくは、尊よ、憶持して慈悲護念したまへと稱ふれば、爾の時即ち近事律儀を發す。近事等の言を稱ふる時、便ち律儀を發するが故なり。[173]經に復た、「我れ今より乃至命終まで、捨生せん」との言を説くを以つての故なり。此の經の意は、殺生等を捨することを説くに、殺等を略し去りて但だ捨生とのみ説けり。[174]故に、前時に於いて已に五戒を得せるなり。彼れ已に近事律儀を得すと雖も、所應の學處を了知せしめんが爲めの故に、復た後に離殺生等の五種の戒相を説きて、堅持を識らしむるなり。〔こは〕苾芻の具足戒を得し已りて、重ねて[175]學處を説き、堅持を識らしむるが如し。勤策も亦然り。此の〔近事〕も亦爾るべし。是の故に近事は必らず律儀を具するなり。

經文會す

頌に曰はく、

(31a) 若し[176]皆律儀を具すとせば、何ぞ一分等と言ふや。

謂はく、能持に約して説く。

經部難ず

論じて曰はく、[177]若し諸の近事は皆律儀を具すといはば、何に緣りてか世尊は言ふや。「四種有り。一は能く一分を[178]學し、二は能く少分を學し、三は能く多分を學し、四は能く滿分を學

【一七二】(30b)〔upagamyopāsakatāṃ damaḥ, uktis tu bhikṣuvat.
舊譯―由レ稱二優婆塞一、　說如二比丘護一。
我は優婆塞なりと宣言する時、已に自ら近事戒たる五戒を發得するなり。之れ恰も、比丘戒は具足戒を受くる初めに、白四羯磨（一白三羯磨とも云ふ）の儀式終れば、未だ種種の戒を學ばざるも比丘戒を成就するが如し。

【一七三】經云云。中阿含卷第三、[illegible]破經（大正一、四三五、中）、の終りに、「世尊、我今三自歸二佛法及比丘衆一、唯願世尊、受レ我爲二優婆塞一從二今日一始終身自歸命盡云云」とあり。參照すべし。

【一七四】故に前時に於いて等。大名經に命終まで捨生せんと言へるに徵して、三歸と同時に、已に殺生を離るる等の五戒を發得し居るが爲めなりと解せざるべからず。是れ猶ほ苾芻の具足戒を受る場合と同じとなり。

【一七五】學處（śikṣāpada）とは戒の項目のこと。

【一七六】(31a)〔sarve cet saṃvṛtā
ekadeśakāryādayaḥ katham.
te kila rakṣakākhyātāḥ〕
舊譯―一切若有レ護、　一處等云何。
能持故說爾。
前二句は經部の有部の説に對する破にして、後の一句は有部の答なり。その意は謂はく、若し有部にして、上來説く所の如く、初に五戒を受けたるものをのみ近事と説き凡べて近事は已に律儀を具すといふことならば、佛は正法念經等に於いて、何故に、四種の鄔波索迦有り。一には一分を學すと等といふや。之れは五戒中の一戒を持す等の謂にして、從つて近事に四種有りと説く所以のものに非ずや云云と。之れに對して有部

す」と。

有部の答 謂はく、能持に約するが故に是の說を作すなり。能く先に受くる所を持するが故に、能く學すとの言を說く。爾らずんば、應に一分等を受く等と言ふべし。[一七九]理として實に受くることに約せば、等しく律儀を具するなり、律儀を具するを以ての故に、近事と名く。

經部難 是の如き所執は契經に違越す。

有部徴問 如何ぞ經に違するや。

經部出過 謂はく、[一八〇]經には、「自ら我は是れ近事なり等」の言を稱ふるとき、便ち五戒を發すと說くこと無く、〔又〕、此の經に、「我れ今より乃至命終まで捨生す」との言を說かざるが故なり。

有部徴す 經には、如何んが說ける。

經部の答 大名經の如し。唯、此の經の中には近事の相を說くのみ。[一八一]餘の經は爾らざるが故に、經に違越す。然るに〔亦〕[一八二]餘の經に說く、「我れ今より乃至命終まで捨生歸淨せん」と。〔卽ち〕是れ三寶に歸して、誠信の言を發するものなり。此の中、[一八三]已に諦を見し者が證淨を得するに由り、命を擧げて自ら要らず正法に於いて深く愛重を懷ふことを表し、乃至、自らの生命を救ふ緣の爲めにも終に如來の正法を捨てさることを顯示するものにして、彼れは近事の相を說かんと欲する爲めの故に、是の如き捨

六〇七

は、經にかく一分等といふは、戒を受くることに約せるものに非ずして、受けたる戒を能く現在に持する量に約して言へるものに外ならず。故に今の引文は五戒を受くるが故に近事と名くることを破するに足らずと釋答す。

【一七七】若し諸の云云。若し近事が皆五戒を具するならば、大名經に何が故に「近事に四種あり」に(一)に一分(五戒中の一戒)を持つもの、(二)に少分(二戒)を持するもの等といふやとの難。

【一七八】學すとは、舊譯に持すといひ、分を舊譯には處と云ふ。此の經の文は正法念經四十四(大正一七、二六三頁中)に云く、「彼優婆塞略有二四種一、何等四種、一、一分行、二、少分行、三、數數行、四、一切行」と。增一阿含二十(大正二、六四九頁下)云く、「失淸信士之法、限戒、有レ五、其中能持二一戒二戒三戒四戒乃至五戒一、皆當レ持レ之、當下再三間二能持者一使ち持レ之」とあり。

【一七九】理として云云。持する事に於いてこそ四種の差別有り、若し初め戒を受くるときに約せば、凡て皆五戒を受けて、近事と名けらるるものにして、此の上に差別無し。

【一八〇】經とは前揭の大名經なり。次の此の經といふも亦爾り。

【一八一】餘の經は爾らずとは前に引ける「我に今より乃至命終まで捨生せん」と言へる釈破經等の文を指す。

【一八二】餘の經云云。雜阿含一、第三十經(大正二、六頁、中下)に曰く、「長者子輸屢那(梵 Sroṇa. 巴利 Soṇa)遠塵離垢、得二法眼淨一、時長者子輸屢那見法得法、不レ由二於他一、於二正法中一得二無所畏一、從レ坐起、偏袒二右肩一、胡跪合掌白二舍利弗一言、我今已度、我從二今日一、歸二依佛一、歸二依法一、歸二依僧一、爲二優婆塞一、我從二今日一已盡二壽命一、清淨歸二依三寶一」を指す。

生等の言を說くには非ず。設ひ說くとするとも亦分明の理教に非ず。誰か能く此の[一八四]不明了の文に准じて便ち前時に已に五戒を發すといふことを信ぜんや。

經部、有部の釋經を難ず

又、[一八五]戒を持犯するに約して一分を學す等と說くといはば、尙、〔佛に〕問ふべからず。況んや、〔佛〕、應に爲めに答ふべけんや。

[一八六]誰れか、已に近事律儀は必らず五支を具すと辨するも、而も所學處に於いて一を持して餘に非ず乃至具さに持するを、一分〔乃至滿分を持す〕等と名くることを辨すること能はざるもの有らんや。

世親自ら經を釋す

[一八七]彼が未だ近事律儀の受量の少多を辨せざるに由るが故に、應に請問すべし。「凡そ幾種の鄔波索迦有りて能く學處を學するや」と。〔佛〕答へて言はく、「四の鄔波索迦有り。謂はく、能く一分を學する等なり」と。〔而も〕猶未だ了する能はずして、復た問ふ。「何をか能く一分を學すと名くるや」と。乃至廣く說くものなり。

有部難ず

[一八八]若し律儀を闕くとも近事と名くることを得とせば、苾芻・勤策〔の律儀〕を闕くとも、亦、〔苾芻又は勤策たることを〕成ずべし。〔而も〕彼れにして既に成ぜずんば、此れも亦、爾るべけん。

經部反責

[一八九]何に緣りて、近事乃至苾芻の所受の律儀の支の量は、定んで爾りや。

此の中の捨生を有部は殺生を捨する義、從つて離殺生戒の意味にとりたれど、經部にては身を捨つるものといふ義にとるなり。

【一八三】已に諦を見し者云云。無漏智を起して四諦の理を見たる聖者が（一）に佛寶を信じ（二）に法寶を信じ（三）に僧寶を信じ（四）に聖戒を嚴守して證淨するを證淨を得すと言ふ。（以上四證淨は本論卷二十五、參照）且つ我が生命を投出して、正法を愛重することを誓ふ文なり。

【一八四】「生を離る」（prāṇāpetaṃ）は「生を離れたる」（prāṇebhyopetam）か「殺生等を離れたる」（prāṇāti-pātādibhyopetam）と解すべきか明了ならずとなり。

【一八五】戒を持犯する云云。以下前に經部より破の爲めに引用せる大名經四種の近事の文に對する有部の釋通を破す。若し五戒は具するも、持するや否やにて、持行に五種ありと言ひしものとせば、已に五戒の義理を能く了知するものにして、佛に問ふを要せざるべく、又佛も悉く答ふるに當らざる所なり。こは、本經が增一阿含の文の如く、諸問に佛が答へしものとの立場なり、かく言へるものならん。

【一八六】誰れか已に云云。近事は具に五戒を揃へて受くべきことを知りながら其の受けたる五戒を唯一つ持つもの有り、それを一分を持すと名け、又五を凡べて持するもの有り、之を滿分と名くることを知らざるもの有らんや。

【一八七】彼の未だ云云。受戒者が近事戒といふは、抑も何程の戒を受くるものか、受量の多少を知らざるが故に佛に問ひ、佛も答へたるなり、云云の意。

【一八八】若し律儀云云。若し五戒の中に缺く所有るも、近事戒と名け得べくんば、苾芻戒其の他も亦缺く所有

有部の答

佛の敎力に由りて施設するが故に然り。

經部例釋

若し爾らば、何に緣りて佛の敎力に由りて、律儀を闕くと雖も近事と名くるも、苾芻等は非らずと施設することを許さざるや。

本宗に歸す

迦濕彌羅國の毘婆沙師は、律儀を闕きて近事を成ずることを得と許さざるなり。

第三項　特に、律儀の上・中・下三品の差別的基礎

三品差別の基礎

此の近事等の一切の律儀は、何に由りて下・中・上の品を成ずることを得るや。

頌に曰はく、

(81b) 一九〇 下・中・上は心に隨ふ。

各機の心に依る

論じて曰はく、八衆の所受の別解脫律儀は、皆受心に隨ひて下・中・上品有り。是の如き理に由りて、諸の阿羅漢も或は下品の律儀を成就すること有り。然るに諸の異生にても或は上品を成ずることも有るなり。

一九一 第四項　特に三歸依の體用

近事律儀と三歸戒

一九二 但だ近事律儀をのみ受け、三歸を受けずして近事を成ずること有りと爲んや不や。

近事を成ぜず。〔但し〕、知らざること有るものを除く。

るも、苾芻戒等と名けて差支無きこととなるべし。

【一八九】何に緣りて云云。比丘以下優婆塞に到る佛弟子が、それぞれ守るべき一定の戒法のあるは、一體何によりて然るやとの問なり。

【一九〇】(31b)〔mṛdvādayo mano yathā〕舊譯—下中上如意。

同じく近事戒乃至苾芻戒と雖も、各々上中下の三品等の差別有り。而して、そは之れを受くる人の態度、從つてその心の奈何によりて決するものなり。故に凡夫と雖も受戒の態度即ち心にして上品ならば、その結果たる戒も亦上品なるべきに反し、その心にして下品ならば、阿羅漢所受の戒と雖ども亦下品なり。

【一九一】婆沙卷三四（毘曇部八、二三三頁以下）、舊譯卷一一、二三三頁中以下、正理卷三八、光記卷一四、二三六頁下以下參照。

【一九二】但だ近事律儀云云。三歸戒を受けずに、直ちに近事戒を受くるとき、近事の戒體を成ずるや否やとの問。

三歸の體 諸有の佛・法・僧に歸依する者は、何等に歸すと爲んや。

頌に曰はく、[一九三]

(32)佛と僧とを成ずる、無學と二種との法と、

及び、涅槃擇滅とに歸依する、是れを三歸を具すと說く。

歸依佛 論じて曰はく、佛に歸依すとは、謂はく、但だ能く佛を成ずる無學法に歸依するなり。彼〔の法〕の勝れたるに由るが故に、〔依〕身に佛なりとの名を得、或は彼の法を得るに由りて、佛は能く一切を覺するなり。

無學法 何等を名けて佛の無學法と爲すやといふに、謂はく[一九四]盡智等と及び彼の隨行となり。色等の身には非ず。前と後と等しきが故なり。

歸依佛の通局 [一九五]一佛に歸すと爲んや、一切佛〔に歸す〕とせんや。[一九六]理としては、實に一切佛に歸すと言ふべし。諸佛の道の相は異ること無きを以ての故なり。

歸依僧 歸依僧とは、謂はく、通じて諸の能く僧を成ずる學・無學の法に歸依するなり。[一九七]彼を得るに由るが故に僧は八種の補特伽羅を成ず、〔理として和合僧は〕破すべからかざるが故なり。

歸依僧の通局 一の佛・僧に歸すと爲んや。一切の佛・僧〔に歸す〕とせんや。理として實に通じて一切の佛・僧に歸す。諸僧の道は相異なること無きを以ての故なり。然るに、[一九八]契經に、「當來に僧有り、

【一九三】(32) buddha(saṃgha)karān dharmān aśaikṣān ubhayāṃś ca saḥ
nirvāṇaṃ caiti śaraṇaṃ
yo yāti śaraṇatrayam

舊譯—能成二佛僧法一、無學及二種、
歸依及涅槃、歸二依佛法僧一。

之れ即ち歸依三法の理論的解釋にして、有部に從へば三寶の本體は要するに三寶を三寶たらしむる所以の法にあり。即ち佛を成ずる最勝の無學法と、僧(學無學)を成ずる所以の學・無學法と、勝義法を成立する所以の涅槃となり。從つてこの三に歸依するは軈て三歸の極意なりといふにあり。

【一九四】盡智等云云。佛をして佛たらしむる所以の法は、その有する盡智・無生智又は之に伴ふ所の無漏の五蘊なり。肉身等の所謂前十五界は必要條件にあらず。何んとなれば成道前と成道後と異ることなければなり。

【一九五】一佛云云。歸依佛といふ時、ただ一佛のみに歸依する意となるや、將た三世の一切佛に歸依する意となるかとなり。

【一九六】理として實に云云。たとひ、一佛を目標として歸依するも、其意味を、道理上より推しつむれば一切佛に歸することとなる。何となれば佛佛平等にして、佛をして佛たらしむる道は凡て同一なればなり。

【一九七】彼を得るに云云。學・無學の法を成就するによりて、四向四果八種の佛弟子を成ず。而もそは聖道と合致して人に由るも天に由るも分破し得べからざるが故に、之を僧伽(saṃgha)即ち和合と名くるなり。

【一九八】契經とは佛說太子瑞應本起經下(大正三、四七九、中)の文なり。佛成道の初、提謂波利(Trapusa-bhallika)等五百の商人に三歸戒を授けたるに、當時は未だ僧伽無く佛法の二のみ有り。故に歸依僧を說く

汝が應に歸すべき者なり」と說くは、彼の經は但だ當來に現見の僧寶を顯示せんと爲せるのみなり。

歸依法

歸依法とは、謂はく、涅槃[一九九]に歸するなり。此の涅槃の言は唯、擇滅のみを顯はす。[二〇〇]自他相續の煩惱と及び苦との寂滅なる一相なり。故に通じて歸依す。

難

若し唯無學の法のみ卽ち是れ佛ならば、如何にして佛所に於いて惡心もて血を出さしむるとき、但だ生身を損ずるのみなるに、無間の罪を成ずるや。

毘婆沙の說

毘婆沙者は是の釋を作して言く、「彼の〔無學法の〕所依を壞するとき、彼〔の法〕も隨つて壞するが故なり」と。

論主の評量

然れども、[二〇一]本論を尋ぬるに、唯無學の法をのみ、卽ち名けて佛と爲すと言ふこと有るを見ず。但だ無學法は能く佛を成ずと言ふのみ。[二〇二]既に佛の體をも遮せざれば亦依身をも攝するなり。故に、此の中に於いては、[二〇三]前難を容さず。[二〇四]若し此れに異らば、佛と僧とが世俗心に住するとき、僧にも非ず佛にも非ざるべし。

論主の和會

又、唯、苾芻を成ずる戒のみが、卽ち是れ苾芻なりと執すべけん。[二〇五]然るに、苾芻を供養せんと欲すること有る者、彼れは唯、苾芻を成ずる尸羅をのみ供養すべきが如く、是の如く、佛に歸依せんと欲すること有るものも、亦、但だ佛を成ずる無學法にのみ歸すべきなり。

に當來有僧等と云へり。之れに現實に顯はるべき僧寶卽ち憍陳如等を指すものなり。此時已に當來僧を成ずる學・無學の法無きには非ざりしなり。

【一九九】涅槃（梵 nirvāṇa）。佛敎の最高至極の理想境界なり。

【二〇〇】自他相續の云云。我身の煩惱と苦果と、他の身の煩惱と苦果とが、寂靜滅盡して唯一相となる、その境地が卽ち涅槃なり。

【二〇一】本論とは、阿毘達磨論、卽ち根本六足等。

【二〇二】既に佛の體を云云。經に特に、佛の依身を佛の體に攝せずと說くもの無し。故に生身をも亦佛と名くるに差支無しとの謂。

【二〇三】前難を容さずとは、佛の生身を破りて無間罪を構成するは何故なりやとの難なり。卽ち佛の生身も直ちに佛の要素なるが故に、之を壞するは直ちに佛を壞することになるなり。

【二〇四】若し此れに異らば云云。佛の生身をも佛體に攝せざれば、例へば佛も僧も有漏心を起し居る時は、佛にもあらず僧にもあらずと言はざるべからざらんとなり。

【二〇五】上の難の如く、僧又は佛に歸依するは單に其等が有する法のみに非ずして、其此を有する依身にも歸依すべき等なるに、本論に佛に歸依すとは佛を成ずる無學法に歸依するなりと說けるは、例せば僧に歸依せんとせば、隨って僧を成ずる法に歸依すべし、但し戒のみを僧と云ふに非ず。かくの如く佛に歸依せんとせば佛を成ずる無學法に歸依すべきなり。但し無學法のみを佛と云ふに非ず。此の意味に於て論に佛に歸依するとは、佛を成ずる無學法に歸依するなりと云ふも失あること無しとなり。

異說

二〇六 有餘師は說く、「歸依佛とは總じて 二〇七 如來の十八不共法に歸依することなり」と。

能歸依の體

此の能歸依は、何の法を體と爲すや。

語表を體と爲す。

歸依の意義

是の如き歸依は何を以て義と爲すや。

救濟を義と爲す。彼〔の三寶〕を依と爲すに由りて、能く永く一切の苦を解脫するが故なり。世尊の言ふが如し。

二〇八 衆人は怖に逼られて、　多く諸山・園林、
及び叢林・孤樹、二〇九 制多等に歸依するも、
此の歸依は勝に非ず、　此の歸依は尊に非ず。
此の歸依に因りて能く、　衆苦を解脫するにあらず。
諸の佛に歸依し、　及び法と僧とに歸依すること有らば、
二一〇 四聖諦の中に於いて、　恆に慧を以て觀察して、
苦を知り苦の集を知り、　永く衆苦を越ゆることを知り、
八支の聖道を知りて、　安隱の涅槃に趣く。
此の歸依ぞ最勝にて、　此の歸依ぞ最尊なれ。
必らず此の歸依に因りて、　能く衆苦を解脫す。

と。是の故に、歸依は普く一切〔八衆所〕受の律儀處に於いて、方便門となるなり。

第五項　特に近事律儀と欲邪行

【二〇六】有餘師云云。光記には「此師の意は佛身中の有爲無漏の功德と及び佛身中の有漏の功德とを佛寶體となすものにして佛の生身を取らざるなり」と言へり。

【二〇七】如來の十八不共法は此の論二七初、參照。

【二〇八】頌は毘奈耶雜事二十六（大正二四、三三三頁上）に出づ。

舊譯
多人求ニ歸依一、　諸山、及密林、
園苑、樹、支提、　怖畏所ニ逼惱一、
此歸依非レ勝、　此歸依非レ上、
若至ニ此歸依一、　不レ解ニ脫衆苦一、
若人歸ニ依佛一、　歸ニ依法及僧一、
四種聖諦義、　依レ慧恆觀ニ察、
苦及苦生集、　一向過ニ離苦一、
具ニ八分聖道一、　趣ニ向苦寂靜一、
此歸依最勝、　此歸依爲レ上、
若至ニ此歸依一、　則解ニ脫衆苦一。

【二〇九】制多（caitya）とは祠の如き靈ありと認められたる建物をいふ。

【二一〇】四聖諦とは、苦（duḥkha）集（苦集）（duḥkha-samudaya）滅（苦滅）（duḥkhanirodha）道（苦滅道跡）（duḥkhanirodha gāmini pratipat）の四を言ふ。

近事律儀と邪婬

何に緣りて世尊は餘の律儀處に於いては[三一]非梵行を離るることを立てて其の所學と爲し、唯、近事の一律儀の中に於いては但だ制して其をして[三二]欲邪行を離れしめんとするのみなりや。

頌

頌に曰はく、

(33a[三三]) 邪行は最も訶すべし。離れ易し。不作を得す。

訶責

論じて曰はく、唯、欲邪行のみは世の極めて訶責するものなり。能く他の妻等を侵毀するを以ての故に、惡趣を感ずるが故なり。非梵行は非らず。

易離

又、欲邪行は遠離し易きが故なり。諸の在家者は欲に耽著するが故に、非梵行を離することは受持すべきこと難くして、[三四]彼れは長時修學すること能はざることを觀ずるが故に、〔佛は〕彼の離非梵行を制せざるなり。

得不作

又、諸の聖者は欲邪行の一切に於いて、定んで[三五]不作律儀を得す。[三六]經生の聖者も亦行ぜざるが故なり。非梵行を離るることは則ち是の如くならず。故に、近事所受の律儀に於いては但だ爲めに離欲邪行をのみ制立す。經生の聖者は近事律儀を[三七]犯すこと勿れ。

不作律儀

不作律儀とは、謂はく、定んで、作さざるなり。

離邪欲行戒と未來の妻妾

諸の先に近事律儀を受けて後に妻妾を取るもの有らんに、[三八]彼の妻妾に於いて先に戒を受くる時律儀を得するや不や。

【三一】非梵行、舊譯、婬欲とは、正邪を簡ばず、總じて婬を行ふこと。

【三二】欲邪行は舊譯に邪婬とあり、こは自己の妻妾以外に不義をすることなり。

【三三】(33a) [mithyācāro 'tiavadya-sukhālaṃgalābhataḥ].

舊譯―邪婬最可訶、易ㇾ離得二不作一。

特に、近事戒に離欲邪行戒を制する所以は(一)欲邪行は有學・無學の最も訶責する所なるに、而も(二)欲邪行は離れ易し。(三)聖者は一切不作律儀を得して行ぜず、而るに非梵行は正當なる限り行ずるあり。亦、こは(一)必らずしも惡趣を感ぜず。(二)それだけ又、遠離し難きもの有り。(三)諸の聖者も、亦、必らずしも凡て遠離せるに非ず。故に近事の戒中に之れをこの梵行戒制立せば、自然に近事が之れを犯すことに歸するが故に、近事の五戒中には、唯、欲邪行をのみ立てて非梵行を制立せずとなり。

【三四】彼れとは在家者をいふ。

【三五】不作律儀とは、必定して欲邪行等の犯戒を作さざることをいひ、別に體あるに非ず。

【三六】經生の聖者とは現一生にて入涅槃すること難く生生世世の善功を積集して入涅槃せんとする聖者のこと。初二果の聖者なり。文意欲邪行は不還・阿羅漢は勿論、經生の聖者も亦行ぜざるが故に一切定んで不作律儀を得するも、非梵行は然らず。欲界經生の聖者の如きは非梵行を行ずるもの有り。故に近事の受くる律儀に於いては、唯、欲邪行をのみ制立す。若し非梵行を立つるときは、上の如くにして經生の聖者すら、五戒を犯すことになるが爲めなりとなり。

理實には得すべし。[二九] 但だ一分に於いてのみは、別解脱律儀を得すること勿れ。

若し爾らば、云何にして後に戒を犯すに非ざるや。

[三〇] 頌に曰はく、

(33b) 律儀を得するは誓の如し。　總じて相續に於いてするに非ず。

受誓と律儀

論じて曰はく、本の受誓の如く律儀を得す。

本の受誓とは云何。

謂はく、欲邪行を離るるは、一切の有情の相續に於いて我れ皆當に非梵行を離るべしと言ふには非ず。此れに由りて普く有情の相續に於いて唯離欲邪行戒を得するなり。離非梵行律儀には非ず。故に後に妻妾を娶るとき、前の戒を毀犯するに非ざるなり。

第六項　特に近時律儀と虛誑語・離間語等

離虛誑語

[三一] 何に緣りて但だ虛誑語を離るることを制するも、離間語等を近事律儀と爲すことと非ざるや。

亦、前に說きたる三種の因に由るが故なり。謂はく、虛誑語は最も訶すべきが故に、諸の在家の者も遠離し易きが故に、一切の聖者の不作を得するが故なり。

復た別の因有り。

【二七】犯すこと勿れ。かかる場合の勿れは、犯すことあるべからずといふ位の義。即ち經生の聖者をして近事律儀を犯さしむるが如き、制定のあるべき筈なしといふ義。

【二八】彼の云云。初めに一生涯邪婬を犯さずと誓ひしとき、未だ娶らざる妻妾をも、その中に含めたりや否やとの問なり。

【二九】但だ一分に於いて等。未だ娶らぬ妻妾を含まぬとすれば、邪欲行を行ぜぬといふ誓約も、要するにただ一部分のみに適用せらるるに過ぎずといふことになる。かかる制定のあるべき筈なしと。

【三〇】(33b) [saṃvaro yathopagato labhyate, na tu tāna'aḥ]

舊譯—如二受意一得レ護。非下於二相續一得上。

近事律儀を受くることは師に隨つて、誓を立つる際の其誓に準據す。然るにその誓に於いて、欲邪行を離すべしと誓ふは、一切の女人に對し、非梵行を離せんと誓ふものには非ずして、唯、不正當なる婬行を離せんと誓へるものに外ならず。故に五戒を受けて後時妻妾を娶るとも、寸毫も近事の所受の戒としての五戒を犯すには非ず。

【三一】何に依りて云云。近事五戒の中に唯虛誑語のみを制して、離間語等の三を制せざるやとの問意。

頌に曰はく、

(34a) 三三二 虚誑語を開すれば便ち　諸の學處を越ゆるを以てなり。

論じて曰はく、三三三「近事が」諸の學處を 三三四 越えて、檢問せらるる時、若し虚誑語を 三三五 開すれば、便ち我れ作さずと言はん。「若し爾らば」斯れに因りて戒を違越すること多し。故に、佛は彼「の戒」を堅持せしめんと欲するが爲めに、一切の律儀に於いて虚誑語を離るることを制せしなり、「爾らずんば」云何にしてか彼「の近事」をして若し戒を犯すときは便ち自ら發露して、能く後に犯すことを防がしめんや。

第七項　近事と遮罪

近事と遮罪

問　三三六 復た何の緣を以て遮罪を遠離するに於いて、近事律儀を建立せざるや。

徴　誰が此の中に遮罪を離れずと云ふや。

問　何の遮罪を離るるや。

答　謂はく、飲酒を離る。

難　**飲酒戒**　何に緣りて彼の諸の遮罪の中に於いて 三三七 餘を離るることを制せずして、唯、飲酒をのみ遮するや。

頌に曰はく、

(34b) 三三八 遮の中にて、唯酒を離るるは、　餘の律儀を護らんが爲めなり。

【三三二】(34a)〔sarvaśikṣā atikrānto mṛṣāvādi prasajyate= sarvaśikṣātikramaṇe mṛṣāvādaprasaṅgataḥ〕.
舊譯―通二起妄語一故、過二一切學處一。
虚誑語を近事の五戒の中に置くは、(一)最も訶責すべく。(二)在家の士も遠離し易きが故に。(三)一切學者は不作を得するが故に。(四)是れを許すときは、それを根本として、更に他の諸の戒を破犯することあるが故に、語の戒に四ある中、唯此の一をのみ近事五戒の中に置く。

【三三三】以下の大意は、若し戒を犯して戒師より罪を調べらるる時、若し虚誑語を制定せずんば、諸の比丘は犯戒を否定隱蔽して、爲めに戒を破ること益多からんが故に、佛は之れ等の戒を堅持せしむる上の必要上、特に虚誑語の一を立てて、後の犯戒を防がんとせるものなり。

【三三四】越えてとは、戒を破りての義。

【三三五】開すとは許すこと。

【三三六】復た何の緣云云。飲酒に關しては、解釋に二說有りて、一には、飲酒自身を以て罪惡とし(性罪)、二には飲酒そのものは、罪惡に非ざるも、失念等のことを起し、正念を失するが故に佛の遮制して罪と認めたる佛制定の罪惡なり(遮罪)と說くものなり。その中、今は性罪說を取るものより。議論は五戒の中に、何が故に遮罪遠離の規定を置かざるかと聞き、遮罪家より、飲酒は即ちそれに非ざるやと答ふるに始まる。

【三三七】餘とは塗飾香鬘等をいふ。

【三三八】(34b) pratikṣepaṇasāvady[ān madyāt] 以下西藏文 gzhan bsrun phyir ro.
舊譯―假制罪中唯離レ酒、爲レ護レ餘。

離飲酒制定の所以

論じて曰はく、諸の飲酒者は、心多く縱逸にして、諸の餘の律儀を守護すること能はず。故に、餘を護らしめんが爲めに飲酒を離れしむ。

遮罪と飲酒

寧ぞ飲酒は遮罪に攝すと知らんや。

此の中には、性罪の相無きに由るが故なり。[三九]諸の性罪は唯染心のみにて行ずるを以てなり。病を療ぜんと爲る時は諸の酒を飲むと雖も、醉亂を爲さずして能く染心無し。

飲酒性罪説との論諍難

豈に先に酒の能く醉亂するを知りて、故らに飲まんと欲するは卽ち是れ染心ならざらんや。

遮罪説よりの答

此れは染心に非ず。自ら量を知りて病を療せんが爲めの故に分限して飲むに由りて、醉亂せしめられず、故に染心に非ざるなり。

性罪説の證

諸の持律者は言ふ。『飲酒は是れ性罪なり。彼の尊者、[三〇]鄔波離の言へるが如し。我れ當に如何にして病者に供給すべきと。世尊告げて曰はく、唯性罪をのみ除きて餘は所應に隨ひて皆供給すべしと。然も疾に染せる釋種の酒を須うること有りしが世尊は彼れの酒を飲むことを[三一]開せざりしが故なり。又[三二]契經に說く。『諸有の苾芻にして、我れを稱して師と爲ること有らんものは、應に酒を飲むべからず。乃至極少なること一茅の端に沾する所の酒量の如きをも、亦飲むべからず』と。故に知る、飲酒

上の如く、遮罪としての罪惡は、その數、ただに離飲酒の一に限らずと雖も、唯、飲酒の一は、引いて餘の諸の罪惡にも影響すること大にして、それ等を誘導するものなるが故に、その他の罪惡の緣となる意義を認めて、多くの遮罪の中に特に、此の一を近事五戒の中に制立せるものなり。

【三九】諸の性罪云云。舊譯に性罪說明の文として曰はく、「性罪相者、若起ニ染汚心一、方犯ニ此罪一、是名ニ性罪一。」と順正理論三十八に曰はく、「性罪遮罪、其相云何、未レ制レ戒時諸離欲者、決定不レ起、是性罪相。若彼猶行、是名ニ遮罪一。又若唯託ニ染汚心一行、是性罪相。若有ニ亦託ニ不染心一行上、名ニ遮罪一」と（大正二九、五六〇頁中）。

【三〇】鄔波離（Upali）。舊譯、優波離。根本薩婆多部律攝卷八（大正二四、五六九頁中）に「若看病苾芻供給病者除性罪已餘所應作…」とあるを參照せよ。

【三一】開せずとは許さずといふ意。世尊が飲酒することを佛弟子に許さざりし證として從來、提示されたる經は、雜阿含卷三十三、第九三六經（大正二、二三九頁下—）の生前酒飲なりし百手釋氏が死後須陀洹果を得せりとの佛陀の記說に對する其他釋氏の疑文に對して、佛の答へし文なり。此によりて要意を示せば「飲酒戒を眥て犯せる百手釋氏なるものあり、彼が命終せし時、世尊は彼を記莂して、彼は須陀洹果を得し惡趣に墮せず…」と言へりとの風說あり。餘地の人々此をきき、其の眞僞をあやしみ摩訶男比丘をして、佛陀に問はしめしに、佛陀は種々敎說の後に、「百手釋氏は、臨命終時には、淨戒を受持して飲酒を捨離し、然る後に命終せしが故に、我は彼が須陀洹果を得たり云云と記莂せしものにして、淨戒を持せざりしものにかゝる記莂を與へしに非ず…」とあり。詳細は經につきて見るべし。

は是れ性罪の攝なるを。又、[三三三]諸の聖者は多生を易ふと雖も、亦、犯さざるが故に。殺生等の如し。又、經に、「是れ身惡行なり」と說くが故なり』と。

對法諸師の通釋

對法の諸師は曰はく、『〔酒は〕性罪に非ず。然れば、病者の爲めに總じて遮戒を開す。復た異時に於いて飲酒を遮せるは、此れに因りて性罪を犯すことを防がんが爲めの故のみ。又、醉亂せしむる量に定限無し。故に、乃至茅の端に沾す所の量も飲むことを遮したるなり。又、一切の聖者の皆飮まざるは、諸の聖者は慚羞を具するを以ての故なり、酒を飲めば能く正念を失せしむるが故に、乃至少分も亦飲まざるは、毒藥の如く量に定まり無きが如くなるを以ての故なり。又、經に、「是れは身惡行なり」と說くは、酒は是れ一切放逸〔の所依〕の處なるが故に、是れに由りて、獨り放逸處の名を立てゝ、餘には此の名を立てず。〔餘は〕[三三四]皆是れ性罪なるが故なり。然るに「數習して惡趣に墮つ」と說くは、數數酒を飲みて、能く身中の諸の不善法を相續して轉ぜしむることを顯さんとするものなるが故なり。又能く惡趣を引くべき業を發するが故に、或は能く彼をして轉た增盛せしむるが故なり』と。

契經に說くが如し。窣羅・迷麗耶・末陀は放逸の處なりと。何の義に依りて〔かく〕說けるや。

【三三二】又契經等。優婆塞五戒相經（大正二四、九四三頁）の飲酒戒の項中、特に、九四四頁上段を見よ。又十誦律卷十七（大正二三、一二〇頁中以下）に皆此禁を作せり。

【三三三】諸の聖者等。舊譯に「由ニ諸聖人慚ニ羞失念事一、因ニ此失一レ念、是故一滴亦不レ許レ飮」と言へり。

【三三四】皆是れ云云。酒以外の殺盜等の四を指す。

特に、放逸處としての窣羅・迷麗耶・末陀酒

食を醞して酒と成すを名けて[三三五]窣羅(surā)と爲す。餘の物醞して成ずる所を[三三六]迷麗耶酒(maireya)と名く。即ち前の二酒が未だ熟せず、〔或は〕已に壞して醉はしむること能はざるをば末陀(madya)とは名けず、若し醉はしむる時は末陀酒と名く。[三三七]無用の位を簡び、重ねて此の名を立てしなり。然も檳榔及び[三三八]稗子等も亦能く醉はしむるを以て、彼を簡ばんが爲めの故に須らく窣羅・迷麗耶酒と說くべし。是れは遮罪なりと雖も、而も放逸にして、廣く衆惡を造らしむ。殷重に遮斷せしめんが爲めの故に、放逸處(pramāda sthāna)の言を說く。酒は是れ放逸の所依の處なるが故なり。

【三三五】窣羅とは、米酒を言ふ。十誦律卷一七（大正二三、一二一頁中）には穀酒と言へり。
【三三六】迷麗耶酒は十誦律(前掲)によれば、木酒と言へり。
【三三七】無用の位云云。特に醉はしむるといへるは、スラー酒にてもマーイレーヤ酒にても、未だ醉力を有せざる期間あり、即ちこは無用の位なり。之を明にせんが爲めに、特に末陀と名けしなりと。
【三三八】稗子は舊譯に、俱陀婆穀(kodrava)とあり。

卷の第十五（分別業品第四の三）

本論第四編　業品第三

第十七節[一]　律儀・不律儀の得

第一項　別解脱・靜慮・無漏三律儀の得し方

問　此の別解脱と靜慮と無漏との三種の律儀は、[二]彼の一を得するに從りて、亦餘の二をも〔得〕するや不や。

答　頌らず。

三律儀の得し方

〔そは〕云何といふに頌に曰はく、

(35)[三]一切と二と現とに從ひて、欲界の律儀を得し、
根本と恒時とに從ひて、靜慮と無漏とを得す。

別解脱戒の得

論じて曰はく、欲界の律儀とは、謂はく、別解脱なり。[四]此れは、一切の根本業道に從り、及び加行と後起とに從りて得す。[五]「二に從りて得す」とは、二業に從ふを謂ふ。卽ち情と非情と、性罪と遮罪となり。[六]「現に從ひて得す」とは、現世の蘊・處・界に從ひて得するを謂ひ去來のに從ふには非ず。此の律儀は[七]有情と處とに轉ずるに、去來は是れ有情と處とに非ざるに由るが故なり。

【一】 婆沙卷一二〇（毘曇部十三、八一頁以下）には、別解脱行儀等の得に關する諸問題をとき、婆沙卷一一七（同上、一二頁以下）には、支と因と等に關して說あり。舊譯卷一一、二三四頁中以下、正理卷三九、光記卷一五初頭參照。

【二】 〔彼〕とは根本業道及び有情・非有情等を指す。「一を得」とは別解脱律義なり。「餘の二」とは靜慮と無漏との二律儀なり。

【三】 (35) 〔kāmāptaḥ〕 sarvobhayebhyo
〔vartamānebhya āpyate〕
maulebhyaḥ sarvakālebhyo
dhyānānāsrava-saṃvaram

舊譯―欲從₂一切二₁、　現得₂木叉護₁、
從₂根本恒時₁、　得₂定無流護₁。

前二句は別解脱の得し方を明し、後の二句は靜慮・無漏の二律儀の得し方を明にしたるもの。詳しくは長行を見よ。

【四】 此れは云云。「一切に從ふ」といふ句を明にしたるものなり。別解脱律儀を完全に發得する第一條件は、先づ惡業に對して、獨りその惡業の遂行（根本業道）を離るる許りにあらずして、その豫備行爲（加行）と亦惡業をなして欣び其跡始末をすること（後起）をも避くるにあり。換言せば別解脱律儀の對象は惡業の加行と業道と後起との三位にありといふを、頌に「一切に從ふ」といへるなり。

【五】 二に從ひて得す云云。更に之を惡業の對象と其性質に就いて言へば、惡業を加ふる對象に二類あり、生物と無生物となり。而してその惡業の性質としては、二類に涉りて各各性罪と遮罪とあり。便利上、之を圖表すれば次の如くになる。

生類（有情）を｛性罪（殺生の如き）
對象として　　｛遮罪（他の婦人と同室に眠るが如き）

靜慮・無漏二律儀の得

若し靜慮と無漏との律儀を得するは、應に知るべし[九]但だ根本業道のみに從ふことを。尙、彼の加行と後起とに從ひてすら、此の律儀を得せず、況んや遮罪に從はんや。

[九]「恒時に從ふ」とは、過去・現在・未來の蘊・處・界に從ひて得するを謂ふなり。

三律儀相互の得に關する四句分別

[一〇]此の差別に由りて應に四句を作るべし。有る蘊・處・界は、彼の〔蘊等〕に從ひて唯別解脫律儀のみを得するも、餘の二には非ざるものあり等なり。

[一一]第一句は、謂はく、現世の加行と後起と及び諸の遮罪とに從ひ。〔得する〕ものなり[一二]第二句は、謂はく、去・來の根本業道に從ふものなり。[一三]第三句は、謂はく、現世の根本業道に從ふものなり。[一四]第四句は、謂はく、去來の加行と後起とに從ふものなり。

論主の批評訂正

[一五]正しく善律儀を得する時に於ては、現世の惡業道等有る可きに非ず。是の故に、應に現の處に從ひて得すと言ふべし。[一六]理として、但だ未來をのみ防護すと說くべく、定んで過・現を防護すとは言ふべからず。

第二項　律儀の得の範圍と動機

律儀・不律儀の得の範圍と動機

[一七]諸有(もろびと)の律・不律儀を獲得するに、一切の有情と支と因とに從ひて異り有りや不や。

無生類（非情）を對象として〔性罪（他人の物を盜むが如き）遮罪（無斷にて他の畑に入るが如き）〕是等の罪を離るることによりて、別解脫律儀は發得するものにして、換言すれば是等の處に於て、別解脫律儀を得するは、その別解脫戒發得の仕方の第二條件なり。

【六】現に從ひて得す。第三に時間的に云へば別解脫は現實に關するものにして、過去・未來を對象とせず。別解脫律儀は、專ら現實の蘊處界に於て得すればなり。

【七】有情と處云云。有情とは有情自身のこと。處とは有情處の義にして、有情の所有するものをいふ。即ち別解脫律儀は、現實の有情やその所有に於て發得せらるるものといふがその第三條件なり。

【八】但だ根本業道云云。別解脫律儀が加行と後起とをも含むに反し、定・道の二律儀はただ業道の處に於てのみ得す。加行・後起はただ散心位のみにあるべきものなるに、この二律儀はただ定中に於てのみ發得せらるるによる。從つてその離るる罪もただ性罪のみにて遮罪に及ばず。定中にて遮罪を托することなければなり。

【九】恒時に從ふ。別解の現在に限るに反して定・道二律儀は三世に及ぶ。これこの二律儀は隨心轉なれば、心の三世を繫ずるに應じて、その心と倶なる戒も亦三世を防ぐの能あるによる。

【一〇】此の差別。右の如く別解と定倶戒道倶戒との間に差別あり。從つて業の種類や性質によりて、ただ別解のみに關するあり、定戒道戒のみに關するあり、兩者に跨るものもあるを以て四句分別の必要起るなり。

【一一】第一單句は、別解脫を得するも定・道二戒を得せざるもの現在の加行と後起と及び一切遮罪なり。こは現世なるを以て別解を得するも、加行等の故に定・道戒を得せざるなり。

此は定んで異り有り。

異る相は云何。

頌に曰はく、

(36) [一八]律は諸の有情に從ふ。　支と因とは不定なりと說く。

不律は一切の有情と、支とに從ふも、因には非ず。

律儀に就きて

論じて曰はく、律儀は定んで一切の有情に從ひて得すなり。[一九]少分の〔有情に從ひ得するの〕理無し。

支不定

支と因とは不定なりと說くうち、支は不定なりとは、有るは一切に從ひて得するあり、[二〇]謂はく、苾芻律儀なり。有るは[二一]四支にのみ從ひて得するあり、謂はく、所餘の律儀なり。[二二]唯根本業道をのみ律儀支と名くるが故なり。

因不定

[二三]因は不定なりとは、謂はく、或は有る義は一切の因に從ひ或は餘の義に約すれば唯一のみに從ひて〔得す〕と許す。一切に從ふとは、謂はく、無貪・瞋・癡に從ふなり。必らず俱起するが故に。唯、一にのみ從ふとは、謂はく、下・中・上の心に從ふなり。〔此の三心は〕俱起せざるが故に。此の〔論の〕中にては、且らく、後の三因に就きて說くなり。

因支に約しての律儀の得に關する分別

[二四]（一）或は一類の律儀に住する者にして一切の有情に於て律儀を得するも、一切支にあらず一切因にあらざるものあり。[二五]謂は、下心或は中〔心〕或は上〔心〕を以て、近事勤策の戒を受くる

【一二】 第二單句は、定道二戒を得するも別解脫と非ざるもの過去・未來の根本業道なり。こは根本に由るが故に定・道戒を得するも、こは去來なるが故に別解を得せず。

【一三】 第三〔俱〕句は、三戒が俱に得すもの――現在の根本業道なり。

【一四】 第四〔俱非〕句は、三戒が俱に得せざるもの過去・未來の加行及び後起なり。こは去來に由るが故に別解脫戒なく、加行・後起の故に定・道戒なければなり。

【一五】 正しく云云。右の四句分別に對する論主の批訂正なり。謂ふ心は、右の四句中、第一句は「現世の加行・後起及び諸の遮罪に從ふ」とあり、第三句は、「現世の根本業道に從ふ」とあれど、一體、正しく善戒を受くる時に、現世の惡業道等あるべき筈なし。從つて現の業道とか加行とか後起とか、行爲に就て律儀の發得を說くは妥當ならず。宜しく兩句の末に各各處といふ字を附して、例へば現の業道處と訂正すべきなり。何んとなれば善戒を受くる時、惡行爲なきも、惡行爲を起すべき處あるを以て、善戒の功能は、その處があるにも關らず惡業を起さざる所に存すればなり。

【一六】 理として云云。又、發戒に就いて三世を論ずる際は、宜しく未來を防護すと說くべし。過去は已に滅し、現在已に生ずるを以て、之を防ぐの力なければなり。

【一七】 諸の云云。此一段は律・不律儀を得する上に於いて、その範圍と動機とを明にせんとするものなり。律儀・不律儀はその對象として有情・非情を豫想するも、今は有情のみについて明す。その處所として身三・口四の七支を豫想し、實にその動機に上・中・下の三因を豫想す。然らば律儀・不律儀を得する上に於て、是等の條件を全具する必要ありや否やといふのが疑問の所在點なり。

ものなり。(二)或は一類の律儀に住する者にして、一切の有情に於いて律儀を得するに、一切支に由るも、一切因に非ざるものの有り。謂はく、下心或は中〔心〕或は上〔心〕を以て[二六]苾芻戒を受くるものなり。(三)或は一類の律儀に住する者にして一切の有情に於いて律儀を得するに一切の支及び一切の因に由るものあり。[二七]謂はく、三心を以て[二八]近事・勤策・苾芻の戒を受くるものなり。(四)或は一類の律儀に住するものにして、一切の有情に於いて律儀を得するに一切因に由るも、一切支に非ざるものあり、謂はく、三心を以つて近事・近住・勤策の戒を受くるものなり。

有情に通ずる所以

[二九]諸の有情に遍からずして、律儀を得すること有ること無し。一切の諸の有情所に於いて善の意樂に住するを以て方に律儀を得すればなり。異なるときは則ち然らず悪の意樂の全く息まさるを以ての故なり。

五種の定限と盡形壽の別解脫戒

若し人、五種の定限を作さずんば、方に別解〔脫〕律儀を受得すべし。謂はく、有情と支と處と時と緣との定なり。

有情定

有情定とは、我れは唯某類の有情に於いてのみ當に殺等を離るべし等と念ずるなり。

支定

[三〇]支定と言ふは、我れは唯某律儀支に於いてのみ當に持して犯さざるべしと念ずるなり。

處定

處定と言ふは、我れは唯某類の方域に住してのみ當に殺等を離るべしと念ずるなり。

時定

時定と

【一八】(30) [saṃvaraḥ sarvasattvebhyo bhedas tv asty aṅgakāraṇe, asaṃvaras tu sarvebhyaḥ sarvāṅgaiś ca na kāraṇaiḥ].
舊譯—於二衆生一得レ護。由二分因一不定
不護從二一切、一切分一非レ因。
初の二句は律儀に關して述べたるものにして、後の二句は不律儀に關して述べたるものとす。

律　儀〔有情は全體 支と因は不定〕
不律儀〔有情は支と全體 因は不定〕

といふは頌の大要なり。

【一九】少分の理なしとは、律儀は一部の有情だけを對象とすることとなし。例へば、不殺生にしても、人だけは殺さざれど、動物は此の限にあらずといふが如きは、眞の律儀にあらずとなり。

【二〇】謂はく苾芻律儀等。比丘の律儀は身三・語四の七支全體の罪を離るるにあり。

【二一】四支とは殺生・偸盜・邪婬・妄語の四をいふ。勤策・近事・近住は之の四を離るるを以て律儀を得すとさる。

【二二】唯、根本業道云云。身三・口四・意三の十善、若しくは十惡ある中、ただ身三・口四のみに就て、七支として論ずる理由は律儀支とは根本業道、卽ち正しく實行することを指すが故なりとの斷りなり。

【二三】因は不定なりとは云云。受戒の動機の解釋に二義あり。第一は無貪・無瞋・無癡を因と稱する場合にして、之に從へば、律儀は一切因によると言はざるべからず。何んとなれば貪・瞋・癡を有して戒を受得し能はざればなり。然れども、今、本論はこの無貪・無瞋・無癡を因と稱する解釋を取らず。本論の因と稱するは、そ

緣定

言ふは、我れは唯一月等の時に於いてのみ能く殺等を離るべしと念ずるなり。緣定と言ふは、我れは唯鬪戰等の緣を除きてのみ能く殺等を離るべしと念ずるなり。是の如くにして受くる者は律儀を得せず。但だ律儀に相似せる妙行を得するのみなり。

非所能の境に於いて律儀を得する理由
論主通釋（總發說）

[二一]非所能の境に於いて如何にして律儀を得するや。

普く有情に於いて、增上の不損命の意樂を發起するに由るが故に、律儀を得す。

毘婆沙師通釋（別發說）

[二二]毘婆沙師は是の說を作す有り。「若し一向に所能の境に於てのみ方に別解脫律儀を受得すべしと謂はば、則ち此の律儀は應に增減有るべし。所能の境と非所能の境との二類の有情に轉易有るを以ての故なり。[二三]是の如くならば便ち別解脫律儀は得・捨の緣を離れて得・捨有りとの過有るべし」と。

世親別發說を難ず

[二四]彼の說は然らず。生草等の先には無くして後に起り、或は起り已りて枯るるが如し。彼れに於いては律儀は增すことも無く減ずることも無し。能と不能との境にて得する所の律儀の境の轉易する時も、例して亦爾るべし。

別發說よりの反難

彼の言は爾らず。

論主徵す

所以は何。

別發家の答

[二五]諸の有情は前後の性等しく、草等は前後の性の同じからさるを以ての故なり。

の所謂第二義にして、受戒する時の熱心の程度を上・中・下に分ちて、上品の心を以て受戒するや、下品の心を以て受戒するやを指すなり。從つて之に從へば、一時に上・中・下の三品の心を起し能はざるを以て、一切因によるとは言ふ能はざるなり。

【二四】或は云云。前述の如く、支と因とは不定なるを以て、支を完備して、因を完備せざる場合、逆に因を完備して支を備へざるあり、又兩者を具備する場合等あるを以て、ここに律儀と支因との關係に於て四句別を下したるなり。

【二五】謂はく下心或は中等。三品の心の隨一にて近事、勤策を受くとせば、因はただ一、支はただ四なるを以て、一切因にもあらざれば、一切支にもあらざるなり。

【二六】苾芻戒を受くる云云。比丘戒は七支全體に涉るを以て、一切支なれど、三品心の隨一を以てする限り、一切因にあらず。

【二七】謂はく三心云云。例へば初めに下心を以て近事戒を受け、次ぎに中心を以て勤策戒を受け、最後に上心を以て苾芻戒を受くる時は、遂に一切支にして一切因といふことになる。

【二八】近事・勤策・苾芻云云。第一に下心を以てし、第二に中心を以てし、第三に上心を以てすれば三因を具することになれど、苾芻戒に及ばざる限り、一切支と言ふこと能はざるなり。

【二九】諸の云云。上述の如く支と因とには差別あれども、何れにしても、一切有情全體を目標とせざるはなし。何んとなれば一人半疋なりとも、それに對して害心ある限りは、律儀を得せりと言ふこと能はざればあり。

【三〇】支定とは、例へば殺生のみは犯さざれど、邪婬は此限にあらずといふが如きをいふ。但し苾芻戒の七

世親の難

三六若し爾らば、有情が般涅槃し已れば、前の性類の如きは今時既に無し。彼に於いて律儀は如何にしてか滅ずること無からん。故に是の如き釋は理に於いて然らず。前に說く所の因こそ理に於いて善と爲す。

別發說よりの反難

若し爾らば、三七前佛と及び度せられたる〔衆〕生の已に涅槃したる者とは、後佛は彼に於いて既に別解脫律儀を發得せざるべきに、如何にして尸羅が前より滅ずる過無からんや。

論主（總發說）の答

一切の佛の別解脫律儀は皆一切有情處に從ひて得するを以て、設ひ彼の有情にして今猶在らば、後佛は彼に從ひても亦律儀を得すべきが故に、後の尸羅は前より滅ずるの過無し。

第三項　不律儀の得し方

不律儀の得

已に三八彼に從ひて諸の律儀を得することを說きつ。不律儀を得することは定んで一切の有情と業道とに從ふ。三九少分の境と及び支を具せざるとの不律儀の者は無し。〔然れども〕此は定んで一切の因に由ること有ること無し。下品等の心の俱起すること無きが故に。

三品の不俱

〔そは〕四〇若し一類有りて、下品の心に由りて不律儀を得し、後に異時に於いて上品の心に由りて衆生の命を斷ぜば、彼は但だ下〔品〕の不律儀を成就し、亦、殺生の上品の表〔業〕を成ずる等なり。中品・上品をも此に例して應に知るべし。

不律儀者

此の中、何をか不律儀の者と名くる。

支なるに對して、近事等の四支なるは、七支に對する定限にあらず。近事等の四支は四支として完全せるものなればなり。

【三一】非所能の境云云。天人等の如き害せらるること無き有情に對して不殺生等の律儀を得する理由を明す。二釋あり、初めの論主の通釋は總發說、後の毘婆沙師說は別發說なり。總發說とは、一切有情全體の上に總じて一の七支戒を得すといふ說。別發說とは、一切の有情の一人一人の上に別別に七支の戒を得し、有情の數の如く所得の戒體の數有りと立つる說。因みに、所能の境とは婆沙一二〇を參照するに、現在の蘊・界・處の中特に吾人の能力の及ぶ限りの範圍の境、有情をいひ、非所能の境とは、過去未來の蘊界處及び自已能力の及ばざる例せば上界の有情の如きをいふ。

【三二】毘婆沙師云云。此の說にては、若し唯所能害の有情に於てのみ別解脫律儀を得し、非所能害の有情に於ては、得せずと說くならば、戒體に增減あることを許さざるべからず。何んとなれば、人間に於ては律儀を得するも、天に於ては律儀を得する等のこと有らざるべきが故なり。而も斯の如きは、甚だ不合理の說なるを以て、所能の境も、非所能の境も、凡て一一、律儀の對象とせざるべからずといふにあり。

【三三】是の如くならね云云。その不合理の理由にして、若し殺等の業道を行ずるに不可能の處にあるものに對しては、律儀を得せずと言はば、例へば人間界にありて、持律者の不殺律儀の對象となり居る者が、天上界に生れたりとせば、少しもその人に對して、持律者は律儀を捨てたりと言はざるべからず。律儀を得・捨する緣即ち條件以外に亦、律儀を得・捨する道ありといふことになるべしとなり。

四一 謂はく、諸の屠羊、屠鷄、屠猪、捕鳥、捕魚、獵獸、劫盜、魁膾、典獄、縛龍、煮狗、及び罝弶等なり。等の言は、王と刑罰を典るものと及び餘の聽察・斷罪等の人とを類顯す。但し恒に害心有るもののみを不律儀者と名く。彼の一類は不律儀に住し、或は不律儀を有するに由りて、不律儀の者と名くるなり。

屠羊

屠羊と言ふは、謂はく、活命の爲めに盡壽を要期して、恒に羊を害せんと欲するものなり。餘は所應に隨ひて當に知るべし、亦爾ることを。

第四項　經量部と毘婆沙師との律儀・不律儀の得に關する論難

論主の難

遍く有情界に於いて諸の律儀を得することは其の理爾るべし。普く利樂を欲する 四二 勝阿世耶に由りて受得するが故なり。

四三 屠羊等の不律儀の人も己の至親に於いては損害の意有るに非ず。乃至自の身命を救ふ緣の爲めなりとも亦〔至親を〕殺さんことを欲せず。如何にしてか普く一切に於いて不律儀を得すと說く可けんや。

有部の答

四四 彼の至親も若し羊等と爲らば、彼に於いて亦損害の心有る可きに由るが故なり。

論主重難

既に知る、至親は現に羊等に非ざることを。如何にしてか彼に於いて害心有る可けんや。又、聖は必らず羊等と作る理無し。如

此の中、得の緣に就きては次節に述ぶるが如し。捨の緣に就きては先に明せり。

【三四】 彼の說は然らず。之れ別發家に對する論主の批評なり。謂ふ心は、生草等を隨意に或は拔き、又は採る等のことは、一の遮戒に關すれど、此の遮戒は全體の生草等を目標とするものにして、その一本一本の榮枯に關せず、之れを全體と見て、一の遮戒を制定せり。有情に對する殺等の律儀も亦、之と同じ精神に出づるが故に、所能・不所能の境によりて得捨するものにあらずと。

【三五】 諸の有情は云云。有情はここに死して彼處に生ずるも業相續の結果として、自己同一も保存すれど、草等は先きに滅したるものと、後に生じたるものとの間にこの自己同一の關係なきを以て、例とすべからずとなり。

【三六】 若し爾らば云云。所能不所能を楯として議論するならば、衆生が涅槃し終はれるに對しても、それだけ律儀は滅すと言はざるべからず。而もこは別發家と雖も、主張せざる處ならずや。果して然らば、總發家の解釋を正當とせざるべからざるや明ならんとなり。

【三七】 前佛云云。前佛は過去佛のこと。毘婆尸佛以下迦葉佛に至る六佛の如し。意は、若し涅槃に入れるものを引き合ひとして云はば、迦葉佛等の前佛及びそれ等前佛に濟度せられたる諸の衆生の入涅槃せる者に對しては、今の釋迦佛は戒を發得せざるべければ、總發說よりしても、此の點に於いては、境の減ずるによりて戒も減ずるに非ざるかとの難なり。

【三八】 「彼れ」とは、本節初頭の頌文に從ひての意味ととるべし。

【三九】 少分の云云。不律儀とは徹底して惡行を行ふことの期誓の謂なれば、一切の有情を含み、身語七支全

何にしてか彼に於いて不律儀を得せん。[四五] 若し未來の羊等の自體を觀じて、現の相續に於いて不律儀を得すとせば、是れ則ち羊等も未來世に於いて亦、至親及び聖の自體なること有り。彼に於いて決定して損害の心無からん。是の如くならば、則ち未來の自體を觀じて現在に於いて不律儀を得せざる。

有部救

羊等の現身に於いて既に害意有り。如何にしてか彼に於いて不律儀を得せざらん。

論主反責

母等の現身に於いて既に害意無し。如何にしてか亦彼に於いて不律儀を得せん。[四六] 等しき事の中に於いて、異れる理を求むべし。

又難

[四七] 又、屠羊等の不律儀の人は、一生の中に於いて與へざるを取らず、已が妻妾に於いて知足の心に住し、〔若し〕瘂にして言ふこと能はずんば、語の四過も無けん。如何にして彼は亦具支の不律儀を得せんや。

有部の答

[四八] 彼は遍く善の阿世耶を損ずるが故に、〔たとひ〕瘂にして言はずと雖も而も身にて語の說かんと欲する所の義を表するが故に、支を具することを得るなり。

論主復難ず

[四九] 若し爾らば、彼の人は或る時先づ二三の學處を受けて後に但だ殺を受けんに、餘に於いて善の阿世耶を損せず。如何にして具さに七支の惡戒を發せんや。

毘婆沙の說

[五〇] 毘婆沙者は是の如きの言を作す。「必らず、支を缺き及び餘の

體に渉るものにて、少しの除外例もなしとの意なり。

【四〇】 若し一類ありて云云。三品俱起せざる理由を明にす。假りにここに下品の心を以て、殺生等を自己の終世業と定めんに、その不律儀はこの下品心によりて得らるるものにして、たとひ後に上品心によりてそを實行したりとするも、それに對する表業は上品なるも、不律儀としては矢張下品なり。何んとなれば不律儀には重發なければなりと。同理にて、中品又は下品心によりて殺生を實行するときは、表業は中又は下品なるも、不律儀としてはやはり下品なり。

【四一】 謂はく云云。不律儀者とは度度述べたるが如く、必らず一生涯それを業務とせんと要期する者を指すものにして、時に之を行ずるものをいふにあらず。論に種種の例を擧げてある中、魁膾とは殺人を司る役をいひ、縛龍とは蛇を縛して見世物にするをいひ、煮狗とは犬殺などの業をいひ、罝弶とは網を張りて兎などを捕ふる業をいふなり。又、ここに王と刑罰を典るものをも數へたる所以は、印度には屢屢、惡王・惡臣など出でて、人民を虐げたるものありしを以て、今は此等を指すものとす。聽察(警察官、檢事など)斷罪(判事)なども、之に例して知るべし。

【四二】 勝阿世耶(adhyāśaya)は增上意樂と翻ず。

【四三】 屠羊等云云。先に、不律儀は一切の有情に對して一切支を以て得すと說けり。然れども實際に於ては、假令屠羊者と雖も自己の親屬などに對しては、自身の命の危きことあるとも之を殺すことなし。いかで一切有情に對して殺生の不律儀を得すといひ得べけんやとの疑問なり。

【四四】 彼の至親も云云。之れ無限輪廻を前提としての答なり。いかにも現實の親戚は勿論、他の人に對しても害心なかるべきも、無限輪廻の間には一切衆生は必ら

一分を〔境とするを〕不律儀に住する人と名け得べきこと無し」と。

經部の說

[五一]經部の諸師は是の如き說を作す。「期限する所に隨ひて、支の具はると具はらざると及び全分なると一分なるとに皆、不律儀を得す。律儀も亦然り。唯、[五二]八戒のみを除く。[五三]彼の量に隨ひて、善と惡との尸羅は性相違して互ひに相遮するに由るが故なり」と。

第五項　不律儀等の無表を得する條件

不律儀と處中との無表を得する條件

已に彼れに從ひて不律儀を得することを說きつ。不律儀及び餘の無表を得するには如何なる方便ありや。未だ〔此れを〕說かざれば當に說くべし。

頌に曰はく、

(37) [五四]諸の不律儀を得することは、作と及び誓受とに由り、
所餘の無表を得することは、田と受と重行とに由る。

不律儀得の二因
(一)作業得
(二)誓受得

論じて曰はく、諸の不律儀は二因によりて得す。一には生れて不律儀の家に在り、初めて殺等の加行を現行するに由る。二には復た生れて餘の家に在りと雖も、初めて要期して殺等の事を受くるに由る。謂はく、我れ當に是の如きの事業を作し、以て財物を求め、自身を養活すべしと。當に爾の時に於いて便ち惡戒を發す。

ずいつかは羊となることあり又あるべし。從つて其際は屠羊者の對象となるべきを以て、展轉して言へば、遂に一切衆生に對して害心を有すといふ結論に達すべしとなり。

【四五】若し未來云云。若し至親等が未來にて羊等と爲ることを觀じて、現在の羊等に於いてのみ不律儀を得すといふならば、逆に、現在の羊等に於いても亦未來に至親・聖等と爲るべきことを觀じて害心無かるべきなりとの難。

【四六】等しき事云云。我は此の事柄に於いて上述の如き道理を見る。汝若し此の事柄にて、我が說を駁せんとせば、別の道理を求めざる可らず。

【四七】又屠羊云云。屠羊者は必らずしも七支具足の不律儀を得すること有るまじとの難意なり。論主及び經部宗にては、具支の不律儀と不具支の不律儀とを立つ。此の意によつて難ずるなり。

【四八】彼は遍く云云。不律儀の人はたとひ實際に於て身語七支に於いて惡事を行はずとするも、根本的に善心を破壞し去れるが故に、その結果として七支全體に不律儀を得することになるとの答なり。

【四九】若し爾らば云云。爰に一人有り。前に不殺生、不偸盜の戒を受け、又、不邪行の戒をも受けたるが、後に緣に逢ひて屠羊者となり、唯殺生の業を奮受して渡世する如きは、不偸盜等の戒に於いては何等善の意樂を損ずること無し。之れ等は如何にして七支具足の不律儀を得し得るやとの意。

【五〇】毘婆沙者云云。身語の七支を缺き、又は一分の有情を境として餘に遍せざるものを不律儀の人とは言はずの謂なり。

【五一】經部にては造惡の人が心に要期する所に從つて、七支を具する不律儀も有り、具せざるも有り。又

處中の無表の得の三因

餘の〔處中の〕無表を得することは、三種の因に由る。一には田(kṣetra)に由る。謂はく、是の如きの諸の福田に施す所の園林等に於いて、彼の善の無表は、初めて施すとき便ち生ず。有依の諸の福業の事を說くが如し。二には受(ādāna)に由る。謂はく、自ら誓ひて言はく、若し、未だ佛を禮せずんば先には食せず等となし或は誓限を作して[五五]齋日と月半と月と及び年とに於いて、常に食等を施す。三には[五六]重行(ādarehana)に由る。謂はく、是の如き殷重の作意を起して、善を行じ惡を行ずるなり。此の三因に由りて、餘の〔處中〕の無表を起す。

[五七]第十八節　律儀・不律儀の捨

第一項　別解脫律儀の捨

別解脫律儀を捨する條件

是の如く已に律儀等を得することを說けるも、律儀等を捨することは未だ說かず。當に說くべし。且らく、云何にして別解脫律儀を捨するや。

頌に曰はく、

(38)[五八]別解の[五九]調伏を捨するは、故捨と命終と、及び二形俱生と、

斷善根と夜盡とに由る。

(39)有るが說く、「重を犯すに由る」と。餘は說く、「法の滅するに由る」と。

一分の有情の境に發得するもあり、一切有情の全體の上に於いて發得するも有りと許す。

【五二】 唯八戒を除く云云。近住の八齋戒は唯一晝夜の故に、必ず身三・語一の四支を具せざるべからずとなり。

【五三】 彼の量に隨ひて云云。全支にても一支にても、全支又は一支の量を指すものにして、つまり全支としても一支としても、律儀・不律儀を得する所以の說明なり。彼の量とは、律儀は不律儀に反し、不律儀は律儀に反して、互に遮制の關係に立つを以て、それぞれ律儀・不律儀と名け得べしとなり。

【五四】 (37) sdom pa min pa byn ba ḥam
khas len pa las thob par ḥgyur.
[segāvijñaptilābhas tu]
kṣetrādānādarehanāt.

舊譯—得二不護一由二二、　自作及求レ受、
得二所餘無敎一、　由二田、受、重行一。

不律儀は二因によりて得す。

(一)には、不律儀の家に生れて初めて、加行を起すときに不律儀を得す。

(二)には、餘の家に生るるとも誓限を立て要期して事業を成すときなり。

又、處中の無表を得することは三因による。

(一)には、布施等の行爲の相手(田)に從ひ、その布施等の行爲を爲す刹那に無表を得す。

(二)には、誓限を立てて云云せんとするその立誓の位に無表を得す(受)。

(三)には、誓を立てずとも、重大に考慮思惟して、行爲するときは又無表を得す(重行)。

【五五】 齋日云云。齋日とは六齋日にして、每月の、八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日な

迦濕彌羅は說く、「犯に二あり、負と財との如し」と。

調伏

論じて曰はく、〔頌に〕調伏と言ふは、〔其の〕意に、律儀を顯はす。此れに由りて能く根をして調伏せしむるが故なり。

四緣に由る捨

唯、近住のみを除きて、所餘の七種の別解律儀は、四緣に由りて捨す。一には[六〇]意樂に由る。有解の人に對して有表業を發して學處を捨するが故なり。二には[六一]衆同分を棄捨するに由るが故なり。三には[六二]二形の倶時に生ずるに由るが故なり。四には[六三]所因の善根の斷ずるに由るが故なり。

特に、近住戒の捨の五緣

近住戒を捨するは、前の四緣に由り、及び[六四]夜盡に由る。是の故に、總じて別解律儀は五緣に由りて捨すと說く。

捨戒の五緣に由る理由

何に緣りて戒を捨することは此の五緣に由るや。

[六五]受と相違して表業生ずるが故に、所依の捨するが故に、所依の變ずるが故に、所因斷ずるが故に、期限を過るが故に。

經部の說

有餘部は說く、[六六]「四の極重の墮〔地獄〕を感ずる罪の中に於いて、若し隨つて一を犯すときは、亦勤策と苾芻との律儀を捨す」と。

法密部の說

[六七]有餘部は言はく、「正法の滅するに由りて亦能く別解律儀を捨せしむ。法の滅する時は、一切の學處[六八](śikṣā) 結界(sīmā-bandha) 羯磨(karman)も皆止息するを以ての故に」と。

毘婆沙師より前の經說の說を破す

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言ふ、「根本〔四重の〕罪を犯す時も出

り。佛敎にては此の日に、八戒を受持せしむる日とする。

【五六】重行とは、重大に考慮して、行ずること。その時は別に誓限等を立てずとも處中の律儀を成す。

【五七】婆沙卷一一九(毘曇部十三、七八頁以下)舊譯卷一一、二三五頁下、正理卷三九、光記卷一五、二三五頁上以下參照。

【五八】(38) prātimokṣadamatyāgaḥ
śikṣānikṣepaṇāc cyuteḥ
ubhayavyañjanotpatter
mūlacchedān niśātyayāt.
(39) patanīyena cety [eke],
[saddharmahānito 'pare],
dhanārṇavat tu kāśmīrair
āpannasyeṣyate [dvayam].

舊譯―捨護木叉調、由捨學處死、
由二根轉生、由根斷、時盡、
餘記感大墮、或由正法盡、
罽賓師說犯、有二如負財。

六根を調和制伏して惡業を起さしめざるものとしての八種の別解脫律儀の中、七は四緣によりて捨し、近住の一は五緣によりて捨す。四緣とは、(一)故意に意欲して捨す(意樂捨)。(二)所依たる相續身を捨するが故に捨す(命終捨)。(三)二形にして法器に非ざるが故に捨す(二形捨)。(四)戒の因としての善根を斷ずる故に捨す(斷善捨)。五緣とは此の四に、(五)近住戒一晝夜の期限のきれるが故に捨す(夜盡捨)。の一を加ふ。而るに此の捨に關しては異說有りて、經部にては、以上五因の外に、殺人・偸盜・非梵行・說勝人法の四根本重罪の隨一をも犯すときは、延いて、一切所受の戒體を悉く捨すと說き、法密部に於いては、又

家の戒を捨せず。然る所以は、[六九]一邊を犯すとも、一切の律儀を遍く捨すべきには非ざるが故なり。餘の罪を犯して[七〇]尸羅を斷ずること有るには非ず。[七一]然るに二つの名有り、謂はく、戒を持すると犯すとなり。有財の者が、他の債を負ふ時名づけて富人及び負債の者と爲すが如し。若し犯す所に於いて發露し悔除せば、尸羅を具すと名け、戒を犯すとは名けず。債を還し已れば但だ富人と名くるが如し」と。

經部難ず

若し爾らば、何に緣りて[七二]薄伽梵は、「四重を犯す者は苾芻と名けず、沙門と名けず、釋迦子に非ず。苾芻の體を破し、沙門の性を害し、壞滅墮落して、[七三]他勝の名を立つ」と說くや。

毘婆沙師答ふ

[七四]勝義の苾芻に依りて密意に是の說を作すのみ。

經部責む

此の言は兇勃なり。

兇勃とは何。

謂はく、[七五]世尊の了義の所說に於いて、別義を以て釋して不了義と成さしめ、煩惱多き者の與めに重罪を犯すの緣と爲せばなり。

有部を以て答ふ

寧ぞ此の言が是れ了義の說なることを知らんや。

經部答ふ

[七六]律の中に自ら釋すらく、「四の苾芻有り。一には[七七]名想苾芻、二には[七八]自稱苾芻、三には[七九]乞匃苾芻、四には[八〇]破惑苾芻なり」と。[八一]此の義の中にて、苾芻に非ざるものと言ふは、謂はく、白

上の外に佛の正法の滅するときは、別解脫戒を捨すと說く。之れは又毘婆沙師の許さざる所にして、後の二句は之を說明したるものなり。

【五九】調伏（vinaya）は毘那耶の譯なり。六根を調和伏制して、惡業を起さしめざるが故に律儀を又調伏ともいふ。

【六〇】意樂により云云。戒を厭ひて今迄の作法を捨せんとの意樂を起し能くその意を解し得る人に向ひて語表業を起して捨戒すること。

【六一】衆同分云云。戒體は衆同分たる身によりて相續す。故に死して所依の身を捨せば能戒の戒も亦捨す。

【六二】二形の俱時云云。身體に變狀を來たし、同時に男女根を發生する場合は、法器たるの資格を失ふ。

【六三】所因の善根。戒の根元は善根にあるを以て、之を斷ずる時は、戒體も斷ぜらる。

【六四】夜盡とは、夜が明けるとき一晝夜の期限が切れることとなり。

【六五】受と相違云云。第一意樂捨は受戒の表業と相違せる表業起るが故に捨し、第二の命終捨は、戒の無表の所依身を捨するが故に捨戒す。第三の二形捨は所依の身の變ずるが故に無表も隨つて變ず。第四の斷善捨は無表の因たる善根の斷ずるが故に捨す。第五の夜盡捨は一晝夜の期限を過ぐるが故に捨す。

【六六】四の極重の墮〔地獄〕を感ずる罪とは、殺人・偷盜（不與取）・非梵行・說勝人法（總じて言へば、未得法を正得法と稱するをいふ例せば神通ありといつはりて信施を受くること）なり。之を律にては四波羅夷（pārājika）と稱し、その一を犯すものは、敎團を擯斥せらるる規定なり。

【六七】有餘部云云。法密部（達磨毱多部 Dharmaguptaka）は佛の正法の滅するときは別解脫戒を捨すとい

四羯磨、受具足戒の苾芻に非ざることなり。[八二]此の苾芻は先には是れ勝義なりしも、後に重〔罪〕を犯すに由りて非苾芻と成れるには非ず。故に知る、此の言は、是れ、了義の說なるを。

更に有部の計を破す

然るに、彼の所說たる「一邊を犯すとも、一切の律儀を遍く捨すべきには非ず」との彼の言は、便ち是れ大師を徵詰するものなり。大師は此の中に是の如き喩を立つ。「多羅樹の、若し頭を斷たれれば、必らず、復た生長して廣大なること能はざるが如く、諸の苾芻等の重〔罪〕を犯すも亦、然り」と。

有部問ふ

大師は、此の中に、何の義を喩へて顯はすや。

經部答ふ

意は、戒に於いて隨つて一邊の根本重罪を犯さば、餘の受くる所の〔戒〕をも必らず復た生長して廣大なること能はざらしむることを顯はす、謂はく、彼れ諸の重罪を毀犯する時は、苾芻の[八三]根本の行に違越するが故に、極めて猛利なる無慚・無愧と共に相應す。故に〔戒〕行の根〔本〕既に斷ずれば、理として遍く一切の律儀を捨すべし。

更に經にて犯重者の捨戒を示す

又、重〔罪〕を犯せる人には、世尊は[八四]僧祇食を食ふに下一摶に至ること、〔及び〕毘訶羅を踐むに一足の地を跟むことを許さずして、一切苾芻の事業より擯出したまふ。[八五]大師は彼に依りて是の如き言を說けり。速に、[八六]稻禾の稗莠を拔除すべし。速に腐朽せる棟梁を簡棄すべし。速に種中の穢秕を簸颺すべし。是の如

ふ。

【六八】結界（舊譯、戒境）とは、律儀の人の定める地域の限界にして、一定の限界內には不律の人は入るべからずと定むること。
羯磨（karman）＝業。受戒又は懺悔するときの儀式作法のこと。

【六九】一邊とは一の邊際の意。四重禁戒を指す。罪惡中至極最重の意なり。

【七〇】尸羅。此には戒體を意味す。四重罪を犯せばとて其餘の罪を犯さざれば、尸羅を斷ずべきに非ず。婆沙論一百十九（大正二七、六二三頁上）に曰く、「迦濕彌羅國諸論師言、彼犯二律儀一時、不レ捨二律儀一、而得二非律儀非不律儀一、是故爾時名レ住二非律儀非不律儀一、亦名下住二律儀一者上、若時發露、無二覆藏心一、如法悔除、便捨二非律儀非不律儀一、但名下住二律儀一者上」と。

【七一】然るに二の名云云。上の次第にて、根本重罪を犯す一人に二の名有りて、持戒とも名け、犯戒とも名く。

【七二】薄伽梵云云。十誦律二十一（大正二三、一五七頁上）に曰く、「若比丘於二是四墮法一、若作二一一法一、是非二比丘一、非二沙門一、非二釋氏一、失二比丘法一、如下多羅樹頭斷更不レ生、不レ靑、不レ長不上レ廣、比丘亦如レ是」とあり。

【七三】他勝とは、波羅夷（pārājika）の譯語なり。光記に從へば善法を自といひ、惡法を他といふ。四波羅夷罪は法惡勝利あるを以て之を他勝といふと。是れ俗的字源論なり。

【七四】勝義の苾芻とは見道以上の聖者のこと。（之れに對する世俗の比丘とは諸の異生凡夫のこと）。即ち世尊の意は、四重禁を犯せる者は戒體を捨することは無きも、無漏聖道を得て聖者と成ることは能はず。故に勝義の比丘とは名けず。それを顯說して、勝義の比丘と

く、應に速に衆中の實に苾芻に非ずして、苾芻と稱する者を驅擯すべし」と。

經部より問ふ

[八七]彼の苾芻の體と共の相とは〔是れ〕如何ん。

有部を以て答ふ

相の是れ何たるに隨ふも、〔戒の〕體必ず有るべし。世尊の[八八]准陀に、「當に知るべし、四の沙門有り、更に第五無し。言ふ所の四とは一に勝道沙門、二に示道沙門、三に命道沙門、四に汚道沙門なり」と說けるを以てなり。

經部より經を通ず

[八九]此の說有りと雖も、彼〔汚道沙門〕は唯餘の沙門の相有るが故に沙門と名くるのみ。[九〇]燒かれたる材と、假の鸚鵡の業と、涸れたる池と、敗れたる種と、火輪と、死人との如し。

有部より難ず

若し犯重の人にして苾芻に非ずんば、則ち學を授けらるる苾芻有ること無かるべし。

經部を以て答ふ

犯重の人は、皆、他勝罪を成ずとは說かず、但だ、他勝罪を成ずるものは定んで苾芻に非ずと說くのみ。謂はく、或は有る人は相續に殊勝〔の慚愧有〕れば、極重の戒を犯すと雖も、而も他勝罪に非ざるあり。彼に一念の覆心有ること無きに由る。法主世尊の制立するところは是の如し。

有部より難ず

[九一]若し他勝を犯すとき便ち苾芻に非ずんば、何ぞ重ねて出家受戒せしめざるや。

經部答ふ

彼の相續の已に極重なる無慚愧の爲めに壞せらるるに由り、

名けずと說かずして、密意を以て唯苾芻と名づけずと說きしものなりとの謂。

【七五】　世尊云云。佛の已に意を盡して說示せる所のものを、不了義の說と成すが如きは、却て煩惱多きものに對して四重禁を犯す緣を與ふると簡ばず。是の如くんば何ぞ兇勃の言と言はざらんや。

【七六】　律の中に云云。十誦律卷一（大正二三、二頁上）曰く、「若比丘者有ニ四種一、一者名字比丘、二者自言比丘、三者爲乞比丘、四者破煩惱比丘、名字比丘者、以レ名爲レ稱、自言比丘者、用ニ白四羯磨一、受ニ具足戒一又復賊住比丘剃ニ除鬚髮一、被ニ著袈裟一、自言ニ我是比丘一、是名自言比丘、爲乞比丘者、從レ他乞レ食故、如ニ婆羅門從レ他乞時亦言ニ我是比丘一、是名爲乞比丘、破煩惱比丘者、諸漏結縛煩惱衆生、能受ニ後身生熱苦報一、生死往來相續因緣、若能知見斷ニ如レ是漏一、拔ニ盡根本一、如下截ニ多羅樹頭一、畢竟不上レ生」。とあり。

【七七】　名想比丘とは俗人の身にして、苾芻と名くるもの。即ち苾芻といふ固有名詞を有する者。

【七八】　自稱苾芻とは苾芻の行儀を守らず、實は比丘に非ざれども、自らは比丘と稱する者。

【七九】　乞匃苾芻とは、出家の人が三衣一鉢にて常に乞食して活命するが如し。

【八〇】　破惑苾芻とは阿羅漢にして煩惱を破し盡したるもの。

【八一】　此の義の中にて云云。前註の、十誦律二十一の苾芻に非ざるものと說きたる比丘は、今言ふ所の四種の苾芻以外の苾芻に非ず、即ち苾芻となる作法をして受戒具足せる苾芻に非ずと云ふことなり。白四羯磨とは、戒師が事件を三回聲明して、第四回目に決定の表白を爲すことを云ふ。

【八二】　此の云云。見道以上の聖者にして、四重禁を犯

能く出家律儀を發するに力無きこと、焦たる種の如くなるが故なり。彼に苾芻律儀有りと觀ずるが故に、重ねて出家受戒せしめざるには非ず、然る所以は、設ひ彼れ後時に是れ苾芻なりと謂ふとも、更に所學を捨すれば、亦彼れ重ねて出家することを許さざるが故なり。此の[九二]無義に於いて苦ごろに救ふとも、何の爲めとならん。若し是の如き人に猶苾芻の性有らば、應に自ら是の如き類の苾芻に歸して禮すべし。

法蘊部を破す

[九三]正法の滅する時には、一切の結界・羯磨及び[九四]毘奈耶無きをもつて、未だ得せざる律儀を新に得するの理無しと雖も、而も先に得せる者を捨すべき義は有ること無きなり。

第二項　靜慮律儀・無漏律儀の捨

定、道二律儀の捨

靜慮・無漏の二律儀等は云何にして當に捨すべきや。

頌には曰はく、[九五]

(40)　定生の善法を捨するは、易地と退等に由る。
聖を捨するは得果と、練根と及び退失とに由る。

捨地の善法の捨

論じて曰はく、諸の靜慮地所繫の善法は二緣に由りて捨す。一に地を易ふるに由る。謂はく、下地より上地に生ずる時、或は上地より沒して下地に來り生ずる時なり。二には退を得するに由る。謂はく、已に獲たる勝定の功徳より退失する時なり。「頌に」「等」と言へるは、[九六]衆同分を捨するときにも亦少分の殊

大三三すが如きこと身なし。故に非苾芻となる筈なし。然るに先の十誦律の文に旣に苾芻と名づけずと言ふを以て聖者に非ず。卽ち勝義に依て言へるに非ざるを見るべし。

【八三】　根本の行とは不殺生、不偸盜等の四波羅夷罪なり。

【八四】　僧祇食云云。重罪を犯したるものは、少し許りの僧伽の食をとることも許さず、一歩も僧房(vihāra)を踏むことを許さずとなり。

【八五】　大師は彼れに依り云云。中阿含卷第二十九、瞻波經(大正一、六一一頁中)參照。

【八六】　稻禾は善き米のこと。稗莠とは稗草のこと。前者は持戒者に、後者は犯重者を喩ふる意。

【八七】　其の犯重者の戒體と其の相(卽ち苾芻の苾芻たる所以のもの)とは如何といふ意。

【八八】　准陀(Cunda)。(舊譯には純陀とあり)。長阿含卷三(大正一、一八頁中)に世尊が周那に答へられた偈に言ふ「如ニ汝所ニ問一者沙門凡有レ四、志趣各不レ同、汝當レ識ニ別之一、一、行道殊勝、二、善說道義、三、依道生活、四、爲道作穢…。能度ニ恩愛刺一入ニ涅槃一無レ疑、超ニ越天人路一說レ此道殊勝、善解ニ第一義一說レ道無ニ垢穢一、慈仁決ニ衆疑一、是爲ニ善說道一、善敷ニ演法句一依レ道以自生、遙望ニ無垢場一名ニ依道生活一、內懷ニ於奸邪一外像如ニ淸白一、虛誑無ニ誠實一、此爲ニ作穢…」と。有の四沙門に就きて、婆沙卷第六六(毘曇部十、一〇六頁以下)が解釋する所を摘要すれば、第一、行道殊勝卽ち勝道(mārgajina)沙門とは、佛及び獨覺の如き無師覺悟する沙門を言ひ、第二、善說道義卽ち示導(mārgadaiśika)沙門とは、尊者舍利弗の如き等雙なき、大法將たり、常に佛に隨ひ

勝の善根を捨することあるを顯はさんが爲めなり。

無色界の善法の捨　色界中の所有の善法を易地と退とに由りて捨するが如く、無色界も亦然り。[九七]唯、律儀無きことのみ色界と異れり。

無漏善の三緣捨　無漏の善法は三緣に由りて捨す。一には[九八]得果に由る。謂はく、得果する時に前の向道及び果道を捨するが故なり。二には[九九]練根に由る。謂はく、練根の位に利道を得するに由りて鈍道を捨するが故なり。三には[一〇〇]退失に由る。謂はく、退を得するは[一〇一]果道・[一〇二]勝果道を退失するが故なり。

[一〇三]第三項　不律儀の捨

不律儀の捨　是の如く已に諸の律儀を捨することを說きつ。不律儀は云何にして捨するや。

頌に曰はく、

(41a) [一〇四]惡戒を捨することは死と、得戒と二形生とに由る。

論じて曰はく、諸の不律儀は三緣に由りて捨す。**死捨**　一には死に由る。所依を捨するが故なり。**得戒捨**　二には得戒に由る。謂はく、若くは別解律儀を受得し、或は靜慮律儀を獲得するに由りて、惡戒便ち捨すればなり。[一〇五]因緣力に由り一律儀を得する時には、諸の不律儀は一切皆斷ず。善惡の戒は其の性相違し、善戒は中に於いて勢力强きを以ての故なり。**二形捨**　三には相續に二形の俱生するに由る。爾の時に於いて所依が變ずるを以ての故なり。

て法輪を轉ずる一切の無學の聖聞をいひ、第三、依道生活即ち命道 (mārgajīvin) 沙門とは、尊者阿難陀の如く、學位に居りながら、而も無學と同じく、多聞總持にして淨戒を具する一切の有學を言ふ。第四、爲道作穢即ち汚道 (mārgadūṣin) 沙門とは、莫落迦比丘(Mahallaka bhikṣu)の如く、他の物を盜むが如き犯戒を喜ぶ犯戒の惡比丘を言ふと。

【八九】　此の說云云。唯戒體以外の剃髮染衣の外相あるが故にその外相に約して沙門と言ふのみ。實に戒の體あるに非らず。

【九〇】　燒かれたる云云。材の已に燒けたるは材に非ざれども燒かるる以前の物の名に從つて材と言ふ、假の鸚鵡の聲も其物の形が鸚鵡の聲に似たるが故に鸚鵡の聲と名づくるも、實は鸚鵡の聲に非ず。餘は此に准じて知るべし。

【九一】　若し犯重の爲めに戒を凡べて捨するなれば、禪難提比丘が四重禁を犯しながら、佛は彼れの覆藏無く發露懺悔したるが故に、盡形壽戒を學せしめし如きことは有るべからざらんとの謂。(學を授くることは、能授者に約して言へるものにして、所學の苾芻より言へば學を受くると云ふ意味なり)。

【九二】　無義とは無益と云ふに同じ。

【九三】　正法滅する時云云。以下法密部を破す。

【九四】　毘奈耶 (vinaya) とは律のこと。佛の正法の滅する時には、結界・羯磨・律等悉く無くなるが故に、未得戒の者の新に得戒することは勿論無けれども、已得の者が捨する道理は無し。

【九七】　(40) bhūmisaṃcārahānībhyāṃ
dhyānāp'aṃ tyajyate śubham,
tathārūpyāptam, āryam
tu phalāptyuttaptihānibhiḥ

惡戒の難捨

惡戒に住する者が、或は時ありて不作の思を起し、刀網等を捨すと雖も、若し諸の善律儀を受得せずんば、諸の不律儀は棄捨す容べきこと無し。譬へば發病の因緣を避くと雖も、良藥を服せざれば病の終に愈え難きが如し。

不律者と近住戒の得捨問

[一〇六]不律儀の者ありて近住戒を受け、夜盡の位に至りて律儀を捨する時に、不律儀を得すと爲んや、處中〔を得す〕と名くと爲んや。

第一解

有餘師は說く、「不律儀を得す。[一〇七]惡の阿世耶は永く捨するに非ざるが故なり。〔例せば〕熱鐵を停むるに赤が滅して、青が生ずる如し」と。

第二解

[一〇八]有餘師は言ふ、「若し更に作さゞれば、彼をして不律儀を得せしむるに緣無し。不律儀は表に依りて得するを以ての故なり」と。

[一〇九]第四項　處中の無表の捨

處中の無表の捨

處中の無表は捨すること復た云何。

頌に曰はく、

(41b)[一一〇]中を捨するは受と勢と、作と事と壽と根との斷ずるに由る。

處中の六緣捨（一）斷受心捨

論じて曰はく、[一一一]處中の無表は捨すること六緣に由る。一には受心の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、所受を捨するとき

舊譯—由ニ度地及退一、棄ニ捨定得善一、無色亦爾、聖得果・練根・退。

次に定・道二律の捨は、一般に定地の善の捨は（一）地を易ふるにより、（二）その得を退するに由る。又無漏の善法は、同樣に、（一）上果を得するときは下果の善を捨す。（二）鈍根より轉じて利根に至る時は、同時に鈍根聖者と倶なる無漏を捨す。（三）退を得するが故に捨す。

【九六】衆同分云云。內凡位の行者が命終によりて煖・頂・忍・世第一の四善根の或る部分（煖・頂・下中忍）を捨するをいふ。こは當地に死して當地に生ずる場合にもある事柄にて易地捨の中に攝すべからざるを以て、等といへるなり。少分といへるは四善根中、上忍と世第一とは必ず見道に進み、途中にて命終することなきが爲なり。

【九七】唯律儀なきこととは、無色界のは身語なきを以て、その七支の律儀もなきなり。

【九八】得果に由るとは、例へば第二果を得するときは、第二果の向道の無漏及び初果の無漏を捨し、其の時、前の向道・果道俱戒を捨するなり。

【九九】練根とは能力を練磨すること。

【一〇〇】例へば、不還の聖者が若し不還果を退するならば、彼は不還果なる後果の道を捨す。併し彼若し第二定を得て居れば、又第二定よりも退す。彼は不還果中の勝れたる第二定地の道をも捨するなり。

【一〇一】果道（phala-mārga）とは果に屬する無漏道のこと。故に果中の道の謂なり。

【一〇二】勝果道（phala-viśiṣṭamārga）とは、果を得し了りて餘の前のに勝れたる果に趣く無漏道のこと。

【一〇三】婆沙卷一一七（毘曇部十三、一一七頁以下）、舊譯、

是の念を作す。言はく、我れ今時より先に受けし所を棄てんと。

(二)断勢力捨　二には勢力[二二]の断壊するに由るが故に捨す。謂はく、浄信と煩悩との勢力に由りて引かれたる無表は、彼の二の限勢の若し断壊する時は、無表も便ち捨す。〔恰も〕放たれたる箭及び陶家の輪の弦等の勢力の盡くる時、便ち止まるが如し。

(三)断作業捨　三には作業[二三]の断壊するに由るが故に捨す。謂はく、所受を後に更に作さざるが如し。

(四)事物断捨　四には事物の断壊するに由るが故に捨す。事物とは何ぞ。謂はく、捨施する所の寺舎・敷具・制多[二四]・園林及び施為する所の罝網等の事なり。

(五)寿命断捨　五には寿命[二五]の断壊するに由るが故に捨す。謂はく、所依止に転易有るが故なり。

(六)断善根捨　六には善根[二六]の断壊するに由るが故に捨す。謂はく、加行を起して善根を断ずる時便ち善根所引の無表を捨す。

第五項　非色なる善染汚法の捨

非色の捨　欲の非色[二七]の善及び餘の一切の非色の染法を捨することは復た云何。

頌に曰はく、

(42) 欲の非色[二八]の善を捨するは、根断と上生とに由る。
対治道の生ずるに由りて、諸の非色の染を捨す。

巻一一、二三六頁中、正理三九、光記一五、二三九頁上以下参照。

【一〇四】(41a) (asaṃvaraḥ saṃvarāpti-cyutidvivyañjanodayāt).
舊譯―捨不護、得護、死、二根生故。
不律儀の捨は、三縁による。三縁とは次の如し、(一)に所依の身の死。(二)に善の律儀を得すること。(三)に二形倶生するとき。

【一〇五】因縁力云云。同類因の力と他の音聲の力とによりて、善の律儀を得る時、その力によりて反對性の不律儀を断ずるが故なり。

【一〇六】不律儀云云。初め不律儀に住せしものが、偶ゝ近住戒を受けし時は、彼れは、近住戒の一晝夜の期限が過ぎて律儀を捨し已らば、又再び元の不律儀を得するや、將た又善惡の處中に住するやとの問。

【一〇七】惡の阿世耶云云。先の得戒の時に唯一晝夜殺生せずと誓へる爲め、惡意樂の縁は永く捨せず。故にその時は文本の不律儀を得すとの意。

【一〇八】有餘師の第二説にては、善戒を受くる時は、惡戒は一應捨し已るものとし。從つて一旦近住戒を得せる以上、夜盡の後に至るも再び不律儀の行爲をなさざる限り、不律儀を得すること無しと説く。

【一〇九】婆沙卷一二二(昆曇部十三、一二九頁)に、處中、即ち非律儀非不律儀の無表の不斷と捨とに關する論述あり。舊譯卷一一、二三六頁中、正理三九光記一五、二四〇頁上以下參照。

【一一〇】(41b) vegādānakriyārthāyur-mūlacchedais tu madhyamā.
舊譯―疾心・受・行・物・命・根斷捨中
處中の無表を捨することは左の六の事情による。謂く、(一)受力によりて得する所は受力の滅斷するによりて

欲界非色の二緣捨

論じて曰はく、欲界の一切の非色の善法は、捨すること二緣に由る。一には善根を斷ず、二には上界に生ず。

三界非色の染汚法の一緣捨

三界の一切の非色の染法は、捨すること一緣に由る。謂はく、彼は但だ[二九]對治道の起るに由るのみ。若し此の品類の能斷の道生ずれば、此の中の所有の煩惱及び彼の助伴を捨すべし。餘の方便には非ず。

[三〇]第十九節　三界五趣の有情と善・惡律儀の成就

三界五趣の有情と善・惡律儀

善惡の律儀は何の有情に有りや。

頌に曰はく、

(43)[三一]惡戒は人なり。北と、二の黄門と二形とを除く。
律儀は亦、天に在り。唯人にのみ三種を具す。
(44)欲の天と色界とに生じては、靜慮律儀有り、無漏は幷びに
無色にもあり、中定と無想とを除く。

不律儀の所在

論じて曰はく、唯人趣に於いてのみ不律儀有り。然るに北洲を除き、唯三方にのみ有り。三洲の內に於いても復た扇搋と及び半擇迦と二形を具する者とを除く。

律儀の所在

律儀も亦爾り。謂はく、人中に於いては、前に除ける所を除く。幷びに天にも亦有り。故に、[三二]二趣に於いて律儀有る容し。

捨す。(二)重行に由りて得する所は、重行の斷ずるに由りて捨す。(三)又從來禮佛等の緣によつて起り又相續せるものは、それ等の作業を廢するに由りて捨す。(四)田に由りて得せるものは、所施の事物の斷壞して原因の滅するに由りて捨す。(五)所依止たる身の滅するが爲めに捨す。(六)唯善の處中の無表に局りて言はば、原因たる善根の斷ずるに由りて捨す。

【一一】處中の無表は、(一)には田によりて得し、(二)には受力によりて得し、(三)には重く考慮して行ずるによりて得す。

是れを要するに處中の無表を捨することは、一般に消極的にして、その原因たるもの、又は根本的條件たるものの缺除し斷壞するによりて捨すといふべし。

その中、第一の斷受心捨は、(二)の受(誓受)力によりて得せるものを、その受の力の斷ずるに由りて捨するものなり。

【一二】勢力の斷ずるに由るとは(三)の重行によりて得したる無表にして、深き淨信を以て行じ重き煩惱にて行ずる時に起る無表のこと。その淨信又は煩惱の勢力斷ずるが故に無表も捨するなり。

【一三】作業云云。別に意樂を起して捨するには非ざるも、從前の所作を廢したるが爲めにその結果の無表も亦捨すといふが如きものなり。

【一四】制多(caitya)は支提とも作る。靈廟又は尊崇・禮拜すべき物件を云ふ。此の無表は(一)の田によりて得したるものなり。それを施せる寺などの壞するが故に、原因の滅せる結果として捨するなり。

【一五】壽命云云。一切の有漏の無表は所依たる身に由りて起る。而して命終する爲に、所依止の身の滅するが爲に、能依止の無表を捨す。

【一六】善根云云。又善の處中の無表はその原因として

二形等が律儀の依たらざる證

教　證

復た何の緣を以て扇搋等の所有の相續は律儀の依に非ざることを知るや。

經律の中に誠證有るに由るが故なり。謂はく、[一二四]契經に說く、「佛、大名に告ぐ、諸有の在家の白衣の男子にして男根を成就せるものの、佛法僧に歸して殷淨の心を起し誠諦の語を發して、自ら我は是れ鄔波索迦なり。願くは、尊よ憶持して慈悲護念し給へと稱ふ。是れに齊りて名けて鄔波索迦と曰ふ」と。[一二五]毘奈耶の中にも、亦是の說を作す。「汝、應に此の色類の人を除棄すべし」と。故に知る。律儀は彼の類に有るに非ざることを。

理　證

復た何の理に由りて彼に律儀無きや。

[一二六]二の所依の起す所の煩惱は、一の相續に於いて俱に增上なるに由るが故に。正思擇に於いて堪能無きが故に。極重の慚愧心有ること無きが故に。

二黄門等に不律儀なき所以

若し爾らば、何が故に不律儀無きや。

彼は惡の中に於ても心の不定なるが故なり。

[一二七]又、若し是の處に善の律儀有るときは、卽ち惡の律儀は彼に於ても亦有り。此の二種は相翻じて立つるに由るが故なり。

北洲善惡戒無き理由

[一二八]北俱盧の人は、受、及び、定無く、及び、造惡の勝れたる阿世耶も無し。是の故に、彼には、善戒も惡戒も無し。

惡趣に善惡戒無き理由

猛利の慚・愧は惡趣の中に無し。故に律〔儀〕も不律儀も彼に於

の善根を斷ずるが爲に、結果たる無表も捨す。

【一二七】非色云云とは已に無表色の捨を明せるが故に、次に非色の善染法を捨するを明す。欲界の非色善とは生得善と聞・思・慧の加行善となり。餘の一切の非色の染法とは三界の見・修斷の煩惱等の染汚法のこと。

【一二八】(42) [kāmāptaṃ]kuśalārūpaṃ
mūlacchedordhvajanmataḥ
[kliṣṭam arūpaṃ tu
pratipakṣotpādād vihīyate]?

舊譯—欲界無色善　根斷上生捨、
由ニ對治生一故、　捨ニ無色染汚一。

欲の非色の善を捨するは、(一)邪見を起して善根を斷ずるに由り、(二)上界に生じ、欲界の緣を斷つに由りて捨す、

一切非色の染法を捨するは對治道の生ずるに由りて捨す。

【一二九】對治道とは、其等の染法を對治すべき有漏無漏無間道をいふ。

【一三〇】婆沙卷一二三、一二四等舊譯卷一一、二三六頁下、正理三九、光記一五、二四二頁中以下參照。

【一三一】(43) nṛṇām asaṃvaro hitvā
ṣaṇḍhapaṇḍadvidhākṛtīn
[kurūn ca], saṃvaro 'py
evaṃ [devānāṃ ca nṛṇāṃ trayaḥ]
(44) [kāmarūpajadevānāṃ
dhyānajaḥ, anāsravaḥ punaḥ
dhyānāntarāsaṃjñisattvān
hitvārūpye 'pi (sambhavet)].

舊譯—人道不護除ニ二黄門二根、鳩婁一護亦爾、天亦、人具ㇾ三、生ニ欲色界天一定護、復無流、除ニ中定無想一天及無

いては亦有るに非ず、勝れたる慚・愧と相應し、相違して、方に律儀と不律儀と有るが故なり。

扇搋等を除く理由の喩說

又、扇搋等は鹹鹵田の如くなるが故に、善戒・惡戒を生ずること能はず。世間に現見する諸の鹹鹵田は嘉苗も穢草も滋生すること能はず。

惡趣に受戒有るの難

[二九] 若し爾らば、何が故に契經の中に、「卵生の龍有り。[三〇] 半月の八日毎に宮より出でて人間に來至し、八支の近住齋戒を受けんことを求む」と言へるや。

釋

此れは[三一] 妙行を得するのみ。律儀を得するには非ず。

三律儀と人趣

是の故に、律儀は唯人・天にのみ有り。然るに唯人のみ三種の律儀を具す。謂はく、別解脫と靜慮と無漏となり。

靜慮律儀と天界

若し[三二] 欲天に生じ及び色界に生ずるものは、皆、靜慮律儀有ることを得容べきも、無色界に生ずるものには、彼〔の律儀〕は必らず有るに非ず。

無漏律儀と天界

[三三] 無漏の律儀は亦無色にも在り。謂はく、若し欲界天の中に生じて在るものと及び色界の中に生ずるものとには、中定と無想とを除きて、皆無漏の律儀有ることを得容し。無色の中に生じては唯成就することのみを得るも、色無きを以ての故に必らず現起せざるなり。

色界。

此の一段は上來解說し來れる善惡律儀を三界五趣の有情に留めて、その成就の上の關係を明にしたるものなり。先づ不律儀は人趣に有りと雖も、その中の唯三洲に限りて北洲には無く、又人趣中にも扇搋等と二形等とには無し。此のことは亦律儀に於ても同様なるも、唯律儀は更に欲界六欲天等にも有る點に於て異る。更に之れを細說すれば、律儀の三種を凡べて具するは唯人趣のみに限り、靜慮律儀は六欲天及び色界諸天に有り、無漏律儀は更に無色界に及ぶもそれは唯成就するのみにして無色には色無きが故に現起することはあらず。且つ、その色界中に於ても、唯異生のみ生じて聖者に關係無き中間定と無想定との二には無漏律儀を缺く。

【二二】天とは欲界の六欲天の謂にして、定・道生の律儀有り。

【二三】二趣とは人・天の二趣。

【二四】契經。雜阿含卅三、第九二七經(大正二、二三六頁中)此論第十四參照。

【二五】毘奈耶。十誦律卷廿一受具足戒法第一(大正二三、一五三頁下)に、五種の病不能男、四種の不能男に出家受具足を與ふべからざる規定あり。參照。彼の色類とは、扇搋等の者をいふ。

【二六】二の所依云云。二形の者は男女の二の煩惱が極めて增上して起り、爲めに戒を發得すること能はず。聞・思・修の慧によりて邪を離れて正等の思擇もなし得ず、又極重の慚・愧もなく、一般に心の劣なるが故に戒を得せず。

【二七】又若し云云。二黃門に善の律儀あらば惡律儀もあるべき筈なれど、已に善律儀なき以上、惡律儀のみあるべき筈なし。

第二章　經所說の諸業

第一節　三性業

三性業　諸業の性相の不同を辯ずるに因みて、當に經の中に標する所の諸の業を釋すべし。

且らく、[一三四]經の中に業に三種有りと說く。善と惡と無記となり。其の相云何。

頌に曰はく、

(45a)[一三五]　安と不安と非との業を、善と惡と無記と名く。

善業　論じて曰はく、是の如きを名けて善等の業の相と爲す。謂はく、[一三六]安隱の業を說きて名けて善と爲す。能く可愛の異熟と涅槃とを得し、暫と永との二時に衆苦を濟ふが故なり。

不善業　不安隱の業を名けて不善と爲す。此に由りて能く非愛の異熟を招き、前の安隱と〔その〕性・相違するが故なり。

非二業　前の二に非ざる業に無記の名を立つ。記して、善不善と爲す可からざるが故なり。

第二節　福等三業

福等三業　又、[一三七]經の中に說く、「業に三種有り。福と非福等となり」と。

【一二八】北俱盧洲には受戒無きが故に別解脫戒無く、入定といふこと無きが故に亦定生の律儀もなく、造惡の強意樂無きが故に不律儀も無し。

【一二九】若し爾らば云云。惡趣に受戒なしとするならば、何が故に契經に龍の受戒を說きたる所ありやとの難なり。

【一三〇】半月の八日每にとは、白半十五日の中日、黑半十五日の中日をいふ。

【一三一】妙行云云。龍は八齋戒を受くとも、唯處中の妙行を得するのみにして、律儀には非ず。

【一三二】欲天云云。六欲天以上には別解脫戒無し。然し、六欲天と色界諸天とには定俱戒は有り。無色界に生ぜるものはそれも無し。

【一三三】無漏の律儀云云。こは最後の二句を解したるものなり。謂く、無漏の律儀は欲天・色天・無色天の何れにもあれど、除外例といふべきは色天中の中間定と無想定となり。何んとなれば、そは異生外道のみ生ずる所なればなり。又、無色界には無漏律儀ありといふとも、色なきを以て、ただ下の六地の無漏律儀を成就するのみにて、現行することなし。

【一三四】善等三業を說く經、四阿含中に見えず、恐らく義を取つて此の言を爲せる者か。但し、發智・婆沙には有り、婆沙卷二五（毘曇部十二、三八〇頁）。譯舊卷一一、二三七頁上、正理卷四〇、光記一五、二四三頁上以下參照。

【一三五】(45a) [kṣemam akṣemam itarat karma śubhāśubhetarat].

舊譯—平不平異業、善不善異二、

以下、上來主として戒律的意義によつて明し來れる業を果報に望めて分類的に明す。今はその最根本的分類として三性業を明す。

其の相云何。

頌に曰はく、

(45b) [138]福と非福と不動とあり。(46)欲の善業を福と名け、不善を非福と名く。上界の善は不動なり。

自地の處所に約するに　業果、動無きが故なり。

三業の釋

論じて曰はく、欲界の善業を說きて名けて福と爲す。可愛の果を招きて有情を益するが故なり。諸の不善業を說きて非福と名く。非愛の果を招きて有情を損ずるが故なり。上二界の善を說きて不動と名く。

頌 釋

[139]豈に、世尊は、下の三定を說きて、皆、有動と名けずや。聖は、此の中に[140]尋伺等の有るを說きて名けて動と爲すが故なり。下の三定には　尋伺等の災患ありて未だ息まざるに由るが故に、動の名を立つるのみ。[141]不動經の中には能く不動の異熟を感得するに據りて說きて不動と名く。

有動業に無動の果ある所以

如何にして有動の定が無動の異熟を招くや。

此の定の中には災患の動有りと雖も、而も業を果に對するに、欲界の動轉有るが如きには非ざるが故に、不動の名を立つ。謂はく、[142]欲界の中にては、餘の趣・處の業も、別緣の力に由りて異れる趣・處に受くることあり。或は有る業の、能く外・內の財位・形量・色力・樂等を感ずるものあり、天等の中に於いて此の業

【一三六】安穩の業とは安穩の果報を受くる業といふ義。
【一三七】經の中云云。中阿含卷二十七達梵行經(大正一、六〇〇頁上)參照。
【一三八】(45b) [puṇyam apuṇyam āniñjyaṃ sukhavedyādikaṃ trayam].
(46) [kāmadhātuśubhaṃ karma puṇyam, āniñjyam ūrdhvajam].
tadbhumiṣu yataḥ karma vipākaṃ prati neñjati.
舊譯—福非福不動、　苦受等復三、
欲善業福德、　上界善不動、
由下業於二自地一約レ報不上レ可レ動
業は其の果の、福・非福の別あるに應じて、之を福業(puṇya-karma)、非福業(apuṇya-karma)、不動業(āniñjya-karma)の三種に分つなり。
【一三九】豈に云云。上二界の善を不動と名くるは、經に違せずや。經には下三定(色界)を有動と說く故に云云の意。中阿含卷五十一烏陀夷經(大正一、七四三頁上中)に曰く、「烏陀夷比丘、離レ欲離二惡不善之法一、有覺有觀、離生喜樂、得二初禪成就遊一、聖說二是移動一、此中何等聖說移動、此中有覺有觀、是聖說二移動一、此中何等說移動、烏陀夷比丘、覺觀已息、內靜一心無覺無觀、定生喜樂、得二第二禪成就遊一、是聖說二移動一、此中何等聖說移動、若此得レ喜、是聖說二移動一、此中何等說移動、烏陀夷比丘、離二於喜欲捨一無レ求レ遊、正念正智而身覺樂、謂聖所說、聖所捨、念樂住空、得二第三禪成就遊一、是聖說二移動一、此中何等聖說移動、若此說二移動一、心樂、是聖說二移動一。云云」とあり。
【一四〇】尋伺等の災患とは本論卷二十八、參照。
【一四一】不動經。中阿含十八淨不動道經(大正一、五四二頁中)に曰く、「若我可レ得二大心成就遊一、擁二伏世間一、攝二

は應に熟すべきものなるに、別緣の力に引轉せらるるに由るが故に、人等の中に於いて此の業が便ち熟することあるを以てなり。色・無色界には餘の地・處の業の轉じて異れる地・處に〔その果を〕受けしむ容きこと無し。業と果との處の定まるを以て、不動の名を立つるなり。

第三節[一四三]　順樂受等の三業

順樂受等三業

又、經の中に說く、「業に三種有り。[一四四]順樂受等なり」と。其の相は云何、

頌に曰はく、

(47)[一四五] 順樂と苦と非二となり。善は三に至るまで順樂なり。
　諸の不善は順苦なり。上の善は順非二なり。
(48)餘が說く「下にも亦有り。中の異熟を招くに由る」と。
　又、此の三業は非前後に、熟すと許すが故なり。
(49)順受に總じて五有り、謂はく、自性と相應と、
　及び、所緣と異熟と現前と差別するが故なり。

順樂受業

論じて曰はく、[一四六]諸の善業の中、初め欲界より第三靜慮に至るまでを順樂受業と名く。諸の樂受は唯此〔の第三靜慮〕に至るのみなるを以ての故なり。

順苦受業

諸の不善業を順苦受と名く。

順不苦不樂業

三靜慮を過ぎて上地の諸の善業を、說きて名けて順不苦不樂受と爲す。

持其心一者、如レ是心便不レ生ニ無量惡不善之法一、增ニ伺瞋恚及鬪諍等一。謂ニ聖弟子學時爲作ニ障礙一。彼以ニ是行一以ニ是學一、如レ是修習而廣布、便於レ處得ニ心淨一、於レ處得ニ心淨一已比丘者、或於レ此得レ入ニ不動一。成以レ慧爲レ解、彼於後時、身壞命終、因ニ本意一故、必至不動、是謂ニ第一說淨不動道一…是謂第三說淨不動道…」と。

【一四二】欲界の中にては云云。欲界の業は、それに對する果報として、趣處(引業)及び境遇等(滿業)が大體に於いて定まれるも、散地なるを以て改轉し易く、强き善心又は惡心の起ることとあれば、其の力によりて大體定まれる趣や處地も改轉して、別の趣・處等を感得することあり。之に反して、上界にありては、初禪の業は必らず初禪の果を招き、乃至三禪の業は三禪の果を招くといふが如く趣處、一定して動轉することなきが故に、之を不動とは名くるなり。頌文に「自地の處所に約して業果、動なきが故なり」といへるは、卽ちこの意味なりとす。

【一四三】婆沙卷一一五(毘曇部十二、三七六頁以下)、舊譯卷一一、二三七頁中、正理卷四〇、光記一五、二四三頁下以下、參照。

【一四四】順樂受等等。(一)順樂受業(sukha-vedanīya-karma))。(二)順苦受業(duḥkha-vedanīya-karma)。(三)順不苦不樂受業(aduḥkhāsukha-vedanīya-karma)。のこの三業の分類は、業に對する果報を樂苦等の感情に配して論じたるものとす。

【一四五】(47) sukhavedyaṃ śubhaṃ
dhyānād ātṛtīyāt, ataḥ param
aduḥkhāsukhavedyam,
[duḥkhavedyam aihikāśubham].
(48) adho 'pi madhyam ity eke
dhyānāntaravipākataḥ,

此より上には都べて苦樂の受無きが故なり。

受の內容

[一四七]此の諸の業は、唯受の果をのみ感ずるには非ず。應に知るべし、亦彼の受の資糧をも感ずることを。〔其の〕受と及び資糧とを此の中には受と名けしものなり。

特に、中間定の業に就きて異說

有餘師は說く、「[一四八]下の諸地の中にも亦、第三の順非二業有り。[一四九]中定の業の異熟を招くに由るが故なり。[一五〇]若し此に異らば、中間定の業には異熟無かるべし。[一五一]或は業無かるべし、苦・樂の異熟果無きを以ての故なり」と。

異說二

[一五二]有餘師は說く、「此の業は能く根本地の中の樂根の異熟を感ず」と。

異說三

[一五三]有るは說く、「此の業は受の果を感ぜず」と。

後二說の批評

二說は俱に本論と相違す。故に、[一五四]本論に言はく、「頗し業にして心受の異熟を感ずるも、身〔受〕のに非ざるもの有りや。曰はく、有り。謂はく善の無尋業なり」と。[一五五]又、本論に說く、「頗し三業にして非前・非後に異熟を受くるもの有りや。曰はく有り。謂はく、順樂受業の色と順苦受業の心心所法と順不苦不樂受業の心不相應行なり……」と。乃至、廣く說けり。此れに由りて證知するに、下地にも亦順非二業有り。欲界を離れては、此の三業の俱時に熟すること有るに非ざるが故なり。

下地の順非二業の性

此の業は善と爲んや、不善と爲んや。

[trayasyā]pūrvācaramaṃ
[vipāka iṣyate yataḥ].
(49) [svabhāvataḥ saṃprayogād
ālambanavipākataḥ
saṃmukhībhāvataś cāpi
pañcadhā vedanīyatā].

舊譯—樂善至二三定一、向レ上善非レ二、於二欲界惡業一、立レ名有二苦受一、餘說下有レ中、中間定報故、
無前後報然、　　由二佛說二三業一、
自性及相應、　　境界與果報、
或由レ令二現前一、　受報有二五種一。

三頌十二句ある中、初の一頌は三受業の性質を說けるものなり。次ぎの一頌は、三受業中特に第三の順非二業の所在性質等に關する異論等を述べしもの、最後の第三頌は順受の意義を明にしたるものとす。

【一四六】諸の善業云云。善業ありて、その果報として、欲界より第三禪に到るまでを感得するを、順樂受業と名くるなり。何んとなれば、第三禪まで樂受あるを以て、善業の果として、その樂を感ずるを以てなり。

【一四七】此の諸の業云云。斷り書なり。受云云といふが故に、四十六の心所中、ただ受のみを感得すと誤解する勿れ。その受といふ中には、受を中心として、それを助くるの資糧たる他の心心所・命根・衆同分等をも含むことを忘るべからずとなり。

【一四八】下の諸地とは、第三定以下のこと。

【一四九】中間定を修して中間定の異熟を招く。

【一五〇】若し此に異ならば云云。餘地の業が中間定の異熟を感ずる理なし。順樂受の根本初定の業は中定の異熟を感ぜず。初定は有尋にして中定は無尋なればなり。又初定の根本よりも中間定は勝れたるを以てなり。又欲界の業も中定の異熟を感ぜず、異地なるが故なり。

雑

是れは善にして[一五六]劣なり。

若し爾らば、便ち[一五七]〔前の〕所説と相違す。謂はく、「善は三に至るまで順樂受と名け、可愛の果を得するを名けて善業と爲す」と。

通　釋

應に知るべし、彼は多分に據りて言を爲したるのみなることを。

三業の釋名

[一五八]此の業は受と體性既に殊るに、如何にしてか、說きて順樂受等と爲すや。

第　一　釋

業は樂受と體性殊ると雖も、而も能く因と爲りて[一五八]樂受を利益す。

第　二　釋

或は復た此の業は是れ[一六〇]樂の所受なればなり。

問

彼の樂は如何にして能く業を受くるや。

答

樂は是れ此の業の異熟果なるが故なり。

第　三　釋

或は復た彼の樂は是れ業の所受なり。

此れに由りて能く樂の異熟を受くるが故なり。

[一六一]順浴散の如く、此も亦然るべし。

結　文

是の故に名けて順樂受業と爲す。順〔苦等〕の餘の二業につきても應に知るべし、亦爾ることを。

順受（第三頌）

[一六二]總じて順受を說かば、略して五種有り。

一、自性順受

一には[一六三]自性順受。謂はく、一切の受なり。[一六四]契經に說くが如

又た第四定等の業も中定の異熟を感ぜず、此等は異地なるのみならず。中定の染を已に離れたるが故なり。故に、中間定の果たる捨受を感ずる中間定業あるべく、從つて其の業は順非二業たらざるべからず。故に第四定以下の地にも、順非二業あるべしとなり。

【一五二】或は云云。中間定の業の異熟を招かざるか、或は中間定には、總じて業なしといふ不都合を來たさんとなり。

【一五三】有餘師云云。中間定の無尋唯伺の業は、中定と初定とは同一地の故に根本初定地の中の、眼・耳・身三識と相應する樂根の異熟を感ずといふ說なり。

【一五三】有るは說く云云。此の說にては、中間定の無尋唯伺の業は、異熟性の受果を感ずること無く、唯等流性一受をのみ感ずといふ、

【一五四】本論とは、發智論卷十一、（大正二六、九七三頁上）に言く、「頗有下業感二心受一非ち身耶、答、有謂、善無尋業」と。中間定の善業が正しく善無尋業の攝なり。然してこの業は中間の心受を感ずるも身受を感ずるに非ざることも明なり。若し中間定の善無尋業が能く初定の樂根の異熟を感ずと說けば便ち無尋業も亦身受を感ずることゝなりて、本論と相違す。又、本論に善の無尋業は能く心受を感ずと言ふが故に、中間定の善業も能く心受の異熟を感ずることは明なり。既に能く受果を感ずとせば、論三異說の此の業は受果を感ずとするも亦、本論に違ふとなり。

【一五五】又本論云云。發智論卷第十一（大正二六、九七四頁下）參照。

此の文は順捨受業は下地の欲界にも通ずといふこととの證なり。文は、順樂・順苦・順捨の三業が同一刹那に即ち非前非後に異熟果を感ずること有りやとの問に對して、順樂受業は色（眼等）の異熟果を感じ、順苦受業は

し。「樂受を受くる時、實の如く樂受を受くと了知す」と。乃至、廣く說けり。

二、相應順受

二には、[165]相應順受。謂はく、一切の觸なり。[166]契經に說くが如し。「順樂受觸」と。乃至、廣く說けり。

三、所緣順受

三には、[167]所緣順受。謂はく、一切の境なり。[168]契經に說くが如し。「眼色を見已りて唯色をのみ受け、色貪を受けず」と。乃至、廣く說けり。色等は是れ受の所緣なるに由るが故なり。

四、異熟順受

四には、[169]異熟順受。謂はく、異熟を感ずる業なり。[170]契經に說くが如し。「順現受業」と乃至、廣く說けり。

五、現前順受

五には、[171]現前順受。謂はく、正しく現行する受なり。[172]契經に言ふが如し。「樂受を受くる時二受便ち滅す」と。乃至、廣く說けり。此の樂受の現在前する時に、餘の受有りて能く此の樂受を受くるには非ずして、但だ樂受の自體の現前するに據りてのみ、即ち說きて名づけて樂受を受くと爲せばなり。

結　文

[173]此の中には、但だ異熟順受をのみ說く。業が能く受の異熟を招くに由る。故に。業と受とは體性殊ること有りと雖も、名づけて順樂受等と爲すことを得るなり。

[174]第四節　三時業・四業・五業・八業說

三　時　業

[175]是の如き三業に、定と不定と有り。

欲界の苦受と相應法（五識と相應するもの）とを感じ、順不苦不樂受業は命根等を感ず。而も是等は俱時に感果するが故に三業が同一時受果すること有りとするの證なり。然るに、是の如きは（順苦受業は唯欲界の果のみを感ずるが故に）欲界以外に於ては不可能のことなり。故に之れに由つて順捨受業も亦欲界に有ることを承知すべしとの意。

【一五六】劣とは第三定以下にては勝善業は凡べて樂受を感ず。從つて善業にして捨受を感ずるものは勝業なることを得ざればなり。

【一五七】所說と相違すとは、前に第三定までの善業を順樂受業と名づくといひ、又た可愛の異熟を感ずるを善業と名づけたれば、善業にして捨受を感ずべき筈のもの無きに非ずやとの難意。

【一五八】此の業は云云。樂は受け（感ぜ）らるるもの、業は受けらるるものに非ず。如何にして業を順樂受等といはん。

【一五九】樂受の生ずるを助くとの意。

【一六〇】樂の所受とは、業は樂受の果に受け込まれ、樂受を感得する所に究竟するものなるが故にかくいふ。

【一六一】順浴散は舊論に浴散(snānīya-kaṣāya)とあり。散とは洗粉のこと。此の粉は浴に順ふが故に順浴散と名づく。是の如く受が樂に順ずるが故に之を順受と名づく。

【一六二】總じて順受(vedanīyatā)云云。一般に順受といふ義理は一樣ならず。略して說けば大凡、五種に分たる。業を順受といふは、その中の一種の用法なりとの義。

【一六三】自性順受(svabhāva-vedanīyatā)の順受(vedanīyā)とは「受けらるべき、感受せらるべき」と云ふ義。自性順受とは其の自性が即ち領納する特色に由りて感

其の相は云何。

頌に曰はく、

(50) [一七六]此に定と不定と有り。　定は三にして順現等なり。

或は「業に五有り」と說く。(51a)餘師は「四句あり」と說く。

論じて曰はく、此の上に說きたる所の順樂受等には、應に知るべし、各々定と不定との異り有ることを。定受に非ざるが故に、不定の名を立つるなり。

四業說

定に復た三有り。一には順現法受(dṛṣṭa-dharma-vedanīyā)二には順次生受(upapadya-vedanīyā)三には順後次受(apara-paryāyavedanīya)なり。

此の三の定業と並びに前の不定とにて總じて四種と成る。

五業說

或は不定受業にも復た二種有らしめんと欲するもの有り。謂はく、「異熟に於いて定と不定と有り。并びに定業の三と合して五種と成る」と。

三定業の釋名

順現法受とは、謂はく、此の生に造りて卽ち此の生に熟するなり。順次生受とは、謂はく、此の生に造りて第二生に熟するなり。順後次受とは、謂はく、此の生に造りて第三生より後に次第に熟するなり。

異解

[一七七]有餘師は說く、「順現法受業は、餘の生にも亦熟することを得るも、初熟の位に隨ひて業の名を建立して順現等と爲すのみ。

受せらるべきものを指す。

【一六四】契經とは謂 阿含卷十二(第二九〇經大正二、八二頁上)に曰く、「樂觸緣生樂受、樂受覺時、如實知ニ樂受覺一、彼樂觸滅、樂因緣生樂受亦滅止清涼息沒、如ニ樂受一、苦觸喜觸憂觸捨觸因緣生ニ捨受一、捨受覺時、如實知ニ捨受覺一、彼捨觸滅、彼捨觸因緣生捨受亦滅止、清涼息沒」とあり。

【一六五】相應順受(samprayukta-vedanīyatā。)相應するを特色とすることに由りて感受せらるべきもの、卽ち徧なり。

【一六六】契經とは、前引 阿含十二第二九〇經の文。

【一六七】所緣順受(舊譯、境界受 ālambana-vedanīyatā)とは所緣と云ふ特色に由りて感受せらるるもの、卽ち所緣の境なり。下之に倣へ。

【一六八】契經とは謂雜阿含卷十三、第三一三經(大正一、九〇頁下)に云く、「比丘、眼見レ色已、覺ニ知色一而不レ覺ニ色貪一、我先眼識於レ色有レ貪而今眼識於レ色無レ貪、如實知……乃至耳鼻舌身意法亦如レ是說」と。

【一六九】異熟順受は舊譯に果報受、vipāka-vedanīyatā)とあり。

【一七〇】契經。中阿含卷三思經(大正一、四三七頁中)に曰く、「世尊告ニ諸比丘一、若有ニ故作業一、我說彼必受ニ其報一或現世受、或後世受、若不ニ故作業一、我說此不ニ必受レ報。」云云とあり。

【一七一】現前順受は舊譯に現前受(sammukhībhāva-vedanīyatā)とは、心性活動が一受に專注して、他の意識活動を許さざること。例へば一樂受の現前するときは、他の苦受も捨受も起らず、現前位は凡べて樂受のみなること。

【一七三】契經。中阿含卷二十四、大因經大正一、五八〇頁上に曰く、「阿難、當ニ得語レ彼若有レ覺ニ樂覺一、彼於ニ爾

强力の業にして異熟果の少きこと勿れ」と。

毘婆沙師の破　毘婆沙師は此の義を許さず。「或はある業は果に近くして勝に非ざるもの有り。或はあるは、〔之れと〕相違するもの有るを以づてなり。譬へば外種あり。三の半月を經て葵は卽ち實を結ぶも、要らず六月を經て麥は方に實を結ぶが如し」と。

譬喩者の八業說　[一七八]譬喩者は業を說きて四句有りとす。一に、ある業の時分に於いて定るも異熟定まらざるものあり。[一七九]謂はく、順現等の三の、定んで異熟を得するに非ざるものなり。二に、ある業の異熟に於いては定るも、時分定まらざるものあり。[一八〇]謂はく、不定業の定んで異熟を得するものなり。三に、ある業の二に於いて俱に定るものあり。謂はく、「順現業等の定んで異熟を得するものなり。四に、ある業の二に於いて俱に不定なるものなり。謂はく、不定業の定んで異熟を得するに非ざるものなり」と。彼れは諸業を說きて、總じて八種と成るとす。謂はく、順現受に定と不定と有り、乃至不定にも亦二種有りとすればなり。

[一八一]第五節　特に、四業說に基く、諸種の業論

第一項　四業俱時作と引業

順現等四業の差別　[一八二]此に說く所の業の差別の中に於いて、頌に曰はく、

時ニ二覺滅、苦覺不苦不樂覺、彼於ニ爾時ー唯覺ニ樂覺ー云云」と。

【一七三】此中には云云。かく順受に五種の用法ある中、今は第四に從つて順樂受業等と說くとなり。

【一七四】婆沙卷一一四（毘曇部十二、三八二頁以下）舊卷一一、二三七頁より卷一二に亘る。正理卷四〇、光記一五、二四五頁以下參照。

【一七五】是の如き三業云云。以下業報を受くる時期に就て業を分類す。所謂三時業說なり。

【一七六】(50) [tao ca nıyatāniyatam, dṛṣṭadharmādivedyataḥ tridhā niyatam, eke tu bruvanti karmapañcakam].

(51a) [cātuṣkoṭikam ity anye].

舊譯—此或定、不定、　復定受有三、
現等受レ報故。
復有ニ五種業ー、　餘師說ニ四句ー。

上頌の四句中、初の二句は有部の正義的分類を明にしたるものなり。卽ち受報の時の定まれるを、順現報受、順次生受、順後次受の三となし、之に不定を加へて四受業となすは、正當なる旨を明したるなり。次の二句は、異說を擧げたるものにして、その中第三句は五業家の說を擧げ、第四句は譬喩部（經部）の四句分別に基く八業說を擧げたるものとす。

【一七七】有餘師云云。大意は、强力の業は果も多き筈にて、單に現生のみに限るべきに非ず。未來次生以後にも亦果有るべしと雖も、唯、初めて招果する時に約してかく名づくとの意。光記に從へば、こは經部の主張にて、經部にては一業にて能く多生を感ずることありと說く。（有部は一業は一生を引き、多業はそを資助し

一八三 四は善なり。倶に作り容し。(51b)同分を引くは、唯、三なり。諸處に四種を造る。地獄の善は現を除く。(52)堅は離染地に於いてす。　異生は生を造らず。聖は生と後とを造らず、　並びに欲と有頂とより退するものなり。

世親簡取

論じて曰はく、順現法受等の三業唯定なると、並びに不定とを四と爲す、是の説を善と爲す。此の中には、唯、時の定と不定とを顯す。經に所説の四業の相を釋するが故なり。

四業を倶時に作ること

頗し四業は倶時に作ること有りや。

有る容し。

云何。

一八四 三使を遣し已りて、自ら邪欲を行ずるときは倶時に究竟すればなり。

引業の數

幾の業が一八五能く衆同分を引くや。

能く引くものは、唯、三のみなり。順現受を除く。現身の同分は先業の引けるものなるが故なり。

第二項　四業と三界五趣の有情の造業

何れの界何れの趣は、能く幾の業を造るや。

總說

諸界・諸趣にては或は善なりとも或は惡なりとも、其の所應に隨ひて皆、四を造る容し。

て究竟せしむと説く[illegible]
【一七八】婆沙卷一一四には、有餘師説とせり。
【一七九】謂はく順現等の三等。この業は必ず現在に熟すとか、順生に熟すとかいふが如く受報の時が定まり居るも、いかなる異熟果を得するかは、別緣の力に依存するものをいふ。
【一八〇】謂はく不定業の等。前と逆の場合。
【一八二】以下世親は四業説に基きて引業論有情の造業論等を論ずるなり。舊譯卷一二、二三八頁上、正理卷四〇、光記一五二四七頁以下參照。
【一八三】此に説く所の業の差別とは、前の三時業、四・五八業説の差別をさす。
【一八四】(51b) [nikāyaḥ kṣipyate tribhiḥ,
sarvatra caturdhākṣepaḥ]
śubhasya narake tridhā
(52) yadviraktaḥ sthiro bālo
[nātro] apadyavedyakṛt
nānyavedyakṛd apy
[āryaḥ, nāpi kāmāgrato 'sthuraḥ].

舊譯—引二衆同分一三、　一切處四引、
地獄引二善三一、　凡於二離欲處一、
堅不レ引二生報一、　聖不レ造二餘報一、
欲頂退不レ造。

因みに、初句「四は善なり、倶に作り容し」の一句は梵文と舊譯とは共に之を缺くさて是の如く、四業説・五業説八業説有れども、世親はその中、經説に最も能く順ずる故を以て四業説を取れり。此の四業を時に望めて言へば倶時に造ることを得べく、三界五趣に望めて言へば總説して、四は皆一切の趣と處とに通ずと説くを得べし。若し之を個別的に、三界五趣の一一に就きて言へば、地獄には善果なきが故に、順現報受の善な

總じて開けば是の如し。

別說地獄

若し別に〔界・趣に〕就きて遮せば、[一七六]地獄の中に於いては、善に順現を除く。愛果無きが故なり。餘は皆造ることを得るなり。

不退の者

[一八七]不退の姓を堅と名く。彼は離染地に於いて、若し異生の類ならば順生受を除く、餘の三を造る可く、聖者ならば雙べて順生と順後とを除く餘の二を造る可し。異生の不退なるは、次〔生〕に更に生ずること無きも、彼に還つて下に生ずることあり。不退の聖者は必ず下の諸地に還生すること無きが故に〔順生と順後となきも〕、所生の地に隨ひて順現受を造るべし。不定業を造ることは一切の處に遮すること無し。

退性の聖者

[一八八]然るに、諸の聖者の若し欲界及び有頂處に於いて已に離染を得したるものは、退墮有りと雖も、亦順生と〔順〕後との業を造らず。彼より退する者は必ず果をも退するが故に。諸の果を退し已れるものは〔還つて果を得せざれば〕必ず命終せざること、後に當に辯ずべきが如し。

第三項　特に欲界の中有の造業に就きて

中有と造業

中有の位に住しても亦業を作るや。

亦、造るなり。

云何。

頌に曰はく、

るは除くべし。又、不退堅性の凡夫は、離染せる界地に對しては、順生及び順後の二を作らず。尙、退性の聖者なら一度離染地より退すること有りと雖も、然もやはり順生受・順後受二業を作ること無し。

【一八四】三使を云云。使を遣はして殺生・偷盜・妄語の三を犯さしめながら、自らは邪婬戒を犯す時、その一は順現法受の果を受け、他の一は順次生受の果を受くといふが如く、同時に四受の果を受くべき業を造作し得べきをいふ。

【一八五】能く衆同分云云。一期の生活をいふ。衆同分中に命根をも含めたるものと解するを可とす。

【一八六】地獄の中云云。總じて言はば、三界五趣の何れにあるも、四受業を造り得べきも、地獄にては順現報受を得べき善業を作り得ず。何んとなれば地獄には樂果なきを以て、善をなしたりとて、當生にその果を受け得ざればなり。

【一八七】不退の云云。阿羅漢に六種性有り。其の中、第六を不動種性といふ。利根にして退墮せざるが故に又堅と名づく。但し之れは阿羅漢を得て初めて得するものには非ず。唯阿羅漢の位に至れば顯著殊勝なるのみ。故に不退種性と稱するものの中には、凡夫も有り又聖者も有るなり。その中、身欲界に在りて未至定に依り、欲界九品の惑を斷じ、第二定によりて初定の惑を斷ぜる異生は、次生には必定して初定又は第二定に生ずるが故に、欲又は初定の順生受は造らざるも、後還た下に生ずることあるを以て、他の三業は作るなり。又堅の聖者にして不還ならば、下に還生せざるを以て順生、順後を造らず、順現と不定との二業をのみ作る。

【一八八】然るに云云。退法種性なる欲界の染を離れたる

欲界中有の二十二種業

(53)[一八九] 欲の中有にては、能く二十二種の業を造る。
皆順現受に攝す。類の同分が一なるが故なり。

論じて曰はく、欲界の中に於いて、中有の位に住するものは、能く二十二の業を造ること有る容し。「二十二の業とは」謂はく、中有の位と、及び胎中に處すると、出胎已後とに各々五位有るとにて、「合して十一位と爲る。此の中」、胎中の五「位」とは、一に羯剌藍、二に頞部曇、三に閉尸、四に鍵南、五に鉢羅奢佉なり。胎外の五「位」とは、一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に中年、五に老年なり。「而して」、中有位に住するとき、能く中有乃至老年の「十一位の各々の」定と不定との業を造るをいふなり。

十一定業は是れ順現受

應に知るべし、是の如き中有所造の十一種の定業は、皆、順現受に攝することを。[一九〇]「一」類同分にして差別無きに由るが故なり。謂はく、此の中有の位と自類の十位とは、一の衆同分にして、一業の引「く所」なるが故なり。是れに由りて、別に順中有受業を說かざるは、即ち順生等の業の所引なるが故なり。

第四項　特に、定受業の相

定受業の相

諸の定受業とは其の相云何。

頌に曰はく、

(54)[一九一] 重惑と淨心とに由るものと、及び是れ恒に造る所なると、
功德田に於いて起すと、父母を害するとの業は定なり。

退法種性の不還果の聖者と、有頂の染を離れたる不壓阿羅漢とは假令、それより退することありとも、やはり順次生受業や順後次受業を作ることなし。何んとなれば不還及び阿羅漢の果を退したる者は必然に命終せざる中に再び回復すればなり。この事は後の賢聖品に明にする所なれば、今は詳說せずとなり。

【一八九】(53) [dvaviṃśatidhākṣipeti
kāmadhātvantarābhavaḥ.
etad dṛṣṭadharmaphalam
ekanikāyaṃ eva saḥ]

舊譯—二十二種業、　於欲中陰引、
此業但現報、　彼是一果報。

以上は主として本有の有情に約して言ふ所なるが、之れを中有の有情に約して言はば、中有位の有情は定と不定と合して二十二種の業を作る。その中の十一の定業は唯だ此の同一類の生身を求めて餘を求めざるが故に皆、順現受に攝する所なり。その理は、中有といひ、生有本有といひ、何れも同一衆同分の上の差別なれば、その中有の位にて作る十一の定業は凡べて現身に果報を受くるが故なり。

【一九〇】類同分とは、中有・生有・本有・死有の各位は凡て同一衆生分なるをいふ。

【一九一】(54) [tīvrakleśaprasādena
guṇakṣetre nirantaram
yat kṛtaṃ mātāpitroś
ca vadho niyatam eva tat].

舊譯—重惑及淨心、　或是恆所行、
於功德田定、　能損自父母。

扨て、此の定業に攝するものを、その造業の因緣事情に約して考ふるに四種あり。

(一)重惑、又は最淳淨の心を以てせるものは定業なり。

定業の四種類

論じて曰はく、若し所造の業にして(一)重煩惱或は淳淨の心に由るもの、或は(二)常に作る所のもの、(三)或は增上の功德田に於いて起すもの、――〔卽ち〕功德田とは、謂はく、佛・法・僧、或は勝れたる補特伽羅にして [一九二]勝果・[一九三]勝定を得せるものを謂ふ。此の田所に於いては、重惑及び淳淨の心も無く、亦、常に行ずるにも非ずと雖も若しくは善なる、〔若しくは〕不善なる所起の諸業あり――、(四)或は父母に於いて輕重の心に隨ひて、損害の事を行ずるもの、是の如きの一切〔の所造の業〕は、皆〔是れ〕定業の攝なり。餘は定受に非ず。

第五項　順現報受の業

順現報受業

現法果の業は其の相云何。

頌に曰はく、

(55) [一九四]田と意との殊勝なるに由ると、　及び定んで異熟を招きて、
　永離を得する地の業とは　定んで現法の果を招く。

田勝に由る報業

論じて曰はく、田の勝れたるに由るとは、〔例せば〕苾芻あり、僧衆の中に於いて女人の語を作せるに、彼れ現世に於いて轉じて女人と作れりと聞く。此れ等の傳聞は、其の類一に非ず。

意勝に由るもの

意の勝れたるに由るとは、[一九五]黃門あり、諸の牛の [一九六]黃門の事を求脫せるが故に、彼れ現世に於いて轉じて丈夫を作りしと聞く。

(二)常習的業は定業なり。(三)殊勝なる對境に於いて作るものは定業なり。(四)父母を損害するものは定業なり。

而して玆に定といふは時定の謂ひには非ずして專ら異熟定の謂ひに依るものなり。

【一九二】勝果とは預流果(見惑を斷盡して見道を出づ)と羅漢果(修惑を斷盡して、初めて修道を出づ)との二。

【一九三】勝定とは滅盡定・慈定等の定。

【一九四】(55)〔dr̥ṣṭadharmaḥ balaṃ karma〕
kṣetrāśayaviśeṣa〔taḥ〕,
tadbhūmyatyantavairāgyāt,
〔vipāke niyataṃ ca yat.

舊譯―此業成二現報一、由二田意勝異一、
永離二代地一故、若業於レ報定。

上の如き定業の中、必定して現在身の上に果報を齎らす業は、次の如し。(一)殊勝の田に對じて造れる業。(二)意志の殊妙なるもの。(三)異熟が定まるも、時が不定なるを有する業にしてその業の所繫の地の惑を永離して再びその地に還生すること無きもの、此等の三業は、又現在に繰り越して受報するなり。

【一九五】黃門云云。婆沙論一一四(大正二七、五九三頁上)に曰く、「昔健馱羅國迦膩色迦王有二一黃門一、恒監二內事一、暫出二城外一見レ有二群牛一數盈二五百一……此牛將レ去二其種一、於レ是黃門、今應三以レ財救二此牛難一、遂價二其價一悉令二得脫一善業力故、令三此黃門則復二男身一、深生二䜣悅一云云」とあり。

【一九六】黃門の事とは去勢すること。

【一九七】或は、此の地云云。永離とは、例へば欲界九品の惑を斷盡せる者は不還果を得し、例令退失すること

永離に由るもの

此れ等の傳聞の事も亦一に非ず。

一九七 或は此の地に生じて、永く此の地の染を離するものの、此の地の中に於ける諸の善・不善の業にして異熟に於いては定まるも位が不定なるものあれば、此の業は、必らず能く現法の果を招く。〔但し〕若し〔此の地に於いて〕餘の位の順定受業有らば、彼れは必定して永く離染せる義無く、必らず餘の位に於いて異熟果を受く。若し〔位の如く〕異熟に於いても亦不定なる〔業〕ならば、永く離染するが故に異熟を受けず。

第六項　現生に造りて現生に受果する業

現生に造業し現生に受果する業

一九八 何の田に起す業が定んで即ち受くるや。

頌に曰はく、

(56) 一九九 佛を上首とする僧と　及び滅定と無諍と
慈と見と修との道より出づるものとに於いて、損益する業は即ち受く。

論じて曰はく、是の如き類の功德田中に於いて善・惡の業を爲すときは、定んで即ち果を受く。功德田とは、謂はく、二〇〇佛を上首とする僧なり。

五種の功德田

〔此の功德田を〕補特伽羅に約せば、差別に五有り。

一、滅定より出でしもの

一には滅定より出でしもの。謂はく、此の定中にては心寂靜なるを得。此の定は寂靜なること涅槃に似たるが故に。若し此

有るも、暫時にして又再得して、再び欲界に生ずることとなきが如し。この聖者は、再び本の地に生ぜざるが故に、本の地に於いて受くべき善・不善業の中、時不定のものは、永生以後に於いては凡べて受く可き時無きが故に、現世に繰り越し正に受報す。〔文中、位といふは受報の位即ち時のこと。〕但し已に順生受、順後受の業有るものは、初より永く離染すること能はずして、それ等の業果の滿じ、招果し終れるとき初めて離染す。

【一九八】何の田云云。前に順現法受の條件を明にしたるが、此一段は、その中にても即受、即ち業を作すや否や即刻に其果を受くる條件を明にせんとしたるものなり。

【一九九】(56) ye nirodhamaitryaraṇā-
darśanār atphalotthitāḥ
teṣu kārāpakārāṇāṃ sahasā
vedyate phalam.

舊譯―滅定無諍、慈、見、羅漢果起、
於ㇾ彼損益業、果於二現法一受、

現在に業を作りて即時に果有るものは、五種の功德田に對する業なり、謂はく、佛を上首とする僧伽の滅盡定・無諍定・慈定・見道・修道より出でし勝相續身に住する五種の比丘に對して損傷し饒益する業こそそれなりとの意。

因みに、本頌に於ける新譯と梵文及び舊譯とに可なりの相違あることは注目に價す。

【二〇〇】佛上首僧の解に關しては異說有り。光記は二釋を掲げ一は佛を上首の僧として「佛於二僧中一而爲二上首一、即此僧衆名二佛上首僧一」と云ひ、二は佛即上首僧とし、順正理論の文を引けり。今眞諦の舊譯に徵するに曰はく、「若總說、大比丘衆以ㇾ佛爲二現前上首一、若約ㇾ人差別有ㇾ五と有りて、恰も光師の前解と合す。

の定より初めて心を起す時は、涅槃に入りて還た復た出づる者の如し。

二、無諍定より出でしもの

二には[201]無諍より出でしもの。謂はく、此の定の中にては無量の有情を緣じて境と爲し、增上の利益の意樂の隨逐するもの有りて、此の定を出る時には無量最勝の功德の爲めに熏修せられたる身の相續して轉ずる有り。

三、慈定より出でしもの

三には[202]慈定より出でしもの。謂はく、此の定の中にては無量の有情を緣じて境と爲し、增上の安樂の意樂の隨逐するもの有りて、此の定を出づる時には無量最勝の功德の爲に熏修せられたる身の相續して轉ずる有り。

四、見道より出でしもの

四には[203]見道より出でしもの、謂はく、此の道の中にては永く一切の見所斷の惑を斷じ、勝れたる。[204]轉依を得す。此より出る時は淨身續起す。

五、修道より出でしもの

五には[205]修道より出でしもの。謂はく、此の道の中にては永く一切の修所斷の惑を斷じ勝れたる轉依を得す。此より出る時は淨身續起す。

結　文

故に、此の五を說きて功德田と名く。若し中に於いて損益の業を爲すこと有らば、此の業は必定して能く即果を招く。若し[206]餘定・餘果より出る時は、[207]前に修する所が、定んで殊勝に非ざると、修所斷の惑が未だ畢竟じて盡くるに非ざるとに由るが故

【二〇一】無諍(araṇā)とは、一切衆生に對して、その惑の起るを防がんことを念じて定に入るをいふ。詳しくは定品を見よ。

【二〇二】慈定(maitrī)とは、一切衆生に對して慈悲の念に住する定なり。

【二〇三】此は即ち預流果の聖者を言ふ。

【二〇四】轉依(āśraya-parivṛtti)とは、前の劣等の所依身を轉じて、優勝なる所依身を得ること。

【二〇五】此は阿羅漢を言ふ。

【二〇六】餘定とは前五定の餘。餘果とは預流・羅漢の餘、即ち一來・不還なり。

【二〇七】前に修する所が云云とは、一來果の未だ欲の修惑を斷ぜざるを言ひ、修所斷の惑の盡くるに非ざるとは不還果の聖人を言ふ。

に、彼の相續は勝福田に非ず。

第六節[二〇八]　心受業と身受業

心受を招く業と身受を招く業答

[二〇九]異熟果の中にては受最も勝れたり。今應に思擇すべし。「諸の業の中に於いて、頗し唯、[二一〇]心受の異熟をのみ招くもの、或は身受をのみ招きて心受に非ざるもの有るや」を。

亦、有り。

云何。

頌に曰はく、

善の無尋唯何業

(57) 諸の[二一一]善の無尋の業は、唯心受をのみ感ずと許す。

惡は唯身受をのみ感ず。　是れ受を感ずる業の異りなり。

論じて曰はく、善の無尋の業とは、謂はく、中定より乃至有頂までの所有の善業なり。中に於いて、能く受の異熟を招く〔善業〕は、應に知るべし、但だ心受をのみ感じて身〔受を感ずる〕には非ざることを身受は必らず尋伺と倶なるが故なり。

不善無尋業

諸の不善業の能く受を感ずるものは、應に知るべし、但だ身受をのみ感じて、心に非ざることを。〔そは〕不善の因は苦受を果となすも、心と倶なる苦受をば決定して憂と名け、〔而も〕[二一二]憂は異熟に非ざること[二一三]前に已に辯ずるが如くなるを以てなり。

【二〇八】婆沙卷一一五（毘曇部十二、三八六頁）正理四〇、舊譯卷一二、（二三八頁上）光記一五、二四九頁上參照。

【二〇九】異熟果云云。異熟果は言ふまでもなく、種種の要素より成立すれど、その中、最も重要の意義を帶ぶるは苦樂の感情なり。故に之に就いて心受と身受の招き方を區別せんとしたるなり。

【二一〇】この心受とは、一般として言へば、意識相應の樂・喜・捨根を言ひ、身受とはここにては苦根なり。詳しくは婆沙を見よ。

【二一一】(57)〔kuśalasyāvitarkasya vipākaḥ karmaṇo matā vedanā caitasiky eva, akuśalasya tu kāyikī〕.

舊譯—若善業無覺、許受爲果報、此受是心法、若惡唯身受。

扨て、以上所明の業を再び果と考合して說かんに、之れを身心二受を招得するものとして分てば、中間定以上、有頂天までの善業たる善の無尋業は、唯心受をのみ招き、餘の一般の不善業は、唯身受をのみ招く。

【二一二】憂とは憂根。

【二一三】前とと本論卷第三。第六節異熟非異熟門。

第七節　心狂業[二二四]

心狂業

有情の心狂は何の識と因と處とぞ。

頌に曰はく、

(58) 心狂は唯意識のみなり。業の異熟より生ずること、[二二五]
及び怖と害と違と憂とに由る。北洲を除きて欲に在り。

心狂は唯意識に局る

論じて曰はく、有情の心狂は唯意識にのみ在り。若し五識に在りては必ず心狂無し。五識身は無分別なるを以ての故なり。

心狂の五緣

五因に由るが故に有情の心は狂ふなり。

(一)業の異熟

一には有情の業の異熟に由りて起る。謂はく、彼れ藥物・呪術を用ゐて他の心をして狂せしめ、或は復た他をして欲する所に非ざるもの、〔卽ち〕若くは毒、若くは酒を飲ましめ、或は威嚴を現じて禽獸等を怖れしめ、或は猛火を放ちて山澤を焚燒し、或は坑穽を作りて衆生を陷墜し、或は餘の事業もて、他をして失念せしむ。此〔等〕の業因に由りて當來世に於いて別の異熟を感じ、能く心をして狂せしむ。

(二)驚怖

二には驚怖に由る。謂はく非人等の、怖る可き形を現じて來り相逼迫するとき、有情は見已りて遂に心狂を致す。

(三)傷害

三には傷害に由る。謂はく、[二二六]事業をもて非人等を惱すに因りて彼れの瞋に由るが故に、其の肢節を傷けて遂に心狂を致す。

【二二四】心狂とは正念を失して是非を辨ぜざるに至れる狂者のこと。特別の心所あるに非ずして受相應の心心所の狂するなり。婆沙卷一二六（毘曇部十三、二二三頁以下）、舊譯卷一二、二三九頁上、正理四〇、光記一五、二四九頁中參照。

【二二五】(58) cittakṣepo [manaścitte].
sa ca karmavi ākajaḥ,
bhayo: adravavilkopaśokaiḥ,
[akuruṣv āgiṣu].

舊譯—心癲於心心、此從業報生、
怖、打、不平、憂、欲界除鳩婁。

心狂は唯有分別なる意識にのみ有り、これ心狂は正念を失して、是非の分別を失ふことを云ふに由る。之れは、(一)業の異熟。(二)驚怖。(三)非人等の害。(四)四大種の乖違。(五)過度の憂愁。の五緣によりて生ず。而してそは欲界一般に在りて、唯北洲を除く。今、玆に心狂を論ずるは、業の異熟果の所生として業論に關係深ければなり。

【二二六】事業をもて云云。大木などに、餓鬼などの住したるとき、その大木を截りて餓鬼を惱すが如し。

(四)乖違 四には[二一七]乖違に由る。謂はく、身内の風・熱・痰の界が互に相違反して、大種の乖違するに由るが故に、心狂を致す。

(五)愁憂 五には愁憂に由る。謂はく、[二一八]親愛なるものを喪失する等の事に因りて愁毒纏懷し、心、遂に發狂す。婆私等の如し。

難 [二一九]若し意識に在りて方に心狂有り、復た心狂は業の異熟より起ると許すならば、如何にしてか心受は異熟に非ざらんや。

答 心狂は是れ業の異熟なりとは說かず、但是れ業の異熟の所生なりと言ふのみ。謂はく、惡業の因が不平等の異熟の大種を感ず。此の大種に依りて心が便ち失念するが故に、說きて狂と爲す。

心狂と心亂との關係―四句分別 是の如き心狂を心亂に對して、應に四句を作るべし。謂はく、[二二〇]心狂にして心亂に非ざる有り。乃至、廣く說く。狂にして亂に非ざるものとは、謂はく、諸の狂者の不染汚心なり。[二二一]亂にして狂に非ざるものとは、謂はく、不狂者の諸の染汚心なり。狂にして亦た亂なるものとは、謂はく、諸狂者の諸の染汚心なり。狂にも亂にも非ざるものとは、謂はく、不狂者の不染汚心なり。

心狂ある有情 北俱盧を除ける所餘の欲界の諸の有情類には心狂有る容し。謂はく、欲天の心にすら、尙狂なるもの有り。況んや人と惡趣、とにして心狂を離るることを得んや。

地獄 地獄は恒に狂す。多苦逼るが故なり。謂はく、諸の地獄は恒

【二一七】乖違とは四大種が互に乖違すること。

【二一八】婆私(Vāsiṣṭhī)の因緣は婆沙論一百二十六に曰く、「如二契經說一、婆私瑟搋婆羅門女、喪二六子一故、心發二狂亂一、露形馳走、見二世尊一已、還二得本心一。(大正二七、六五八頁上)

【二一九】若し意識云云。若し心狂にして、意識に在り、且つ、業の異熟ならば、第六意識相應の憂も亦非異熟とは云ひ得ざらんとの意。

【二二〇】心狂にして心亂に非ざるものとは第一單句にして、狂者の不染汚心を起すは是れなり。狂者の故に心狂なるも不染汚心の故に心亂に非ず。

【二二一】亂にして狂に非ざるものとは、第二句にして不狂の故に心狂に非ず、染汚の故に心亂なり。他は知るべし。

に種種異類の苦具の爲に[三二二]末摩を傷害せられ、猛利にして忍び難し。苦受に逼めらるるすら尚自ら識らず。況んや是非を了ぜんや。故に、地獄の中には怨心傷歎し猖狂馳叫すること世に傳へて文有り。

欲界聖者と心狂

欲界の聖の中、唯諸佛をのみ除きては、大種の乖違するときには、心狂有る容し。[三二三]異熟生なる〔心狂〕は無し。〔所以は何ん〕若し定業有らば、必ず先づ受けて後に方に聖を得すべく、若し定業に非ざるは、聖を得するに由るが故に、能く果無からしむ。亦驚怖も無し、五畏を超ゆるが故なり。亦傷害も無し。諸の聖者は非人等の憎嫌の事無きを以ての故なり。亦、愁憂も無し。法性を諳せるが故なり。

[三二四]第八節　曲・穢・濁の三業

曲穢濁三業

又、經の中に說かく、業に三種有り。謂はく曲・穢・濁なりと。其の相は云何。

頌に曰はく、

(59a)[三二五] 曲と穢と濁との業は、諂と瞋と貪とに依つて生ずと說く。

論じて曰はく、身・語・意の三に各三種有り。謂はく、曲と穢と濁とにして、其の次第の如く、應に知るべし諂と瞋と貪とに依りて生ぜらるゝことを、謂はく、[三二六]諂に依りて生ずる身・語・意

【三二二】末摩につきては本論卷第十參照。

【三二三】若し定業云云。以下欲界の聖に就きて言ふ、定業とは心狂を生ずべき異熟の大種を招く定業のこと。若しそれがあれば、先づ心狂の果を受けて、然る後に入聖す。聖を得し已らば決定してかくの如き心狂有るべきこと無し。若し定業ならぬものならば入聖得果して後、聖道に由りてその果を無からしむ、又聖者は五畏を離るるを以て第二の緣による心狂も無く、非人等の聖者を害すること無きを以て、第三緣に由る心狂も無く、苦・空・無常・非我の法性を了知せるが故に、今更愁憂も無きが故に、第四緣による心狂も無し。

【三二四】婆沙卷一一七(毘曇部十三、一八頁以下)、舊譯卷一二、二三九頁中、正理卷四〇、光記一五、二五〇頁上以下參照。

【三二五】(59a)〔kautilyadoṣakaṣāyoktam śāṭhyadveṣarāgajam〕.
舊譯―說₌曲麁澀業、諂曲瞋欲生₋。

業は更に其の發端、生起の因に約めて曲・穢・濁の三に分つ。曲業は法の理を曲解する五見を性とする所の諂より生じ、穢業は煩惱卽ち穢の中最も重き煩惱の一なる瞋恚より生じ、濁業は境に染著する貪煩惱より生ず。その所依によりて之ゝ等に又身・語・意の別有ること論を俟たず。

【三二六】諂は有身等の五惡見を體とす。五見は法の道理を曲げて見るが故に曲といふ。

業を名けて曲業と爲す。諂曲の類なるが故なり。[三三九]若し[三三八]瞋に依りて生ずる身・語・意業ならば、名けて穢業と爲す。瞋穢の類なるが故なり。若し[三三九]貪に依りて生ずる身・語・意業ならば、名けて濁業と爲す。貪濁の類なるが故なり。

【三三七】諂曲を原因となすと云ふ義なり。瞋穢の類、貪濁の類も準知すべし。
【三三八】瞋は一切煩惱を穢といふ中、最も重き煩惱の故に又穢と名づく。
【三三九】貪は境に貪著するを性と爲すが故に濁と名づく。

卷の第十六〔分別業品 第四の四〕

本論第四編 業品第四

[一]第九節 黒等の四業

第一項 黒白の四業

黒等の四業

又[二]經の中に說く。業に四種有り。謂はく、或は業の黒にして黒の異熟ある有り。或は復業の白にして白の異熟ある有り。或は復業の黒白にして黒白の異熟ある有り。或は復業の非黒非白にして異熟無く、能く諸業を盡す有り」と。

其の相は云何。

頌に曰はく、

(59b)[三]黒黒等の殊りに依りて、說く所の四種の業あり。
(60)惡と色と欲界の善と、能く彼れを盡す無漏となり。
應に知るべし、次第の如く、黒・白・倶・非と名くることを。

四業

論じて曰はく、佛は[四]業と果との性類の不同なると、所治と能治との殊るとに依りて、黒黒等の四を說く。

黒業

諸の不善業を一向に黒と名く。染汚の性なるが故なり。〔その〕異熟も亦黒なり。不可意なるが故なり。

【一】婆沙卷一一四（毘曇部十二、三五三頁以下）、舊譯卷一二、二三九頁中、正理卷四一、光記一六卷初頭參照。

【二】經の中云云。以下第七、黒等四業を明す。善の清淨を白に喩ふると共に惡の混濁を黒に喩へ、善惡を色彩によりて示して、業を分別す。即ち、
一、一切不善業は染汚の性の故に黒と名づけ、
二、色界の善業は不善を混ぜざるが故に白と名づけ、
三、欲界の善業は善中に不善を伴ふが故に黒白と名づけ、
四、前三業を斷ずる業は不染汚の故に黒に非ず、白の異熟無きが故に非黒非白業と名く。之れ等はその招く所の果報もその性に順ず。經とは中阿含卷二十七、達梵行經（大正一、六〇〇頁上）に曰く「云何知ニ業有一ㇾ報、謂或有ニ業黒有ニ黒報一、或有ニ業白有ニ白報一、或有ニ業黒白、黒白報一、或有ニ業不黒不白、無ニ報業一、業盡、是謂ㇾ知ニ業有一ㇾ報云云」と。

【三】(59b)〔kṛṣṇaśuklādibhedena karma bhaveo caturvidham〕
(60) aśubhaṃ rūpa[a]kāmāptam 〔śubham eva yathākramam kṛṣṇaśuklobhayaṃ karma, tatkṣayakṛd anāsravam〕.

舊譯—黒白等差別、復說ニ業四種一、非善欲、色有、善、次第應ㇾ知、黒白有ニ二業一、能滅ㇾ彼無流。

【四】業と果との性類不同とは黒黒等の前三業の分類の標準にして、即ち染汚の性なるが故に黒と名け、無雜の故に白と名け、惡を雜ふるが故に黒白と名くるは、業の差別による分類なり、不可意の故に黒なり、可意なるが故に白なり、非愛の果を雜ゆるが故に黒白なり

白業 色界の善業を一向に白と名づく。惡を雜へざるが故なり。〔その〕異熟も亦白なり。是れ可意なるが故なり。

無色善を言はざる理由 何故に無色界の善を言はざるや。

毘婆沙師說 五 傳說すらく、「若し處に二の異熟――中〔有〕と生有とを謂ふ――有りて、三種の業――身・語・意を謂ふ――を具するものなれば、則ち〔玆に〕說くも、餘なれば非らず」と。

論主の破 六 然れども、契經の中の有る處には亦「無色の善業を白等と」說けり。

黑白業 欲界の善業を名けて黑白と爲す、惡の雜る所なるが故なり。〔その〕異熟も亦黑白なり。非愛の果と雜るが故なり。

黑白の意義 七 此に黑白の名は相續に依りて立るものにして、自性に據るには非ず。所以は何。一業及び一異熟の、是れ黑にして亦白なるもの無きを以てなり。互に相違するが故に。

難 八 豈に惡の業と果とは善の業と果とに雜せらるるが故に、是れ則ち亦名けて白黑と爲すべきにあらずや。

答 九 不善の業と果とは、必ずしも善の業と果との爲めに雜せらるべきに非ず。〔之に反し〕、欲の善の業と果とは必定して惡の業と果との爲めに雜せらるべし。一〇 欲界の中には惡が善に勝るを以ての故なり。

非黑非白 諸の無漏の業の能く永く前の三業を斷盡するを、名けて非黑

とは業の果による分類なり。前の三と後の一との別を前は所治の法なるにより、最後の非黑非白業は能治によりて立てしものなり。

【五】 傳說すらく云云。婆沙百十四に九說ある中、今はその第三義によりて答へたるなり。謂ふ意は、異熟に生有、中有の二あり、業にして身・語・意の三種の條件を具備せる場合に於いて、黑白業の事を說く。然るに無色には中有なく、又身・語業もなければ之を談ぜざるなりと。

【六】 然れども云云。論主の曰く、或る經には無色の業を白業にして白の異熟ありとする中にも數へたる所ありと。

【七】 此に云云。欲界の善の業果を黑白といへるは、善の業果其者を指して云へるにあらずして、一相續の身中に或時は善、或時は惡の業果の起るを指すなりと。

【八】 豈に云云。若し善の業果にして、相續中に惡の業果の雜るによりて黑白といひ得るならば、惡の業果もその相續中に善の業果の交ることあるべきを以て、同理にて白黑といひ能はざる理由なかるべしとの難なり。

【九】 不善の業と果とは云云。斷善根者や地獄の異熟の如き、不善の業果には、その相續中に善のそれの雜らざることあれば、白黑といひ得ず。之に反し、欲の善の業果には必ず惡のそれが雜るが故に黑白と名づけざるべからずと。

【一〇】 欲界の中には云云。婆沙卷一一四(毘曇部十二、三五八頁)參照に「欲界中にては不善が强盛にして、こは善法の爲めに陵雜せられず、反つて不善が能く自地の善を斷ずることすらあるに、善業は羸劣にして、不善の爲めに陵雜さるるのみならず、欲界の善は不善を對治すること能はず」と言ふ。

と爲す。不染汚なるが故なり。亦非白とも名く。白の異熟を招くこと能はざるを以ての故なり。

此に非白と言ふは是れ[一一]密意の説なり。佛は彼の[一二]大空經中に於て、阿難陀に、「諸の無學法は、純善純白にして、一向に、罪無し」と告げ、[一三]本論にも亦、「云何が白法なる。謂はく、諸の善法と無覆無記〔法〕となり」と言ふを以てなり。

[一四]異熟無しとは、界に墮せざるが故にして、流轉法と性の相違するが故なり。

第二項　無漏業と黒等三業との關係

無漏業と黒等の三業との關係

[一五]諸の無漏の業は皆能く前の三業を盡すと爲んや不や。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(61)[一六]四法忍と欲を離るる　前の八無間と倶なるとの、
　十二の無漏の思は、　唯、純黒業をのみ盡す。
(62)欲と四靜慮とを離する、　第九の無間の思は、
　一は雜と純黒とを盡し、　四は純白をして盡くさしむ。

黒業を斷ずる無漏業

論じて曰はく、[一七]見道の中に於ては四の法智忍と、及び修道に於ては欲染を離する位の前八無間の聖道と倶に行ずるものとにて、十二の思有りて、〔此等は〕唯、純黒をのみ盡くす。

【一一】密意の説とは、實は無漏法は白といひ得べきも、已に非黒といひ、且つは色善に擇ぶ必要上、暫らくかく云へるのみとの義。

【一二】大空經云云。中阿含卷四九、大空經(大正一、七三九頁中)には、内空・外空・内外空を行じて、正知を得すること、乃至五盛陰と其の滅とを觀じ、五盛陰に我慢のあるを滅するを知り已りて正知を得ること等を説き、其次に以下の如き語をなせり、謂く、「阿難、是法一向可、一向樂、一向意念、無漏無受、魔所不及、惡所不及云云」と。M. N. 122. Mahāsuññata-suttam には、Ime kho te, Ānanda, dhammā ekanta kusalāyatikā ariyā lokuttarā anavakkantā pāpimatā. とあり。本論の引用文に意相似す。

【一三】本論とは品類足論卷第六(大正二六、七一五頁中)に曰く、「有罪法云何。謂不善、及有覆無記法。無罪法云何。謂善、及無覆無記法。黒〔法〕白法、有覆無覆法、順退、非順退法亦爾」と即ち白法は無罪法の如しとあるを指す。

【一四】異熟なし云云。前に「白の異熟を招く能はざるが故に」といへる文句を釋したるものとす。

【一五】諸の無漏等。上に敍べたる無漏業の斷業を別に細説す。無漏業は軈がて、造惡習染の衆生の解脱入涅槃を可能ならしむ可き根本なるも、中に於て斷業の勢力各別なればなり。

【一六】(61)〔dharmakṣāntikāmavairāgy-
ānantaryapathāṣṭasu
kṛṣṇasya kṣayakṛt karma
dvādaśavidhacetanā〕,
(62)〔kṛṣṇaśuklasya kṣayakṛd
yā navamasya cetanā〕,
śuklasya dhyānavairāgyeṣv
〔ānantaryapathāntyajā〕.

黑白業を斷ずる無漏業

一八 欲界の染を離する第九の無間の聖道と倶に行ずる一の無漏思は、雙べて黑白及び純黑とを盡くさしむ。此の時、總じて欲界の善を斷ずるが故に、亦、第九の不善業を斷ずるが故なり。

純白業を斷ずる無漏業

一九 四靜慮の一一の地の染を離する第九の無間道と倶に行ずる無漏の思あり、此の四は唯純白業をのみ盡くすさしむ。

二〇 何に緣りてか諸地の有漏の善法は、唯、最後道のみが、能く斷じて、餘には非ざるや。

答

二一 諸の善法は自性斷に非ざるを以てなり、已に斷ずるも現在前す容きこと有るが故なり。然るに彼れを緣ずる煩惱の盡くる時を方に說きて名けて彼の善法を斷ずと爲すに由るを以てなり。爾の時、善法の離繫を得するが故なり。

此れに由りて、乃至彼れを緣ずる煩惱の餘り一品だも在らんには、〔彼の善法の〕斷の義は成ぜず。善法は、爾の時未だ離繫せざるが故なり。

第三項　黑等四業に關する異說

黑業等に對する異解

頌に曰はく、

(68) 有るが說く、「地獄の受と、二二 餘の欲の業とは黑と雜となり」と。

第一說

有るは說く、「欲の見滅と、餘の欲の業とは黑と倶なりと。

論じて曰はく、有餘師は說く、「順地獄受〔業〕と、及び 二三 欲界

舊譯—於二法忍一離欲　於二八次第道、
十二種故意、　此能滅二黑業一、
於二第九故意一、　能滅二黑白業一、
白業離欲定、　後次第道生。

八句(二頌)の中、初の四句一頌は、頌の純黑業を斷ずる無漏業を明し、後の四句は純黑と、黑白と純白とを斷ずる無漏業を明にしたるものなり。

【一七】 見道の中に於て云云。純黑業は、只欲界にのみあるを以て、之を斷ずる無漏業も、所詮、欲の煩惱即ち純黑を斷ずるものに外ならず。先づ之を見道よりするに、十五心ある中、欲の煩惱を斷ずる作用あるは、苦法智忍・集法智忍・滅法智忍・道法智忍の四法智忍ならざるべからず。又之を修道よりするに欲界繫の修惑に九品あり、從つて九無間道九解脫道ある中、其九無間道は正しく欲惑を斷ずる作用を有するものなり。然れども第九無間道は次ぎに述ぶるが如く、特別に取扱ふ必要あるを以て純黑業のみを斷ずるものは前八無間道なり。即ち前の四法智忍とこの八無間道の伴ふ所の無漏の思との十二の思によりて純黑業を滅するなり。

【一八】 欲界の染を離する云云。頌に欲と四靜慮とを離する云云、とある中、特に欲を離する方面に就て述べたるなり。即ち欲の修惑を斷ずる第九無間道は、純黑業を斷ずるは勿論ここに到りて總じて欲の繫縛を斷ずるを以て、この無間道に伴ふ無漏思は、更に欲の善業、即ち黑白をも斷盡し得る力あることになるなり。故に之を黑白及び純黑を双べて盡くすといふ。

【一九】 四靜慮云云。純白業は色界の善業なるを以て、色界の修惑を斷ずる聖道を倶起する無漏思により斷ぜらる。然るに、四靜慮の一一に九品の惑あるを斷ずるは、その一一に對する九無間道にして、特に各地の第

中の餘受に順ずる業とを、次の如く名けて純黑と雜との業と爲す。謂はく、地獄の異熟は、唯不善業のみの感ずるものなるが故に、彼の受に順ずるを純黑業と名く。唯、地獄のみを除く餘の欲界中の異熟は 皆通じて善・惡業の感ずるものなるが故に、彼の受に順ずるを黑白業と名く」と。

第二說

有餘師は說く、「欲の見所斷〔業〕及び欲界中の所有の餘の業とを次の如く名けて純黑と俱との業と爲す。謂はく、見所斷には善の雜ること無きが故に純黑業と名け、欲の修所斷には善も不善も有るが故に、俱業と名く」と。

[二四]第十節　三牟尼業と三清淨業

三牟尼三清淨

[二五]又、經の中に「三牟尼有り」と說く。又、經の中に、「三清淨有り」と言ふ。俱に身・語・意なり。〔其の〕相は各々云何。

頌に曰はく、

(64) [二六]無學の身・語業と、　即ち意とは三[二七]牟尼なり、

三清淨は應に知るべし、　即ち諸の三妙行なり。

牟尼行

論じて曰はく、無學の身・語業を身・語牟尼と名く。

意牟尼は、即ち無學の[二八]意にして、意業には非ず。所以は何。勝義の牟尼は唯心をのみ體と爲す。[二九]謂はく、身・語の二業に由りて比知するなり。

九無間道と俱起する四の無漏思は純白業を總じて斷盡するなり。

【三〇】何に緣りか云云。欲界の善業にても、色界の善業にても、第九無間道に到りて、初めて斷ぜらるるは何故なりやとの問なり。

【三一】諸の善法は云云。凡そ法には、それ自らの性質として斷盡せられざるべからざるものと、それ自身は斷盡せらるる必要なきも、之を緣ずるの煩惱を斷ぜざるべからざるものとあり。前者を自性斷といひ、後者を緣縛斷といふ。此の考察を以て今の問題に向ふに、黑業は勿論自性斷なれど、善業は緣縛斷に屬す。何となれば善業は聖者と雖も起すべきものなれど、ただそれを緣ずるの煩惱を斷盡するの必要あればなり。從つて此緣縛斷に屬する善業は、苟も煩惱のある限りは、未だ斷盡せられざる譯なるを以て、各地各地の煩惱を全く斷盡し去る位の第九無間道に至らざれば斷とならざるなり。

【三二】(63)〔nārakiyaṃ(narake vedyaṃ) anye kāme 'nyatra vedyaṃ dvayaṃ viduḥ}
drgheyaṃ kṛṣṇam 〔anye〕
'nyat kṛṣṇaśuklaṃ tu kāmajam.

舊譯―餘說地獄報、　及欲受報二、
餘說見滅黑　　　餘欲業黑白。

以下二師の黑及び黑白二業に關する異說を揭ぐ。前揭の說と併せて三說は、善惡を黑白と說くに於て相違ずれども、かかる善惡を決定する上の標準を那邊に置くかに由りて三說差別あり。卽ち上揭の第一說は欲・色界の善・惡によりて黑・白の別を論ぜるに對し、今の二說中、前師は更にかかる善惡を五趣中の異熟に關係せしめて一層具體的に說明せんと爲せるものにして、地獄を招感する業は不善業にして、此を黑業と名づけ、

又、身・語業は是れ[三〇]遠離の體なり。意業は然らず。無表無きが故なり。

問

遠離の義に由りて牟尼を建立す。[三一]是の故に、卽ち心は身・語業に由りて能く〔衆惡より〕離さるること有るが故に牟尼と名く。

何が故に牟尼は唯、無學にのみ在りや。

答

阿羅漢は是れ實の牟尼にして、諸の[三二]煩惱の言の永く寂靜なるを以ての故なり。

清淨行

諸の身・語・意三種の妙行を身・語・意の三種の清淨と名く。

[三三]〔或は〕暫く〔或は〕永く一切の惡行と煩惱の垢とを遠離するが故に、名けて清淨と爲す。

結

此の二を說くは、有情の[三四]邪牟尼・邪清淨を計するを息めしめんが爲の故なり。

[三五]第十一節　三惡行と三妙行

又、經の中に、「三惡行有り」と說く。又、經の中に「三妙行有り」と言ふ。倶に身・語・意なり。

〔其の〕相は各々云何。

三惡行
三妙行

頌に曰はく、

[三六](65)惡の身・語・意業を、說きて三惡行と名く。

及び貪・瞋・邪見なり。(66a)三妙行は此に翻す。

欲界中の所餘の受に順ずる業は亦その中に惡善相混るが故に黑白業と名くとす。後師は所謂標準を斷業に置きて、(一)欲界見所斷の業は善業を雜うること無きが故に、黑業と名づけ、(二)同修所斷の業は善のものも混ずるが故に黑白と名づくと論ず。

【三三】欲界中の餘受に順ずる業とは、地獄以外の餘の四趣に於ける善惡業をいふ。

【三四】婆沙卷一一七(毘曇部十三、二六頁以下)、舊譯卷一二、二四〇頁上、正理卷四一、光記一六、二五一頁下參照。

【三五】又經の中云云。三牟尼及び三清淨を明す。名の示すが如く共に向上門に屬する善業なり。中に於て三牟尼業は唯無學の聖者に限り、三清淨は有漏・無漏の二に通ず。卽ち無學の身語意を三牟尼と稱し、諸有の身語意の妙行を一般に三種の清淨と稱す。所謂經は例せば中阿含卷五、等心經(大正一、四四九頁下)に曰く「舍梨子、當ㇾ學ニ寂靜、諸根寂靜、心意寂靜、身口意業寂靜云云」とあり。此の中、この牟尼を此經に於ては寂靜といへるなり。又三清淨は同中阿含卷五、水喩經(大正一、四五四頁上)に曰く、「復次諸賢、或有ニ一人、身淨行、口意淨行云云」とあり。

【三六】(64) aśaikṣaṃ kāya〔vāk〕karma mana eva〔yathākramam〕 maunatrayam,〔tridhā śaucaṃ〕 sarvasucarita〔trayam〕.

舊譯—無學身口業、意應ㇾ知次第、三牟那、三淨、一切三善行、

【三七】牟尼(mauna)は舊譯には牟那に作る。

【三八】意にして意業に非ずとは意とは心王の異名にし

三惡行　論じて曰はく、一切不善の身・語・意業を、次での如く身・語・意惡行と名く。然るに意惡行に復三種有り。謂はく、意業に非ざる貪・瞋・邪見なり。貪等は思を離れて別に體有るが故なり。

譬喩師の說　譬喩者は言ふ、「貪・瞋・邪見は卽ち是れ意業なり。[三七]故思經の中に此の三種を說きて意業と爲すが故に」と。

有部の難　[三八]若し爾らば、則ち業と煩惱と合して一體と成るべし。

譬喩者通　[三九]煩惱卽ち是れ意業なること有りと許す、斯れに何の失かある。

有部の難　毘婆沙師は說く、「彼は理に非ず。若し爾りと許さば、便ち衆多の理敎と相違して大過失を成ぜん。然るに契經に是れ意業なりと說くは、思が彼を以て門と爲して轉ずることを顯さんが〔爲めの〕故のみ」と。

惡行と名くる所以　此れに由りて能く非愛の果を感ずるが故に、是れ聰慧の者の訶厭する所なるが故に、此の行は卽ち惡なり。故に惡行と名く。

三妙行　三妙行は此れに翻じて應に知るべし。謂はく、身・語・意一切の善業と、業に非ざる無貪・無瞋・正見となり。

問　正見・邪見は、旣に故思して他を益し、他を損ぜんと欲すること無し。如何にしてか善惡を成ぜん。

答　能く損益の與に根本と爲るが故なり。

[四〇]第三章　特に、十業道に就きて

て、意業とは思の心所をいふ。

【二九】謂はく等。牟尼卽ち寂靜又は寂默の體は、ただ心なれど、心は知り難きを以て身語の作用を見て、その心體を比知すべきなり。卽ち、能比の身語と所比の心とを合して牟尼と立つ。光記に勝義卽ち眞實の牟尼は心を體とするに身語業は衆惡を離るるに由るが故に、以て牟尼なる心を比知すべし、此の比の用あるが故に、亦牟尼と名くとあり。然るに意業、卽ち意思は勝義にも非ず亦此の牟尼の心を比知するの手懸りともならざるが故に牟尼と名づけずとなり。

【三〇】能く衆惡を離るるを遠離と名く、

【三一】是の故に云云。身語に律儀の無表業あるによりて、心心所をして衆惡より離れしむるを牟尼と名づくとなり。

【三二】煩惱の言とは、煩惱は喧諍なること、言に似たるが故に之を言と云へるなり。

【三三】〔或は〕暫く〔或は〕永く云云。無漏の方は永久に、有漏の方は暫時にかかる。

【三四】邪牟尼とは外道の、無益の無言の行などを指し、邪淸淨とは同じく外道の中戒・狗戒などを指す。

【三五】三惡行に就きては、特に、婆沙卷一一二（毘曇部十二、三一〇頁以下、三妙行に就きては特に、同上卷一一二（毘曇部十二、三二〇頁以下）舊譯卷一二、二四〇頁上、正理卷四一、光記一六、二五二頁中參照。

【三六】(65) kāyikādikam aśubham
duścaritatrayam matam,
akriyam apy abhidhyādi
manoduścaritam tridhā.
(66a) viparitam sucaritam].
舊譯—惡身口意業、說名三惡行、

第一節　善・惡の十業道と妙行惡行との關係

十善十惡業道

〔四一〕又、經中に言ふ。「十業道有り。或は善、或は惡なり」と。其の相は云何。

頌に曰はく、

(66ab)〔四二〕說く所の十業道は、　惡・妙行の中の麁品を、
攝して其の性と爲し、　應の如く善・惡を成ず。

論じて曰はく、前所說の惡と妙との行の中に於て、若し麁顯にして知り易きを攝して十業道と爲す。應の如く、若し善〔業道〕ならば、前の妙行を攝し、不善業道には前の惡行を攝す。

十業道に攝せられざる妙・惡行

何等の惡・妙行を攝せざるや。

十惡道業

〔四三〕且らく、不善中の身惡業道には、身惡行に於ける一分を攝せず。謂はく、加行と後起と、餘の不善の身業即ち諸の酒を飲むことと執と打と縛等となり。加行等は麁顯に非ざるを以ての故なり。

若し身の惡行にして他の有情をして命を失し、財を失し、妻妾を失せしむる等ならば說きて業道と爲す。〔四四〕遠離せしめるが故なり。

語惡業道には、語惡行に於ける、加行と後起と、及び輕きと

非業貪瞋等、說意惡行三。

長阿含卷八衆集經（大正一、五〇頁上）に云く、「復有二三法一、謂三惡行、身惡行、口惡行、意惡行。復有二三法一、謂三善行、身善行、口善行、意善行。」と。此れは第九に、同じく身・口・意三業を價値的に判斷して、之れに三惡行と三妙行とを差別せるなり。前者は一切不善の三業を總括し、後者は一切善の三業を釋す。中、三惡行の一たる意行に更に差別を認めて之れに貪・瞋・邪見の三をも包括せんとすること、今の頌文の示す所なるが、之れに關しては異說有りて、毘婆沙系の有部にては、意業即煩惱說を排斥し、譬喩者は下記の如き故思經の經文によりて、意業と煩惱との一說を主張す。世親の意は例に依りて經部に隨ふ。何れにするも、前者に屬する三種は非可愛・可厭の果を招き、後者に屬する者は可愛の果を感ずるが故に、次での如く惡行、妙行と名づくるなり。

【三七】故思經（舊譯、故心作經）とは、中阿含三、業相應品思經（大正一、四三七頁下）に曰く、「云何意故作三業、不善與二苦果一、受二於苦時一、一曰貪…二曰嫉恚…三曰邪見云云」と。

【三八】若し爾らば云云。譬喩者の如く貪・瞋・邪見を直ちに思業と解するならば、因たる煩惱と果たる業と混同するの過あらんとなり。

【三九】煩惱即ち云云。業品の初に經を引いて、思業と思已業とあることを說けり。斯の如くなれば、過にあらずとは譬喩者の會通なり。

【四〇】十業道に關しては、婆沙第一一三卷、其の全體を擧げて之を說明せり。舊譯卷一二、二四〇頁中、正理卷四一、光記一六、二五二頁下、參照。

【四一】又經中云云。以下十業道を解說す。經とは、例せば、中阿含卷三、伽彌尼經（大正一、四三九頁下以

を攝せず。

意惡業道には、意惡行に於ける惡思と及び輕き貪等とを攝せず。

十善道業

善業道の中、身善業道には、身妙行に於ける、一分を攝せず。謂はく、加行と後起と及び餘の善の身業即ち離飲酒と施供養等となり。

語善業道には、語妙行に於ける一分を攝せず。謂はく、愛語等なり。

意善業道には、意妙行に於ける一分を攝せず。謂はく、諸の善思なり。

第二節　十業道及び加行・後起と表・無表

第一項　根本業道と表・無表

十業道と表・無表

[四五] 十業道の中、前七業道には皆定んで表・無表有りと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(67)惡の六には定んで無表あり。彼の自作と婬とには二あり。
善の七の受より生ずるに二あり。定より生ずるは唯無表のみなり。

下）及び雜阿含卷三十七、第一〇四六經以下の諸經（十業跡又は、十法などと言ふ）、並びに增一阿含卷四十三の十法品（大正二、七八〇頁下）の如し。十業道に善・惡二種有り　共に前所說の惡・妙二行中に於いて特に顯著にして容易に知り得る如きもの十種に名づく。

十不善業道とは、

(一)殺生 (prāṇātipāta) 又は斷生命。
(二)偸盜 (adattādāna) 又は不與取。
(三)邪淫 (kāmamithyācāra) 又は欲邪行。
(四)兩舌 (paiśunya) 又は離間語。
(五)妄語 (mṛṣā-vāda) 又は虛誑語。
(六)惡口 (pāruṣya) 又は麁惡語。
(七)綺語 (saṃbhinna-pralāpa) 又は雜穢語。
(八)貪欲 (abhidhyā) 又は貪。
(九)瞋恚 (vyāpāda) 又は瞋。
(十)邪見 (mithyādṛṣṭi)

十善業道は各項に離の字を冠せるものなり。

【四二】 (66ｂ) [tad]audārikasaṃgrahāt
[daśa karmapathā uktā]
yathāyogaṃ śubhāśubhāḥ]

舊譯—由レ攝ニ彼麁品一、　故說ニ十業道一、
如レ理謂ニ善惡一、

【四三】 且らく等。十業道と惡妙行との關係を別に細說す。今は第一に惡行と十不善業道との關係を敍し、善業道の中、以下に於て十善業道と妙行との關係を說く。一般に業道は麁顯に依て建立し、一事業を構成する當面の場合を言ふ。從つてたといその事業に不可缺の條件なりと雖も、準備的行爲（加行）及び後始末（後起）の行爲等は業道と名けず。即ち業の經過中加行及び後起は立てて業道となさざるなり。

【四四】 遠離せしめんが故なりとは、世尊が特に、加行

七惡業道と表・無表

論じて曰はく、七の惡業道の中、六には定んで無表有り。謂はく、殺生と、不與取と、虚誑語と、離間語と、麁惡語と、雑穢語となり。是の如き六種は、若し他を遣して爲すときは、根本〔業道〕成ずる時、自の表無きが故なり。若し自ら彼の六業道を作すこと有らば、則ち六には皆表・無表の二有り。[四六]謂く、表を起す時、彼れ便ち死する等なり。後に方に死する等のときは、遣使と同じく根本の成ずる時には唯、無表のみ有るが故なり。唯[四七]欲邪行のみは必ず二種を具す。要ず是れ自身に究竟する所なるが故なり。他を遣して作さんは自の如く喜を生ずるにあらざればなり。

七善業道と表・無表

七善業道にして、若し受くるに從ひて生ずるときは、必ず皆二を具す、謂はく、表と無表となり。受くることより生ずる尸羅は、必ず表に依るが故なり。

定生は無表のみ

靜慮と無漏とに攝する所の律儀を名けて定より生ずと爲す。此れは唯無表のみあり。但だ心力に依りてのみ生ずることを得るが故なり。

第二項　加行及び後起と表・無表

加行・後起と表・無表

[四八]加行と後起とも根本の如くなりや。

爾らず。〔所以は〕云何。

頌に曰はく、

後起より離して業道と立てたる所以を明にしたるものとす。

【四五】 十業道中云云。

(67) aśubhāḥ ṣaḍ avijñaptiḥ.
dvidhaikaḥ, [te 'pi kurvataḥ],
dvividhāḥ sapta kuśalāḥ,
avijñaptiḥ samādhijāḥ.

舊譯—六惡有二無敎一、　自作、一二種。
七二種唯善、　無敎從レ定生。

業道を明す中の第二段として業道と表・無表との關係を明す、從つて後の貪・瞋・邪見の三を省きて、前の身語の七に關して敍ぶ。先づ是の如き七の中に在りて(一)自らのみ能く遂行し得て、他の與り得ざるものと、(二)他を遣しても遂行し得るものとの二を區別す。謂く、七中の六即ち殺生・偷盜・妄語・兩舌・綺語・惡口の六は、第二の場合なるが故に自ら之を遂行する時と、他をしてなさしむる時と各別なり。前の場合には表・無表具備し、後の場合には無表のみ存す。邪淫のみは唯自らに於てのみ究竟し、又自らのみ遂行し得るが故に、前揭の第一の場合にして、隨つて常に表・無表の二業を具備す。

轉じて善業道の七に就きて見るに、自然見諦の得戒に非ずして他に從つて受くる別解脫戒は必ず二業を具備し、靜慮及び無漏所攝の律儀たる定生の業道は、唯無表のみ有りて表業無し。前者は常に表業に依り、後者は唯心力に依りてのみ生ずるを以てなり。

【四六】 謂はく表を起す時云云。殺生の表業を起す時、向ふの相手が直ちに死すれば、表と無表とを同時に得す。然れども若し向ふの相手は直ちに死せざれば打擲・刀斬等の加行は、殺生業道を成ぜざるが故に殺の表業

(68a)加行は定んで表有るも、　無表は或は有無なり。
後起は此れと相違す。

加行と無表

論じて曰はく、業道の加行には必ず定んで表有るも、此の位の無表は或は有るあり、或は無きあり。若し猛利の纒と淳浄の心とにて起すときは則ち無表有るも、此れに異らば則ち無ければなり。

後起と無表

後起は前に翻じて定んで無表有るも、此の位の表業は或は有るあり、或は無きあり。謂はく、若し後時に[四九]前に隨ふ業を起すときは、則ち表業有るも、此れに異らば便ち無ければなり。

第三節　特に、加行・根本・後起に就きて

第一項　三者の差別と意義

加行・根本・後起とは何ぞや

[五〇]此の義の中に於て、如何が加行と根本と後起との位を建立するや。

加行

且らく、不善の中、最初の殺業〔に就きて之を明せば〕、屠羊者の如きが、將に殺を行ぜんとする時に、先づ殺心を發し、牀より起ちて價直を執持し、賣羊の廛に趣き、羊身を揣觸して、價に酬いて捉へ取り、牽き還りて養飼し、將ひて屠坊に入り、手に杖刀を執りて、若くは打ち若くは刺し、或は一たび或は再びして命の未だ絶らざるに至る、是の如きを皆殺生の加行

六六九

なし。而して後に其によりて相手の死するは、恰も使を遣はして殺すと同理なれば、殺生の無表のみを得となり。

【四七】欲邪行とは邪婬をいふ。

【四八】加行等。

(68a) sāmantakās tu vijñaptiḥ
avijñaptir bhaved na vā,
pṛṣṭhaṃ viparītam.

舊譯—近方便有教、　無教或有無、
後分則翻此、

根本業道に附隨して、前程たる加行と後起との表・無表を明す。其大意を謂はば、加行に在りては根本を極成する所以の前程的條件として常に表業有るも、無表業に至りては、勇猛の淨信に基くか、猛利の煩惱に發するものなるときは有るも、爾らざれば無し。

【四九】前に隨ふ業とは、前の所作と類似せる業にして、若し前に殺生せりとせば、それに次ぎて打ち、割く等の作用を云ふ。

【五〇】此の義の中等。上來十業道を説くにつけて用ゐ來れる加行、根本、後起の概念を明らかにせん爲めに傍論を置く。

(prayoga)と名く。

根本

此の表業に隨ひて、彼の〔羊の〕正しく命終する、此の刹那の頃の表・無表の業を、是れを殺生の根本業道(maulakarmapatha)と謂ふ。二緣に由るが故に諸の有情をして根本業道の殺罪の觸るる所たらしむ。一には加行に由り、二には果の滿つるに由る。

後起

此の刹那の後に殺の無表業の隨轉して絶えざるを、殺の後起(pṛṣṭha)と名く。及び後時に於て、剝截し治洗し若くは秤り、若くは賣り、或は煮、或は食して、其の美を讃述する表業の刹那、是の如きをも、亦、殺生の後起と名く。

餘の六業道も其の所應に隨ひて三分の不同あり。准例して應に說くべし。

貪瞋邪見には加行後起なし

貪・瞋・邪見は纔かに現在前するとき、即ち說きて名けて根本業道と爲す。故に加行・後起の差別無し。

第二項　殺生業道と所殺生者の死時との關係

殺生業道と相手の死時との關係

此の中、應に「殺生さるるものが死有に住する時の、能殺生者の彼の刹那の頃の表・無表が、即ち業道を成ずと爲んや。死後のと爲んや」を說くべし。

有部徵

若し爾らば、何の失かある。

外難

二、俱に過有り。若し殺生さるるものが、正しく死有に住するとき、能殺生者の業道が即ち成ずとすれば、[五一]即ち能殺者が、

【五一】即ち能殺者云云。有部にては能殺者と所殺者とが同時に死する時は、能殺者は殺生業道を成ぜずと主張す（本章第六節を見よ）然るに、若し相手の死の刹那に業道成ずとせば、此際と雖も能殺者が業道を成ずとせざるべからず。何んとなれば能殺者の死とは同一刹那に屬すればなり。

殺生されしものと倶時に命終するときも業道を成ずべし。然も宗として彼の業道が成ずとは許さざればなり。若し殺生さるるものの、命終已後に、能殺生者の業道が方に成ずとせば、是のごとくんば則ち先に是の說を作すべからず。「此の表業に隨ひて彼れの正しく命終する、此の刹那の頃の表・無表業、是を殺生の根本業道と謂ふ」と。又、應に毘婆沙師が[五二]本論中の、「加行未だ息まず」といふを釋するに違害すべし。謂はく、本論に說く、「頗し已に生を害するも、殺生の未だ滅せざること有りや。曰はく、有り。已に生命を斷じて、彼の加行の未だ息まざるときの如し」と。[五三]毘婆沙師は此の文を釋して言はく、「此の中には、後起に於いて加行の聲を以つて說けるなり」と。應に根本に於いて加行の聲を說くと言ふべし。命終して後も、根本未だ息ずと許すが故に。

毘婆沙師の答 過有ること無きが如く、[五四]此の中にて應に說くべきなり。

論主の問 此の中には、何れを說きて過無しと爲るや。

毘婆沙師の答 [五五]謂はく、根本に於いて加行の聲を說けばなり。

論主の難 [五六]若し爾らば、于時、所有の表業が如何にして根本業道を成ず可きや。

毘婆沙師反徵 何爲ぞ成ぜざるや。

論主の答 〔命、既に無くんば、表業は〕用無きを以ての故なり。

【五二】 本論中云云。發智論第十一（大正二六、九七五頁上）害生納息初頭に加行未息とある文を婆沙第百十八に釋せるを指す。

【五三】 毘婆沙師云云。發智論に相手の生命を斷ずるも、尙ほ死せざるやと疑ひて打擊等を續け居るは、殺の加行の未だ息まざるものといふべしとあり。毘婆沙師は此際の加行といへるは、嚴格に言へば後起と名くべきなりと解したるなり。而して今の難意は已に婆沙師が死したるものを更に打つ等の事を、後起といへる以上、根本業道は死と同時に得せらるるものと解せるは言ふまでもなく、從つて死の後に之を得すといふは、婆沙に違反す、若し死の後に得すとせば、婆沙師は宜しく根本に於て加行といへりと注解すべきなりと。

【五四】 此の中とは發智の文を指す。

【五五】 謂はく根本に云云。毘婆沙師は先に發智の文を解して後起に於て加行の聲を說くと言ひしが、今は復根本に於て加行の聲を說くと云ふ。是れ前說を棄てたるが如きも實は然らず、兩個の場合あり得べければなり。謂く、若し有情が死有の刹那の内にあれば根本に於て加行の聲を說くと許し、其後は後起に於て加行の聲を說くと許すなり。

【五六】 若し爾らば云云。有情已に死せば表業は何の用もなきが故に斯く言ふ。

毘婆沙師反責

〔既に之に約して爾く言はば〕、[57]無表も此れに於て何の用有らんや。故に、業道の成ずるは、用あるに由るに非ず。但だ加行と果の圓滿する時とに由りて、此の[58]二、倶に根本業道を成ずるなり。

十業道相互の加行後起

十業道が殺の加行たるの例

[59]又諸の業道は展轉相望して互に加行・後起と爲ること有る容し。今且らく殺生業道が、十業道を以て起の加行と爲すことを說かんに、謂はく、如し人有り、怨敵を害せんと欲し、諸の謀計を設けて殺緣を合構し、[60]或は衆生を殺して助力を祈請し、或は他の物を盜みて以て殺事に資し、或は彼の婦を婬して其の夫を殺さしめ、或は彼れの親友を乖離せしめんが爲めの故に語の四過を起して猜阻を生ぜしめて、[61]設ひ勢力有りとも救護の心無からしめ、或は彼れの財に於いて心に貪著を生じ、或は卽ち彼れに於いて瞋恚の心を起し、或は邪見を起して殺業を長養し、然る後方に殺すがごとき、是の如きを名けて十業道を以て殺の加行と爲すとす。

十業道が殺の後起たるの例

[62]怨敵を殺し已りて、復た後時に於いて其の所親を誅し、其の財物を收め、彼れの所愛を婬し、乃至復た貪・瞋・邪見を起して次第に現前す。此の十を名けて殺生の後起と爲す。

所餘の業道は如應に當に知るべし。

難　說

貪等は能く加行爲るべからず。唯、心のみ起るも、加行卽ち

【五七】無表も云云。相手の命なきを以て打擲等の表業無用なりと言はば、同樣に無表に就ても爾かく言ひ得べき筈ならずや而も有情死し已りて無表の根本業道成ずるに非ずや。

【五八】二とは表・無表を云ふ。

【五九】又諸の業道は云云。以下十業道は互に加行となり後起となることを敍說す。今は順序に從ひて殺生業道を中心として敍す。

【六〇】或は衆生を殺して云云。鳥獸などを山神等に犧牲に供するをいふ。

【六一】設ひ勢力云云。親族などの間を割きて、自己の殺さんとする人を無援の地位に置くをいふ。

【六二】怨敵を殺し云云。以下は十業道の、他の十業道に對して、後起たるべきことを說く。

成ずるに非ず。唯、心をのみ起す時には未だ事を作さざるが故なり。

第四節　業道の加行等の三位と善・不善の三根との關係

第一項　不善業道と三不善根

三不善根と加行

[六三]又、經の中に說く、「苾芻、當に知るべし、殺に三種有り。一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には癡より生ずるものなり。乃至、邪見に三有ることも、亦、爾り」と。

問　此の中、應に說くべし、何れの相の殺生を貪より生ずと名くるやを。餘を問ふことも亦爾なり。

答　諸の業道は一切皆、三根に由りて究竟するには非ず。然れども其の加行は彼れと同じからず。

云何が同じからざる。

頌に曰はく、

[六四](68b)加行は三根より起る。(69a)彼れの無間に生ずるが故なり。

貪等三根より生ず。

論じて曰はく、不善業道の加行の生ずる時は、一一は三不善根に由りて起る。先の等起に依るが故に是の說を作す。

殺生の加行としての三根

殺生の加行の貪に由りて起るとは、[六五]彼の身分を得んと欲する

【六三】　又經の中に云云。十業道の差別を明す中、こは三根に約して差別を論ず。今は其の第一段として、第一に殺生等の惡を生ずる加行を明す。

經とは雜阿含三十七第一〇四九經（大正二、二七四頁中）

扨て其の大意に謂ふ。十業道に各三種有り。

(一)貪より起るもの。

(二)瞋恚より起るもの。

(三)癡より起るもの。

それ等は唯それ等三根を起緣と爲すのみにして、それに由りて究竟するには非ず。然れども、加行の業としては何れも上の如き三者より起るといふなり。今の「頌に曰はく」以下は之れを細說するなり。論は先づ最初に殺生加行の三根より起ることを提示したるなり。

【六四】　(68b) [prayogas tu trimūlajaḥ]

(69a) [tadanvayata utpādād,(?)

abhidhyādi trimūlajam].

舊譯—此前分三根生、

從レ彼次第生、

貪等三根生。

【六五】　彼の身分とは、その肉又は皮等をいふ。

が爲めに、或は財を得んが爲めに、或は戯樂の爲めに、或は親友と自身とを拔濟せんが爲めに、貪より殺生の加行を引き起すこと有るが如きをいふ。

瞋

瞋より起るとは、怨を除かんが爲めに憤恚の心を發して殺の加行を起すが如きをいふ。

癡

癡より起るとは、[六六]祠の中に、是れ法の心なりと謂ひて殺の加行を起し、又、諸の王等が世の法律に依りて怨敵を誅戮し、兇徒を除剪して大福を成ずと謂ひて殺の加行を起すが〔如きをいひ〕、又、[六七]波剌私にては是の如き說を作す、「父母の老いて病めるを若し命終せしめて困苦を免れ得しめば、便ち勝福を生ず」と。又、諸の外道には是の言を作す有り。「蛇・蠍・蜂等は人に毒害を爲す。若し能く殺さん者は便ち勝福を生ず。羊・鹿・水牛及び餘の禽獸は本、供食に擬するが故に殺すとも罪無し」と。又、邪見に因りて衆生を殺害すること有るが如きをいふ。此れ等の加行は皆癡より起る。

偸盗の加行としての三根

貪

偸盗の加行が、貪より起るとは、謂はく、所須に隨ひて盜の加行を起し、或は別の利と恭敬と名譽との爲めに、或は自身と親友とを救拔せんが爲めに、貪より偸盗の加行を引起するをいふなり。

瞋

瞋より起るものとは、謂はく、怨を除かんが爲めに憤恚の心

【六六】祠の中云云。印度には梵天等の天廟數多在りて、其の天廟を祭る時に牛羊を殺して犧牲とす。かかる習慣を妄信して祠の法なりとして行ふものなり。

【六七】波剌私は舊譯に波尸國とし、西域記第十一には波斯とす、之に因らば、こはペルシャ地方の風習を指すが如きも事實として明ならず。

を發して盜の加行を起すなり。

癡

癡より起るものとは、謂はく、諸の王等の世の法律に依りて惡人の財を奪ひながら、法として爾るのみ偸盜の罪無しと謂ふものなり。又、婆羅門は是の如きの說を作す。「世間の財物は、劫初の時に於て、大梵天王が諸の梵志に施したるを、後に梵志の勢力の微劣なるに於て、諸の卑族の爲めに侵奪せられ受用せられたり。今、諸の梵志が、世の他財に於いて、若くは奪ひ若くは偸みて、衣に充て食に充て、或は餘の用に充て、或は轉じて他に施すは、皆、己の財を用ふるのみにて、偸盜の罪無し」と。然も彼の取る時、他の物の想有り。又、邪見に因りて他の財物を盜む、皆、〔此を〕癡より盜の加行を起すと名く。

邪婬の加行としての三根

貪

邪婬の加行の貪より起るものとは、謂はく、他の妻等に於いて染著の心を起し、[六八]或は他財と名と位と恭敬とを求めんが爲に或は自身と他身とを救拔せんが爲に、貪著の心より婬の加行を起すをいふ。

瞋

瞋より生ずるものとは、謂はく、怨を除かんが爲めに憤恚の心を發して婬の加行を起すなり。

癡

癡より生ずるものとは、波剌私にて、母等に於いて非梵行を行ずるを讃し、又、[六九]諸の梵志の牛祠の中にて、諸の女男の牛禁を受持して、水を吸ひ草を齧みて、或は住し或は行じ、親疎を

【六八】或は他財と名と云云。所謂、色仕掛にて自己の利欲を充たさんとする計劃をいふ。

【六九】諸の梵志以下。舊譯に曰く、「又如下於二羅婆娑祠中一、有下餘女吸レ水嚙上レ草。是人行著二其親一、或著二姑姨姉妹同姓等一。又如二頻那柯外道說一、女人如二臼花菓熟食水渚道路等一」とあり。

挟ばずして隨つて遇ひ、隨つて合ふこと有るを讃ずるが如し。又、諸の外道は、是の如きの言を作す。「一切の女人は、臼・花・果・熟・食・階隥・道路・橋船の如し。世間の衆人は、共に受用すべし」と。

此れ等の加行は癡より生ずる所なり。

語四の加行としての三不善根

七〇 虚誑語等の語の四の業道の、貪・瞋より生ずるは、前に類して說くべし。

然れども、虚誑語の所有加行にして癡より生ずるものは、七一外論に言ふが如し。

七二若し人戲笑し、　嫁娶し、女と王とに對し、
及び命を救ひ財を救ふに因りて、　虚誑語するは罪無し。

又、邪見に因りて起す虚誑語・雜間語等所有の加行は、當に知るべし、一切癡より生ぜらるゝものなることを。

又、諸の七三吠陀及び餘の邪論は、皆雜穢語に攝し、加行としては癡より生ぜるものなり。

外　問　貪・瞋等の三は、既に加行無し。如何にして貪等より生ずと說くべきや。

答　三根より無間に生ずるを以ての故に、貪等も三根より生ずと說く可し。謂はく、或は時有りて、貪より無間に貪の業道を生ず。二よりするも、亦、然り。瞋と及び邪見との三よりするも

【七〇】虚誑語等四に關して敍ぶ。この業道の貪等二より生ずるは、前の殺生偸盜のより類推すべきなりとして略說し、今は唯癡を因とするもの一につきて敍し外道の論を引きて、論述に代ふ。

【七一】外論。舊譯に皮陀（Veda）言と言へり。

【七二】舊譯—
戲笑及女人、　娶レ婦并救レ命、
救レ財故妄語、　梵王說レ無レ害、
謂ふ心は、戲言の際と、嫁娶に際して、新夫新婦たるべき人を實際以上に吹き立つることと、女をくどく際と、國王に對してその怒を免るるが爲めに僞りを言ふと、乃至、身命や財施の亡失を防ぐ爲に、虚言するは罪ならずといふにあり。

【七三】吠陀（Veda）は舊譯に四皮陀とあり蓋し婆羅門教の古聖典にして、廣く印度思想界最古の文書なり。之に四有り。梨俱吠陀（Ṛg-veda）、沙摩吠陀（Sāma-veda）、夜柔吠陀（Yajur-veda）、阿闥婆吠陀（Atharva-veda）之なり。
四吠陀に就ての詳細は故木村博士著印度哲學宗教史に讓る。

亦爾り。

第二項　善業道と三善根

三善根と業道の三位

已に不善〔業道の三位〕が三根より生ずるを説きつ。善〔業道〕は復た云何。

頌に曰はく、

(69b)善は三位の中に於いて、[七四]　皆、三善根より起る。

論じて曰はく、諸の善業道の所有加行・根本・後起は、皆、無貪・無瞋・無癡の善根より起る所なり。善の三位は皆是れ善心の等起する所なるを以ての故に。善心は必ず三種の善根と共に相應するが故なり。

善の三位の相

此の善の三位は其の相、云何。

謂はく、前の不善の三位を遠離し惡の加行を離るるは、即ち善の加行なり。惡の根本を離るるは即ち善の根本なり。惡の後起を離るるは、即ち善の後起なり。

例示

且らく勤策の具戒を受る時の如し。來りて戒壇に入り、苾芻衆を禮して至誠に語を發し、親教師を請じて乃至一白二羯磨する等を、皆名けて善の業道の加行と爲す。第三羯磨の竟る一刹那の中の表・無表業を根本業道と名く。[七五]此より已後四依を説くに至り、及び[七六]餘の前に依りて相續し、隨轉する表・無表業を皆、後起と名く。

第三項　業道の究竟と三不善根

【七四】(69b) [śubhaḥ saprayogapṛṣṭhā alobhadveṣamohajāḥ].
舊譯—善業道前後、無貪瞋癡無。
業道の差別を三根に約して說く中の善性の生ずる三位を明す。一般にして曰へば、善の業道は前述の惡の業道に、凡てに於いて相反せること善の惡に逆反するが如し。是の如くにして惡の業道が三不善根より發する如く、善の業道は亦無貪、無瞋、無癡の三根より生ず。次に之れを加行・根本・後起の所謂三位に就きて言ふも、亦大體に於いて上述惡業道の場合を逆に考ふべきものにして、論の記述も亦之れに外ならず。謂く、惡の加行を遠離するは即ち善の加行なり。惡の根本を遠離するは即ち善の根本なり。後起も亦準じて知るべし。

【七五】此より以後云云。一白三羯磨（或は白四羯磨とも云ふ）によりて彌ゝ比丘戒を受け了りたるは、根本業道にして、それより、出家後は必ず次ぎの四依即ち四種の生活法を守るべきを說く、即ち（一）常乞食、（二）樹下坐、（三）著糞掃衣、（四）食塵棄藥なり。

【七六】餘の前に依る云云とは、前に白四羯磨作法にて受戒せしこの業道に依りて第二刹那已後、之を相續し隨轉する表・無表業は皆後起なりと。

三不善根と業道の究竟

七七先に說く所の如き諸の業道は、一切皆、三根に由りて究竟するに非ず。

何の根は何の業道を究竟するや。

頌に曰はく、

(70)殺と麁語と瞋恚との　究竟するは皆瞋に由る。
盜と邪行と及び貪とは、　皆、貪に由りて究竟す。
(71a)邪見は癡にて究竟す。　所餘は三に由ると許す。

瞋にて究竟する業道

論じて曰はく、惡業道の中、殺生と麁語と瞋恚との業道は、瞋に由りて究竟す。要らず顧る所無き極麁惡の七八心の現在前する時、此の三は成ずるが故なり。

貪にて究竟する業道

諸の不與取と欲邪行と貪との、此の三の業道は、貪に由りて究竟す。要らず七九顧る所有る極染汚の心の現在前する時、此の三は成ずるが故なり。

癡にて究竟する業道

邪見の究竟することは、要ず愚癡に由る。上品の癡に現前するに由りて成ずるが故なり。

三根にて究竟する業

虛誑と離間と雜穢との語の三は、一一が三根に由りて究竟すると許す。貪・瞋等の現在前する時、一一能く此の三をして成ぜしむるが故なり。

第五節　惡業道の處

【七七】先きに說く所云云。

(70) vadhavyāpādapāruṣyaniṣṭhā
dveṣeṇa, lobhataḥ
parastrīgamanābhidhyā-
dattādānasamāpanam.
(71a) mithyādṛṣṭes tu mohena,
śeṣāṇāṃ tribhir iṣyate.

舊譯—殺生瞋惡口、　成就皆由レ瞋、
邪婬貪欲盜、　由レ貪故究竟、
邪見由二無明一、　許二所餘由一レ三

第三段に業道の究竟を說く。爰に究竟といふは成辦又は終了の義にして、貪等三根に由りて業道の成辦し終了するを云ふ。

【七八】心の現在前とは、刹那等起して、業と俱時に起る心をいふ。

【七九】顧みる所あるといふは、前の瞋の後と先きを顧みることなきに反し、貪には思慮の雜るをいふなり。

悪業道と依處

[八〇]諸の悪業道は何れの處に起るや。

頌に曰はく、

(71b)有情と具と名色と、　名身等との處に起る。

論じて曰はく、前に說く所の如き四節の業道は、三と三と一と三と、其の次第に隨ひて、有情等の四處に於いて生ず。謂はく、殺等の三は有情處に起る。偸盗等の三は衆具處に起る。唯、邪見の一のみ名色處に起る。虛誑語等の三は名身等の處に起るなり。

[八一]第六節　特に、殺生業道と得罪

第一項　能殺者が、所殺者の同時又は前時に死する場合

能殺者が殺と同時前時に死する場合

[八二]加行を起して定んで他を殺さんと欲し、而も所殺生者と倶に死し、或は前に死することあらんに、亦、根本業道の罪を得ること有りや。

頌に曰はく、

(72a)倶に死すると及び前に死するとは、

根無し。依の別なるが故なり。

論じて曰はく、若し能殺者と所殺生[者]と倶時に命終し、或は前に在りて死するときは、彼れは定んで根本業道を得せず。

【八〇】諸の悪業云云。

(71b)[sattvā bhogā adhiṣṭhānaṃ nāmarūpaṃ ca nāma ca]

舊譯―衆生受用依、　名色及名聚。

業道の依處を說く。前節にて說ける殺生・麁語・瞋恚(以上第一節)と偸盗・邪婬・貪欲(第二節)と邪見(第三節)と虛誑語等・雜穢語・(第四節)との四節の業道の內、第一節の麁語と瞋恚は勿論非法に於て例へば風雨を罵倒する時等にも起せども、夫れ等は輕きが故に今は業道の處に攝せずして、唯有情の上に起すもののみをとりしなり。第二節の三は他の有情が受用する資具(妻妾をも含む)の上に起し、邪見は五蘊の法の因果を撥無するが故に、受想行識(名)と色との上に起し、最後の三は言を巧にして相手を首肯せしめ、或は罵詈する性質のものなるが故に、名身・句身・文身の上に起る。

【八一】舊譯卷一二、二四一頁下、正理卷四一、光記卷一六二五七頁中、以下參照。

【八二】加行を起し云云。

(72a) samaṃ prāg vā mṛtasyāsti na maulaḥ, anyāśrayodayāt.

舊譯―倶死及前死、　無根、別依生。

以下殺生し已るも、根本業道罪を成ぜざる場合を說く。能殺生者が殺生罪を成就する爲めには、(一)加行を起し、殺さんとすること。(二)その加行に果が現はれて殺生者の命根斷ずること。の二ヶ條を必要とするものなるが、此の二箇の條件具備すと雖も。

(イ)能殺者と所殺者が倶時に命終せる場合

(ロ)能殺者が所殺生者よりも前に命終せる場合

には根本業道を成ぜず。

蓋し、根本業道を成ずるは所殺生者の命根の斷ずる剎

故に、有るが問うて曰はく、頗し殺者にして殺の加行を越し、及び果を滿しむるも、而も彼が殺罪の爲めに觸れられざること有りや。

曰はく、有り。

云何。

謂はく能殺者が所殺生〔者〕と倶に死し、〔又は〕前に死するときなり。

何に緣りてか是の如くなる。

所殺生〔者〕は其の命猶存するを以て、彼の能殺生者をして殺罪を成ぜしむ可らざるが故に能殺者は其の命、已に終りて殺罪の得す可きに非ず。八三 別の依、生ずるが故なり。謂はく、殺の加行の依止する所の身は、今や已に斷滅して、別類の身同分の生ずること有りと雖も、〔こは〕罪の依止に非ざればなり。八四 此れは曾て未だ殺生の加行を起さざれば、殺の業道を成ぜんこと理として然るべからず。

第二項　能殺者が團體なる場合

團體行爲としての業道と得罪

八五 若し多人有り、集りて軍衆を爲し、怨敵を殺さんと欲し、或は獸を獵する等は、中に於て、隨つて一(ひと)りの殺生すること有らん時、何人か殺生の業道を成ずることを得るや。

頌に曰はく、

(72b)軍等の若し事を同じくするは、皆成ずること作者の如し。

那に在りと雖も、前の場合には所殺生の最後刹那の命根は未だ倘現在に在り、又後の場合には能殺生者は已に命終して、彼は已に後有身を受けて加行を施設せる所依身とはその依身を別にするが故に、二つの場合は倶に根本業道を成ぜず。

〔八三〕 別の依とは、中有身を指す。前の殺生業道を行じたる依身と異るが故に、別の依と名づくるなり。

〔八四〕 此れとは中有身をいふ。

〔八五〕 若し云云。

(72b) 〔sainikādyekakāryatvāt sarveṣāṃ asti kartṛvat〕.

舊譯—軍等同レ事故、　悉得如二作者一。

上來は主として個々に約して說明し來れるが今は進んで多くの有情の業道を成ずる事を說く。軍旅等の如きは各個人の融合體と見做すべきものにして、同一精神に支配さるるものなれば、その內の一人は軈がて他の凡てを代表すと認むべきなり。故に論も、一人が殺生する時は、他の各員も亦同樣に殺生罪を成ずと許せり。但し、その理由としては、論は各員が心を同じくし同一目的に向ひ、同一使命により統一せられたるものなるが故なりとせり。此の間に於いて、例へば國王の如き者の權力入り來て、衆者をして止むなく殺生等の事を成ぜしむる時にも、各員が之れを自覺的に意志して成ずる限り亦各殺生罪を成ず。

論じて曰はく、軍等の中に於いて、若し隨ひて一り殺生事を作すこと有らば、自ら作す者の如く、一切〔の人〕は、皆、殺生の業道を成ず。彼れ〔等〕は同じく許して一事を爲すに由るが故なり。一事を爲すに展轉して相教ふるが如し。故に一り殺生するときは餘も皆罪を得す。

若し他の力の逼りて此の中に入ること有んときも、因りて即ち同心せば、亦殺罪を成ず。八六唯、若し誓を立てて自ら要〔期〕して自の命を救ふ緣にも亦殺を行ぜざるもの有らば、〔之を〕除く。他の力に由りて逼られて此の中に在りと雖も、而も殺心無きが故に殺罪無ければなり。

第七節　業道を成ずる相

八七 第一項　殺生業道の相

以下、惡業道の個個の相違を述ぶ
殺生業道

八八 今、次に、業道を成ずる相を辯ずべし。謂はく、何の量に齊りて、名けて殺生と曰ふや。乃至、何に齊りて名けて邪見と爲すや。

且らく、先づ、殺生の相を分別せば、頌に曰く、

(73a)殺生は故思と他と、想と不誤殺とに由る。

論じて曰はく、要らず先づ殺さんと欲する故思を發し、他の有情に於て、他の有情の想ありて殺の加行を作し、誤らずして

【八六】唯若し云云。除外例なり。國王などに迫まれて、命令を聽かざれば、殺さるる恐あるを以て、止むを得ず殺生團體に入るとも、自身の手にては殺生せずと誓ふものは、この團體の中にありとも殺生罪を成ぜずとなり。

【八七】婆沙一一八（毘曇部十三、五五頁以下）、舊譯卷一二、二四二頁上、正理卷四二、光記卷一六、二五七頁下以下參照。

【八八】今次に云云。之より以下惡業道の個個に就てその成立する條件を明にす。第一に殺生、第二に偸盜、第三に欲邪行、第四に誑語、第五に離間語、第六に意業を明かす。且らく先づ殺生業道は五緣に依りて成ず。（一）には意志的なること（故思）。（二）には他の有情たること（他）。（三）には他の有情といふ自覺有ること（想）。（四）には殺生の加行を起すこと（加行）。（五）には人違ひ等なく、目懸くる者を殺すこと（不誤殺）。の五是れなり。舊の頌文は次の如し。

(73a) [prāṇātipātaḥ sam intyā-bhrāntyaiva paramāraṇam].

殺生有二故意一、他想不亂殺。

殺すに由る。謂はく、唯、彼れをのみ殺して漫に餘を殺さず。此れに齊りて名けて殺生の業道と爲す。

猶豫の場合

[八九]猶豫有りて殺すも、亦、殺生を成ず。謂はく、彼れは先づ殺さんと欲する所の境に於いて、心に猶豫を懷きて、[九〇]生とせんや非生とせんや、設し復是れ生ならば彼れとせんや彼れに非ずとせんやと、後に決志を起して、若くは是れとするも、若くは非ずとするも、我れ定んで當に殺すべしと、心に顧ること無きに由りて、若し有情を殺さば亦、業道を成ず。

刹那滅の理と殺生可能の問題

[九一]刹那滅の蘊に於いて、如何にして殺生を成ずるや。

第一師答

息風あるを生と名く。身心に依りて轉ず。若し〔是れを〕斷じて、更に續生せざらしむること、燈光・鈴聲を滅するが如くなること有るを、殺と名く。

第二師答

或は復生とは、即ち是れ命根なり。若し斷じて續かざらしむること有るを殺と名く。謂はく、惡心を以て他の命を隔斷し、乃至、一念も生くべきを生かざらしむ。唯、此にして餘に非ざるこそ殺罪の觸るる所なり。

命の所屬論

問 此の所斷の命(jīvita)は誰に屬すと爲んや。

答 [九二]謂はく、命が若し無くんば、彼れは便ち死者なり。

難 [九三]既に、第六〔轉の字〕を標す。我(ātman)にあらずして誰ぞ。

答 〔此の義は〕破我論の中にて當に廣く思擇すべし。[九四]故に、薄伽

【八九】 猶豫ありて云云。第三條件たる想に對する注意なり。即ち殺生業道の一條件は、當の有情といふ自覺あることとなれど、たとひ、それは不明瞭の場合なりとも、ともかく殺さんと決心して、而も誤まることなく、有情を殺さば、矢張り殺の業道を成ずとなり。

【九〇】 生とせんか、非生とせんか云云。暗夜に際しての場合の如きに起る疑心なり。

【九一】 刹那滅等。以下の問答、實疏は正量部の難とせり。正量部は色法に長時の四相を立て、刹那滅を許さざるが故に此を殺すことは理あれども、已に刹那滅と云ふ以上は殺すも意義をなさざれば、此の難を作る。即ち色蘊等が刹那滅なる限り、生ずると同時に滅するが故に、現在の色蘊などは殺すを要せずして滅せん、故に亦何を以て殺罪を成ぜんやといふ是れ問の意なり。答に二説有り。第一説は謂ふ。出入息の息風有るを生と名け、現在の息風を斷じ勢力を衰へしむる故に後念の息風を引く能はず。故に後念の息風は更に續生することなし。之れを殺と名くと。第二説は謂ふ、生は即ち命根なり。若し現在の命根を斷じて、未來の命根を續生せざらしむ、る是れ殺なりと。實疏に從へばこれが正義なりと。

【九二】 謂はく云云。右の疑問に對する答にして、命無くんば死せる所の者に屬す。

【九三】 既に云云。「誰に屬す」(kasya)とて、ka の第六屬格を用ゐる以上は必ず之を我と解せざれば、外に仕方なからんと難ずるなり。

【九四】 故に薄伽梵云云。この頌は本論の頌にあらず、引用頌なり、論第五根品の中にも引用せり。

梵所說の頌に曰はく、

九五 壽と煖と及び識と、　三法の身を捨する時、

捨せらるる身は僵仆し、　木の思覺無きが如し。

と。故に有根身を命有る者と名け、根無きを死と名く。其の理決然たり。

尼乾子の說

九六 離繋者は言ふ。「思はずして殺すも亦、殺罪を得。猶し火に觸るるとき、設ひ先に思ざるも、亦、燒害せらるるが如し」と。

論主の評

九七 若し爾らば、汝等、遇々他の妻を見、或は誤りて身を觸れんとき、亦應に罪有るべし。又、九八 善心の者が離繋の髮を拔くことも、或は師が慈心もて苦行を修することを勸むることも、或は施主に因る宿食の不消なること、此れ等も皆他を苦しむるの罪を受くべし。又、胎〔兒〕と母とは互に苦の因と爲れば、母と胎〔兒〕とは他を苦しむる罪有るべし。九九 又、所殺の者は、既に殺と合するは。亦、火の能く自依を燒くが如くなるべく、但だ能殺〔者〕のみ罪を得しむべからざらん。又、他を遣して殺すときには、殺罪無かるべし。火が火に觸るることを敎ふる者をば燒かざるが如ければなり。又、諸の木等も罪の爲めに觸られん。如、令等の崩るるとき亦、生を害するが故なり。一〇〇 又、唯だ喩のみにて義を立つることは、成ず可きに非ず。

一〇一 **第二項　偸盜業道の相**

【九五】 頌の舊譯。

命根煖及識、　若三棄捨身、
彼捨卽永眠、　如枯木無覺、

【九六】 離繫者は言ふ。離繫者とは Nirgrantha の譯にして尼犍子又は尼乾陀子ともいふ。卽ち所謂、耆那派(Jina)なり。この派は、佛教の何れかといへば動機論者たるに對して、結果論者として、たとひ動機なき結果に於て殺生することになれば、矢張り、殺生罪を構成すと主張するなり。(特にこの派は不殺生を高調す)

【九七】 若し云云。動機と結果との合致を以て、眞の業道と見る立場より、論主は喩によせて、その非理を明にしたるなり。

【九八】 善心の者が云云。この派は苦行を貴び、髮を拔く等のことをなす、此際、耆那の信仰者が、賴まれて修行者の毛髮を拔くは、動機に於ては善なるも、修行者を苦しむるといふ結果になるが故に、罪を構成すと言はざるべからざるに到らんとなり。

【九九】 又所殺の者云云。若し火が觸るる者を燒くが如く、譬ひ意志なきも、殺生は罪を得と言はば、火は觸るるものの外に自依たる木をも燒くが如くに、所殺者も亦同樣に、殺罪を得と言はざるべからざらんとなり。

【一〇〇】 又唯だ喩云云。之は要するに、單なる比喩のみては義理は立せず、宜しく之を眞に說明するの道理なかるべからずと難詰したるなり。

【一〇一】 婆沙卷一一三(毘曇部十二、三三五頁以下)舊譯卷一二二、四二頁中等參照。

偸盜業道の相

[一〇二]已に殺生を分別しつ。當に不與取を辯ずべし。

頌に曰はく、

(73b)與へられざるに他の者を取るは、　力と竊とにて取りて己に屬せしむることとなり。

論じて曰はく、前の不誤等は其の所應の如く[一〇三]後門に流至するが故に、重ねて說かず。謂はく、要らず先づ盜まんと欲する故思を發し、他物の中に於て他物の想を起し、或は力をもて、或は竊に、盜の加行を起し、誤らず取りて己の身に屬せしむ。此れに齊りて名けて不與取罪と爲す。

結罪の處

若し[一〇四]窣堵波の物を盜取すること有らば、彼れは如來に於いて偸盜罪を得す。佛の涅槃に入らんと欲する時に臨みて世間を哀愍し、總じて所施を受けしを以てなり。

[一〇五]有餘師は說く、「守護の者に望む」と。

[一〇六]若し無主の伏藏を掘取するもの有らば、國主の邊に於いて偸盜罪を得す。[一〇七]若し諸の廻轉物を盜取すること有るものにして、已に羯磨を作せるものならば、界內の僧に於いてし、若し羯磨を未だ成さざるものならば、普く佛弟子に於いて偸盜罪を得す。

餘は例して應に思ふべし。

欲邪行の業道の相

[一〇八]第三項　欲邪行の業道の相

[一〇九]已に不與取を辯じつ。當に欲邪行を辯ずべし。

【一〇二】已に殺生云云。第二に不與取卽ち偸盜の業道を成就するの條件を明す。大體に於て前記、殺生業道の條件に準ずるものとす。

【　】(73b) [adattādānaṃ parasvasvī-karaṇaṃ balacchalāt].

舊譯—偸盜於二他物、　力闇取屬レ己。

【一〇三】後門に流至すとは、殺生業道の相を說ける頌中の不誤等の條件は、後迄も通ずといふ意味なり。

【一〇四】窣塔波(stūpa)とは舊譯、藪抖波とあり或は塔と言ふ。この塔の物を盜むは、直接、佛の物をとるにあらざれど、塔は佛の慈悲心による結果なれば所詮は、佛に於て罪を結ぶことになる。

【一〇五】有餘師云云。塔を守護する人に於て盜罪を結ぶと。

【一〇六】若し無主の云云。地中に埋沒しゐるものを、無斷に發掘する場合をいふ。

【一〇七】若し諸の廻轉物云云。亡僧の所有物を廻轉物と名く。他比丘に廻轉すべき物なればなり。僧衆が、ここの僧團に屬する廻轉物なりと定言したるものを已に羯磨したるものといひ、未だ其手續に及ばざるを未羯磨といふ。

【一〇八】婆沙卷一一三(毘曇部十二、一二三六頁)、舊譯卷一二、二四二頁中、正理卷四二、光記一六、二五九頁下等參照。

【一〇九】已に不與取云云。第三に欲邪等の相を說く。欲邪行卽ち邪婬に四種有り。(一)行ずべからざる女に於てすること。(二)自分の妻たりと正當の處に於いてせざるとき。肛門、口等に於いてする如きなり。(三)正當と許すべき場所に於いてせず。寺・舍利なき塔・逈處・街道等顯はの場所　於てする如し。(四)自らの妻たりとも時ならぬ時に於いて

頌に曰はく、

(74a)欲邪行に四種あり。行ずべからざる所の行を行ず。

欲邪行の四種

論じて曰はく、總じて四種の不應行を行ずるあり、皆、名けて欲邪行罪と爲すことを得。〔四種とは〕一には非境に於いて不應行を行ずるもの。謂はく、他の所攝の妻妾、或は母、或は父、或は父母の親、乃至、或は王の守護する所の境に於いて行ずるものなり。二には非道に於いて不應行を行ずるもの。謂はく、自の妻の口、及び[二〇]餘の道に於いてするなり。三には非處に於いて不應行を行ずるもの。謂はく、[二一]寺中、[二二]制多、[二三]逈處に於いてするなり。四には非時に於いて不應行を行ずるもの。

時に、非時の意

非時とは何といふに、謂はく、[二四]懷胎の時、[二五]兒に乳を飲ましむる時、齋戒を受る時には、設ひ自らの妻妾なりとも、亦、邪行〔罪〕を犯すなり。

異說

[二六]有るは說く、「若し夫が齋戒を受くることを許しながら、而も所犯有るを方に非時と謂ふ」と。

誤りて行じたる場合

[二七]既に不誤の言は、亦、此にも流至すといひたり。〔故に〕、若し他〔人〕の婦に於いて、是れ己の妻なりと謂ひ、或は己れの妻に於いて謂ひて他の婦なりと爲し、[二八]道と非道等と但だ誤心有るときは所行有りと雖も、而も業道に非ず。

問

[二九]若し此の他の婦に於いて餘の他の婦の想を作して、非梵行を

するとき。例へば懷胎時の如し。之れ等は凡て欲邪行にして、惡業道を成ずる所なるが、その場合に何れも、前の殺生業道の場合に明せる如き條件を具すべきものなること言を須ゐず。

(74a) [agamyāgamanaṃ kāmamithyācāraś caturvidhaḥ].

舊譯—行二非行一邪婬、說三此有二四種一。

[二〇] 餘の道。舊譯に下道とす。例せば肛門の如し。

[二一] 寺中等。舊譯に露處、支提處、修梵行處とす。

[二二] 制多(caitya)とは、靈廟と翻ず。

[二三] 逈處(abhyavakāśa)とは、閑靜なる處、卽ち修道者の住すべき處。

[二四] 胎兒を損するが故なり。

[二五] 乳のみ兒のある時に不應行を行ずれば、乳汁を減ずるが故なり。

[二六] 有るは說く等。妻が夫の許可を得ず勝手に齋戒を受けつつある時は、犯すも罪を構成せずとなり。

[二七] 既に不誤の言云云。誤らずして行ずるといふ條件は、この欲邪行にも適用せらるといふ義。故に誤解して行ずる時は業道を成ぜず。

[二八] 道と非道等とは、生殖器を道といひ、口や肛門の如きを非道といひ、等とは、非處非時を指す。

[二九] 人違ひして非梵行を行ずる場合に業道を成ずるや。

行するときは、業道を成ずるや。

第一答 有るは說く、「亦、成ず。他の婦に於いて婬の加行を起し、及び受用するを以ての故なり」と。

第二答 [一二〇]有るが說く、「成ぜず。殺の業道が此に於いて加行を起して、餘に於いて究竟するが如くなるが故なり」と。

比丘尼を犯すの罪 苾芻尼に於いて非梵行を行ずれば、何の處に從ひて業道を得すと爲んや。

此は國王に從ふ。忍許せざるが故なり。自の妻妾に於いても齋戒を受くる時は尙行ずべからず。況んや出家者をや。

童女を犯すの罪 若し童女に於いて非梵行を行ぜば、何の處に從ひて業道を得すと爲んや。

若し已に他に許せるものならば所許の處に於いてし、未だ他に許さざるものならば[一二一]能護の人に於いてす。

[一二二]此れも、及び所餘も、皆、王に於いて得す。

第四項 虛誑語の業道の相、附、見聞覺知論

虛誑語 [一二三]已に欲邪行を辯じつ。當に虛誑語を辯ずべし。

頌に曰はく、

(74ab)染をもて異想し發言して、　義を解するは虛誑語なり。

論じて曰はく、所說の義に於いて異想し發言し、及び所誑者が所說の義を解して、染心して誤らざれば、虛誑語を成ず。

【一二〇】有るが說く云云。恰も甲を殺さんとの加行を起して、誤りて乙を殺す際は殺生業道を成ぜざるが如くこの場合も亦爾りといふ義。

【一二一】能護の人とは父母、又は保護者をいふ。

【一二二】此れも云云。童女の能護の人あるも、能護の人なきも犯すことは、國王の禁ずる處なればなり。

【一二三】已に欲邪行云云。第四に虛誑語の相を說く。虛誑語は四緣を具して業道を成ず。(一)說かんと欲する事柄に關し心と違へることをいふこと。(二)誑さるべき人に、その誑す事柄が通じて、首肯せしむること。(三)染心ありて(一)の條件に順ずること。(四)相手事柄俱に誤らざること。

(74ab) anyasamjñoditam vākyam
arthābhijñe mṛṣāvacaḥ.

舊譯—別想說二此言一、於二解義一妄語。

疑問 若し所誑者が、未だ言義を解せずんば、此の言は是れ何。

答 是れ[一二四]雜穢語なり。

問 既に[一二五]虚誑語は是れ所發の言なり。〔而も〕多字有りて言を成ず。何の時にか業道を成ずるや。

答 最後の時と倶に生ずる表の聲と、及び〔その〕無表業と、此れが業道を成ず。或は隨つて何の時にても、所誑〔者〕が義を解するときの表・無表の業、此れが業道を成ず。前の字と倶に行ずるは、皆、此の加行なり。

義解に對する疑問 [一二六]所言、義を解すとは、定んで何れの時に據るや。已に聞きて正しく解するに據りて解すと名くと爲んや。正しく聞きつつ、能く解するに據りて解すと名くと爲んや。

徵 若し爾らば何の失かあるや。

双難 [一二七]若し已に聞きて正しく解するに據りて解すと名けんか。言の詮はす所の義は意識の所知なり。語表は耳識と倶時に滅するが故に、此の業道は唯、無表のみを成ずべし。若し正しく聞きつつ能く解するに據りて解すと名けんか。失有る無しと雖も、然も未だ了知せざれば、如何が正しく聞くを能く解すと名く可き。

論主通 [一二八]言義を善くする者の迷亂の緣無くして、耳識が已に生ずるを

又通 名けて能解と爲す。[一二九]如し失無くんば、應に取りて宗と爲すべし。

傍論見・聞・覺・知の意義 [一三〇]經に諸の言を說くに略して十六有り。謂はく、「不見・不聞・不

【一二四】雜穢語は舊譯に無義語とす。

【一二五】虚誑語は勿論多字より成立すれども、その中に在りて最後の時に生ずる表・無表が、その業道を成ず。或は所誑者が、虚誑語の意義を解したる位の表・無表業が業道を成ず。それ等以前の諸多の表・無表は凡て加行に攝す。

【一二六】所言義を解す云云。聞き了りて心に會得したるを解すといふや、將に聞きつつ解し行く經道を解すといふやとの疑問なり。

【一二七】若し已に聞きて云云。双關論法の難なり。若し聞き了りて心に會得するを解と名くとせば、此際は已に語表なきを以て、之に依りて成ずる業道は無表のみなるべし。

若し聞きつつ、解し行く經道を解すと言はば、一應は無難なるべきも、事實としては、聞き了らず從つて心に凡てを會得せざるを解と言ひ難かるべしと。

【一二八】言義を善くする者等。言葉の義理を理解し得る能力ある人に對して發言 而も其際、別段にその理解を妨ぐる事情もなき時は、その人の耳識を生ずる時を解といふとなり。卽ち前の双關難の中間をとりて答としたるなり。

【一二九】如し失無くんば云云。汝の提出したる二解中、何れにても失なき方をとりて正義とせよと放したるなり。

【一三〇】經に諸の言云云。虚誑語を說明したる序でに、之を關連して、經中にある見・聞・覺・知の意義を明にせんとする一段なり。經とは長阿含卷第八衆集經（大正一、五〇頁中）の一文なり。曰く、（復有二四法一、謂四不聖語、不レ見言レ見、不レ聞言レ聞、不レ覺言レ覺、不レ知言レ知。復有二四法一、謂四聖語、見則言レ見、聞則言レ聞、覺則言レ覺、知則言レ知」と。

覺・不知の事の中に於て、實に見る等と言ひ、或は所見・所覺・所知の事中に於いて不見等と言ふ。是の如き八種を非聖の言と名く。若し不見乃至不知に於いて不見等と言ひ、或は所見乃至所知に於いて實に見る等と言ふ。是の如き八種を名けて聖言と爲す」と。何等を名けて所見等の相と爲すや。

頌に曰はく、

(75)[131]眼と耳と意識と幷びに、　餘の三の所證に由りて、
　次第の如く名けて、　所見・聞・知・覺と爲す。

毘婆沙師の解

論じて曰はく、「毘婆沙師は是の如き說を作す。「若し境あり、眼識に由りて證せらるるを所見と名け、若し境あり、耳識に由りて證せらるるを所聞と名け、若し境あり、意識に由りて證せらるるを所知と名け、若し境あり、鼻識・舌識及び身識に由りて證せらるるを所覺と名く。[132]然る所以の者は、香・味・觸の三は無記性なるが故に、死して覺無きが如くなるが故に、能證者に偏に覺の名を立つ」と。

問

[133]何の證ありて然りと知るや。

毘婆沙師の答

經と理との證に由る。

(一)經證

[134]經に由ると言ふは、謂はく契經に說く。「佛、大母に告ぐ、汝が意に於て云何。諸の所有の色は、汝の眼見にあらず。汝の曾見にあらず、汝の當見にあらず、見んと希求するところにあら

四非聖語と四聖語とに關しては、婆沙卷一七一、(毘曇部十五、三六二頁以下)參照。

【一三一】(75) cakṣuḥśrotramano-
vijñānānubhūtaṃ tribhiś ca yat
tad dṛṣṭaśrutavijñātamatam
uktaṃ yathākramam.

舊譯―眼耳及意識、　所レ證並餘三、
此名ニ見聞知一、　次第或說レ覺、

此の一頌は解の字に對する疑義に關聯して附論として、見・聞・覺・知の四の意義を說くなり。

【一三二】然る所以の者云云。見・聞・知に對しては、それぞれ一定の境あるに反し、覺の對象として、香・味・觸の三を含む所以を明かにしたるなり。謂ふ心は、香・味・觸の三は、力弱く無記性なるが故に、特に所嗅・所味などと言はずして、總稱して、經驗者の心的狀態より、之を所覺といへるなりと。

【一三三】何の證ありて云云。經部は見・聞・覺・知を毘婆沙師の如くに解せざるを以て、先づ、その所覺の解釋に對して難詰の第一矢を放ちたるなり。

【一三四】經に由る云云。雜阿含第十三、第三百十二經(大正二、八九頁下)に出づ。但し、此の經には、大母を摩羅迦舅(Māluṅkyā)とせり。

す。汝、此に因りて、欲を起し貪を起し親を起し愛を起し[一三五]阿賴耶(ālaya)を起し[一三六]尼延底(nikānti)を起し耽著(adhyeṣaṇā)を起すとせんや、不や。

[一三七]〔大母答ふ〕爾らず大德よ。

〔佛告ぐ〕諸の所有の聲は、汝が耳聞にあらず。——廣說、乃至。

諸の所有の法は、汝が意知にあらず。——廣說、乃至。

〔大母答ふ〕爾らず大德よ。

〔佛〕復た大母に告ぐ、汝、此の中に於て應に知るべし、所見には、唯だ所見のみあり、應に知るべし、所聞・所覺・所知には唯だ所聞・所覺・所知のみあることを」と。

[一三八]此の經に、旣に、色・聲・法境に於いて、說いて所見・所聞・所知と爲せり。此に准ずるに、定んで香等の三境に於て、總合して一の所覺の名を建立し〔たるを知るべし〕。若し然りと許さずんば、何をか所覺と名けん。

(二)理證

[一三九]又、香・味・觸は所見等の外に在りとすれば、彼の三境に於いて言說を起さざることとなるべし。是を名けて理と爲す。

論主破斥

[一四〇]此の證は成ぜず。且らく經は證に非ず、經の義は別なるが故なり。此の經の中には、世尊は、見等の四の所言の相を決判せんと欲する爲めには非ず。[一四一]然るに此の經の所說の義を見るに、

【一三五】阿賴耶(ālaya)は執藏と翻ず、拘泥といふ位の義。

【一三六】尼延底とは執取と翻ず。執着の義。

【一三七】爾らず大德よ。大母の答なり。

【一三八】此の經に旣に云云。右の經說を通觀するに、佛は色に關しては現見・曾見・當見といひて見の字を用ゐ、聲に關しては、現聞・曾聞・當聞といひて、聞の字を用ゐ、法に關しては、意知等といひて、知の字を用ゐたり。然らば殘る覺といふ語は、色・香・法以外の香・味・觸に適用せらるるといふ外に解し方なからんとなり。

【一三九】又、香味觸云云。右の經證に對する理證にして、右經には特別に香味觸に關して述べずと雖も、而も尙自らその中に含まるるものと見ざるべからず、何んとなれば、若し香・味・觸を所見・所聞・所知・所覺以外のものに置きたりとすれば、此の經は、香・味・觸に就ては、遂に述べざる不盡理のものとなるべければなり。

【一四〇】此の證は成ぜず云云。毘婆沙師の所謂經證は、眞正のものにあらず、何んとなれば佛の眞意は、婆沙師の解釋したるが如きものにあらざればなり。

【一四一】然るに云云。此經の眞意は、彼れ大母に勸むるに、六境の見・聞・覺・知に於て、ただ之を見・聞・覺・知のままにし置いてそれに對して、愛憎の念を附すべからずといふにあるのみにて、學問的に見・聞・覺・知のことを說明せんとするにあらずとなり。

謂はく、佛は彼に、「六境の中に於いて及び見等四の所言の事に於いては、應に但だ所見等の言のみありと知るべし。愛・非愛の相を增益すべからず」と勸むるなり。

有部の問

若し爾らば、何の相をか所見等と名くるや。

有餘師の解釋

有餘師は說く、「若し是れ五根の現に證する所の境ならば、名けて所見と爲し、若し他の傳說ならば、名けて所聞と爲し、若し自心を運び種種の理を以て比度して許す所ならば名けて所覺と爲し、若し意の現に證する所ならば、名けて所知と爲すなり。五境の中に於ては、一一に見・聞・覺・知の四種の言說を起し得容し。第六の境に於ては見を除きて三有り。[一四二]此に由りて覺の名は目くるに所無きに非ず、香等の三境は言說無きに非ざるなり。故に彼の理言も亦、理無しとす」と。

軌範師の解

[一四三]先軌範師は是の如き說を作す、「眼の現に見る所を名けて所見と爲し、他に從ひて傳聞するを名けて所聞と爲し、自ら已心を運びて諸の思構する所を名けて所覺と爲し、自ら內に受くる所及び自ら證する所を名けて所知と爲す」と。

且らく傍言を止めて、應に正論を申ぶべし。

發語に由らざる虛誑語

[一四四]頗し身異想を表する義に由り、發語に由らずして虛誑語を成ずること有りや。

有部の答

[一四五]曰はく有り。故に論に曰はく、「頗し身を動かさずして、殺生

【一四二】此に由りて云云。右の如く見・聞・覺・知の語を、解釋すれば、覺といふ語は別段に香味觸に限らざるも、立派に用ゐ所あり。又、香・味・觸の三は必ずしも覺と言はざるも、立派に說かれてある譯となる。從つて此點より香味觸と覺とを連絡せんとしたる汝の所謂正證も成立せずとなり。

【一四三】先軌範師。を光記は瑜伽を學ぶ論者とし、寶疏は之を論主が經部師の義を述ぶとせり。

【一四四】以上の傍論を止めて、再び虛誑語の解說に返り、語を發せずして虛誑語を成ずる場合を論ず。

【一四五】以下の答へは、正しく、婆沙卷一一八、末（毘曇部十三、五九頁）にある三の頗問答を其の儘、流用せしなり。

罪に觸るること有りや。曰はく有り。謂はく發語なり。頗し發語せずして誑語罪に觸るること有りや。曰はく有り。謂はく身を動かすなり。頗し身を動かさず語を發せずして二罪觸れらること有りや。曰はく、有り。謂はく、[一四六]仙人の意に憤ると及び[一四七]布灑他の時なり」と。

論主難絶す

[一四八]若し身を動かさず、亦語をも發せずんば、欲〔界〕には無表にして、表を離れて生ずること無きに、此の〔仙人と布薩と〕の二〔の場合〕のみ如何ぞ業道を成ずるを得んや。是の如きの難に於て劬勞を設くべし。

第五項　雜間語・麁惡語・雜穢語の業道の相

離間語　麁惡語　雜穢語

[一四九]已に、虛誑語を辯じつ。當に餘の三の語〔業道〕を辯ずべし。頌に曰はく、

(76)染心をもつて他を壞する語を、說きて離間語と名く。非愛は麁惡語なり。諸の染は雜穢語なり。

(77a)餘の說く「三に異なる染にして、佞と歌と邪論と等となり」と。

離間語

論じて曰はく、[一五〇]若し染汚の心をもつて他を壞する語を發するときは、若し他は壞するとも、壞せずとも、俱に離間語を成ず。[一五一]解義と不誤とは此の中にも流至す。

麁惡語

[一五二]若し染心を以て非愛の語を發し他を毀呰するときは、麁惡語

【一四六】仙人の云云。仙人は憤りて心にて呪咀する時は、恐るべき結果を生ずとは古來よりの信仰なりき。之れ發語もせず、身を動しもせずして殺生する例なり。

【一四七】布灑他（poṣadha, upavasatha）とは、布薩の時に罪ありながら默然として、懺悔せざるは、發語もせず身を動しもせずして、誑語を犯す例なり。

【一四八】若し果して仙人の意憶が能く身動・發語なくして殺罪を成し、又布灑他の時發語せずして虛誑語罪を成ずることありとせんか。欲界の無表は表を離れて生ぜずと說と矛盾に陷らんといふに在り。

【一四九】已に云云。此一段は語四中、離間語、麁惡語、雜穢語の三惡語の業道を成ずるの條件を一括して說明する段なり。六句の中、初の二句は離間語を說明し、第三句は麁惡語を明し、第四句は雜穢語を明したるものとす。第五第六句は雜穢語に對する異說を擧げしものなり。

(76) paiśunyaṃ [parabhedāya kliṣṭacittasya bhāṣaṇam], pāruṣyam[apriyam], sarvaṃ kliṣṭaṃ bhinnapralāpitā.

(77a) [tato 'nyat kliṣṭam anye tu] lapanāgitanāṭyavat kuśāstravat.

舊譯――破語有二染心一、所レ說壞二他愛一、惡語非二他愛一、諸染非二應語一、餘說異レ三染、佞悲歌等曲、邪論。

【一五〇】若し染汚の心等。離間語の成立する條件に四あり。(一)染汚心より發す。(二)他を壞する語を發す。(三)他人、發語の義を理解す。(四)壞せんとする對象を誤まらずして發すること。

と名く。[一五三]前の染心の語は此に流至するが故なり。解義と不誤とも亦前と同じ。謂はく本、期心して罵らんと欲せられし者が、所說の義を解するとき、業道方に成ずるなり。

雜穢語

一切の染心にて發せらる諸語を、雜穢語と名く。

所以は何ん。染にて發せらるゝの言は、皆雜穢語なるが故なり。[一五四]唯だ前の「語」の字のみ、此の中に流至す。

雜穢語に關する異解

有餘師は說く「虛誑等の前の三種の語と異る所有の一切の染心の發する言を、雜穢語と名く。此れは、謂はく佞と歌と及び邪論等となり。佞とは、謂はく、諂佞なり。苾芻有り。邪命を懷に居きて諂佞の語を發するが如し。歌とは、謂はく、歌詠なり。世に人有り、染汚心を以て諷吟・相調し、及び、倡妓者の他の情を悅ばしめんが爲めに、染汚心を以て諸の詞曲を作すが如し。邪論と言ふは、謂はく、廣く諸の不正見なる所執の言詞を矜說するなり。等とは謂はく染心にて發せらる悲歎及び諸の世俗の戲論の言詞なり。

〔是れは要するに〕、但だ、前の三の染心の發する所と異るものは、一切皆是れ雜穢語に收むるなり」と。

歌詠に對しての難通一

輪王の現はるる時も亦歌詠有るに、如何にして是れは雜穢語に收めざるや。

【一五一】解義と不誤云云。前に誑語の條件として擧げたる右の二條件はここにも適用せらるといふ義。

【一五二】若し染心を以て云云。麁惡語の成立する條件にも四あり、(一)染汚心。(二)非愛語。(三)解義。(四)不誤。

【一五三】前の染心云云。頌文に離間語を說明して「染心をもつて云云といへるが、その染心といふ條件はここにも適用さるるを以て、長行に若し染心を以て非愛の語云云と解したるなりといふ義。

【一五四】前即ち頌文の第一句の「染汚を以て他を壞する語」と言ふ中の「語」と言ふ字が、第三句の「諸の染語は……」は雜穢語なり」の句中にも流用され、「諸の染語は雜穢語なり」となるとなり。

彼の語は出離の心より發するに由り、能く出離を引く。染心に預るに非ず。

通二　有餘師は言ふ、「爾の時にも亦嫁娶等所發の染言を成ずること有れども、過の輕きに由が故に、業道を成ぜず」と。

第六項　貪・瞋・癡の業道

意の三業

一五五 已に三語を辯じつ。當に意の三を辯ずべし。

頌に曰はく、

(77b)他の財を惡欲するは貪なり。(78a)有情を憎むは瞋恚なり。
善惡等を撥する見を、邪見業道と名づく。

貪　論じて曰はく、他の財物に於いて惡欲するを貪と名く。謂はく、他の財に於いて非理に欲を起し、如何にして彼を我に屬せしめ、他［のもの］に非ざらしめんかと、力と竊との心を起して、他の物を耽求す。是の如き惡欲を貪業道と名く。

貪に對する異解一　有餘師は言ふ、「諸の欲界の愛は皆貪業道なり」と。所以は何。一五六 五蓋經の中に、貪欲蓋に依りて佛は應に此の世間の貪を斷ずべしと說けり。故に知る、貪の名は總じて欲の愛を說くものなるを。

異解二　有るは說く、「欲の愛は盡く貪と名くと雖も、而も皆業道を成ずとは說く可からず、此の惡行の中には麁品を攝するが故なり。

【一五五】已に三語云云。以下、意の三たる貪・瞋・邪見の三業道を明にす。第一句は貪、第二句は瞋、第三第四は邪見を明にしたるものとす。

(77b) abhidhyā yā parasve
niṣamā spṛhā

(78a) vyāpādaḥ sattveṣu
dveṣaḥ
nāstidṛṣṭiḥ śubhāśubhe
mithyā dṛṣṭiḥ

舊譯――貪欲者、他財不平欲、瞋恚者於二衆生一於二善惡一無レ見、邪見。

【一五六】五蓋經云云。雜含卷第廿九（大正二、二〇六頁上）息念觀を明す中に「或空露地端身正座、繫二念面前一斷二世貪愛一離欲清淨、瞋恚睡眠掉悔疑斷度諸疑惑、於諸善法、心得決定遠二離五蓋煩惱一云云」と言へるが如し。

輪王世と及び北倶盧〔洲〕の起す所の欲貪は、貪業道を成ずることと勿ればなり」と。

瞋

有情の類に於いて、憎恚するを瞋と名く。謂はく、他の有情に於いて傷害の事を爲さんと欲するなり。是の如き憎恚を瞋業道と名く。

邪見

善惡等に於いて惡見をもつて撥無する、此の見を名けて邪見業道と爲す。[一五七]經に說くが如し。「施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行も無く、妙惡行の業果たる異熟も無く、此の世間無く、彼の世間無く、母無く父無く、化生の有情無く、世間に沙門或は婆羅門、是れ阿羅漢も無し」と。彼の經は、具さに謗業と謗果と謗聖との邪見を顯はす。

此の頌は[一五八]初をのみ擧げ、等の言に後を攝したるなり。

【一五七】經とは雜阿含經三十七、第一〇三九經(大正二、二七一頁下)に云く、「不レ捨二邪見一顚倒如レ是見、如レ是說、無レ施、無レ報、無レ福、無二善行惡行一、無二善惡業果報一、無二此世一、無二他世一、無二父母一無二衆生一。世間、無下世阿羅漢等趣二等向一二此世他世一、自知作證、我生已盡、梵行已立、所作已作、自知不レ受二後有一」と。又、中阿含卷三、思經に曰く、「邪見、所見顚倒、如是見、如是說、無レ施、無レ齋、無レ有二呪說一、無二善惡業一、無二善惡業報一、無二此世他世一、無レ父、無二母、世無下眞人、往二至善處一、善去、善向、此世彼世、自知自覺、自作證成就遊上」と。(大正一、四三七頁下參照)これ即ち六師の一人たる Ajita Kesakambalin などの主張する所にして、一般に順世(Lokāyata)派と稱せらるる派は、かかる意見を主張せり。

【一五八】初めのみをあげ等の言に後を攝すとは、邪見中には、善惡の因果を撥無する邪見のみを明示し後に說く謗業・謗果・謗聖等の義は善惡等と言ふ等の字中に攝したりとなり。

昭和十年六月十五日印刷
昭和十年六月二十日發行
昭和十三年九月十日再版

不許複製

國譯一切經 毗曇部 廿六

【改正定價金一圓廿五錢】

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者 長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十
株式會社 大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝三九四四番

製本所　兩角製本所

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 8760